



東北大学

TOHOKU UNIVERSITY

東北大学大学院法学研究科・法政理論研究専攻
博士学位論文

政権与党としての急進右翼政党の
応答性・責任・能力

—西欧を中心とする比較分析—

Responsiveness, Responsibility, and Capacity of Radical
Right Parties as Ruling Parties: Comparative analysis with a
focus on Western Europe.

令和4年度（2022年度）

譚 天

My sincere and deepest gratitude goes to my supervisor, for his continuous support, patience, and invaluable feedback.

Thanks should also go to my parents, whose love and encouragement are with me in whatever I pursue.

Lastly, my special thanks goes to the fanatical ultra-nationalist emotions in myself about twenty years ago, which inspires my long-lasting academic interest in Radical Right Politics.



政権与党としての急進右翼政党の
応答性・責任・能力
—西欧を中心とする比較分析—

Responsiveness, Responsibility, and Capacity of Radical
Right Parties as Ruling Parties: Comparative analysis with a
focus on Western Europe.

目次

本稿で扱う各国の主要な政党・運動・組織一覧.....	6
序 論 問題の所在と本研究の目的.....	13
I. 導 入	13
II. 本稿の研究対象と目的.....	14
III. 本稿の構成と内容紹介.....	14
第一部	18
研究動向および理論的枠組み.....	18
第1章 戦後西欧急進右翼政党の発展過程とそれに伴う定義の変遷.....	19
1.1 戦後西欧における急進右翼政党の「3つの波」	19
1.1.1 「第1の波」(1940年代末～1950年代半ば)：右翼過激主義政党の復活....	20
1.1.2 「第2の波」(1950年代半ば～1980年代半ば)：新急進右翼政党の躍進....	20
1.1.3 「第3の波」(1980年代半ば～2000年代初頭)：ポピュリスト急進右翼政党の定着	23
1.2 最小限定義としての急進右翼政党.....	27
1.3 「第4の波」(2000年代以降)：急進右翼政党の主流化／与党化	31
第2章 応答性—責任のジレンマと政党政治の分岐化.....	39
2.1 政党の応答性、責任および答責性.....	39
2.2 応答性—責任のジレンマと政党政治の分岐化.....	41
2.3 分岐化しつつある政党政治の中の急進右翼政党.....	45
2.4 西欧以外の事例からみる急進右翼政党の応答性と責任.....	46
2.4.1 ギリシャ.....	47
2.4.2 ポーランド.....	47
2.4.3 ハンガリー.....	48
2.4.4 スペイン、ポルトガル.....	50
第3章 政党間競争における急進右翼政党の応答性と責任.....	52
3.1 政党間競争をめぐる諸理論.....	52
3.1.1 空間競争モデル vs. 争点競争モデル	52
3.1.2 争点所有権論.....	53
3.1.3 顕出性理論.....	53
3.1.4 争点アントレプレナーシップ論.....	55
3.2 折衷主義時代の政党政治と争点競争モデル.....	55
3.3 争点収益力モデルの下での急進右翼政党.....	58
3.4 急進右翼政党の左翼権威主義的な橋架け争点.....	61
第4章 左派政党の凋落と政党間競争における地殻変動.....	76

4.1	需要側に生じた新たな変化.....	77
4.1.1	社会的側面.....	77
4.1.2	経済的側面.....	78
4.1.3	政治的側面.....	82
4.2	供給側に生じた新たな変化—社会民主主義政党の応答性—責任のジレンマ.....	85
4.3	政策位置の変化に伴う左派政党の凋落.....	92
4.4	左派陣営の弱体化・断片化による急進右翼政党の躍進.....	95
第二部	96
急進右翼政党の応答性	96
第5章	計量分析からみる左翼権威主義化した急進右翼政党の躍進.....	97
5.1	データベース.....	97
5.2	説明変数—左翼権威主義指数.....	98
5.3	応答変数、統制変数と分析方法.....	102
5.4	重回帰分析の結果.....	103
第6章	ファシズム、ナチズムの残滓としての左翼権威主義.....	109
6.1	概観.....	109
6.2	イタリア.....	120
6.2.1	「イタリア社会運動」(MSI).....	120
6.2.2	「新イタリア社会運動—国民右翼」(Nuovo MSI-DN: Nuovo Movimento Sociale Italiano).....	122
6.2.3	「イタリアの同胞」(FdI: Fratelli d'Italia).....	123
6.3	ドイツ.....	126
6.3.1	「国民民主党」(NPD).....	126
6.3.2	「ドイツ民族同盟」(DVU).....	130
6.3.3	「共和党」(REP).....	134
6.4	イギリス—「国民戦線」(NF)と「イギリス国民党」(BNP).....	140
第7章	左翼権威主義化した急進右翼政党の躍進.....	145
7.1	古い勝利の方程式型急進右翼政党の典型—1980年代中葉の「フレームス・ブロック」(VB).....	146
7.2	萌芽期における過渡型／準—左翼権威主義型急進右翼政党.....	148
7.2.1	1980年代初頭の「中央党」(CP)／「中央党'86」(CP'86).....	148
7.2.2	1980年代後半の「フレームス・ブロック」(VB).....	153
7.2.3	1980年代中葉頃の「オーストリア自由党」(FPÖ).....	155
7.3	初期の左翼権威主義型急進右翼政党.....	162
7.3.1	1980年代前半の「フィンランド田園党」(SMP).....	162
7.3.2	1980年代末の「中央民主党」(CD).....	164

7.4	定型期としての1990年代～2010年代初頭	170
7.4.1	「オーストリア自由党」(FPÖ)と「オーストリア未来同盟」(BZÖ)	170
7.4.2	「デンマーク国民党」(DF)	183
7.4.3	「真のフィンランド人」(PS)	188
7.4.4	「国民戦線」(FN)	210
7.4.5	「スウェーデン民主党」(SD)	221
7.5	補論：親市場的な急進右翼政党の底流に蠢き始めた左翼権威主義的動き	246
(1)	「ドイツのための選択肢」(AfD)	246
(2)	「(北部)同盟」(L(N))	248
(3)	「自由党」(PVV)	249
(4)	「進歩党」(FrP)	251
(5)	「イギリス独立党」(UKIP)と「スイス国民党」(SVP)	253
第三部		257
急進右翼政党の責任と能力		257
第8章	急進右翼政党の主流化／与党化をどう説明すれば良いのか	258
8.1	新興政党の主流化／与党化に関する2つの既存の理論	258
8.1.1	「包摂＝穏健化理論」(Inclusion-Moderation Thesis)	258
8.1.2	抑圧的な政治環境	261
8.2	左翼権威主義化と急進右翼政党の主流化／与党化	265
8.2.1	仮説	265
8.2.2	変数・データ・分析方法	271
8.3	分析結果、含意と検討	274
8.4	急進右翼政党に責任を担わせる左翼権威主義	280
第9章	国政レベルにおける急進右翼政党は責任のあるかつ有能な政権与党なのか？	282
9.1	急進右翼政党の政策的影響力	282
9.1.1	急進右翼政党は無能な与党であるのか？	282
9.1.2	急進右翼政党は有能な与党であるのか？	283
9.1.3	社会経済的政策をめぐる言行一致の重要性	284
9.2	急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力および執政パフォーマンス	285
9.2.1	地方レベルにおける急進右翼政党の政権参画	285
9.2.2	国政レベルにおける急進右翼政党の政権参画	291
9.2.3	成功した野党から有能な与党へ	318
9.3	与党としての急進右翼政党が「政府の質」にいかなる影響を及ぼしたのか	320
9.3.1	出力側の政治過程から見る「政府の質」	320
9.3.2	ポピュリズムと「政府の質」	323
9.3.3	与党としての西欧急進右翼政党が「政府の質」に与えた影響	327

9.4 急進右翼政党の責任と能力を客観的で真剣に評価する重要性.....	340
結 論	343
Appendix	349
【Appendix 1】	349
【Appendix 2】	350
【Appendix 3】	352
【Appendix 4】	355
引用文献	359

本稿で扱う各国の主要な政党・運動・組織一覧

【Austria オーストリア】

Arbeiterkammertag (AK) 労働者会議所会議
Bündnis Zukunft Österreich (BZÖ) オーストリア未来同盟
Christlichsoziale Partei (CSP) キリスト教社会党
Das Neue Österreich und Liberales Forum (NEOS) 新オーストリアとリベラルフォーラム
Die Grünen-Die Grüne Alternative (GRÜNE) 緑の党
Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ) オーストリア自由党
JETZT-Liste Pilz イェッツトーリスト・ピルツ
Österreichischer Gewerkschaftsbund (ÖGB) オーストリア労働組合総同盟
Österreichische Volkspartei (ÖVP) オーストリア国民党
Sozialistische Partei Österreichs (SPÖ) オーストリア社会党
Sozialdemokratische Partei Österreichs (SPÖ) オーストリア社会民主党
Verband der Unabhängigen (VdU) 独立者同盟

【Belgium ベルギー】

Activist 行動主義者
Agalev アハレフ
Ecolo エコロ
Frontbeweging 前線主義運動
Nieuw-Vlaamse Alliantie (N-VA) 新フラームス同盟
Vlaams Belang (VB) フラームス・ベラング
Vlaams Blok (VB) フラームス・ブロック
Vlaams Nationale Partij (VNP) フラームス民族党
Vlaamse Volkspartij (VVP) フラームス人民党
Volksunie (VU) 民族同盟

【Bulgaria ブルガリア】

Bulgarian Socialist Party (BSP) ブルガリア社会党

【Denmark デンマーク】

Dansk Folkeparti (DF) デンマーク国民党
Det Konservative Folkeparti (KF) 保守国民党
Det Radikale Venstre (RV) ラディケーリ
Fremskridtspartiet (FRP) 進歩党
Liberal Alliance (LA) 自由同盟
Nye Borgerlige 新右翼

Socialdemokratiet (A) 社会民主党
Socialistisk Folkeparti (SF) 社会主義人民党
Stram Kurs (SK) ハードライン
Venstre ヴェンスタ

【Finland フィンランド】

Isänmaallinen Kansanliike (IKL) 愛国人民連盟
Kansallinen Kokoomus (KoK) 国民連合党
Kristillisdemokraatit (KD) キリスト教民主党
Lapua ラプア運動
Perussuomalaiset (PS) 真のフィンランド人／フィン人党
Remonttir ryhmä 改革グループ
Sininen tulevaisuus (SIN) 青改革
Suomen Kansan Demokraattinen Liitto (SKDL) フィンランド人民民主連合
Suomen Keskusta (KESK) フィンランド中央党
Suomen Kommunistinen Puolue (SKP) フィンランド共産党
Suomen Kristillinen Liitto (SKL) フィンランドキリスト教連合
Suomen Maaseudun Puolue (SMP) フィンランド田園党
Suomen Sosialidemokraattinen Puolue (SSDP) フィンランド社会民主党
Svenska folkpartiet (SFP) スウェーデン人民党
Vasemmistoliitto (Vas) 左翼同盟
Vihreä liitto (VIHR) 緑の同盟

【France フランス】

Boulangisme ブーランジェ運動
Cercle Proudhon (CP) セルクル・プルードン
Croix-de-Feu (CF) 火の十字団
Faisceau フェソー
Front de Gauche (FG) 左翼戦線
Front National (FN) 国民戦線
Groupement de recherche et d' études pour la civilisation européenne (GRECE) 欧州
文明研究会
Jeunesses Patriotes (JP) 愛国者青年
La France insoumise (FI) 不服従のフランス
La République En Marche! (LREM) 共和国前進
Les Républicains (LR) 共和党
Les Verts (LV) 緑の党
Ligue des patriotes 愛国者同盟

Mouvement National Républicain (MNR) 共和国運動
Parti populaire français (PPF) フランス人民党
Parti social français (PSF) フランス社会党
Parti Socialiste (PS) 社会党
Poujadist プジャード運動
Rassemblement Bleu Marine (RBM) マリーヌ青連合
Rassemblement National (RN) 国民連合
Rassemblement pour la République (RPR) 共和国連合
Section Française de l'Internationale Ouvrière (SFIO) フランス社会党
Solidarité Française (SF) フランス連帯団
Union de défense des commerçants et artisans (UDCA) 小売商人と職人を防衛するための同盟
Union pour la défense de la République (UDR) 共和国防衛連合
Union pour un Mouvement Populaire (UMP) 国民運動連合

【Germany ドイツ】

Aktion Neue Rechte (ANR) 新右翼のためのアクション
Alldeutscher Verband 汎ゲルマン同盟
Allgemeiner Deutsche Gewerkschaftsbund (ADGB) 全ドイツ労働総同盟
Alternative für Deutschland (AfD) ドイツのための選択肢
Aufstehen 立ち上がれ
Außerparlamentarische Opposition (APO) 議会外反対派
Bündnis 90/Die Grünen (Grünen) 同盟 90／緑の党
Christlich-Demokratische Union Deutschlands (CDU) キリスト教民主同盟
Christlich-Soziale Union in Bayern e. V. (CSU) キリスト教社会同盟
Die Linke (DL) 左翼党
Deutsche Rechtspartei-Deutsche Konservative Partei (DRP-DKP) ドイツ右翼党—ドイツ保守党
Deutsche Reichspartei (DRP) ドイツ帝国党
Deutscher Gewerkschaftsbund (DGB) ドイツ労働総同盟
Deutschnationale Volkspartei (DNVP) ドイツ国家人民党
Deutsche Volksunion (DVU) ドイツ民族同盟
Freie Demokratische Partei (FDP) 自由民主党
Gesamtdeutscher Block/Bund der Heimatvertriebenen und Entrechteten (GB/BHE) 故郷被追放者・権利被剥奪者ブロック
Kommunistische Partei Deutschlands (KPD) ドイツ共産党
Nationaldemokratische Partei Deutschlands (NPD) 国民民主党

Partei des Demokratischen Sozialismus (PDS) 民主社会党
Republikaner (REP) 共和党
Sozialdemokratische Partei Deutschlands (SPD) ドイツ社会民主党
Sozialistische Einheitspartei Deutschlands (SED) 社会主義統一党
Sozialistische Reichspartei Deutschlands (SRP) ドイツ社会主義帝国党
Unabhängige Arbeiter-Partei (UAP) 独立労働者党

【Greece ギリシャ】

Anexartitoi Ellines (ANEL) 独立ギリシャ人
Laikós Orthódoxos Synagermós (LAOS) 人民正教会連合
Synaspismós Rizospastikís Aristerás (SYRIZA) 急進左派連合
Χρυσή Αυγή (XA) 黄金の夜明け

【Hungary ハンガリー】

Fidesz-Magyar Polgári Szövetség (Fidesz) フィデス=ハンガリー市民同盟
Kereszténydemokrata Néppárt (KDNP) キリスト教民主人民党
Magyar Szocialista Párt (MSZP) 社会党

【Italy イタリア】

Alleanza Nazionale (AN) 国民同盟
Associazione Nazionalista Italiana イタリア・ナショナリスト協会
Azione Cattolica (AC) カトリック活動団
Casa delle Libertà (CdL) 自由の家
Centro Nazionale Italiano (CNI) イタリア国民中央党
Democrazia Cristiana (DC) キリスト教民主党
Fascio d' Azione Rivoluzionaria 革命行動ファッショ
Fratelli d' Italia (FdI) イタリアの同胞
Il Popolo della Libertà (PdL) 自由の人民
Lega (Nord) (L (N)) (北部) 同盟
Movimento 5 Stelle (M5S) 五つ星運動
Movimento Idea Sociale (MIS) 社会アイデア運動
Movimento Sociale-Fiamma Tricolore (MS-FT) 社会運動—三色の炎
Movimento Sociale Italiano (MSI) イタリア社会運動
Nuovo Movimento Sociale Italiano (Nuovo MSI-DN) 新イタリア社会運動—国民右翼
Partito Comunista Italiano (PCI) イタリア共産党
Partito Democratico (PD) 民主党
Partito Liberale Italiano (PLI) イタリア自由党
Partito Nazionale Fascista (PNF) 国家ファシスト党
Partito Popolare Italiano (PPI) イタリア人民党

Partito Radicale (PR) 急進党
Partito Repubblicano Italiano (PRI) イタリア共和国
Partito Socialista Italiano (PSI) イタリア社会党
Sansepolcristo サンセポルクロ集会
Unione dei Democratici Cristiani e di Centro (UDC) キリスト教中道民主連合
Unione Generale del Lavoro (UGL) 労働総連合

【Latvia ラトビア】

Nacionālā apvienība (NA) 国民連合

【Netherlands オランダ】

Boerenpartij (BP) 農民党
Centrum Democraten (CD) 中央民主党
Centrumpartij (CP) 中央党
Centrumpartij' 86 (CP' 86) 中央党' 86
Centrumstrooming 中央潮流／中央運動
Conservatieve Democraten (CD) 保守民主党
Christen Democratish Appèl (CDA) キリスト教民主アピール
Communistische Partij van Nederland (CPN) オランダ共産党
Democraten 66 (D66) 民主66
Democratisch Socialisten' 70 (DS' 70) 民主社会主義者' 70
DENK デンク
GroenLinks (GL) フルンリンクス
Lijst Pim Fortuyn (LPF) フォルタイン党
Nationale Centrumpartij (NCP) 国民中央党
Nationaal Europese Sociale Beweging (NESB) 国民ヨーロッパ社会運動
Nationaal Socialistische Beweging in Nederland (NSB) オランダ国民社会主義運動
Nationale Oppositie Unie (NOU) 国民反対派同盟
Nationale Volkspartij/CP' 86 (NVP) 国民人民党／中央党' 86
Nederlandse Volks-Unie (NVU) オランダ民族同盟
Partij van de Arbeid (PvdA) 労働党
Partij voor de Dieren (PvdD) 動物党
Partij voor de Vrijheid (PVV) 自由党
Socialistische Partij (SP) 社会党
Stichting Oud Politieke Delinquenten (SOPD) 元政治的過失犯協会
Volkspartij voor Vrijheid en Democratie (VVD) 自由民主人民党
Werkgemeenschap Europa in de Lange Landen (WELL) 低地国家のヨーロッパ・ワーキング
コミュニティ

【New Zealand ニュージーランド】

Values Party 価値党

【Norway ノルウェー】

Arbeiderpartiet (AP) 労働党

Fremskrittspartiet (FrP) 進歩党

Folkeaksjonen Nei til Mer Bompenger (FNB) 道路通行料の増額に反対する人民の行動

Høyre (H) 保守党

Kristelig Folkeparti (KrF) キリシト教人民党

Landsorganisasjonen i Norge (LO) ノルウェー労働総同盟

Miljøpartiet De Grønne 緑の党

Senterpartiet (Sp) 中央党

Sosialistisk Venstreparti (SV) 社会主義左翼党

Venstre (V) 自由党

【Poland ポーランド】

Prawo i Sprawiedliwość (PiS) 法と正義

【Portugal ポルトガル】

Centro Democrático e Social-Partido Popular (CDS-PP) 民主社会中道—人民党

Partido Socialista (PS) 社会党

【Romania ルーマニア】

Partidul Socialist al Muncii (PSM) 社会主義労働党

【Russia ロシア】

Liberalno-demokraticeskaya partiya Rossii (LDPR) ロシア自由民主党

【Serbia セルビア】

Socijalistička Partija Srbije (SPS) セルビア社会党

【Slovakia スロバキア】

L' udová strana=Naše Slovensko (L' SNS) 人民党—我らスロバキア

【Spain スペイン】

Confederación Española de Derechas Autónomas (CEDA) スペイン独立右翼連合

Democracia Nacional (DN) 国民民主主義

Falange Española Tradicionalista (FET) ファランヘ党

Partido Popular (PP) 国民党

Plataforma per Catalunya (PxC) カタルーニャのためのプラットフォーム

VOX ボックス／声

【Sweden スウェーデン】

Bevara Sverige Svenskt (BSS) スウェーデンをスウェーデンとして保て

Centerpartiet (C) 中央党

Framstegspartiet (FsP) 進歩党
Industrifacket Metall (IF Metall) IF メタル
Kristdemokraterna (KD) キリスト教民主党
Landsorganisationen i Sverige (LO) スウェーデン労働総同盟
Liberalerna (L) 自由党
Miljöpartiet (MP) 緑の党
Moderaterna (M) 穏健党
Nationaldemokraterna (ND) 国民民主党
Ny Demokrati (NyD) 新民主党
Svenska Kommunalarbetareförbundet (SKAF) スウェーデン自治体労働者連合
Sverigedemokraterna (SD) スウェーデン民主党
Sverigepartiet (SvP) スウェーデン党
Sveriges Socialdemokratiska Arbetareparti (SAP) スウェーデン社会民主労働党
Vänsterpartiet (V) 左翼党

【Switzerland スイス】

Bauern- Gewerbe- und Bürgerpartei (BGB) 農民・小営業・市民党
Christlich Demokratische Volkspartei (CVP) キリスト教民主人民党
Freisinnig-Demokratischen Partei. Die Liberalen (FDP) 自由民主党
Sozialdemokratische Partei der Schweiz (SP) スイス社会民主党
Schweizerische Volkspartei (SVP) スイス国民党

【United Kingdom イギリス】

British National Party (BNP) イギリス国民党
British Union of Fascists (BUF) イギリス・ファシスト連合
Caring Party ケアリング党
Conservative Party 保守党
Green Party of England and Wales (GPEW) イングランド・ウェールズ緑の党
Labour Party 労働党
Liberal Party 自由党
National Front (NF) 国民戦線
UK Independence Party (UKIP) イギリス独立党

序 論 問題の所在と本研究の目的

I. 導 入

「急進右翼政党」(RRP: Radical Right Party)の研究は政党研究において最も蓄積が厚く、近年急成長を遂げている分野の1つである。日欧米では急進右翼政党研究が爆発的に増加し、2022年9月の時点において英語文献だけでも1100点を超えと言われる(Arzheimer 2020)。

こうした関心の高まりの契機として、2016年に相次いで起きたBREXITに関する国民投票やアメリカ大統領選挙におけるドナルド・トランプの勝利が挙げられることは少なくない(Inglehart & Norris 2016; 水島 2016a)。だがこのような見方は急進右翼政党とポピュリズム現象とを不正確に混同するものであり、急進右翼政党の躍進という現象に対して、半ば無自覚に、デモクラシーへの脅威という一方向からのみ光を当てようとするものである。

第二次世界大戦後の西欧諸国において、急進右翼政党に対する本質的な拒否感覚や、政党システムを構成する他の政党に対するものとは異なるある種の偏見を伴う見方があったことは否定できない。それは、急進右翼政党の少なくとも一部が、ファシズム政党の直接的・間接的な後継政党として出現し、長らく政権の座から排除される原理的野党の地位に留まってきたことと関係している。しかし、現代の西欧諸国における急進右翼政党は、その主張においても、組織形態においても、行動様式においても、かつてのファシズム政党と比較にならないほど穏健化し、体制内化しているのではないだろうか。

民主化の「第3の波」(Huntington 1991)の洗礼を受けた多くの国では「権威主義の後継政党」(Authoritarian Successor Party)が民主化後も生き残り、しばしば選挙で成功を収めてきた。権威主義の後継政党は、移行期正義のプロセスの阻害や、サブナショナル権威主義との癒着や、権威主義体制への退行の誘発などの点で揺籃期のデモクラシーの質の低下を招く恐れがあるとされながら、中には政党システムの制度化を促進したり、潜在的な「破壊者」(spoiler)を統合したり、他国における体制移行を刺激したりする政党も少なからずあったと指摘されている。こうした後継政党の両義的性質(例えば、Loxton 2018: 25-31)は、急進右翼政党に対する旧来の見方を相対化する視点を提供するであろう。

今日、急進右翼政党が学術的研究と現実政治の両面でともに真摯に検討に値する存在となりつつある真の背景は、BREXIT騒動やトランプ現象に先行して、急進右翼政党自身の実態や政治的重要性が、その最初の出現から現在まで20年以上にわたって変化してきたことにある。すなわち、現代の西欧における急進右翼政党は、単なる支持の拡大や議席占有率の上昇に留まらず、主流化/与党化の道を歩みつつある。かつて戦間期の西欧で見られたように、こうした変化が現存デモクラシーの正常な機能に対する黄色信号・赤信号であると短絡的に結論することは、研究者のなすべきことではない。むしろ、こうした変化を直視する新しい方向性の下に、急進右翼政党とデモクラシーとの関係性を客観的に追究することが求

められているのである。(Albertazzi & Mueller 2013; Albertazzi & McDonnell 2015; Taggart & Kaltwasser 2016a; Williams 2018)。

II. 本稿の研究対象と目的

既存研究は、主に急進右翼政党の定義、台頭や躍進の背景、組織構造上の特徴、イデオロギー的特徴、支持者の社会経済的構成などをめぐるものであった。また、ほとんどの研究が、特定の国の特定の政党を対象とする、単一事例についての記述的推論を中心に行われていることも、この分野の大きな特徴の1つとなっている。

急進右翼政党が主流化／与党化しつつある以上、それらの政党が、移民・難民問題や EU 問題といった特徴的な争点に留まらず、他の主流政党と同じように、社会・経済・文化などの広範囲にわたる政策分野において、どのような立場を取っているのか、とりわけ政策の運営・遂行といった「出力側」(output-side)の政治過程に対してどのような影響を及ぼしうるのかは、民主的政治過程全体にとって極めて重要である。にもかかわらず、ごく一部の例外(例えば、譚 2020a)を除けば、与党としての急進右翼政党が「政府の質」に与える影響が既存研究の中で正面から取り上げられたことはほとんどなかった。

以上を受けて、本稿は、自民族中心主義／移民排斥主義を最も重要な特徴とする急進右翼政党の、(1) 1990 年代以降に西欧諸国の中央・地方レベルにおける躍進と主流化／与党化のメカニズム、政権参画を果たした以後の(2) 政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスおよび(3) 「政府の質」に与える影響を、定性的手法と定量的手法を交えつつ、実証的に分析するものである。

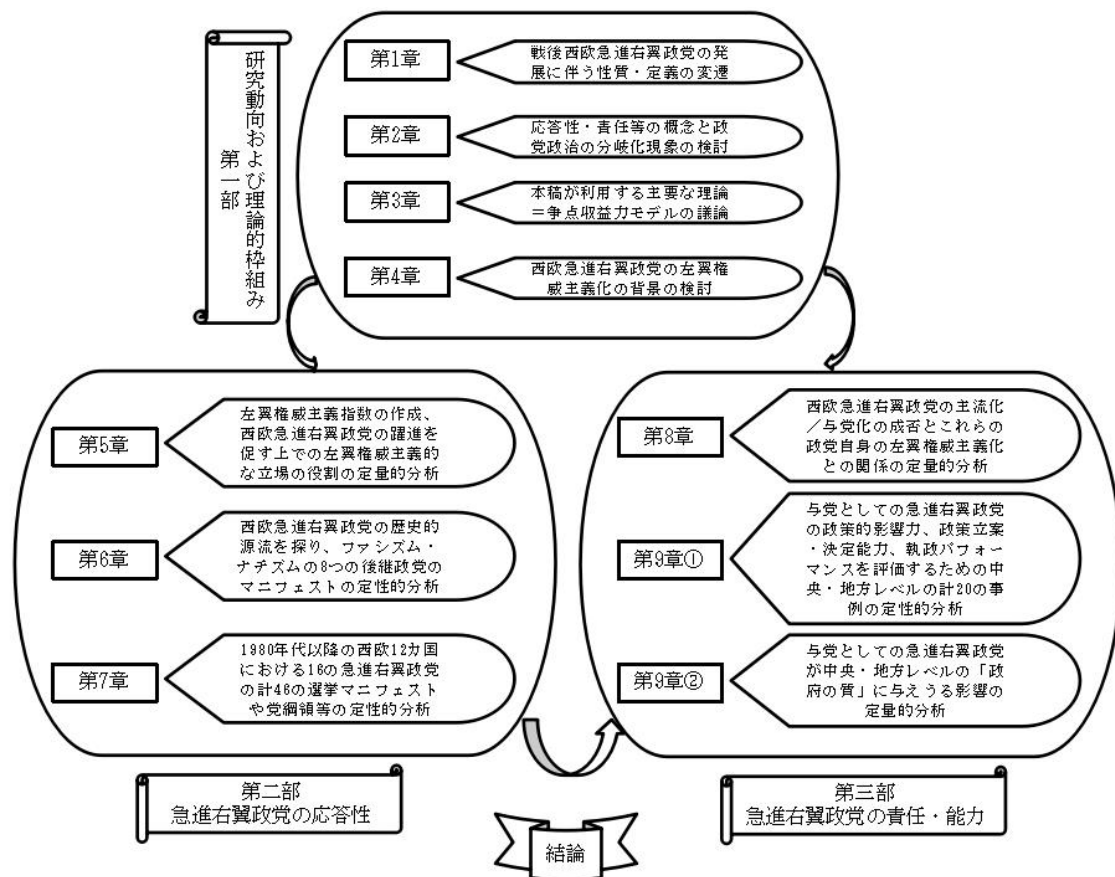
加えて本稿は、「民主主義の空洞化」(hollowing of democracy)と「代表性の危機」(crisis of representation) (Mair 2013; Berman & Snegovaya 2019) という時代背景の下で猛威を振るっている急進右翼政党の「応答性」(responsiveness)、「責任」(responsibility)と「能力」(capability)を総合的に検討しようとする。

III. 本稿の構成と内容紹介

本稿は、3つの部分に分けられる。まず、第1部は、研究動向および理論的枠組みであり、4つの章によって構成されている。

第1章では、戦後西欧急進右翼政党の発展に伴って変遷してきたそれらの政党の性質・定義を紹介し、1990年代以来の急進右翼政党の中央・地方レベルにおける主流化／与党化の歴史を概観する。

第2章では、政党の応答性、責任、「答責性」(accountability)の概念を明確化した上で、主流政党の「応答性—責任」のジレンマにもたらされた、西欧諸国の政党政治の「分岐化」(bifurcation)現象を検討する。その後、分岐化しつつある西欧の政党政治の中の急進右翼政党の役割を議論する。



第3章では、政党間競争に関する既存の諸理論を整理した上で、本稿が利用する主要な理論の1つ、すなわち「争点収益力モデル」(issue yield model)を紹介する。それ以降、急進右翼政党が如何に収益力の最も大きい「橋架け争点」(bridge issue)を構築・利用し、自らの支持基盤を拡大させ、選挙での勝利ひいては将来の主流化／与党化の基礎をも築けるかを、討論する。

第4章では、やや迂回的でありながら、民主主義の空洞化と代表性の危機、そして西欧急進右翼政党の左翼権威主義化の極めて重要な背景の1つ、すなわち社会民主主義政党をはじめとする主流左派政党の政策位置の変化とそれによる党勢の凋落を概観する。

続いて、第2部は、急進右翼政党の応答性を検討し、3つの章によって構成されている。

第5章では、マニフェスト・プロジェクト・データベース(MARPOR)から抽出したデータをもとに、いわゆる左翼権威主義指数を作った上で、左翼権威主義的な政策位置がいかに関西の急進右翼政党の躍進を促したかを、定量的手法で検証する。

第6章では、西欧の急進右翼政党の左翼権威主義の歴史的源流を辿り、イタリア、ドイツ、イギリスの3カ国における、いわばファシズム・ナチズムの残滓である8つの政党の歴史と発展、それにそれらの政党の8つの選挙マニフェスト・プログラム、または党綱領・規約を、定性的手法で分析する。

第7章では、1980年代以降の急進右翼政党の左翼権威主義化を考察するために、西欧12カ国の16の急進右翼政党の計46の選挙マニフェスト・プログラム、または党綱領・規約を、定性的手法で分析する。

最後に、第3部は、急進右翼政党の責任と能力を考察し、2つの章によって構成されている。

第8章では、「ニッチ政党」(niche party)の主流化／与党化問題に関する従来の理論および研究を紹介・議論した上で、急進右翼政党の政権参画の成否とこれらの政党自身の左翼権威主義化との関係を、定量的手法で検証する。

第9章では、前半の内容は、与党としての急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力ならびに執政パフォーマンスを判断するために、地方レベルについては、オーストリア、フランス、イタリアの3カ国における6つの事例、中央レベルについては、オーストリア、デンマーク、フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スイスの7カ国の14の事例を、定性的手法で分析する。後半の内容は、中央・地方レベルにおいて政権参画を果たした急進右翼政党がそれぞれの中央・地方の「政府の質」に如何なる影響を与えうるのかを、スウェーデンのヨーテボリ大学の「政府の質」研究所のデータベースを用い、定量的手法で検証する。

現代欧米先進諸国の主流政党は統治的機能と責任を偏重する一方、代表的機能を、急進右翼政党を主とする、かつて周縁的地位にあった政党に譲り渡した。こうした民主主義の空洞化と代表性の危機、それに応答性と責任のジレンマによる政党政治の分岐化といった時代背景の下で、ごく一部の例外を除き、西欧急進右翼政党のほとんどは左翼権威主義的な橋架け争点を掲げている。結果として、これらの政党は、高齢者／年金受給者、失業者・低所得者／貧困者、障害者、労働者、なかでもブルーカラー労働者というような、いわゆる社会的弱者から多大な支持を受け、社会民主主義政党をはじめとする従来の主流左派政党を退け、「護民官政党」や「労働者政党」として党勢を伸長させた。

実際に、左翼権威主義的な橋架け争点は、急進右翼政党の選挙での躍進のみならず、これらの政党の主流化／与党化の実現にも一役買える。つまり、本稿の分析結果からすれば、急進右翼政党の、市場規制、計画経済、保護主義、ケインズ主義的経済政策などへの賛否を反映する広義の左翼指数と、政治文化的次元における権威主義指数の増加は、これらの政党の主流化／与党化の実現に有利である。

さらに、中央・地方レベルにおいて主流化／与党化を果たした急進右翼政党の政策影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスからすれば、この政党群は必ずしも「野党として成功し、与党として失敗する」というわけではない。事実、与党としての急進右翼政党の中、良質な人材の登用、民主主義のルール・精神の遵守、議会戦術の巧妙な運用などができるものは少なからず、一部の政党は、ひいては信頼に足り責任のあるパートナーという好評を博し、大きい政策的影響力と優れた政策立案・決定能力を持ち、良い執政パフォーマンスを発揮できた。最後、主流化／与党化した急進右翼政党が中央レベルにおける政府の機能性と透

明性、それに地方レベルにおける EQI 指数に対して悪影響を与えうることを、本稿の計量分析の結果から読み取れた。

他方で急進右翼政党は、与党として「政府の質」の「破壊者」でありながら、野党としてかえって「政府の質」の「促進者」になる可能性がある。というのは、本稿の分析結果からすれば、国会と地方議会における急進右翼政党の議席占有率の増加は、それぞれのレベルの「政府の質」に対して、悪影響というより、むしろ好影響を与えうるからである。こうした急進右翼政党の両義的特徴は、急進右翼政党の政策主張と行動を矮小化するというより、むしろこれらの政党の責任と能力を客観的で真剣に評価することは、極めて重要であることを再確認した。

以下では、まず、戦後西欧における急進右翼政党の発展の歴史と、それに伴うこの政党群の性質・定義の変遷を考察していこう。

第一部

研究動向および理論的枠組み

第1章 戦後西欧急進右翼政党の発展過程とそれに伴う定義の変遷

1.1 戦後西欧における急進右翼政党の「3つの波」

「政党群」(party family)という概念の形成の出発点は、シーモア・M・リプセット (Seymour M. Lipset) とスタイン・ロッカ (Stein Rokkan) の「社会的亀裂構造」(social cleavage) と「凍結仮説」(freezing hypothesis) に遡り (Lipset & Rokkan 1967=2007)、クラウス・フォン・バイメ (Klaus von Beyme) が、この彼らの研究を踏まえてヨーロッパ諸国の諸政党を9つの「霊的家族」^[1] (familles spirituelles) に分類したことに始まる (von Beyme 1985: 29-158)。ところが、一方で、政党群の分類方法には、少なくとも「起源と社会的特徴」(origins and sociology)、「国際的連盟組織」(transnational federation)、「政策とイデオロギー」または「政党名」という4つのアプローチが存在するという指摘もあり (Mair & Mudde 1998)、政党群に関する定義は驚くほど多岐にわたった^[2]。

これと並行して、急進右翼^[3]政党群の定義についても研究者の間で長年にわたって舌戦が繰り広げられてきた (Mudde 1996)。21世紀初頭には、急進右翼政党は少なくとも26種の定義、58種以上の特徴を有するとされ (Mudde 2000: 11)、この政党群には23種もの呼称が提起されている (Mudde 2007: 11-12)。

以下では、戦後西欧における急進右翼政党の3つの波を概観しつつ、この政党群をめぐる定義・性質の変化を議論する。

[1] すなわち、(1) 自由主義と急進主義政党、(2) 保守主義政党、(3) 社会主義と社会民主主義政党、(4) キリスト教民主主義政党、(5) 共産主義政党、(6) 農民政党、(7) 地域主義とエスニック政党、(8) 右翼過激主義政党、(9) エコロジー運動という9つの「家族」(familles)である。

[2] 例えば、研究者に多く利用される Chapel Hill Expert Survey (CHES: www.ches.eu) と Manifesto Project Database (MARPOR: www.manifesto-project.wzb.eu) は11種の政党群、Political Party Database (PPDB: www.politicalpartydb.org) と Parties and Elections in Europe (PEE: www.parties-and-elections.eu) は13種の政党群を分類した。

[3] ちなみに、「急進右翼」(Radical Right) は最初からアメリカの文脈で作られた概念であり、この呼称が初めて用いられたのは Bell (1963) である。アメリカ起源の急進右翼とは、「ジョン・バーチ協会」(John Birch Society) やマッカーシズムに代表されるような、強烈的な反共主義を抱く社会団体・運動を指す概念である。また、ヨーロッパ文脈の下での急進右翼は当初、イタリア神秘主義者、古典的な急進右翼思想家であるエヴォラの「反革命的」(anti-revolutionary) で反近代的な主張を基盤とする右翼テロ組織を指していた (Ignazi 2003: 28)。

1.1.1 「第1の波」(1940年代末～1950年代半ば)：右翼過激主義政党の復活

バイメによれば、戦後直後の西欧においては、ファシズム・ナチズムの残党としての「右翼過激主義」^[4] (RWE: Right-Wing Extremism) がイタリアとドイツで敗戦による領土の喪失、国家の分裂ならびに個人名誉の毀損に憤慨して旧体制の復活のために活動し、一時的に復活劇を演じていた (von Beyme 1988)。

その代表は、後にも紹介される、イタリア・ファシズムの嫡裔である「イタリア社会運動」(MSI: Movimento Sociale Italiano) である。MSIは1948年に行われたイタリア第一共和制の初回総選挙においてすでに議会進出を実現し、1950年代を通して常に第4党または第5党の地位を維持していた。リチャード・シュテース (Richard Stöss) によれば、このMSIを代表とする右翼過激主義政党は、ウルトラナショナリズムに惹き付けられ、至上の権力を渴望し、外国に対して敵意を抱き、議会主義・多元主義に反対し、1つのネーションもしくは「帝国」(reich) の下での人民と統治者の結束を信奉する (Stöss 1988: 35-36)。

また、エリザベス・カーター (Elisabeth Carter) も、西欧における右翼過激主義政党の中心的な要素として、民主主義的で立憲主義的な国家の基本的価値観、手続きおよび制度の拒否、人間の平等という基本的な原則の否認などを挙げた。この2つの中心的な要素は、右翼過激主義政党の反移民感情、人種主義、反民主主義・議会主義・多元主義の立場を規定している。

さらに、カーターは、右翼過激主義政党を、ネオ・ナチズム政党、ネオ・ファシズム政党、「権威主義的ゼノフォビア政党」(Authoritarian Xenophobic Party)、ネオリベラル・ゼノフォビア政党ならびにネオリベラル・ポピュリスト政党という5つの類型へ細分化した (Carter 2005: 17-54)。

1.1.2 「第2の波」(1950年代半ば～1980年代半ば)：新急進右翼政党の躍進

一方、ピエロ・イニャーツィ (Piero Ignazi) によれば、1950年代半ば以降、フランスの「プジャード」^[5] (Poujadist) 運動をはじめとして、イタリアのMSIやドイツの「国民

[4] ところで、ドイツ連邦の憲法擁護庁 (BfV) によれば、「過激主義」(Extremismus) とはドイツ基本法に対して「憲法敵対的」(verfassungsfeindlich) な目標を持つものであるが、「急進主義」(Radikalismus) は「違憲的」(verfassungswidrig) でありながら基本法の枠内で行動するものである。ある政党は過激主義政党と認定されれば憲法擁護庁の監視の下に置かれるようになり、その政党の強制解散も可能となる (Mudde 2000: 12; 坪郷 1993: 42)。

[5] 1953年にフランス南部のペリゴール地方のサン＝セレで製紙業を営むピエール・プジャード (Pierre Poujade) に主導されたプジャード運動 (=「小売商人と職人を防衛するための同盟」(UDCA: Union de défense des commerçants et artisans, 1953-1958) は、生産合理化と流通革命に代表される資本主義の高度化によって没落の危機に陥りつつある伝統的中小生産者・小商人層を守ろうとすると同時に、強烈な反ユダヤ主義の傾向も持つから、フランス歴史上の最も有名な急進右翼の抗議運動の1つである (中木 1990: 166; Bell 1994: 226)。

主党」(NPD: Nationaldemokratische Partei Deutschlands) などの伝統的な極右政党とは異なった、自由民主主義の正統性を拒絶し、反体制的な色彩が濃いにもかかわらず、歴史的にファシズムと関係がない、いわゆる「ポスト産業社会の極右政党」(Post-Industrial Extreme Right) は、徐々に各国の政治の舞台で頭角を現しつつあった (Ignazi 1992: 12-13, 2003: 32-34)。

イニャーツィのポスト産業社会の極右政党と類似するのは、ハンス＝ゲオルク・ベッツによって提起された、「急進右翼ポピュリスト政党」(RRWP: Radical Right-Wing Populist Party) である。ベッツによれば、急進右翼ポピュリスト政党は、既成の社会経済的・社会文化的システムを拒絶し、「個人的な成就」(individual achievement)、自由市場ならびに国家の役割の縮小を擁護し、ファシズム・ナチズムに掲げられた人種差別主義や反ユダヤ主義ではないものの、ゼノフォビア／外国人嫌悪の傾向を有する。その上、これらの政党は、大衆の不安と幻滅の感情を悪用し、庶民と良識の代弁者を自称しようとする傾向もある。ベッツは、以上のような政党を、ゼノフォビア／外国人嫌悪と新自由主義のいずれに比重が大きいのかをもとに、フランスの「国民戦線」^[6] (FN: Front National) を代表とする「ナショナル・ポピュリスト政党」(National Populist) と、スカンディナヴィア諸国の進歩党を代表とするネオリベラル・ポピュリスト政党という2つの下位類型に区分した (Betz 1994: 特に 4, 108)。

さらに、ベッツとほぼ同時期に、ヘルベルト・キツェルト (Herbert Kitschelt) も有名な「新急進右翼」^[7] (NRR: New Radical Right) 説を発表した。キツェルトは、第2の

[6] 1972年10月5日に結党したFNは、46年後の2018年6月1日に党员投票の結果を受けて党名を「国民連合」(RN: Rassemblement National) に変更したが、本稿ではよく知られた日本語呼称として国民戦線 (FN) を続用する。

[7] 新急進右翼と言えば、時にフランスの「新右翼」(Nouvelle Droite) 学派と混同されがちである。1960年代末の左翼リバタリアンの思潮の高揚への反動として、アラン・ド・ブノワ (Alain de Benoist)、ギューム・ファユ (Guillaume Faye) などのフランス知識人を中心に形成した新右翼学派は、アントニオ・グラムシ (Antonio Gramsci) の「文化的覇権」(cultural hegemony) 論から示唆を得て現実の政治を能動的に改変し、「メタポリティクス／上位政治」(metapolitics) の領域でリーダーシップを取ろうとするために、「欧州文明研究会」(GRECE: Groupement de recherche et d'études pour la civilisation européenne) を拠点として現在まで活動し続けている。新右翼学派の「民族的多元主義」(Ethnopluralism) 論や「民族領域／エスノスフィア」(Ethnosphere) 論、「ナショナル西洋主義」(national-Westernism) 思想によれば、各民族は相互に平等でありながら、外来文化からの「侵略」による自民族の文化とアイデンティティの「侵食」を阻止するために、各民族はそれぞれの、いわゆる固有の民族領域／エスノスフィアに閉じ込めて互いに分かれている状態が望ましい。このように人種差別の色が薄い、新しい異民族隔離主義は戦後欧米の急進右翼思想界に大きな共鳴を引き起こし、移民排斥主義

波の中の極右政党を、ファシズム政党、新急進右翼政党、「ポピュリスト・反国家統制主義」(Populist Anti-Statist) 政党、「権威主義的福祉排外主義」(Authoritarian Welfare-Chauvinist) 政党という4つの類型に分類した。フランスのFNをはじめとする新急進右翼政党は、社会経済的には新自由主義^[8]、政治文化的には権威主義的な立場を取り、1980年代中葉からは急成長してきた。新急進右翼政党のこうした政策主張は、ブルーカラー労働者と小経営者から多くの支持を集め、自らの躍進の原動力となるがゆえに、「勝利の方程式」(winning formula) と呼ばれる (Kitschelt 1995: 275)。

キツェルトの勝利の方程式論は、これまで最も精巧な理論と評価される (Mudde 1999: 188) が、これに対する批判がないわけでもない。例えば、ロジャー・イトウェル (Roger Eatwell) によれば、現代の極右政党は、社会経済的政策主張について、新自由主義というより、民間部門と公共部門の間のバランスを追求するような「第3の道」(the third way) の路線を採っている (Eatwell 2017: 416-417)。サラ・L・デ・ランゲ (Sarah L. de Lange) も同様の観点から、新急進右翼政党の新自由主義的な姿勢は1980年代において顕著であったが、1990年代に入ると、それらの政党の社会経済的政策主張は中道化し始めたと述べて

／自民族中心主義と反多文化主義の蔓延を促すことになった。

しかし、新右翼学派が現実の政治に与えたインパクトについて未だ検討の余地がある。特に新右翼学派の民族的多元主義論はフランスのFNのイデオロギーの「マスター・フレーム」(master frame) となり、現在、ベルギーのVB、デンマークのDF、フィンランドのPS、オランダのPVV、イギリスのUKIPならびにドイツのAfDのイデオロギーの中にも受け込まれているとされる (例えば、Ellinas 2020: 22-23) が、一方で、民族的多元主義は、移民政策に関して「同化原則」(assimilation) を取るFNといった急進右翼政党とは相容れない上に、新右翼学派の強烈な反資本主義、反自由市場経済、反グローバリゼーション、「反成長」(Décroissance) の立場、ひいてはマルクス主義・社会主義、それに新左翼の思想との幾分の親和性により、その右派陣営への政治的影響力は限定的であるとの観点も存在する。実際、二元論的な対決の構図に焦点を当てすぎるポピュリズム的な政治手法を「アイデンティティの病理」(the pathology of identity) と見なし、それに厳しい視線を向けているブノワは、そういう政治手法を常套化する急進右翼政党に対して常に批判的な立場を取っている (Camus 2019; François 2019)。

[8] 新自由主義の誕生は1939年のパリにおいてフランスの哲学者ルイ・レージェ (Louis Rougier) の主導下に成立した「ウォルター・リップマン国際会議」(Colloque Walter Lippman) に遡ることができる。この会議に出席していたドイツの経済学者アレクサンダー・リュストウ (Alexander Rüstow) は当時流行っていた「集産主義」(collectivism)、社会主義やファシズムなどの思想に反対すると同時に、古典的な自由放任主義からも距離を置こうとしたため、Neo-Liberalism という語を創出した。戦後に至ると、新自由主義の押し広めを試みた最初の組織は、1947年にスイスで成立した、新自由主義の総本山とも見なされる「モンペルラン・ソサイエティー」(MPS: Mont Pèlerin Society) であり、その会則に示されたように、競争的市場と個人的自由との相互依存関係、権力の集中化を阻止するための私的所有権の不可欠性および自由的な社会を侵食する国家権力の増大防止の必要性という3点は新自由主義思想の核心的な構成要素である (Mudge 2018: 240-241)。新自由主義的プロジェクトや政治的新自由主義の内容の概括について *ibid.* (369, 383) を参照されたい。また、MPSの会則とその成立の経緯について <https://www.montpelerin.org/statement-of-aims/> を参照されたい。

いる (de Lange 2017a)。

様々な批判を受けたキツェルトは、自らの理論を微修正し、1990年代以降の新急進右翼政党は、小経営者の支持を維持すると同時に、ブルーカラー労働者を遠ざけないために、従来の市場原理主義への強烈な信仰と福祉国家への攻撃を緩和・柔軟化したと説明する (McGann & Kitschelt 2005)。概して、キツェルトの勝利の方程式は、新急進右翼政党というより、むしろ経済的自由主義と文化的保守主義を掲げる「新保守主義政党」(New Conservative Party) に適用すると思われる (Mudde 2007: 258)。

1.1.3 「第3の波」(1980年代半ば～2000年代初頭)：ポピュリスト急進右翼政党の定着

さらに、1980年代半ばから2000年初頭にかけてのヨーロッパ急進右翼政党は、いわば発展の黄金期を迎えた。カス・ミュデ (Cas Mudde) によれば、この時期に右の極に分類される政党は、少なくとも6つのタイプがある (Mudde 2007: 46-59)。

まず、1番目は、「非急進的右翼ポピュリスト政党」(Nonradical Right Populist) であり、その代表は、北欧の進歩党や、オランダの「フォルタイン党」(LPF: Lijst Pim Fortuyn) のような、ネオリベラル・ポピュリスト政党とも呼ばれる一群である。それぞれ1972年と1973年に結成したデンマークとノルウェーの進歩党 (FRP: Fremskridtspartiet; FrP: Fremskrittspartiet) は、当初、反税・反福祉国家と反官僚制を掲げて台頭したが、他の西欧諸国におけるポピュリスト急進右翼政党と比較してそれほど急進的ではなく、「未成熟」(not full-blown) か、あるいは「希釈された新急進右翼政党」(diluted New Radical Right) として揶揄されることもあった (Kitschelt 1995: Chapter 4)。

一方、FRPの後継政党である「デンマーク国民党」^[9] (DF: Dansk Folkeparti) は、北欧で最も厳格な移民排斥を唱え、福祉排外主義を標榜したヨーロッパで最初の政党の1つであり (吉武 2005: 29-36; Schumacher & van Kersbergen 2014: 300; Widfeldt 2018a: 7)、911事件以降に反イスラム主義を率先して掲げた政党の1つでもある (Allen 2017: 278 n. 6)。これに対して、ノルウェーのFrPは、反移民と反エスタブリッシュメントを党の基本的な姿勢として維持しながら、権威主義的指向を緩和し、より右派的な経済的立場を堅持している。

このため、FrPを急進右翼政党と伝統的な保守主義政党の間に介在する「ハイブリッド型政党」と規定する研究 (Jungar & Jupskås 2014: 227) もあれば、1990年代初頭の党内紛争における自由主義派の敗北によってFrPが正真正銘のポピュリスト急進右翼政党

[9] 1995年10月に党内の自由主義派との権力闘争で敗北した福祉重視派副党首のピア・ケアスゴー (Pia Kjærsgaard) が3名の国会議員を率いて離党して結成したDFはFRPの支持者をほとんど奪ったことで、事実上、FRPの後継政党であると言える (吉武 2005: 24-27; Widfeldt 2018a: 6)。

に転じたという結論を下した研究もある (Jupskås 2016)。このように、FrP を定義するのは必ずしも容易ではない。さらに、近年の DF と FrP は、ますます穏健化しつつあるという指摘もある (Van Spanje & Van Der Brug 2007; Fangen & Vaage 2018)。

次に、2 番目は、「非ポピュリズム的右翼政党」(Nonpopulist Right) であり、ドイツの NPD、「イギリス国民党」(BNP: British National Party) といったようなネオ・ファシズム、ネオ・ナチズム政党はこのタイプに属する。

そして、3 番目は、「ネオ保守主義政党」(Neo-Conservative Party) であり、典型例としては、イギリスの保守党^[10]、オランダの「自由民主人民党」^[11] (VVD: Volkspartij voor Vrijheid en Democratie)、ドイツの「キリスト教社会同盟」(CSU: Christlich-Soziale Union in Bayern e. V.) などが挙げられる。一般的に主流の中道右派政党として認識されているこれらの政党は、実際、移民・難民政策に関してかなり厳しい立場を取っている (Lubbers et al. 2002: 359-360)。

続いて、4 番目は、「エスノ地域主義政党」(Ethnoregionalist Party) であり、ベルギーの「新フラームス同盟」(N-VA: Nieuw-Vlaamse Alliantie) とイタリアの「(北部) 同盟」^[12] (L(N): Lega (Nord)) は典型例である。フランデレン民族主義を掲げ、オランダ語系のアイデンティティと利益を擁護する立場に立つ N-VA (津田 2017) は、一般的に中道右派もしくはネオ保守主義政党として認識されている (Immerzeel et al. 2016: 832; Beyens et al. 2017) が、「フラームス・ブロック」^[13] (VB: Vlaams Blok) と同じく、エスノ地域主

[10] 1967年に結党したイギリスの「国民戦線」(NF: National Front) は戦後欧州において選挙戦に臨んだ最初の反移民政党の1つであり、1970年代の西欧におけるスキンヘッド・サブカルチャーの発展に多大な影響を及ぼした (Mudde 2019a: 63-64)。NF は 1970 年代中葉のいくつかの地方選挙では 10%以上の得票を得たものの、その後迅速に衰退した。キッチェルトは、NF の盛衰を事例として、イギリスにおける急進右翼政党の成功を阻んだ要因の1つを、サッチャリズムに象徴される保守党の右翼ポピュリスト政党化に帰した (Kitschelt 1995: Chapter 7)。

[11] 保守主義政党の不在によって自由主義政党としての VVD が最右派の位置を占めることは、2000年代初頭までのオランダ政党政治の特徴であるとされた。VVD は都市部の世俗的市民層という既成政治への批判、治安強化や移民規制への要求といった右派志向が強い層に支持基盤を置いていることに加え、ピム・フォルタイン (Pim Fortuyn)、ヘルト・ウィルデルス (Geert Wilders) などの著名なポピュリストを輩出した政党でもあり、常に LPF と「自由党」(PVV: Partij voor de Vrijheid) から挑戦を受けていた (水島 2016b)。2010年以降に VVD の福祉排外主義的な傾向の強化については、Schumacher & van Kersbergen (2016: 306-309) を参照されたい。

[12] 1991年成立の地域主義政党の LN は、2010年代以降に国民政党化が加速し、2018年2月に党名を「同盟」(Lega)に変更した。本稿ではよく知られた日本語呼称の北部同盟を用いるが、イタリア語における党名の略語を L(N) とする。

[13] 1977年末にフランデレンの「民族同盟」(VU: Volksunie) から分裂した「フラームス民族党」(VNP: Vlaams Nationale Partij) と「フラームス人民党」(VVP: Vlaamse Volkspartij) は、1978年5月28日に合併して VB を結成した。1990年代に入ってから VB は「3最」政党、すなわち西欧における最も専門的で組織化され、最も露骨なゼノフォビア (外国人嫌悪) を掲げ、最も成功した急進右翼政党であると考えられた。しかし 2004

義政党である。イタリアの場合、2013年にマッテオ・サルヴィーニ (Matteo Salvini) が書記長に就任する以前の L (N) は、北部地域の高度な自治ないし独立を訴えていたため、イタリア・ナショナリズムと相性の悪い典型的なエスノ地域主義政党である (Ruzza 2018: 720-721)。

さらに、5番目は、中東欧の旧共産主義国家におけるナショナリズム政党、国民政党化以降のL(N)、「スイス国民党」(SVP: Schweizerische Volkspartei) といったような、それぞれの国の政党システムの右の極に位置するが、明確に分類されにくい一群である。中東欧諸国において、イデオロギーに関する左右両翼の主流政党と右の極に位置する政党との曖昧さは、多くの研究者に指摘されたところである (Ishiyama 1998; Allen 2017; Minkenberg 2017a; Siaroff 2019: 22-23)。L(N)は、サルヴィーニの指導下で「国民政党」(Volkspartei) 化が進み、政策主張の重心を、北部の独立から、厳しい移民制限、法と秩序の重視、EU・ユーロ批判へ移動させた (伊藤 2020)。もともと福音派農民政党であったSVPは、ベルン州支部を中心とする穏健派と、チューリッヒ州支部を中心とする急進派によって分かれていた。1990年代初頭から後者が徐々に党の主導権を握るようになり、SVPを農本主義・保守主義政党からより右翼的な政党に転換させた (Mazzoleni 2016; 田口 2016)。

最後、6番目は、「ポピュリスト急進右翼政党」(PRRP: Populist Radical Right Party) である。ポピュリスト急進右翼政党とは、①「移民排斥主義/自民族中心主義」(nativism)、②権威主義、③ポピュリズムという3つの中核的なイデオロギーを持つ政党である (Mudde 2007: 22-23)。移民排斥主義/自民族中心主義とは、「民族主義」(nationalism) とゼノフォビア/外国人嫌悪を組み合わせるイデオロギーである。権威主義とは、権威への服従および法と秩序を強調する、厳格な「管理社会」(ordered society) への信念である。ポピュリズムとは、「純粋な人民」と「腐敗したエリート」との対立を強調する二元論的世界観である。それは、政治、経済、社会の発展に体系的ないし実質的な理論を提供できない「中心の薄いイデオロギー」(thin-centred ideology) である。以上のような、ミュデのポピュリスト急進右翼政党説は、現在、政党政治分野で最も広く受け入れられている学説の1つ (Ennsner 2012: 156; Immerzeel et al. 2016: 827) である。

年4月21日にゲント控訴裁判所は1981年成立の「反レイシズム・外国人嫌悪法」(「ムホー法」(Moureaux law) とも呼ばれる) に違反したこと理由で、VB関連の3団体のそれぞれに対して約12300ユーロ、そしてVBに対して5000ユーロの罰金を命じた。その後、VBはゲント控訴裁判所の判決は表現の自由への侵害であることを理由として破毀院へ上訴したが、2004年11月9日にその抗告は正式に棄却された。結果として、VBは引き続き政党助成金を受け取るために5日後の11月14日に党を形式的に解散し、新しい党綱領(11月6日に改訂)をもって「フラームス・ベラング」(VB: Vlaams Belang) として再発足することにした (Betz 1994: 139; Mudde 2000: 85-87; Erk 2005: 493-494; Coffé 2008: 192; Art 2011: 143; 前田 2014)。

しかし、このミュデの定義には、少なくとも2つの欠陥がある。まず、ここで言う権威主義は、「社会心理学的」(social psychological)な概念であり、一般的に「慣例主義」(conventionalism)、「権威主義的服従」(authoritarian submission)、「権威主義的攻撃性」(authoritarian aggression)といった傾向を持つ、いわゆる「権威主義的性格」(authoritarian personality)を指している(Adorno et al. 1950: 228; Altemeyer 2006: 9)。言い換えれば、権威主義は民主主義と両立できないというわけではない(Kennedy 2019)し、主流の保守政党の中核的なイデオロギーの1つでもある(Akkerman 2012: 516; Ziblatt 2017: 29-33; 宇野 2016)。

次に、既存の研究からすれば、ポピュリズムは、少なくとも「イデオロギー」(ideology)、「言説／修辞手法」(discourse/rhetoric)、「政治スタイル」(style)、「政策主張」(policy)、「組織形態」(organizational structural)、「支持者」(voter)、「動員手法」(method of mobilization)、「リーダーシップ」(leadership)、「政治戦略」(political strategy)、「想像／認識の方法」(imagination)という10の側面から定義されることができる(Pauwels 2014: 17-18; Müller 2016=2017: 27; Andreadis & Stavrakakis 2017: 482; Taggart 2017: 160-165; Mudde & Kaltwasser 2018: 2-3; Norris & Inglehart 2019: 4; 石田 2013: 51-52; 水島 2016a: 6-8; 古賀 2020a: 3-5)。こうして、ポピュリズムというのは、極めて多様かつ混乱した概念(Laclau 2005=2018: 21-22; 吉田 2011: 64-66)である。また、メディアは現状に反対する人や政党が不適格者であると考え、彼らにポピュリストの烙印を押し付ける癖が強い(Mouffe 2018=2019: 23-24)一方、学界にも、世界各地で起こっている新たな政治現象のほとんどをポピュリズムと混同する傾向があるため、学問上の混乱を招いてしまう(Mudde & Kaltwasser 2017=2018: 8-9)。

さらに、主流政党がますますポピュリズム的なレトリックや政策主張を取り入れつつあることから、近年、ポピュリズムの「伝染効果」(contagion effect)やポピュリズム的な「時代精神」(zeitgeist)も、よく指摘されている^[14](Mudde 2004, 2016a: 53-55; Bos & Brants 2014; Immerzeel et al. 2016: 828; Schwörer 2018)。このように、ポピュリズムをめぐるポピュリスト急進右翼政党と主流右派政党との境界線は曖昧化し、ポピュリズムを1つの基準として両者を区別することは、ますます難しくなりつつある。

要するに、ポピュリスト急進右翼政党は民主主義の「病的常態」(pathological normalcy)であり、そのイデオロギーは主流政党のイデオロギーの急進的バージョンに過ぎない(Mudde 2010)とすれば、ポピュリスト急進右翼政党と主流(右派)政党との差異は、本質的なものではない。

[14] 主流政党の「ポピュリズム化」(populistization)に対する反論について、Rooduijn (2013)、Rooduijn et al. (2014)とBernhard & Kriesi (2019)を参照されたい。

1.2 最小限定義としての急進右翼政党

これまでの考察から、ヨーロッパ諸国の急進右翼政党は極めて多様性に富んでいることが分かった。2001年の911事件、2008年の世界金融危機、2015年の欧州難民危機という3つの危機を契機に、急進右翼政党はさらに勢いを増し、次から次へと政権参画を実現したことにより、現在のヨーロッパは、急進右翼政党の第4の波を味わっていると指摘されている (Mudde 2019a: 11-23)。このような背景の下で、急進右翼政党の社会経済的主張と政治文化的主張の多くも変化したが、移民排斥主義／自民族中心主義は核心的なイデオロギーとして、未だに不変である。

キャサリン・E・デ・ヴリーズ (Catherine E. De Vries) とサラ・ホボット (Sara Hobolt) が指摘するように、急進右翼政党を特徴づける重要な要素の1つであるポピュリズムは、その中心にあるのが、移民排斥主義／自民族中心主義である。また、文化的同質性の向上と伝統的価値観への回帰を求める移民排斥主義／自民族中心主義は、自らの願望を叶うために常に法と秩序、カリスマ的なリーダーシップなどを強調する権威主義を頼りにする (De Vries & Hobolt 2020: 20, 30)。その上、ポピュリズムは常に権威主義的な価値観を秘めるための修辞手法として利用されていると考えられる (Norris & Inglehart 2019: 6)。

結局、ポピュリズム・権威主義・移民排斥主義／自民族中心主義という、最もよく利用されている、ミュデの「最大限定義」(maximum definition) を構成する3要素は、移民排斥主義／自民族中心主義という1点に集約されることができる。移民排斥主義／自民族中心主義は、急進右翼政党の「最小限定義」(minimal definition) である。

実際、先述したように、権威主義とポピュリズムに関して急進右翼政党と主流右派政党の間に近似性はあるが、移民排斥主義／自民族中心主義をめぐる両者の差異は未だに著しい^[15] (Margulies 2018; Pappas 2018)。【表 1.1】は、現在、西欧における主要な急進右翼政党を示している。これらの政党は、左右イデオロギーの座標軸での位置が 6.6 (「真のフィンランド人」^[16] (PS: Perussuomalaiset)) から 9.8 (ドイツのNPD) まで幅が広いの

[15] 近年、移民・難民政策の厳格化や多文化主義に対する消極的な態度などが示すようなヨーロッパ政治、特に主流右派政党の「右傾化」(verrechtsing) は何人もの研究者に指摘されている (Bale 2003, 2010; Akkerman 2012; Mudde 2013; Han 2015; Abou-Chadi 2016; Wagner & Meyer 2017; Green-Pedersen & Otjes 2019) が、これは中道右派政党のイデオロギーの変質というより、むしろ急進右翼政党の選挙でのさらなる勝利を阻止するための戦略転換として理解して良い (Meguid 2005, 2008)。実際、タクシス・S・パパス (Takis S. Pappas) はイデオロギー、プログラム、観念、レトリック、政権参画、「寿命」(fate)、党の「将来への展望」(perspective)、組織、リーダーならびに「選挙学」(psephology) の10の側面から急進右翼政党の移民排斥主義／自民族中心主義の特殊性を説明した (Pappas 2018)。また、ベン・マルグリーズ (Ben Margulies) も移民排斥主義／自民族中心主義と自由主義との根本的な矛盾に着目し、急進右翼政党の特質を論じた (Margulies 2018)。

[16] PSの党名は、この政党の階級・職業・地理的背景を問わずに全フィンランド社会の連帯への強調を突出しようとした (Jungar & Jupskås 2014: 220)。一方、PSのフィンランド語表記の接頭語「perus」は「基本的」(basic)、「普通の」(ordinary)、「通常の」

みならず、欧州議会におけるの所属会派も、欧州懐疑主義・保守主義の自由と民主主義のヨーロッパや欧州保守改革グループから、急進右翼のアイデンティティと民主主義や欧州民族運動同盟まで様々である (Döring & Manow 2019)。

表 1.1 西欧における現在活動中の主要な急進右翼政党

	急進右翼政党	成立年月日	最高の得票率*	最低の得票率*	欧州議会内における所属会派	L-R**
オーストリア	オーストリア自由党 (FPÖ: Freiheitliche Partei Österreichs)	1956.04.07	26.9% (1999)	5.0% (1983)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	8.3
	オーストリア未来同盟 (BZÖ: Bündnis Zukunft Österreich)	2005.04.03	10.7% (2008)	3.5% (2013)		8.8
ベルギー	国民戦線 (FN: Front National)	1985	2.3% (1995)	1.0% (1991)	欧州民族運動同盟 (Alliance of European National Movement)	9.7
	フラームス・ベラング (VB: Vlaams Belang)	1979.05.28	12% (2019)	1.1% (1981)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	9.7
デンマーク	デンマーク国民党 (DF: Dansk Folkeparti)	1995.10.16	21.1% (2015)	7.4 (1998)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	8.2
フィンランド	真のフィンランド人 (PS: Perussuomalaiset)	1995.05.11	19.1% (2011)	1.0 (1999)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	6.6
フランス	国民連合(国民戦線) (RN: Rassemblement National)	1972.10.05	4.3% (2007)	15% (1997)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	9.7
ドイツ	国民民主党 (NPD: Nationaldemokratische Partei Deutschlands)	1964.11.28	4.3% (1969)	0.2% (1983)	平和と自由のための同盟 (Alliance for Peace and Freedom)	9.8
	ドイツのための選択党 (AfD: Alternative für Deutschland)	2013.02.06	4.3% (2013)	12.6% (2017)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	8.8
イタリア	(北部)同盟 (L(N): Lega (Nord))	1991.01.08	3.9% (2001)	17.4% (2018)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	7.8
	三色の炎 (FT: Fiamma Tricolore)	1995.01.27	2.5% (2008)		欧州民族運動同盟 (Alliance of European National Movement)	9.2
	イタリアの同盟 (FdI: Fratelli d'Italia)	2012.12.21	4.4% (2018)	2.0% (2013)	欧州保守改革グループ (European Conservatives and Reformists)	7.4
オランダ	自由党 (PVV: Partij voor de Vrijheid)	2006.02.22	15.5% (2010)	5.9% (2006)	アイデンティティと民主主義 (Identity and Democracy)	8.8
ノルウェー	進歩党 (FrP: Fremskrittspartiet)	1973.04.08	22.9% (2009)	1.9% (1977)		8.8
スウェーデン	スウェーデン民主党 (SD: Sverigedemokraterna)	1988.02.06	17.5% (2018)	1.4% (2002)	欧州保守改革グループ (European Conservatives and Reformists)	8.8
スイス	スイス国民党 (SVP: Schweizerische Volkspartei)	1971.09.22	29.4% (2015)	9.9% (1975)		7.4
イギリス	イギリス国民党 (BNP: British National Party)	1982.04.07	1.9% (2010)		欧州民族運動同盟*** (Alliance of European National Movement)	8.8
	イギリス独立党 (UKIP: United Kingdom Independence Party)	1993.09.03	12.7% (2015)	1.5% (2001)	自由と民主主義のヨーロッパ**** (Europe of Freedom and Democracy)	7.8
	ブレグジット党 (BP: Brexit Party)	2019.01.20	2.0% (2019)			8.8

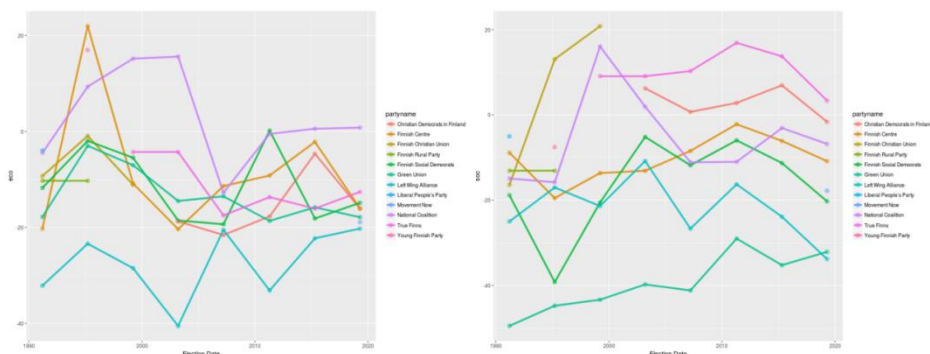
*下院選挙 **左右イデオロギー軸上の位置 ***過去の成員
 出典: Parliaments and government database (ParlGov) (Döring & Manow 2019) 表2とに筆者作成

(regular)、「素朴な」(down to earth)、「正直な」(straightforward) などの意味合いを込め、フィンランド人を意味する単語 suomalaiset と合併すれば、日本語の訳語は真のフィンランド人、そして英語の訳語は True Finns となっている。しかしながら、この訳語は民族／ネーション／エスニシティに対する「本質主義的」(essentialist) な捉え方と関連付けられる恐れがあるため、党首ティモ・ソイニ (Timo Soini) の発議で PS は 2011 年 8 月 21 日に PS の英語表記を「フィン人党」(Finns Party) へと変更することを正式に決めた (Jungar 2016: 139, n.1; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 80, n.11)。 https://yle.fi/uutiset/osasto/news/true_finns_name_their_party_the_finns/5410148 (2021.05.11 確認) も参照されたい。また、原初主義 vs. 近代主義、本質主義 vs. 構築主義、表出主義 vs. 道具主義など、民族／ネーション／エスニシティの捉え方をめぐる対抗図式に関する議論については塩川 (2008: 28-36) を参照せよ。

特にその中のフィンランドのPSは、中道左派的な経済主張が際立っている（【図 1.1】の左側）（また、Jungar 2016; Otjes et al. 2018: 14-15）のみならず、他の国の急進右翼政党ほど急進性が低いため、党の性質については、議論の余地があるとされている^[17]（Mudde 2016b: 10）。しかし一方、フィンランドの諸政党の中、PSは最も保守的な社会的主張をもつ政党（【図 1.1】の右側）であり、2007年総選挙の直前に初めて選挙公約において移民・難民問題に関する独立の章を設けた（Arter 2010: 498）。その後、2011年、2015年および2019年に公表された政策綱領では、移民家族の再統合政策の厳格化、外国人犯罪者の強制送還制度の導入、移民への財政支出と福祉サービスの削減を強く訴え、反移民・反難民の姿勢を一層強化した（Perussuomalaiset 2011a, 2011b, 2015, 2019）。こうして、移民排斥主義／自民族中心主義の特徴が突出しているPSは、疑いなく急進右翼政党である（Arter 2010: 485, 502-503）。

[17] PSはフィンランド国内の有権者と政党研究専門家に「中道権威主義政党」（Centrist Authoritarian Party）や中道政党として認識されている（Jungar & Jupskås 2014: 232; Zur 2019: 6）。これに対して、ミュデは1993年から2010年にかけて活動していた「愛国人民連盟」（IKL: Isänmaallinen Kansanliike）をフィンランドの代表的なポピュリスト急進右翼政党であると考えている（Mudde 2007: 306）。他の北欧諸国に比べて、戦間期のフィンランド・ファシズム運動は比較的安定した足場を築いたと言われる（Ignazi 2003: 159；【脚注 23】も参照）。というのは、1920年代末のフィンランドでは、内戦の後遺症であった社会的緊張の高まり、隣国のソ連からの潜在的な脅威、世界恐慌による経済の低迷といった原因で、保守諸政党を横断して共産主義の撲滅を目的とする、いわゆる「ラプア」（Lapua）運動が起こったからである。1929年から1932年の間に共産主義者のあらゆる公的な活動の禁止や労働運動の崩壊に大きく寄与したラプア運動はこの間のフィンランド政治を主導していたが、1932年3月初頭の「マンツァラの反乱」（Mäntsälän kapina）の失敗でラプア運動は壊滅した。挫折したラプア運動から派生した、同年6月成立のIKLは、社会主義的かつファシズム的な綱領を掲げて戦間期と戦時中の選挙において一定の成功を収めた。また、1941年から1943の間にIKLの設立者の1人、ヴィルホ・アンナラ（Wilho Annala）は運輸・公共事業大臣である。しかし、1944年にIKLはソ連の圧力を受けたフィンランド政府によって活動を禁止された（Alapuro 1980: 678-679; Heinonen 1980; 篠原 1986: 299, 392-393）。1993年に結成した新しいIKLは自らが戦間期のIKLの後継政党であると主張していた。IKLの他には、元社民党員によって結成された、福祉排外主義とポピュリズムの色彩を帯びる「改革グループ」（Remonttir ryhmä）はフィンランドのもう1つの急進右翼政党であるという意見もある。だが、1998年から2001年にかけてのわずか3年間にしか存在しなかった改革グループは比較的穏健な政党であるため、その真の属性をめぐっては議論の余地がある（Ignazi 2003: 160-161）。

図 1.1 1990 年代以降にフィンランドにおける諸政党の政策的位置の推移



縦軸の上から下へ：左側（経済的主張）—「市場—国家」、右側（社会的主張）—「保守—進歩」

出典：Manifesto Project Database (MARPOR) (Volkens et al. 2020)

もしミュデの最大限に依拠すれば、PS の他に、デンマークの DF、ノルウェーの FrP、スイスの SVP、ドイツの AfD の性質^[18]も再検討の余地がある (Mudde 2016b: 10)。AfD について、カイ・アルツハイマー (Kai Arzheimer) はドイツの諸政党の党綱領を分析した上で、左右イデオロギーの座標軸上の AfD の位置は、自由主義政党である FDP^[19]と、キリスト教民主主義・社会保守主義政党である CSU に挟まれるところにあると結論を下した (Arzheimer 2015: 544-545)。実際、西欧において CSU に代表されるような非常に保守的な主流政党は急進右翼政党との間に、いわゆる「機能的等価性」(functional equivalence) という関係が存在していると指摘されており (Mudde 2016b: 16)、多くの政策分野においてそれらの政党は急進右翼政党と類似する主張を展開しているにもかかわらず、「世評の庇護」(reputational shields) (Ivarsflaten 2006) のおかげで免責されている^[20]。

[18] 経済専門家による教授政党というイメージを持ち、もともと反ユーロ政党・欧州懐疑主義政党であった AfD は、2013 年に成立以来、長らく新自由主義陣営とナショナル保守・右翼陣営という 2 大陣営の路線対立に苦しんでいた。2015 年 7 月に行われた党大会で第 1 代表の職をめぐって党の創設者の 1 人、新自由主義陣営のベルンド・ルッケ (Bernd Lucke) はナショナル保守・右翼陣営のフラウケ・ペトリー (Frauke Petry) と競い合ったが彼女に敗れた。ルッケと彼の新自由主義陣営の離党によって AfD は急進右翼化した (例えば、中谷 2017; 安井 2020)。

[19] 北部ドイツのプロテスタント地区の中間層地域とドイツ社会の「自由主義ミリュー」(liberal milieu) という旧ナチ党の牙城を引き継いだ FDP は戦後初期、イデオロギー的にも、組織的にも旧ナチ党に最も類似していたと考えられる (高橋 1998: 58)。

[20] CSU の元党首、西ドイツ保守政治の雄と呼ばれるフランツ・ヨーゼフ・シュトラウス (Franz Josef Strauß) は 1980 年代に「CSU より右寄りの民主的な政党はありえない」と発言したことがあり、CSU を合法的で民主的な右派政党の防波堤に位置づけた。その後、シュトラウスのこういう発言は党の信条のみならず、ドイツ政治の暗黙的なルールとさえなった。実は、移民制限の拡大、法と秩序の強調、それに伝統的な家族観の強化に関して、CSU と急進右翼政党の「共和党」(REP) との立場は非常に近かったと指摘された

だが、主流右派政党にとっては、移民排斥主義／自民族中心主義は依然として越えられない境界線であるため、本研究では、急進右翼政党を、移民排斥主義／自民族中心主義政党とする。

1.3 「第4の波」(2000年代以降)：急進右翼政党の主流化／与党化

2019年10月27日に「ドイツの緑の心臓」(Das Grüne Herz Deutschlands)と呼ばれるチューリンゲン州で州議会選挙が行われた。この選挙では「左翼党」(DL: Die Linke)が史上初めて州レベルで第党となり、同時に急進右翼政党である「ドイツのための選択肢」(AfD: Alternative für Deutschland)も第二党へと躍進した。その結果、同州では左右両翼の急進政党が主流政党を押しつけて、いわゆる「消極的多数派」(Negative Majority)を形成することとなった。翌年2月には、DL主導の少数派政権の樹立という当初の予想と裏腹に、AfDから支持を受けた「自由民主党」(FDP: Freie Demokratische Partei)のトマス・ケメリヒ(Thomas Kemmerich)が一票の差で州首相に選出されたが、この未曾有の事態は世論の猛反発を招いたため、ケメリヒは州首相就任の翌日に退陣を余儀なくされた。

すでに1996年にバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙において急進右翼政党の「共和党」(REP: Republikaner)と「キリスト教民主同盟」(CDU: Christlich-Demokratische Union Deutschlands)は互いの連携を図り(Minkenbergs 2017b: 447)、2018年10月のバイエルン州議会選挙前にも、主流右派のCSUとAfDの一部政治家による水面下での交渉に関する報道(NEOpresse 2018)が流れた。過去の負の遺産に強く影響され、急進右翼政党の勢力伸張を阻止するための最も強固な「防疫線」(Cordon Sanitaire)を構築しているドイツにおいてさえも、主流政党と急進右翼政党との暗黙の協力があり得る^[21]。

類似のことは最近、スウェーデンでも見えるようになっている。2017年1月には、野党第一党である中道右派の「穏健党」(M: Moderaterna)党首アンナ・キンバーグ・バトラ(Anna

(Art 2006: 163)。また、マーセル・ルベルス(Marcel Lubbers)らの調査によれば、CSUは西欧における最も反移民的な主流の中道右派政党である(Lubbers et al. 2002: 359-360)。

[21] 実際、早くも戦後初期の1953年に行われた連邦議会選挙では、5.9%の得票と27議席を獲得した「故郷被追放者・権利被剥奪者ブロック」(GB/BHE: Gesamtdeutscher Block/Bund der Heimatvertriebenen und Entrechteten)は第2次アデナウアー(Konrad Adenauer)連立政権に入り、被追放者・難民・戦傷者に関する連邦省大臣および連邦特命大臣という2つのポストを手に入れた。1950年1月、元ナチ党員・SS隊員であり連邦特命大臣(1953年～1956年)も務めていたヴァルデマール・クラフト(Waldemar Kraft)によって結成されたGB/BHEは、戦後旧プロイセン領から追放された者の利益の擁護を党是としていたが、CDU/CSUとFDPに代表されていたブルジョワ・ブロックに対峙する伝統的なナショナリズム陣営に属していた。また、クラフトの後任でありGB/BHE党首(1954年～1955年)と被追放者・難民・戦傷者に関する連邦省大臣(1953年～1960年)を務めたテオドール・オーバーレンダー(Theodor Oberländer)も元ナチ党員である。したがって、ナチ党と歴史的淵源を有するものの、戦後の民主主義体制に敵対しないGB/BHEは急進右翼政党群の境界線に立っていた政党と言える(Stöss 1991: 91-92, 118-122)。

Kinberg Batra) は、あらゆるレベルにおける急進右翼政党である「スウェーデン民主党」(SD: Sverigedemokraterna) との接触を拒否するという M の従来の姿勢の放棄や、M と SD との対話の可能性を示すような声明を出した。バトラのこうした声明は、SD に対する防疫線の崩壊の最初の危険信号であったと考えられる。対 SD 協調路線は同年 8 月のバトラの失脚の重要な原因の 1 つであったが、実際に、その後、「リクスダーゲン」(Riksdagen) = 国会における M と SD との協力はよくあることとなった (Salo & Rydgren 2021: 57-58)

さらに、4 年後の 2021 年 1 月 20 日に放送されたスウェーデン・テレビの番組「30 分」^[22] (30 minuter) で、M の新党首ウルフ・クリステルソン (Ulf Kristersson) も、SD について言及し、過去の SD に対する拒否的態度を 180 度回転し、法と秩序、移民問題、エネルギー政策、それに昨今の新型コロナウイルス感染症への対処などの分野におけるそのパフォーマンスを建設的と評価し、すでに 1 年前に開催された党首会談に次ぎ、再び両党間関係の解凍の兆候を示唆した (Local 2021a)。

M と同様、「キリスト教民主党」(KD: Kristdemokraterna) も SD に対して宥和的姿勢を取っているが、より世間を騒がせたのは同じ右派陣営に属する「自由党」(L: Liberalerna) の動きである。2018 年総選挙において左右両陣営のいずれも過半数の得票を得られず、右派陣営が政権に就くことに少なくとも SD の閣外協力は欠かせないという事態の中、SD との協力関係を極力避けようとした L は、左派陣営への支持に転向し、赤緑連合の連立樹立に助力した。にもかかわらず、2021 年 3 月 28 日に開催された L の党大会で、翌年の総選挙の後には中道右派の連立政権の成立を断固支持する議案は可決されたばかりか、将来には政府の各政策、とりわけ毎年度の予算案をめぐる SD との党際交渉も承認されるようになった。

L のこうした決断は SD の「正常化」(normalisation)、ひいては主流化／与党化にさえ道を開く恐れがある一方、ネオ・ナチズムの系譜を引き継ぐ SD^[23] の 2000 年代半ば以来の「脱

[22] <https://www.svtplay.se/video/29826798/30-minuter-avsnitt-1> (2021.04.09 確認)。

[23] アイスランドは英米両国の占領下で 1944 年にデンマークから独立を果たした。デンマークとノルウェーは第二次世界大戦中にナチス・ドイツに占領されていた。スウェーデンはナチス・ドイツに屈服せざるを得なかったが、武装中立を終始一貫した。さらにフィンランドはナチス・ドイツと交戦した (向後・角田 1990: 280-317)。こうしてナチズムの被害者と言っても良い北欧諸国、なかでもスウェーデンは常にナチズム／ファシズムにとっての不毛の地と見なされてきたものの、1980 年代以降に北欧はスキンヘッド集団・ホワイト・パワー音楽・ヘイト・バンドの中心地となってしまった (Art 2011: 87-88; Wodak 2015: 29=2019: 82; しかし例外として【脚注 17】を参照)。また、北欧最大の国民社会主義的な過激派組織 NMR は 21 世紀におけるネオ・ナチズムの国際的協力の中、一定の成功を収めた僅少の例の 1 つだけでなく、以上の 5 カ国に支部を置いており、スウェーデンでは政党としてさえ活動している (Mudde 2019a: 65-66)。加えて、世界中でも最も有名な急進右翼系の出版社 Arktos とインターネット百科事典 Metapedia の創設者であるスウェーデン人のダニエル・フリーベリ (Daniel Friberg) は代表的な新興急進右翼思想家の 1 人として注目されている。彼は SD 活動家の経歴を有し、北欧の急進右翼サブカルチャーを刷新した中心人物であると同時に、アメリカのオルタナ右翼の代表者リチャー

悪魔化」(dédiabolisation)・中道政党化戦略が奏功し、結党以来に防疫線に絶え間なく直面してきたSDがついに民主陣営に楔を打ち込んだという里程碑的事件を起こしたと云って良い (Art 2011: 86-98; 渡辺 2016: 212-216; 清水 2019; Local 2021b, 2021c)。要するに、以上の諸事実は、第二次世界大戦以来、急進右翼政党をターゲットに築かれてきた防疫線の持続的弱体化と最終的崩壊の危険性と可能性を示唆するものである。

実のところ、戦後欧州において、急進右翼政党は1960年代に平均5.4%の得票と4%の議席から、2010年代に平均12.4%の得票と12.2%の議席へと成長し (Norris & Inglehart 2019: 9)、現在では概して第3大政党の地位を手に入れた (Mudde 2019a: 166)。つまり、急進右翼政党は、急進左翼政党^[24]、緑の党^[25]との比較においても極めて大きな成功を収めた新興政党と言ってもよい。さらに、急進右翼政党の支持者も無党派層を除いて唯一拡大し続ける有権者層であり、現在に至ると、急進右翼政党の平均支持率はすでに1930年代のものと同じ水準に達している (Oxenham 2017)。

こうして、西欧の急進右翼政党は政治活動の「復活」(Resilience)、選挙での「躍進」(Breakthrough)、政党システムへの「定着」(Presistence)、さらに政権参画の実現による

ド・スペンサー (Richard Spencer) と共に大西洋横断の白人アイデンティティ運動の旗手でもあり、国際的な影響力を振るっている (Teitelbaum 2019; 譚 2020b: 59, 48, n. 12, n. 13)。以上のように、ナチズムを培いにくい瘠せ地であるはずの北欧におけるネオ・ナチズム運動の隆盛は興味深い現象である。実際には、SDはネオ・ナチズムにルーツを持つ一定の知名度のある政党 (例えば、ドイツのNPD、イギリスのBNPとギリシャXA) の中でも、最も成功した政党である。北欧の急進右翼サブカルチャー、とりわけ白人至上主義的な音楽がSDの台頭への影響について Gianfrancesco (2017)、Teitelbaum (2017) などを参照されたい。

[24] ハーバート・キツェルト (Herbert Kitschelt) は急進左翼政党または新左翼政党と緑の党を「政治的な等価物」(political equivalent) として扱っている (Kitschelt 1988: 219) が、本研究ではルーク・マーチ (Luke March) の定義を採用する。すなわち、急進左翼政党とは、緑の党と正統的・保守的な共産党を除き、社会民主主義政党より左翼的、あるいは急進的な政党である。急進左翼政党群には革新的共産主義政党、民主的社會主義政党、ポピュリスト社会主義政党、社会的ポピュリスト政党という4つの下位類型があり、詳細には (March 2011: Chapter 1) を参照されたい。マーチによれば、欧州の急進左翼政党の平均得票率は1940年代の12.6%から2010年代の7.2%まで低下の一途を辿りつつある (March 2016: 28-29)。

[25] 欧米先進国で出てきた1番目の緑の党は1960年代末に成立したニュージーランドの「価値党」(Values Party) であり、西欧の場合は1973年成立のイギリスの緑の党である。西欧において初めて地方選挙でささやかな成功を収めたのは1970年代頃のフランスの緑の党であり (Kitschelt 1988: 199)、国会に議員を送り込むことに成功した第1の緑の党は1981年のベルギーの「エコロ」(ワロン地域、Ecolo) と「アハレフ」(フランデレン地域、Agalev) である。さらに西欧史上初めて政権参画を実現した緑の党は、1995年のフィンランドの「緑の同盟」(VIHR: Vihreä liitto) である (Müller-Rommel 1989: 8-14, 2002: 3-6)。近年、ドイツをはじめとしていくつかの国で緑の党は急成長しつつあるものの、欧州全体から見れば、この政党群の平均得票率は1970年代末の2.1%から2000年代初頭の6.1%へと上昇してきたが、急進右翼政党と比較して増幅は小さい (Spoon 2015: 41)。

「主流化」(Mainstreaming)・与党化を経た現在、一部の国においては「持続可能な執政能力」(Sustainability) さえも獲得した (Albertazzi & McDonnell 2015: 165-166)。

実際、戦後初期に閣外協力を含む政権参画を果たした急進右翼政党はすでに存在した。例えば、イタリアのMSIは1957年のアドネ・ツォーリ (Adone Zoli) 政権と1960年のフェルナンド・タンブローニ (Fernando Tambroni) 政権に閣外協力を提供し、1971年の大統領選挙ではジョヴァンニ・レオーネ (Giovanni Leone) を支持した (von Beyme 1988: 4; 北原 1995: 509; Mudde 2019a: 13; Siaroff 2019: 323)。1977年から1978年にかけては、ベルギーのVU^[26]がレオ・チンデマンス (Leo Tindemans) 政権に参画した (Mudde 2000: 84; 古賀 2013b: 1007)。「フィンランド田園党」^[27] (SMP: Suomen Maaseudun Puolue) は第6次カレヴィ・ソルサ (Kalevi Sorsa) 政権 (1983年~1987年) および第1次ハリ・ホルケリ (Harri Holkeri) 政権 (1987年~1990年) に加わった。スウェーデンの「新民主党」(NyD: Ny Demokrati) は、1991年から1992年までに閣外協力の地位にあった (Bale & Blomgren 2008: 90-92)。

国政レベルでの政権参画を除き、1980年代以降に地方レベルでの急進右翼政党の主流化／与党化現象も見られるようになった。例えば、ドイツと同じく急進右翼政党に強固な防衛線を張っているフランスでは、1983年のドルー (Dreux) 市議会選挙でFNの大勝を収め、とりわけ1986年の地域圏議会選挙^[28]以降、FNは地方レベルにおける主流の中道右派政党との連携を常態化させ、協力提供の見返りとして常に副議長や部局長などの重要なポストを手に入れることになった (Downs 2002: 42-43; Minkenberg 2017b: 447-448)。

さらに、1994年5月のイタリアにおけるL(N)と「国民同盟」(AN: Alleanza Nazionale) を含むシルヴィオ・ベルルスコーニ (Silvio Berlusconi) を首班とする中道右派連合^[29]が

[26] 1954年11月に成立したフランデレン民族主義政党であるVUはその後、第8次ウィルフリート・マルテンス (Wilfried Martens) 政権 (1988年~1991年) とパトリック・デワール (Patrick Dewael) に率いられるフランデレン政府 (1999年~2001年) にも参画した。また、VBとN-VAは、それぞれ1979年と2001年にVUから分裂して成立した政党である (【脚注13】も参照)。

[27] 1959年に結成したSMPは、左翼ポピュリスト／「農業ポピュリスト」(agrarian populist) 政党であり、北欧における政権参画を実現した最初のポピュリスト政党である。SMPが強烈的な反共・反ソ連の立場を取るという「一般的な理由」(yleiset syyt) のため、長年の間にソ連によってファシズム政党と認定されていた。SMPと類似する立場を取る「国民連合党」(Kok: Kansallinen Kokoomus) と「フィンランドキリスト教連合」(SKL: Suomen Kristillinen Liitto) も、1970年代から1980年代初頭の十数年間に政権から排除された。1995年にSMPは解党し、一部の旧幹部はPSを結成した (Arter 2010: 486, 2011: 1284; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 82; Jungar 2016: 115-116)。

[28] 1986年、1992年ならびに1998年の3回の地域圏議会の選挙制度は5%阻止条項を備える比例代表一回投票制であり、左右両翼の2大陣営の間に挟まるFNがしばしばキングメーカーのような役割を持っていた (Downs 2002: 42)。

[29] ANはネオ・ファシストのMSIの後継政党であるが、この時期に中道右派の保守主義政党へと転身しつつあったとの観点もある (高橋 1998)。

発足した後、とりわけ 2010 年代に入ってから、西欧においては急進右翼政党が国政レベルで政権入りや閣外協力を果たした事例が増えて 14 個に達した（【表 1.2】）。地方レベルでは、急進右翼政党の主流化／与党化はもとより、単独政権の樹立すら珍しくなくなりつつある（【表 1.3】【表 1.4】【表 1.5】）。

表 1.2 1990 年代以降に西欧の国政レベルで与党化した急進右翼政党

国	RKP	内閣	連立与党	期 間
オーストリア	自由党(FPÖ)	第1次シュツセル内閣	ÖVP, FPÖ	2000.02.04-2002.11.24
	自由党(FPÖ)	第2次シュツセル内閣	ÖVP, FPÖ	2002.11.24-2003.02.28
	自由党(FPÖ)	第3次シュツセル内閣	ÖVP, FPÖ	2003.02.28-2005.04.04
	自由党(FPÖ)	第1次クルツ内閣	ÖVP, FPÖ	2017.12.18-2019.06.03
	未来同盟(BZÖ)	第4次シュツセル内閣	ÖVP, BZÖ	2005.04.05-2006.10.03
デンマーク	国民党(DF)	第1次A.F.ラスムセン内閣	V, KF, DF*	2001.11.27-2005.02.18
	国民党(DF)	第2次A.F.ラスムセン内閣	V, KF, DF*	2005.02.18-2007.11.23
	国民党(DF)	第3次A.F.ラスムセン内閣	V, KF, DF*	2007.11.23-2009.04.05
	国民党(DF)	第1次L.L.ラスムセン内閣	V, KF, DF*	2009.04.05-2011.10.03
	国民党(DF)	第2次L.L.ラスムセン内閣	V, KF*, LA*, DF*	2015.06.28-2016.11.28
	国民党(DF)	第3次L.L.ラスムセン内閣	V, KF, LA, DF*	2016.11.28-2019.06.27
フィンランド	真のフィンランド人(PS)	第1次シビラ内閣	KESK, KOK, PS	2015.05.29-2017.06.12
イタリア	北部同盟(LN)	第1次ベルルスコーニ内閣	FI, AN, LN, CCD, UdC	1994.05.10-1995.01.17
	北部同盟(LN)	第2次ベルルスコーニ内閣	FI, AN, LN, CCD+CDU	2001.06.11-2005.04.23
	北部同盟(LN)	第3次ベルルスコーニ内閣	FI, AN, LN, UDC, NPSI, PRI	2005.04.23-2006.05.17
	北部同盟(LN)	第4次ベルルスコーニ内閣	PdL, LN	2008.05.08-2011.11.12
	同盟(L)	第1次コンテ内閣	M5S, L	2018.06.01-2019.08.20
	同盟(L)	ドラギ内閣	M5S, L, PD, FI, IV, Art.1	2021.02.13-現在
オランダ	ビム・フォルトアイン党(LPF)	第1次バルケネンデ内閣	CDA, VVD, LPF	2002.07.22-2002.10.16
	ビム・フォルトアイン党(LPF)	第2次バルケネンデ内閣	CDA, VVD, LPF	2002.10.16-2003.01.22
	自由党(PVV)	第1次ルッテ内閣	VVD, CDA, PVV*	2010.10.14-2012.04.23
ノルウェー	進歩党(FrP)	第2次ボンデヴィック内閣	H, KrF, V, FrP*	2001.10.19-2005.10.17
	進歩党(FrP)	第1次ウルベルグ内閣	H, FrP, V*, KrF*	2013.10.16-2017.09.09
	進歩党(FrP)	第3次ウルベルグ内閣	H, FrP, V*, KrF*	2017.09.09-2018.01.17
	進歩党(FrP)	第3次ウルベルグ内閣	H, FrP, V, KrF*	2018.01.17-2019.01.22
	進歩党(FrP)	第4次ウルベルグ内閣	H, FrP, V, KrF	2019.01.22-2020.01.20
スイス	国民党(SVP)	——	FDP, SP, CVP, SVP	1990s-2007.12.12 2008.12.10-現在

*閣外協力
出典: 筆者作成

表 1.3 1990 年代以降に地方レベルにおける急進右翼政党の政権参画—オーストリア

ブルゲンラント州 (Burgenland)	自由党(FPÖ)	連立与党(1996-2000) 副州首相、連立与党(2015-2020)
ケルンテン州 (Kärnten)	自由党(FPÖ)	州首相、連立与党(1989-1991, 1999-2013) 副州首相、連立与党(1991-1999) 連立与党(2013-2018)
ニーダーエスターライヒ州 (Niederösterreich)	自由党(FPÖ)	連立与党(1993-2003, 2008-2013, 2018-現在)
ザルツブルク州 (Salzburg)	自由党(FPÖ)	連立与党(1989-1999)
シュタイアーマルク州 (Steiermark)	自由党(FPÖ)	連立与党(1991-2000, 2010-2015) 副州首相、連立与党(2000-2005)
チロル州 (Tirol)	自由党(FPÖ)	連立与党(1989-1999)
オーバーエスターライヒ州 (Oberösterreich)	自由党(FPÖ)	連立与党(1991-2003, 2009-2015) 副州首相、連立与党(2015-現在)
フォアアールベルク州* (Vorarlberg)	自由党(FPÖ)	連立与党(1989-1999, 2004-2009) 副州首相、連立与党(1999-2004)
ウィーン** (Wien)	自由党(FPÖ)	連立与党(1987-2015) 副州首相、連立与党(2015-現在)

*1974年以降、FPÖは常に与党の地位にある **1987年以降、FPÖは常に与党の地位にある
出典: 筆者作成

表 1.4 1990 年代以降に地方レベルにおける急進右翼政党の政権参画—イタリア

アブルッツォ州 (Abruzzo)	国民同盟 (AN)、三色の炎 (FT)	州首相、連立与党	2000-2005
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2019-現在
プーリア州 (Apulia)	国民同盟 (AN)	連立与党	1995-2000
	国民同盟 (AN)、三色の炎 (FT)	連立与党	2000-2005
バジリカータ州 (Basilicata)	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2019-現在
カラブリア州 (Calabria)	国民同盟 (AN)	連立与党	1995-2000
	国民同盟 (AN)、三色の炎 (FT)	連立与党	2000-2005
	三色の炎 (FT)	連立与党	2010-2014
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2020-現在
カンパニア州 (Campania)	国民同盟 (AN)	州首相、連立与党	1995-2000
	右派 (LD)	連立与党	2010-2015
フリウリ=ヴェネツィア=ジュリア州 (Friuli-Venezia Giulia)	北部同盟 (LN)	州首相、連立与党	1993-1998
	北部同盟 (LN)、国民同盟 (AN)	連立与党	1998-2003
	北部同盟 (LN)	連立与党	2008-2013
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2018-現在
ラツィオ州 (Lazio)	国民同盟 (AN)	州首相、連立与党	2000-2005
	右派 (LD)	連立与党	2010-2013
リグリア州 (Liguria)	北部同盟 (LN)、国民同盟 (AN)	連立与党	2000-2005
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2015-現在
ロンバルディア州 (Lombardia)	国民同盟 (AN)	連立与党	1995-2000
	北部同盟 (LN)、国民同盟 (AN)	連立与党	2000-2010
	北部同盟 (LN)、右派 (LD)	連立与党	2010-2013
	北部同盟 (LN)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2013-現在
モリーゼ州 (Molise)	国民同盟 (AN)、三色の炎 (FT)	連立与党	2001-2006
	国民同盟 (AN)	連立与党	2006-2011
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2018-現在
ピエモンテ州 (Piemonte)	国民同盟 (AN)	連立与党	1995-2000
	北部同盟 (LN)、国民同盟 (AN)	連立与党	2000-2005
	北部同盟 (LN)、右派 (LD)	州首相、連立与党	2010-2014
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2019-現在
サルデーニャ州 (Sardinian)	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2019-現在
シチリア州 (Sicily)	国民同盟 (AN)、三色の炎 (FT)	連立与党	2001-2008
	サルヴィーニと共に (NcS) イタリアの同胞 (FdI)	連立与党	2017-現在
トレンティーノ=アルト=アディジェ州 (Trentino Alto Adige)	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2018-現在
ウンブリア州 (Umbria)	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2019-現在
バレー=ダオスタ州 (Valle d'Aosta)	北部同盟 (LN)	連立与党	2013-2018
ヴェネト州 (Veneto)	国民同盟 (AN)	連立与党	1995-2000
	北部同盟 (LN)、国民同盟 (AN)	連立与党	2000-2010
	北部同盟 (LN)	州首相、連立与党	2010-2015
	同盟 (L)、イタリアの同胞 (FdI)	州首相、連立与党	2015-現在

出典: 筆者作成

表 1.5 1990 年代以降に地方レベルにおける急進右翼政党の政権参画—フランス

ボーケール市 (Beaucaire)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	ル・ポンテ市 (Le Pontet)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)
ベジエ市* (Béziers)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	マント＝ラ＝ヴィル市 (Mantes-la-Ville)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-2020)
ボレーヌ市 (Bollène)	フランスのための運動(MPF) (2008-2010) 南部同盟(LdS) (2010-2020)	マリニャーヌ市 (Marignane)	国民戦線(FN) (1995-1998) 共和国運動(MNR) (1998-2008)
カマレ＝シユル＝エグ市 (Camaret-sur-Aigues)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	マルセイユ市第13、14区 (13th, 14th Arrondissements of Marseille)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)
コゴラン市 (Cogolin)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	オランジュ市 (Orange)	国民戦線(FN) (1995-2005) フランスのための運動(MPF) (2005-2010) 南部同盟(LdS) (2010-現在)
フレジュス市 (Fréjus)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	ペルピニャン市** (Perpignan)	国民連合(RN) (2020-現在)
アヤンジュ市 (Hayange)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	トゥーロン市 (Toulon)	国民戦線(FN) (1995-2001)
エナン＝ボーモン市 (Hénin-Beaumont)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	ヴィレ＝コトレ市 (Villers-Cotterêts)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)
ルリュク市 (Le Luc)	国民戦線/国民連合(FN/RN) (2014-現在)	ヴィトロル市 (Vitrolles)	国民戦線(FN) (1997-1998) 共和国運動(MNR) (1998-2002)

*FN/RNから支持を受けている無所属の市長 **人口は10万人以上の都市
出典: 筆者作成

要約すれば、「組織の建設者」(builder of organization)、「コミュニティの創造者」(creator of community)、「アイデンティティの提供者」(givers of identity)、「政治的アジェンダの設定者」(shaper of political agenda) または「架橋機能」(bridge-building function) を発揮するものと見なされてきた急進右翼政党 (Heinisch 2003: 103; Albertazzi & McDonnell 2015: 180) の一部は、第2次世界大戦前の社会民主主義政党や1990年代以降の緑の党のように、目下、成功した野党から有能な与党へと成長しており、西欧の政党間競争のメカニズムを根本的に変化させつつある (Mudde 2013; Oesch & Rennwald 2018)。

一方、急進右翼政党の成功の背景には、いわゆる現代欧米社会の代表性の危機ということがあると言われる (Berman & Snegovaya 2019)。選挙での投票活動に代表される「制度化された政治参加」(institutionalized participation) に代わり、インターネット上の政治活動、街頭の抗議運動、あるいは不買運動のような「ポリティカル・コンシューマリズム」(political consumerism) などの、選挙と政党を迂回する「非制度化された政治参加」(non-institutionalized participation) は、欧米の先進諸国において興隆し、代表制民主主義の核心的な制度的メカニズムとしての競争的な政党システムの正統性を弱体化させているとされる (Fuchs & Klingemann 1998: 431; Stolle et al. 2005)。

非制度化された政治参加の増加と政党アイデンティティの低下は市民の現実政治に対する深い不満の現れであり、民主主義への「渴望」(aspiration) と「満足度」(satisfaction) の間に生じたギャップが「民主主義の赤字」(democratic deficits) を悪化させ、「批判的市民」(critical citizens) 層の拡大を助長した。結果には、世界中にポピュリズムの旋風

が巻き起こっており (Norris 1999, 2011)、このような旋風は急進右翼政党の大躍進に道を開いた。

以上を踏まえて、次章では、政党の応答性—責任のジレンマと、それから生じた政党システムの分岐化、さらにそういった分岐化現象の中の急進右翼政党の役割を議論する。

第2章 応答性—責任のジレンマと政党政治の分岐化

2.1 政党の応答性、責任および答責性

応答性、責任、そして「答責性」(accountability)の定義をめぐっても、長らく論争があるが、古典的議論として、アンソニー・ダウズ(Anthony Downs)、アンソニー・バーチ(Anthony Birch)、リロイ・リーゼンバッハ(Leroy Rieselbach)などの研究者の著作が挙げられる。ダウズは、もしある政党がある時期に策定した政策が以前の行動や発言と一致すれば、その政党は責任のある政党であると述べた(Downs 1957: 105)。この簡潔な定義に対して、イギリスの政治学者バーチは、政府・政党の責任が3つの含意を持つことを指摘した。すなわち、①世論への応答、②慎重で相互に矛盾しない諸政策の追求、③議会に対して答責的で、説明責任があることである。要するに、責任は応答性と答責性の両方の意味を包含する上位概念であるとされる(Birch 1964: 17-21)。

アメリカ連邦議会研究の大家リーゼンバッハによれば、応答性とは、政策・法律が成立するまで、それらに影響されうる個人、団体などの要望と意見を十分に聴取・考慮することである。責任とは、国家が抱えている主要な問題をうまく解決できる政策・法律を迅速的で「効率的」(efficiently)に作ることである。さらに、答責性とは、政府や政党が自らの行為と決定を有権者に説明・解釈することであり、有権者がそれらの行為と決定に対する自己判断で選挙を通じて政府や政党を牽制できる(Rieselbach 1995: 425-426)。

一方、責任を応答性や答責性と同一視する研究者もいる。例えば、「責任政党政治モデル」(responsible party government model)を主唱するジェームズ・アダムズ(James Adams)によれば、このモデルの下では、相互に競争しあう政党の政策主張の差異は時間が経つにつれて比較的安定化し、有権者が自らの政策的選好をもとに政党に投票することを可能にする。それゆえ、この場合の政党は有権者の政治的信念を代表することに効果的な手段を提供する責任のある政党であると言ってよい(Adams 2001: 3-5)。リチャード・ローズ(Richard Rose)も同様の観点を有し、与党が有権者の選好に応える政策を制定する権威を振るえば、責任のある政党であると論じた(Rose 2014: 253)。概して、責任政党政治モデルでは責任と応答性が同じものとされている。

責任政党政治モデルに対して、1950年のアメリカ政治学会(APSA)の100頁に近い報告書では、アメリカの大政党制の基本的弱点を改善するために数多くの助言を与え、その中で殊に「より責任のある政党を」と呼びかけた。そこで言われた責任とは、党内の予備選挙を含む各種の選挙、委員会および党大会によって確保・強化される政党の有権者と党員に対する責任である。やや曖昧ながら、APSA報告書では責任を答責性と同一視しているのである(APSA 1950: 2)。以上のように応答性、責任および答責性の定義は極めて多様であり、時には混乱しているようにも見える。

こうした定義上の混乱をある程度收拾したのはアイルランド出身の政治学者ピーター・

メアー (Peter Mair) である。彼は基本的にバーチの定義を踏まえて応答性と責任の区別を明確にして説明した。彼によれば、応答性とは、政党のリーダーや政府が市民と社会グループの需要に耳を傾け反応することである。他方、責任は政党のリーダーや政府が一般に正当とされている手続き上の準則と実践に則って慎重かつ一貫性のある行動を取ることを指すものである。つまり、手続きの側面を重んじる責任と、「感情の表出」(expressive) の側面を偏重する応答性は同位概念であると言える (Mair 2009: 11-12)。

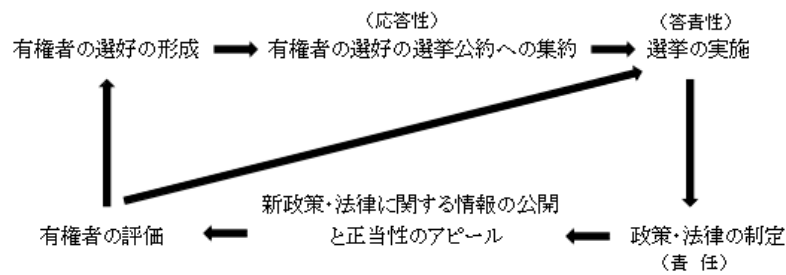
メアーの定義を参考した上で、ルチアーノ・バルディ (Luciano Bardi) らは応答性と責任の最小限定義を提示した。バルディらの最小限定義によると、応答性とは、政党またはそのリーダーが有権者、世論、利益団体ならびにメディアの短期的な需要に応える、ということである。そして、責任とは、政党またはそのリーダーが党利党略を超越し、教育、公共支出の持続可能性、安全保障への投資といった国民と国家の長期的な需要と、国際市場や組織による規制に従って行動する、ということである (Bardi et al. 2014)。

ヨハネス・カレマンス (Johannes Karremans) らもバルディの最小限定義の妥当性を再確認した。つまり、民主主義体制においては、政党が有権者と公共政策を結びつける紐帯を提供・メンテナンスすることが応答性である。選挙上のロジックに基づき、政党が一定の有権者の支持を獲得・維持できると思われるある政策を追求する行為は、応答性の際立った特徴とされている。対するに、責任とは、政党が有権者の政策的選好より、非選挙的なロジック、もしくは「技術的思慮」(technical considerations) に基づいて国民と国家の長期的な利益に関わる政策を追求することは責任である (Karremans & Lefkofridi 2020)。

最後に、以上では答責性は研究関心から外れてしまっていたが、アダム・プシェヴォルスキ (Adam Przeworski) が言うように、有権者が各政党の過去のパフォーマンスを振り返って「回顧投票」(retrospective vote) を通してそれらを当選・落選させる答責性のメカニズムは、政府や政党の代表性の向上を促す民主政府の火災報知器である (Przeworski 2018: 93-97)。

要するに、応答性と責任は政党の機能、行動と関連する内在的なものとは逆に、答責性は主に選挙などの制度的要素に左右される外在的なもの (Strøm 1997) と理解されて良いだろう。

図 2.1 「応答性—責任—答責性」の循環過程



出典：Karremans & Lefkofridi (2020: 274)をもとに筆者修正・作成

定義をめぐる不毛な論争に陥ってしまうことを避けるために、本研究では、現在比較的広く受け入れられているバルディらの最小限定義を採用する。【図 2.1】は応答性、責任と答責性の循環過程を表示したものである。政党が有権者の選好を集約し、選挙に出馬し、さらには政権参画を果たせば、政策・法律を制定する必要がある、3つの段階のそれぞれでは応答性、答責性と責任を果たすことになる。以下では、【図 2.1】に示される循環過程における応答性と責任の間の緊張関係に関する近年の研究を概観してみよう。

2.2 応答性—責任のジレンマと政党政治の分岐化

すでに 1970 年代には、サルトーリが代表制民主主義における責任政治と応答政治に関する解釈を提起していた。彼は 18 世紀以来のイギリスとアメリカにおける政治発展を取り上げつつ、選挙権の拡大に伴って貴族政的政党が民主的な政党へと変容していく過程で、議会に対する大臣の責任を基礎とする、議会システムを中心とする伝統的な責任政治が、国民の声に耳を傾ける、政党システムに基盤を置く応答政治と結合したと論じた (Sartori 1976=1995: 33-43)。すなわち、応答性と責任は、政党政治だけでなく、代表制民主主義とも表裏一体と考えられる。

サルトーリの解釈に啓発されたメアーは、政党の応答性と責任の問題をめぐる現代民主主義の「沈滞」(malaise) 現象に対して鋭い見解を示した。彼によれば、政党は、①「集団的選好」(collective preferences) を具体的な政策へと転換させる「代表的機能」(representative function) と、②国家機構の組織や管理といった「統治の機能」(governing function) または「手続き的機能」(procedural function) という 2 つの主要機能を有する。この 2 つの機能を同時にうまく果たせる政党は「本人—代理人」(principal-agent) 問題を完璧に解決でき、代表制民主主義の発展と正統性に貢献する。

たが、実際には、伝統的な社会亀裂構造の崩壊による有権者のアイデンティティの「破片

化」(fragmentation)、国際的な政治機構と制度の制約^[30]、過去の政治的遺産^[31]の影響、それに政党の動員力と有権者の「党派心」(partisanship)の低下などの様々な要素の影響で、「首尾一貫した」(coherent)選挙綱領を作って自らの支持者の多岐にわたる利益をうまく反映することより、主流政党にとって統治そのものは現実的かつ果たしやすい目標である。結果としては、主流政党がますます統治の機能しか強調しないようになりつつあり、従来の代表的機能を利益団体、社会運動、「アドヴォカシー連合」(advocacy coalition)、ロビー活動、あるいはメディアのような議会外の諸アクターに移譲しつつある。

こうして、政党政治の領域において主流政党が統治に専念するのに引き換え、いわゆる「ニッチ政党」^[32](Niche Party)、「挑戦者政党」^[33](Challenger Party)は代表的機能を「特権」(primary preserve)として手に入れた。こうした政党の応答性と責任のバランスの崩壊が、政府の民主性と効率性の両立困難を招いたともされる (Mair 1997: 120-154, 2009, 2013: 75-98)。

以上のように、メアーが指摘した政党の応答性と責任の間の緊張関係について、バルディらはこうした緊張関係は19世紀後半以降に常に存在し続けてきたと述べた。そして、その緊張関係の展開は3つの段階に区分できる (Bardi et al. 2014)。まず1番目は1870年代から1930年代までのおおよそ60年間である。この段階は制限選挙および上層階級出身のエリート間の閉鎖的競争に特徴づけられ、政治体制は未だ十分に「自由化」(liberalisation)されなかった時期である。この時に出現した「大衆政党」(Mass Party) (例えば、社会民主主義政党) (Duverger 1954=1976) は特定の社会階層の利益の代弁者 (例えば、労働者層)

[30] 例えば、EU、UN、NATO、WTOなどの国際的組織に課される制約である。また、ローレンス・エズロフ (Lawrence Ezrow) らは1970年代中葉から2000年代末までの先進20カ国を分析した上で、社会経済的次元において、グローバリゼーション、特に各国間の経済的相互依存の深化と自由的な国際金融体制の固定化は、それらの国々の政党の関心を有権者の選好から市場的アクターの選好へと転換させ、政党の代表的機能と応答性の低下を招く傾向があると指摘した (Ezrow & Hellwig 2014)。

[31] すなわち、前政権の下での政策や制度との連続性である。例えば、戦後、何十年間もの与党の地位にあり続けてきた「スウェーデン社会民主労働党」(SAP: Sveriges Socialdemokratiska Arbetareparti) は1976年に政権を失ったが、その後成立した中道右派連立政権は社会保障の見直しなどを強く唱えたが、スウェーデン社会における普遍主義的な福祉制度の根強さによって1982年のSAPの政権復帰までに際立った社会保障の削減はなかった (渡辺 2015: 87)。

[32] ニッチ政党の定義をめぐって研究者の間に長い間、論争が続いているが、少なくともイデオロギー、議会における行動のあり方、支持基盤、政党間競争の構造への影響という4つの側面から、ニッチ政党と主流政党を区別できる (Bischof 2017)。

[33] トーマス・R・ローション (Thomas R. Rochon) によれば、挑戦者政党というのは、ある特定の争点や有権者層をめぐって既成の主流政党と競争する新興政党である (Rochon 1985)。ローションの研究を踏まえた上で、ポール・ルカルディ (Paul Lucardie) は「浄化者政党」(Purifying Party) の概念を提示した。すなわち、主流政党の穏健化や急進化を受けてその元来のイデオロギーを防衛・浄化しようとする新興政党は浄化者政党である (Lucardie 2000a)。

として高い応答性を示した一方、旧体制の打倒を目指すために責任のある政党であったとは言えない。

次に、2番目の時期は戦後から1970年代までである。この時期における「包括政党」(Catch-All Party)、また「選挙—プロフェッショナル政党」(Electoral-Professional Party) (Kirchheimer 1966; Panebianco 1988) は過大な影響力と権限を持ち、西欧での「政党支配体制」^[34] (Partitocracy) の確立をもたらしたため、当時の多くの人に批判されていた。にもかかわらず、政党の代表的機能と自由民主主義の制度的秩序を調和させ、戦後資本主義の黄金の時代の到来には大きく貢献したことにより、この時期におけるこれらの政党は応答性と責任の両方をきちんと示した。

続いて、1980年代から1990年代までは3番目の時期である。この時期に有権者の「政党帰属意識」(party identification) と政党組織率が低下していく一方で、議会外の社会活動や「市民イニシアティブ」(initiatives of citizens) などの活発化とメディアの役割の増大により、伝統的な政党の重要性は失われつつあった。加えて、既成政党は巨大なカルテルを形成して国庫補助とマスメディアを規制する権限を通じて既得権益を守り、新興政党の選挙市場の参入を妨げようとした。これにより、政権担当の責任を負う既成政党 vs. 草の根の声に答えようとする新興政党の対抗関係が形成された (Katz & Mair 1995; 吉野 2015a: 272-273)。このように、政党組織形態の変化と連動して変遷してきた応答性と責任の間の緊張関係はようやく1980年代以降に頂点に達し、既成政党と新興政党との間で政党の機能的分業が行われつつある (Bardi et al. 2014)。

さらに、ゾイ・レフコフリディ (Zoe Lefkofridi) とローラ・ネジ (Roula Nezi) は、この緊張関係の度合いと政党が採るべき戦略が、異なる制度的背景の下でどのような形をとるかを分析した。【表 2.1】に示されるように、小選挙区制の下で、政党にとって、1次元の政策空間における責任のある政策 (D)、支持者の選好 (P) ならびに「中位投票者」^[35] (median

[34] イタリア語の Partitocrazia に由来し、大統領制と議院内閣制とは別に、政党が「政治過程」(governmental process) を独占的にコントロールできるような一種の政府形態であり、これは戦後イタリア政治の特色の1つとされる (Calise 1994)。イタリアでは伝統的に国家の威信が低く、国家官僚制が未発達であったことに加え、ファシスト体制の崩壊に伴って王室と軍部の権威も失墜した結果、政党の役割が顕著に増大したのである。戦後イタリアでは、ほぼすべてのポストや利益の配分は党派的に行われ、とりわけ50年近くにわたって与党であり続けた「キリスト教民主党」(DC: Democrazia Cristiana) の影響はイタリアの社会、経済、文化のあらゆる領域に浸透していた。とどのつまり、こうした主流の中道勢力が政権を独占し続ける状況は、イタリアにおける政権交代の不在と政治的閉塞に特徴づけられる「閉鎖的民主主義」(Democrazia Bloccata) をもたらしたと思われる (伊藤 2014: 231-232; 佐藤 2019: 178)。

[35] 一次元のイデオロギーの座標軸上の中央に位置する有権者は、中位投票者である。「中位投票者定理」(median voter theorem) を初めて提唱した経済学者ダンカン・ブラック (Duncan Black) によれば、中位投票者が好む政策は過半数の有権者を獲得できるため、選挙勝利を目指す競争者らは共に中位投票者が好む政策を掲げる傾向がある (Black 1948)。その後、ダウズは有権者の選好が単峰型に分布していることを前提にして、主

voter) (M) の選好が一致する場合 (【表 2.1】の上半の a)、応答性と責任の間の緊張関係が最も緩く、「政権獲得」(office-)、「得票最大化」(vote-) および「政策実現」(policy-seeking) という 3 つの戦略目標 (Strøm 1990a; Müller & Strøm 1999) を同時に達成できる。

反して、もし D、P と M が相互に一致しなければ (【表 2.1】の上半の e)、この場合の応答性と責任の間の緊張関係が最も高まり、政党にとっては 3 つの戦略目標のいずれかしか採れないし、最も不利な状況に追い込まれてしまう。一方、比例代表制における応答性と責任の間の緊張関係、または政党の戦略は若干異なるが、小選挙区制の場合と同じ、両極端の状況 (【表 2.1】の下半の a、d と e) を除けば、政党が常にこうした緊張関係に向き合い、戦略を取捨せざるを得ない (Lefkofridi & Nezi 2020)。

要するに、グローバル化の波による世界各国の経済統合の拡大、多文化共生社会の形成の加速、情報通信技術の発達などを経験している現在では、上記のような応答性—責任のジレンマは西欧における政権与党の統治・管理の激務化とそれによる政策決定の脱政治化を引き起こし、EU といった超国家的な組織への懐疑論を盛り上がらせ、ひいては民主主義そのものに対して消極的な影響をもたらしたとされている (Mair 2009; Bardi et al. 2014)。

表 2.1 応答性と責任の間の緊張関係および政党の戦略

緊張関係の度合い	小選挙区制の下での応答性と責任の緊張関係および政党の戦略
低 ↓ 高	(1) 責任と応答性のある政党 a. $D \neq M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、得票最大化、政策実現
	(2) 責任と部分的な応答性のある政党 b. $D \neq M, M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、得票最大化 vs. 政策実現
	(3) 責任のないか、非応答的な政党 c. $D \neq P, M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、政策実現 vs. 得票最大化
	d. $D \neq P, P \neq M \rightarrow$ 得票最大化、政策実現 vs. 政権獲得
	e. $D \neq P, D \neq M, P \neq M \rightarrow$ 政権獲得 vs. 得票最大化 vs. 政策実現
	比例代表制の下での応答性と責任の緊張関係および政党の戦略
低 ↓ 高	(1) 責任と応答性のある政党 a. $D \neq M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、得票最大化、政策実現
	(2) 責任と部分的な応答性のある政党 b. $D \neq P, M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、政策実現 vs. 得票最大化
	(3) 責任のないか、非応答的な政党 c. $D \neq M, M \neq P \rightarrow$ 政権獲得、得票最大化 vs. 政策実現
	d. $D \neq P, P \neq M \rightarrow$ 得票最大化、政策実現 vs. 政権獲得
	e. $D \neq P, D \neq M, P \neq M \rightarrow$ 政権獲得 vs. 得票最大化 vs. 政策実現

D=責任のある政策位置 P=政党支持者の選好 M=中位投票者の選好
出典: Lefkofridi & Nezi (2020: 339) をもとに筆者作成

この中で特に政党政治の「分岐化」(bifurcation) 現象が深刻となりつつある。すなわち、主流政党は統治の機能と責任を偏重する一方、「民主主義の質」を測定する上で最もよく使われている基準である代表的機能 (Karyotis et al. 2014: 435) の真空は、「描写的代表」

として小選挙区制における 2 大政党間の競争を想定するブラックの中位投票者定理を、多峰型社会における多党制、それに有権者の選好変化に応じる新党の参入と消滅の原因に関する分析にも応用できる、「空間競争モデル」(spatial competition model) へと発展させた (Downs 1957)。

[36] (descriptive representation) の最高形式 (Caramani 2017: 62) の体现者を自認するポピュリスト政党、とりわけ急進右翼政党という、かつて周縁的地位にあった政党によって埋められているということである (Karremans & Lefkofridi 2020: 272-273)。

それのみならず、これらの政党は西欧の政党システムの「再構築」(restructuration) と「再編成」(realignment) の触媒と見なされ、連立政権入りや閣外協力のケースの増加に伴って主流政党の統治の機能と責任にも挑みつつあると指摘されている (Kriesi 2014)。

2.3 分岐化しつつある政党政治の中の急進右翼政党

近年、西欧諸国における既成の主流政党が組織率の低下と支持基盤の弱体化に直面していることとは対照的に、新興政党の勢力伸張は目立っている。それらの国々が政党制の危機に瀕しているという観点はやや誇張ではあるが、伝統的な政党政治は西欧社会のポスト産業化、高学歴化、そして高度情報化の進展から大きなプレッシャーを受けていることに疑いない (Heidar & Wauters 2019: 175-178)。前述した応答性—責任のジレンマによる政党政治の分岐化現象はまさにそういったプレッシャーにもたらされた結果である。

カロリーナ・プレシア (Carolina Plescia) らはオーストリア、ドイツ、イタリアの3カ国に着目し、世論調査とツイッターにおける各政党が投稿した内容に対する分析を通じて、これらの国における政党政治の分岐化、とりわけ主流政党より、左右両翼の急進政党の応答性は高いという主張の正否を検証した。検証の結果によれば、急進右翼政党群だけは社会経済的次元および政治文化的次元において主流政党より応答性が高い。特に「福祉再分配」(welfare distribution) の争点について、他の諸政党は基本的に回避的な立場を取っていたのに対し、急進右翼政党が高い応答性を表した唯一の政党群であると分かった。要するに、この3カ国では政党の応答性と責任の間の緊張関係が確かに存在し、急進右翼政党は福祉再分配のような従来、主流政党が無視・回避しようとしてきた争点を敢えて取り上げているため、急進右翼政党はこの意味で「民主的に包摂的」(democratically inclusive) な政党であるとされる (Plescia et al. 2019)。

ロベルト・フーバー (Robert Huber) とサスキア・ルース (Saskia Ruth) も類似の観点を有している。2人は1990年から2014年にかけてのヨーロッパにおける31カ国のポピュ

[36] 描写的もしくは記述的代表という概念を最初に提示したのは、ドイツ出身のアメリカ政治学者ハンナ・フェニヘル・ピトキン (Hanna Fenichel Pitkin) である。彼女によれば、描写的代表とは「鏡や美術のように、似ていることや反映することによって、存在していない何かを存在させること」(Pitkin 1967=2017: 15) である。描写的代表の他には、「象徴的代表」(symbolic representation) があり、それは国旗や徽章などのような、「自身の存在によってその何かを事実としては存在していないにもかかわらず存在させる」(ibid.: 122) ことである。前者は代表するものの性質が代表されるものの性質を正確に反映することを強調する一方、後者は忠誠心や満足感を国民の間に作り出すことができるカリスマ的指導者の問題を意識する (山岡 2006: 22-23)。

リスト政党を考察した上で、それらの政党、その中でも特に急進右翼政党の台頭が各社会経済的集団の間の「参加の平等性」(equality of participation)の向上に貢献したと説いた。つまり、急進右翼政党の政策主張が、選挙での投票率が比較的到低収入・低学歴の有権者層の投票意欲を促進するということが実証的に証明された。ゆえに、この点から見れば、急進右翼政党はかねてより政治的に十分に代表されておらず、周縁化され続けてきた社会経済的集団の政党システムにおける「脱編成」(dealignment)という問題を改善した(Huber & Ruth 2017)。

実際、代表性の危機という状況をうまく利用できる急進右翼政党の有能さは、政党システムの競争空間の拡大を生み出し、自らの側ばかりでなく、反対側の有権者も動員し、政党システム全体の応答性を直接的に高めたと一部の学者に認められている(Immerzeel & Pickup 2015)。

さらに、急進右翼政党の選挙における成功は他の主流政党の政策転換を刺激することを通じて政党システム全体の応答性を間接的にも向上させたとの指摘もある(Carvalho 2019; Merrill & Grofman 2019)。民主主義は公的異議申立て・自由化という自由主義的で多元主義的な次元と、包括性・参加という人民主権的な次元を包括するものである(Dahl 1972=2014: 7-17; Laclau 2005=2018: 226)とすれば、急進右翼政党は前者の次元において、民主主義と敵対的な関係にある(Mudde 2007)が、後者の次元において、政党の代表的機能と応答性を十分に発揮していることから、この政党群は「包摂性」(inclusiveness)への「民主的な矯正装置」(democratic corrective)であるとさえされている(Kaltwasser 2012; Immerzeel & Pickup 2015)。

もともと、いったん政権参画を実現すれば、急進右翼政党にとっては野党時代に有権者を効果的に動員できた諸政策主張や言説をそのまま維持することが難しくなるかもしれない。なぜならば、与党としての急進右翼政党が既成政治の一部となり、有権者の反エスタブリッシュメントなどの感情を扇動するような、かつての常套手段をもはや利用できなくなり、これから国民・国家の長期的利益を考慮する責任のある政策決定を行う必要があり、厳しい「信頼性の問題」(problems of credibility)に直面するようになるからである(Schedler 1996: 302; Canovan 1999: 12; Huber & Ruth 2017: 467)。このため、政権入りや閣外協力の地位はまさに急進右翼政党が責任のある政党であるか否か、それに応答性と責任のバランスを取れるのかを確かめる試験場である。

2.4 西欧以外の事例からみる急進右翼政党の応答性と責任

最近では、欧州における与党としての急進右翼政党の応答性と責任に着目する単一事例研究も現れるようになった。その具体例としては、2015年1月27日から2019年7月7日まで、約4年半に存続していたギリシャの「急進左派連合」(SYRIZA: Synaspismós Rizospastikís Aristerás)と「独立ギリシャ人」(ANEL: Anexartitoi Ellines)による連立政権、ポーランドにおける2015年11月16日から現在にかけての「法と正義」(PiS:

Prawo i Sprawiedliwość) の単独政権、2010年5月29日に発足した、オルバーン・ヴィクトル (Orbán Viktor) を首班とする「フィデス=ハンガリー市民同盟」(Fidesz: Fidesz-Magyar Polgári Szövetség) と「キリスト教民主人民党」(KDNP: Kereszténydemokrata Néppárt) の連立政権に関する研究が挙げられる。

2.4.1 ギリシャ

2010年の欧州債務危機の際に深刻な打撃を受けたギリシャは重債務国状態に陥ってしまった上に、官僚制的クライエンテリズムによる非効率的な官僚機構、分断的コーポラティズムに付随する硬直的な労働市場、さらに肥大化した社会保障制度といった、様々な政治的・社会的・経済的問題に苦しんでいた (横田 2015)。これらの問題の解決に無能な政権に失望した有権者は、反緊縮政策、経済成長と雇用拡大、腐敗なエリートの打倒、社会的公正の実現、ギリシャの国際的地位の向上など、当時のギリシャ社会が強く望んでいたことを訴える SYRIZA と ANEL に負託を与えた (中島 2016)。それでは、この史上初めての左右両翼の急進右翼政党による連立政権は有権者の期待にうまく応えられただろうか。

この点について、イオニマス・アンドレアディス (Ioannis Andreadis) とヤニス・スタヴラカキス (Yannis Stavrakakis) は両党の議員と支持者に対して調査を行った。彼らによれば、SYRIZA に比して、急進右翼の ANEL の議員と支持者が、左右イデオロギー上の自己認識、経済政策、移民政策、法と秩序、EU 政策および反エスタブリッシュメントという6つの次元において高度な一致性を示していた。そして、ANEL の支持者からすれば、連立政権内の ANEL は選挙公約の実現に尽力したため、与野党の地位を問わずに ANEL が連続性のある高い応答性を見せているという。

しかしながら、事実から見ると、連立政権発足前の諸主張、とりわけ最も重要な経済政策について、SYRIZA と ANEL は反緊縮どころか、EU、欧州中央銀行、国際通貨組織のトロイカから金融支援を得るために公務員の大幅な減少、年金と給与の削減、税金の引き上げといった歳出削減策を堅持していた (白石 2019)。

要するに、ギリシャの場合、与党としての ANEL は高い応答性を維持しているように見せかけながら、国内の現状と国際的制約に応じて、結局、従来主流政党と同じく責任のある政策を採らざるを得なくなったと言える (Andreadis & Stavrakakis 2017)。

2.4.2 ポーランド

他方、ギリシャの事例と対照的に、ポーランドは別の様相を呈する。2015年5月の大統領選では、PiS の候補者アンジェイ・ドゥダ (Andrzej Duda) は、前政権の新自由主義的な経済政策の恩恵を受けなかった人々、とりわけ高失業率が際立った若年層に対して、現状の変革というアピールを積極的に行い、大統領の座を奪うことに成功した。続いて10月に実施された総選挙においても、リベラル系政党は PiS が民主主義の脅威であるような抽象的な主張を訴えたこととは反対に、PiS は若年層など、多くの有権者が切実に願っている経済

現状の改善を選挙公約の核心的な部分にしていたため、下院 (37.6%の得票、51.1%の議席) と上院 (61%の議席) で共に単独多数を獲得することとなった。

与党としての PiS は前政権の福祉削減の方針を一変し、児童手当、高齢者の医療費の無料化、最低賃金の引き上げといった、家族支援を主軸として、いわゆる目に見える利益供与を断行した。したがって、憲法裁判所の権限縮小や、メディアの国家統制の強化など、民主主義の基盤を揺るがすような政策を実施したにもかかわらず、PiS は高い支持を維持した (仙石 2017)。PiS は、新自由主義的な経済政策に不満を抱いた有権者の要望に応じて、上記のようなバラマキ式の経済戦略を取ることで高い応答性を示した。

しかしながら、その一方で、PiS は、十分な財源を確保するために大資本への課税と財政規律の緩和を行い、大企業の商業利益や、累進債務および財政赤字の是正を強く求める EU に敵対し、政治的・恣意的な財政支出の増加を容易にした (仙石 2020: 16-17)。国民・国家の長期的利益を念頭に入ると、これらの PiS の動きが責任のあるものであるかどうかは、判断が難しい。

2.4.3 ハンガリー

より興味深い事例は、ハンガリーである。2010 年以降のオルバーン政権の下で、ハンガリーは東欧革命 (1989 年) 以来の民主化の優等生から、「欠陥のある」(defective) あるいは「ポチョムキン」^[37] (potemkin) 民主主義、ひいては「選出された独裁制」(elected autocracy) へと急速に退化し、自由主義に直接対決する「共同体主義」(communitarianism) 的価値観に基づいた、いわゆる「国民協力システム」(system of national cooperation) を構築し、「民主主義のバックスライディング」(democracy backsliding) の最悪のシナリオを経験しつつあるとされる (平田 2014; Ágh 2016; Bakke & Sitter 2020; 中田 2020)。

ハンガリーのこうした動きは国内外、特に EU の強い懸念を引き起こし、それによるハンガリーの国内状況に対する公式調査も行った (例えば、Bayer 2020; Zalan 2020)。しかしながら、与党 Fidesz 主導の選挙連合^[38]は 2010 年 (52.7%の得票、68.1%の議席)、2014 年 (44.9%の得票、66.8%の議席) および 2018 年 (49.3%の得票、66.8%の議席) の 3 回の総選挙で途切れることなく、半数近くの票と過半数の議席を確保できてきた (Döring & Manow 2019)。

こうして、アニエス・バートリ (Agnes Batory) が言うように、選挙での連続的な大勝は、

[37] ロマノフ朝第 8 代ロシア帝国皇帝エカチェリーナ 2 世 (Yekaterina II) の行幸のために、グリゴリー・ポチョムキン (Grigory Potemkin) 将軍が作った、後世にポチョムキン村と呼ばれる美しい偽の村に由来する言葉である。この言葉は政治学において事実を隠蔽するための見せかけだけのものを指すものとなった。

[38] 2006 年の総選挙から、Fidesz は公式的に「キリスト教民主人民党」(KDNP: Kereszténydemokrata Néppárt) と共同候補者名簿をもって選挙連合を組み始めたが、近年、KDNP は独立政党というより、むしろ Fidesz の衛星政党であると考えられている (Döring & Manow 2019)。

人民の利益を代表するという Fidesz の主張が決して非合理的ではない、ということを示した (Batory 2016: 291)。実際、彼女によれば、Fidesz の選挙における強い存在感の背後には、自らに有利な選挙制度の改正、メディアの偏向報道、政府の資源の助けを借りて選挙キャンペーンを行うことなど、制度的・政治的要因が存在することは否定できないが、有権者の選好、政党間競争の特徴、殊に Fidesz の政策主張と執政の業績そのものはより重要である。

ハンガリー国内の世論調査によると、有権者の自国の多党制、市場経済、民主主義への支持度・満足度は 1990 年代初頭から逐年減少の傾向がある。また、左右の両陣営間の「分極化した競争」(bipolar competition) はハンガリーにおける「競り上げ式」(outbidding) の政党政治の形成を促した結果、従来の政党の公約実現度は低く、有権者の既成政治への失望と幻滅ももたらした。Fidesz はまさにこのような状況を好機として掴んで利用しようとしていた。

例えば、2010 年総選挙では、Fidesz が種々のスキャンダルに塗れて当時の経済危機にもうまく対応できなかった「社会党」(MSZP: Magyar Szocialista Párt) 政権を槍玉に挙げ、腐敗したエリートの一掃と、経済危機の解決という有権者が切望していることを中心的な政見にして訴えていた。そして 2014 年総選挙では、公共料金の削減、銀行や電気通信産業の超過利潤に対する課税など、Fidesz が公共福祉の拡大を有権者に約束した。要するに、オルバーンと Fidesz は有権者のニーズを正確に把握し、その動機の如何を問わず、高い応答性を示したと言えるだろう。さらに、政権を獲得した後、オルバーンが財政規律と市場への国家介入の強化、国家専売制の成立、ネオリベラルな均等税の導入、個人年金基金の国有化、多国籍銀行や外国銀行への取り締まりの強化、労働市場の柔軟化の促進といった、様々な一見して矛盾した政策を実行した結果、有権者と市場アクターを同時に喜ばせたと思われる。以上のようなことを踏まえて、バートリは、オルバーンと Fidesz が高い応答性を示すポピュリズムと、責任のある政府の間に潜んでいる齟齬を解消することに一定程度成功したと述べている (ibid.: 291-293)。

総じて、少なくともスペイン、ポーランドとハンガリーの 3 つの事例から見れば、応答性と責任について急進右翼政党が多様性を見せていることは確かである。しかし、念頭に置く必要があるのは、この 3 カ国の特殊な政治的、社会的および経済的な背景である。ポーランド、ハンガリーに代表される中東欧諸国は 1989 年以降、権威主義体制から自由民主主義体制へ、「国家社会主義」(state socialist) 経済から資本主義市場経済へ、それに産業化社会から脱産業化社会への転換を経験しただけでなく、成熟した市民社会と国民アイデンティティの形成、民主主義の固定化、それに政党システムの「制度化」(institutionalization) の実現にも取り組んでいた (Kriesi 2014; Minkenberg 2017a)。

こうした旧体制を支えた諸構造の打破と新構造の建設の同時進行は当然、政治的、社会的ならびに経済的な不安定を招きやすく (Berman 2019: 383-384, 386-388, 特に 391-408)、急進右翼政党の伸長に貴重な機会を提供することとなるだろう。

2.4.4 スペイン、ポルトガル

これに対して、南欧の場合、スペインにおける急進右翼と言え、**「ファランヘ党」**(FET: Falange Española Tradicionalista)をはじめとする、高度に断片化したファシズムあるいは**「フランキスモ」**(Franquismo)的な政治勢力を想起する人が多いかもしれない。それ以外、スペイン民主化以後の急進右翼政党は、1995年結党の**「国民民主主義」**(DN: Democracia Nacional)や2002年結党の**「カタルーニャのためのプラットフォーム」**(PxC: Plataforma per Catalunya)など、国政選挙で1%以上の得票すら獲得できなかった政党か、地域政党が挙げられる (Ruzza 2018: 720)。

後者のPxCは、近年成長が著しい**「ボックス／声」**(VOX)に吸収され2019年に消滅した。また、VOXは同年に行われた2回の国政選挙においてそれぞれ得票率10.3%・議席占有率6.9%、得票率15.1%・議席占有率14.9%をもって、第3大政党の地位を一挙に奪ったが、**「地域主義 vs. ナショナリズム」**という社会的亀裂構造、主流の保守政党でありながら、法と秩序、反移民、**「カスティリヤ中心主義」**(Castilian Centralism)を掲げる**「国民党」**(PP: Partido Popular)による競争空間の圧縮、非比例性が高い選挙制度 (Alonso & Kaltwasser 2015) という3つの要素の影響に鑑み、VOXの台頭の持続可能性については静観する必要があるだろう。

隣国のポルトガルでも有意な急進右翼政党が見られず、**「民主社会中道一人民党」**(CDS-PP: Centro Democrático e Social-Partido Popular)は何らかの急進右翼的な色彩を帯びている政党とは言え、基本的に最も保守的な主流右派政党 (Siaroff 2019: 387-388)として認識されている。一方、スペインとギリシャに比して、ポルトガルの主流政党、特に**「社会党」**(PS: Partido Socialista)の善戦 (横田 2018)は客観的に急進勢力の台頭を阻止したと言える。

さらに、ギリシャの場合、**「人民正教会連合」**(LAOS: Laikós Orthódoxos Synagermós)、殊に街頭暴力に大きく関与し、しばしば話題になる**「黄金の夜明け」**^[39](XA: Χρυσή)

[39] XAは、ニコラオス・ミハロリアコス (Nikolaos Michaloliakos) の指導下で1980年12月にファシズム、国民社会主義から、**「ペロニズム」**(Peronism)ひいては**「チェ・ゲバラ」**(Che Guevara)の精神まで宣揚する雑誌として発足し、1983年以来政党として活動してきた。人種主義に基づく**「生物学的なナショナリズム」**(biological nationalism)を掲げるXAは、ドイツのNPDとスロバキアの**「人民党—我らスロバキア」**(L' SNS: L' udová strana-Naše Slovensko)と共にヨーロッパにおける有数の右翼の過激主義政党として数えられる (Ellinas 2020: 特にChapter 4)。スウェーデンのSD (【脚注23】を参照)を代表とするごく一部の例外を除き、ネオ・ナチズム運動に由来する政党は、一般的に主流の選挙政治から除外される異端の存在であるが、XAは2015年の国政選挙で7%の得票と6%の議席をもって第3党の地位さえも手に入れた。しかし、2020年10月にミハロリアコスら党高級幹部7人および60人以上の党員は謀殺を含むヘイト犯罪で逮捕され、XAはアテネ控訴裁判所によって犯罪組織と認定された。XAの組織犯罪とそれに対する判決については <https://www.vice.com/en/article/n7wax7/greece-neo-nazi-golden->

A υ γ η) といった急進右翼政党も存在しているが、前に挙げられた ANEL ほど、国政選挙における得票率が高くない。全体的に見れば、南欧においては急進右翼政党より急進左翼政党の躍進が目立っている。

要するに、欧州債務危機以降に経済・財政状況の全盤的悪化の下で、イタリアを除いた南欧諸国においてはトロイカからの外的拘束やカタルーニャ問題といった下からの挑戦を受けて問題解決に無策の主流政党しか選ぶことができなかつた有権者にとって、いわゆる選択肢なき選挙と責任なき代表という現実と直面していた (横田 2015, 2016)。こうして、様々な特殊の要素の制約によって南欧の急進右翼政党が示せる応答性と、果たせる責任は、もちろん制限されている。

以上に挙げられた中東欧、南欧諸国とは異なり、成熟したデモクラシーの西欧諸国における急進右翼政党の応答性、とりわけ与党としての急進右翼政党は応答性と責任のバランスを一体、どの程度取れたのかについて考察する必要もあるものの、遺憾ながら、この点に対する総合的で体系的な国際比較研究はほんの一部の例外 (例えば、Albertazzi & Mueller 2013; Albertazzi & McDonnell 2015; Taggart & Kaltwasser 2016a; Williams 2018) を除けば、ほとんど存在しない。

ヤン＝ヴェルナー・ミュラー (Jan-Werner Müller) によれば、たとえ人民の名の下に正当化されたものであったとしても、ポピュリズム的傾向を有する政党の政策が結果的に無責任なものとなりうることは、否定できない。なぜならば、そうした政策を決定した政党は、ありうる長期的な政策的帰結を十分に熟慮せず、自らの短期的な選挙利得のみに従った政策を進めようとするかもしれないからである。

他方では、急進右翼政党を無責任な政策と結びつけるアプローチは、それ自体が極めて党派的であるとも指摘されている。ミュラーは、政党は如何なる価値やコミットメントを持つならば責任があるのかという問題が生じ、急進右翼政党と責任のある政策との間に一線を画することは、議論すべき現実の問題を隠蔽しようとする試みだけであると考えている (Müller 2016: 13-14=2017: 19-20)。

以上の議論を受けて、次章では、西欧諸国における政党の応答性と責任の間の緊張関係によって引き起こされた政党間競争の地殻変動、またその中の急進右翼政党の台頭および主流化／与党化のメカニズムを解明する。

dawn-party-criminal-organisation (2021.04.25 確認) を参照されたい。

第3章 政党間競争における急進右翼政党の応答性と責任

前章では、代表性の危機の時代における政党の応答性と責任のジレンマと、それによる政党政治の分岐化、すなわち左右両翼の主流政党が主にガバナーとしての責任（＝統治の機能）を重視する一方、有権者の利益に適切に応答する力（＝代表的機能）を急進右翼政党のような周縁的政党に移譲しつつあるという現象を検討した。また、異なる制度的背景の下で政党が如何なる競争戦略を採るかは、実はその政党自体にかかる応答性と責任の緊張関係の度合いに影響を及ぼしうる（【表 2.1】）。

以上のことを踏まえて、本章では政党間競争に関わるいくつかの重要なモデル・理論を整理し、特にその中の「争点収益力モデル」(issue yield model) を紹介した上で、急進右翼政党の台頭および主流化／与党化のメカニズムを説明する。

3.1 政党間競争をめぐる諸理論

3.1.1 空間競争モデル vs. 争点競争モデル

政党間競争の分析の理論的出発点は、中位投票者定理またはダウنزの空間競争モデルである（Black 1948; Downs 1957; また【脚注 35】を参照）が、とりわけ政党間の競争空間を一次元的で「固定した構造」(fixed structure) として仮定する空間競争モデルは、多党間の競争ダイナミクスより二大政党間の競争のダイナミクスの説明に適した枠組みである。

そこで、ドナルド・ストークス (Donald Stokes) は、多次元的な競争空間における政党間の戦略行動を論じるために、「争点競争モデル」(issue competition model) を設計した。争点競争モデルによれば、多次元的で流動的な競争空間には、移民・難民問題のような左右両翼の政党を引き離す「対立争点」(position issue) と、経済的パフォーマンスや国家安全保障をめぐる「合意争点」(valence issue) とが共存する。各政党が対立争点をめぐる政策位置の移動を通じてより多くの有権者を惹きつけることもできれば、合意争点の達成のための自らの能力と信頼性の高さをアピールして支持拡大を図ることもできる。それ故に、対立争点だけでなく、選挙における合意争点をめぐる競争も各政党にとっては重要であると認識されている（Stokes 1963）。

このストークスの争点競争モデルから発展したのが、「争点所有権論」(issue ownership theory) および「顕出性理論」(saliency theory) という2つの学説である。

3.1.2 争点所有権論

ジョン・R・ペトロシク (John R. Petrocik) は、1980年のアメリカ合衆国大統領選挙において共和党のロナルド・レーガン (Ronald Reagan) が民主党の現職の大統領であるジミー・カーター (Jimmy Carter) を大差で破った原因について考察した。彼によれば、選挙キャンペーンにおいて、レーガンは、アメリカが現在直面している石油危機以降の経済不況、中華民国 (台湾) との国交断絶、イランアメリカ大使館人質事件といった争点に、カーターよりもうまく対処できた。経済と国家安全保障に関わるものは伝統的に共和党の特異な争点であり、有権者の一票が問題解決に有能な人を選ぶかのような雰囲気をつくり出すことに貢献した。すなわち、レーガンの勝因は、彼が争点の所有権を保持し、世論の主導権を握ったことにあると説いた。レーガンとカーターの支持率は1980年1月の23%対51%から、選挙直前の10月の44%対36%へと逆転し、カーターは再選を果たせなかった少数のアメリカ大統領の1人となった (Petrocik 1996)。

ステファン・ウォルグラーヴ (Stefaan Walgrave) らは、後に、ペトロシクが提示した争点所有権論に若干の修正・補足を加えた。彼らによれば、ペトロシクは、争点所有権の、ある政党が特定の争点に関する最も有能な政党であると認識されること、すなわち争点所有権の「能力的次元」 (competence dimension) に主に注目している。ところが、これ以外の次元として、ある争点への言及が、特定の政党を有権者の頭に連想させる、「連想的次元」 (associative dimension) というものもある。争点所有権の能力的次元は有権者の投票行動に直接的に影響を及ぼしうる。だが、有権者は、政党の能力をあまり考慮することなく、顕出性の高い争点と「同定」 (identified) される政党に投票するかもしれない (Walgrave et al. 2012)。

争点所有権論からすれば、選挙キャンペーンにおいては、主要争点の主導権を掌握できるか否かが重要であり、言い換えれば政党や政治家の「画策／工作」 (maneuvering) のほうが、政党の政策的立場より重要であることとなる (Petrocik 1996: 825-827)。

3.1.3 顕出性理論

争点所有権論と相互補完的な関係にある理論が顕出性理論である。イアン・バッジ (Ian Budge) によれば、選挙戦の中の政党は、ある争点について競争手を直接的に攻撃するよりも、自らに有利な争点を取り上げ不利な争点を回避する傾向がある。同時に、各政党は自らが所有する争点を強調し、その顕出性を強め、そういった争点の合意争点化を追求しようとするというのである (Budge 2015)。

このように顕出性理論は、政党間の直接的な対決ではなく、争点への「選択的強調」 (selective emphasis) に着目することによって空間競争モデルと争点競争モデルを架橋する役割を果たすものとされ (Dolezal et al. 2014)、Manifesto Project Database (MARPOR) などのデータベースの理論的基礎ともなっている。

ただし、こうした意義を持つ顕出性理論に対する批判もないわけではない。MARPOR は政

党政治研究の分野において最も多用されているデータベースであり、2003年にアメリカ政治学会から最優秀賞も受けた。しかしながら、選挙公約（マニフェスト）から特定の単語・センテンスを抽出・分析した上で各政党の政策位置をつけることの信憑性・正確性には、常に研究者から疑義を投げられている。

例えば、ズリアネーロによれば、理論の側面^[40]では、ある争点の顕出性、すなわちある争点への政党の注目度や強調の度合いはそもそも、この争点に関する政党の政策位置に等しくない（Zulianello 2014: 1727）。この点についてイタリアは好例である。

リカルド・ペリッソ（Riccardo Pelizzo）はMARPORから1946年から1987年、1992年から1996年までの、左右イデオロギーの座標軸におけるイタリア各政党の点数を引き出してそれらの政党の政策位置の分布図を描いた。第1共和政期の政党システムにおいて中道の位置を常に占めていたのは、DCというより、むしろ「イタリア自由党」（PLI: Partito Liberale Italiano）と「イタリア共和党」（PRI: Partito Repubblicano Italiano）であり、「イタリア共産党」（PCI: Partito Comunista Italiano）が中道の位置を占めた回数は、DCと比べても多かった^[41]。

また、PCIは伝統的に最も左翼的な政党であると認識されてきたが、MARPORのデータを見る限り、1958年、1968年、1979年、1987年を除けば、PCIはPLIに次ぐ2番目の右翼政党となることが興味深い。伝統的に最も右翼的な政党であると見なされてきたMSIが、MARPORのデータに依拠すれば、新左翼の「急進党」（PR: Partito Radicale）の左に位置付けられることさえあった（1976年、1979年、1983年）。さらに1992年以降の各政党の政策位置から、PRとPRIの極右化、PCIの右翼化、MSIの左翼化といった、従来の研究、ひいては常識に反する特異な現象を観察できた（Pelizzo 2003: 70-73）。顕出性理論はある政党の具体的な政策位置を確定する道具としては不適切な場合があり、その政党の「指向性」（direction）や政策位置の移動方向を説明する上で有効である。

実際に、選挙公約はただ単に政党の自己PRのための道具に過ぎず、そこでは必ずしも本音を吐露しないし、文言を粉飾する可能性もなくはない。したがって、選挙公約の分析の過程で政党の行動を単純化する比較研究者と、地域専門家とが、ある政党のイデオロギー的性情格付けをめぐる衝突する可能性もある（Arter 2010: 494）。

ペリッソによれば、ある政党の歴史が長ければ長いほど、その政党のイデオロギーや政策位置に関する有権者の認知・イメージは固定化する。このため、古い政党が選挙公約の改変

[40] 顕出性理論の他の短所として挙げられるのは、選挙マニフェストの書き方と単語・文章を抽出・分析する操作員の主観的判断に強く影響されること（Zulianello 2014: 1728-1734）や、政治的・経済的・社会的条件に関する国家間の差異を十分に考慮されないことや、「測定誤差」（measurement error）の大きさ（Benoit & Laver 2007）などである。

[41] 各政党が中道の位置を占めていた年—DC: 1987年; PSI: 1953年; PCI: 1948年、1983年; PLI: 1968年、1976年; PRI: 1958年、1963年、1972年、1979年（Pelizzo 2003: 70）。

を通じて有権者の固定観念を打破することは比較的長い時間がかかり、それほど容易ではない (Pelizzo 2010)。それとは対照的に、急進右翼政党は比較的若いことが多いので、争点の顕出性のバリエーションに応じて政策位置を移動させ、有権者の自党に対する認知を割りと短期間で刷新するという柔軟性を有するかもしれない。

3.1.4 争点アントレプレナーシップ論

近年では、争点所有権論と顕出性理論を基礎として、争点の強調の戦略的応用に関する、よりダイナミックな考察 (De Sio et al. 2018: 1212) と評価される「争点アントレプレナーシップ」(issue entrepreneurship) 論も提起されている。

デ・ヴリーズとホボットは、ヨーロッパにおける政党間競争のダイナミクスは支配的政党と挑戦者政党との間の「主導権の争い」(tug-of-war) として理解されて良いと述べる。支配的政党は政党システムにおける「枢要な地位」(pivotal position) を守ることに専念する一方、挑戦者政党は「革新」(innovation)、すなわち新しい、あるいは従来無視されてきた争点を導入することを通して少しずつ支配的政党の力を弱めようとする。彼女らはこうした政策的側面における革新を、経営学での概念にちなんで争点アントレプレナーシップと名づけた。挑戦者政党の争点アントレプレナーシップにより、有権者はより沢山の政策的な選択肢を提供され、きちんと代表されているかのような感覚を高められる (De Vries & Hobolt 2020: 10, 55)。

争点アントレプレナーシップは「新しい政治」(New Politics) の興起を皮切りに、1960年代末以後のヨーロッパ政党政治のバリエーション、特に伝統的な左右両翼の中道政党の衰退に新しい解釈を与えた。しかし、だからといって、争点アントレプレナーシップ論は、執政経験の欠如と非主流的なイデオロギーを特徴とする「政治的敗者」(political loser) を主な対象とし、必ずしもすべての政党に一般的に適用できるわけではない (Hobolt & De Vries 2015)。この点は彼女らも認める通りである。

3.2 折衷主義時代の政党政治と争点競争モデル

政党間競争のダイナミクスを完璧に捉える」理論は存在しない。ロベルト・ダリモンテ (Roberto D'Alimonte) らが指摘したように、1990年代以後の西欧の政党政治では20世紀を貫いた左翼 v.s 右翼、もしくは進歩 v. 保守のような古典的な対立の「分離」(decoupling)、または脱編成がますます加速していき、イデオロギーの座標軸を横断する一見して矛盾する複数の争点を、1つの政党が同時に主張することが増えている。こうした政党戦略と選挙政治の「折衷主義的時代」(eclectic age) (D'Alimonte et al. 2020: 522) において、政党間競争のダイナミクスはますます捉えがたいものとなりつつある。

一方、多次元的な政策空間において、顕出性の影響による、対立/合意争点をめぐる政党の位置の移動、そしてこうした移動に伴う政党支持基盤の拡大と縮小を、合理的選択理論をもとに分析する争点収益力モデルが、近来注目されつつある。

争点収益力モデルを最初に提示したのはイタリア政治学者ロレンツォ・デ・シオ (Lorenzo De Sio) とアメリカ政治学者ティル・ウェーバー (Till Weber) である。デ・シオらによれば、政党はある争点を取り上げるに際して、2つの戦略的思考を備えている。つまり、1つは、当該争点に関する自党の政策的立場が支持基盤の拡大に積極的な効果を与えられるかどうか、もう1つは、このような政策的立場が有権者全体に広く受け入れられるかどうかである。政党は、これら2つの条件を同時に満たす争点にしか関心を持たない。このため、政党は各争点に対する有権者の選好分布の広狭に応じて選択的強調を行いつつ、固有の支持者の離反を防ぎながら、新しい有権者を惹きつけるような政策パッケージをもって他党と競おうとする。これを、多次元的な政策空間における「橋架け争点」(bridge issue) という。このような橋架け争点のおかげで、党内外の立場の高度の一致が生み出され、「対立争点 vs. 合意争点の二分法」(position-valence dichotomy) に基づく従来の硬直的な対立が解決される (De Sio & Weber 2014; De Sio et al. 2018)。

図 3.1 争点収益力モデル

高 ↑ 低 有 権 者 全 体 の 選 好 度	冒険的争点 (venture issue)	橋架け争点 (bridge issue)
	袋小路争点 (dead-end issue)	厚遇争点 (pamper issue)
	政党固有の支持者の選好度 低→高	

出典: De Sio & Weber (2014: 874)の【図1】を元に筆者修正

【図 3.1】は争点収益力モデルを示したものである。有権者全体と自党固有の支持者の選好の分布に基づき、政党は4つの「争点の戦略的選択」(strategic issue selection)を行うことができる。最も好ましくない選択とは、左下のコラムの袋小路争点を掲げて、新しい有権者の獲得どころか自党固有の支持者さえも離反させることであり、これは政党の自殺行為である。より一般的なのは、固有の支持者の選好度が相対的に低いにもかかわらず、より多くの有権者の支持を得られるような左上のコラムの冒険的争点か、従来のイデオロギーと一致し、固有の支持基盤を保持できる右下のコラムの厚遇争点を取り上げることだろう。イギリスの「新しい労働党/ニュー・レイバー」(New Labour) や「ドイツ社会民主党」(SPD: Sozialdemokratische Partei Deutschlands) の「新中道」(Neue Mitte) 路線と「単一争点政党」(Single-Issue Party) は、それぞれに冒険的争点と厚遇争点を選択して成功した政党の典型例である。

政党にとって最良ではあるが難しい選択は、固有の支持基盤を固めながら、支持を新しい

有権者層にも広げられる、右上のコラムの橋架け争点を探り当てて掲げることである。端的に言えば、こういう固定支持層の維持と新規支持層の拡大との間に生じる衝突を解決するための争点の「橋架け能力」(bridging capacity)の大小は争点収益力と呼ばれる。【図 3.1】の中の4種類の争点の収益力の順序は、橋架け争点 > 冒険的争点 ≒ 厚遇争点 > 袋小路争点となっている (De Sio & Weber 2014: 871, 875, 882)。

要するに、争点収益力モデルは争点所有権論、顕出性理論および争点アントレプレナーシップ論と同様に、ストークスの争点競争モデルを基礎として発展した理論であり、政策空間においてある対立争点をめぐる政党の単純な位置変動を問題にする、ブラックやダウンズの古典的な空間競争モデルの限界を突破しようとするものである (D'Alimonte et al. 2020: 525)。

争点所有権論に比べ、争点収益モデルは、ある政党に対して一般有権者が抱くイメージを考慮せず済む便利さを有する一方、合意争点のみならず、対立争点の重要性も認識し、両者を組み合わせて1つの橋架け争点を形成することも可能である点で、顕出性理論より柔軟性がある。さらに、挑戦者政党やニッチ政党を中心に論じた争点アントレプレナーシップ論に対し、争点収益モデルの応用はすべてのタイプの政党に広がる汎用性が高い (ibid. : 522; De Sio & Lachat 2020: 695)。

やや付言するならば、1つの争点が同時に複数の政党に対して大きな収益力をもたらす場合もある。例えば、移民・難民の争点が急進右翼政党にとって大きな収益力をもたらすことは言うまでもないが、国内の労働者を保護するという観点からすれば、急進左翼政党にとっても同様に収益力が大きいと考えられる。事実、多くの国で早い時期から反移民・反難民を声高に唱えていたのは共産党であった (Dalton 2018: Chapter 5, n. 14)。

だが、未熟練労働者など、移民・難民の大量流入によって脅威にさらされた人々から一定の支持を集めることができるかもしれないこうした主張は、知識人や若者といった急進左翼政党の他の主要な支持者の離反を招き、ひいては急進右翼政党に正当性を付与する可能性さえある^[42]。すなわち、移民・難民の争点のように、収益力が大きい一争点に関する政党

[42] PCFは典型例である。1969年にパリ市のPCF所属の区長は外国人労働者とその家族の地域的配分の不平等を公然と批判した。1970年代末のPCFは弱体化した支持基盤を回復する戦略として、寛容な移民政策を掲げる「社会党」(PS: Parti Socialiste)との差異化を図り、厳格な移民政策の導入を主張した。PCFは、フランスにおける最初の暴力的な排外主義運動を引き起こした主流政党でさえある。結局、こうしたPCFは党の分裂に苦しみ、PCFに好感を抱く知識人の多くも失望させることになった (Schain 1988: 603-607; Kitschelt 1995: 98; Rydgren 2004: 163-171)。PCFの他には、オランダの「社会党」(SP: Socialistische Partij)はオランダにおいて反移民を掲げた最初の政党である (Mudde 2007: 48, n. 14)。

最新の事例として、ドイツのDLやSPDも挙げられる。2005年の連邦議会選挙前の選挙キャンペーンにおいて「左翼党一民主社会党」(DL-PDS: Die Linke. Partei des Demokratischen Sozialismus)に移籍した元SPD党首オスカー・ラフォンテーヌ (Oskar Lafontaine)は、シュレーダー政権の労働市場改革案「ハルツIV」(【第4.2節】を参照)

間の「相対位置」(relative position) が異なる以上、それが橋架け争点になりうるのは、優位に立つ政党にとってのみである。

また、環境と開発が調和する持続可能な発展というような争点は、ほぼすべての政党が賛同すると同時に、収益力の高い合意争点と言えるだろう。しかしながら、こうした争点は、あらゆる政党にとって収益力の大きさが近似していることから、選挙競争においては事実上無意味である。換言すると、政党間において収益力の差が小さい争点は、収益力が高くとも、通常、無視されることになる (De Sio et al. 2018: 1215)。

3.3 争点収益力モデルの下での急進右翼政党

争点収益力の下で急進右翼政党にとっては橋架け争点はその3つの悩みを解消できる。3つの悩みとは、第1は、得票最大化、政権獲得、政策実現のジレンマである (Strøm 1990a; Müller & Strøm 1999)。第2は、「くさび政治」(wedge politics) (van de Wardt et al. 2014) の困難である。第3は、「政治的不均衡」(political disequilibrium) という問題である (Riker 1982)。

主に多党制の形を取る西欧諸国の政党政治では、主流の大政党は、通常、より多くの票を追求するために政策主張を中道へと収斂させる傾向がある。一方、急進右翼政党にとって、中道化は支持者の離反を招く恐れのある不都合な戦略である。これに関連して支持基盤の小ささと非妥協的な姿勢は急進右翼政党の政権獲得を阻む要因の1つとなる。さらに、得票最大化と政権獲得の頓挫によって純粋な政策の実現どころか、急進右翼政党の政策に影響を及ぼす能力も制約される。橋架け争点は間違いなくこうしたジレンマを緩和することが

を批判する際に、頻繁に「外国人労働者」(Fremdarbeiter) というナチ時代由来の排外主義的用語を使い、極右/急進右翼政党の支持基盤への浸透を目指したと言われる (March 2011: 126)。また、ベルリン市財政委員会委員やドイツ連邦銀行理事を務めたことのある、元 SPD 所属 (2020 年まで) の政治家ティロ・ザラツィン (Thilo Sarrazin) は 2010 年のベストセラーである自著『ドイツは自滅する』(Deutschland schafft sich ab) に連邦政府の移民・難民 (なかでもムスリム) および多文化政策を猛烈に批判したり、より厳格な政策の導入を推賞したりするような急進右翼政党とは親和性の高い内容を盛り込んだことで大きな物議を醸した (Weiß 2017=2019: 5)。さらに、2018 年に DL の院内幹事長、正統的マルクス主義を信奉する党内派閥「共産主義綱領」(Kommunistische Plattform) の中心人物であるザーラ・ヴァーゲンクネヒト (Sahra Wagenknecht) は移民・難民に反対する「立ち上がれ」(Aufstehen) 運動を発足させた。ヴァーゲンクネヒトは、急進右翼政党 AfD に奪われた低収入労働者といった DL の元支持基盤を回復しようとしたが、党内の路線対立を招き、彼女自身も連邦情報局 (BND) の監視の下に置かれていた (Qvortrup 2018)。その他には、デンマークの「社会民主党」(A: Socialdemokraterne)、特に PCF の元書記長ジョルジュ・マルシェ (Georges Marchais) やドイツの SPD の元党首オスカー・ラフォンテーヌ (Oskar Lafontaine) といった大物左派政治家らの反移民的な言説については、Damhuis (2020: 28, n4) を参照されたい。また、<https://www.dw.com/en/sahra-wagenknecht-the-uncompromising-face-of-the-left-party/a-40245663> と <https://www.dw.com/en/left-party-die-linke-congress-calls-for-open-borders-and-legal-escape-routes-for-refugees/a-44140705> (2020.10.06 確認) も参照されたい。

できる。

続いて、政党間競争の中で与党に勝つために、挑戦者政党は、常に与党の支持者を分裂させやすい争点によって世論にくさびを打ち込もうとする。これをくさび戦略と言い、二大政党制においてよく見られる現象である。しかしながら、連立政権が一般的である西欧において、政権参画を志向する政党、とりわけ与党経験のある政党は、くさび政治に巻き込まれるのを忌避する傾向が見られる。その理由は単に、いつか将来において、連立交渉の過程で「連立相手に相応しくない」(uncoalitionable) との烙印を押されたくないからである (van de Wardt et al. 2014)。こうして、政権参画を目指す急進右翼政党からすれば、橋架け争点を強調するからこそ、くさび政治に陥ることなしに支持基盤の拡大を果たすことになる。

最も重要なのは、橋架け争点が急進右翼政党の第3の悩み、すなわち政治的不均衡という問題を軽減することができる。選挙において複数の選好が存在し、その中のある選好は必ず他のどの選好にも勝てる、もしくは引き分けることができれば、この選好を「コンドルセ勝者」(condorcet winner) と呼ぶ。また、この際に有権者の選好と政策内容が一致するので、政治はナッシュ均衡に至る。

ブラックによると、一次元的な政策空間と有権者の単峰型選好という2つの条件を満たさなければ、コンドルセ勝者が存在せず、選挙や政策決定のサイクルが生じ、政治は不均衡な状態に陥ってしまうことになる (Black 1948)。言い換えれば、多次元的な政策空間における政治の状態は必ず不均衡なものとなる (浅古 2016: 83-100)。実際、不均衡は現実政治の「典型的な特徴」(characteristic feature) であると指摘された。

これを受けて、制度的アクターとりわけ主導的地位にある政党は、しばしばいくつかの争点を抑制することを通じて疑似政治的均衡を創出・提供する (Riker 1982: 19-20)。仮にこれらの争点の顕出性が高すぎて容易に抑制されえない場合には、社会的分断が顕在化し、民主主義における代表性の欠如の問題が表面化し始める。

この点に関して、ドイツにおける移民・難民問題を1つの事例として考えてみよう。欧州難民危機が爆発し始まった2015年の9月4日にドイツ首相アンゲラ・メルケル (Angela Merkel) は難民への国境開放を宣布した。同年末、ドイツに滞在する移民と難民の数は前年と比較すれば、46%増で213.6万人に達し^[43]、2018年に至ると、トルコ、パキスタン、ウガンダ、スーダンに次いで難民の受け入れ数が5番目多い国となった^[44]。このドイツの「歓迎文化」(Willkommenskultur) は世界から称讃されたが、その反面で、難民を対象とする犯

[43] <https://www.statista.com/statistics/894223/immigrant-numbers-germany/> (2020.10.02 確認)。

[44] <https://www.infomigrants.net/en/post/17641/germany-refugee-numbers-in-context#:~:text=Germany%20has%20one%20of%20the,worldwide%2C%20according%20to%20the%20UNHCR.&text=The%20UN's%20new%20'Global%20Trends,1.06%20million%20refugees%20in%20Germany> (2020.10.02 確認)。

罪は2014年の990件から2015年の1408件超まで急増し^[45]、2019年にドイツは西欧で急進右翼テロリズムと暴力の頻度が最も高い国家であると指摘されるほどであった (Ravndal et al. 2020)。

そもそもドイツの歓迎文化の背後には、メルケルと彼女が率いる CDU は道徳的正義と労働力の大量供給といった互恵的利他主義のような理由をもって難民問題をめぐる争議を最小限に抑制しようとした要因がある。それにもかかわらず、難民問題を政策決定上の正常な問題に転換させ、選挙中の政治的アジェンダから排除することで、国民の間に蔓延しつつある不安を払拭したどころか、メルケルのこういう姿勢はドイツ社会だけでなく、各政党の内部の分断も一層深刻化させ、急進右翼政党の AfD の台頭と難民に対する暴力事件の激増をもたらした (Dostal 2017)。結局、2016年にドイツとトルコの間には難民流入を食い止めるための正式合意は成立し、メルケルと CDU は難民制限の道を歩まざるを得なくなった。

他方、「選択操作」(heresthetic) を通じて、上述の疑似政治的均衡による民主主義の代表性の欠如という問題を緩和することができる。選択操作とは、次元の操作、戦略的投票またはアジェンダ・コントロールを通じて、政治的アクターが勝利できる環境を自ら構築する技術である。一次元的政策軸における均衡点 m_1 が、もう1つの政策軸の生成によって二次元的政策空間内の m_2 に移動すれば、各アクターの政策的選好は不変であっても、特定のアクターを利する可能性が生じる。次元の操作とは、こうした新しい次元をアクター自身が発生させることを言う。有権者の新しい選好を形成したり誘導したりするわけではないが、有権者の固有の選好が自らのものと一致するまで際限ない争点の操作を行うことは、概して政党間競争における選択操作の特徴である (Riker 1986; 吉田 2008a)。

あらゆる政党が選択操作を行って有権者を引き寄せることをめぐって互いに競争すれば、多次元的な政策空間における不均衡の恐れはあるとしても、論理的には、政党の支持基盤の拡大と有権者のきちんと代表されている感覚の醸成が可能となる。言い換えれば、民主主義の代表性の向上との両立がありうることになる。

こうした論理に沿って上記のドイツの事例を振り返れば、何が言えるだろうか。アナス・エヤーネス (Anders Ejrnes) とベント・グレーヴ (Bent Greve) は2014年と2016年に実施された2回の欧州社会調査 (ESS) を分析した上で、以下のような結論を下した。2014年から2016年までに欧州市民の政府による難民認定制度の緩和に対する消極的態度の増長は確かに見られたが、中東欧諸国やオーストリアなどの一部の例外国を除き、西欧各国において移民・難民・多文化社会への抵抗感を持つ市民の割合は変わらなかった。それどころか、ドイツ・フランスを始めとする主要国においては、減少傾向すら示されたということである (Ejrnes & Greve 2019: 139-147)。

一方、移民・難民問題に関する西欧諸国の市民の態度は全体としては保守的であり、これを受けてほとんどの政党も保守的な移民・難民政策を取る傾向を示すと指摘されている (De

[45] <https://www.dw.com/en/far-right-violence-rising-sharply-in-germany/a-19363359> (2020.10.02 確認)。

Sio & Lachat 2020: 693, 711-712)。移民・難民争点の収益力は、同じ右派陣営の中でも比較優位にある AfD に対してより高いが、そもそもドイツにおいてこの争点は、合意争点でも有権者を大きく分断する対立争点でもない。そのため、CDU が紛争を抑制せず、むしろ移民・難民問題を煽ることで「対立動員の次元」(conflict-mobilisation dimension) を創出した AfD に対し、「問題解決の次元」(problem-solving dimension) を構築するための選択操作を行うことも、論理的には可能である (ibid.: 694-697)。こうして、CDU が移民・難民争点を回避せずに、この争点と、いかに問題を解決するのかというもう 1 つの争点とを組み合わせて、新しい橋架け争点を見出せることは理論上可能となる^[46] (ibid.: 713-714)。

要するに、争点競争モデルは、伝統的な政党間の競争モデルとは異なり、もはや政治的均衡を重視せず、むしろ常に政治的不均衡に向き合っている政党が如何なる戦略的行動を採るのかということに主眼を置いている (D' Alimonte et al. 2020: 519)。加えて、争点競争モデルでは、急進右翼政党が、橋架け争点を操作できる余地が主流政党より大きいとも指摘されている (De Sio & Weber 2014: 882)。

それでは、1980 年代中葉以降、30 年余りにわたって勢いを保ってきた急進右翼政党にとって、橋架け争点とは何であり、またはそこに起こった変化とは何だったのであろうか。次節においてそれらを確認する。

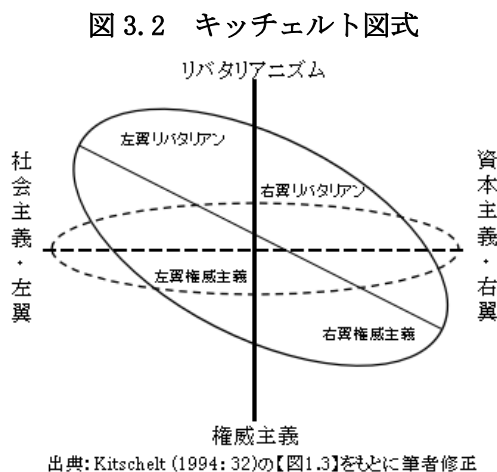
3.4 急進右翼政党の左翼権威主義的な橋架け争点

フランス革命以来のヨーロッパにおける政党間競争の一般的図式と言えば、左翼 vs. 右翼や、革新 vs. 保守といった一次元的対立軸を指す (Bobbio 1997)。資本主義の発展、戦後のケインズ主義的福祉国家の誕生、高等教育を受けた労働者や女性労働者の大量増加に

[46] この点について 1981 年～1995 年間のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 政権は典型例である。ミッテランは「失業との闘い」と「資本主義からの断絶」を掲げ、1981 年 5 月 10 日に行われた大統領選の決選投票で 51.76% の得票をもって大統領の座を奪った。ミッテラン政権は、発足当初に有給休暇の拡大、法定労働時間の削減、私営企業の国有化、社会保障の支出拡大といった再分配的ケインズ主義政策を採った。しかしながら、それ以降のインフレ昂進によって 1983 年からミッテラン政権の政策はマネタリズム的な緊縮政策に転回せざるを得ず、競争的ディスインフレ政策の採用と民営化の推進に象徴されるように、ミッテランの社会主義的実験は完全に失敗した。これを受けて、大統領再選を目指すミッテランは欧州統合という新たな政治的次元を構築した。こうした国内争点である緊縮経済を国際争点である欧州統合と結びつける橋架け争点を作ったミッテランの手腕は、選択操作的リーダーシップと呼ばれる (長部 2006; 吉田 2008a, 2008b)。

ちなみに、以上のミッテランの選択操作は、「聴衆民主主義」(audience democracy)、すなわち有権者が好ましい政策を実現させるために政治活動に積極的に参与するわけではなく、政治家によって提示されている選択肢の中から自らの選好に最も近いものを受動的に選ぶという、有権者が聴衆または消費者となるようなデモクラシーの新しい概念の生成を刺激したとされる (Manin 1997: 223; De Sio & Lachat 2020: 715 n4)。また、聴衆民主主義の概念に基づき、ミッテランの社会党、それにイギリスの労働党とドイツの SPD の第三の道路線を批判したのは Luce (2017: Chapter 1) である。

示される労働市場の構造変容は、従来の左翼（社会主義） vs. 右翼（資本主義）という有権者分布の主軸を「回転」(rotate) させ、左翼—リバタリアン vs. 右翼—権威主義というより複雑な配置に変更した。こうした政党間競争の対角線化を初めて体系的に描き、二次元的な図式を構築したのがキツェルトである (Kitschelt 1994; Emanuele et al. 2020: 4)。



すでに述べたように、キツェルトが提示した右翼権威主義の勝利の方程式説は、最も精巧な理論として今でも急進右翼政党の研究分野で大きな影響力を発揮している。なお、イトウェル、デ・ラングとミュデに加え、キツェルトの学説に対して異議を唱える研究者は、少なくない。

例えば、急進右翼政党は経済的争点をそれほど強調しないか、あるいは急進右翼政党の経済的立場は古典的右翼的なものではなく、しかも各政党の立場の間には一致がないため、未だに議論の余地が残されているという観点を持つ研究者は、早くも 1990 年代初頭から存在している (Betz 1994; Mudde 2007; Rovny 2013; Wagner & Meyer 2017; Allen 2017; Otjes et al. 2018; Paxton & Peace 2020)。

そもそも経済的選好をめぐっては、急進右翼政党の支持層の間に亀裂がある。ブルーカラー労働者と小経営者／「小ブルジョワジー」^[47] (petite bourgeoisie) は、急進右翼政党の強固な支持基盤であることがほぼ研究者間の共通認識となりながら、前者は福祉拡大と経済に対する国家の介入を支持するのに対して、後者は減税や小さな政府を擁護する。このように、急進右翼政党は、経済利益において互いに正反対の立場にある 2 つの社会集団を同時に満足させる必要がある。

[47] 現代西欧社会の階級構成から見れば、小経営者／小ブルジョワ層の規模はその他の諸階級に比べて小さいことから、急進右翼政党の選挙での躍進に与えた貢献はそれほど大きくない。従来の急進右翼政党研究がこの階級の役割を過度に強調する自体は問題であると指摘されている (Oesch 2008: 358)。

こうした矛盾を調和できない以上、本来、伝統的な保守主義政党ほど右翼的ではない急進右翼政党 (Guth & Nelsen 2019: 9; Rovny & Polk 2020: 253-256) は、自らの経済的立場を曖昧なままにしておくか、中道路線を探らざるを得ないこととなる (Gidron & Ziblatt 2019: 21)。この点は、オーストリア、スイス (たとえば、McGann & Kitschelt 2005)、デンマーク、フランス (たとえば、Ivarsflaten 2005)、スウェーデン (たとえば、Jylhä et al. 2019) などの国に関する事例研究で検証された。

他方、主にブルーカラー労働者や低所得層に代表される「下層階級」(couches populaires) の「過剰代表」(overrepresentation) によって、西欧における急進右翼政党の支持基盤の「プロレタリアート化」(proletarianization)、さらには「プレカリアート化」^[48] (precarization) (Standing 2011) もしばしば指摘されており、特にこの政党群の支持者の「平均的プロファイル」(median profile) は伝統的左派政党、なかでも社会民主主義政党の支持者のそれに非常に合致していると主張されている (Betz 1994: Chapter 5; Coffé 2008: 192; Oesch 2008; Betz & Meret 2013; Hartevelde 2016; Bornschier 2018: 316-317)。

このような急進右翼政党の体質変化は、1980年代半ばから2012年までに完成したFNの左翼化、すなわちその新自由主義的な経済政策の「平等主義的」(egalitarian)・ナショナリズム的な経済政策への転換 (Ivaldi 2015) や、PSの一貫した左翼ポピュリズム的／左翼権威主義的な姿勢 (Jungar & Jupskås 2014: 224; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015; Jungar 2016; Hillen & Steiner 2019: 8) などの事実によって裏付けている。

さらに、通常、新自由主義政党や、反税政党、小ブルジョワ層の抗議運動／政党と見なされているデンマーク (FRP) とノルウェー (FrP) の進歩党でさえ、1980年代末にはすでに老齢年金、公共保健サービスといった福祉制度への予算増加を主張し始め、両党の支持者のうちの40%~50%は労働者となっていた。また、両党の新自由主義も主流の新自由主義と異質なものであると言われた (Hainsworth 2008: 88)。その結果として、FRPとFrPは、1990年代以後に社会民主主義政党から「労働者の第1党」の身分を奪うことにも成功した (Andersen & Bjørklund 1990: 204-208, 2000: 216-218)。

1995年以降、DFも前身政党FRPの政策主張を引き継ぎ、市場に対する政府介入の強化を擁護し、自党の経済的立場を右派的から中道左派的なものへと方向転換し、西欧の急進右翼政党の中において親福祉国家的路線を採択した草分け的な存在になった (Jungar & Jupskås 2014: 224; Chueri 2020: 9; De Vries & Hobolt 2020: 32)。

要するに、経済的次元における西欧の急進右翼政党の立場は今や左傾化しつつあり、キツェルトが示したかつての勝利の方程式を放棄したと考えられている^[49] (Röth et al.

[48] プレカリアートは「不安定」(precarious)と「プロレタリアート」(proletariat)との混成語である。プレカリアートは安定的な職業、社会的所得、職業的アイデンティティを持たないことによって特徴づけられる (Standing 2011: 12)。

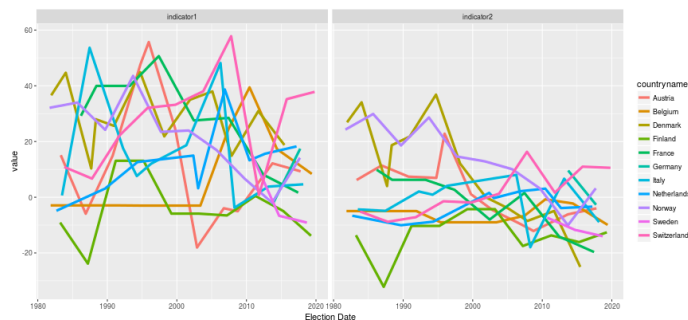
[49] 実際、急進右翼政党の経済的立場の左傾化は汎ヨーロッパ的な現象と言っても過言

2018; Krause & Giebler 2019; D' Alimonte et al. 2020: 522; De Sio & Lachat 2020: 691)。

図 3.3 急進右翼政党の経済的立場の左傾化

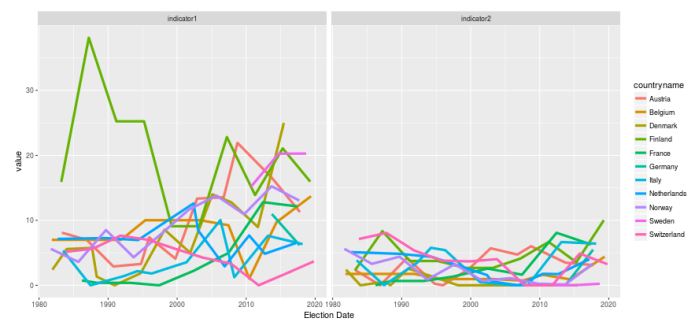
(1) 左翼—右翼

(2) 国家—市場



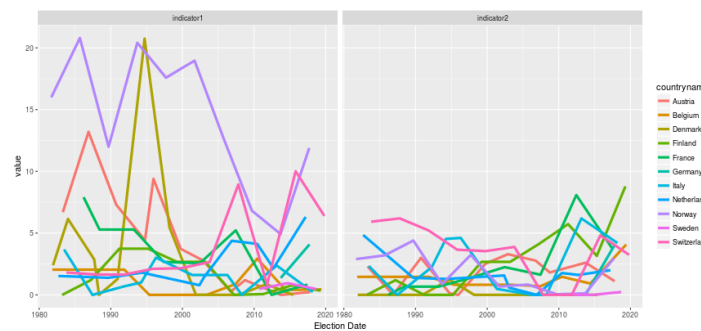
(3) 福祉国家への支持

(4) 計画経済への支持



(5) 自由市場への支持

(6) 市場規制への支持



出典：Manifesto Project Database (MARPOR) (Volkens et al. 2020)

ではない。また、こうした現象は東欧ではより顕著であり (Siaroff 2019: 24, Fig. 7)、伝統的ナショナリズムと「国家社会主義」(state socialism) との混合は、この地域の急進右翼政党のイデオロギーに共通する特徴であるとされている (Mudde 2007: 129, 211)。

【図 3.3】の(1)が示すように、2010年以降にオーストリア(「オーストリア自由党」(FPÖ: Freiheitliche Partei Österreichs))、ドイツ(AfD)、イタリア(L(N))、スイス(SVP)、オランダ(PVV)の5カ国の急進右翼政党は左右の座標軸上で多少右側に移動しつつあるが、2000年代中葉に比べて相当穏健化したとも言える。これとは対照的に、他の6カ国における急進右翼政党においては左傾化が観察され、中でもスウェーデンのSDとフィンランドのPSは明確に中道左派的な位置に立っている。

(2)～(6)からは、いくつかの例外^[50]があるように見えるし、また何らかの波のような動きもあるように見えるが、急進右翼政党の経済的立場は左に移動する傾向を示している。そして、1980年代半ば頃と比較すれば、自由市場への支持もそれほど強くなってきたようである^[51]。

移民・難民政策の厳格化、法と秩序の強化、伝統的家族観への回帰といった政治文化的争点に関する急進右翼政党の権威主義的な特徴は、社会経済的争点と異なって今なお顕著である。近年では、移民・難民問題と多文化主義については、主流の中道右派政党のみならず、中道左派政党ですらある種の協調的・適応戦略(Meguid 2005, 2008; Bale et al. 2010)を採用し、急進右翼政党の立場に近づきつつある。西欧主要国のうち、ベルギー、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、オランダおよびスウェーデンの8カ国の社会民主主義政党の立場は、程度の差はあれ次第に厳しくなってきたと指摘されている(Arzheimer 2013: 85-86)。

それにもかかわらず、主流政党が急進右翼政党に流出した支持者を奪回するために採用した戦略は、多くの批判にさらされているばかりか、その有効性すら疑われているのが実情である(Bale 2003; Han 2015; Abou-Chadi 2016; Widfeldt 2018a; Carvalho 2019; Cohen

[50] MARPORによれば、スイスのSVPは2010年以降に経済的側面において右翼的な色彩を急速に強化した(Volkens et al. 2020)。また、SVPと「イギリス独立党」(UKIP: UK Independence Party)は西欧の急進右翼政党の中で右翼的な経済政策に固執する例外的存在である(Chueri 2020: 11, n. 3)。これらの観点に対して、バーマンやナージャ・モジマンらは、両党が鮮明に新自由主義的経済政策を掲げる急進右翼政党であること自体を否定しないが、近年では左傾化や、福祉排外主義化の傾向も見られるようになってきていると指摘している(Berman & Snegovaya 2019: 9-10; Mosimann et al. 2019: 68)。

[51] 顕出性理論に基づくMARPORは、政党の具体的な政策位置というより、むしろその政策位置の変化の方向・傾向を説明する上で有効である。CHESデータからは、ここで挙げられている諸政党が時間を経ても相変わらず極右的な経済立場を維持しているように見える(Bakker et al. 2015; Polk et al. 2017)。このような現実の変化がデータに反映されるまでの遅延は、CHESなどの専門家調査が抱える問題の1つであると指摘されている(Volkens 2007: 109)。したがって、専門家調査と選挙マニフェスト分析は、まったく異なる結論を導く可能性でもある(Andreadis & Stavrakakis 2017: 490)。さらに他の諸類型の政党に比べて、専門家による急進右翼政党の位置付けとこれらの政党の支持者の「自己認知」(self-placement)との間に高度の不安定性と不一致性が存在するという欠陥があるとされている(Rovny 2013: 12-16; Rovny & Polk 2020: 254; また【Appendix 3】、【Appendix 4】も参照)。

2019; Mudde 2019b)。

他方、ラッセル・J・ダルトンによれば、ヨーロッパで既成エリートの手になる公共政策は、全体として次第に社会経済的には保守主義の方向に、政治文化的にはリバタリアニズムの方向に傾きつつある。このことと相俟って、左右両翼の主流政党間の対立軸の中心点も、社会経済的には右へ、政治文化的には左へ移動した。これにより、1990年代半ばから西欧諸国の政党システムにおける第一大勢力は右翼リバタリアニズム政党に帰属することが通例となり、与党連合の構成の如何を問わず、従来の連立政権による諸政策も一般的には右翼リバタリアニズム的なものであると考えられている (Dalton 2018)。

結局のところ、主流政党が自らの政策主張を、とりわけ政治文化的次元において急進右翼政党の立場に接近させれば、既成エリートの不満を招く恐れがある。それだけでなく、多少接近したところで、主流政党の政策主張の本質は右翼リバタリアニズム的なものであり、急進右翼政党の支持基盤を動揺させる可能性は低いはずである。主流政党は、経済的にも文化的にも限られた選択肢に囚われているのである。

過去数十年の間に、経済的次元 (例えば、保護主義 vs. 自由貿易)、文化的次元 (例えば、移民反対派 vs. 移民賛成派) ならびに制度的次元 (例えば、欧州懐疑派 vs. 欧州支持派) を横断する、「境界—統合亀裂」(demarcation-integration cleavage) と呼ばれる、新たな社会的亀裂が誕生し、成熟化と閉鎖化を経た後によりややく固定化して焦点化したと考えられている (Kriesi et al. 2008: 特に Chapter 1)。

こうした社会的亀裂は長期間にわたってかなりの割合の有権者を持続的に動員できる力を持つ (=成熟化)。有権者はこの亀裂に沿って境界ブロックと統合ブロックに分けられるが、それぞれのブロックに属する有権者が亀裂線を跨いで反対側に流動することは少なく、この分断は「亀裂の閉鎖度」(degree of cleavage closure) (Bartolini & Mair 1990) の高いもの (=閉鎖化) でもある。

ヴィンチェンツォ・エマヌエーレ (Vincenzo Emanuele) らによれば、欧州議会選挙における境界ブロックの政党の平均得票率は 1984 年の 7.5% から、1989 年の 9%、2004 年の 11.4%、さらに 2019 年の 21.2% へと伸びてきた。境界—統合亀裂はすでにヨーロッパにおける政党間の競争関係を規定する中心的な亀裂の 1 つになったと指摘されている (Emanuele et al. 2020)。さらに言えば、リブセットとロッキンが提示した 4 つの伝統的な社会的亀裂 (Lipset & Rokkan 1967=2007) と同じく、現在、新たな境界—統合の基本的対立軸が既存政党の配置を凍結しているために、統合ブロックに属する主流政党が亀裂線を越えて支持拡大を図ることは難しくなっている。

以上の考察を踏まえ、本研究では、境界ブロック、特にその中の急進右翼政党は左翼権威主義的な橋架け争点、すなわち社会経済的次元において左翼的、または少なくとも左傾化による中道的な志向、政治文化的次元において従来の権威主義的な志向を擁護することから、自らの台頭とその後の主流化／与党化の実現、ひいては持続可能な執政能力の獲得という一連の成功を達成できたと主張する。

現に西欧においては、大規模な左翼権威主義的な有権者層の存在と、こうした有権者を代表する政党の欠如 (Abou-Chadi 2016: 422; Rovny & Polk 2020: 264)、すなわち主流政党の「プログラムの空洞」(programmatic void) (Betz & Meret 2013: 110) による民主主義の代表性・応答性の「左翼権威主義の需給ギャップ」(Hillen & Steiner 2019) や、政党システムの「三極化」(tripolarization) (Lachat & Dolezal 2008: 253-257; Lachat & Kriesi 2008: 274-278; Oesch & Rennwald 2018) にもたらされた「構造的な穴」(structural hole) (Grande & Kriesi 2012: 22) といった現象が顕著である。

リップセットは、1960年の著作 *Political Man* において「労働者階級の権威主義」(working-class authoritarianism) を論じた。リップセットによれば、労働者階級は、民主主義の確立、信教の自由、少数派権利の拡大および国際的平和のために戦う中堅勢力であると常に考えられてきたが、実際には、1914年以降、いくつかの国でこの階層は最も「民族主義的」(nationalistic) な集団であった。しかも、共産主義、ファシズム、ナチズムなど、全体主義的・権威主義的な運動や体制は、例外なくこの階級(あるいは農民層)に強く支持されていた。要するに、底辺層は幼年時代の種々の抑圧的な経歴により、エスニック偏見や、権威主義的な政治的志向や、「至福千年説的な新興宗教」(chiliastic transvaluational religion) に傾倒しがちである (Lipset 1960: 99, 120)。

ジャック・トマセン (Jacques Thomassen) は、リップセットのこの学説に沿って、政治的エリートらは一般的に裕福で教養の高い階層に属するため、底辺層と対照的な価値観を持っている可能性が高いと説いた。そして彼は、1972年から2006年までのオランダの国政選挙を分析した上で、オランダにおいては政治的代表のプロセスに確かに左翼権威主義という「目の見えない隅」(blind corner) があり、左派政党はこうした志向を抱いている有権者を十分に代表できなかったことが LPF と PVV といった急進右翼政党の躍進を招いてしまったとした (Thomassen 2011)。

したがって、西欧における左翼権威主義者は、自らの選好を代表する政党が不在であるため、選挙に際して、自分自身がより関心を寄せる争点に基づき、左翼リバタリアン政党か右翼権威主義政党にやむ得なく票を投じることになる。

一方、グローバリゼーションの進展と共に、とりわけ2010年に欧州債務危機が勃発した後になると、経済的争点をより重視するようになった左翼権威主義者は、左翼リバタリアン政党に投票する傾向が強いため、急進右翼政党には反緊縮と反移民という2つの政策主張を結合することで支持拡大の目標をやり遂げる絶好の機会を与えている (Betz & Meret 2013: 110; Lefkofridi et al. 2014: 74; Spies 2013 を参照)。

さらに、左翼権威主義者は、民主政治への満足度・信頼感や「政治的有効性感覚」(sense of political efficacy) が低い傾向にあり、他の有権者集団と比べて選挙参加率が相対的に低いとの観察もある^[52]。

[52] ヒレンとシュタイナーは左翼権威主義の需給ギャップが西欧デモクラシーの「特質」(idiosyncrasy) であるとした (Hillen & Steiner 2019: 2, 4 n.1)。ルーマニアの

スヴェン・ヒレン (Sven Hillen) とニルス・D・シュタイナー (Steiner) によれば、フィンランドのPSは、非常に鮮明な左翼権威主義的イデオロギーを持っている。まさにこのおかげで、PSは2007年の総選挙でわずか4.1%に過ぎなかった得票率を2011年には19.1%まで伸ばし、自らの存在感を高めると共に、フィンランドの国政選挙における投票率の上昇にも貢献した。

こうして、左翼権威主義的イデオロギーは、支持基盤の拡大に役立つものとして、他国の急進右翼政党にもその魅力が認識されるようになりつつある。現在では、オーストリアのFPÖ、デンマークのDF、フランスのFN、ドイツのAfD、イタリアのLN、オランダのPVV、スウェーデンのSD、さらにはスイスのSVPとイギリスのUKIPさえも、PSと同じような方向で政策位置の調整を試みていると指摘される^[53] (Lefkofridi et al. 2014: 82, n. 12; Berman & Snegovaya 2019: 9-10; Hillen & Steiner 2019; Mosimann et al. 2019: 68; また【脚注50】)。

「社会主義労働党」(PSM: Partidul Socialist al Muncii) (1990-2003)、「ブルガリア社会党」(BSP: Bulgarian Socialist Party)、特に「セルビア社会党」(SPS: Socijalistička Partija Srbije) を代表とする共産党の後継政党は、常に「国民社会的ポピュリスト政党」(National-Social Populist Party) (March 2011: 142-144) や「ナショナル・ポピュリスト社会民主主義政党」(National Populist Social Democratic Party) として分類されている。西欧における「社会自由主義者」(social liberals) が経済的左翼である一方、中東欧における社会自由主義者は経済的右翼である

(Rohrschneider & Whitefield 2012: 82; Siaroff 2019: 14) ため、中東欧において左翼権威主義政党の支持基盤は極めて大きい。この点に関して、グリゴール・ポップ＝エレチェス (Grigore Pop-Eleches) とジョシュア・A・タッカー (Joshua A. Tucker) は、88カ国で行われた157回の価値観調査を分析した上で、中東欧の旧共産主義体制が長らく「政治的社会化」(political socialization) を通じて、左翼権威主義的なものを多くの人々の思想の中に定着させたため、民主化後の中東欧諸国においてもこうした前体制の思想的遺産にあたる左翼権威主義を受け継いでいる人は依然として多いと説明した (Pop-Eleches & Tucker 2020; 【脚注49】【脚注52】も参照)。

[53] 興味深いことに、西欧では急進右翼政党だけでなく、左翼リバタリアン政党と見なされている急進左翼政党、農民政党、さらに主流の社会民主主義政党の一部でさえも、潜在的左翼権威主義的傾向が窺われる (Harteveld 2016: 232)。社会的保護主義や国民連帯などの社会経済的争点に関して、左右両翼の急進勢力の立場は基本的に一致している

(Azmanova 2004: 291-292) が、宗教・同性婚・環境問題などの政治文化的争点に関しては、急進左翼政党の立場は急進右翼政党に比べてやや保守的であると指摘がされている

(Guth & Nelsen 2019: 9)。具体的には、オランダのSPが経済と福祉国家に関して社会民主主義的な理念を掲げる一方、欧州懐疑主義的であり、比較的伝統的・保守的な文化的立場を保っている (Hillen & Steiner 2019: 8; Bale et al. 2010: 417) ことから、時に「外国人嫌悪的な社会ナショナリスト政党」(Xenophobic Social Nationalist Party) のレッテルが貼られることは挙げられる (March 2011: 130)。また、デンマークの「社会主義人民党」(SF: Socialistisk Folkeparti) も類似である (McGowan & Keith 2016: 93-100)。さらに、左翼権威主義に分類される主流の社会民主主義政党はデンマークの社会民主党 (A) であり、農民政党はフィンランドのSMPの母体政党の「フィンランド中央党」(KESK: Suomen Keskusta) である (Van der Brug & Van Spanje 2009: 323; Lefkofridi et al. 2014: 72; Jungar 2016: 138)。

表 3.1 中間・低所得層を対象とする価値観調査の結果 (単位%)

	社会経済的次元				政治文化的次元				Q223=明日に選挙があったら急進右翼政党に票を投じる*
	Q106=所得をもっと平等にすべきだという考えについて賛同するまたは中立的立場を取る	Q107=国有企業の数を増やした方がよいという考えに賛同する	Q240=自分は左翼、または中道左翼だ	Q241=民主主義の本質的精神は富裕層から税を徴収して貧困層を補助することに賛同する	Q34=雇用主は仕事を移民より国民に優先的に提供すべきだ	Q46=将来には権威をもっと尊敬すべきだ	Q121=移民は自国の発展に有害だ	Q72=政党は「あまりあるいは完全に」信用に値しないと思う	
オーストリア	59.9	28	30.9	76.7	52	41.8	39.3	75.6	FPÖ=32.7
デンマーク	59.8	20.2	37.5	63.4	39.6	60.1	28.2	70.1	DF+NB=27.9
フィンランド	54.6	35	28.7	70.8	49.1	31.3	19.2	76.5	PS=20.1
フランス	61.9	32.6	24.3	54.4	51.5	78.2	31.9	81.8	FN+others=18.1
ドイツ	52.1	34.3	31.7	73.1	33.8	53.3	34.4	77.5	AD=11.1
イタリア	56.7	43.9	13.2	70.1	77.6	66.9	44.4	87.7	LN+FdI+Casa Pound=27
オランダ	47.7	47.9	30.1	70.7	44	72.6	30	75.3	PVV=18.5
ノルウェー	54.9	33.7	35.8	66.1	34.8	35.5	11.4	63.5	FpP=19.7
スウェーデン	44.6	35.8	33	67.4	16.1	35.4	26	68.8	SD+SvP=24.9
スイス	63.9	28.3	27.3	68.4	59.1	49.1	16.5	73	SVP+MCG=38
イギリス	53.8	41.2	29.5	58.9	41.6	66.9	17.3	82.5	UKIP+BNP=10.2

*中間所得層と低所得層 グレーに塗られたセル=注意すべき箇所
出典：世界価値観調査第7波(World Value Survey Wave 7)(Haerpfer et al. 2020)を元に筆者計算

【表 3.1】が示すのは、2017 年から 2020 年にかけて実施された世界価値観調査 (WVS) 第 7 波から抽出した、社会経済的次元における左翼と政治文化的次元における権威主義という 2 つの価値観を代表する、いくつかの典型的な質問に肯定的に答えた西欧の 11 カ国の中間または低所得層^[54]の割合である。

[54] 「社会—人口統計学」(socio-demography) の視点からすれば、男性、若者、中等教育水準、移民問題に関心を持つことは、急進右翼政党の典型的な支持者の特徴であるとされている (Arzheimer 2017)。この集団は主に労働者階級と下位中産階級に所属し、所得水準を見れば、中間・低所得層に準ずる場合が多い。加えて、左翼権威主義者は西欧における最大か 2 番目に大きい規模を誇る有権者集団であり、その多くも中間・低所得層に属する (Lefkofridi et al. 2014: 72; Hartevelde 2016: 229-232)。しかし一方では、白人ブルーカラー労働者中心の「男性政党」(Männerparteien) という先入観とは裏腹に、21 世紀以降の急進右翼政党は徐々に国民・人民政党／包括政党のイメージを強めるようになりつつあり、特に FN のような非常に成功した急進右翼政党の支持者は、ほぼあらゆる社会階層に分布している (Mudde 2019a: 78-80)。

実際に、こうした急進右翼政党の国民・人民政党／包括政党化現象は戦前のファシズム・ナチズム政党の全階級政党化現象 (Passmore 2014=2016: 212) とは極めて似ている。レンツォ・デ・フェリーチェ (Renzo De Felice) によれば、旧 (農民、職人、専門職、小経営者など)・新 (ホワイトカラー労働者・店員・「俸給制知識人」(salaried intellectuals)) 中間層は、ファシズムの最も重要な支持基盤である (De Felice 1980)。グレゴリー・M・リューバート (Gregory M. Luebbert) は、ファシズムが農村部の家庭経営をとる農民と都市部の中産階級の上に成立したと述べる (Luebbert 1991: 3)。さらに、バリントン・ムーア (Barrington Moore) によれば、(ドイツと日本) ファシズム的な政綱を支えた社会的基盤は、農村部の伝統的支配階級と弱い立場にあった商工業エリートとの連合であり、(両国の) 急進右翼主義は、社会的立場が弱い小ブルジョワジーや農民の中から生じていた (Moore 1993=2019: 117)。このように、中間層と小ブルジョワジーはファシズムの「原動力」(prime mover) (De Felice 1980: 313) である。他方で、バーマンによれば、イタリア、ドイツ、フランスのそれぞれにおける史上初の国民・人民政党は、「国家ファシスト党」(PNF: Partito Nazionale Fascista)、ナチ党と「フランス社会党」(PSF: Parti social français) である (Berman 2006: 130, 143,

この表から分かるように、所得不平等の是正および企業国有化の推進という、典型的な左翼的観点を支持する（前者に関しては中立的な立場を取る人も含む）低所得層の割合は、オランダ・スウェーデン・デンマークを例外として、それぞれ 50%と 28%を上回っている。そして、イタリアを除けば、左翼や中道左翼を自称する各国の低所得層の人々は 2 割強から 3 割程度であり、デンマークでは 4 割近くにさえ達している。

さらに、低所得層の左翼的な傾向を最も著しく表しているのは、この階層に属する人々の民主主義に対する認識についての回答である。フランスとイギリスで比率はやや低い（54.4%）が、「民主主義の本質的特徴は、富裕層から税を徴収して貧困層を補助することにある」に賛同する残りの 9 カ国の低所得者の比率は 63%以上であり、オーストリアに関しては 80%近くにも達する。

政治文化的次元における西欧諸国の低所得層の権威主義的価値観はより明らかである。ノルウェーとフィンランドの他に、スイスとイギリスでも、「移民は自国の発展に有害である」という露骨な反移民的感情を表明した低所得層の割合は低水準に留まっているが、それ以外の国では 26%~44%の相当程度の低所得者がそうした感情を抱いている。それにいくつかの例外はあるものの、「雇用主は仕事を移民より自国民に優先的に提供すべきだ」と「将来には権威をもっと尊敬すべきだ」という 2 つの考えに賛同する中間・低所得層の人々の比率は、それぞれ 34.8%と 41.8%以上に達した。

こうして、【表 3.1】が示すように、西欧においては、低所得層に限定しても、相当数の人が左翼権威主義的な価値観・イデオロギーを抱いているはずである。左翼権威主義者は西欧において最大（Harteveld 2016: 229-232）か、右翼権威主義者に次ぐ 2 番目の規模を誇る有権者集団へと成長したとの報告もあった（Lefkofridi et al. 2014: 72）。

さらに、低所得層の政治不信、とりわけ政党に対する不信は、極めて深刻であるとも言える。北欧諸国、とりわけノルウェーにおける低所得層の政党への不信感は、【表 3.1】に列挙されている 11 カ国の中最低であるとはいえ 63.5%である^[55]。フランス、イギリスでは、

150, 2019: 182, 224, 248)。

支持者の多様性に加えて、急進右翼政党の指導者の人物像も様々である。例えば、左派出身の社会学教授であり同性愛者の LPF 創設者ピム・フォルタイン、高学歴で 6 年間の中国滞在歴があり、北京語に堪能であると同時に同性愛者でもある AfD の院内幹事長のアリス・ワイデル (Alice Weidel)、キャリア系シングルマザーで好感を持たれる FN 党首マリーヌ・ル・ペン (Marine Le Pen)、若くて地味かつ練達で理想の娘婿と評される SD 党首ジンミ・オーケソン (Jimmie Åkesson) など、FN 元党首ジャン＝マリー・ル・ペン

(Jean-Marie Le Pen) や「ロシア自由民主党」(LDPR: Liberalno-demokraticeskaya partiya Rossii) 党首ウラジーミル・ジリノフスキー (Vladimir Zhirinovskii) に代表される下品な右翼イメージを払拭した新世代の指導者が挙げられる。

[55] 1998 年~2003 年の間に調査を行った専門家らによれば、先進デモクラシーの模範生であるはずのノルウェーの政府に対して、議会・政党・マスメディア・利益団体など、代表制民主主義のあらゆる構成要素が侵食されており、人民の意思と政策形成とのつながりが希薄になりつつあると警告した。また、類似することも隣国のスウェーデンでも観察された (Rothstein 2011: 82-85)。ノルウェーやスウェーデンの代表制民主主義に対する

80%強の低所得者が、イタリアにおいて 9 割近くの低所得者が、政党をあまり信用しないか、完全に信用しないという事態が生じた。

大多数の西欧諸国では、中間・低所得層から最も多くの票を得ているのは、依然として社会民主主義政党^[56]とキリスト教民主主義・保守主義政党という左右両翼の主流政党であるが、急進右翼政党は、オーストリア、デンマーク、ノルウェーとスウェーデンでは中間・低所得者が支持する 3 番目の政党となり、イタリアでは保守主義政党を追い越して 2 番目の

専門家らの悲観的な見方は、目下の代表性の危機の表れである。

[56] 以下では、特に断りのない限り、社会主義政党、社会民主主義政党、労働者主義政党、民主社会主義政党を、便宜的に社会民主主義政党と総称する。中道左派政党という名称もあり得るが、ノルウェーの農民政党「中央党」(Sp: Senterpartiet)、スイスの「キリスト教民主人民党」(CVP: Christlichdemokratische Volkspartei)、その他には多くの自由主義政党も中道左派政党として規定されうるため、社会民主主義政党の呼称はより妥当である。

政党となり、さらにスイスでは筆頭の政党となった（【表 3.2】^[57] ^[58]^[59]）。

[57] 2009年にイタリアの有名なコメディアン、ベッペ・グリッロ (Beppe Grillo) を中心に結成された「五つ星運動」(M5S: Movimento 5 Stelle)は、一般にポピュリスト政党と見なされているが、同党をどの政党群に分類すべきかという問題は未だ決着がついていない。M5Sをリベラル、左翼、市民運動的・リバタリアンのポピュリスト (高橋 2013: 167; 石田 2016: 44; Norris & Inglehart 2019: 43; 八十田 2019)、中道左派、少なくとも左翼的な有権者から厚い支持を集めている政党と位置づける (伊藤 2016: 258; Tronconi 2018: 177; Siaroff 2019: 319; 伊藤 2020: 147-148) 研究者もいれば、欧州懐疑主義の右翼ポピュリスト (坪郷 2016: 104) か、少なくともイタリア中部、南部と離島地域で右翼の有権者に人気が高い政党である (Russo et al 2017: 57) と考える研究者もいる。また、左翼リバタリアンの志向を持つ反エスタブリッシュメント政党として発足した M5S が、その後徐々に移民排斥主義/自民族中心主義のトーンを強めていた (Pirro & van Kessel 2018: 329) という折衷的見解も存在する。さらに、M5S は公共用水・環境主義・持続可能な輸送・インターネット利用の自由・持続可能な発展というような脱物質主義的主張を掲げる一方、現実政治では急進右翼政党の L(N) と連立政権を組んだり、ドイツの AfD、スウェーデンの SD およびイギリスの UKIP と共に欧州議会の会派自由と直接民主主義のヨーロッパ (2014年~2019年) に加盟したりした。したがって、従来の左右イデオロギーに基づいて同党を定義づけることは困難であり (Mudde 2016a: 26; Zulianello 2019a: 148-149)、M5S を「合意争点ポピュリスト政党」(valence populist party) (Zulianello 2019b)、「中道主義的なポピュリスト政党」(centrist populist party)、「折衷主義的なポピュリスト政党」(eclectic populist party) (Mosca & Tronconi 2019) と称する研究もある。

各種データベースからみたM5Sの定義または政策立場

① Chapel Hill Expert Survey (CHES)	社会経済的立場 = 3.21	④ Parliaments and Governments Database (ParlGov)	特定の政党群に所属しない
	政治文化的立場 = 3.74	⑤ Timbro Authoritarian Populism Index	権威主義 反エスタブリッシュメント 反グローバリズム 左翼ポピュリスト政党
② Europe Elects	多様的(Diverse)	⑥ Parties and Elections in Europe	反腐敗
③ Global Party Survey	左翼リベラル政党		直接民主主義 環境主義
⑦ Comparative Manifesto Project Database (CMP)	国家志向一進歩主義的	⑧ The PopuList 2.0	極左でも極右でもない
	特定争点政党		欧州懐疑主義的ポピュリスト政党

出典: ① Bakker et al. (2020a); ② <https://europeselects.eu/italy/>; ③ Norris (2019); ④ Volkens et al. (2020); ⑤ Döring & Manow (2019); ⑥ <https://parties-and-elections.eu/italy.html>; ⑦ Rooduijn et al. (2019); ⑧ <https://populismindex.com/data/>

上の表が示すように、政党政治に関する各種のデータベースにも M5S の定義や政策立場に関する推定は多種多様である。グリッロ自身を含んだ M5S の活動家の多くは、かつてベルルスコーニに反対した議会外左翼の出身であり、新しい社民勢力として旧 PCI の支持基盤を吸収したが、南部において旧 DC 支持者も惹き付けた。同党は一般大衆 vs. 支配的ブロックの根本的な対立を解決するためにあらゆる政党の打倒を目指しているが、具体的なアジェンダを欠き、時に矛盾に満ちた主張さえも展開するという「総花政党」(big tent party) ともされている (Broder 2020: chapter 4)。

[58] スイスの SVP が中間・低所得者の第 1 党に躍進したことは面白い。なぜなら、SVP は、福祉国家の縮減に固執し、2010 年以來に社会経済的次元における右傾化を加速させてきたからである。このような立場は必ずしも中間・低所得者にとって魅力的ではない。スイスにおける政治スタイルの変化とアイデンティティ政治への転換という 2 つの側面からこの矛盾を究明したのは田口 (2016: 93-98) である。一方、【脚注 50】で述べたように、近年では、SVP すらも社会経済的次元において左傾化しつつあり、こうした動きが中間・低所得者の支持獲得に役立つだろう。

[59] アンドレ・クロウウェル (André Krouwel) によれば、1945 年~2010 年の 65 年間に行われたヨーロッパのすべての国政選挙において、社会民主主義政党、保守主義政党、キリスト教民主主義政党、自由主義政党、共産主義政党が第 1 党の地位を奪った割合は、

表 3.2 中間と低所得層の政党選好* (単位%)

	キリスト教民主主義 保守主義政党**	社会民主主義政党	自由主義政党	緑の党	急進左翼政党***	急進右翼政 党の順位
オーストリア	45.6	54.5	2.9	18	3.6	第3位
デンマーク	33.3	59.2	16.2	24.5	11.5	第3位
フィンランド	65.1	32.8	—	28.5	19.7	第4位
フランス	13	32	23.9	10.7	25.5	第4位
ドイツ	55.1	43	8.9	22.1	15.3	第5位
イタリア****	17.3	27.6	0.6	—	5.5	第2位
オランダ*****	70.2	15.1	20.6	29.7	19.8	第5位
ノルウェー	72.4	54.1	9	7.4	19.3	第3位
スウェーデン	35.8	57.3	18.9*****	16	17.4	第3位
スイス	31	35.1	27	19.7	5	第1位
イギリス	49.1	73.3	13	10.5	—	第5位

*中間所得層と低所得層の政党選好の比率の和であるため、各政党の選好率の総和は100ではない；地域主義・少数民族政党を含まない **農民政党も含む ***共産党を含む ****「五つ星運動」(M5S: Movimento 5 Stelle)を含まないが、その中間と低所得層における選好率は38.7% *****5OPLUSと「動物党」(PvdD: Partij voor de Dieren)のそれぞれは保守主義政党と緑の党に分類された *****スウェーデンの農民政党、「中央党」(C: Centerpartiet)

出典：世界価値観調査第7波(World Value Survey Wave 7)(Haerpfer et al. 2020)をもとに筆者計算

要するに、グローバリゼーションと欧州統合の進展、そしてそれに伴う西欧社会の文化的多様性の深化と、主流政党の社会経済政策の立案過程における、いわゆる「ネオリベラル・コンセンサス」(neoliberal consensus)の確立によって置き去りにされた左翼権威主義的な有権者は、自らの利益を集約・代表できる政党の出現を期待していた。急進右翼政党はまさにこの時運に乗じ、1990年代以降には左翼権威主義化を介して支持基盤の急速な拡大を実現した。

【図 3.4】は 1990 年代以降の西欧諸国における各政党群の社会経済的・政治文化的次元

それぞれ 51.9%、21.1%、18.9%、5.9%、2.2%である。加えて、これらの政党が第 2 党となった割合を加算すれば、それぞれ 78.3%、49.1%、40.3%、20.7%、9.3%となる

(Krouwel 2012: 60-63)。ただし、下図に示すように、2010 年以後、キリスト教民主主義政党と自由主義政党が第 1 党・第 2 党の地位を手に入れる割合はそれぞれ 6.7%、13.3%に激減し、共産主義政党は 0%となった。また、社会民主主義政党の第 1 党となった割合は 36.7%までにも大幅に低下した。これに対して、勢力を伸びたのは保守主義政党と急進右翼政党であり、とりわけ急進右翼政党の躍進が顕著であった。急進右翼政党は 23.3%の国政選挙で第 1 党または第 2 党となり、56.7%の国政選挙で第 3 党の地位を獲得した。

2010年以降*の西欧11カ国の国政選挙における各政党群の得票ランキング(単位%)

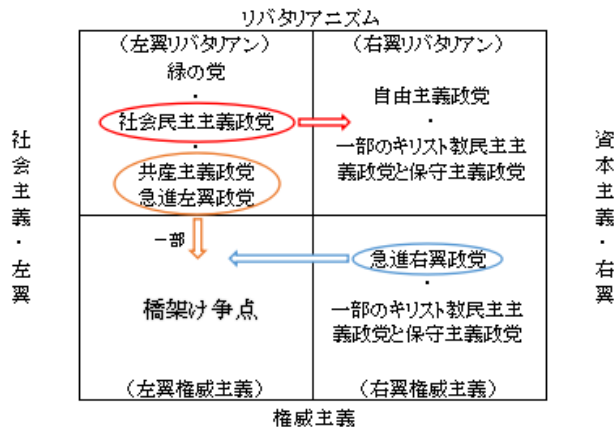
	第1党	第2党	第3党	第4党	第5党
共産主義政党	0	0	0	3.3	3.3
急進左翼政党	0	0	3.3	13.3	26.7
社会民主主義政党**	36.7	53.3	0	13.3	10
キリスト教民主主義政党	6.7	0	3.3	13.3	6.7
自由主義政党***	13.3	0	20	26.7	13.3
保守主義政党	30	30	13.3	10	0
環境主義政党	0	0	3.3	16.7	20
急進右翼政党****	10	13.3	56.7	3.3	20
「総花的」(big tent)な政党	3.3	3.3	0	0	0
総計	100	100	100	100	100

*合計30国 = オーストリア(2013, 2017, 2019)、デンマーク(2011, 2015, 2019)、フィンランド(2011, 2015, 2019)、フランス(2012, 2017)、ドイツ(2013, 2017)、イタリア(2013, 2018)、オランダ(2010, 2012, 2017)、ノルウェー(2013, 2017)、スウェーデン(2010, 2014, 2018)、スイス(2011, 2015, 2019)、イギリス(2010, 2015, 2017, 2019) **ノルウェーの農民政党、「中央党」(Sp: Senterpartiet)を含む ***スウェーデンの農民政党、「中央党」(C: Centerpartiet)を含む ****イタリアの同胞(FdI: Fratelli d'Italia)を含む

出典：Parliaments and government database (ParlGov)(Döring & Manow 2019)をもとに筆者作成

における立ち位置の移り変わりを示したものである。

図 3.4 西欧における政党間競争の地殻変動



出典：Grande & Kriesi (2012: 22, Fig. 1.1)とHopkin (2020: 54, Fig. 2.1)をもとに筆者修正

1950年代から1970年代にかけて「レーン＝メイドナー・モデル」^[60] (Rehn-Meidner model) を通じて普遍主義的福祉国家の基盤を創出し、西欧で最も成功した模範的な社会民主主義政党とされてきたスウェーデンのSAPは、1980年代初頭に新自由主義路線に乗り出し、皮肉にも「新自由主義化した左翼」(neoliberalized leftism)の最も重要な「革新者」(innovator)と考えられるようになった (Mudge 2018: 10)。

その後、イギリスの政党政治における「ネオリベラルな市場の自由原則」(principles of neo-liberal market freedom)の覇権的地位の確立を意味した (Crouch 1997: 352) 1994年10月からのイギリス労働党のニュー・レイバー路線 (Morgan 1998) や、1998年以降のドイツのSPDの新中道路線 (Seeleib-Kaiser 2003) に象徴されるように、現在の西欧社会民主主義は、経済的配慮を最優先にしてその本来の理念であった「福祉社会主義」(welfare socialism)を裏切った、「自由主義的修正主義」(liberal revisionism)だとして批判されている (Berman 2006: 211) 「積極的福祉」(positive welfare)という「第三の道」^[61] (The

[60] レーン＝メイドナー・モデルは1951年に「スウェーデン労働総同盟」(LO: Landsorganisationen i Sverige)所属のイエスタ・レーン (Gösta Rehn) とルドルフ・メイドナー (Rudolf Meidner) によって提示された政策リンクージ構想であり、一種の積極的労働市場政策である。コーポラティズムを制度的基礎とする労使の集権的交渉により、同一労働同一賃金は実現される一方、こうした連帯的賃金政策は、教育プログラムや職業訓練プログラムと共に、低生産性部門から高生産性部門への労働力の移動の確保と失業の防止などの役割も果たす。その上、国際競争において高生産性部門が得た収益は福祉政策を通して国民に配分されることで、スウェーデン経済の安定した成長と社会的公正の両立が保障される。このように、低インフレ、完全雇用、高成長、所得平等を同時に実現するレーン＝メイドナー・モデルは、戦後スウェーデンの普遍主義的福祉国家の基盤を成していたとされる (宮本 2009: 255-257)。

[61] 特に興味深いのは、第三の道という概念を初めて使用した政治勢力はドイツのナチ

Third Way) (Giddens 1994: 180-187) を確実に歩みつつある。

社会民主主義政党は、従来の左翼リベタリアンの立ち位置を放棄した。一方、急進右翼政党が政策空間における左翼権威主義の真空を埋め、選挙での成功を収めたことに刺激を受けた一部の急進左翼政党や共産主義政党も、急進右翼政党と同じような路線を選択し、左翼権威主義的有権者をめぐって急進右翼政党と競合しようとする。他方、新自由主義化によって左翼的な有権者の間で人気を失った社会民主主義政党は、政治文化的次元においても、左からは緑の党、一部の急進左翼政党、共産主義政党、右からは自由主義政党、キリスト教民主主義政党、保守主義政党、急進右翼政党に挟撃されて窮地に追い込まれている (Grande & Kriesi 2012: 19-25; Arzheimer 2013: 89; Dalton 2018: Chapter 6)。さらに、西欧では、急進右翼政党と緑の党とが左右の主流政党を飛び越えて、直接的に対決する形への、政党政治の構造的変容も進展しつつあると指摘されている (古賀 2020b: 166)。

要するに、社会民主主義政党の政策位置の移動によって引き起こされた政党間競争の地殻変動は、1990年代以降の西欧諸国における急進右翼政党の躍進と、それらの政党の2000年代以降の主流化／与党化を促進した。

以上の考察を踏まえ、次章以降では、定性的手法と定量的手法を用い、本研究の主張を具体的に論証してみよう。

党である。ナチ党は自らのイデオロギーを第三の道と称し、当時の社会主義政党とブルジョワ政党のイデオロギーとの差異化を図ろうとした (Azmanova 2004: 276, n. 6)。

第4章 左派政党の凋落と政党間競争における地殻変動

1920年代末期から1940年代半ばの20年余りは、経済不況と尖鋭な階級闘争、ファシズムとナチズム、空前の規模の世界大戦ならびに数百万人もの犠牲者が出たホロコーストなどによって有史以来の緊張した時代であった。我々がこの一連の痛ましい教訓から学んだのは、これまでの150年間の人類社会における様々な惨禍を巻き起こした種々のイデオロギーの枯渇と終焉である。

ダニエル・ベル (Daniel Bell) によれば、戦後の欧米先進諸国では、福祉国家の発展、権力分立の実現、混合型経済体制、多元的政治体制の確立などをめぐる人々の大まかな合意が従来のイデオロギーに取って代わった (Bell 1960=1969: 251-252, 262)。こうした合意の基に、先進諸国の政府は、国内領域的には社会保障の健全化と経済の安定化に対してより多くの直接的な責任を引き受け、国際領域的には「多国間主義」(multilateralism) に基づく自由主義的な経済と貿易システムを構築した。ジョン・G・ラギー (John Gerard Ruggie) は1970年代までに先進諸国を支配していたこの政治経済秩序を「埋め込まれた自由主義」(embedded liberalism) と呼ぶ (Ruggie 1982)。

他方、シェリ・バーマン (Sheri Berman) は、ラギーの観点が「ドラマチックな誤解」(dramatic misleading) であると主張する。彼女によれば、資本主義、民主主義、社会的安定の3つの要素は従来、互いに相容れないと考えられてきたが、これらを調和させて戦後ヨーロッパの黄金時代／「栄光の30年」(Trentes Glorieuses) を切り拓いたものは、むしろ社会民主主義と呼ぶべきである (Berman 2006: 5-6)。サスーンもまた、ベルの言う大まかな合意を社会民主主義的合意と命名した (Sassoon 2014: 195, 208)。いずれにせよ、民主的な資本主義国家にイデオロギー的・政治的基礎を与え、階級間妥協に「技術的正当化」(technical justification) を提供し、戦後欧米先進諸国の安定的な政治経済秩序を支えてきたのは、ケインズ主義^[62]と、これを政策の主軸とする左派政党、とりわけ社会民主主義政党であった (Prezeworski 2008: 205-221)。

しかしながら、早くも1960年代後半には、先進諸国では、「需要側」(demand-side) すなわちマクロ社会的・経済的・政治的な構造的変動と、「供給側」(supply-side) すなわち政党組織そのものの変容が生じ始めていた。

[62] ピーター・A・ホール (Peter A. Hall) によれば、ケインズ主義の論理とは、政府が総需要管理を通じて経済成長と雇用に影響を及ぼしうることを前提として、経済不況の下で政府は均衡予算ではなく借金をし、好況に際しては逆に貯金すべきだと提唱するものである (Hall 1989: 6-7)。なお、ステファニー・L・マッジ (Stephanie L. Mudge) によれば、ケインズ経済学の典型的な応用と考えられているアメリカのニューディール政策を推進した人々はケインズ主義者ではなく、「積極的財政論者」(pro-spender) に過ぎなかった (Mudge 2018: Chapter 5)。ケインズ主義と「計画」(planning) の差異、政治的ケインズ主義の内容の紹介については *ibid.* (2018: 117, n. 29; 383) を参照されたい。

4.1 需要側に生じた新たな変化

4.1.1 社会的側面

需要側での変化としてまず挙げられるのは、人々の価値観の変化である。戦後の約30年間にわたる欧米資本主義の黄金時代は、経済と技術の高度な発展、マスメディアの浸透と人口の地理的移動の利便化、国民の生活と教育水準の大幅な改善によって特徴づけられる。その上、経済と社会の現代化に伴って伝統的な「階層的権威」(hierarchical authority) や愛国主義や宗教の正統性も低下の一途を辿りつつあった。

結果、そういった平和と繁栄の時代で成長してきた戦後世代は親世代と異なり、「物質的な幸福」(material well-being) と「物理的安全」(physical security) という生活の量的な豊かさより、生活の質的な豊かさを強調する傾向があるとされ、こうした人々の価値観で起こっている「静かなる革命」(silent revolution) は西欧社会における「生理的欲求」(physiological needs) 対「自己実現的欲求」(self-actualization needs) という「物質主義 vs. 脱物質主義」の新たな亀裂構造を生み出した (Inglehart 1977: 3-24; Inglehart 1971 を参照)。

「階級政治」(class politics) を規定してきた伝統的な亀裂構造 (Lipset & Rokkan 1967=2007) と異なり、反核、反戦、欧州統合、ジェンダーなどを争点とする物質主義と脱物質主義との対立は、左右イデオロギーの座標軸の上に位置づけにくく、階級横断的な「新しい政治」(new politics) (Müller-Rommel 1989: 5) を出現させた。この新しい政治の下で、左翼リバタリアン政党と一部の急進左翼政党は、非市場性の公共財を危険にさらす経済発展の優越の観念および市場経済そのものに反対する (Kitschelt 1988) が、そのバックラッシュとして、急進右翼政党 (Norris & Inglehart 2019) の台頭をもたらした。

とりわけ左翼リバタリアン政党は「生産主義」(productivism) を信奉する伝統的な主流政党、なかでも社会民主主義政党と共産主義政党にとっては大きな脅威である。1970年代における2回の石油危機の影響を受けて、社会民主主義政党、共産主義政党、労働組合は原子力の利用へコミットし、これをもって経済成長の持続と福祉国家の維持に関する戦後合意^[63]を保守することは、主流左派政党にとって死活にかかわる問題である。にもかかわらず、これは、成長がすでに地球の扶養力を超え、このままであれば人類のエコロジカル・フットプリントが制御不能の形で崩壊する (Meadows et al 2004=2005) と主張しつつ、「反成長」(décroissance) の色彩を帯びる左翼リバタリアン政党と正面衝突するようになってし

[63] 元来、戦後合意は、生産手段の公有化の拒絶と、個人的自由、社会福祉、社会的平等の強調をめぐる戦後イギリスの二大政党の立場の接近を意味した。1950~60年代の保守党の高名なリベラル派であるリチャード・バトラー (Richard Butler) と労働党右派のヒュー・ゲイツケル (Hugh Gaitskell) の名前に由来する「バツケリズム」(Butskellism) は戦後合意の代名詞となった。ゲイツケルは労働党の国有化の政策主張の廃止を強く唱えていた代表的な人物でもある。

まった^[64]。

結果として、1970年代には、経済不況に伴う高失業率、労働組合からの圧力、「階層的」(hierarchical)・「官僚制的」(bureaucratic)組織構造^[65]、包括政党の性質(Kirchheimer 1966)などから、社会民主主義政党が左翼リバタリアニズム的な政策主張を取り入れようとする試みは、選挙での失敗の原因となりかねない。

総じて、産業社会とポスト産業社会のいずれかへのコミットメントは、左翼リバタリアンと社会民主主義者を切り離し、1980年代後半になって初めて社会民主主義政党の「緑化」(greening)・左翼リバタリアニズム化が見られるようになったという(Müller-Rommel 1989: 7; Sassoon 2014: 674-679)。

4.1.2 経済的側面

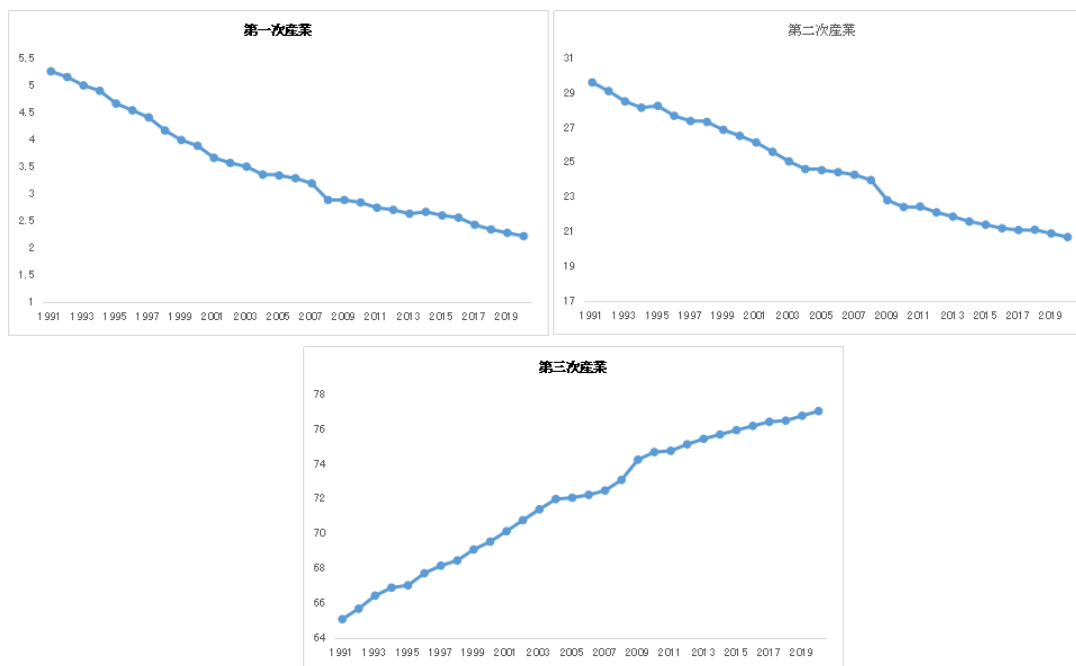
人々の価値観の変化に加えて、経済構造の変化に伴う新しい「権力資源」(power resource)の生成も注目に値する。ベルによれば、1945年～1950年の5年間はポスト産業化社会の誕生期に相当する(Beil 1999: 346-348)。「商品生産社会」(goods-producing society)を基盤とする産業化社会と異なり、ポスト産業化社会は一種の「知識社会」(knowledge society)であり、サービスを基礎としている。産業化社会の発展の原動力は単純肉体労働・機械・技術・エネルギーであるが、ポスト産業化社会において中心的な役割を果たすのは知識と専門家である。加えて、ある社会の産業化の度合いを判定するのが人々の一定の生活水準を維持

[64] ドナルド・サスーン (Donald Sassoon) は福祉国家の発展および富の再分配と、強靱な資本主義体制との間の相互依存関係を「社会民主主義のジレンマ」(dilemma of social democracy)と称し、過去の数百年間に西欧の社会(民主)主義の主要な功績は、資本主義を文明化したことであるとした(Sassoon 2014: x, 767)。だが、コーポラティズム的性格の強い豊かな福祉国家は、皮肉にも左翼リバタリアニズムの温床でもある(Kitschelt 1988: 209-210)。

[65] フェルディナント・ミュラー＝ロンメル (Ferdinand Müller-Rommel) によれば、左翼リバタリアン政党を代表する緑の党の際立った特徴の1つは、その「参加型組織構造」(participatory organizational structure)である。参加型組織構造の下で幅広い党員やシンパは党の日常活動への直接的な参与の機会を提供されることに加え、党の地方支部も意思決定のプロセスにおいて大きな裁量権を付与される。こうした組織構造によって緑の党は草の根の利益を最大限に代表・反映できる(Müller-Rommel 1998: 146; また Kitschelt 2006: 284-286)。一方、約110年前にロベルト・ミヘルス (Robert Michels) が観察・体験したところでは、当時最も民主的で革命的であったドイツのSPDでさえ少数派支配という寡頭制的性格を有していた。このことから彼は、あらゆる民主主義的政党が寡頭制の病理に冒されている(=「寡頭制の鉄則」(ehernes Gesetz der Oligarchie))と結論した(Michels 1911=1974: 419-453)。水平的で分権的な新興の左翼リバタリアン政党に比べて、権威と規律を土台とする垂直的で中央集権的な組織構造をもつ伝統的な大衆政党の政策転換は、相対的に困難である。実際に、現在における各政党群の党指導部のリーダーシップの強さを降順に並べれば、急進右翼政党 > 社会民主主義政党 ~ キリスト教民主主義政党・保守主義政党 > 自由主義政党 > 緑の党 > 急進左翼政党・左翼社会主義政党となり(Poguntke et al. 2016: 669-670)、社会民主主義政党と緑の党の組織構造の差異は依然として大きい。

できる商品の生産量であるのに対して、ポスト産業化の程度を判断する上で重要な基準は、人々の生活の質の向上に資する医療・教育・娯楽・芸術といったサービスとアメニティの優劣である (ibid.: 126-128)。

図 4.1 西欧 12 カ国*における産業別就業者の割合の推移 (1991 年～2020 年)



*オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス

出典： International Labour Organization, ILOSTAT database

(<https://ilostat.ilo.org/data/>)

要するに、ポスト産業化社会とは、新しい技術、経済成長、「社会的成層化」(stratification of society) の 3 つの要素が「理論的知識」(theoretical knowledge) を基軸として組織されることの「中心性」(centrality) を強調するものである (ibid.: 112)。ポスト産業化社会においては、交通・運輸・貿易・金融・保険・不動産・教育・医療・公共部門の従業者の割合が大きく上昇したが、中でも相対的に高い教育程度を要求される専門職と技術職に携わる労働人口の増加が最も著しかった (ibid.: 17)。

ポール・ピアソン (Paul Pierson) によれば、OECD 加盟国では、1960 年～1994 年の 34 年間に第三次産業就業者数が 2.2%ポイント増加したこととは対照的に、第二次産業就業者数は、1960 年～1970 年の 10 年間に 1.7%ポイント増加した後に、1971 年～1994 年は逆に 0.6%ポイント減少し、1990 年代中葉には全産業就業者数に占める第二次産業と第三次産業の割合はそれぞれ 2 割弱と 7 割近くになった (Pierson 2001: 84-85, Tbl. 3.1 & Fig. 3.1)。さらに西欧に限れば、第三次産業が主導するホワイトカラー社会の姿 (Bell 1999:

133) がより明瞭となる。【図 4.1】が示すように、1991 年～2020 年の西欧 12 カ国における第一次産業就業者 (5.27%から 2.22%) と第二次産業就業者 (29.63%から 20.71%) の割合は年々減少し、その一方で 65.10%であった第三次産業就業者の割合は 8 割 (77.07%) に到達しようとしている。上記のようなポスト産業化社会における産業別就業者数の変化は、伝統的な左派政党にとって権力資源の新旧交替を意味する。

産業化社会の時代において大衆政党の最も典型的な支持基盤であったブルーカラー労働者^[66]は、ポスト産業化社会の下で進行する技術進歩と職業構成の変化の影響を特に被りやすい。このことから、自らが所属する社会的・経済的階層の下方移動によってブルーカラー労働者層が抱く相対的剥奪感、政治的不満と反エスタブリッシュメント的な感情へと転化し、伝統的な左派政党を批判するレトリックが目下この階層に広がりつつあることの原因となっていると指摘されている (Kurer 2020)。

そして、ついには、伝統的な左派政党とその支持基盤との間には、脱編成と再編成の動きが同時に観察されるようになった (Mudde 2019a: 171)。サスーンが指摘するように、かつてはブルーカラー労働者層が伝統的左派政党の最も重要な権力資源 (Korpi 1983) であったが、今やその地位は新中間層・ホワイトカラー層に取って代われ、新中間層・ホワイトカラー層こそがポスト産業化社会の「階層的土台」(class basis) を形成している (Sassoon 2014: 656)。

サスーンのこの見方は、経済的側面における同時代のもう 1 つの構造的な変動、すなわち「新自由主義的転換」(neoliberal turn) と密接に関係している。なぜならば、1970 年代以降の新自由主義の波は、基本的にポスト産業化社会の中の「決定的有権者」(decisive voter) こと新中間層と上位中産階級の経済成長、富ならびに機会に対する強烈な欲求を反映するもの (Iversen & Soskice 2019: 2) に他ならないからである。

石油危機を機に天然資源の供給の滞りによる経済成長の鈍化という問題が顕在化し、1970 年代後半から欧米先進諸国はいわゆる「スタグフレーション」^[67] (stagflation) に陥るようになった。各国の政府と中央銀行は通貨供給量と金利への操作を通じてインフレ高進を抑えようとしたが、この措置は経済成長率の低下と失業率の悪化という副作用を起こし

[66] デュヴェルジェによれば、日常用語で政党の「党员」(membre) は「支持者」(adhérent) と同じ意味である。党员の概念は、大衆政党としての社会主義政党と共に生まれ、その後は他の政党によって真似られたものである (Duverger 1954=1976: 80-81)。これにより、社会主義政党または社会民主主義政党の典型的な党员・支持者であったブルーカラー労働者は大衆政党の典型的な支持基盤の 1 つであると言っても良いのであろう。

[67] スタグフレーションとは、経済の「停滞」(stagnation) と「インフレーション」(inflation) が併存する状態である。この概念を初めて提示したのは、1965 年にイギリス保守党所属の影の財務大臣イアン・マクロード (Iain Macleod) であり、彼はこれをもって当時のイギリスの経済状況と労働党政権のケインズ主義的な経済政策を批判していた。だが、1970 年代に入ってからスタグフレーションは徐々に西欧全体に蔓延した (Mudge 2018: 233-234)。また、「不況」(slump) とインフレーションによる合成語の「スランプフレーション」(slumpflation) はスタグフレーションの同義語である。

てしまった。

他方、完全雇用、累進課税、手厚い社会福祉制度に特徴づけられたケインズ主義時代において、富の再分配と経済的繁栄は同時に達成された反面、よりグローバルな競争的資本主義、より多くの多国籍大企業、より開放的な国際貿易と「債務駆動型発展」(debt-driven development)はこの時代のもう1つの顔も飾っていた。これらすべてはいわゆる経済の「金融化」(financialization)、すなわち国内的ないし国際的な経済運営における金融的な「動機」(motive)、金融市場、金融的アクターならびに金融機構の役割増大 (Epstein 2005: 3)、ということを加速させた。マイケル・マン (Michael Mann) によれば、金融化は新自由主義の急先鋒であるがゆえに、ケインズ主義は自らの墓掘り人を生み出したという (Mann 2013: 141)。

経済の金融化と同時に、この時期の資本主義の再生産システムも1つの重要な節目を迎えていた。高度成長期の資本主義は、相対的に閉鎖的な国民経済の枠組みの中での労使間交渉によって実現された賃上げは国内の需要を拡大し、それが生産のさらなる拡大を促進するという、労働者の所得の上昇と資本の蓄積と相乗的に作用するような拡大再生産サイクルに沿って発展していた。こうしたメカニズムは、高賃金と大量生産を戦略としていたアメリカの自動車メーカーのフォード社の名前にちなんで「フォーディズム」(Fordism)と名づけられた。しかし、経済のグローバル化につれて企業側は生産効率の向上とコストの削減をより重視するようになりつつあった結果、従来の賃上げと生産拡大の循環はますますうまく機能しなくなり、フォーディズムは国際競争力のための賃金抑制という新しい底辺への競争のメカニズムに取って代わられて終焉した (田端 2010: 32-38)。

技術史的観点から見れば、フォーディズムの危機とそれを取り巻く行政側の政策といった環境的条件は1970年代以降の資本主義が行き詰まった根本的な原因 (Piore & Sabel 1984=2016: 338-339, 628-629) であり、労働運動の発展史の観点から見ても、脱フォーディズムは労働・雇用の多様化をもたらし、一元的な階級的連帯を困難にして先進諸国の労働運動を岐路に立たせた (新川 2009: 5)。さらに、フォーディズム型大量生産体制の衰退と「自動化」(automation)・「人工知能」(AI: Artificial Intelligence)に代表される技術革命は、資本主義と民主主義の発展にも重大な挑戦をもたらした (Boix 2019; Iversen & Soskice 2019: 43)。

新自由主義の普及と共に、欧米先進諸国における政治の首位性 (Berman 2006) と「ケインズの倫理」(Keynesian ethic)は経済の首位性と「新自由主義的倫理」(neoliberal ethic) (Mudge 2018: 6-7) に、戦後合意はワシントン・コンセンサスに (Williamson 1990)、平等への信念は効率への追求に取って代わられた (Mann 2013: Chapter 6)。加えて、福祉国家の肥大化が「欧州硬化症」^[68] (Euroclerosis) (Giersch 1985) を深刻化させたために、

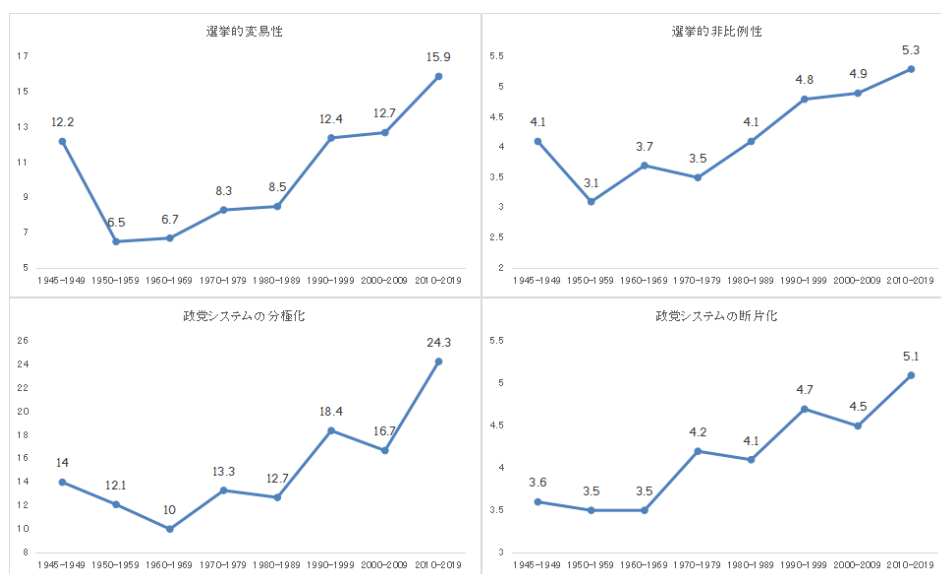
[68] 欧州硬化症は1985年にドイツの経済学者ヘルベルト・ギーアシュ (Herbert Giersch) によって提示された概念である。彼は1970、80年代のヨーロッパにおける高失業率、低成長、産業の衰退などの一連の現象を、政府の経済に対する過剰な介入、古い産

1970年代の経済体制の崩壊は市場的資本主義と政治的民主主義の間にある根本的不調和に導かれたというような過去の論調は再びリベラル派とネオ・マルクス主義者との間に浮上していた (Piore & Sabel 1984=2016: 14-22)。

4.1.3 政治的側面

社会的・経済的側面における構造的な変動と連動し、政治的側面に関しても西欧ではいくつかの構造的な変動が見られた。

図 4.2 西欧 12 カ国*における選挙と政党システムの変動



*オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス

出典：The database of WHO governs Europe and beyond (Casal Bértoa 2020) をもとに筆者作成

業の政府保護への過度な依存、完全雇用を目指す福祉国家の拡大による経済システムの硬直化を原因として説明した (Giersch 1985: 4)。

【図 4.2】が示すように、西欧の 12 カ国の政治的^[69]・選挙的^[70]・機会構造の中の「政治環境」(the political context) (Mudde 2007: 237) は、おおむね 1960 年代頃に関わり始め、選挙における「変易性」(volatility) と「非比例性」(disproportionality)、そして政党システムの「分極化」(polarization) と「断片化」(Fragmentation) が V 字型の上昇を経験してきた。

選挙変易性の増大は、有権者の政党帰属意識の低下、非伝統的な政治的行為の頻発、伝統的な主流政党からの有権者の離反を示唆する (Pedersen 1990: 195-196) が、政党間競争の激化や与党の政権維持の不確実性の上昇も意味する (Przeworski 2018: 6)。

他方、選挙制度の非比例性が高いほど、小政党にとって議席獲得の機会は小さくなる (Gallagher 1991)。言い換えれば、非比例性の高い選挙システムの下で大政党は過大代表され、小政党は過小代表されるため、有権者の選好は議席配分上に忠実に反映されず、民主主義の代表性の欠如が必然的に生じる。

政党システムの分極化の程度が高いほど、反体制政党の勢いの伸び、政党間の「遠心的」(centrifugal) な競争の激化、イデオロギー熱の高揚、「せり上げの政治」(politics of outbidding)、過剰公約の政治の常態化などにより、政治はますます不安定になっていく (Sartori 1976=1995: 229-243)。

また、「有効政党数」(effective number of parties) によって表される政党システムの断片化^[71] (Laakso & Taagepera 1979) が進むほど、議会における安定的な多数派の形成は

[69] 政治的機会構造は元来「新しい社会運動」(new social movement) 研究でよく使用されていた概念である。チャールズ・ティリー (Charles Tilly) は機会をある集団の利害とこの集団を取り巻く現状との関係と定義した (Tilly 1978=1984: 74)。本研究では、政治的機会構造を政党の行動を促進/抑制する各種の資源、「制度的配置」

(institutional arrangement)、「歴史的先例」(historical precedent) による特定の外部構造と「手掛かり」(clue) (Kitschelt 1986: 58; Tarrow 2011: 32-33) として捉える。政治的機会構造の変化は、外部的供給側の要素であり (Mudde 2007: Chapter 10)、有権者と政党の行動に「可能性」(possibility) を付与するが、イデオロギー、リーダーシップや組織といった、政党自身が「主体的」に変えられる政党の内部要素とは異なるため、本研究では、政治的機会構造、メディア環境、国の伝統などを需要側の要素とする。

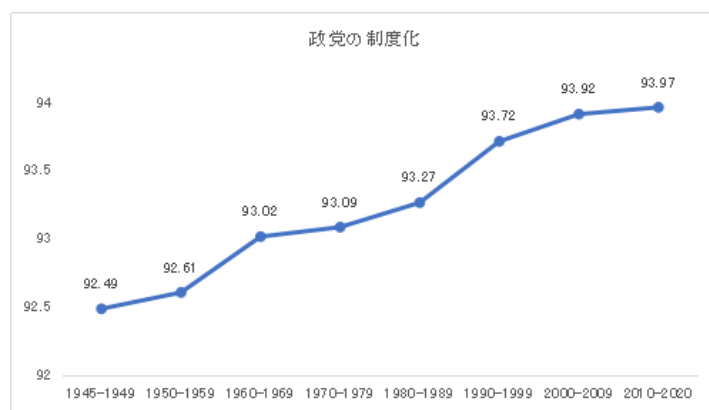
[70] 選挙的機会構造は政治的機会構造の 1 つの下位類型として、ある政党が直面する他の政党からの競争を指すものである (Van der Brug et al. 2005: 548-549)。

[71] 【図 4.2】の中の政党システムの断片化を表示する指標として議会有効政党数 ($ENPP = 1 / \sum (\text{政党の議席率})^2$) を利用する。選挙システムの非比例性問題によって選挙有効政党数 ($ENEP = 1 / \sum (\text{政党の得票率})^2$) と議会有効政党数とは一致しないが、両者の変動の趨勢はほぼ同じである。加えて、戦後西欧 12 カ国の各時期の選挙と議会有効政党数の具体的な数値を比較すれば ($ENEP/ENPP =$ ①1945-1949: 4.0/3.6; ②1950-1959: 3.8/3.5; ③1960-1969: 3.9/3.5; ④1970-1979: 4.6/4.2; ⑤1980-1989: 4.7/4.1; ⑥1990-1999: 5.5/4.7; ⑦2000-2009: 5.2/4.5; ⑧2010-2019: 6.0/5.1) (Casal Bértoa 2020)、選挙有効政党数の値は常に議会有効政党数より大きいことが分かる。言い換えれば、有権者の分断状況は政党システムの断片化より厳しく、後者は前者の在り方をそのまま反映できず、民主主義の代表性の欠如という問題も一定程度反映している。

困難となり、結局、新興政党を含む連立政権の「革新的」(innovative)なパターンの出現も可能となる (Mair 1997: 211-223)。

さらに興味深いのは、政党システムの平均制度化指数の変化である。メアーは「政権交代のパターン」(alternation in government)、「政権構成の刷新度」(familiar or innovative governing formulae) および「政権参画可能な政党の範囲」(access to government) という3つの要素に基づき、政党間競争の構造を「閉鎖的」(closed)な競争構造と「開放的」(open)な競争構造に分類した。フェルディナンド・カサル・ベルトア (Fernando Casal Bértoa) はメアーの説をもとに「政党システムの制度化指数」(iPSI: index of party system institutionalisation) を考案した。彼によれば、ある国で各政党間の「相互作用」(interaction=競争もしくは協力)のパターンが次第に安定化して予測可能になれば、その政党システムは制度化されたと考えることができる。また、制度化の高い政党システムは閉鎖度も高い^[72] (Mair 1997: 206-214; Casal Bértoa & Mair 2012: 87-88; Casal Bértoa & Enyedi 2016; Casal Bértoa 2020)。

図 4.3 西欧12カ国*における政党システムの平均制度化指数の変化



*オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス

出典：Casal Bértoa (2020) をもとに筆者作成

【図 4.3】は、1945 年以後に西欧の政党システムの制度化・閉鎖度のレベルが一貫して向上してきたことを示している。これを【図 4.2】と合わせて見れば、西欧の選挙変易性と非比例性、そして政党システムの分極化と断片化は進んでいるが、政党間競争のパターンは逆

[72] 政党システムの制度化指数 (iPSI) = [政権交代のパターン指数 (IGA) + 政権構成の刷新度指数 (IFA) + 閉鎖度指数 (IC)] / 3。IGA は「閣僚変易性」(ministerial volatility)、IFA は新閣僚の所属政党の構成の変化、IC は前政権の与党に所属する新閣僚の割合によって計算される。詳しくは Casal Bértoa & Enyedi (2016)、また Casal Bértoa (2020) のコードブックを参照されたい。

に固定化しつつあることが窺える。つまり、有権者の流動化や数多くの新興政党の議会進出などに象徴されている有権者の政策選好の多様性が、現在の政党システムに十分に反映されていないということである。こうしたミスマッチは、政党制の危機を引き起こした要因の1つであると考えられる。

以上で考察した1970年代以降の社会的、経済的、そして政治的側面で生じた様々な構造的な変動の中で、西欧の左派政党、特に社会民主主義政党は自己刷新の時代に入っていた。

4.2 供給側に生じた新たな変化—社会民主主義政党の応答性—責任のジレンマ

左派政党は社会的弱者を保護する固有の責任を負い、民主主義の「金権政治」(plutocracy)への墮落を防ぐという防波堤である (Mudge 2018: xiv)。左派陣営の中では、社会民主主義政党は、労働者階級の利益に資する様々な改革を行わざるを得なかった唯一の政治勢力であった (Przeworski 2008: 1)。ただし、前節で紹介されたマクロレベルでの社会的、経済的および政治的な構造変動の中で、社会民主主義政党自体も変容を経験しつつあった。

政党研究において、供給側の要素としては、少なくともイデオロギー／プログラム、リーダーシップ、組織構造、「国際化」(internationalization) および政党戦略・目標の5つが挙げられる (Eatwell 2017)。社会民主主義政党に関しても、政党の戦略的決断 (例えば、Przeworski & Sprague 1986; Kitschelt 1994)、政党指導者、活動家と理論家の世代交代 (例えば、Berman 2006) もしくは職業的・学術的な経歴 (例えば、Mudge 2018)、組織形態 (例えば、Kirchheimer 1966) や党内決定に関わる制度構造 (例えば、近藤 2016) といった側面からこの政党群の行為と特徴の変化を分析した研究は枚挙に暇がない。しかし、その中、政党イデオロギーは最も頻繁に取り上げられる供給側の要素である (Mudde 2007: 257)。

ハンス＝ゲオルク・ベッツとスージー・メレット (Susie Meret) によれば、西欧の政党政治における急進右翼政党の台頭と定着は、何よりも、既成の左派政党が過去の40年間に起こった2つの重要な政治文化的変革に対応するために採ってきた戦略的行動に導かれた結果である。つまり、新左翼の台頭を刺激した1960年代後半からのリバタリアン的な価値観の流行と、社会主義が実行可能な経済的代替策であることへの一般大衆の信仰の喪失との2つの政治文化的変革は、窮境から脱出しようとした既成の左派政党の二重戦略の形成を促した。

二重戦略とは、教養の高い「専門的職業従事者」(professionals)をはじめとする潜在的な支持基盤の拡大と左翼リバタリアン政党のさらなる成長を抑制するため、1つは、政治文化的次元においては、環境保護、フェミニズム、多文化主義などのようなリバタリアン的な主張を取り入れる戦略と、いま1つは、社会経済的次元においては、第三の道路線に転換する戦略である。かくして、急進右翼政党は、二重戦略を採る既成の左派政党によって作られた、左翼権威主義というプログラムの空洞を埋めることで躍進し、既成の左派政党に重大な挑戦を突き付けている (Betz & Meret 2013: 110, 121)。

トニー・ブレア (Tony Blair) とゲアハルト・シュレーダー (Gerhard Schröder) が1998

年6月に発表したワーキング・ドキュメント『ヨーロッパ第三の道／新中道 (Europe: The Third Way/Die Neue Mitte, Friedrich Ebert Foundation South Africa Office.)』は、以上のような左派政党の戦略的転換を鮮やかに描き出した。

イントロダクションの冒頭で、2人はまず、社会的正義の擁護という社会民主主義政党の伝統的な価値の維持を表明した。しかし、伝統的な価値の以外、党のアイディアの更新とプログラムの近代化、殊に経済的ダイナミズムの重視、創造力および革新力の解放も不可欠であると訴えている。そして、このような基本姿勢をもつイギリスのニュー・レイバーとドイツの SPD が、左派が右派という教条的な観念にもはや縛られなくなった社会的多数派を代表しなくてはならないと強調された。さらに重要なのは、このドキュメントは、企業の自主性、市場経済の重要性を承認する一方、結果の平等というより個人の努力、高い公共支出というより競争力、効率・自助、大きな政府に支えられる普遍的な社会保護というより個人的責任と起業家精神を評価し、国民の過大な期待による国家の過剰負担という深刻な状況を示した (Blair & Schröder 1998: 1-2)。結果として、左派がイデオロギー的な束縛にならないために、ブレアとシュレーダーは現在の社会民主主義政党に、以下のような新しいプログラムを提示した。

主要な論点をまとめてみれば、社会民主主義政党がなすべきことは以下の通りである (以下、強調記号は筆者)

①第1に、政策立案を行う際にイデオロギー的な先入観を捨てて実用的な政策を立てること。

②第2に、グローバル化と技術が高度に発展している今の時代において、既存企業の適応力の向上を手伝い、新興企業の成長と繁栄を確保し、起業家の自立とイニシアティブに友好的環境を築くこと。

③第3に、終身雇用という時代はすでに去っていったため、最低限の社会基準を保証した上で、雇用の柔軟性を促進すること。

④第4に、国家の公共支出はすでに限界に達し、より良い「費用効率」(value for money)を追求するために公共部門と公共サービスの競争力とパフォーマンスを高めること。

⑤第5に、「国家介入の縮小」(should not row, but steer)、公共部門における官僚制組織の簡素化を目指すこと。

⑥第6に、生産性と成長のために、世界貿易の自由化とEUの単一市場化を促すこと。

⑦第7に、持続可能な成長のために、税制改革、特に法人税の削減をすること。

⑧第8に、総需要管理政策の限界を認識し、経営者向けのコスト削減のためにより柔軟な生産、資本と労働市場を構築するという、供給側の経済政策を重視すること。

この新しいプログラムの中で、ブレアとシュレーダーは新自由主義と自由放任主義に対する批判の一言も添えたが、その直後に、社会民主主義政党は1970年代スタイルの赤字財政支出と強い国家介入を復活させず、こうしたアプローチの方向性は現在、もはや正しくないとも明言した (ibid.: 5)。

それ以外に、男女平等、環境保護、犯罪防止、EU レベルでの協力強化などの内容も多少は盛り込まれているが、上記の第 8 点に示された通り、この新しいプログラムの新自由主義的な特徴は極めて明白である。(ibid.: 3-7)。

さらに、イギリスの労働党とドイツの SPD 政権の具体的な政策を見れば、社会民主主義政党の新自由主義的転換は改めて浮き彫りとなる。労働党が社会(民主)主義へのコミットメントの象徴として「不可侵の聖域」(sacred cow)と考えてきた「規約 4 条」(Clause IV)をめぐる党内闘争は、すでに 1950 年代末に生じていたが、1995 年 4 月 29 日のロンドン特別党大会においてブレアは規約 4 条の削除に成功し、戦後労働党内の修正主義派の悲願をようやく叶えた (Sassoon 2014: 257-260; 【脚注 63】を参照)。

そして 1997 年 5 月に発足したブレア政権は、最初の 2 年間に極めて緊縮的な財政政策を遂行した。ブレア政権は国家の財政負担の軽減と再分配の縮小を狙いとして、従来为国家中心の賦課型年金システムの民間中心の、積立型年金システムへの移行や、中央集権的・供給者優位の「国民保健サービス」(NHS: National Health Service) の、各医療組織への権限委譲、民間部門の積極的利用などに特徴づけられる共同参加型・協働型 NHS への転換や、労働市場の柔軟化を前提とする就労支援策の拡大といった年金、医療および労働市場政策の改革を着手した。これらの一連の改革は、戦後イギリス福祉国家を、国家の役割に大きく依存する受動的分配から、個人主義と自己利益のアイディアに基づき、就労支援を中心とする積極的福祉国家へと改造しようとする試みであり、サッチャリズムとの連続性もあると指摘されている (近藤 2008: 51-78; 今井 2009: 147-148)。

1998 年 10 月に発足したシュレーダーが率いる SPD と「同盟 90/緑の党」(Grünen: Bündnis 90/Die Grünen) の連立政権もブレア政権と同様に、ドイツで福祉国家の構造改革を行った。まず、年金政策について、深刻な財政状況の中で公的年金制度による給付を削減するために、2001 年に「リースター年金」(Riester-Rente) と呼ばれる、国民の自助努力を強調する任意加入の個人向け確定積立型個人年金制度を導入した (齋田 2009: 1-2)。続いて、労働市場政策について、2002 年末に、職業紹介の迅速化、職業訓練の促進と派遣労働の機会拡充を図る第 1 の労働市場政策・機能現代化法 (ハルツ I 法)』と、「微少額就労」(geringfügige Beschäftigung) である「ミニジョブ (minijob) 制度」、低賃金労働者の社会保険料支払いを減免する「ミディジョブ制度」(midijob)、失業者による自営業を促す「私会社制度」(Ich-AG) などを導入するハルツ II 法が成立した。2003 年 3 月 14 日にシュレーダー首相が連邦議会で「アジェンダ 2010」演説を発表し、社会保障給付の削減、解雇規制の緩和ならびに雇用斡旋の厳格化などを通じて、福祉国家再建、雇用の流動化と増加を約束した。これを受けて、2003 年末に、顧客重視、柔軟性、効率性分権化かつ官僚主義の撤廃のために連邦雇用庁の独立法人化と各地域の雇用局の機能改変を定めるハルツ III 法が成立した (野川 2006: 15-16; ゴンマー 2014)。

さらに、2005 年にハルツ IV 法として知られている有名な求職者基礎保障制度は施行された。失業手当の大幅な引き下げ、給付期間の短縮、従前の社会扶助と失業扶助の 2 制度の統

合と新しい失業給付の創設による給付水準の低下を伴ったハルツIV法（労働政策研究・研修機構 2019）は、SPD の CDU/CSU に対する譲歩、SPD の新自由主義化とそれが労働組合と距離を置こうとする企て、ひいては「ドイツ・モデル」^[73]（Modell Deutschland）の混乱状態を示している（Upchurch et al. 2009: 72-74; 安井 2009: 189）。結果として、以上のシュレーダー政権期の新自由主義的な構造改革は、保守主義的・コーポラティズム的な福祉国家の典型であったドイツ（Esping-Andersen 1990: 27）において労働力の「再商品化」（re-commodification）と労働市場の「二重構造」（dualism）をもたらし、社会的分断を深めた（平島 2017: 117-138）。

こうした新自由主義的転換は、イギリス労働党と SPD のみならず、西欧の社会民主主義政党において普遍的な現象であった。【図 4.4】は、戦後の西欧 12 カ国の社会民主主義政党が、各選挙マニフェストの中で市場経済、供給側の経済政策、総需要管理政策、福祉国家、保護主義に言及した頻度の変化を示したものである。

図 4.4 社会経済的次元における西欧*社会民主主義政党の政策位置の推移



*オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス

出典：Manifesto Project Database (MARPOR) (Volkens et al. 2020) をもとに筆者作成

第一に、供給側の経済政策（上段中央の図）への社会民主主義政党の好意的な言及の頻度に関しては、1980年代と2010年代に微減するが、全体的な趨勢として大幅に上向いてきた。第二に、供給側の経済政策に対して、総需要管理政策（下段左の図）への好意的な言及の頻度は、1980年代から2010年代末までの30年間に減少傾向を示した。この2つの傾向は、1990年代以降の社会民主主義政党の新自由主義的転換を裏付ける有力な証拠と考えられる。

[73] ドイツ・モデルとは、制度化された高賃金経済、世界市場における高度な競争力、強い社会的結束、低水準の不平等に特徴づけられる1980年代以前のドイツ型資本主義モデルである（Streeck 1995: 2）。

第三に、市場経済（上段左の図）に対する好意的な言及の頻度は、1940年代中葉から1980年代まではおおむね横ばいで推移していたが、1990年代に入ってから急上昇し、この時期の労働党とSPDが進めた第三の道／新中道路線の影響の大きさと符合する。第四に、保護主義（上段右の図）への消極的な言及、逆に言えば自由貿易・自由市場への支持の頻度も1970年代から2000年代にかけておおむね増加傾向にあった。

他方で、西欧の社会民主主義政党が市場経済に対して好意的に言及する頻度は1990年代末から、保護主義に対して消極的に言及する頻度は2000年代末からともに減少してきたが、この現象は、社会民主主義の「第三の波」(Benedetto et al. 2020)以後、とりわけ2000年代後半から2010年代初頭の金融危機の最中に、「第二の危機」(近藤 2016: 177-186)に直面した社会民主主義政党が党勢の低迷を挽回するために、少なくとも言説・レトリックの側面で再び従前の左派的な色彩を回復しようとしていることによって説明されうるかもしれない。この2つの傾向もまた、1990年代以降の社会民主主義政党の新自由主義的転換を裏付けたのである。

さらに、福祉国家の拡大（下段中央の図）と縮減（下段右の図）について西欧の社会民主主義政党は、選挙マニフェストで一見して矛盾した言説・レトリックを使ったようにも見える。社会民主主義政党が福祉国家の拡大に好意的に言及する頻度は、1970年代以来、安定的に高くなってきたが、福祉国家の縮減に関して友好的な言葉を使う頻度もほぼ同じ時期に、特に1980年代から1990年代末の約20年間におよそ2.65倍に急増したからである。換言すれば、社会民主主義政党は1970年代以降の長い間、福祉国家をめぐる相矛盾する政策主張を掲げていたことになる。

こうした政策主張上の矛盾は、新自由主義と自由放任主義を非難しながら、かつてのケインズ主義的福祉国家の再建も望めないという先の新しいプログラムにも明確に示されていた。つまり、深刻な経済不況、財政負担の増大、失業率の上昇、グローバル化による国際競争の激しさといった圧力を受ける社会民主主義政党は、財政支出の削減や労働市場の柔軟化などの政策を推進せざるを得ないが、その中で伝統的な支持基盤であったブルーカラー労働者を離反させず、同時に、新しく獲得した新中間層・ホワイトカラー層の支持を固める必要もある。

以上のような、現実の経済課題に対処する責任を果たすことと、自らの多岐にわたる支持者の要望に応えることという応答性と責任のジレンマを、マーティン・ローズ (Martin Rhodes) は、もう1つの「ヨーロッパ社会民主主義のジレンマ」^[74]と呼んでいる (Rhodes

[74] 政党政治研究の文献に散見される社会民主主義（政党）のジレンマには、応答性と責任の関係をめぐるジレンマに加えて、本章の【脚注64】で説明した、発達した福祉国家と資本主義的繁栄との緊密不可分性のようなジレンマも含まれる。その他には、20世紀初頭の社会（民主）主義政党に突きつけられた2つの選択、すなわち資本主義の崩壊を待つのか、それとも日常闘争、とりわけ民主的選挙を通じて国家を社会主義の方向へと積極的に移行させるか (Przeworski 2008: 10-13) ということや、ブルーカラー労働者の利益をもっぱら代表するか、それとも幅広い社会階級、特に中産階級からの支持を図り政権獲得

2013; 近藤 2016: 179-180 を参照)。

福祉国家の拡大と縮小に関する西欧の社会民主主義政党の矛盾した言説・レトリックに表れているのは、福祉国家自体の切り捨てではなく、アンソニー・ギデンズ(Anthony Giddens)が積極的福祉と呼ぶものへの転換である。すなわち、「脱希少性社会」(post-scarcity)が実現された現代においては、主に物質的な「予防的アフターケア」(precautionary aftercare)の提供から、自尊心や自己価値の実現の機会などの非物質的なものの提供へと、福祉国家を再編する必要があるということである (Giddens 1994: 180-187)。ギデンズが1990年代初頭に提唱した以上のような新しい福祉国家の構図は、今や規制緩和を通じて経済成長を実現し、雇用の流動化を通じて労働市場への参加を促進するという競争志向の福祉国家という形で具象化した (加藤 2020: 25-26)。それに加えて、純粋な新自由主義と新保守主義への反動として、イデオロギーの領域においても、「自由主義的な新福祉国家主義」(liberal neo-welfarism)と名づけられたものが、いよいよ西欧の社会民主主義政党の理念の核心を成しつつある。

マウリツィオ・フェレーラ (Maurizio Ferrera) によれば、1990年代前半のユーロバロメーター調査を通じて、ヨーロッパ主要国で90%以上の有権者は依然として従来型の福祉国家を維持・継続させたいと考えていることが分かった。こうしたことを受けて、主流政党、なかでも社会民主主義政党は、2000年代以降に、財政の持続可能性と市場の効率性を確保できる新しい福祉国家の建設と、成長および雇用に友好的なものを前提とする社会正義の推進という2つの含意を持つ新たな福祉国家主義を橋架け争点にして、自らの新自由主義的転換を正当化しようとしてきたのである (Ferrera 2014)。フェレーラは、このような新しいイデオロギー／橋架け争点を、第三の道の行過ぎに対する社会民主主義政党の矯正手段として見なしているものの、それを、緑の党や自由主義政党の「平等主義的自由主義」(egalitarian-liberal)や社会自由主義、キリスト教民主主義政党の「オールド自由主義」^[75] (ordo-liberalism)、保守主義政党の進歩的保守主義など、さまざまなアイディアを取り込む雑炊ごときものとしても考えている (ibid.: 432-433, 436 n. 2)。

さらに、このような新しいイデオロギー／橋架け争点は、主流政党間のイデオロギー上の

を目指すのか (Przeworski & Sprague 1986) などのジレンマも有名である。また、保守主義政党のジレンマについては、【Appendix 1】を参照されたい。

[75] オールド自由主義は戦間期のドイツにおいて生まれた自由主義思想の1つであり、それは秩序自由主義とも呼ばれる。オールド自由主義は自由市場経済を擁護しつつ、自由放任主義に反対し、独占企業の制限を主張する。その一方で、オールド自由主義は、再分配を支持しながらも、計画経済とケインズ主義には賛成しない。こうして、それは古典的自由主義と異なり、「夜警国家」(night-watchman state)に反対しつつ、市場経済が円滑・健全に機能するための国家の介入は必要最低限であるべきだと唱える。1949年発足のアデナウアー政権の下で構築された「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)はこの思想を具現化し、1950、60年代の西ドイツの「経済の奇跡」(Wirtschaftswunder)の制度的な礎石となった。1990年以降の急進右翼政党の経済政策は、キリスト教民主主義政党のオールド自由主義／社会的市場経済に近いと指摘される (Mudde 2007: 122-125)。

収斂を別の側面から反映しているのみならず、【図 4.4】が示すような、福祉国家に関する社会民主主義政党の言説・レトリックの相克を起こした原因の 1 つであるとも言えるだろう。

総じて言えば、1970 年代後半以降に高失業率と高インフレの同時発生に遭遇していた社会民主主義政党は、「フィリップス曲線」^[76] (phillips curve) から推定される、失業率とインフレ率とのトレード・オフという戦後ケインズ主義経済政策の重要な方針をもはや堅持することができず、それどころか、ポスト産業化社会における福祉国家の経済的基盤の変容こと生産性の伸び悩み (Pierson 2001: 83-87)、さらには経済低成長に由来する国家税収の減少と国民需要の増加という「福祉資本主義の中核的ジレンマ」(the core dilemma of welfare capitalism) に対して、新たな処方箋を示さなくてはならなくなった。

その挙句に、社会民主主義政党は、時間と共に他の主流政党より、最も決定的に新自由主義化した (Mudge 2018: 63, 143, 279) のち、社会経済的政策主張について主流右派政党に対抗できる能力を喪失したのである。そればかりか、社会民主主義政党は、政治文化的次元では、自由、平等、コミュニティのトリニティに特徴づけられる政策位置を変える余地を失っている^[77] (Kitschelt 1994: 296-299) ため、左右両翼の急進政党に挟撃されるようになり、なかでも 2 次元的な政策空間においては、自らと対角線上に位置する急進右翼政党からは直接的な脅威を受けている (【図 3.4】)。

[76] ニュージーランド出身の経済学者アルバン・ウィリアム・フィリップス (Alban William Phillips) は 1861 年～1913 年、1913 年～1948 年、1948 年～1957 年の 3 つの時期のイギリスを考察した上で、輸入価格が急高騰するという非常に例外的な状況を除き、ある国の名目賃金率の変動率はその国の失業の水準と失業変動率との間に、右下がりの曲線のような負の相関関係があると主張する (Phillips 1958)。その後、曲線の縦軸の名目賃金変動率はインフレ率に取って代わられるため、フィリップス曲線は失業率とインフレ率との負の相関関係も示すようになる。

[77] 興味深いのは、キツェルトが提案した社会民主主義政党の現状打破のための改善策である。彼によれば、経済的に豊かな先進諸国では、再分配より市場取引の自由化は社会的合意となりつつある。この状況の中で、社会民主主義政党は 1960、70 年代の典型的な左翼的プログラムを放棄して、経済的効率性を強調しながら、リバタリアニズムという社会文化的争点に主眼を置くべきである。また、官僚的・代表制的組織構造ではなく、党内の競争と対立を活発化させる分権化・参加・直接民主主義に特徴づけられる「サンディカリズム型」(syndicalist) の組織構造を採用すべきであると強調される。加えて、キツェルトは、社会民主主義政党が必要な時に中央集権的な福祉国家と非効率的な公共部門を堅持する労働組合との提携も断つべきであると主張する。つまり、キツェルトにとっては、社会民主主義政党がかつての中道左派のイメージを払拭し、緑の党を代表とする進歩主義的のリバタリアニズム的な政党へ轉身する必要である (Kitschelt 1994: 295-301)。

4.3 政策位置の変化に伴う左派政党の凋落

表 4.1 戦後西欧*の各主要政党群の党勢の変遷

	1944年～1969年		1970年～1989年		1990年～2009年		2010年～2019年	
	平均得票率(%)	平均議席数/率	平均得票率(%)	平均議席数/率	平均得票率(%)	平均議席数/率	平均得票率(%)	平均議席数/率
	台頭							
緑の党			3.63	9/0.03	5.46	14/0.048	6.47	15/0.056
急進右翼政党	7.39	16/0.062	6.62	14/0.059	10	26/0.096	13.77	32/0.133
	安定							
自由主義政党	10.87	25/0.105	9.3	20/0.086	10.52	25/0.098	9.9	26/0.095
地域主義 エスニック政党	5.02	10/0.046	5.48	11/0.055	3.09	6/0.026	3.93	14/0.047
	衰退							
中道右派政党**	22.46	79/0.238	17.23	63/0.183	14.73	61/0.154	12.56	56/0.137
農民政党	14.65	32/0.162	14.86	41/0.158	12.21	29/0.132	10.96	28/0.121
社会民主主義政党	28.45	84/0.31	22.95	71/0.262	22.83	81/0.257	16.89	63/0.223
急進左翼政党	11.9	37/0.101	8.71	31/0.082	6.65	25/0.065	5.25	14/0.048

*オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス

**キリスト教民主主義政党+保守主義政党

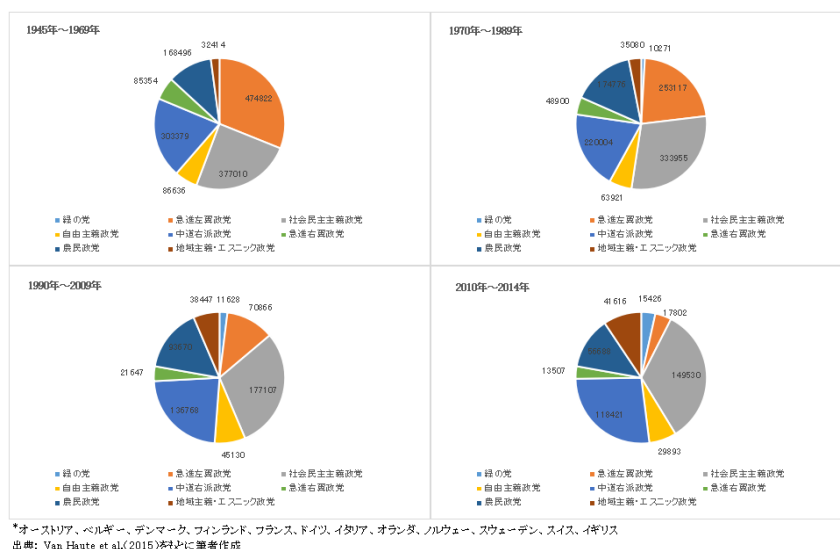
出典: Döring & Manow(2020)とVolkens et al.(2020)を元に筆者作成

これまでは、需要側と供給側の2つの側面から社会民主主義政党の党勢低迷の基本的な要因を概観してきた。【表 4.1】は、戦後西欧の各主要政党群の党勢の推移を表示したものである。これらの8つの政党群はおおむね3つのグループに分けられる。

1番目のグループは、国政選挙で獲得した平均得票率と平均議席率は全体として持続的に成長してきた緑の党と急進右翼政党を包含するため、これを「台頭グループ」と名づける。2番目のグループは、自由主義政党と地域主義・エスニック政党であり、この2つの政党群の党勢は多かれ少なかれバリエーションがありながら、戦後直後から現在まで大体同じ水準を維持しているため、これを「安定グループ」と呼ぶ。3番目のグループは、中道右派政党(=キリスト教民主主義政党+保守主義政党)、農民政党、社会民主主義政党および急進左翼政党の4つの政党群を含む。農民政党を除いてこれらの政党群は平均得票率と平均議席率が戦後から絶えず減少の一途を辿ってきたことから、「衰退グループ」を構成する。

その中に農民政党の衰退の幅(-3.69%ポイント、-4.1%ポイント)はそれほど大きくなかったが、中道右派政党(-9.9%ポイント、-10.1%ポイント)、特に左派政党の平均得票率(-18.21%ポイント)と平均議席率(-14%ポイント)の低下は際立っていた。また、左派政党は戦後から2010年まで行われた国政選挙のうち、第1党の地位を得た割合は54.1%であったのに対し、2010年以降になると、その比率は36.7%へと減少した。その場合の左派政党のすべては社会民主主義政党であった。一方、急進左翼政党(共産主義政党を含む)が第3党の地位を得た割合はわずか3.3%であり、第2党以内の地位を得た割合は0であった(【脚注 59】を参照)。

図 4.5 戦後西欧*の各政党群の党員数の推移



次に、戦後西欧における各政党群の党員数の推移（【図 4.5】）を見れば、党員数が上昇傾向にある緑の党と地域主義・エスニック政党を除き、他のすべての政党群の党員数は減少しつつある^[78]。その中で、大衆政党の元祖でもある社会民主主義政党は、2010年代において党員数を1945年～1969年の約40%に減らした。加えて、共産党の後継政党を含む急進左翼政党の党員数は、戦後初期から現在までの間に96%ほど激減したことで、左派政党全体の組織率が大幅に低下した。

[78] 急進右翼政党はやや特殊である。急進右翼政党の中に、ノルウェーのFrPとデンマークのDF（6000人～2万人程度）、イギリスのUKIP（1万人～4万人程度）、オーストリアのFPÖ（3万人～4万人程度）、フランスのFN（6万人程度）、イタリアのMSI（20万人程度）のような大政党もあれば、ドイツのNPD（5000人程度）、イギリスのBNP（全盛期でも10000人程度）のような小政党（Van Haute et al. 2015）もある。前者の一群はそれぞれの国においては、すでに既成政党の一部として「世評の庇護」（Ivarsflaten 2006）を受けている一方、後者の一群は、それ自身の過激性、とりわけネオ・ファシズム／ネオ・ナチズム的な色彩は党員募集を大きく阻害していることが窺われる。また、歴史的遺産としての急進右翼サブカルチャーの有無、抑圧的な政治的環境の存否などもこれらの政党の党員・活動家の募集、党情報の公開を左右する重要な要素であると指摘されている（Art 2011）。さらに、オランダのPVVのような1人政党（例えば、水島 2016b: 153-154）の特殊性などによって、急進右翼政党の実際の党員数は、専門家調査の結果より多いだろう。

表 4.2 1960 年代から 2010 年代までの西欧における労働組合の組織率の推移

単位(%)	オーストリア	ベルギー	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ
1960-1970	58.5	40.7	58	39.2	20.1	33
1971-1980	52.6	50.8	70	64.6	21	34.1
1981-1990	50.4	52.3	77.1	70.2	13.5	33.9
1991-2000	40.9	55.1	75.3	78.7	8.7	29.2
2001-2010	32.5	54.7	70	70.9	8	21.1
2010-2017	27.5	54.4*	69*	65.8	8*	17.7
単位(%)	イタリア	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	スイス	イギリス
1960-1970	27.8	40.1	58.7	65.6	28	40.8
1971-1980	46.9	37.2	54.1	73.6	26.9	47.5
1981-1990	42.6	27.8	57.5	81.6	24.7	46
1991-2000	36.8	24.4	55.9	84.2	22.1	34.1
2001-2010	33.7	20.5	52.7	71.6	19	27.6
2010-2017	35.7	18.1	51.6	62.1	18.5*	24.9

*2010-2016

出典: Visser(2019)をもとに筆者作成

さらに、社会民主主義政党と労働組合とのつながりの形式と「強度」(intensity) の変化は、西欧における社会民主主義のイデオロギー的な危機を反映する重要な 1 つの指標とされている (Upchurch et al. 2009: 9)。労働組合の組織率の低下は左派政党にとっての労働組合との協力の魅力を低減させ、左派政党が政策立案の過程で労働組合の政策選好に配慮せずに済む可能性を高める。その一方で、左派政党は従来のように労働組合を通じて支持者を調達・動員する力も喪失していく。労働組合がこれまで多くの国^[79]で急進右翼政党への労働者階級の支持流出を阻止してきた (Mosimann et al. 2019) ことからすれば、その組織率の低下は急進右翼政党への防波堤の決潰を意味することにもなる。

【表 4.2】が示す通り、多少の起伏はあるが、西欧 12 カ国の労働組合はすべて組合員数の減少を経験している。そのうち、オーストリア、オランダ、ノルウェー、ドイツにおける労働組合の組織率の低下はすでに 1970 年代に始まった。これにより、左派政党と労働組合の連携関係は、かつて「比類のない親密性」(unparalleled intimacy) と特徴づけられたスウェーデンにしる、断片的と評されたフランスにしる、西欧では例外なく希薄化しつつある。クリス・ハウエル (Chris Howell) は、こうした変化を「協議上の離婚」(mutual divorce) と表現した (Howell 2001; Upchurch et al. 2009: 159; Allern et al. 2017)。

総じて、1960 年代後半に始まった需要側のマクロ社会的・経済的・政治的変動と、1970 年代末以降に左派政党、とりわけ社会民主主義政党がそれらの変動に応えるために供給側で起こしたイデオロギー的变化は、応答性—責任のジレンマを発生させた。こうして選挙

[79] 西欧 13 カ国の考察を通じて、ジーモン・ボールンシャー (Simon Borschier) とハンスペーター・クリージ (Hanspeter Kriesi) は、肉体労働者のうち労働組合に所属する熟練労働者は、急進右翼政党への投票意欲が低いと結論した (Borschier & Kriesi 2013: 22-24)。もっとも、労組への所属の有無と急進右翼政党への投票との間に、大まかに負の相関関係はあるが、国ごとに違いがあると指摘されている (例えば、Oesch 2008: 369; Mosimann et al. 2019)。

パフォーマンスの悪化、組織率の低下、労働組合との関係の希薄化という三重の困難に直面した左派政党は、全体として凋落に歯止めがかからない状況に陥っている

4.4 左派陣営の弱体化・断片化による急進右翼政党の躍進

スチュアート・ホール (Stuart Hall) は、40年前の論文で、社会民主主義政党（この場合は労働党）の応答性—責任のジレンマがイギリス政治に及ぼした影響について論じた。

彼によれば、社会民主主義政党は、経済不況の下で選挙に勝利するために、労働者と労働組合の利益の政治的代表者であるとの訴えを最大限に利用した（＝応答性）。だが、政権に就くや否や、逆に金融市場に友好な景気回復策（＝責任）を採るようになった。社会民主主義政党のこうした振る舞いは、自身と労働者／労働組合との伝統的同盟関係を解体させたばかりでなく、労働運動の断片化をも促進した。その結果、イギリス政治の右傾化と「権威主義的ポピュリズム」(Authoritarian Populism)（【脚注10】を参照）の台頭に刺激を与えたのである (Hall 1979)。

ホールの観点は現在でも多くの研究者に共有されているが、その中、トーベン・イヴェルセン (Torben Iversen) とデヴィッド・ソスキス (David Soskice) によれば、主に比例代表制を採用する西欧諸国において最も顕著な「政治的分裂」(political division) は、中道左派政党と急進右翼政党の間にあり (Iversen & Soskice 2019: 45)、以上で説明された左派陣営の弱体化と断片化と相俟って、そうした政治的分裂は、急進右翼政党の勢いを大いに増幅させてきたと考えられている (Rosenbluth & Shapiro 2018: 16-17)。

加えて、トーマス・クラール (Thomas Kurer) が述べたように、急進右翼政党の政策主張は実質を伴った政治的提案であり、単にポピュリズムによって有権者を蠱惑するための空虚な見世物と矮小化するわけにはいかない (Kurer 2020: 1826)。

そこで、以下ではまず、計量分析の手法を用いて、左派政党、中でも社会民主主義政党の新自由主義化の背景の下で左翼権威主義的な橋架け争点を活用した急進右翼政党の躍進を数理的に分析することにしたい。

第二部

急進右翼政党の応答性

第5章 計量分析からみる左翼権威主義化した急進右翼政党の躍進

本稿の第二部では、社会民主主義政党の右傾化の下での左翼権威主義的な橋架け争点を軸に、まずは急進右翼政党の躍進を定量的に分析する。続いて、この分析の結果を踏まえた上で、西欧諸国の典型的な急進右翼政党の選挙マニフェストの内容、特にそれらの内容の時期ごとの特徴と変化を定性的手法によって比較検討する。これらの分析を通じて、急進右翼政党の選挙における躍進が、政治文化的次元における急進性の維持と、社会経済的次元における社会民主主義政党の残余の政治的空間の占有という 2 つの条件を同時に満たしていることが示される。

5.1 データベース

左翼権威主義と急進右翼政党の躍進との関係を解析するための主要なデータベースとして、本研究では MARPOR を利用する。

Chapel Hill Expert Survey (CHES) に代表される専門家調査と比べて、MARPOR は 1945 年から 2020 年までの 50 カ国以上の国における、1000 を超える政党に関する圧倒的な量のデータを揃えている。加えて顕出性理論を基礎とする MARPOR は、各政党の政策位置に対する専門家の採点でよく見られる硬直性の欠陥を回避できる上に、各政党の具体的な政策位置というよりは、その指向性、すなわち各政党の政策位置の通時的変化の傾向を捉える上で優れている（【脚注 51】、【Appendix 3】と【Appendix 4】を参照）。

また、本研究において政党間競争を考察する際には、争点収益力モデルを主な分析枠組みとして用いる。顕出性理論によれば、各政党は、選挙に際して対立争点をめぐる正面对決を望むわけではなく、自らに有利となる自己所有の争点を選択的に強調し、そうした争点の顕出性を高めることで支持拡大を目指す傾向があるとされる。だが、この顕出性理論の発展型である争点収益力モデルでは、各政党が必ずしも争点所有の有無に拘泥しない。そして、固有の支持基盤を強化しながら、より多くの新しい有権者を獲得できる種々の争点を「自由」に組み合わせた最善の争点パッケージ、すなわち橋架け争点の選択的強調を行うことになる。

政党戦略と選挙政治におけるイデオロギー的な一貫性の重要性が次第に低下しつつある折衷主義的時代においては、政策位置を移動させることより、争点の強調度を変更するほうが容易である（De Sio & Weber 2014: 872; D'Alimonte et al. 2020: 522）。したがって、急進右翼政党は左翼権威主義のような変則的な争点パッケージ／橋架け争点を取り上げることが可能となる。

MARPOR は、こうした争点収益力モデルの下での政党間競争のダイナミックスを浮き彫りにするのに最適なデータベースである。

5.2 説明変数—左翼権威主義指数

マジジは、MARPOR から 24 個の項目を抽出して、福祉縮減や規制緩和といったものへの好意的な言及の点数から、それらに対する消極的な言及や正反対の項目の点数を引くという簡単な方法で、「政治的新自由主義指数」^[80] (political neoliberalism index) を算出した (Mudge 2018: 379–384)。本研究でもこれに似た方法で、独自の左翼権威主義指数を算出し、説明変数として用いたい。

左翼権威主義指数の具体的な算出方法は、以下の通りである。仮にある選挙マニフェストにおいて、市場規制、経済計画といった伝統的な左派的主張への好意的な言及の点数が、それらに対する消極的な言及、もしくは正反対の主張への言及の点数を上回るならば、この選挙マニフェストの社会経済的次元における政策位置の指向性は左派的なものであると見なしうる。これと同様の論理に従って、伝統的な生活様式・道徳や法と秩序などの典型的な権威主義的主張への好意的な言及の点数から、それらに対する消極的な言及、もしくは正反対の主張への言及の点数を除すれば、政治文化的次元における選挙マニフェストの権威主義的指向性が測定できることになる。本研究では、このような引き算により、左翼的指向性または右翼的指向性、そして権威主義的指向性を測定する。

【表 5.1】は、本研究で用いられる左翼権威主義指数を構成する諸要素の一覧表である。また、これらの諸要素に以下のような計算式を適用して、(1) 広義の左翼指数 (以下、「L1 指数」)、(2) 狭義の左翼指数 (以下、「L2 指数」)、(3) 権威主義指数 (以下、「A 指数」)、(4) 広義の左翼権威主義指数 (以下、「L-A1 指数」)、(5) 狭義的な左翼権威主義指数 (以下、「L-A2 指数」) を算出する。最後、ある選挙マニフェストの社会経済的次元 (L1 指数または L2 指数) と政治文化的次元 (A 指数) の両方の点数を加え合わせて得た和は、この選挙マニフェストの広義的 (L-A1 指数) あるいは狭義的 (L-A2 指数) な左翼権威主義点数である。

[80] マジジの政治的新自由主義指数は、秩序と服従、自由放任主義、ホワイトカラーと金融の 3 つの次元によって構成される。その中に経済関連の項目以外、教育、軍事、社会階層など、さまざまな項目が含まれており (例えば、Mudge 2018: 382, Tbl. A. 2)、相対的に複雑であるため、左翼に関して主に社会経済的側面に着目する本研究では、この指標を直接的に利用することはできない。

表 5.1 左翼権威主義指数を構成する諸要素

		項目コード	説明
社会経済的次元	プラス	per403	市場規制
		per404	経済計画
		per406	保護主義: 好意的
		per409	ケインズ主義的需要管理
		per503	平等: 好意的
	per504	福祉国家の拡大	
	マイナス	per401	自由市場経済
		per402	供給側志向の経済政策
		per407	保護主義: 消極的
		per414	正統派経済学 (economic orthodoxy)
per505		福祉国家の制限	
政治文化的次元	プラス	per601	伝統的生活様式: 好意的
		per603	伝統的道德: 好意的
		per605	法と秩序: 好意的
		per608	多文化主義: 消極的
	マイナス	per602	伝統的生活様式: 消極的
		per604	伝統的道德: 消極的
		per606*	公德心: 好意的 (civic mindedness)
		per607	多文化主義: 積極的

*公德心とは、国民的連帯と社会的結束、詳しく言えば、馴染みのあるかどづかを問わずにすべての社会成員の間の連帯と互助を指し、「排除」より「包摂」の方を強調するものであるため、これは「権威主義」より「リバタリアニズム」の主張の1つである(MARPOR codebook: 20)。
出典: Volkens et al. (2020)をもとに筆者作成

- (1) L1 指数

$$= (per403+per404+per406+per409+per503+per504) - (per401+per402+per407+per414+per505)$$
- (2) L2 指数

$$= (per504-per505)$$
- (3) A 指数

$$= (per601+per603+per605+per608) - (per602+per604+per606+per607)$$
- (4) L-A1 指数=L1 指数+A 指数
- (5) L-A2 指数=L2 指数+A 指数

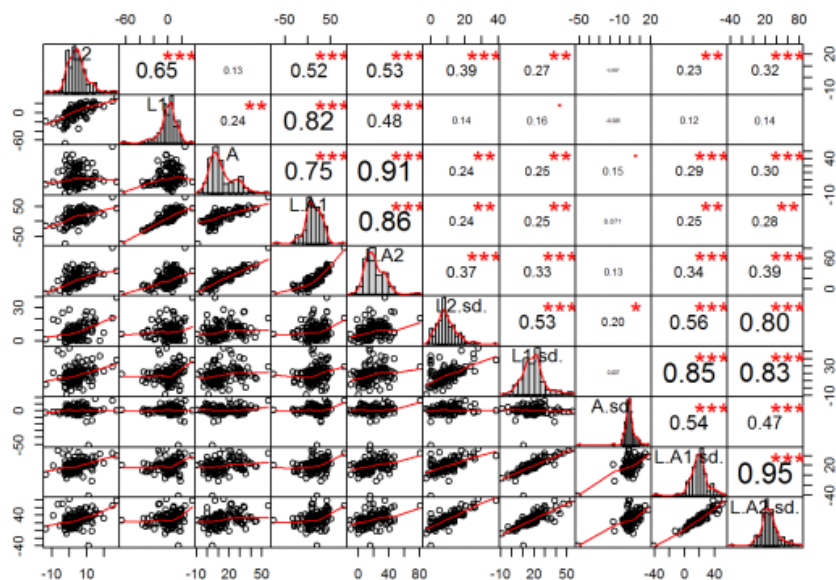
表 5.2 説明変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Pctl (25)	Pctl (75)	Max
L1	138	1.767	13.692	-66	-2.994	9.091	35.714
L2	138	4.467	5.845	-13.334	0.672	6.613	27.381
A	138	13.455	11.972	-8.5	4.796	20.484	56.25
L-A1	138	15.222	20.228	-74.5	3.96	29.854	81.25
L-A2	138	17.922	13.987	-10.7	7.694	28.518	81.25
L1(sd)	138	18.52	10.346	-8.823	12.717	23.271	54.93
L2(sd)	138	8.908	6.561	-2.941	5.033	12.03	38.961
A(sd)	138	0.362	6.495	-51.351	-1.633	2.499	18.064
L-A1(sd)	138	18.882	12.255	-40.54	12.377	24.365	53.522
L-A2(sd)	138	27.791	16.826	-40.54	18.851	35.194	81.691

注: 時間範囲は 1947 年~2019 年; 対象国はオーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス。

【表 5.2】は、前に挙げられた諸指数の記述統計であり、【図 5.1】は、それらの指数の間の相関関係を示す。急進右翼政党と社会民主主義政党の L1 指数、A 指数と L-A1 指数の間に非常に弱い正の相関関係（それぞれ、0.16*、0.15*、0.25**）が存在する一方、両者の L2 指数（0.39***）と L-A2 指数（0.39**）の間に一定の正の相関関係がある。このことは、急進右翼政党が選挙マニフェストにおいて福祉国家の拡大をより強く擁護し、左翼権威主義的争点の顕出性が高くなるほど、社会民主主義政党は類似の争点を強調する傾向が強まることを意味する。

図 5.1 説明変数間の相関関係



*p<0.1 **p<0.05 ***p<0.001

図 5.2 急進右翼政党と社会民主主義政党の L2 指数と L-A2 指数の変化

L2 指数の変化

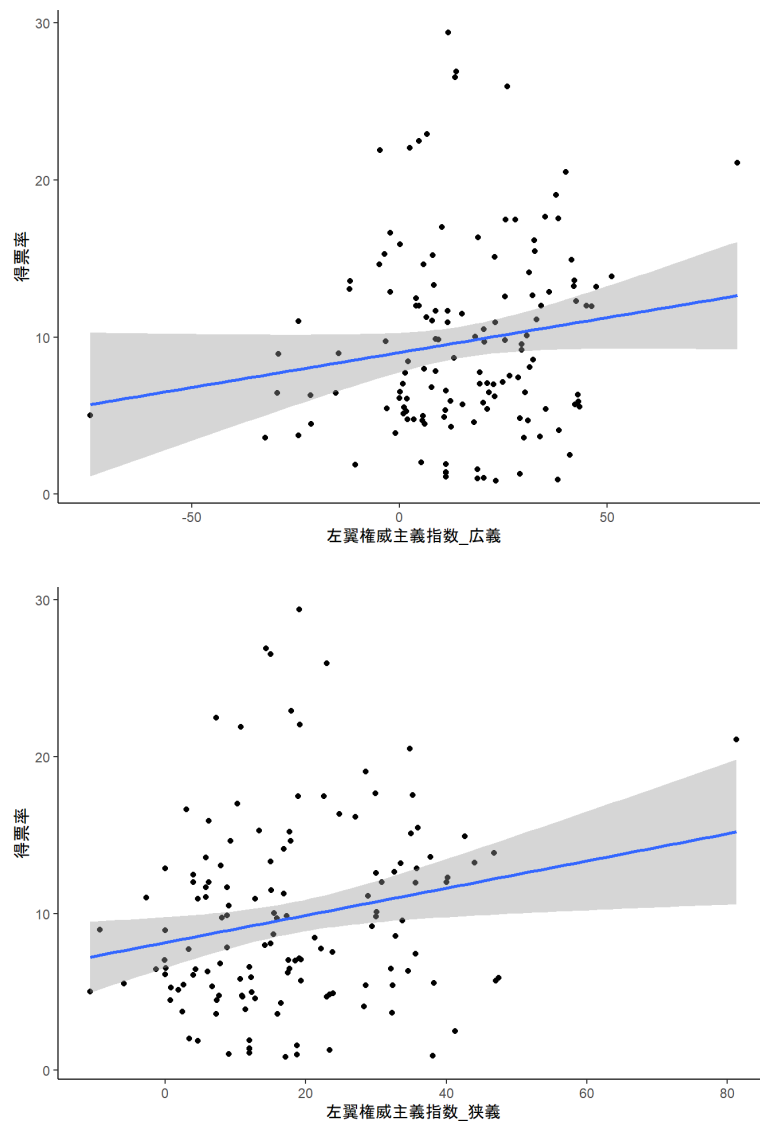
L-A2 指数の変化



出典：Volkens et al. (2020) をもとに筆者作成

1980年代以降の欧米の社会民主主義政党（sd）の新自由主義化／右傾化は現代政治学におけるほぼ共通の認識であると言ってよいが、【図 5.2】の左図に示されるように、この政党群における福祉国家の拡大擁護（L2（sd））という争点の顕出性は、1980年代以降ますます高まった。そして【図 5.2】の右図は、福祉国家の拡大擁護と権威主義的指向の両方を反映する狭義の左翼権威主義（L-A2（sd））の顕出性もほぼ同時期から高まっていたことを示している。さらに、相関分析の結果に照らして考えれば、社会民主主義政党と急進右翼政党のL2指数とL-A2指数の変化の方向は同じであると言える^[81]。

図 5.3 急進右翼政党の得票率と左翼権威主義指数の散布図（95%信頼区間）



[81] 急進右翼政党、社会民主主義政党（sd）、保守主義政党（con）のL1、L2、A、L-A1、L-A2指数の趨勢変動と互いの相関関係については、【Appendix 2】を参照されたい。

【図 5.3】の回帰直線が示すように、急進右翼政党は左翼権威主義化を通じて台頭しつつある。このような状況の下で、危機感を募らせた社会民主主義政党が「協調的戦略」^[82] (accommodative strategy) を採ることにより、ブルーカラー労働者などの固有の支持層が急進右翼政党に流出することを阻もうとしていることが窺われる^[83]。次節では、左翼権威主義が急進右翼政党の発展に如何なる影響を及ぼしうるのかを、重回帰分析を用いて検証する。

5.3 応答変数、統制変数と分析方法

表 5.3 統制変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Pctl (25)	Pctl (75)	Max
L1(con)	138	4.107	10.652	-34.286	-0.776	10.669	27.007
L2(con)	138	6.941	6.371	-9.8	2.876	9.595	37.99
A(con)	138	7.702	7.331	-13.992	3.301	11.604	29.197
L-A1(con)	138	11.809	13.411	-32.5	5.319	19.18	50.513
L-A2(con)	138	14.643	10.471	-11.4	7.666	18.768	50.735
Overall Unemployment Rate	74	6.591	2.865	1.777	4.451	8.425	17.005
Gini Index	78	29.247	3.529	22.2	26.925	31.7	36.9
RD Index	40	2.777	1.173	1.4	1.9	3.35	5.6

以下の分析では、1947年～2019年の72年間に、イギリスを除く西欧11カ国^[84]の国民議

[82] ニッチ政党からの挑戦に直面する主流政党が採れる戦略の選択肢には、協調的戦略の他に、「敵対的戦略」(adversarial strategy)と「無関心戦略」(dismissive strategy)がある (Meguid 2005, 2008)。ウィリアム・M・ダウズ (William M. Downs) によれば、中道右派政党は、急進右翼政党に対して「無視」(ignore)、「孤立」(isolate)、「吸収」(co-opt)、「協力」(collaborate)、「法的制限」(legal restriction)の5つの戦略のいずれかを採れる (Downs 2001)。ティム・ベール (Tim Bale) らは、急進右翼政党に対する中道左派政党の戦略として「維持」(hold)、「沈静化」(defuse)、「採択」(adopt)の3種類のを挙げる (Bale et al. 2010)。以上の戦略類型はいずれも空間競争モデルを基礎とするものである。

[83] 本研究では、前に挙げた5つの指数をめぐって中道右派政党と急進右翼政党との相関関係も分析した (【Appendix 2】を参照)。社会民主主義政党と急進右翼政党との相関関係に類似し、中道右派政党と急進右翼政党のL1指数、A指数、A-L1指数の相関係数はそれぞれ0.26**、0.25**と0.31**であるため、両者の相関関係は有意ではあるが強くない。一方、L2指数とL-A2指数に関しては、2つの政党群の相関係数はそれぞれ0.37***、0.32***であるが、社会民主主義政党に比べて、保守主義政党と急進右翼政党の間の相関関係は弱い。したがって、急進右翼政党にとっては、同じく右派陣営に属するキリスト教民主主義政党や保守主義政党ではなく、社会民主主義政党との競争関係がより緊密である。

[84] MARPORにイギリスの急進右翼政党のデータが含まれないため、この章の分析対象は以下の11カ国となる。すなわち、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデンとスイスであ

会選挙で急進右翼政党が獲得した得票率を応答変数とする。また、ある選挙で複数の急進右翼政党が存在する場合には、それらの政党の得票率の平均値を応答変数とする。

統制変数としては、急進右翼政党の党勢の変化に影響を及ぼす可能性のある、以下の4種類の指数を投入する。

(1) キリスト教民主主義政党と保守主義政党による中道右派政党の L1 指数、L2 指数、L-A1 指数、L-A2 指数

(2) 雇用状況を反映する「完全失業率」^[85] (overall unemployment rate) (1991年～2020年)

(3) 所得格差による社会的不平等の程度を測るジニ係数^[86] (1975年～2017年)

(4) 難民と「国内避難民」(IDPS: Internally Displaced Persons) が公共サービスなどに与えた圧力を測る「難民と IDPs 指数」(以下、「RD 指数」)^[87] (2006年～2020年)

以上を踏まえて、以下では、急進右翼政党が1980年代中葉以降に左翼権威主義という橋架け争点を掲げることで躍進したことを検証してみよう。

5.4 重回帰分析の結果

【表 5.4】は重回帰分析の結果を示している。まず、統制変数が投入されない(【モデル1】と【モデル2】)場合に、急進右翼政党の得票率の増加に対して、統計的に有意な影響を与え得るのは、急進右翼政党自身の A 指数 ($B=0.082$, $p<0.1$)^[88]のみである。つまり、急

る。

[85] 世界銀行

[<https://api.worldbank.org/v2/en/indicator/SL.UEM.TOTL.ZS?Downloadformat=excel>]

[86] 世界銀行

[<https://api.worldbank.org/v2/en/indicator/SI.POV.GINI?Downloadformat=excel>]。ジニ係数が計算された年と選挙の実施年がずれた場合、選挙の実施年に一番最近の年のジニ係数か、その前後の年のジニ係数の平均値を用いる。具体的には [選挙の実施年→用いられるジニ係数の年度]、(1) オーストリア：1986→1987, 1999→(1997+2000)/2, 2002→(2000+2003)/2。(2) ベルギー：1987→1988, 1991→1992, 1999→(1997+2000)/2。(3) デンマーク：1990→1992, 1994→1995, 2001→2000。(4) フィンランド：1999→2000。(5) フランス：1986→1984, 1988→1989, 1993→1994, 2002→(2000+2003)/2。(6) ドイツ：2017→2016。(7) イタリア：1992→(1991+1993)/2, 1994→(1993+1995)/2, 1996→(1995+1998)/2, 2001→2000。(8) オランダ：1982→1983, 1989→(1987+1990)/2, 1994→1993, 2003→2004。(9) ノルウェー：1977→1979, 1985→1986, 1989→1991, 1993→1995, 1997→(1995+2000)/2, 2001→2000。(10) スイス：1983→1982, 1991→1992, 1999→2000, 2003→2002。

[87] 平和基金会 ([<https://fragilestatesindex.org/country-data/>])。

[88] 2016年3月7日にアメリカ統計学会は、 p 値=0.05が絶対的境界線ではなく、 p 値や有意性にこだわり過ぎるべきではないという趣旨の声明を出した。詳細は https://www.stat.berkeley.edu/~aldous/Real_World/ASA_statement.pdf を参照せよ。

進右翼政党の権威主義化が進めば進むほど、それらの政党の得票率が増加するというものである。

従来の研究においては、急進右翼政党ならびにその支持者にとって社会経済的政策主張は二次的重要性しか持たず、移民による自国文化への破壊に対する懸念やEU統合への反発といった政治文化的政策主張こそが肝要であるとする観点はしばしば強調されてきた（例えば、Mudde (2007: 119-120) と中井 (2021: 78-81)）。

だが、統制変数の投入はこうした理解に一石を投じることになる。すなわち、急進右翼政党の得票率の増加に対して、統計的に有意な影響を与え得るのは、急進右翼政党自身のL1指数 ($B=0.348$, $p<0.1$)、保守主義政党のL1指数 ($B=-0.493$, $p<0.05$)（【モデル3】）、保守主義政党のL-A1指数 ($B=-0.341$, $p<0.1$)（【モデル4】）のいずれかである。このことは、急進右翼政党の広義の左翼化と保守主義政党の広義の右翼化、あるいは保守主義政党の広義の右翼リバタリアン傾向が強まるほど、急進右翼政党の得票率が増加することを意味する。こうして上の分析からは、社会経済的政策主張が急進右翼政党の発展にとっても非常に重要であるという結論が導かれる。

一部の研究者は、急進右翼政党の社会経済的政策主張を理解することが極めて重大な意味を持つと指摘する (Otjes 2019: 83)。なぜなら、急進右翼政党にとっては、社会経済的争点の顕出性・重要性がますます増大しつつあり、とりわけ社会福祉国家はすでに急進右翼政党の中心的な政策課題の1つとなっているからである (Betz & Meret 2013: 115; Otjes et al. 2018: 1)。また、主流政党との比較において、社会経済的政策主張を大きく変えているように見える (Rovny 2013: 17) 急進右翼政党は、反移民・反多文化主義的主張に代わり、社会経済面で左翼政党の伝統的な政策主張に傾きつつあるため、社会的地位や生活水準が比較的低い有権者の政治的期待とますます一致する傾向を示している

(Betz & Meret 2013: 120)。さらに、急進右翼政党がこのように社会経済的争点を強調し始めることで、再分配が急進右翼政党への投票インセンティブを左右する争点になりうることも示された (Rovny & Polk 2020: 263-264)。以上の理論的指摘は、デンマークやノルウェーやスウェーデンなどの事例からも明らかとなっている (Hohenstedt 2017: 10; Widfeldt 2018a: 11-14, 17; Dehdari 2021: 4; Salo & Rydgren 2021: 101)。急進右翼政党が社会経済的争点をますます強調しつつある中で、政治文化的政策主張より、社会経済的政策主張はこれらの政党の発展に大きな影響を及ぼしうることは、【表5.4】の重回帰分析の結果にも表れている。

【第5.2節】で予想された社会民主主義政党の左翼指数や左翼権威主義指数の影響が統計的に有意ではないために分析結果は完璧でないとはいえ、社会民主主義政党の各項の指数の回帰指数からは、【モデル3】における社会民主主義政党のL1指数 ($B=0.263$) とL2指数 ($B=0.125$)、また【モデル4】における社会民主主義政党のL-A1指数 ($B=0.276$) が上昇するほど急進右翼政党の得票率が上昇することがわかる（【脚注88】を参照）。【図5.1】によれば、急進右翼政党と社会民主主義政党のL1指数とL2指数とL-A1指数との間に

正の相関関係があるので、社会民主主義政党の選挙マニフェストの左翼的指向性や広義の左翼権威主義的指向性が強まるほど、これらに対応する急進右翼政党の指向性だけでなく、その得票率も上昇する。

ところが、統計的に有意ではないものの、【モデル4】における急進右翼政党と社会民主主義政党のL-A2指数 ($B=-0.347$ と $B=-0.05$) が下降するほど、急進右翼政党の得票率は上昇する傾向があるようにも見える。このような結果を導いた原因としては、狭義の左翼権威主義指数L-A2が、その構成部分である狭義の左翼指数 (L2) に比べて権威主義指数 (A) の影響をより強く受けるということが考えられる (【第5.2節】と【表5.1】を参照)。実際に、【モデル3】の中のA ($B=-0.038$) とA (sd) ($B=-0.239$) が示すように、急進右翼政党と社会民主主義政党の権威主義指数が下降するほど急進右翼政党の得票率は上昇する傾向にある。つまり、政治文化的次元における急進右翼政党の穏健化と社会民主主義政党のリバタリアニズム化は、共に急進右翼政党の得票増加をもたらす可能性を孕んでいる。

いずれにしても、多次元的で複数の政党が存在する政策空間における「非対等なライバル同士」(unequals) の相互作用を重視する立場 (ボニー・M・メギド[Bonnie M. Meguid]の「修正された空間競争モデル」)(Meguid 2005, 2008) によれば、イデオロギー上の近接政党のみならず、「非近接政党」(non-proximal party) の影響も見過ごすことはできない。ヒルデ・コフ (Hilde Coffé) が述べるように、社会民主主義政党も、時に急進右翼政党の成功の度合いを決める上で枢要な存在でありうる (Coffé 2008; 【脚注 83】を参照)。

さらに、統制変数の中で、保守主義政党の L1 指数と L-A1 指数以外に応答変数に影響を与えうるのは完全失業率のみであり、しかも失業率が下がるほど急進右翼政党の得票率は増加する。この点は、失業や物質的困窮に苦しむ有権者の増加が急進右翼政党の支持拡大に繋がらないどころか、マクロレベルでの失業率の上昇がむしろ急進右翼政党の成功に不利に作用することさえ示している。失業率ではなく有権者の「雇用不安」(job insecurity) の度合いこそが急進右翼政党の選挙パフォーマンスを大きく左右するという別の論者の指摘と併せて (Mughan et al. 2003)、ここでの重回帰分析の結果は従来の定説に対する強力な反証 (Knigge 1998; Lubbers et al. 2002; Arzheimer & Carter 2006; Bjørklund 2007; Kurer 2020) となっている。

表 5.4 重回帰分析の結果

	急進右翼政党の得票率			
	(1)	(2)	(3)	(4)
L1	0.011 (0.049)		0.348* (0.173)	
L2	-0.152 (0.121)		-0.536 (0.332)	
A	0.082* (0.044)		-0.038 (0.108)	
L1(sd)	0.093 (0.057)		0.263 (0.185)	
L2(sd)	0.141 (0.097)		0.125 (0.284)	
A(sd)	0.075 (0.078)		-0.239 (0.321)	
L-A1		-0.012 (0.049)		0.26 (0.163)
L-A2		0.064 (0.073)		-0.347 (0.206)
L-A1(sd)		0.094 (0.058)		0.276 (0.18)
L-A2(sd)		0.042 (0.07)		-0.05 (0.26)
L1(con)			-0.493** (0.214)	
L2(con)			0.196 (0.306)	
A(con)			-0.377 (0.286)	
L-A1(con)				-0.341* (0.179)
L-A2(con)				0.059 (0.233)
Unemployment			-2.305*** (0.74)	-2.137*** (0.693)
Gini Index			0.208 (0.59)	0.004 (0.53)
RD Index			-1.172 (1.376)	-1.446 (1.353)
Constant	6.249*** (1.111)	6.585*** (1.052)	24.881 (17.982)	31.371* (16.271)
Observations	138	138	33	33
R ²	0.129	0.095	0.489	0.408
Adjusted R ²	0.09	0.068	0.183	0.177
Residual Std. Error	5.718 (df = 131)	5.785 (df = 133)	6.332 (df = 20)	6.356 (df = 23)
F Statistic	3.245*** (df = 6; 131)	3.506*** (df = 4; 133)	1.596 (df = 12; 20)	1.763 (df = 9; 23)

Note:

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

社会的不平等 (Gini 係数) と移民・難民問題 (RD 指数) というの 2 つの要素も、本研究の重回帰分析を通じて統計的に有意でないことが示された。戦後の西欧先進諸国のジニ係数は他の地域に比して低く、ジニ係数が最も高いイタリア (2017 年 : 35.9) であるとして

も世界中の73位(昇順)程度^[89]であり、そもそも西欧諸国における社会的不平等の水準は相対的にはそれほど深刻ではない。また、ジニ係数はある時点でのフローの不平等しか反映せず、既有資産を考慮に入れていない。あるいは現実の社会的不平等の程度より、それに対する有権者の主観的な認知(≒相対的剥奪感)のほうが重要であるとも考えられる。

急進右翼政党の台頭の背景には、一部の有権者の相対的な階層的地位の悪化、「税引き前・譲渡前所得」(pre-tax pre-transfer income)の不平等、階層別の家計可処分所得の差といった、社会全体の不平等の程度を反映する、さまざまな要素を含めた複雑なメカニズムがあると指摘されている(Burgoon et al. 2019; Engler & Weisstanner 2020; Kurer 2020)。この点から考えても、単なるジニ係数の高低は急進右翼政党の選挙パフォーマンスにあまり影響を及ぼさないように見える。

移民・難民問題について、本研究で用いたRD指数は、移民・難民の単純な数の増加ではなく、それらの集団が、受け入れ国の公共サービスと資源にかけた負担を観測するものである。このため、実際の移民・難民問題の深刻さというより、むしろこの問題に対する有権者の主観的な認知、特にそうした認知における「ハロー効果」(halo effect)が急進右翼政党の選挙パフォーマンスに大きく影響する可能性(Kitschelt 1995: 60-63; Evans & Ivaldi 2021)が示唆されている。事実、北欧4カ国(デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン)については、移民・難民の数や移民・難民政策の変化が急進右翼政党の選挙パフォーマンスをあまり説明しないと結論した研究(Widfeldt 2018a: 17; またフィンランドについて、Westinen 2014: 139-140)もある。

これまでの計量分析の結果を踏まえて、以下では、戦間期および戦後初期の西欧極右/急進右翼政党の歴史を振り返った上で、西欧12カ国において今までに存在したか、あるいは現在でも活躍中の計23の重要な急進右翼政党の選挙マニフェスト・選挙プログラム、または党綱領・党規約(【表5.5】)を定性的手法に基づいて分析し、この政党群が如何なる左翼権威主義的な橋架け争点を掲げて躍進を果たしたのかを考察する。

[89] 世界銀行
(https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.GINI?Most_recent_value_desc=false)]。

表 5.5 第 6 章と第 7 章で考察された極右／急進右翼政党および使用された資料の一覧

		一次資料		二次資料	
		選挙マニフェスト 選挙プログラム	党綱領 党規約	選挙マニフェスト 選挙プログラム	党綱領 党規約
オーストリア	1. 自由党(FPO)	1983年 1999年 2006年 2008年 2017年	1997年		1985年
	2. オーストリア未来同盟(EZO)	2006年 2008年			
ベルギー	3. フラーム・ブロック／フラーム ス・ベラング(VB)	1985年 1987年			
デンマーク	4. デンマーク国民党(DF)	1998年 2001年 2005年 2009年			
イタリア	5. イタリア社会運動(MSI)				
	6. 新イタリア社会運動—国民右 翼(Nuovo MSI-DN)		2003年		
	7. イタリアの同胞(FdI)	2018年			
	8. (北部)同盟(LN)	2018年			
フィンランド	9. フィンランド田園党(SMP)	1983年			
	10. 真のフィンランド人(PS)	2003年 2007年 2008年 2011年(a) 2011年(b) 2011年(c)			
フランス	11. 国民戦線(FN)	2001年 2007年 2007年 (Présidentielle) 2012年 (Présidentielle) 2017年 (Présidentielle)		1973年 1984年 1985年 1993年 1997年 2012年	
ドイツ	12. 国民民主党(NPD)		2010年		
	13. ドイツ民族同盟(DVU)		1993年		
	14. 共和党(REP)		2019年		1990年
	15. ドイツのための選択肢(AfD)	2017年			
オランダ	16. 中央党(CP)	1982年			
	17. 中央民主党(CD)	1989年 1994年			
	18. 自由党(PVV)	2012年 2017年			
カレウエー	19. 進歩党(FrP)	2017年			
スウェーデン	20. スウェーデン民主党(SD)	2010年 2014年 2018年			2005年
スイス	21. スイス国民党(SVP)	2019年			
イギリス	22. イギリス国民党(BNP)		2020年 2021年		
	23. イギリス独立党(UKIP)	2017年			

出典：筆者作成。

第6章 ファシズム、ナチズムの残滓^[90]としての左翼権威主義

6.1 概観

急進右翼政党の左翼権威主義化を議論する際に参考になるのは、戦間期におけるヨーロッパ・ファシズムの台頭の過程である。当時の西欧では、ファシズム・ナチズム政党が、戦後急進右翼政党の左翼権威主義化と似たような経路を辿った。

「汎ゲルマン同盟」(Alldeutscher Verband)、フランス「愛国者同盟」(Ligue des patriotes)、「イタリア・ナショナリスト協会」(Associazione Nazionale Italiana)といった急進右翼諸運動は、すでに19世紀末から20世紀初頭において当時の左翼との共通点が多く、ある種の左翼政策を自らに取り込んで変形させたことが知られている

(Passmore 2014=2016: 44-52)。

ケヴィン・パスモアによれば、当時の急進右翼と社会主義との関係は複雑であった。というのは、一方では、各種の反社会主義・反マルクス主義的な組織はしきりにナショナリズム運動と結びついてきたが、他方では、社会主義とナショナリズムには潜在的な一致点もあったからである。19世紀の社会主義者の多くはナショナリストであり、自分たちを民族や国民の代表と見なし、コスモポリタンな資本家や貴族に敵対していた。また、そうした社会主義者の中には、女性権利を否認する者や外国人嫌悪の者も少なくなかった。19世紀末に至ると、社会主義者の間に潜むこうした傾向は、ナショナリスト的であるというよりもインターナショナリスト的であり民族や国民より工場労働者を重視するマルクス主義や、台頭しつつある女性解放運動に敵対しながら、徐々に表面化し^[91]、最終的には社会主義者から変節した急進右翼の叢生へと繋がった (ibid.: 53-54)。

20世紀に入ると、とりわけフランスでは、ナショナリストと社会主義者との境界線は一

[90] 以下の分析は主に一次資料、すなわち西欧における各時期の急進右翼政党の選挙マニフェスト・党綱領・党規約に依拠している。これらの資料のすべては、各政党のウェブサイトを除いて MARPOR (https://visuals.manifesto-project.wzb.eu/mpdb-shiny/cmp_dashboard_dataset/) から入手できる。英語以外の言語を使った選挙マニフェストの原文を翻訳するために、本研究では「DeepL 翻訳」

(<https://www.deepl.com/ja/translator>) や [Google 翻訳]

(<https://translate.google.com/>) を用いる。また、内容をそのまま引用するか、あるいは意識した上で引用する場合に脚注で原文を示す他、《 》は、原文の趣旨を判明ならしめるため、本研究が挿入する補足である。さらに、一次資料を補完する必要がある場合、他の研究者の分析、翻訳、また記録を適宜引用する。

[91] 面白いことに、1960年代に入ってから伝統的な社会(民主)主義政党に対するフェミニズムの挑戦はますます顕在化していた。事実、1960年代以前に保守主義政党やキリスト教民主主義政党はより女性問題に敏感であった。したがって、女性は一般的に男性よりそれらの政党に投票する傾向が大きかったと指摘される (Sassoon 2014: 354, 424, 687-688, 特に Chapter 15)。

層曖昧になっていた^[92]。例えば、1920年代のフランス第三共和政の下で、いわゆる「ナショナリズムの第1の波」を代表する「愛国者青年」(JP: Jeunesses Patriotes、1924年～1935年)の1926年選挙綱領によると、JPは富裕層の利己主義を批判し、医療・失業保険、年金政策、住宅政策に関する社会改革を支持する。JPの創設者ピエール・テタンジェ(Pierre Taittinger)は、伝統的な左派とJPとを区別するのはJPの社会的ナショナリズムであると述べた。同様の主張は同時代の「フェソー」(Faisceau、1925年～1928年)にも見られる。フェソーの党機関紙では、自らが資本主義の従者ではなくて労働者の友であることや、金権政治を強く拒否して社会正義を追求することが宣言された。

1930年代初頭に始まる「ナショナリズムの第2の波」の中から登場した最も重要な団体は、「フランス連帯団」(SF: Solidarité Française、1933年～1936年)、「火の十字団」(CF: Croix-de-Feu、1927年～1936年)とその看板を架け替えた「フランス社会党」(PSF: Parti social français、1936年～1941年)、「フランス人民党」(PPF: Parti populaire français)が挙げられる。

これらの団体は「第1の波」の諸団体の主義主張を踏まえた上で、経済への国家介入、資本主義への管理またはコントロール、健全な社会の確保を約束し、資本主義に起因する混乱と不安定からフランスを解放し、特定の集団や階級ではなく、社会全体を再結束させようとしていた。なかんずくPSFはフランスを資本主義と金融家(特にユダヤ人を指す)の野蛮さから防衛するような、ナショナリズムと社会主義とを混合したものを訴えていた。一方、PPFの創設者は元共産主義者の著名人ジャック・ドリオ(Jacques Doriot)である。彼はコミンテルン代表ならびにPCF中央委員を務めたことがあり、PCF指導部の中では最も早く社共統一戦線を提唱した人物であった。このような特異な事情から、PPFの党員の3分の2は労働者によって構成されていた(Berman 2006: 149-150, 2019: 177-182; 山口 2014: 92)。

バーマンによれば、以上のようなナショナリズム、反マルクス主義的な社会主義、反ユダヤ主義を組み合わせた急進右翼の主張は、19世紀末期から20世紀初頭のヨーロッパにおいてかなり一般的であり、そうした源流をもつからこそ、ファシズムはナショナリスティック・社会主義的・「非自由主義的」(illiberal)であり、完全に反民主主義的というわけではない。その点では、「アンシャン・レジーム」(Ancien Régime)の復活を目指す伝統的な保守主義運動から一線を画するものであった(Berman 2019: 232, 241)。

[92] フランス・ナショナリズムの起源はフランス革命期に遡ることができ、それには2つの思想的系譜が見られる。すなわち、①王党的・保守的な右翼ナショナリズムと、②デモクラシー・共和主義と愛国心・ナショナリズムの2つの側面を含んだジャコバン的・共和主義的な左翼ナショナリズムである。とりわけ後者によって長らくナショナリズムは左派と関連付けられるものであった。また、フランス・ナショナリズムの左翼的傾向が右翼的傾向への質的転化を遂げた時期は、後述の「ブーランジェ運動」(Boulangisme)と「ドレフュス事件」(Affaire Dreyfus)の台頭・発生した19世紀末であると指摘される(中谷 1990: 176, 2007: 177, 190; Berman 2006: 81, n. 76)。

エルンスト・ノルテ (Ernst Nolte) も、ファシズムと伝統的な保守主義運動との根本的な違いが前者の反マルクス主義的な本質にあると考えている。だが、彼によれば、ファシズムのイデオロギーは、「国民の自己主張と自律性」(national self-assertion and autonomy) の枠組みの中で常にマルクス主義に根本的に対峙するものでありながら、「疑似社会主義的」(pseudo-socialist) な主張を取り入れることで、マルクス主義的要素を併せ持っている。さらに、ファシズム運動は、御用組合／黄色組合などの似非マルクス主義的手段を用いて敵であるマルクス主義自体を消滅させようとした。

ノルテは、そもそもマルクス主義がなければ、すなわちマルクス主義的な組織やプロパガンダがなければファシズムが出現することはないと主張しているのである。したがって、19世紀末から20世紀初頭にかけての汎ゲルマン主義運動^[93]やアドルフ・シュテッカー (Adolf Stoecker) 率いるキリスト教社会主義運動^[94]は、ファシズム運動から厳格に区分されるべきである (Nolte 1963=1969: 40)。

[93] 19世紀末から20世紀初頭のオーストリア＝ハンガリー二重帝国におけるゲオルク・フォン・シェーネラー (Georg von Schönerer) に率いられる汎ゲルマン主義運動がヒトラー自身とナチズムの形成に深遠な影響を与えた。ところで、汎スラヴ主義運動もスターリンのボルシェヴィズムに原動力を提供したと考えられている (Arendt 1968a: 161-163, 163, n. 2)。

[94] 他方、キリスト教、特にカトリック政治・社会運動とファシズム・国民社会主義との深い関係はしばしば指摘されている。例えば、イタリアのカトリック教会はファシズムによって醸成された権威主義的状况に乗じ、イタリア社会の世俗化を食い止めようとした一方、「ラテラーノ協定」(Gli accordi del Laterano) の締結に示されたようにムッソリーニは教会との「和解」(Conciliazione) を通じて支持最大化の目的も達成した。また、直接的に教皇の指示に従う「カトリック活動団」(AC: Azione Cattolica) は長年親ファシヨ的姿勢を取り、教皇庁から許可を受け取り成立したカトリック系の「イタリア人民党」(PPI: Partito Popolare Italiano, 1919年～1926年) 党内左派もムッソリーニに対する親近感が強く、1922年第1次ムッソリーニ政権へのPPIの連立参画を大きく推進させた。その後、PPI党内右派の実力者らは1924年にPPIを離脱して「教権的ファシズム」(Clerical Fascism) 的な「イタリア国民中央党」(CNI: Centro Nazionale Italiano) を結成した (村上 1989: 12-13, 25-26, 228-229, 271, 273)。こうして、イタリアにおいてカトリック政治・社会運動とイタリア・ファシズムとの間にある種の相互利用補充関係が存在した。

キリスト教社会主義運動がナチス・ドイツに及ぼした影響はより広く知られている。オーストリア＝ハンガリー二重帝国統治下のウィーン市長を務め、「キリスト教社会党」(CSP: Christlichsoziale Partei) の創設者と指導者のカール・ルエーガー (Karl Lueger) が提示したナショナリズム、社会主義、ポピュリズム、強烈的な反ユダヤ主義によって構成される理論的枠組みが青年期のヒトラーへ強烈的な印象を与えたことは、オーストリアキリスト教社会主義の歴史的な重荷であると考えられる (Berman 2006: 95)。

他方、ドイツをはじめとしてベルギー、オランダ、ルクセンブルク、リトアニア、スイスなどの国においては、自由主義に対抗するために「文化闘争」(Kulturkampf) の旗を掲げたカトリック政党はファシズムの台頭を妨害・阻止する上で大きな役割を果たした。特に戦間期のスペインにおいて、カトリックの「スペイン独立右翼連合」(CEDA: Confederación Española de Derechas Autónomas) とファランヘ党はの支持基盤はほぼ同じであった (Linz 1980: 155-156)。

他方では、疑似社会主義的な要素の取り入れや御用組合／黄色組合の立ち上げなどを通じて労働者の支持を集めようとした戦間期のファシズム・ナチズム（Sternhell 1976: 特に326-327; Mosimann et al. 2019: 68-69; 【脚注127】を参照）は、多くの点で共産主義と酷似し、結果的にはほぼ同一のものに転じたという見方もある（Laqueur 1996: 15=1997: 16）。

そのような見方は決して稀ではない。中でもファシズム・国民社会主義（≒ナチス体制）とボルシェヴィズム・共産主義（≒スターリン体制）とを、「近代主義的な集産主義の2つの形式、全体主義的な心性の2つの側面」（2 forms of modernist collectivism, 2 aspects of a totalitarian mind）であるとした（Sassoon 2014: 66）、「全体主義理論」^[95]（Theory of Totalitarianism）は有名であろう。

全体主義理論の古典著作であるハンナ・アーレント（Hannah Arendt）の『全体主義の起原』（The Origins of Totalitarianism）によると、全体主義は少なくとも、（1）階級社会の崩壊によって政治的無関心であると同時に他の政党にも無視されている大衆を支持者として持っていたこと、（2）本質的に新しい独創的な組織方法としての党员とシンパサイザーの区別を創ったこと、（3）統治・支配の奇妙な無構造的性、すなわち国家と党との関係はまったく不定形なままに放置されていたこと、（4）国家権力と党機構の合体によって支配機構の権力中枢は秘密警察に移ったこと、（5）体制の基本主張の正しさを実験するための強制収容所や絶滅収容所の存在、（6）国際的な人種闘争や階級闘争のための世界支配を指向する対外政策の確立、（7）実定法を無視し、イデオロギーの教えるところに忠実に従い、虚偽のプロパガンダ・教義を実現・維持・貫徹すべくテロルを不断に行っていたことにより、テロルは、全体主義の支配の固有の本質として定義されて新しい国家形式となっていたことと、（8）以上の諸現象の根底にあったのは、人々の「孤立」

（loneliness）、恐怖と恐怖を生み出した無力感による反政治・反社会的原理であるという、8つの側面からなる。これら8つの側面をめぐって極めて近接するナチス・ドイツとスターリン体制下のソ連は共に全体主義体制へ分類されている^[96]（Arendt 1968b）。

しかしながら、アーレントの学説に代表されるような全体主義理論は、マクロレベルの社会的要素や、統治、支配または組織の手法と構造、ひいてはマイクロレベルの人々の心理的要素に着目するが、イデオロギーそのものの重要性を過小評価するきらいがあることも否定できない。

[95] 「全体主義」（totalitarismo）という用語自体は、イタリア・ファシストによって創られたものであり、第1次世界大戦で登場した「国家総力戦」（total war）の背景の下で国民をどのようにまとめるかということから案出された概念である。

[96] 全体主義理論下のナチス・ドイツとスターリン体制との比較について、ラトビア人名監督、急進右翼政党「国民連合」（NA: Nacionālā apvienība）所属の元国会議員（2014年～2018年）エドヴィンス・シュノア（Edvīns Šnore）が2008年に発表した『ソヴィエト物語』（The Soviet Story）は補足資料として参考されたい

（[\[https://www.youtube.com/watch?v=iTJQXKUR6mM\]](https://www.youtube.com/watch?v=iTJQXKUR6mM)（2021. 11. 02 確認））。

これに対して、アンソニー・ジェームズ・グレガー (Anthony James Gregor) は、ファシズムを、マルクスとエンゲルスの仕事が革命家らに残した曖昧な思想的遺産を端緒とする、長い歴史のある知的伝統を相続した、ある種の「マルクス主義的異端」(Marxist heresy) でさえあると定義した。というのは、「プロレタリアン・ネイション」(proletarian nation) と呼ばれる、経済的に遅れた国民共同体が、空間・資源・国際的地位をめぐるより発達した「金権政治に主導される国々」(plutocracies) と競争しようとするような、ファシズムの衝動の深層にあったのは、マルクス主義だからである。要するに、グレガーにとって、イデオロギーとしてのファシズムは、マルクス主義の派生物の1つである (Gregor 1979: 121)。

さらに興味深いのは、1945年以降に一部の元ナチ党员も自己免罪や「過去の克服」(Vergangenheitsbewältigung) のために、国民社会主義やファシズムを、単純にボルシェヴィズムの「双子の兄弟」であると解釈し直し、国民社会主義やファシズムがボルシェヴィズムと同じくヨーロッパに属さない「アジア的蛮行」であるとしていた (Weiß 2017=2019: 272-273)。

ファシズムがマルクス主義のアンチテーゼであるとする観点 (ノルテ) と、両者をほぼ同一視する観点 (グレガー、そして一部の元ナチ党员) の両極の間には、ファシズムが19世紀末以後の社会主義とナショナリズムとの結合の結果であり、「城内平和」^[97]

(Burgfrieden) が象徴する社会主義の国民化と、ビスマルクの社会保険制度が象徴するナショナリズムの社会化との相互作用の結果だという観点がある。そうした結合・相互作用により、20世紀に入ると、ファシズムは資本主義 (あるいは自由主義) と社会主義を共に超越しようとする第三の道として、ほぼ全世界を席卷し始めた (山口 2014: 166-177)。

上記のような観点を持つ代表的な研究者は、ゼーヴ・シュテルネル (Zeev Sternhell) である。彼によれば、ファシズムは、マルクス主義の「結果」(consequence) (ノルテ) でも、マルクス主義の変種 (variety) (グレガー) でもなく、マルクス主義の「反物質主義的」(anti-materialistic)、「反合理主義的」(anti-rationalistic) な「改訂」

(revision) と「有機的ナショナリズム／ロマン主義的ナショナリズム／統合 (=全体的) ナショナリズム」(organic nationalism / romantic nationalism / integral nationalism) の混合物である。これにより、シュテルネルは、元「アナルコサンディカリスト」(Anarcho-Syndicalism)、ファシズム政党フェソアの創設者ジョルジュ・ヴァロワ (Georges Valois) に提示された著名な公式、すなわち「ナショナリズム+社会主義=ファシズム」にも賛同する。

[97] ドイツのSPDをはじめとする欧州諸国の社会民主主義政党は、第1次世界大戦における自国の戦争遂行のために政府との対立や資本家との階級闘争を一時的に停止し、従来の敵との協力関係を結んだことを指す言葉である。城内平和は第二インターナショナル (1889年～1916年) の分裂と最終的崩壊を導いた。

シュテルネルは、フランスがファシズムの誕生の地であり、イタリアがその成長の地であると考えている。つまり、彼によれば、1914年よりはるか以前に誕生した、「非順応主義的」(nonconformist)・「前衛的」(avant-garde)・革命的な性格を帯びるファシズムの真の誕生地は、19世紀末のフランスである。また、その中の代表的な政党・運動は、「ドレフュス事件」^[98] **【脚注92】を参照** を契機に知識人シャルル・モーラス (Charles Maurras) を中心として結成された「アクション・フランセーズ」(AF: Action Française) のような急進右翼・反共和主義的王党派、中でも反共和主義であると同時に、数多くの左派的な主張も唱え、疑似社会主義的ナショナリズム的なブーランジェ運動^[99] **【脚注92】を参照** である。

そうしたフランスに由来する「新しい革命的右翼」(revolutionary new right) のイデオロギーは、反合理主義、「反実証主義」(anti-positivism)、エリート主義、レイシズムとナショナリズムを混合したものである。それ以外、新しい革命的右翼は「決定論」(determinism) の点では、生物学的または人種的にもかかわらず、ある意味でマルクス主義に近く、そして反自由主義、反個人主義、特に暴力や「行動主義的少数派」(activist minorities) への崇拜の点でも、かなり革命的であったとされている。

新しい革命的右翼を除き、シュテルネルによれば、マルクス主義的社会主義が危機的状況を迎えていたことと、プロレタリアート革命への信頼失墜に特徴づけられる19世紀末に台頭しつつあった、一種の修正主義的社會主義／「ネオ社会主義」(neo-socialism)、すなわちフランス人社会・政治理論家のジョルジュ・ソレル (Georges Sorel) の「革命的サンディカリズム」(Revolutionary Syndicalism) は、ファシズムの2番目の基本的な

[98] 1894年に起こった、ユダヤ系陸軍大尉アルフレド・ドレフュス (Alfred Dreyfus) がスパイ容疑で逮捕された冤罪事件である。この事件をきっかけに、左派においては自由主義・民主主義・共和主義を擁護するドレフュス派が形成した一方、右派においては反ドレフュス派が結集し、第三共和政期のフランス世論を二分する政治的危機が出現した。この事件は19世紀のヨーロッパにおける最大のスキャンダルの1つであり、その後の欧州社会主義運動の展開に深遠な影響を及ぼしたのみならず、ヨーロッパのポピュリズム的な右翼ナショナリスト勢力の誕生をもたらした (Berman 2019: Chapter 6)。

[99] ブーランジェ運動は常に右翼運動に分類されているが、多くのブーランジストは社会主義者を自任し、左翼的政策を支持していた。ブーランジェ運動は社会改革を推進するために議会においては左派との協力も避けず、「普通の人々」(little people) や「相続権を奪われた人々」(disinherited) の真の擁護者を自任していた。当時の人々にとって、ブーランジストと社会主義者を識別するための基準はナショナリズムであり、1889年にブーランジェ運動が挫折した後に、多くのブーランジストが社会主義陣営に戻った。その中に最も有名なのは、「ファシズムの父」の1人であるモーリス・バレス (Maurice Barrès) である。彼はブーランジストとして1889年に下院議員へ選出された。その後、1893年と1906年の2回の下院選挙において彼は社会主義候補として臨んだ。バレスは社会主義者とはほぼ同じ社会政策を支持していたが、自らの立場を「社会主義ナショナリズム」(Nationalisme Socialiste) としていた (Berman 2006: 82-83, 83, n. 91; Passmore 2014=2016: 38; **【脚注92】も参照**)。

構成部分をなしている^[100]。

革命的サンディカリズムは反物質主義、反マルクス主義、反自由主義、反ブルジョワジー、反共産主義を掲げ、ネイションと伝統を唯一の道徳的な創造力とし、プロレタリアートなき国民社会主義を目指していた。結局、唯物史観（＝物質主義）およびプロレタリアートの役割（＝階級闘争）という正統派マルクス主義の2つの理論的支柱を拒絶する左翼の革命的サンディカリズムは、新しい革命的右翼の生まれながらの盟友となり、両者は共に自由民主主義の粉碎を望んだ。

両者の結盟の雛形は、ヴァロワが創設した「ナショナル・サンディカリズム」(National Syndicalism) 政党「セルクル・プルードン」^[101] (CP: Cercle Proudhon、1911年～1925年) にあるが、その究極形態はイタリアにおいて現れた。つまり、知的・社会的・政治的力として成熟した革命的サンディカリズムは、第1次世界大戦勃発の際にナショナリストと手を組んでムッソリーニの下に集結し、爾後のPNFの組織的基盤である「革命行動ファッショ」(Fascio d' Azione Rivoluzionaria) を結成した^[102]。

シュテルネルは、ファシズム・イデオロギーがマルクス主義の改訂版としての革命的サンディカリズムの直接的な産物であり、とりわけフランスとイタリアの革命的サンディカリズム理論家らが多大な貢献をしたと考えている。(Sternhell 1989=1994: 4-6; Costa Pinto 2012: Chapter 2, 特に32-40)。

ファシズムの左派的起源に関するシュテルネルの学説は、論争的ではあるが^[103]、非常に示唆的である。仮にファシズムがただ単にフランス革命以来の反動的・保守主義の流れを汲む純粋な右翼の現象であり、あるいは第1次世界大戦や大恐慌といった大変動が偶然に引き起こした「実用主義的」(pragmatic) 政治・社会運動に過ぎないのであれば、なぜ戦間期・

[100] ソレルは10月革命を偉大な成就として大きく称賛すると同時に、ファシズムの台頭にも強い敬意を表した。広く伝わったが真偽不明のエピソードの1つによれば、1920年代末の某年某月に、フランス国立図書館の館長は同じ週に、ソビエト・ロシア大使とファシスト・イタリア大使の両方から、それぞれの国の政府によるソレルの墓石修繕費を受け取った。実際に、ムッソリーニは「私が何者であるかは、ソレルに負うところが大きい」と吐露し、ソレルを思想的導師として奉ずる。一方、ソレルはレーニンをマルクス没後の最も偉大な社会主義思想家として彼を当世のピョートル大帝に喩えた一方、ムッソリーニをレーニンに比肩できるくらいの類稀なる非凡な政治家と激賞した。ソレルの思想は1960年代末の新左翼にも大きな影響を与えた (Talmon 2017: 451-452)。

[101] CPはフランスの社会主義者、「無政府主義の父」のピエール・ジョゼフ・プルードン (Pierre Joseph Proudhon) にちなんで命名され、ソレルとモーラスを思想的指導者としていた (Berman 2006: 85)。

[102] 第一次世界大戦の勃発直後、PSI 青年組織の機関紙『前線』(Avanguardia) や、グラムシさえも、イタリア王国の中立政策に反対した。参戦論を極力鼓吹していたムッソリーニは、「青年社会主義者連盟」(FGS: Federazione dei Giovani Socialisti) や、グラムシからも、PSIの素晴らしい指導者と認められた (Gregor 1979: 78; Sternhell 1989=1994: 195, 298-299, n. 1)。

[103] シュテルネルの学説をめぐる論争に関する簡潔で包括的な紹介は、Costa Pinto (2012: Chapter 2)を参照されたい。

戦時中にあれほど多くの社会主義者・マルクス主義者・共産主義者がファシズム・国民社会主義に転向したのか。なぜ共産主義者は国民社会主義者と相互不可侵条約を平気で締結できたのか (Sternhell 1989=1994: 5)。こうした問題が、解釈不可能となる。

しかし、シュテルネルは、ファシズムの左派的起源に関心があったために、戦間期におけるファシズム・国民社会主義と社会主義・共産主義との相互作用にはあまり触れられなかった。事実、もう一種の修正主義的社会主義／ネオ社会主義者、とりわけその中の「経済計画主義者」(planiste)らがファシズム・国民社会主義の発展と成熟にも大きな役割を果たしたと言える。この点について、バーマンの研究 (Berman 2006) は非常に高い参考価値がある。

彼女によれば、修正主義的社会主義／ネオ社会主義の陣営には、ソレルの革命的修正主義派(=革命的サンディカリズム)以外、エドゥアルト・ベルンシュタイン (Eduard Bernstein) の民主的修正主義派 (=社会民主主義) と、ウラジーミル・レーニン (Vladimir Lenin) の共産主義的修正主義派 (=ボルシェヴィズム) がある。革命的サンディカリズムと比べてさへも、ベルンシュタインの社会民主主義のほうが、ファシズム・国民社会主義との間に、重要ではあるが未だ十分に評価されていない類似点はいくつか存在する。

これらの類似点とは、第1に、政治の首位性、すなわち政治的権力をもって社会と経済を積極的に改造しようとした点である。第2に、共同体の連帯感と集团的利益へのアピールという点である。第3に、近代的な大衆組織を建設して国民・人民政党の独自の色彩 (【脚注54】を参照) を打ち出そうとした点である。最後に、国家は市場を破壊することなく制御できるし、制御すべきだという信念に基づき、資本主義と社会主義の間の第三の道を探索しようとした点である。このように、社会民主主義とファシズム／国民社会主義は従兄弟のような関係である^[104]。

とりわけ4番目の点については、むしろファシズム・国民社会主義のほうが経済的計画主義において先行していた。例えば、1932年のドイツにおける3名の著名な労働運動家、ウラジーミル・ヴォイチンスキー (Wladimir “W” oytinski)、フリッツ・タルノヴ (Fritz “T” arnow)、フリッツ・バーデ (Fritz “B” aade) は、赤字財政で賄われる反景気循環的政策、「信用創造」(credit-creation)、特に大規模な公共事業プログラムを通じて雇用を創出することを主要な目的とした、WTB計画を提案した。しかし、雇用主は当然これに反対したが、一部の労働組合や党内の正統派マルクス主義者の影響が依然として強かった SPD も、反対した。

[104] 興味深いのは、1920年代後半には、スターリンとコミンテルンが社会民主主義を「社会ファシズム」(Social Fascism)として攻撃し始めたことである。社会ファシズム論によれば、社会民主主義政党はファシズムの左派に属しており、両者は「双子の兄弟」である。また、以上に挙げた4つの類似点の他に、先述したマルクス主義と新しい革命的右翼の共通する特徴の1つとしての決定論も、社会民主主義とファシズムのもう1つの類似点である。これに対して、レーニンや毛沢東などの共産主義者は、人間の意志や能動性を重視する「主意主義」(voluntarism)を信奉する (Holmes 2009: 15-16)。

これとは対照的に、「ドイツ共産党」(KPD: Kommunistische Partei Deutschlands) は独自の雇用創出プログラムを熱烈に鼓吹していたが、最初から WTB 計画へ好意を示したのが、ナチス左派の領袖グレゴール・シュトラッサー (Gregor Strasser) であったことは皮肉である。彼は同年 5 月 10 日の国会演説で、失業対策としての公共事業の拡大への共感を示し、ヴォイチンスキーの信用創造計画を高く評価し、金本位制を神聖視しない金融政策を最初に唱えたのがナチ党であることを強調した。WTB 計画の策定者の 1 人であり、演説の聴衆でもあったタルノヴは、「この演説は我々の中の誰かに行われるべきだったが」という感慨をも覚えた。WTB 計画に触発されたナチ党は「雇用創出」(Arbeitsbeschaffung) を同年 7 月に行われた選挙戦の主軸とし、SPD の労働者階級をターゲットしていたのである。総選挙の約 1 ヶ月後にタルノヴとシュトラッサーの会談も開かれ、2 人は、公共事業の拡大に関して、「全ドイツ労働総同盟」(ADGB: Allgemeiner Deutsche Gewerkschaftsbund) とナチ党とが親和性があることさえも承認した (Harsch 1993: 166-167, 190, 209; Berman 2006: 111-115, 142; Sassoon 2014: 61, 69)。

したがって、先の 4 つの類似点に加えて、マルクス主義と自由主義の拒絶は、戦間期に多くの知識人や政治家が修正主義的左翼からファシズム・国民社会主義的右翼に転向できた理由となっている (Berman 2006: 14-17)。

特に言及に値するのは、イタリアの場合は、「イタリア社会党」(PSI: Partito Socialista Italiano) 右派出身のムッソリーニの他、マルクス主義に大いに影響を受けたファシズム理論家ジョヴァンニ・ジェンティーレ (Giovanni Gentile)、ドイツの場合は、SPD から PSI へ、さらには革命的サンディカリズムへと転向し、最終的には PNF に加入したロベルト・ミヘルス (【脚注 65】)、グレゴール・シュトラッサーの弟で、SPD 党员・「社会主義退役軍人の大学協会」(Universitätsverbandes sozialistischer Veteranen) の創設者 (Moreau 2018: 155) からナチス左派に転向したオットー・シュトラッサー (Otto Straßer)、イギリスの場合は、イギリス労働党左派出身の「イギリス・ファシスト連合」(BUF: British Union of Fascists) 党首オズワルド・モズレー (Oswald Mosley) 準男爵、フランスの場合は、共産党出身のジャック・ドリオを除き、革命的サンディカリズムの先駆者であってヴィシー政権の労働大臣を担当したユベール・ラガルデル (Hubert Lagardelle) と、「フランス社会党」(SFIO: Section Française de l'Internationale Ouvrière) 出身のネオ社会主義者／経済計画主義者の代表的人物であるマルセル・デア (Marcel Déat) というもう 2 人の著名な対独協力者が挙げられる (Costa Pinto 2012: 32, 35; 山口 2014: 90-93)。

社会主義とファシズム／国民社会主義のいずれにも深い影響を及ぼした人物の 1 人は、ベルギーのアン・ド・マン (Hendrik de Man) である。彼は同時代のグラムシとルカーチ・ジェルジュ (Lukács György) に次ぐ (Sternhell 1989=1994: 195)、「20 世紀における最も多才で、創造的かつ大きな政治的影響力をもつ人であり、やや誇張的でありながら修正主義的社会主義が生んだ最も「エキュメニカル」(ecumenical) で体系的な精神をもち、修正主義的社会主義の正統的継承者である」と評価されている。

彼が 1933 年に発表した『労働計画』(Plan van den Arbeid) は、その時代における資本主義の管理に関する最も首尾一貫したネオ社会主義／経済計画主義的プランであり、ベルギーのみならず、フランス、オランダ、スイス、イギリスの社会主義運動の教育的・政治的実践にも多大刺激を与えた。まさにこれにより、デ・マンは、戦後社会民主主義イデオロギーの主要な創立者としてさえ目されている。

ただそれ以降、デ・マンはファシズムの誘惑に屈して、未来は主流の社会主義運動でも自由民主主義でもなく、ファシズムか「国民社会主義」(socialisme national) にしかないということ、ナチズムはドイツ版の社会主義に他ならないことを信じるようになり、1940 年のドイツ侵攻の際に対独協力者となった。デ・マンは社会民主主義とファシズムおよび国民社会主義の間をつなぐ重要な役割を果たしたが、彼の転向は 20 世紀における社会主義の一大暗黒面とも評される (Pels 1993; Berman 2006: 115-119, 125; Sassoon 2014: 67-69)。

戦時中にドイツ占領軍と協力していたデンマーク社会主義者、独ソ戦においてナチス・ドイツ支持の立場を取っていたフィンランド社会主義者、ドイツの「命令」(diktat) に直面してフィリップ・ペタンのフランス国主席就任とヴィシー政権への権力委譲を可とした半数以上の SFIO 議員に示されたように、ドリオ、デア、ラガルデルならびにデ・マンのような社会主義陣営の中の変節者は、決して少数派ではなかった (Sassoon 2014: 89-90)。これを受けて、山口定は、大資本に対する公的コントロールが効かない場合に顕在化する資本主義経済体制の重大な弱点は、ファシズム／国民社会主義運動における既成の左翼やマルクス主義に幻滅した労働運動関係者や共産党からの離反者の比重が極めて高いという奇妙な現象の根底にある原因であると指摘した (山口 2014: 308)。

山口定の指摘を証明するのは、戦間期のスウェーデンの SAP である。ほとんどのヨーロッパ社会民主主義政党とは異なり、戦間期における SAP とイタリアの PNF とドイツのナチ党は、政治の優位、共同体主義、国家介入経済といった類似の理念と政策を掲げ、ある種の国民社会主義的な革命を成し遂げた点では一致した。例えば、1920 年代以降の SAP の重要な指導者の 1 人、党内右派に所属するリカード・リンドストローム (Rickard Lindström) は、国内のファシスト／国民社会主義者の民族主義的アピールを抑制し、SAP 党員がいかに愛国心を持っているかを強調するために、SAP は自らの政治的目標である、国民社会主義のために奮闘していると公然と表明した。また、彼は 1940 年から 1942 年にかけて、ナチス・ドイツの要求に対して非常に宥和的で理解のある立場を取り、しばしば物議を醸した (Braskén 2021: 97, 112, n. 4)。

戦間期から戦後直後までにスウェーデン政治で巨大な影響力を振るっていたスウェーデン首相兼 SAP 党首のペール・アルビン・ハンソン (Per Albin Hansson) できえ、共同体主義、ひいてはナショナリズム的な言説を積極的に利用していたことにより、彼のリーダーシップの下で、共同体主義およびナショナリズムの要素は、スウェーデンの左派と関連付けられるようになりつつあった。総じて言えば、ファシズム／国民社会主義は、資本主義を制御するが、破壊しないことという、従来、主に社会民主主義政党の主要功績として取り上げら

れていたものにも大きく寄与した。

だが、ファシズムの PNF と国民社会主義のナチ党に勝って革命成就のために民主主義と人権を犠牲にせずに済んだのは、結局、社会民主主義の SAP のみである^[105]。SAP はスウェーデン社会民主主義を生み出した。うまく機能する資本主義、民主主義、社会的安定という従来、相互に抵触すると思われてきた 3 要素の和解を実現させたことで、SAP は現代の西欧社会民主主義思想の基礎や、ヨーロッパ戦後秩序の中核的な特徴だけでなく、戦後栄光の 30 年において支配的な政治経済秩序の礎石も築いた (Berman 2006: 5-6, 17, 151, 166, 188; Sassoon 2014: 42)。以上のことから、もともとファシズム/国民社会主義と社会民主主義は互いに緊密な関係があったことは分かった。

戦間期に成立したファシズム・ナチズム体制は、19 世紀以降の先進諸国に対抗する中で混迷を深めた後発国型近代化の悲劇であるとされている (山口 2014: viii)。ホアン・リンズ (Juan Linz) によれば、多くのヨーロッパ諸国では、国民の大部分がすでに社会主義や自由主義、保守主義、カトリシズムといった特定の政党・利益団体または大衆組織に包摂されており、ファシズム/国民社会主義は飽和状態に近い政治空間における「遅参者」(late-comer) として、異質的な追随者を惹きつけて広範囲にわたる社会階層に浸透できる新しい「政策的総合体」(synthesis of policies)、すなわち橋架け争点を工夫しなければならなかった。

遅参者政党の競争相手の社会的基盤を詳しく分析することなしに、遅参者政党の成否を理解することは不可能である。ファシズム政党や国民社会主義政党が労働者階級の間で人気があったかどうかは、確かに社会主義・アナルコサンディカリスト・共産主義運動ならびに労働組合がどれだけ労働者階級を組織化して農民層と新中間層に浸透していたのかにかかっていた。この点についてドイツの SPD は格好の例を提供した。スカンディナヴィア諸国の社会 (民主) 主義政党のように、労働者、農民および新中間層の階級連合の形成について

[105] ウォルター・ラカー (Walter Laqueur) が述べたように、「少なくとも何らかの業績をあげることなく信用された政府は、歴史上かつて存在しなかった」。彼によれば、初期のファシズムや国民社会主義の「業績」としては、保護政策による国内の特定産業の発展促進、国民のレジャー組織 (イタリアの「全国余暇事業団」(L'Opera Nazionale Dopolavoro)、ドイツの「歓喜力行団」(KdF: Kraft durch Freude) など) の構築、安価な国民型ラジオセットや国民車等の提供、大規模な公共投資による雇用創出と経済復興、外交面の目覚ましい成果による民族自尊心の満足、近代化の推進などが数えられる (Laqueur 1996: 65-72=1997: 70-76)。ファシズム/国民社会主義によるいくつかの「重要な革新」(critical innovations) は、ファシスト・イタリア、ナチス・ドイツ、ヴィシー・フランス、軍国日本が降伏した後にも、依然としてそれぞれの国の発展に影響を与え続けた。例えば、国民・人民政党や全階級政党のような斬新な政党概念 (【脚注 54】) の他に、近代化を目論む社会革命の遂行 (ドイツ) (Dahrendorf 1965=1998)、法律の革新、行政的・社会的・経済的近代化、計画の領域の発展 (フランス) (Paxton 1972: Section 5, 特に 352-376)、福祉国家の発展、科学研究体制の定着、フェミニズム運動の興隆、国民統合が完成したシステム社会の形成、経済の基本的仕組みの定着 (日本) (野口 2010; 進藤 2014; 山之内 2015) などが挙げられる。

挫折した SPD にはナチ党の伸長に対して逃れられない責任があったと考えられる (Linz 1980: 154-155, 180, n. 11)。

結局、イタリアの MSI や、ドイツの NPD と「ドイツ民族同盟」(DVU: Deutsche Volksunion、1971 年～2011 年)、イギリスの BNP といったような、第二次世界大戦から生き残ってきたファシズム・国民社会主義の残滓、いわゆるネオ・ファシズム政党やネオ・ナチズム政党と呼ばれる一群の過激的な政治勢力 (例えば、Carter 2017, 特に 58, Tbl. 2.4) は、政策主張についても、また社会的基盤についても、相変わらず遅参者であった前身政党の特徴を保持していた。

6.2 イタリア

6.2.1 「イタリア社会運動」(MSI)

MSI は、PNF の後継政党であって特に「イタリア社会共和国／サロ共和国」(RSI: Repubblica Sociale Italiana / Repubblica di Salò, 1943 年～1945 年) の思想的・人的遺産を受け継いだ政党である。また、同党は、1946 年 12 月の結成から 1980 年代までの欧州急進右翼政党群の中で、模範的な地位を占め、汎ヨーロッパ的な右翼社会運動の形成に絶大な影響を及ぼす、産業社会における伝統的極右政党の代表格と見なされている (Ignazi 1992, 2003; Worth 2019: 205, one n. 1)。

MSI は自らを右派と位置づけていたが、党内には主に 2 つの派閥／潮流を抱えていた。1 つは、右派的な潮流であって伝統的な保守主義・政治的恩顧主義・私有財産と政治的階級制度の擁護・反自由市場主義に特徴づけられていた、南部の地主および中小商店主を社会的基盤としていると同時に、DC をはじめとした既成の右派政党との連携を唱えていた、体制としてのファシズムと呼ばれる、穏健派・体制派であった。もう 1 つは、左派的な潮流であってイデオロギーの上では愛国的社会主義・国民社会主義・社会主義的なファシズム左派・社会ファシズム・コーポラティズム・労働組合主義などの特徴を帯び、北部の労働者を社会的基盤をとしていると同時に、PSI、ひいては PCI などの極左勢力との連携をも主張していた、運動としてのファシズムと呼ばれる、急進派・革命派であった (譚 2017: 532-533, 533, Tbl. 10)。こうして、教権的一保守的な右翼政党として完全な正統性を得ようとした穏健派と、ファシズムの革命的起源、その反資本主義的・反ブルジョワ的宣言への復帰の必要性を宣言していた急進派、という 2 つの「魂」^[106]の間の緊張関係によって支配されていた MSI は、その歴史の中で常に戦略的ジレンマに直面していた。

革命の理想を堅持していた人々が地歩を固めた結果として、MSI、とりわけ党内左派はしきりに「PCI より左翼的」、「イタリアに残存する唯一の左翼」と評価されることさえあった

[106] MSI 党内の第 3 の「魂」／潮流とは、青年や知的エリートに影響を与えていた、エヴォラの思想を代表とする伝統的精神主義であった (Ferraresi 1996=2003: 28; 【脚注 3】も参照)。

(Sidoti 1992: 152; Ferraresi 1996=2003: 24-33; Newell 2000: 469-470)。

1969年から1976年にかけてのMSIは、RSI出身のジョルジオ・アルミランテ (Giorgio Almirante) やピーノ・ラウーティ (Pino Rauti) などの党内左派の復権によってMSIの「文化部長」(responsabile culturale) として新しく任命された元マルクス主義者・PCI 党員のアルマンド・プレーベ (Armando Plebe) の指導下、伝統的な極右的色彩を払拭しようとする、いわゆる「国民的右翼」(Destra Nazionale) の局面を一時的に迎えていた。

その後、イタリア経済の長期的停滞、失業の増大、そして南部の貧困問題によってMSIは青年票および南部の抗議票を視野に入れ、法の支配、平和的解決、市民権、少数者の権利などの言説も頻繁に弄し、さらなる左旋回を進んでいた。結果として、1984年の第14回党大会では、賃金が物価上昇に比例して自動的に引き上げられる「スカーラモービレ制度」(scala mobile) 制限法の修正に関して、PSI や PCI とさえも歩調を合わせる事が決定された。

MSIの左旋回は最も顕著な時期は、党内の古参左派ラウーティが指導的地位にあった1980年代末から90年代初頭の数年間であった。ラウーティはファシズムを左翼的革命運動と位置づけてMSIの左翼化に熱心していた。彼は物質主義、消費主義、利己主義、さらに資本主義と金権政治をも拒否し、反NATO・反欧州経済共同体 (EEC: European Economic Community) ・反西欧・反米・親第三世界・親パレスチナに特徴づけられており、かつて共産主義政党が成就できなかった任務を引継ぎ、共産主義の危機によって流動化していた左派の有権者の取り込みを目指していたる特異で理想主義的な人物である (Sidoti 1992: 159)。

彼に影響を強く受けていたこの時期のMSIも右翼の党からの脱却を唱え、企業民営化、消費主義を批判し、労働運動を支持し、第三世界との連帯を強く提唱していた。とりわけMSI 党員を対象としたアンケートから見れば、新自由主義に反対して経済介入志向をもつ人は党内の圧倒的多数派であり、彼らは所得格差の縮小に賛成し、平等主義さえも掲げていた。

(高橋 1998; Ignazi 2003: 42)。

1980年にこうしたMSIの支持者の19%はブルーカラー労働者であり、PCI (3分の1強) とPSI (23.4%) に次ぐ3番目の「労働者政党」であった (Sassoon 2013: 178) ことに対し、1987年の総選挙においてMSIは労働者全体の47%の票を獲得し (Hainsworth 2008: 97)、紛れもなく「労働者の第一党」となっていた。

80年代末から90年代初頭のMSIは、ラウーティを代表とする左派・急進派・革命派と、右派・穏健派・体制派のリーダー、ジャンフランコ・フィーニ (Gianfranco Fini) との間路線闘争に苦しんでいたが、フィーニの勝利、特にMSIが清潔な政党であるというイメージ確立の契機となった1992年のミラノに始まる大規模な汚職捜査作戦「清廉な手」(manipulite) による既成の左右両翼の主流政党の一扫は、MSIの最終的な穏健化および主流化／与党化に道を開いた (【第1.3節】と【脚注29】を参照)。

一方、1995年のMSIの解党に伴ったANの結成に反対したラウーティは1995年にネオ・ファシズム政党「社会運動—三色の炎」(MS-FT: Movimento Sociale - Fiamma Tricolore)、

そしてルカ・ロマニョーリ (Luca Romagnoli) との党の路線および指導権をめぐる闘争で敗れたことで2004年に「社会アイデア運動」(MIS: Movimento Idea Sociale) を結成し、引き続き独自のファシズム左派路線を追求していたが、2012年に85歳で亡くなった^[107]。

6.2.2 「新イタリア社会運動—国民右翼」(Nuovo MSI-DN: Nuovo Movimento Sociale Italiano)

他方、ラウーティに代表されたMSI「社会派」(dell'ala sociale)の路線の忠誠な実行者と自負したガエターノ・サヤ (Gaetano Saya) は、2000年にフィレンツェ (Firenze) で「国民右翼」(Destra Nazionale) を結成し、2003年に党名をNuovo MSI-DNへと変更した。

サヤは、「熱い秋」^[108] (autunno caldo) を端緒として極左・極右のテロが交錯する「鉛の時代」(Anni di piombo)において、MSIの「緊張の戦略」^[109] (strategia della tensione) に加わった経験をもつ。彼は極めて不祥事の多い有名人でもあり、2004年に党の旧ウェブサイトで人種主義の扇動を行ったとして告発され、続く2005年にイスラム教徒に対する監視活動を行う「自称並行秘密反テロ部隊」(self-styled parallel secret anti-terrorist unit)の「対テロ戦略研究部」(DSSA: Dipartimento di studi strategici antiterrorismo)の創設者として起訴され、2006年には党名の使用権をめぐってフィーニとANに対して一連の裁判を起こしたことで知られる。一方、彼は2006年の総選挙の際、ムッソリーニの孫娘アレッサンドラ・ムッソリーニ (Alessandra Mussolini) およびラウーティと共に、ベルルスコーニの選挙連合「自由の家」(CdL: Casa delle Libertà)へ加盟したこともある^[110]。

Nuovo MSI-DNの党綱領 (Nuovo MSI-DN 2003) は、ラウーティに代表されるMSI党内のファシズム左派・急進派・革命派・社会派の路線方針の特徴を浮かび上がらせている。歴史の偶然かもしれないが、Nuovo MSI-DN (2003) はナチ党の『25カ条綱領』(25-Punkte-Programm)

[107] ラウーティの葬儀、また彼の支持者らが葬儀に参列したフィーニとの衝突については、<https://www.youtube.com/watch?v=-UPdlDngyVM> (2021. 11. 22 確認) を参照されたい。

[108] 1969年～1970年のイタリア北部で起きた労働者と学生による一連のストライキを指す。労働者は労働時間の短縮と賃上げを要求していた一方、学生は社会改革と階級闘争を唱えていた。

[109] 議会多数派に頼れなかった1960年代末に、タカ派のアルミランテとラウーティは、MSIを左翼勢力から現体制を防衛する堡壘としてイタリア政治を右傾化させようと試みた。MSIは街頭に活動家を動員する能力を持っていたために、社会的混乱に慄く既存の保守勢力にとって頼もしい存在であった。MSIは、イタリアの市民的権利と自由を抑圧し、国と地方の議会の権限を制限する権威主義的国家への転換を図り、この企図を正当化するためにあらゆる問題の責任を左翼に帰そうとした。赤の組織を挑発するために暴力・流血事件や爆弾テロすら引き起こし、治安当局を動かして左翼に法的制裁を加えさせるようなラウーティの策略は、緊張の戦略と呼ばれ、1970年代初頭のMSIの選挙躍進に一定程度貢献した (Ferraresi 1996=2003: Chapter 4, 5, 6, 特に107-108)。

[110] <https://www.statewatch.org/statewatch-database/italy-electoral-alliance-between-governing-coalition-and-far-right/> (2021. 11. 23 確認)。

と同様に 25 の項目を含む。

Nuovo MSI-DN (2003) は極めて強烈的な移民排斥主義／自民族中心主義（例えば、「イタリア人の血を引く者だけが同胞になれる」〔(4)〕、「1977 年 12 月 31 日以降に入国した新移民は直ちに国外退去しなければならない」〔(8)〕）を表している。また、**Nuovo MSI-DN (2003)** は、典型的なファシズム的主張として、反物質主義（「物質主義的世界を奉仕するローマ法はイタリアのコモン・ローに取って代わられる必要だ」〔(19)〕）や、ナショナリズム（「ナショナリズムは我々の中または外にある物質主義的精神に対抗する」〔(24)〕）や、強力な中央集権国家の建設（「私たちは強力な中央集権国家の創設を求める。中央は国家全体とその官庁全般に対して無条件的な権限を持つこと」〔(25)〕）をも唱えている。

社会経済的次元における **Nuovo MSI-DN (2003)** の政策主張はより特徴的である。例えば、**Nuovo MSI-DN (2003)** は福祉拡大や福祉排外主義的な政策主張はもとより、銀行および他の金融機関の有利子ローンの廃止 〔(11)〕、あらゆる信用および金融機関・電話会社・航空会社・鉄道・船舶郵送会社の国有化 〔(13)〕、高利潤で潤う企業への国家の運営参加 〔(14)〕 といった極左的とも言える政策目標を掲げている。

6.2.3 「イタリアの同胞」(FdI: Fratelli d'Italia)

FdI は MSI のもう 1 つの嫡流であり、フィーニに代表される MSI 党内のファシズム右派・穏健派・体制派の流れを汲む。同党は、2012 年 12 月にベルルスコーニの「自由の人民」(PdL: Il Popolo della Libertà) から離脱した旧 AN 党首代行イニャツィオ・ラ・ルッサ (Ignazio La Russa) と、15 歳で MSI 青年団「青年戦線」(Fronte della Gioventù) に加入して 19 歳で AN 青年団「青年アクション」(AG: Azione Giovani) の主席に着任したジョルジャ・メローニ (Giorgia Meloni) らによって結成されたポスト・ファシズム政党 (**Broder 2020: 138**) である。

2014 年 3 月以来党首を務めてきたメローニは、FN のマリーヌ・ル・ペンのように清新で実力派の女性政治家として人気を博し、イタリアでは L(N) 党首のサルヴィーニに肩を並べる急進右翼の有力者として注目されている。実際に、2021 年 10 月に行われた地方選挙では、ノヴァーラ (Novara)、サヴォーナ (Savona)、ミラノ (Milano)、ヴァレーゼ (Varese)、ベネヴェント (Benevento)、カルボニア (Carbonia) を除く 20 の県都のうち 14 市で FdI の得票は L(N) を上回り、ノヴァーラ (0.05%)、ベネヴェント (0.17%)、ミラノ (0.98%) でも L(N) との得票率の差が 1% 以内であった。このことから、FdI は L(N) と比べて遜色のない急進右翼政党へと急成長したことがわかる。

FdI が躍進に向かう転換点となったのは、2018 年 3 月に行われた総選挙である。FdI は FI と L(N) と一緒に中道右派連合を組んでこの選挙に臨んだが、過半数に達した政党や選挙連合は現れなかった。中道右派連合は最終的に組閣を果たせなかったが、中道右派連合は上院 (=「元老院」[Senato della Repubblica]) で 6.8%ポイント増の 37.5%の議席 (+20、137)、下院 (=「代議院」[Camera dei Deputati]) で 7.8%ポイント増の 37%の議席 (+138、

265) を手に入れ、選挙連合として比較第1位の議席を保有することに成功した。その中に、FdI は上院で 4.3%の議席 (18)、下院で 4.4%の議席 (32) を獲得し、前回の 2013 年の総選挙からそれぞれ同じく 2.4%ポイント増 (+18、+23) を実現して全国第5位の政党となった。

この総選挙に向けての FdI の選挙マニフェストの内容は、15 点の「優先項目」(priorità) にまとめることができる (FdI 2018)。すなわち、【(1)】「家族・出産支援計画」(Il Più Imponente Piano di Sostegno Alle Famiglie e Alla Natalità Della Storia D' Italia)、【(2)】「イタリアおよびイタリア人第一」(Prima L' Italia e Prima Gli Italiani)、【(3)】「安全性と合法性の優先」(Priorità a Sicurezza e Legalità)、【(4)】「非正規移民との戦い、出生地主義への反対」(Contrasto All' Immigrazione Irregolare e no Allo Ius Soli)、【(5)】「イスラム化からイタリア・アイデンティティを守ること」(Tutela Della Nostra Identità Dal Processo di Islamizzazione)、【(6)】「税の軽減、官僚機構の簡素化」(Meno Tasse e Meno Burocrazia)、【(7)】「イタリア製造および本国企業の保護」(Forte Difesa Del Made in Italy e Delle Nostre Imprese)、【(8)】「南部を起点とした国民経済の再起動」(Rilancio Dell' Economia Nazionale Partendo Dal Sud Italia)、【(9)】「雇用創出者と自営業者への支援」(Sostegno a Chi Crea Occupazione e al Lavoro Autonomo)、【(10)】「イタリア人のアイデンティティの中心にある文化と美」(Cultura e Bellezza al Centro Dell' Identità Italiana)、【(11)】「反貧困、効率的な社会政策と健康保護」(Contrasto Alla Povertà, Politiche Sociali Efficienti e Tutela Della Salute)、【(12)】「若者の未来に向けた権利」(Per Il Diritto Al Futuro Dei Giovani)、【(13)】「土地・自然・環境の保護」(Tutela Del Territorio, Della Natura e Dell' Ambiente)、【(14)】「一般家庭と企業に仕える銀行」(Banche al Servizio di Famiglie e Imprese) ならびに 【(15)】「強力な政府と効率的な官僚機構」(Per un Governo Forte e Istituzioni Efficienti) である。

FdI は Nuovo MSI-DN ほど過激ではないものの、FdI (2018) を見れば、政治文化的次元について移民排斥主義／自民族中心主義 【(2)】、【(4)】、【(5)】、【(10)】、法と秩序の強化 【(3)】、政府権限の強化および直接民主主義 【(15)】 などを掲げている点で急進右翼政党としての属性に疑いはない。一方、社会経済的政策主張については、政治文化的政策主張とほぼ同じ比重で重視されていることがわかる。

FdI は、「非本質的な領域」(ambiti non essenziali) への国家介入と官僚主義を批判する立場から減税 【(6)】 を支持し、専門職・小経営者の保護、自営業の促進 【(9)】 を掲げるなど、前述の古い勝利の方程式型急進右翼政党の特徴を持っている。他方、公共事業への投資拡大のための財政赤字のみを許したり、大手企業や大銀行を手始めとする脱税防止の戦いも主張している 【(6)】。

そして、FdI は最も印象的な政策として家族政策と出産支援計画の制定を最優先課題と位置づけ、ワーキングマザーに配慮した保育園の無料化と延長保育および企業内託児所の実現、家族の課税軽減と 6 歳以下の児童のいる家族を対象とする月 400 ユーロの手当の支

給、幼児向け製品のコスト控除と付加価値税の廃止などを唱えている 〔(1)〕。

さらに、貿易保護主義 〔(7)〕 や、旧 MSI・AN の牙城であったイタリア南部地域へのインフラ投資の拡大 〔(8)〕 や仕事の確保と失業問題の改善 〔(9)〕、児童・障害者・60 歳以上の無職者を対象とする経済的援助、最低年金額の引き上げ、障害者生活扶助の倍増、保健サービスの質・適用範囲を向上・拡大させるための財政拡張 〔(11)〕、「社会的住宅ローン」(mutuo sociale) や「賃貸後保有」(affitto a riscatto)、若い夫婦を対象とする住宅基金の創設を盛り込んだ住宅計画 〔(11)〕〔(12)〕、奨学金受給資格を有する学生全員への奨学金支給 〔(12)〕、銀行の公益性の維持のために銀証分離を行い、家計や企業への融資促進や民間銀行の保有株式の国有化を通じて「イタリア銀行」(Banca d' Italia) の「公共性」(natura pubblica) を高めること、金準備の公的所有の再確認なども掲げている 〔(14)〕。

FdI は、「イタリアを団結させる投票」(Il Voto Che Unisce L' Italia) というスローガンの下に、初産婦や出産適齢期の女性を雇用する企業への優遇措置や、戦略的企業の保護、生産拠点を海外に移転しない企業の支援といった政策を打ち出すことによって、ベルルスコーニの FI やサルヴィーニの L(N) との差異化を図った^[111] という指摘もある。

以上のように、ファシズム左派・急進派・革命派・社会派の流れを受け継ぐ Nuovo MSI-DN が、経済的領域における全面的国有化と、絶対的権限を有する中央集権国家の建設を目指したのに対し、ファシズム右派・穏健派・体制派に源流を持つ FdI は、「社会的右翼」^[112] (destra sociale) として、小さな政府と官僚機構の簡素化、中小企業と専門家を対象とする減税措置を唱えつつ、ワーキングマザー・育児家族・失業者・高齢者・障害者といった社会的弱者への支援拡大、社会保障とインフラへの投資拡大といった拡張的な財政政策を唱える。

[111] <https://www.labparlamento.it/verso-le-elezioni-programma-aggiuntivo-fratelli-italia/> (2021. 11. 29 確認)。

[112] AN の青年団 AG の後継団体であり、2014 年から FdI の青年団となった「大学アクション」(AU: Azione Universitaria) の公式サイトによれば、社会的右翼のイデオロギーとは、伝統・ヒエラルキー・有機性といった古典的かつ「非自由主義的」(illiberal right) 右翼の原則と、国民的・共同体の連帯という意味での社会正義を組み合わせるものである。社会的右翼の穏健的潮流は、純粋な自由主義を是正するための経済への国家介入を支持する。一方、その急進的潮流は、社会主義と資本主義の両方に代わる第三の道としてコーポラティズムと「社会化」(socializzazione) を支持する。社会的右翼の源は、産業革命後の非マルクス主義的な左翼、とりわけナショナリズムと反共主義を結合した革命的サンディカリズムと、PNF の母体「サンセポルクロ集会」(Sansepolcristo) に遡ることができる。社会的右翼の具現化はイタリア社会共和国 (RSI) の下での企業の社会化である。第二次世界大戦後、DC 党内の社会派、とりわけ MSI のラウーティー派は社会的右翼の典型例である。その後、社会的右翼の原則はフィーニ党首期に一時的に挫折したが、現在、FdI は社会的右翼の代表を自任している

([\[https://azioneuniversitariaroma.it/?p=1490\]](https://azioneuniversitariaroma.it/?p=1490) (2021. 11. 28 確認))。その他、後述のように、1980 年代中葉以降のフランスの FN も、独自の第三の道として社会的右翼路線を掲げていた。

このように高歳出と低税収という一見矛盾する政策の組み合わせが、実に急進右翼政党の社会経済的政策主張の特色の1つである (Mudde 2007: 135; Rathgeb 2021: 653)。

6.3 ドイツ

6.3.1 「国民民主党」(NPD)

戦後イタリアと異なり、(西)ドイツでは戦前のナチズムに対する忌避感と「悔恨の文化」(culture of contrition) (Art 2006: Chapter 3, 特に 85-96) が強く、東西冷戦の最前線に位置するという地政学的特殊性も相まって、左右両翼の急進または過激勢力(【脚注 4】を参照)に対する極めて強固な防疫線が形成されてきた。

だが、そうしたドイツもすでに4回の急進右翼政党の波を経験している。それぞれの波の主要政党は、第1波の「ドイツ社会主義帝国党」(SRP: Sozialistische Reichspartei Deutschlands, 1949年~1952年)と「ドイツ帝国党」(DRP: Deutsche Reichspartei, 1950年~1965年)、第2波のNPD、第3波のREP (1983年~現在)、第4波の1990年代後半~2000年代初頭のDVUとそれ以後のNPDである(例えば、Backer 2000: 89-96; Art 2011: 192-208)。現在では、2013年から急速に台頭してきたAfDを中心に、ドイツにおける急進右翼の第5波が生じつつあると考えられる。

1964年に成立したNPDはこれらの政党の中で知名度が最も高く、最も過激であるだけでなく、かつての「ドイツ国家人民党」(DNVP: Deutschnationale Volkspartei)を代表とする古いナショナリズム陣営/ミリュー(【脚注 19】【脚注 130】を参照)の伝統を受け継ぐドイツ右翼過激主義の正統派でもある(Stöss 1991: 106-107, 107, Fig. 4.3)。NPDは、1960~70年代を通して第2の波の代表格であり、1966年から1968年にかけて7つの州議会における総計61議席を獲得し、1946年から2016年まで^[113]の70年間には、最も多い地方議会議員を保有するドイツ急進右翼政党として記録を保持していた。

第2の波のNPDを支えたのは、経済的な不確実性や失業を恐れる人々であり、中でも労働組合に組織されず、小さな町や農村部で暮らしていたブルーカラー労働者の中の「熟練職人」(trained craftman)から非常に強い支持を受けていたと指摘されている(Kolinsky 1992: 62-64)。一方、1980~1990年代の第3波において、同党支持に占める急進右翼の古い極すなわち農村・小都市型選挙区を拠点とする伝統的な保守主義ミリューの比重は低下の一途を辿り、これに対して新たな極すなわち都市型選挙区を拠点とする伝統的労働者ミリュー、とわりけ伝統なき労働者ミリューの比重がますます高まった(高橋 1998: 64-66)。

1989年のベルリンの壁崩壊に伴う旧東ドイツの諸社会制度の崩壊と、東部地域における極右的土壌の肥沃化は、NPDの発展の好機となった。ドイツ統一後には、かつて享受してい

[113] AfDは2014年~2016年間の州議会選挙において合計160議席を獲得した([https://de.wikipedia.org/wiki/Alternative_für_Deutschland] (2021. 11. 29 確認))。

た豊富な余暇活動のすべてを失った旧東ドイツの青少年らが、ネオ・ナチの活動に親近感を抱くのは社会組織の面で自然な反応であったが、ネオ・ナチズムは、秩序・規律・愛国心といった旧「社会主義統一党」(SED: Sozialistische Einheitspartei Deutschlands) と酷似する価値観を強調したために、旧東ドイツの多くの人々をイデオロギーの面でも惹きつけた。さらに、ドイツ統一後の長期にわたる失業率の高さや、消極的な社会的雰囲気も、ネオ・ナチズムの伸長に寄与した。こうした状況を受けて 1996 年に第 5 代 NPD 党首に就任したウド・フォークト (Udo Voigt) は、かつてのナチ党左派のイデオロギーを蘇らせ、NPD の左傾化を推進し始めた。SED の後継政党であるポスト共産主義・急進左翼の PDS/DL の支持基盤をなす、エスノセントリズム傾向を有する近代化・グローバリゼーション・ドイツ統一の敗者を吸収しようとしたのである。

ドイツ急進右翼政党の第 4 の波はシュレーダー政権による構造改革に対する「改革疲れ」(reform fatigue) の時期とも重なっていた。2004 年のザクセン州議会選挙において、NPD は「社会保障と正義」や「ドイツの福祉国家の巻き戻しに抗して」のように、急進左翼政党を彷彿させるスローガンを掲げることで、PDS/DL (第 2 党—22.2%の得票、30 議席) の後塵を拝したものの、FDP (第 5 党—5.9%の得票、7 議席) と Grünen (第 6 党—5.1%の得票、6 議席) を超える 9.2%の得票と 12 議席を得、SPD (第 3 党—10.7%の得票、14 議席) にさえ肉薄する比較第 4 党の地位を確保した。東部で極めて不人気な福祉削減の張本者であった SPD は、結局のところ、改革の代償を支払わざるを得なかった。

こうして、PDS/DL とはほぼ同じ有権者層を奪い合っていた NPD は、伝統的なナショナリズムと「国家社会主義」(state socialism) の思想的遺産を結合させつつ、急進的な反資本主義、反自由貿易、反 EU、反米を掲げることによって旧東ドイツ地域で大きく躍進した。東部における急進右翼政党の成敗の鍵は、同じく資本主義や西側に対して批判的な立場を取る PDS/DL の手に握られていた (Minkenberg 2004: 14-15, 19-20; Art 2004: 122, 129, 131-132, 2006: 198-199, 2011: 204, 208; Backes 2018: 648, 665)。

1966 年～1968 年の 3 年間に行われた州選挙では、NPD は北部のシュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州とブレーメン州、北西部のニーダーザクセン州、中央西部のヘッセン州、西南部のラインラント＝プファルツ州、南西部のバーデン・ヴュルテンベルク州および南部のバイエルン州の 7 つの州議会に進出した。この時期の NPD は、重心が南部にやや偏っていたとはいえ、北と西と南とを跨ぐ全国政党であった。

2000 年代以降には、NPD は旧東ドイツに属した東部のザクセン州 (2004 年、2009 年) と北東部のメクレンブルク＝フォアポンメルン州 (2006 年、2011 年) においてそれぞれ 2 回連続で議席を得た。南西部のザールラント州 (2004 年)、東部のベルリン (2006 年)、北東部のブランデンブルク州 (2009 年) と中部のテューリンゲン州 (2009 年) および北東部のザクセン＝アンハルト州 (2011 年) では、議会入りを果たせなかったものの、史上最高の

成績を収めたことがある^[114]。

NPD は、典型的な旧東ドイツ地域政党として、かつての SED のような、高いモチベーションを持つ党幹部らを強固に組織するヒエラルキー的党構造を築くに至り、多くの東部の小さな町を「国民解放区」(national befreite Zonen) として区画化してそこでは安定的な支持を誇っていた (Art 2004: 123, 130-131)。

2005 年の総選挙で議席を獲得できなかった NPD は、比例区で 1.6% の得票 (748568 票)、小選挙区で 1.8% の得票 (857777 票) を得て 1969 年以来の最も良い成績を収めた。続く 2009 年の総選挙で NPD は若干後退したものの、それぞれ 1.5% の得票 (635525 票) と 1.8% の得票 (768442 票) を確保して党勢を維持した。

有権者の投票移動という点で、2005 年と 2009 年の間に NPD は SPD から約 20 万~30 万人の有権者を奪ったことになる。こうした実績は、CDU/CSU (約 88 万) や FDP (約 53 万) などの主流の大政党はもちろんのこと、Grünen (約 87 万) や PDS/DL (約 110 万) の純利益 (=SPD からの流入-SPD への流出) とも比べ物にならない (Bale et al. 2013: 104-105) が、当初の NPD の支持基盤が 80 万人台であったことを考えれば、NPD の規模を考慮に入れば、驚くべきものであった。

2010 年代に入ると、NPD はオーストリアの FPÖ に倣って「社会的な故郷政党」(die Soziale Heimatpartei) を自任するようになり、さらなる社会化/左傾化路線を実行するために、『仕事、家族、祖国—ドイツのための我々のプログラム』(Arbeit, Familie, Vaterland: Unser Programm für Deutschland) と題する新しい党綱領 (NPD 2010) を作成するに至った。NPD (2010) はバランスの取れた 12 の項目を含み、【(1)】「教育」(Bildung)、【(2)】「家族」(Familie)、【(3)】「社会」(Soziales)、【(4)】「経済」(Wirtschaft)、【(5)】「環境」(Umwelt)、【(6)】「健康」(Gesundheit)、【(7)】「財政」(Finanzen)、【(8)】「内務」(Inneres)、【(9)】「移民」(Zuwanderung)、【(10)】「防衛」(Verteidigung)、【(11)】「ヨーロッパ」(Europa) および 【(12)】「エネルギー」(Energie) という幅広いテーマを扱う。

この中に NPD は、移民政策に関して現在ではほぼ死語である「生存圏」(Lebensraum) の用語を使用しつつ、中央ヨーロッパにおけるドイツ人の伝統的な生存圏を主張し、「エスニック多数派」(ethnischen Mehrheiten) の「統合」(Integrität) とアイデンティティの保障を掲げる。また、近い将来に「ドイツ性/ドイツらしさ」(deutschen Charakter) を喪失する恐れがあるドイツの福祉国家と治安が、移民・難民とりわけムスリムの大量流入によってすでに危険にさらされつつあることに警鐘を鳴らし、外国人は「《ドイツ社会を》豊かにするもの」(Bereicherung) ではなく、むしろドイツの未来と社会的平和への「重圧」(Belastung) になっているとの認識を表明した (【(9)】)。

部分的にナチズムの過去が影を落としているように見える移民政策の他に、NPD (2010) のもう 1 つの重要な特徴として指摘できるのは、反 EU および反米をはじめとして、広義の

[114] https://de.wikipedia.org/wiki/Nationaldemokratische_Partei_Deutschlands (2021. 12. 07 確認)。

反エスタブリッシュメントの色彩が全文を通じて押し出されている点である。この文脈においては、「既成（失敗）政党」（etablierten (Versager-)Parteien）【(1)】【(3)】【(8)】【(9)】【(10)】【(11)】や「既成政治」（etablierten Politik）【(8)】、「政党カルテル」（Parteienkartell）【(2)】、「無能な政治家」（inkompetente Politiker）【(8)】、そして「EU 官僚《主義》」（EU-Bürokraten）【(5)】や「無責任な EU」（unverantwortlichen EU）【(9)】、「超国家的利益」（überstaatlicher Interessen）【(11)】、さらに《アメリカに象徴される》「大国政治」（Großmachtpolitik）【(10)】や「西側主導の単極的な世界秩序」（unipolare Weltordnung unter Führung des „Westens“）【(11)】が槍玉に挙げられている。

NPD は、「ドイツを代表する唯一の政党」（einzige deutsche Wahlpartei）と自負し、移民・難民政策における既成政党の失政による災難的發展からドイツを救おうと主張している【(9)】。また、NPD は、ドイツに対する報復テロを回避するために、大西洋兩岸の国々への「ニーベルンゲンの忠誠」（Nibelungentreue）や、「世界内政治」（WeltInnenpolitik）と呼ばれる枠組みの下で人権または西洋的価値観を口実にして他国を干渉することを拒絶し、ドイツが関係を一層強化すべきであるのは、EU やアメリカではなく、ロシアや中国であると訴えている【(10)】【(11)】。

このように、NPD は、政治文化的次元において既成政治への強い敵愾心や、攻撃性と移民・難民政策をめぐる過激さに特徴づけられ、「左翼的平等主義」（linke Gleichmacherei）に断固反対し【(1)】、「左翼過激派」（Linksextremisten）や「左翼犯罪者」（Linkskriminellen）の活動の取り締まり強化【(8)】を強く訴える。他方で NPD は、党綱領のタイトルに示されているように、社会経済的次元において仕事と家族の 2 つの側面を強調し、極めて左翼的な一面をも表している。

NPD (2010) によれば、格差を促すグローバリゼーションと「自由化」（Liberalisierung）の時代において「非社会的なハartz法規制」（unsoziale Hartz-Gesetzgebung）**【第 4.2 節を参照】**に代表されるドイツの社会政策は、緊縮財政・消えゆく利益・納税者負担の激増に特徴づけられている。このような認識に基づいて、NPD は、「祖国のない大資本」（heimatlosen Großkapitals）や多国籍企業の利益ではなく、自国の「人民」（Volkes）、言い換えれば「公正で連帯感のある共同体におけるあらゆるドイツ人の幸福。。。」^[115] 【(2)】【(3)】が国家政策の焦点に据えられるべきであるとし、「国民国家なしには福祉国家なく、国民連帯なしには社会的連帯ない」^[116] 【(3)】と主張する。イタリアの FdI と同様に、NPD も高歳出と低税収との政策的組み合わせを打ち出している。

[115] 原文は「Im Mittelpunkt nationaler Politik stehen nicht die Profitinteressen multinationaler konzerne, sondern das Wohl eines jeden Deutschen in einer gerechten und solidarischen Gemeinschaft.」（NPD 2010: Soziales）。

[116] 原文は「Für uns kann es ohne Nationalstaat keinen Sozialstaat geben und ohne nationale Solidarität keine soziale Solidarität.」（NPD 2010: Soziales）。

だが、中小企業・小経営者と専門職への減税を唱える FdI と異なり、NPD は能力に応じた公平な課税を目指すという観点から、税負担を軽減されるべきは主に「被雇用者・労働者」(arbeitnehmer) と「結婚と家族に不可欠なニーズ」(existenznotwendige Bedarf in Ehe und Familie) である 【(3)】。そして、高歳出については、NPD は大規模な社会支出の削減と「民営化された疾病管理」(privatisierten Krankheitsverwaltung) に反対し、「出産手当」(Müttergehalt) の導入 【(2)】 や、「すべての《ドイツ》人が享受する画一的な国民健康保険」(einheitliche staatliche Krankenversicherung für alle) の創設 【(6)】 などを訴えている。

NPD は、党綱領において「《移民・難民の大量流入などによってドイツ人の》価値観が損なわれ、グローバリゼーションと自由化の反社会的影響の下で社会的混乱や社会の原子化が生じ、犯罪が引き起こされているので、法と秩序の回復を目指すならば、既成政治が決めた反人間的な経済・金融／財政・社会政策を拒絶しなければならない」^[117] 【(8)】 と述べており、社会経済的次元ではかなり左翼的な政策主張を掲げているのである。

6.3.2 「ドイツ民族同盟」(DVU)

NPD と並んでドイツにおける急進右翼政党の第 4 の波の中心に位置したのが、DVU であった。DVU の起源は、戦後(西)ドイツの極右派のメディア王と評されるゲルハルト・フライ(Gerhard Frey) が 1971 年に創設した社団「ドイツ民族同盟 e.V.」(DV e.V.: Deutsche Volkunion eingetragener Verein) に遡る。また、1980 年代以降、長期にわたって DV e.V. は(西)ドイツ最大規模の公認の急進右翼政治団体であり続けた。フライは約 16 年の紆余曲折を経て 1987 年 3 月に正式な政党登録を行い、「ドイツ民族同盟-リスト D」(DVU-List Deutsche Volkunion-Liste D) を結成した。1991 年以降に Liste D が削除され、今日に至る DVU の名称が定着した。

1987 年以來の州議会選挙の結果から、北部のブレーメン州は DVU の牙城と考えて間違いない。DVU は 1987 年、1991 年、1999 年、2003 年、2007 年の計 5 回にわたり、同州の議会選挙で議席を獲得した。加えて、同じく北部に位置するシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州(1992 年)、旧東ドイツに属した北東部のブランデンブルク州(1999 年、2004 年)とザクセン＝アンハルト州(1998 年)でも DVU は議会進出の経験を持ち、北部のハンブルク州(1997 年)、旧東ドイツに属した北東部のメクレンブルク＝フォアポンメルン州(1998 年)と中部のテューリンゲン州(1999 年)では議会に入れなかったが、かなり良い成績を収め

[117] 原文は「Die Erosion unserer Wertelandschaft, verbunden mit den Folgeerscheinungen einer asozialen Globalisierung und Liberalisierung, führt zwangsläufig zu Desorientierung, sozialer Atomisierung und Kriminalität. Wer Recht und Ordnung in unseren Städten wiederherstellen will, muß zwangsläufig auch gegen die Auswüchse der menschenfeindlichen Wirtschafts-, Finanz- und Sozialpolitik der etablierten Politik Stellung beziehen.」(NPD 2010: Inneres)。

たこともある^[118]。

したがって、DVU を NPD と同様に旧東ドイツ地域政党と呼ぶこともできるが、曲がりなりにも全国政党である NPD とは異なり、DVU は明らかに北部政党であった。また、DVU は NPD ほど急進的ではなく、NPD のようなナチ党との直接的関係も持たなかった。だが、フライは元 NPD 党员でもあって、1969 年の連邦議会選挙に出馬しようとして NPD に拒否された経緯があった。また、1971 年の DV e. V. の結成のきっかけは NPD の内紛である。NPD とのこうした特殊な関係から、DV e. V. / DVU は、ネオ・ファシズム政党の中の「境界線上の」(on the fringe) 存在 (Ignazi 2003: 31-32) であるとか、「軽く偽装されたネオ・ナチズムまたはネオ・ファシズム的な傾向」(thinly disguised neo-Nazi or neo-fascist tendencies) をもつ政党 (Griffin 1993: 167)、あるいはネオ・ナチズム政党 (Harris 1994: 14; Carter 2017: 58, Tbl. 2.4) などと分類される場合がある。

1969 年の総選挙後に、NPD は急速に衰退の一途を辿った。NPD の小市民的性格および議会内路線に不満を抱き、急進左翼の「議会外反対派」(APO: Außerparlamentarische Opposition) の成功に刺激を受けた 400 人の若い右翼革命家が 1972 年 1 月に NPD を離脱し、「新右翼のためのアクション」(ANR: Aktion Neue Rechte) を組織した。ANR は、ナショナリズムと社会主義との融合に基づく疑似左翼スタイルの左翼的右翼人による「国民革命派」^[119] (die Nationalrevolutionäre) の運動体であり、存続したのはわずか 2 年に過ぎなかったが、1970 年代における多くの右翼過激主義者の活動の起点として重要であった。フライは ANR 成立の当初から党首のジークフリート・ペールマン (Siegfried Pöhlmann) と緊密な協力関係にあり、やがて ANR 分裂の危機を憂慮し、その後を継ぐべく自らの政治団体 DV e. V. を立ち上げたのである。以上のような経緯もあって、1970 年代以降の DV e. V. / DVU と NPD との間に

[118] https://de.wikipedia.org/wiki/Deutsche_Volksunion (2021. 12. 07 確認)。

[119] 国民革命派はドイツ「保守革命」(Konservative Revolution) の一派である。保守革命の概念は、スイス出身で「ドイツ新右翼の父」と目されている政治哲学者アルミン・モーラー (Armin Mohler) の博士学位請求論文に基づく主著『ドイツにおける保守革命』(Die Konservative Revolution in Deutschland 1918-1932) に由来するが、この著作は新右翼の世界観的正典とされている。ドイツをはじめとして 1960 年代末の西欧における新右翼 (【脚注 7】も参照) は右からの 68 年の産物であり、新左翼の右翼版という性格を持つ一方、ドイツ新右翼の場合、ワイマール共和国期の右翼の系譜も引いている。その中、最も重要なのは、国民社会主義から区別される戦間期の保守革命であり、それは保守主義、民族主義、資本主義・英米帝国主義の打倒を掲げる戦間期の右翼的思想の総称である。保守革命には (1) 「民族至上主義派」(völkisch)、(2) 「青年保守派」(die Jungkonservativen)、(3) 国民革命派、(4) 同盟青年ならびに (5) 農民運動という 5 つの潮流があるが、新右翼に影響を大きく与えたのは、(1)、(2) と (3) である。特に左翼の右翼人とも呼ばれる (3) 国民革命派は民族ボルシェヴィズム (【脚注 143】も参照) の傾向があることで、西欧民主主義よりもソ連に対して親和感を持ち、ソ連との協力を望んだと述べられる。NPD から分離した ANR を除き、1962 年～1978 年の間に存在した、ナチス左派を理想とする右翼社会主義の小政党である「独立労働者党」(UAP: Unabhängige Arbeiter-Partei) も国民革命派に属する。

は人的交流が維持され、各レベルの選挙でも NPD との離合集散が繰り返された結果、最終的に両党は 2011 年に合同するに至った。

1987 年のブレーメン州議会選挙において 3.4% の得票で 1 議席（議席率は 0.01%）を獲得した DVU は、1968 年のバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙（NPD：9.82% の得票と 12 議席、議席率は 9.45%）以来の、約 20 年にわたる州以上のレベルにおける急進右翼政党の議席の空白を埋めることに成功した。

旧東ドイツ地域の「新連邦州」（Neue Bundesländer）の州議会に初めて侵入した急進右翼政党も DVU である。同党は、1998 年のザクセン＝アンハルト州議会選挙で 12.9% の高得票で一挙に 16 議席（議席率は 13.79%）を獲得し、1951 年ニーダーザクセン州議会選挙における SRP の記録（11% の得票と 16 議席、議席率 10.13%）を 47 年ぶりに更新した。2016 年 3 月のバーデン・ヴュルテンベルク州（15.1% の得票と 23 議席、議席率は 16.08%）とザクセン＝アンハルト州（24.3% の得票と 25 議席、議席率は 28.74%）の州議会選挙で AfD が健闘するまで、DVU の実績が超えられることはなかった^[120]（Stöss 1991: 156, 160-162, 194, 196-197, 197, Fig. 4.12; 星野 1998: 74; Mudde 2000: 28, 28, n. 7, 60-65; Art 2006: 200; Weiß 2017=2019: 33-35, 58）。

戦後（西）ドイツにおいて最も影響力のある極右活動家としての党指導者と公認の急進右翼政治団体の中の最も規模の大きい組織および州議会選挙での最も成功した急進右翼政党という「3 最」の「榮譽」を誇った DVU は、そのイデオロギーに強い保守主義とナショナリズムの特徴があるにもかかわらず、本質的には核心的な主張を持たない抗議政党であり、党の公的なイベントが基本的に存在せず、しかも党員本人が自己の所属（DVU か他の関連団体か）すらあまりよく分からず、いわば選挙の際にしか姿を現さない「幻の政党」（Phantompartei）であったとも評価される（Lee 2000; Bale et al. 2013: 102）。しかしながら、DVU の党綱領からすれば、それは当時のドイツにおけるあらゆる政党の党綱領の中で最も簡略的なものであった（Mudde 2000: 65）かもしれないが、核心的な主張を持たないという評価は未だに議論の余地がある。

DVU の党綱領（DVU 1993=2000）は 12 の項目を含む。すなわち **【(1)】**「ドイツのアイデンティティの保護」（Bewahrung der deutschen Identität）、**【(2)】**「ドイツの正当な利益の放棄はあり得ない」（Kein Verzicht auf berechtigte deutsche Interessen）、**【(3)】**「ドイツのための権利の平等」（Gleichberechtigung für Deutschland）、**【(4)】**「家族と児童のための政策」（Familien- und kinderfreundliche Politik）、**【(5)】**「雇用の創造」（Schaffung von Arbeitsplätzen）、**【(6)】**「市民重視」（Der Bürger im Mittelpunkt）、**【(7)】**「年金と社会福祉の確保」（Sicherung der Renten und Sozialleistungen）、**【(8)】**「犯罪者対策」（Schutz von Kriminellen）、**【(9)】**「中産階級とドイツ農民への援助」（Hilfe für den Mittelstand und die deutschen Bauern）、**【(10)】**「青少年と教育」（Jugend und Bildung）、**【(11)】**「環

[120] 上記の諸データは、ここで出現した各政党の Wikipedia ページから抽出されたものである。

境と動物保護の強化」(Verstärkter Umwelt- und Tierschutz)、【(12)】「ドイツ市民のための直接民主主義」(Direkte Demokratie für deutsche Bürger)である。

例えば、政治文化的次元では、DVU (1993=2000) は、外国人の持ち株制限、外国人流入の阻止、犯罪を犯した外国人の国外追放、ドイツの多民族国家化およびヨーロッパ連合への融解などの反移民・反難民、反多文化主義、そして反EUを掲げ、ドイツのアイデンティティと利益、とりわけNPDと同様のドイツ性／ドイツらしさを強調する【(1)】【(2)】。そして、ドイツの正当な利益として、ポツダム協定によってドイツが喪失した「オーデル・ナイセ線」(Oder-Neiße-Grenze) 以東の領土ならびにドイツ人兵士の名声と名誉を回復し、戦時中に戦勝国が犯した重大な戦争犯罪も追及されるべきであることを強く訴える【(2)】【(3)】。

また、法と秩序の強化措置としての警察の行動力の向上と十分な武装化【(8)】、反エスタブリッシュメント／ポピュリズムまたは抗議政党としての特徴について法律と政令の簡素化や、議員給与の削減、特権の廃止【(6)】、「州民請求」(Volksbegehren)と「州民投票」(Volksentscheid)という直接民主主義の手続きのより有効な利用【(12)】も主張される。

社会経済的次元において、DVUは社会主義と自由主義とを融合させる経済的枠組みを打ち出し(Mudde 2000: 75)、DVU (1993=2000)では、この組み合わせが「自由で社会的な市場経済」(freien und sozialen Marktwirtschaft)【(9)】と呼ばれる(【脚注75】を参照)。自由で社会的な市場経済の枠組みの下で手工業者や中産階級の企業のための減税が主張される【(9)】一方、ドイツ人の家族と母親および児童のためには大規模な国家援助【(4)】が、ドイツ人従業員のためには雇用創造と確保を目的とする包括的な計画【(5)】が提起され、ECへの支出または過剰な開発援助の徹底した削減によって節約された資金を労働者の保険料削減や年金と社会福祉事業の確保のために使用することや、市民の生活に十分な基盤を保証するために国家が適切な補助金を支給すること【(7)】、農民を保護するための国家による包括的な負債免除【(9)】などのような、福祉排外主義に基づく福祉拡大政策も主張される。

それ以外にも、DVUは、既成政治に不満を持つ若者・労働者・従業員・失業者・年金生活者・農民を念頭に置いて、これらの人々を切り捨てた左翼に対するテロさえも主張し、とりわけ「ドイツ労働総同盟」(DGB: Deutscher Gewerkschaftsbund)を「最大の独占資本家」(der größte Monopolkapitalist)と見なして激しく糾弾する(Lee 2000)。

このようにDVUは、社会経済的次元において、ドイツ人の社会的弱者を「ブルジョワ民主主義」(bürgerlichen Demokratie)・資本主義・左翼から守るために、多くの急進右翼政党と同じく、福祉排外主義を基礎とする高歳出と低税収の政策的組み合わせを掲げたのである。

6.3.3 「共和党」(REP)

NPD と DVU の他に戦後ドイツの急進右翼政党として無視できないのは、第 3 の波を代表する REP である。REP は、CSU 右派の分派として、すなわち CSU 党首シュトラウスの東ドイツ訪問と借款供与をドイツ統一という目標への裏切りと見なした党内反対派や、SPD 政権の政策をほぼ完全に継承した CDU 政権に失望した活動家や、旧東ドイツ出身のドイツ系難民の権利を主張するいくつかの組織によって 1983 年に結成された (Kitschelt 1995: 216)。したがって、長期間にわたり REP の指導者であったフランツ・シェーンフーバー (Franz Schönhuber) が「ヒトラーユーゲント」(HJ: Hitlerjugend) 団員や「武装親衛隊」(Waffen-SS) 伍長などの経歴を持つからといって、REP をナチズムの残滓と見なすのは適切でない。

発足当初の REP はネオ・ナチのサブカルチャーから距離を置き、CSU よりやや右に位置しながら、将来的にはそれにとって代わるべく、国民保守主義の線に沿って発展することを目指していた。REP が獲得しようとしたのは従来 CDU を支持してきた伝統的な保守の有権者であり、前政権 (SPD と FDP の連立政権) からの「精神的および道徳的な転換」(Geistig-moralische Wende) を誓って新保守主義ないし新自由主義を掲げたヘルムート・コール (Helmut Kohl) の失敗 (平島 2017: 20) に幻滅した人々であった。ほとんどの急進右翼政党と同じく、REP もまた極右を引き寄せる性質を持ち、早い時期から穏健派と急進派との権力闘争に苦しんでいた。

アートによれば、移民・難民政策の厳格化、法と秩序の強化、伝統的な家族観の支持などのような政治文化的政策主張をめぐって、REP は自らの母体の 1 つである CSU と非常に接近していた (【脚注 20】を参照)。だが、その REP もまた、ナショナリズムのミリューまたはそれに属するあらゆる政党と同様に、ドイツにおける急進右翼政党の歴史的な桎梏すなわちネオ・ナチズムに主導権を握られてしまうという宿命から、最終的には逃れることができなかった (Harris 1994: 14; Backer 2000: 101; Art 2006: 146-148, 2011: 42, 199-202)。こうして REP は、「ドイツ的な国民戦線」、「NPD のポピュリスティックな変種」、「DVU と並んで伝統的なナショナリズム政党に属するもの」(星野 1998: 70, 74-75) と規定されたり、NPD や DVU と並ぶネオ・ファシズム政党の 1 つの分枝すなわち「隠れたファシズム」(crypto-fascism) 政党と定義されることになったのである (Griffin 1993: 166-167)。

ところで、南部のバイエルン州や南西部のバーデン・ヴュルテンベルク州を主要な基盤とする南部政党である REP は、NPD や DVU ほど急進的ではなかったが、最初は東欧諸国の急進右翼政党にとって模範的存在であった (Mudde 2000: 63, 2007: 275; また【脚注 251】を参照)。REP は 1989 年 1 月のベルリン州議会選挙で 7.5% の得票と 11 議席 (議席率は 7.97%) を獲得し、史上初めて州議会進出を実現した。同年 6 月に行われた欧州議会選挙では、200 万あまりの得票 (得票率 7.1%) で 6 議席を確保した REP は、1949 年の第 1 回連邦議会選挙における「ドイツ右翼党—ドイツ保守党」(DRP-DKP: Deutsche Rechtspartei-Deutsche Konservative Partei) (1.81% の得票と 5 議席) と、1953 年の第 2 回連邦議会選挙における GB/BHE (5.9% の得票と 27 議席) (【脚注 21】を参照) に次ぐ、国政レベルで議

席獲得を果たした3番目の急進右翼政党となった。こうしたREPの大躍進は同年11月のベルリン壁の崩壊と並ぶ1989年の最も重要な政治的事件の1つに数えられ、一部ではREPが将来的にCDU/CSU、SPD、FDPとPDS/DLに次ぐ第5位の政党となるだろうとの予測もなされた (Mudde 2000: 33; Art 2011: 199)。

だが、こうした予測とは裏腹に、REPは、1992年と1996年のバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙でそれぞれ得票率10.9%/15議席(議席率10.27%)、得票率9.1%/14議席(議席率9.03%)を獲得したことを除けば、連邦議会選挙はおろか、1994年の欧州議会選挙でも3.9%の得票しか得られず、6議席すべてを失った。さらに、2001年のバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙以降、REPは州以上のレベルであらゆる議席を喪失することになり、辛うじて現在まで生き残ってはいるが、基本的には取るに足らない政党になってしまった。このように、REPは、国内外で注目を集めながらも、限定的な成功しか収められなかった政党である (Hainsworth 2008: 6)。

REPの創設者たちが共和党という党名を採択した動機は、レーガン流のナショナリスト保守主義、文化的保守主義および反共主義との緊密な関係を示すことにあった (Kitschelt 1995: 216)。この点はREPの1990年版『党綱領』(Parteiprogramm)にもよく表れている。『党綱領』は既存の主流政党に幻滅した有権者や伝統的な極右政党の支持者を標的にしている。この文書では、憲法の自由民主主義的な基本原理を守ることが強調され、法と秩序のようなCDU/CSUの保守主義的価値観が表明され、NPDやDVUが掲げる外国人排斥やNATO懐疑論のような極右的観点とのバランスが試みられている。

また、『党綱領』では、政府の無能による国内犯罪率の上昇や、政府の腐敗による税の濫用を指摘するようなポピュリズム的言説と扇情的なナショナリズム的言説との結合が見られる一方で、経済政策面では『党綱領』は明らかに自由主義的であり、福祉国家に対して批判的な立場を示している (Backer 2000: 99-100)。

このように、1990年代初頭以前のREPはソフト路線を採択しており、自己像を独立的で、保守主義的かつ自由主義的な人民の政党という保守リベラル政党と規定していた。しかしその後において、REPは徐々に「ドイツの愛国者が集まった、高い社会的また環境保護に対する義務を負い、自由を愛する国民政党」へと転換していったのである (星野 1998: 70-71; Mudde 2000: 39)。

とりわけドイツ統一後には、旧東ドイツ地域における社会的弱者の大量出現が、支持の伸び悩みに直面していたREPに好機を提供した。この膨大な潜在的支持者集団を惹きつけるために、REPは比較的低い社会階層の利益擁護をますます重視するようになっていた。中でも特徴的な動きとして挙げられるのは、1992年5月に、1968年から22年間にヴュルツブルク市長を務めた古参SPD党员クラウス・ツァイトラー (Klaus Zeitler) を招請して労働者保護に関する諸政策の提言・調整に当たさせたことである。ツァイトラーは、社会主義とナショナリズムとを結合させる路線を推進した戦後初期のSPDのカリスマ的指導者クルト・シューマッハー (Kurt Schumacher) (Sassoon 2014: 169-171) に由来するシューマッハー

派に属していた。彼は REP 党機関紙の主要な社説執筆者となり、労働者階級の利益の強調、社会悪の暴露、自己中心的な SPD 指導部と労働組合の糾弾を中心的な主題として扱った。

REP は 1990 年代を通じて当初の新自由主義的レトリックをある程度維持しながらも、資本主義の批判や国家補助の拡大のような社会主義的色彩を明らかに強めていた (Mudde 2000: 49-50)。加えてシェーンフーバーは、REP を福祉排外主義の方向に円滑に移行させようと試み、シェーンフーバーは福祉排外主義的な特徴が顕著な DVU との連携を模索した。このシェーンフーバーの試みは最終的に挫折した (古賀 2013a: 660-662) が、1990 年代半ば頃にはすでに REP の「労働者政党」のイメージは確立していた。というのは、REP 支持者の 3 分の 2 は男性で、相対的に低学歴であるか、高齢者または労働者のいずれかであって、非熟練とりわけ熟練肉体労働者が REP 支持者の核心を成していたからである。また、REP は未組織の青年労働者層にも深く浸透していた (Ignazi 2003: 72)。

1992 年と 1996 年のバーデン・ヴェルデンベルク州議会選挙における REP への投票の中で、ブルーカラー労働者は過剰代表される唯一の社会経済的グループであったし、1990 年代末の段階では REP は「他に失うものがない人たち」を中心に構成され、80% 近くの REP の黨員・活動家が労働者 (40%)、被雇用者 (27%)、年金受給者 (10%) であった (Art 2006: 157, 2011: 202-203)。

こうした中で 1994 年にシェーンフーバーに代わって党首の座に就いたのは、穏健な実務家的政治家であるロルフ・シュリーラー (Rolf Schlierer) であった。彼はシェーンフーバーの福祉排外主義路線を修正し、経済的には再び自由主義的な主張を強化するようになった。しかしながら、こうした穏健化・自由主義の転回の代償は決して小さくはなく、すでに述べたように、REP の急速な凋落をもたらすことになる。

他方で、1990 年の時点で連邦議会選挙において、REP の得票率 (2.1%) とほぼ同水準の得票率を誇っていたのが PDS/DL (2.4%) である。PDS/DL は、反既成政党、反資本主義、地域的ポピュリズム、草の根民主主義などの濃厚なポピュリスト社会主義的な特徴を有する政党で、社会正義を守り、新自由主義に反対し、稼働時間の短縮や完全雇用の実現や最低賃金の向上を唱え、自らを SPD のラディカルで現実的な社会主義的代替案と位置づけていた。1994 年の連邦議会選挙で 1.9% の得票しか得られなかった RE とは対照的に、PDS/DL は 4.4% の得票と 30 議席 (議席率は 4.82%) により、第 5 位の政党の地位を確保した。その PDS/DL は、「日常の政党」(Alltagspartei) を自任し、FPÖ や NPD と同様に自らを故郷政党と呼んで、腐敗したエリートと大企業への対抗を訴えた (March 2011: 124-125)。外国人問題に関しても、PDS/DL は排外主義的な主張を採択した (【脚注 42】)。

PDS/DL は、リーダーシップ・スタイルや党の組織構造に加えて、政治文化的次元と社会経済的次元の両方において急進右翼政党との政策主張の重なりが多かった。同党は 1994 年以降に着実に成長し、2013 年の連邦議会選挙で 8.6% の得票と 64 議席 (議席率は 10.14%) を獲得して第 3 位の政党の地位に上昇した。PDS/DL が急進右翼政党の成敗の鍵を握っていた (Minkenberg 2004: 19-20) ことは、PDS/DL の躍進と REP の衰退という並行現象により

裏付けられる (譚 2017: 535-537)。

ちなみに、近年 REP は、「国内安全保障・市民権・レファレンダムの 5%増、インチキ亡命者・税金・汚職の 5%減、ドイツのための 5%」^[121]という選挙ポスターの文言が示すように、ドイツ政党政治における周縁的な小政党へと後退し、連邦議会の 5%阻止要項を突破するための苦闘を続けていたが、2021 年 12 月の月末の時点で党の公式サイトには突然にアクセスできなくなっている。

シュリーラーの党首就任以降の REP が穏健化路線を堅持してきた成果の 1 つが、2006 年における憲法擁護庁による監視 (【脚注 4】を参照) の解除である。このような成果は、2019 年改訂の最新版『連邦党綱領』(Bundesparteiprogramm) (REP 2019) に見られる非常に包括的で穏健で成熟した内容にもよく表れている。REP (2019) は 50 頁があり、5 つの部分に分けられる。すなわち、【I】「基礎編」(Grundlagen)、【II】「世界の中のドイツ」(Deutschland in der Welt)、【III】「国家と社会」(Staat und Gesellschaft)、【IV】「すべての人に豊かな生活を」(Wohlstand für alle) および【V】「一日を超える責任」(Verantwortung über den Tag hinaus) である。

また、5 つの部分の下ではそれぞれ、【I1】「精神的ルーツ」(Geistige Wurzeln)、【I2】「自由」(Freiheit)、【I3】「民主主義」(Demokratie)、【I4】「個人とコミュニティ」(Individuum und Gemeinschaft)、【I5】「自由、民主主義、社会正義の保証人としてのネーション」(Die Nation als Garant für Freiheit, Demokratie und soziale Gerechtigkeit)、【I6】「ドイツ統一」(Deutsche Einheit)、【II1】「グローバリゼーション」(Globalisierung)、【II2】「祖国によるヨーロッパ」(Europa der Vaterländer)、【II3】「安全と利益の代表」(Sicherheit und Interessenvertretung)、【II4】「国防」(Landesverteidigung)、【III1】「多文化に代わってドイツのアイデンティティ」(Deutsche Identität statt Multikultur)、【III2】「国内安全保障、司法」(Innere Sicherheit, Justiz)、【III3】「家族のあり方とその普及」(Familie und deren Förderung)、【III4】「生き立ちと教育」(Erziehung und Bildung)、【III5】「科学と文化」(Wissenschaft und Kultur)、【III6】「メディア」(Medien)、【IV1】「経済」(Wirtschaft)、【IV2】「財政、税金」(Finanzen, Steuern)、【IV3】「中小企業／ミッテルシュタント」(Mittelstand)、【IV4】「雇用促進」(Arbeitsförderung)、【IV5】「健康と社会福祉」(Gesundheit und Soziales)、【IV6】「農業」(Landwirtschaft)、【IV7】「交通」(Verkehr)、【V1】「人間の尊厳」(Menschenwürde)、【V2】「環境保護と動物福祉」(Umweltschutz und Tierschutz)、【V3】「宗教と教会」(Religion und Kirchen) という合計 26 の小項目を含んでいる。

1990 年の党綱領と同様に、2019 年の党綱領も REP を「社会的」(sozial)、「愛国的」(patriotisch)、「エコロジー的」(ökologisch) 政党と規定し、国民社会主義とあらゆる形

[121] 原文は「5% mehr innere Sicherheit, 5% weniger Scheinasylanten, 5% mehr Bürgerrechte, 5% weniger Steuern, 5% mehr Volksbegehren, 5% weniger Korruption, 5% für Deutschland」(REP 2019: 33)。

態の全体主義および極端な個人主義を拒絶すると同時に、自らのイデオロギー的源流を1848年革命の遺産(【脚注146】を参照)に帰している(【I1】【V1】)。したがって、REP(2019)は共同体の一部としての個人の自由の擁護(【I2】【I4】)、人民主権と議会制民主主義の尊重、直接民主主義の促進や大統領直選制の導入(【I3】)などを掲げている。こうした基本姿勢だけを見れば、REPが急進右翼政党であるようには見えないだろう。

しかし、他方でREP(2019)は、多文化社会を「紛争社会」(Konfliktgesellschaft)と見なして、多民族国家や多文化間・異文化間交流プロジェクトには激しく反対する(【I5】【III1】)。したがって、ドイツ人の故郷とアイデンティティ(【III1】)、キリスト教の伝統(【V2】)あるいは生態環境(【V3】)を防衛する手段として、トルコや東欧あるいは東南欧諸国出身の人々の移動の自由を認めないための「移民防止法」(Zuwanderungsverhinderungsgesetzes)の制定や、他国と締結された移民の権益保護に関するすべての条約の廃止、外国人参政権の不承認、基本権の1つである庇護権の《憲法からの》削除をはじめとする強硬な反移民・反難民政策が提示されている(【III1】)。

そしてREPは、法と秩序を守る政党として厳罰化(ただし死刑の導入に反対する)や麻薬の取り締まり強化、シェンゲン協定の破棄を提唱する(【III2】)。伝統的な家族観を守るために、REPは、同性婚および同性カップルの養子縁組に反対し、妊娠中絶を禁止すべきだと主張する(【III3】)。

さらに、過去の克服についてREPが重視するのは、まず外交面において、チェコ・スロバキアとポーランド政府が戦後にドイツ系住民を追放したことへの謝罪と補償を行うことである。また、「西部」ドイツと「中部」ドイツの統一だけでは不十分であり、《東部ドイツとしての》旧プロイセン地域の失地回復も望ましいとされる(【I6】【II3】)。続いて、内政面では、ドイツ政府が先の大戦中の「罪なき多数派」である元ドイツ兵士の功労と犠牲を承認して彼らの名誉を完全に回復しなければならない(【II4】)。最後に、学校教育において「ドイツ人の集団的罪」(Kollektivschuld)の追及は拒絶されるべきである(【III4】)。

上記以外に、REP(2019)には現形態の憲法裁判所の撤廃(【I2】)、欧州統合のさらなる深化と拡大への反対(【II2】)、少数の大金持ちや既成の政党によってコントロールされていると思われるマスメディアの徹底的な改革(【III6】)など、従来の反エスタブリッシュメント／ポピュリスト的、反EU的な政策主張も多く盛り込まれている。

REPは2006年以降に憲法裁判所の監視下に置かれることを免れてきたが、政治文化的次元では、このように依然として急進右翼政党の性格を鮮明に維持している。シュリーラー以降のREPは、社会経済的次元で新自由主義路線を再び採択したが、近年では、こうした新自由主義的主張がむしろ後景に退き、REPは改めて福祉排外主義的で福祉拡大的な政策方針を掲げるようになってきている。

REP(2019)の社会経済的政策主張は、対外的側面と対内的側面の2つの部分から構成される。対外的側面において、REP(2019)は、福祉国家と公正な世界経済秩序の擁護を出発点とする。そして、グローバリゼーションこそが無制限競争と世界経済のアメリカ化を助長し、

経済利益が普通の人々の正当な権利を超越するような醜い資本主義をもたらしがちであるとして、これに反対する〔II1〕。

一方、対内的側面において、**REP (2019)** は、かつての福祉国家批判から一転して国民の「結束」(zusammenhalt)と「連帯」(solidarität)を促進する「社会(福祉)国家」(Sozialstaat)を支持し〔I5〕、「共同社会」(Gemeinwesen)のかけがえのない基礎として社会(福祉)国家が実際のあらゆる政策方針のガイドラインでなければならない^[122]〔IV5〕という思想にコミットするようになった。このような変化に沿って、**REP (2019)**の政策主張にはいくつかの重要な特徴が見られる。

1つ目は、中小企業ならびに農業に対する促進と保護である〔脚注 129〕を参照。具体的な措置として、大幅な減税および税制の簡素化を除き、「定額税」(Pauschalversteuerung)の導入、余計な官僚機構の削減や規制緩和、国家独占の禁止、国家による特別支援〔IV1〕〔IV2〕〔IV6〕などが挙げられる。

2つ目は、雇用創出である。**REP (2019)**によれば、「政治の究極の目標は、完全雇用でなければならない」^[123]ため、**REP**はドイツ人優先の雇用政策に加え、職業訓練の充実化、労働者の経済状況の向上に有利な税と拠出金制度の創設を提示し、反景気循環策のような経済的分野における国の積極的な役割、なにかんづく不況や高失業の時ににおける国の景気刺激策を強く推奨する〔IV4〕。また、**REP (2019)**は特に旧東ドイツ地域の復興支援を念頭に置いて、「連帯付加税」(Solidaritätszuschlag)や「投資補助金」(Investitionsbeihilfen)の形で政府投資の拡大を通じて製造業での雇用創出〔I6〕を目指そうとしている。

3つ目は、福祉排外主義的で福祉拡大的な政策である。**REP**は社会福祉制度の簡素化を掲げ、現行の社会的給付を4種類に再編成させようとする。すなわち、高齢者と障害者を対象とする「年金保険」(Rentenversicherung)、「長期介護保険」(Pflegeversicherung)を統合した「医療保険」(Krankenversicherung)、「失業保険」(Arbeitslosenversicherung)および「社会扶助」(Sozialhilfe)である〔IV5〕。

具体的な政策として、企業に関しては、**REP (2019)**は、評価基準の拡大による拠出義務の拡大、とりわけ賃金額のみならず、経済的業績全体に応じた拠出金の支払いを企業に義務付けることを唱えている。また、個人に関しては、**REP (2019)**は、ドイツ人に限ることを前提に「教育手当」(Erziehungsgeld)・「児童手当」(Kindergeld)・「家族基金ローン」(Familiengründungsdarlehen)・「家族手当」(Familiengeldes)の導入、「社会住宅」(sozialer Wohnungsbau)の建設と配分、高齢者介護の充実化〔III3〕を掲げている。これに対して、外国人とその家族や難民は、ドイツ人ほど福祉制度を享受できないと考え、そ

[122] 原文は「Wir bekennen uns zum Sozialstaat als unverzichtbarer Grundlage des Gemeinwesens... sondern muß Richtlinie der praktischen Politik sein.」(**REP 2019: 39**)。

[123] 原文は「Das oberste Ziel der Politik muß die Vollbeschäftigung sein.」(**REP 2019: 38**)。

もそも生活保護が必要な外国人の受け入れを拒否すべきであることや、すでに 1 年以上の長期失業にある外国人や社会扶助を受給している外国人に強制退去を命じるべきであること（【IV5】）を主張している。

とどのつまり、社会的市場経済を自党の経済政策の礎石（【脚注 75】を参照）とする REP（2019）には、自由競争や起業の自由、低税収、小さな政府^[124]、中期的に政府借金をゼロにすること（【IV1】【IV2】）などのような自由主義的な要素は完全に消失したわけではないが、移民排斥主義／自民族中心主義的でありながら、国家機能の重視また高歳出に特徴づけられる政策主張はより目立っている

6.4 イギリス—「国民戦線」(NF) と「イギリス国民党」(BNP)

最後に、現代西欧の政治舞台で未だに活躍し、しかも一定の規模と知名度のあるネオ・ファシズム／ネオ・ナチズム政党（【脚注 78】または【脚注 23】を参照）として、BNP を挙げることができる。BNP は現在に至るまでイギリスにおける最も重要な極右／急進右翼政党である（Goodwin & Cutts 2013: 190）。

BNP は 1982 年 4 月にジョン・ティンダル（John Tyndall）をはじめとする古参のネオ・ナチズム活動家らによって結成された。ジョン・ティンダルは 1950 年代後半からイギリス極右の世界に足を踏み入れ、1972 年～1974 年と 1976 年～1980 年の 2 度にわたり、もう 1 つの有名な急進右翼政党 NF の党首を計 6 年間務めていた。すでに触れたように、1967 年に結党した NF は戦後欧州において選挙戦に臨んだ最初の反移民政党の 1 つであり、1970 年代の西欧におけるスキンヘッド・サブカルチャーの発展に多大な影響を及ぼした（【脚注 10】）。オズワルド・モズレーの BUF（1932 年～1940 年）、特にナチス左派の系譜を引く戦後初期のイギリスのネオ・ファシストやネオ・ナチストの多くは、そのイデオロギーを特色づけていたのが、ナショナリズムと社会主義とを融合させるものであるので、「社会主義的ファシスト」(socialist fascist) とも呼ばれる。

キツェルトによれば、長い間に社会主義的ファシストが党の主導権を握っていた NF は、1990 年代の REP と同様に、1970 年代を通じていわゆる特権階級を攻撃し、ナショナル権威主義と反自由市場資本主義的な政策主張を掲げて勝利の方程式を見落としてしまったことに対し、サッチャー指導下の保守党は機先を制して右翼ポピュリスト政党化し、NF の台頭を封じ込めた（Kitschelt 1995: Chapter 7）。そうした NF も、選挙の際には労働者階級の比例が高いインナーシティ、すなわち伝統的な労働党の牙城で比較的良いパフォーマンスを発揮できたとされている（ibid.: 255-256）。また、NF は 1970 年代中葉のいくつかの地方選挙で 10%以上を得票したものの、その後急速に衰退した。

この NF から分離した BNP は、2005 年（0.7%の得票）と 2010 年（1.9%の得票）の総選挙および 2009 年の欧州議会選挙（6.26%の得票、2 議席）を除いて、ほとんど票と議席を

[124] 原文は「経済にとって不必要な官僚的障壁の撤廃（Abbau unnötiger bürokratischer Hemmnisse für die Wirtschaft）」（REP 2019: 35）。

得られなかったが、地方選挙でのパフォーマンスは比較的良好であった。1993年(1議席)、2002年(3議席)、2003年(13議席+補欠選2議席)、2004年(14議席)、2006年(33議席)の一連の選挙においてBNPの獲得議席数は右肩上がりが増加し、2008年の時点でBNPは合計55人の地方議員を擁することに至った。だがそれ以降は、地方レベルでもBNPは失速し始め、2018年に「ペンドル自治体議会」(Pendle Borough Council)の1人の議員が不出馬を表明したことで、BNPは最後の地方議会議席を喪失した^[125]。

BNPもNFと同様に労働党の伝統的牙城において支持率が高かったが、NFの党勢はイングランド中部と南部のウェスト・ミッドランズとグレーター・ロンドンで強く、その支持者の年齢層が比較的若く、熟練労働者の比重が相対的に高かったのに対して、BNPはイングランド北部と中部に位置する大都市下町や産業都市に住む、教育水準が比較的低い中年の熟練・非熟練白人男性労働者と失業者から多くの票を集めている。マッシュュー・グッドウィン(Matthew Goodwin)も、ライフストーリー・インタビューを通じてBNP活動家のほとんどが年配の男性労働者であることを発見した(Goodwin 2010)。

1999年にケンブリッジ大学卒業のニック・グリフィン(Nick Griffin)がティンダルに代わって党首に就任すると、労働党の支持基盤へのBNPの浸透が加速し始めた。BNPは、労働党が普通の労働者を見捨てて、同性愛者やエスニック・マイノリティや金持ちにししか関心を寄せていないと批判し、「私たちはあなたの祖父が投票した労働党です」という選挙スローガンを掲げて、2005年には独自の労働組合「連帯」(Solidarity)を組織するまでになった(【脚注127】【脚注272】を参照)。結果として、労働党が多数派である地域ではBNPの支持率も高かった。

2005年の総選挙の際の世論調査によれば、BNPが5%以上の支持率を得た34の選挙区のうち、33の選挙区では労働党が万年与党であった。また、当時の労働党籍の「労働・年金省」(Department for Work and Pensions)大臣マーガレット・ホッジ(Margaret Hodge)によれば、彼女の選挙区であるロンドン東部のバーキングという典型的な労働者階級の集住地域では10人中8人がBNPに投票する傾向があり、2005年以降には、BNPが獲得した58の地方議席のうち52議席が労働党の現職議員から奪取されたものであった。このように、BNPの存在は労働党に大きな脅威を与えていたのである(Hainsworth 2008: 96-97; Ford & Goodwin 2010: 3, 5-6, 8-10, 21; Bale et al. 2013: 97, 99-100; Goodwin & Cutts 2013: 194-195; Goodwin & Dennison 2018: 744-745)。

付け加えて、同じネオ・ナチズム政党であるBNPとドイツのNPDの間には非常に緊密な関係が構築されており、両党のリーダーと活動家はアイディア、情報、政策および実践を共有することを通じて、ある種の共通のイデオロギー的な「マスター・フレーム」(master frame)を発展させたと指摘されている(Caiani 2018: 572)。

[125] この段落に出てきた諸データの出典は https://en.wikipedia.org/wiki/British_National_Party_election_results (2022.01.03 確認) である。

すでに考察したように、NPD は、政治文化的次元では、強烈な反エスタブリッシュメント／ポピュリズムと反移民・反難民政策を掲げつつ、社会経済的次元では、急進的な反資本主義、反自由貿易、反グローバル化の立場を取ることで、極めて左翼的な一面を示している。BNP は NPD に似ているが、時には NPD より過激である。例えば、BNP の 2020 年の党規約によれば、BNP はあらゆる形態の全体主義、マルクス主義、ファシズム／国民社会主義、自由主義的資本主義、グローバル化、イスラム主義、欧州連邦主義に反対する 【(3.2.7)】 (BNP 2020: 8)。BNP の性質はイギリスのエスニックおよび市民的ナショナリズム政党として明確に規定されている 【(3.2.1)】 (ibid.: 6)。

しかし一方で、BNP によれば、「土着イギリス人」(indigenous British) とは、イングランド・スコットランド・ウェールズ・アイルランド・アルスタースコット人先祖の血統を継ぐ人々である。また、土着イギリス人はいつでも好きな時に他人を排除して土着イギリス人同士のみと付き合う権利を有する 【(Annex 1)】 (ibid.: 90)。結局、BNP は土着イギリス人の統一と「完全性」(integrity) の持続的創造・促進・維持・存在 【(3.2.1)】、そして土着イギリス人の国民・環境・政治・人種・習慣・社会・文化・宗教・経済的利益の代表・発展・保護 【(3.2.4)】 という、明らかに人種主義的含意を持つ誓約を行い、国際独占資本主義、自由放任主義の自由貿易、労働・資本・工場の国境を越える自由移動への拒絶を明言する 【(3.2.6)】 (ibid.: 6-8)。

BNP の過激さは党綱領にもよく表れている。BNP (2021) は 【(1)】 民主主義、【(2)】 移民禁止、【(3)】 イスラム化の逆転、【(4)】 経済、【(5)】 高齢者、【(6)】 動物福祉、【(7)】 地域住民第一、【(8)】 健康、【(9)】 環境、【(10)】 交通、【(11)】 エネルギー、【(12)】 法と秩序、【(13)】 イギリス文化、【(14)】 教育、【(15)】 住宅、【(16)】 外交ならびに 【(17)】 防衛という 17 の項目を含み、かなり幅広い争点を扱っている。

著名な「血の川の演説」(Rivers of Blood speech) を行ったイノック・パウエル (Enoch Powell) の肖像をホームページに掲載していることから明らかなように、BNP の核心的な主張は「イギリスへの移民は破壊的アジェンダであり、止めなければならない」というものである。「移民を阻止するために信頼できる唯一の政党である」と自任する BNP は、移民禁止と不法滞在者の国外追放を規定する国家安全保障モラトリアムの導入や、イスラム教伝道師・インチキ亡命者・外国人犯罪者の即刻国外退去、イギリスに向かう途中で安全な国を通過した庇護希望者のすべてを拒否すること 【(2)】、多文化主義を標榜する組織への公的援助の停止 【(13)】 などを訴え、移民の流入はイギリスにおける結核と AIDS 患者数の増長、病院の衛生基準の崩壊と院内感染の爆発、過剰人口と環境破壊の元凶である 【(8)】 【(9)】 とさえ主張している。

また、BNP は、「イスラム教は本質的に現代の世俗的な西洋民主主義と相容れないと認識し」、イギリスの敵を援助する人々の市民権の剥奪や、モスクとミナレット建設の不許可、ブルカとニカーブの着用やシャリーア法の禁止まで主張する 【(3)】。BNP は、「イギリスにおける最も民主的な政党」を自任しながら、このような強い反移民・反難民、反多文化主

義、反イスラム的立場に加えて、『平等法』(Equality Act 2010)と『人権法』(Human Rights Act 1998)の廃止、身分証明書の廃止、言論に対するすべての制限の撤廃、議会に対して拘束力のある市民主導のレファレンダムの導入 【(1)】 を掲げる。さらに、BNP は、法と秩序の強化に関しては、死刑と、沿岸防衛などのようなプロジェクトに労働力を提供するための電子タグ付きの「チェイン・ギャング」(chain gang) の復活 【(12)】 を唱える。

社会経済的次元において、BNP の保護主義・福祉排外主義に基づく福祉拡大主義の特徴は鮮明である。BNP は、自由放任的なグローバリズムに反対し、イギリスの国内産業を保護し、労働市場におけるイギリス白人労働者を差別する諸法律を撤廃するよう呼びかける。そして BNP は、海外に仕事を委託する企業への課税強化、既婚男性手当の再導入、独占的な公共事業とサービスの再国有化、いわゆる「人種関係産業」(“race relations” industry) への補助金の支給停止、開発援助と海外軍事活動のための予算の凍結などを主張する 【(4)】。また、公的年金支給額の引き上げ(週 150 ポンド)に加えて、医療と社会的介護とを統合して NHS の管轄下に置き 【(5)】、全イギリス国民を対象とする無料・全額国庫出資の NHS を全面的に支持し(=NHS 民営化の中止) 【(8)】、民営化された社会住宅の所有権を地元議会に戻し、雇用と新住宅の両方を創出できる低家賃の社会住宅の大規模建築計画を立案すること 【(15)】 の他、大規模エネルギー自給プログラムへの投資を通じて高賃金の製造業雇用を大量に創出すること 【(11)】 を唱える。

BNP は、一方では、真に困っている人々を救済する「公正で人道的なシステム」(just and humane system)こそが自らの政策の核心であるとしながらも、福祉依存症を矯正するためには、ウェルフェアよりワークフェアの方が好ましいと述べている 【(12)】【(15)】。他の西欧諸国のネオ・ファシズム/ネオ・ナチズム政党と比べれば、BNP は社会政策に関してそれほど社会的でも左翼的でもない。だが、BNP の政策主張は、社会改革の進展が伝統的で自由主義的な「労働論理規範」(work-ethic norms)によって厳しく制限され、福祉の限界が労働ではなくて福祉を選択する「限界性向」(marginal propensity)と等しくなるようなものに特徴づけられるイギリスの自由主義的な福祉レジーム (Esping-Andersen 1990: 26)から、大きな影響を受けていることも示唆されている。他方、近年、イギリスにおいて大きく脚光を浴びていたもう 1 つの急進右翼政党、「ブレザーを着ている BNP」とも評された UKIP (Hinsliff 2004) に比べて、BNP の社会経済的政策主張は相当に左翼的となっている 【脚注 50】。

以上では、戦後西欧におけるファシズム・国民社会主義の残滓、すなわちネオ・ファシズム政党やネオ・ナチズム政党の政策主張と社会的基盤を考察した。それらの政党の政策主張は、程度の差があるものの、社会主義とナショナリズムとを融合させるような橋架け争点を特徴とする。同時に、それらの政党の社会的基盤の核心は労働者階級である。こうして、戦後西欧のネオ・ファシズム政党やネオ・ナチズム政党はそれらの元祖の遅参者の体質を受け継いだと言える。

それでは、それほど過激的ではないとされる現代西欧の急進右翼政党はどうなるのか。この疑問を踏まえて、以下では、1980年代から2010年代にかけてのいくつかの重要な急進右翼政党の政策主張と社会的基盤の変化と特徴を検討する。

第7章 左翼権威主義化した急進右翼政党の躍進

中東欧諸国では、左翼権威主義的イデオロギーが大衆レベルと政党組織レベルで広く行き渡っているのに対し、西欧では、このようなイデオロギーを持つ有権者は多数存在するものの、これに対応する政党はほぼ皆無であるとの指摘（【第3.4節】の他、Van der Brug & Van Spanje 2009; de Rugt et al. 2011; Thomassen 2011; Lefkofridi et al. 2014; Federico et al. 2017; Siaroff 2019: 20-22）が以前からなされてきた。

左翼権威主義的政党が不在である場合に、左翼権威主義的な投票者は、選挙の際に左翼リベタリアン政党か右翼権威主義政党かの分裂投票を強いられ、同時に社会経済的選好と政治文化的選好の間のトレード・オフを迫られることになる（Lefkofridi et al. 2014）。

デニス・スパイズ（Dennis Spies）は、ある国の社会経済的争点の顕出性や、これらの争点をめぐる政党間の政策立場の分極化の水準が低いほど、ブルーカラー労働者に代表される左翼権威主義者が急進右翼政党に投票する可能性が高まると指摘した（Spies 2013）。ダニエル・オシュ（Daniel Oesch）によれば、近年、オーストリア、ベルギー、フランスなどの西欧主要国の急進右翼政党の支持者のうち平均 50%以上が労働者であり、それらの政党の得票率の3分の2に貢献した。こうした急進右翼政党の支持基盤のプロレタリアート化またはこの政党群の「労働者政党化」の原因は、これらの政党の文化的保護主義とエスタブリッシュメントへの対決的な姿勢に帰することができるが、この政党群の社会経済的な立場の変化も重要である。

下層中産階級を主に惹きつける移民・難民制限や反既成政治などの主張に比べて、急進右翼政党が唱える経済的保護主義、雇用における国民優先、福祉排外主義は、労働者階級の支持を獲得する上でより重要な役割を果たしたのである（Oesch 2008）。このことは、フランスのFN、オーストリアのFPÖ、イタリアのL (N)、デンマークのDF、ノルウェーのFrP、スウェーデンのSD、フィンランドのPSなどの重要な急進右翼政党の社会経済的政策主張の転換においてもしばしば観察された（Betz & Meret 2013; Jungar & Jupskås 2014; Widfeldt 2018b: 778）。

このように、社会経済的次元における中道主義もしくは福祉国家の拡大支持と、政治文化的次元における移民排斥主義／自民族中心主義との組み合わせが、急進右翼政党の新しい勝利の方程式となりうることが指摘されている（Harteveld 2016; de Lange 2017a）。エレコ・ハルテフェルト（Eelco Harteveld）は現代の急進右翼政党の勝利の方程式を新型と旧型の2種類に分け、前者についてはデンマークのDF、フランスのFNおよびオランダのPVV、後者についてはオーストリアのFPÖ、ベルギーのVB、イタリアのL (N)ならびにスイスのSVPを例に挙げる。新型の勝利の方程式を取り入れた既存の急進右翼政党の増加や、多くの新興の急進右翼政党が中道的な社会経済的立場を当初から採用することは、急進右翼政党と社会民主主義政党との熾熱な競争の産物である（Harteveld 2016: 227）。

だが、1980年代中葉以降の急進右翼政党の選挙マニフェストを基に（時には党綱領や党規約を補足的資料として用いながら）、それらの内容変化を詳しく分析すれば、程度の差はありながら、これらの政党のイデオロギーが左翼権威主義的な方向へと移動してきたことが分かる。

1980年代の急進右翼政党の選挙マニフェストについて本研究が入手できたのは、1982年の総選挙に向けたオランダの「中央党」(CP: Centrumpartij)の選挙マニフェスト『Partijprogramma: samengevat in 10 punten』(CP 1982)、オーストリアのFPÖの1983年国民議会選挙のための『Freie Argumente Freiheitliche Zeitschrift für Politik: Die Wahlplattform 1983』(FPÖ 1983)、同じ年の国会(=「エドゥスクンタ」[Eduskunta])選挙に備えたフィンランドのSMPの『Lahjomaton Voima: n 21 Vaaliteesiä』(SMP 1983)、ベルギーの「代議院」(Kamer van Volksvertegenwoordigers)選挙に向けてVBが発表した『Programma Parlementsverkiezingen 1985』(VB 1985)と『Programma Parlementsverkiezingen 1987』(VB 1987)、さらにオランダ「中央民主党」(CD: Centrum Democraten)の1989年の総選挙マニフェスト(CD 1989)である。以上の6つの選挙マニフェストは当時における急進右翼政党の3つの下位類型、すなわち①古い勝利の方程式型(Kitschelt 1995)、②過渡型/準一左翼権威主義型(de Lange 2017a)、③左翼権威主義型を代表するものとなっている。

7.1 古い勝利の方程式型急進右翼政党の典型—1980年代中葉の「フラムス・ブロック」(VB)

1990年代以前における古い勝利の方程式型急進右翼政党の典型とされるのが、ベルギーのVBである。延べ8頁にわたるその1985年の選挙マニフェスト(VB 1985)は、【①】「独立」(onafhankelijke)、【②】「安全」(veiligheid)、【③】「外国人労働者問題」(gastarbeidsvraagstuk)、【④】「礼儀正しい」(fatsoen)、【⑤】「公正な政治体制」(rechtvaardig staatsbestel)の5項目を取り扱う。

地域主義政党でもあるVBは、「今こそ独立を」(Onafhankelijkheid Nu!)の掛け声の下に、少数派のワロン人をフランデレン地域の資源と金を盗む泥棒と非難し、ワロン人主導のベルギー国家による略奪やフランス化に終止符を打つべきだと主張する【①】。地域の独立を保つ具体的な方法として、VBは、対外的にフランデレン軍隊を設立してNATOに参加することや、ヨーロッパ人アイデンティティを強化しつつ、望ましい欧州統合を追求することを、対内的に犯罪抑止のための市民自警団の組織、犯罪の厳罰化、警察と国家憲兵隊の近代化と強化、国防教育の導入などの措置を挙げている【②】。

VBは、フランデレン地域が直面している諸問題の中でも外国人労働者問題が最も深刻であるとして、外国人労働者の受け入れ停止と自発的帰還制度の整備、移民政策の厳格化、不法滞在・長期失業・犯罪者の外国人の強制退去、移民の家族呼び寄せの禁止といった厳しい解決策を現実的な施策として提示する【③】。

また VB は、妊娠中絶の禁止、覚せい剤の取り締まり、ホラー／ポルノ映画の無料配信の制限、秩序とヒエラルキーを意識させる学校教育を通じて、「秩序と良識、そして生活の質を高めしてくれるあらゆる価値観の回復を目指」^[126]す **(【④】)**。そして VB は、「公正」な政治体制の建設のために、権力の濫用・腐敗・汚職を激しく糾弾し、政治的縁故主義の排除と情報公開の拡大、公務員の任命における能力至上主義、政府の財政不正と国内資本の海外逃避に対抗することを宣言する。それに、フランデレンが真の独立国家としてあらゆる圧力団体、なかでも労働組合から権威と自律性を保持すべきこと^[127]を強く唱える **(【④】【⑤】)**。

このように、1985 年選挙マニフェストには、当時の VB を特徴づける中核的諸要素であるエスニック・ナショナリズム、権威主義、移民排斥主義、反エスタブリッシュメント／ポピュリズムが映し出されている。だが、同時に、典型的な古い勝利の方程式型の急進右翼政党である VB には、希釈された新自由主義的経済政策を擁護する傾向や、社会経済的政策主張を二次的なものとして扱う傾向があった (Betz 1994: 特に Chapter 4; McGann & Kitschelt 2005; Mudde 2007: 25, 特に Chapter 5)。

例えば、VB (1983) の中では、経済や福祉国家への言及はごくわずかに留まり、各項目で散見される社会経済的政策主張に関して、すべての分野における経済活動に対する国の制御力・監視力の強化、非正規労働の撲滅、国民年金受給額の一律化、家族の所得を保護するために特別な法律の制定といった左派寄りの文言が見られるものの、国家経済の費用対効果の強調^[128]、健康と失業保険制度の悪用の防止、本当に困っている人にしか社会支援を提供しないこと、中小企業^[129]の自由な活動と起業家への奨励、さらに即時的かつ広範囲にわ

[126] 原文は「Wij van het VLAAMS BLOK staan voor herstel van orde fatsoen en van alle waarden die de kwaliteit van het leven dragen en verbeteren.」(VB 1985: 7)。

[127] 戦間期のファシズム／ナチズム政党は、労働運動に対して「破壊と抱き込み」(destory & co-opt) の両面戦略を練った。つまり、それらの政党は左派陣営に属する労働組合の組織を暴力的に潰す一方で、疑似社会主義的要素を取り入れて労働者の支持を集めようとしたということである。戦後、国籍・人種・性別の如何を問わず、すべての労働者の間の連帯を核心的なイデオロギーとする労働組合に対し、急進右翼政党も対抗的立場を貫いてきた。しかし、暴力的な組織破壊行為に代わり、組織内部への浸透というような新たな非暴力的手法で労働組合の組織を潰す点では、ファシズム／ナチズム政党と異なる。また、急進右翼政党は労働組合の正統性を貶めたり、「御用組合／黄色組合」(Yellow Union) (Sternhell 1976: 特に 326-327) を立ち上げたりする点では、戦間期のファシズム／ナチズム政党とは似ている。労働組合に対する急進右翼政党の新たな両面戦略については Mosimann et al. (2019)、戦間期のファシズム・国民社会主義の指導者らと御用組合／黄色組合との関係の紹介については ibid. (69 & 82-83, n. 9) を参照されたい。

[128] 原文は「Een soevereine staat is maar leefbaar als hij een nauwgezatte, op alle terreinen controleerbare en gekontroleerde staats- huishouding voert waarbij elke uitgave op haar opportuniteit en doelmatigheid beoordeeld wordt.」(VB 1985: 8)。

[129] ミュデによれば、急進右翼政党は例外なく「中小企業」(small business) と農業という 2 つの経済部門が特別に保護されるべきだと主張する (Mudde 2007: 127)。VB

たる緊縮財政政策 (bezuinigingen) を講じることなど、新自由主義的な考え方も盛り込まれる **(【④】【⑤】)**。

こうして、ミュデが指摘したように、当時の VB は、社会経済的次元について常に曖昧な立場を表していたが、党機関紙や選挙マニフェストにおけるレトリックと主張は、主として新自由主義によって特徴づけられていた (Mudde 2000: 104)。

7.2 萌芽期における過渡型／準—左翼権威主義型急進右翼政党

1990 年代以前において過渡型／準—左翼権威主義型の急進右翼政党の例として挙げられるのは、1980 年代初頭の CP、1980 年代中頃の FPÖ、1980 年代後半の VB である。

7.2.1 1980 年代初頭の「中央党」(CP) / 「中央党' 86」(CP' 86)

「柱」(zuil) と呼ばれる組織ネットワークが社会の隅々にまで浸透していたことは 20 世紀初頭から 60 年代までのオランダの政治社会における最大の特徴である。カトリックとカルヴァン派の両宗派、それに社会主義者の 3 つの柱は、政党・新聞・学校をはじめとして、経営者団体・労働組合・中間層団体・農民団体に加え、女性団体・青年団体・高齢者団体・余暇団体などのような各自の系列組織を持っていた。それ以外に、いずれの柱にも明確に属さない世俗的な中間層も大量に存在していた。このように、各社会集団がそれぞれ柱状に並列することでオランダ社会は「柱状化」(Pillarization) 社会^[130]とも呼ばれていた (水島 2012: 9-11; Siaroff 2019: 361)。また、オランダは 0.67% の阻止条項でヨーロッパにおける最も簡素で比例的な比例代表制を持ち、有数の開放的な政党間の競争構造に特徴づけられている (Mair 1997: 206-214; Casal Bértoa 2020)。

1980 年の 3 大宗教政党の合同以来、オランダの政党政治を牽引してきたのは、主に中道左派の「労働党」(PvdA: Partij van de Arbeid)、中道や右寄りの「キリスト教民主アピール」(CDA: Christen Democratish Appèl)、中道右派の「自由民主人民党」(VVD) という 3 つの政治勢力である。それゆえ、21 世紀以前のオランダは、ナチス・ドイツに侵略・占領された屈辱の歴史はもちろん、社会基盤およびイデオロギー的伝統の両方から見ても急進右翼政党にとっての瘠せ地であり、西欧における急進右翼政党の第三の波未達の国であるともされてきた (von Beyme 1988; Voerman & Lucardie 1992: 36; Lucardie 2000b: 2; Mudde & Van Holsteyn 2000: 144; Hainsworth 2008: 46; 水島 2012: 100, 2016b: 136-137)。

1944 年 9 月、女王ウィルヘルミナ (Wilhelmina of the Netherlands) が署名した『危険

(1985) では後者への言及はなかったが、後述のように、VB は党勢伸長の前夜である 1987 年時点で農業に対する奨励・保護に関する文言を選挙マニフェストに盛り込むようになった (VB 1987: 6)。

[130] オランダの柱状化社会と同様のサブカルチャー現象は、オーストリア (= 「陣営」(Lager))、フランス (= 「霊の家族」(Famille Spirituelle))、ドイツ (= 「ミリュー」(Milieu)) などの国でも見られる。

な組織の解散に係る決議』(Besluit Ontbinding Landverraderlijke Organisaties) により、ドイツ占領下のオランダにおける唯一の合法政党で「オランダ国民社会主義運動」(NSB: Nationaal Socialistische Beweging in Nederland) が非合法化されると、オランダには急進右翼政党が不在となった。その後は、1951 年成立の「元政治的過失犯協会」(SOPD: Stichting Oud Politieke Delinquenten=戦後オランダ極右の試験台) と「低地国家のヨーロッパ・ワーキングコミュニティ」(WELL: Werkgemeenschap Europa in de Lange Landen) を除いて、戦後オランダに真の極右/急進右翼団体・政党が出現するまでには、1953 年の「国民ヨーロッパ社会運動」(NESB: Nationaal Europese Sociale Beweging) の成立を待たねばならなかった。

1955 年にはこの NESB も非合法化され、1956 年の総選挙に向けての右翼/極右候補者合同リスト「国民反対派同盟」(NOU: Nationale Oppositie Unie) の挫折を経た後、1958 年に、戦後オランダの政党政治における最初の反エスタブリッシュメント政党「農民党」(BP: Boerenpartij) が、1958 年に「第二院」(Tweede Kamer) (=下院、以下は「議会」) に登場した。BP が 1968 年以降に内紛によって衰退すると、これに代わって、1971 年に「オランダ民族同盟」(NVU: Nederlandse Volks-Unie) が登場し、以後 10 年間にわたって極右/急進右翼陣営の中心に位置した。だが、その NVU も所詮泡沫政党に過ぎず、党员数は全盛期でさえわずか数百人であり、総選挙の得票率の最高値は 0.4% (1977 年) に留まり、1978 年 3 月にアムステルダム裁判所によって犯罪組織に認定されると、その後は急速に弱体化していった。

NVU から分離した穏健派は 1979 年 12 月に「国民中央党」(NCP: Nationale Centrapartij) を結成した。1980 年 2 月第 1 回党大会の閉幕直後に何人かの党员がアムステルダム市内のある教会を襲撃し、そこに避難していたモロッコ籍難民に暴行を加えたことにより、NCP は世論の指弾を受け、1980 年 3 月 10 日に自主解散を余儀なくされた。翌 3 月 11 日に、アムステルダム自由大学社会学教授で NCP 創始者の 1 人でもあったヘンリー・ブルークマン (Henry Brookman) が結成した CP は、オランダにおける急進右翼政党の歴史的新段階を画する先駆的存在として、戦後オランダで初めての成功した急進右翼政党との評判を勝ち取った (Voerman & Lucardie 1992: 36-40; Mudde 2000: 117-120; Mudde & Van Holsteyn 2000: 145-147; Ignazi 2003: 163-164; Hainsworth 2008: 46; Art 2011: 77-79; Damhuis 2020: 59)。1981 年総選挙で初参戦の CP は 0.14% (12242 票) の低得票に留まったが、新連立政権が 8 ヶ月の短命に終わったことを受けて 1982 年 5 月 29 日に再び選挙が行われることになり、雪辱の好機が訪れた。

この選挙のために CP が準備した選挙マニフェスト (CP 1982) は 7 項目延べ 37 頁の冊子である。具体的には、「イントロダクション—政治的革新の画期的な政党」(Inleiding - Een Doorbraakpartij voor Politieke Vernieuwing)、【①】「右でも左でもない—政治プログラム」(Niet Rechts, Niet Links - Staatskundig programma)、【②】「公平なブッターブロー—社会経済プログラム」(Een Eerlijke Boterham - Sociaal-Economisch programma)、

【③】「我、守り続けん」(Ik Zal Handhaven - Defensie programma)、【④】「公正な世界秩序に向けて—開発協力プログラム」(Naar Een Rechtvaardige Wereldorde - Ontwikkelingssamenwerking programma)、【⑤】「意義ある人生を求めて—教育と文化プログラム」(Op Zoek Naar Een Zinvol Bestaan - Onderwijs- en Cultuur programma)、【⑥】「安全なオランダ—犯罪防止とコントロール」(Een Veilig Nederland - Misdaadpreventie- en Bestrijding) および【⑦】「住みやすい環境—環境と空間計画」(Een Leefbaar Milieu - Milieu en Ruimtelijke Ordening) からなる。

CP (1982) の反エスタブリッシュメント／ポピュリズム的論調は、冒頭から明らかである。CP (1982) はまず、オランダ社会が抱える原発・中絶・外国人流入などの諸問題に対処できない既存の 3 大勢力を非難し、これらの政党による「政党政治のエゴイズム」(partijpolitiek egolsme) を糾弾するとともに、自党のような画期的な政党の出現によって、失業・住宅不足・犯罪・環境汚染の悪循環の打破と「政党政治の刷新」(partijpolitieke vernieuwing) が始まったことをアピールする(【序言】)。その上で、レファレンダムと「国民発議」(volksinitiatief) を中心とする直接民主主義、直接選挙による上院議員の選出、中央省庁の削減などを主張する(【①】)。

それほど顕著ではないが、CP が政治文化的次元において権威主義的属性を有していることについても疑いの余地はない^[131]。CP (1982) は、オランダ文化におけるキリスト教の規範と価値観の中心性を強調し、「生態学的、社会経済学的観点からオランダは移民を受け入れる国ではない」^[132]と述べて、都市部のあらゆる場所への警察官によるパトロールの導入や、麻薬の密売、外国人の不法入国ならびに不法滞在の外国人を雇用する個人と企業に対する非常に厳正な措置などを主張する(【①】 【②】 【④】 【⑥】)。

社会経済的次元については、行政機関の減量・効率化や国家の役割の縮小を提唱しながら、福祉国家の維持・拡大を擁護するなど、CP の立場は曖昧である。一方で CP は、公的機関による介入が公共利益を損なうとし、国家は社会経済的出来事をできるかぎり妨げないようにしなければならないと訴える。例えば、賃金は各企業内の自由な協議を経て合意されたものであるから、これに対する国家干渉は極力避けられるべきであり、経営上の困難に直面している企業を公的補助金の投入によって人為的に維持することは望ましくない。中小企業では法律で定められた範囲で労働時間や営業時間を自由に決められること、さらに仕事不足の現状を受けて利用可能な労働力の公正で効率的な再分配を促進する手段としての「パ

[131] 例えば、CP は「公共の場における人種、信仰、性別および性的指向を理由としたあらゆる形の差別やそのような差別の扇動に猛反対」するとコミットしていた。原文は「Iedere vorm van diskriminatie of opzetten hiertoe op grond van ras, geloof, geslacht en sexuele geaardheid in openbare gelegenheden wordt krachtdadig bestreden.」(CP 1982: 31)。

[132] 原文は「De Centruumpartij stelt vast dat Nederland uit ekologisch en sociaal-ekonomisch oogpunt ónmogelijk een immigratieland kan zijn.」(CP 1982: 22)。

ートタイム労働」(deeltijdbanen)の増加や「フレックスタイム制」(werktijden)の導入(【②】)など、自由主義的な経済政策を掲げていた。

他方でCPは、「繁栄と幸福の適切なバランス」(het juiste midden tussen welvaart en welzijn)を追求することを標榜するCPの社会経済プログラムは、「所得の公正な分配」(een rechtvaardige inkomensverdeling)と「完全雇用」(volledige en volwaardige werkgelegenheid)を目指す。その具体的方策として、労働者政策に関しては、労働者の経営参画、健康を害する仕事に対する追加手当、最終手段として賃金と労働条件の改善を目的とする、しかも脅迫や暴力を伴わないストライキの完全な合法化、すべての労働者に「労働協約」(CAO: Collectieve Arbeids Overeenkomst)を適用させるべきことを主張する。社会保障政策に関してCPは、病気・障害・非自発的失業に苦しむ18歳以上の全オランダ人への給付金(最低賃金の70%に相当)の支給、17歳まで受給可能な「児童手当」(kinderbijslag)の導入、一定水準の医療費を保証する強制加入で保険料が累進的な国民医療保険の創設などを挙げる。住宅政策に関してCPは、住宅不足の解消を図る公的住宅供給の5ヵ年計画の策定などを掲げる(【②】)。以上より、社会経済的次元におけるCPの性格は、せいぜい「控えめな保守派」(moderately conservative) (Lucardie 2000b: 3)であり、部分的には左派的な一面さえ認められる。

CPは、オランダにおける典型的なナショナル・ポピュリスト政党 (Betz 1994; Pauwels 2014: 44-45; Vossen 2017: 67)であり、反移民・反難民を主張の中心に据えながら、法と秩序の強化のような右翼的主張を展開する。その傍らで、左翼的主張である社会福祉の拡大や、緑の党の主張である環境と動物保護を選挙に向けた3つの基本項目 (Mudde 2000: 120)とし、1982年の総選挙では0.8%の得票で1議席を獲得し、オランダ議会第二院への進出を果たした戦後初の急進右翼政党となった。

国政への進出に続いて、CPは急進右翼政党の牙城 (Voerman & Lucardie 1992: 50)でありオランダ政治・経済の中心地域であるランドスタットの市議会選挙において、1983年にはアルメレ(得票率約10%/2議席)、1986年にはロッテルダム(得票率4%/1議席)で議席を獲得した。この勢いは1984年の欧州議会選挙(得票率2.5%)においても衰えず、以後約20年間にわたり、いわゆる「中央潮流/中央運動」(Centrumstroming)の序幕を開いた (Mudde 2000: 120-121; Mudde & Van Holsteyn 2000: 166, n. 4; Ignazi 2003: 164-165)。

しかし、1986年の総選挙で不正事件を起こしたことで、CPは同年5月13日に控訴を受け、50000ギルダールの賠償の支払いを裁判所に命じられたことから党財政の破産を宣言せざるを得なくなった。その1週間後の5月20日に、CPは党名を「中央党'86」(CP'86: Centrumpartij'86)に変更して再出発した。

CP'86は、絶え間ない内紛に悩まされた。党員や活動家の公然たるネオ・ファシズム的/ネオ・ナチズム的言動によって、朝野双方で反レイシズム・反極右を掲げる組織や機構の標的となった。こうしたCP'86は1990年の地方選挙で4議席を確保したが、1989年の総

選挙には参戦できず、1994年の総選挙でも0.4%の得票に終わった。以後、CP' 86は再び「国民人民党／中央党' 86」(NVP: Nationale Volkspartij/CP' 86)へと党名を変更したり(1994年11月)、分裂したり(1997年2月)しながら、「人種的憎悪」(racial hatred)の理由でアムステルダム裁判所の命令を受けてようやく1998年11月18日に強制解散となった。

他の西欧諸国の急進右翼政党に比べて、CPとその後継政党であるCP' 86は決して成功例とは言えないが、オランダにおける急進右翼政党の歴史の中の道標的な存在であるため、この2党の政策主張は将来の急進右翼政党にとって参考になるところが多い。CP/CP' 86は十分に発達したイデオロギー体系を有しなかったが、エスニック・ナショナリズム、民族的多元主義【**脚注7**を参照】、ゼノフォビア／外国人嫌悪、伝統的な倫理と価値観、法と秩序および反エスタブリッシュメント／ポピュリズムといった、急進右翼政党の典型的な政治文化的特徴をすべて備えている。

だが、CP (1982) が示すように、CP/CP' 86は、社会経済的次元において資本主義でも社会主義でもない「国民革命」^[133] (National Revolutie)、すなわち経済活動への国家介入の最小化と企業経営の自由の最大化を唱え、その一方では社会保障支出の抑制や縮減へ反対し、強い「国民福祉国家」(nationale verzorgingsstaat)を基盤とする「国民民主主義的なエスニック経済体」(nationaal-democratisch volkseconomie)の建設を目指した。同党は、コーポラティズム的な第三の道を志していたのである (Voerman & Lucardie 1992: 42; Mudde 2000: Chapter 6; Ignazi 2003: 168-169)。また、1986年以降のCP/CP' 86の政治文化的政策主張はより右翼的で人種主義的でありながら、その社会経済的政策主張はより左翼的であった (Lucardie 2000b: 5)。

ヘリット・ヴルマン (Gerrit Voerman)、ポール・ルカルディ、またハン・ドルッセン (Han Dorussen)によれば、以上のように、CP/CP' 86は、中道的な社会経済的政策主張を掲げて過渡型／準一左翼権威主義型の急進右翼政党となりつつあり、その支持者のほとんどが、「社会的被害者」(social victims)集団に属する低学歴者・低所得者・失業者・社会保障や福祉に頼る者・社会的孤立感を持つ者である。元来これらの集団は、社会民主主義政党のPvdAや、「オランダ共産党」(CPN: Communistische Partij van Nederland)を支持していた。また、半分以上のCPまたCP' 86の支持者は少なくとも一度はPvdAに票を投じたことがあり、中間層や知識人に率いられるPvdAやCPNとは対照的に、支持者基盤の社会民主主義的なバックグラウンドが鮮明である。このことが、CP/CP' 86に「労働者政党」的性格を与えていた (Voerman & Lucardie 1992: 49-51; Mudde & Van Holsteyn 2000: 155;

[133] CP/CP' 86の自称は、結党当初の「穏健なナショナリスト政党」から、1980年代半ばの「右翼的人民党」、1980年代後半の「国民民主主義運動」、1990年代以降の「国民革命的政党」にまで、時間と共に変化してきた。また、CPまたCP' 86は同じく国民民主主義政党と自任するドイツのNPDとの間に緊密な関係があったことも指摘される (Voerman & Lucardie 1992: 40-42; Lucardie 2000b: 4; Mudde 2000: 163; 【脚注119】)。

Dorussen 2004: 136)。

7.2.2 1980年代後半の「フラムス・ブロック」(VB)

VB (1987) の内容・構成^[134]は、すでに考察を加えた VB (1985) とほぼ同じであるが、両者の間には、注目に値する3つの比較的大きな変化^[135]が存在する。

1つ目の変化は、政治体制の公正性について以前より明確な展望を持つようになったことである。VB (1985) の項目⑤の内容に加え、VB (1987) では、あらゆる「公職の兼任」(politieke cumul) の禁止、義務投票制の廃止、省庁の統廃合と閣僚ポストの削減、国会の早期解散の禁止、マスメディアによる情報の客観性の確保、「オンブズマン原則」(ombudsmanprincipe) の導入や《行政運営の公正性と効率性を高めて》「行政ハラスメント」(administratieve pesterijen) と「果てしない事務処理」(eindeloze paperasserijen) から市民を守ること、《対独協力を理由に》第二次世界大戦後に弾圧を受けた人々に対する一般的かつ無条件の恩赦^[136]が主張される (【⑦】)。こうして、VB (1987) では、既成政治の刷新というスローガンにとどまらず、具体的な方策が打ち出されたのである。

2つ目の変化は、「VB はフラマン人が良き教育を受けるために戦っている」(Het VLAAMS BLOK strijdt voor een Vlaanderen met een GOED ONDERWIJS) (【⑤】) の項目の新設である。VB (1987) によれば、フランデレン地域では左派勢力が教育システムの主導権を握り、人事の政治化と組合化^[137]を促しているが、教育の内容と質は致命的に劣化している。VBは、多くの教育機関で歴史教育が歪曲され、歴史が完全に無意味化されたとして激しく非難し、「将来を見据えて、フランデレン地域の教育内容をオランダの教育内容とより緊密に関連させる」^[138]こと、フランデレン地域の完全な教育自主権の獲得、「寛容さを減らして秩序とヒエラルキーをより意識するように教育内容の再編を行う」^[139]こと、政府による教育基準

[134] VB (1987) は7頁7項目からなる。その①～④・⑦は、VB (1985) の①～⑤に対応し、使用語彙も基本的に同じである。

[135] それ以外にも、VB (1987) には、難民資格の見直しと厳格化 (【③】)、環境保護 (【⑦】) などの新しい主張も盛り込まれた。

[136] 第1次世界大戦期のフランデレン主義急進派である「行動主義者」(Activist) とオランダ語系兵士を中心とする「前線主義運動」(Frontbeweging) は、終戦後に対独協力者と見なされて訴追された。戦間期にフランデレン民族主義を足場として結成された種々のファシズム組織や政党も第2次世界大戦中にドイツ占領軍に積極的に協力したので、戦後の訴追対象者は再び同地域に集中した。2回の世界大戦におけるフランデレン民族主義運動と戦後の言語・地域問題および急進右翼政党の発展との関係については、上西 (1998)、Mudde (2000: 81-85)、津田 (2018) などを参照されたい。

[137] 原文は「In de eerste plaats is er ook hier de politisering en syndicalisering van de benoemingen.」(VB 1987: 5)。

[138] 原文は「Met het op de toekomst moet ook beter werk gemaakt worden van een meer op elkaar afgestemd worden van het onderwijs in Vlaanderen en Nederland, waarbij uniteraard het gehalte doorslaggevend moet blijven.」(VB 1987: 5)。

[139] 原文は「heroriëntering van het onderwijs: minder permissiviteit, meer

の統一化などを提案する。

3 つ目の変化は、社会経済的項目「VB は連帯のために戦っている」(Het VLAAMS BLOK strijdt voor SOLIDARITEIT) **(I⑥)** が単独で設けられ、VB (1987) の「中道化」がより鮮明になったことである。VB は「連帯的」^[140] (solidaristische) 政党を自任し、「《フラマン人に属する》特定の個人、集団または階級に対して不利益や差別を与えるような状況が発生した場合、それを是正しなくてはならず、だからこそ小さな政治的計算に翻弄されている失業、なかでも若者の失業という差し迫った問題に注目しており」^[141]、中小企業と農業に加えて自由業に従事する人々に対する奨励・保護、それに「強者と弱者の間の連帯は、年金受給者、障害者およびすべての不利な立場に立つ人々を保護するための措置に関連付けなければならない」^[142] と訴える。社会的連帯を実現するために VB が提示したのは、家族への積極的な精神的・経済的援助、一家の稼ぎ手の雇用優先と解雇禁止、効果的な雇用政策、障害者などへの社会的支援の充実、最低年金受給額の引き上げといった措置であった。要するに、連帯はこの時期の VB の社会経済的なイデオロギーの支柱となり、その第三の道 (Lucardie et al. 2016: 215)、おそらくより正確には「第三の位置／第三の立場」^[143] (The Third

gemotiveerde zin voor orde en hiërarchie.」(VB 1987: 5)。

[140] あるコミュニティ／共同体の構成員の間の社会的相互依存と互いの責務を強調する連帯の原則によれば、生活手段が欠如するか、あるいは十分な(社会的)貢献を与えることができない構成員に対して社会的便益を提供するための費用は、すべての構成員の間に分担されるべきである。こうした原則は、ドイツやフランスのような保守主義的なコーポラティズム体制(=保守主義的福祉国家)に内在するとされている(Sainsbury 2012: 207)。というのは、西欧では、長い間、「ユニバーサル・トランスファーとサービス」

(universal transfers and services) が国民的連帯の象徴であり、社会福祉政策の核心的な役割が国民にそのような連帯感を持たせることだったからである(Béland & Lecours 2010: 18, 22)。もちろん、急進右翼政党が掲げている連帯は、自民族を特定するものであるため、いわば「選択的連帯」(selective solidarity) である。また、左派の普遍主義とヒューマンイズムの伝統を拒絶する点からすれば急進右翼政党が目指す連帯は「義務的」(compulsory) 連帯ではなく、「自発的」(voluntary) 連帯である(Heinisch 2003: 93; Koning 2019: 特に選択的連帯の定義については、15)。

[141] 原文は「Het VLAAMS BLOK als solidaristische partij...voor de hand dat scheefgegroeide toestanden waardoor personen, groepen of standen benadeeld of achteruitgesteld worden moeten recht getrokken worden...daarom vestigt het VLAAMS BLOK de aandacht op het prangende probleem van de werkloosheid, inzonderheid de jeugdwerkloosheid, dat spijtig genoeg overgeleverd wordt aan kleine polieke berekening.」(VB 1987: 6)。

[142] 原文は「...moet de solidariteit van de sterken met de zwakkeren uitmonden in maatregelen ter bescherming van gepensioneerden en van gehandicapten en van alle door het lot getroffen behoeftigen.」(VB 1987: 6)。

[143] 第三の位置／第三の立場は冷戦を背景に発展してきた概念の1つであり、西側陣営の資本主義と東側の共産主義・社会主義の両方に反対し、左右を超越して急進右翼的な文化観と急進左翼的な経済観を融合させる「習合主義的」(syncretic) な政治立場である。このような立場の代表例の1つは、自由主義、マルクス主義、ファシズムに次ぐ第四の政治理論と呼ばれる「民族ボルシェヴィズム」(National Bolshevism) である(譚 2020b:

Position) 路線の象徴であった。

以上のように、1980年代末に躍進期の夜明けを迎えた^[144]VBは、国家財政危機を背景とする公的サービスの削減の社会風潮に逆らい、既成政党の腐敗と権力の乱用を激しく批判し(古賀 2008: 184)、エスニック・ナショナリズム、権威主義の傾向を強めつつ、社会経済的な立場に関しても中道に接近していた。このために同党は、ネオリベラル・ポピュリスト政党から、より保護主義的なナショナル・ポピュリスト政党へ(Betz 1994: 136-139; Pauwels 2014: 100)、過渡型/準一左翼権威主義型急進右翼政党へと脱皮しつつあったのである。

こうして1990年代に入ると、一時的にせよ、VBは西欧で最も専門的でよく組織化され、最も露骨なゼノフォビア/外国人嫌悪の傾向を持ち、最も成功した急進右翼政党の1つ(【脚注13】)として注目を浴びることになった。

7.2.3 1980年代中葉頃の「オーストリア自由党」(FPÖ)

VB(1987)と同様の特徴を示したのがFPÖ(1983)である。FPÖの発展における一大転換点であった1986年のイェルク・ハイダー(Jörg Haider)の党首就任前の段階においても、FPÖは、既成政党^[145]として、戦後オーストリアの「2と2分の1政党制」(Blondel 1968;

48, n. 9)。第三の位置は極右・急進右翼政党の第三の道と言って良い。

[144] 過去最高の得票と議席(17.7%、18.2%)を記録した1988年のアントウェルペン(Antwerpen)市議会選挙を皮切りに、欧州議会選挙(1989年: 4.1%の得票、1議席)と「黒い日曜日選挙」と呼ばれる総選挙(1991年: 6.6%の得票、5.7%の議席)を経てVBは著しく伸長した(日野 2018: 62)。

[145] オーストリアの政党組織は、歴史的連続性・規模・市民社会と国家への浸透度に加え、高い安定度と集中度といった特徴も有すると長らく考えられてきた。それらの政党が国内の各分野において中心的な地位を占めていることによってオーストリアは模範的な「政党国家」(Parteienstaat)と呼ばれた(Müller 1996: 59=1997: 69)。アダム・ヴァンドルスカ(Adam Wandruszka)は、こうしたオーストリア政党政治の特殊な性格の背後に、19世紀末から形成してきた、社会的・文化的亀裂構造によって分断した「キリスト教社会主義一保守主義」(Christlichsozial-Konservative)、「社会主義」

(Sozialistische)、「ナショナル」(Nationale)という3つの「陣営」(Lager)の存在は極めて重要であると指摘している(Wandruszka 1954: 289-485)。3つの陣営の有権者は非常に高い帰属意識を持ち、こうした「陣営の心性」(Lager Mentality)が、「オーストリア国民党」(ÖVP: Österreichische Volkspartei)、「オーストリア社会党」(SPÖ:

Sozialistische Partei Österreichs)、「独立者同盟」(VdU: Verband der Unabhängigen)の3党からなる戦後の政党システムの基礎となった(Plasser et al. 1992: 16-23)。だが、第三陣営を代表するVdUには、元ナチ党員を主体とするナショナル勢力と自由主義勢力が結集したため、結党当初から内紛が絶えなかった。VdUの後継政党FPÖ(1956年結党)は1960年代半ば以降約20年にわたって自由主義勢力に主導されており、ハイダーの党首就任までは一般に自由主義政党として認識されていたが、こうした基本構図を受け継いでいたのである。(村松 1998: 187-190)。ハイダー党首期のFPÖの急進右翼政党化に関する膨大な研究の中には、Morrow (2000)、Ignazi (2003: 107-123); 東原 (2006)、古賀 (2012, 2013b)、Adamson (2016)など、英語や日本語の詳しい論考はあ

Morrow 2000: 42; 北村 2018) の中に安住する 1848 年革命における自由主義の末裔^[146] (古賀 2013b: 1019) であった。

だが、1979 年の「自由主義インターナショナル」(LI: Liberal International) 加盟を頂点として (Kitschelt 1995: 159)、FPÖ は脱自由主義化に転じ、1993 年にはついに LI 離脱に至る。SPÖ との小連立政権 (1983 年～1986 年) の成立という衝撃的事件^[147] が起きた年に発表された FPÖ (1983) は、FPÖ の変節過程を表す象徴的文書である。FPÖ (1983) は、①政策ガイドライン、②刷新された国家、③安心できる仕事、④地域の安全と⑤安心できる未来を、の 5 大項目・35 小項目 (以下、「(1) ～ (35)」) からなる計 35 頁の冊子である。

そこで示される基本信条は、「秩序の中の自由」(Freiheit im Rahmen einer Ordnung) 【(1)】、「均等なスタート条件による正義」(Gerechtigkeit durch gleiche Startbedingungen) 【(2)】、「パフォーマンスに報いる」(Leistung belohnen) 【(3)】、「財産は独立性を生み出す」(Uigentum schafft Unabhängigkeit) 【(4)】、「民主的中道政党」(Partei der demokratischen Mitte) 【(5)】、「国民を念頭に置く共同社会」(Volksbewußte Gemeinschaft) 【(6)】 に要約される。この時期の FPÖ はなおも自由という至上の価値を追求する伝統的な保守主義 (馬場 2013: 196-197; 宇野 2016: 13, 94, 117, 156) 政党のように見えていた。

また、FPÖ は、戦後オーストリアに固有の「協調民主主義」(Konkordanzdemokratie) と、その根幹をなす「比例配分」^[148] (proporz) 制と「社会的パートナーシップ」^[149]

る。

[146] フランス革命が追求した個人を基礎とする自由主義と、「諸国民の春」(1848 年革命) の時代に噴出したネーション/民族を単位とする自由主義との相違は、後者の末裔を自任する FPÖ の性格を理解する上での重要な要素である (Adamson 2016: 153)。

[147] 1966 年の ÖVP 単独政権とその 4 年後の SPÖ 少数派政権の成立は、オーストリアのコンコルダンツ/協調民主主義の基本図式の 1 つである大連立の終焉を意味した。SPÖ 政権 (1970 年～1971 年) の成立に際しては、FPÖ の閣外協力が不可欠であり、政治的孤立から脱却を企図していた FPÖ の存在意義はこれにより高まった (Luther & Müller 1992: 11; 村松 1998: 188; Adamson 2016: 134)。1983 年の小連立政権の成立は、FPÖ が史上初の政権参画を果たし、ようやく「連立可能」(koalitionsfähig) な存在になったことを意味した。また、この連立政権の成立は、オーストリア政党政治の穏健多党制への移行というような大きな意味も持つ (Müller 1996: 92-93=1997: 108-109; 梶原 2019: 120)。

[148] オーストリアの比例配分は 1867 年成立のオーストリア＝ハンガリー二重帝国に遡る。二重国内の少数民族出身者の閣僚登用、少数民族への自治権の付与、法案の「 Junktim/抱き合わせ」(Junktin)、オーストリアとハンガリーの両議会における法案内容のすり合わせなどはこの制度の雛形であるとされている。内戦や世界大戦などの一連の歴史的教訓に鑑みて、戦後、ÖVP と SPÖ とのいわゆる「政党カルテル」(party cartel) の間に、政府の官員だけでなく、国営企業・放送局・学校のような社会の基盤的組織のポストまでも国民議会選挙の得票率に従って比例的に配分する制度が確立した。2 大政党はこの比例配分を通じて巨大な既得権益を握り、政治・経済・社会の隅々まで行き渡る影響力を振るった (Lehmbruch (平島編訳) 2004: 175, 訳注 n. 2; 東原正明 2011: 175-176)。

[149] オーストリアの社会的パートナーシップの起点は、労働者・経営者・農民のそれぞれを代表する 4 大利益団体と政府との間で取り決められた『賃金＝物価協定』である。

(Sozialpartnerschaft) を基盤とする、ÖVP と SPÖ との合意形成に対する不満の受け皿でもあった。同党は、国を刷新する 【(2)】 ために、汚職・腐敗の温床である政経癒着を糾弾し 【(8)】、「党员証経済」(Parteibuchwirtschaft) の打倒 【(9)】 を訴えていた。加えて直接民主制の導入、市民の政治参加の促進、官僚組織のフラット化と行政手続の簡素化 【(10)】、効率性の向上のための司法改革 【(11)】、男女平等 【(22)】、文化・芸術分野における表現の自由 【(23)】 など、「民主主義の質」^[150] または政府の質^[151] の改善に加え、教育の機会均等 【(29)】 と研究環境の改善 【(30)】、環境保護 【(31)】、省エネおよび反原発 【(33)】、低価格で品質の高い住宅の提供 【(25)】、医療と看護システムの改革 【(32)】、公共交通と民間交通のバランスの取れた発展 【(34)】、欧州統合への積極的参加 【(35)】 など、様々な領域にわたる、極めて包括的な主張を掲げていた。

1980 年代初頭における FPÖ の包括的な選挙マニフェストには、既成政党の一角を占めるエスタブリッシュメント的性格が表れている。同時にそれは、1958 年～1978 年に党首を務めたフリードリヒ・ペーター (Friedrich Peter) と、彼の後継者であり党内自由主義派の代表格であるノルベルト・シュテーター (Norbert Steger) が強力に推進した穏健化路線^[152] を表したものであると考えることができる。

一方、自由主義とナショナリズムの均衡を特徴とする『ザルツブルク綱領 (1985)』(Salzburger Programm) (Luther 2006=2007: 269-270) は FPÖ の穏健化の成果である。FPÖ (1983) はその文脈を受け継いで、イデオロギー的主張の抑制、「護られた階級」(classe gardée) の比重低下、多様な利益団体との接触機会／友好関係の確保・探求(後述)を特徴としたのであり、包括政党化 (Kirchheimer 1966: 190-191) の兆候も部分的に見られた。だが、他方で FPÖ (1983) は、活力のない風見鶏と揶揄される包括政党の選挙マニフェスト (Prentoulis 2020: 103) に反対し、『ザルツブルク綱領 (1985)』と同じく党内派閥間の妥協の産物という側面もあり、法と秩序、移民・難民問題、ナショナリズムに関して、従来どおりに慎重な態度を取っている。

FPÖ (1983) は、現在のオーストリアで麻薬問題や公共施設の破壊行為などの軽犯罪問題

それ以降、政労使の 3 者間の協議・交渉を通じて経済的安定を図る仕組みとして 1957 年に「賃金・物価問題同権委員会」(Paritätische Kommission für Lohn-und Preisfragen) が設立され、同委員会は 1980 年代まで所得、経済ならびに社会福祉政策の分野において大きな役割を果たしていた。近年では、従来型の社会的パートナーシップの存続可能性が疑問視されつつあるが、経済・社会政策の制定過程における政府の決定的役割や中央集権的・準独占的な利益団体の存在により、社会的パートナーシップは依然として健在であるとされている (Tálos 1996=1997; 梶原 2019: 122-123)。

[150] 「民主主義の質」を計測する常用データセットのまとめは Munck (2009: 18-19, Tbl. 2.3 また 62-67, Tbl. 4.2)。

[151] 政府の質を計測する常用データセットのまとめは Dahlberg et al. (2022) と Teorell et al. (2021)。

[152] FPÖ の自由主義政党時代の歴史について、概覧として Adamson (2016: Chapter 6)、また詳説として Luther (1988) を参照されたい。

が日々悪化しているとの認識に立ち、「安全の中にある自由」(Freiheit in Sicherheit) 【(27)】の実現を目指す。具体的には、警察の組織と設備の強化、覚醒剤取引の組織者や首謀者の無期懲役、外国人に関する統計体系の確立^[153]、難民問題に関する人道的役割を維持しつつ伝統的な移民国家との協力を通じてこの問題を解決することなど、法と秩序の強化、移民・難民受け入れに対する慎重姿勢を表明した。また、中立国オーストリアの軍事的空白を避けるという意味において、国防強化【(28)】を論じ、民兵制度の実現、軍事装備と施設の近代化、軍人の待遇の向上、包括的な国防システムの構築などの狭義の国防計画の他に、そうした計画を支える「精神的」(geistige)・文民的・経済的な要素の重要性を強調する。そして、イタリアとの間の「南チロル」(Südtirol/Alto Adige)問題【(35)】にも言及し、オーストリアが同地の「利益代表国としての役割」(Schutzmachtfunktion)を引き受けることに真剣かつ前向きに取り組むべきであると主張する。

これに対して、フィリップ・ラトゲブ (Philip Rathgeb) が述べたように、FPÖの社会経済的政策主張の性質は伝統的な左右の対立軸に沿って定義することができない。FPÖは自国民有給長期雇用を始めとする労働市場のインサイダーに向けて福祉拡大唱えながら、他方では減税や、労働組合の無力化や、外国人労働者などの労働市場のアウトサイダーに対する福祉削減を是とする。こうした「政策選択上の奇妙な組み合わせ」(peculiar mix of socio-economic policy choices) (Rathgeb 2021: 653) は、FPÖ (1983) にもよく表れている。

FPÖ (1983) は、大項目【③】の「安心できる仕事」(Gesicherte Arbeitsplätze)において、働く権利は国民の基本的な社会的権利として保障されること、また、大項目【④】の「地域の安全」(Geborgen in der Gemeinschaft)において、家族と子供に優しい環境および定年退職者にとっての充実した、しかも尊厳と安心感のある老後生活が守られることの必要性を訴える。具体的には、人々の働く権利の憲法への明記や完全雇用に向けた構造政策の制定^[154]、退職金の金額の引き上げと受給権の拡大、有給休暇の期間延長^[155] 【(12)】、職業教育の充実【(13)】、児童手当の増額、子育て世帯を支援するための課税軽減、柔軟な労働時間・パートタイム勤務・ジョブシェアリングを通じた家族の育児責任の促進【(24)】、高齢者に適した住宅、公共交通機関や医療などを提供できる社会サービスの拡充【(26)】を約束した。加えて、FPÖは、農業者年金基金の負担の軽減、公共交通運賃の割引などを受けるための障害者手帳の作成、年金生活者や低所得者の暖房費の増加分に対する補償【(21)】のような、社会的弱者への経済的支援策も提示した。

以上のように、FPÖの社会政策は、シリヤ・ホイサーマン (Silja Häusermann) の言う「古

[153] 原文は「Aufbau einer Ausländerstatistik, die allen fremdenpolizeilichen Erfordernissen tatsächlich gerecht wird.」(FPÖ 1983: 25)。

[154] 原文は「Verankerung des Grundrechtes auf Arbeit in der Verfassung. Als verpflichtender auftrag an den Staat ist eine auf Arbeitsmarktförderung und Vollbeschäftigung gerichtete Strukturpolitik zu verfolgen.」(FPÖ 1983: 11)。

[155] 原文は「Berechnung der Dauer des Urlaubes nach den im Leben insgesamt bereits geleisteten Arbeitsjahren.」(FPÖ 1983: 11)。

い型の社会政策」(“old” social policy) に類似し、雇用保護(労働市場政策)、家族と児童手当(家族政策)、所得代替(年金政策)などを通じて、主に産業社会における労働市場のインサイダーを収入減少や失業のリスクから守ろうとし、長期失業者、ワーキングプア、外国人労働者、女性労働者(中でもシングルマザー)といった労働市場のアウトサイダーを無視していた。ホイサーマンによれば、この時期のFPÖと「古い左派」(old left)とは、古い型の社会政策への立場をめぐって接近しつつあった(Häusermann 2012: 113-115, 115, Tbl. 6.1 & 119, Fig. 6.2 & 121, Fig. 6.3)。

また、FPÖ(1983)は地域間格差の解消を図る経済的支援として、「恵まれない地域へのマーシャルプラン」(“Marshall-Plan” für benachteiligte Regionen) (【(16)】)、農産物の高い価格の維持、農民の所得向上とそれに対する社会保障制度の整備などを指す「新たな農業政策」(Erneuerte Agrarpolitik) (【(20)】)を打ち出し、新自由主義の擁護者であると一般に認識されてきたFPÖは、結局のところ、左翼政党にありがちなバラマキ色の強い方針を立てることになった。

興味深いのは、SPÖ支配下の労働組合を批判し、労働運動とコーポラティズムを敵視してきたFPÖ(Rathgeb 2021: 646)がFPÖ(1983)では、それらに対して友好的と見える点である。「共同決定-共同責任」(Mitbestimmung - Mitverantwortung)と題された小項目 (【(13)】)において、FPÖは自由に出された「労使協議会」(Betriebsräte)による企業内の共同決定、「オーストリア労働組合総同盟」(ÖGB: Österreichischer Gewerkschaftsbund)と「労働者会議所会議」(AK: Arbeiterkammertag)が各企業に労働者の代表を送ること^[156]、人道的な労働条件を整えられる一貫性のある方針の制定^[157]を主張し、「異動、解雇、労働時間、職務の調整に際しての個人の権利の保障を通じて、職場における個人の自己決定権と《労使の》共同決定権を拡大すること」^[158]が支持される。

これを受けて、FPÖは、小項目 (【(14)】)の「幅広い資産の分散化」(Berite Vermögensstreuung)では、企業の「労使協働型経営」^[159](betriebliche partnerschaft)

[156] 原文は「Das Bekenntnis der FPÖ zur innerbetrieblichen Mitbestimmung durch freigewählte Betriebsräte und zur überbetrieblichen Interessenvertretung durch Arbeiterkammer und ÖGB ist unverändert.」(FPÖ 1983: 11)。

[157] 原文は「...erfordert eine konsequente Politik zur Schaffung menschengerechter Arbeitsbedingungen.」(FPÖ 1983: 11)。

[158] 原文は「Ausbau der Selbst- und Mitbestimmungsrechte des Einzelnen am Arbeitsplatz durch Gewährleistung persönlicher Rechte bei Versetzungen, Kündigungen, Arbeitszeit- und Arbeitsplatzgestaltung.」(FPÖ 1983: 12)。

[159] ドイツで生まれた労使協働型経営の思想的・制度的淵源は、19世紀後半の労働者代表制と利潤参加に遡る。経営構成員の協働を基礎とするこの経営方式の下で、企業は資本提供者、企業経営者、従業員の三者から構成される労働共同体として理解される。第2次世界大戦後に本格的な発展期を迎えた労使協働型経営は、使用者団体側から激しい批判・攻撃にさらされたばかりか、当初は労働組合からも、労働者を離反させ労働組合の連帯性を破壊しかねないとして拒否された。しかし1980年代以降、労働組合の労使協働型経営に対する評価ははるかに肯定的なものに変化した(増田 2010: 2-3, 185-210,

と「業績の公平さ」(leistungsgerechtigkeit) を実質化するために、従業員の経営参加の機会の拡大が提唱されている^[160]。このように、FPÖ は、労働運動とコーポラティズムへの友好姿勢を示していたのである。

FPÖ は、政府の財政政策の主な責務を経済の活性化と雇用の安定化と規定しながら、それを全うするためには、財政健全化の目標 【(19)】 を掲げ、財政赤字の削減、GDP に占める税収の割合の上限の設定、財政収支の黒字化などの措置を挙げていた。その中、FPÖ が特に念頭に置いていたのは、企業活動の効率性の向上 【(15)】 と減税 【(17)】 である。

前者について、FPÖ は、中小企業と起業家精神への支援・奨励、オーストリア企業の国際的競争力の強化の必要性を提示し、具体的手段としては、労働時間の柔軟性の確保、中小企業による輸出リングの設立への支援、独占企業の禁止、大規模な「協同組合」(Genossenschaft) の市場支配力の抑制を列挙していた。一方、後者について、FPÖ は、税制を公平で簡素な成果主義に基づくものにすることを目標とし、税制の間接税中心への移行 【(19)】、一律の法人所得税の導入、金利水準の引き下げを促進するためのクレジット手数料と銀行税の廃止、《公平な所得税制のために》所得税の課税ベースの拡大^[161]、《二重課税の防止のために》所得税からの固定資産税の控除^[162]、「貿易税」(gewerbsteuer)・「給与税」(lohnsummensteuer) の廃止、「飲料税」(getränkesteuer) の簡素化など、減税・廃税に大いに力を注いでいた。

すでに述べた手厚い社会福祉政策に対する支持的態度とは裏腹に、FPÖ は、「国家は、国民個人々人を自分自身に対する責任、それに同胞に対する社会的義務から解放するものでは決してない」^[163] とし、「正しい社会政策の課題は、普遍的な福祉国家の建設ではなく、病気、失業、事故、物質的な苦悩に陥っている人々を保護し、人々の老後の尊厳ある生活を保証し、本当に困っている人を助けるということである」^[164] と主張した 【(21)】。

288-292)。

[160] 原文は「Betriebliche Partnerschaft und Leistungsgerechtigkeit werden durch Teilhabe der Arbeitnehmer am Kapitalzuwachs des Unternehmens sinnvoll gefördert. Die Freiheitlichen treten folglich für die Weiterentwicklung der Möglichkeiten der Beteiligung für Arbeitnehmer an ihren Betrieben ein.」(FPÖ 1983: 12)。

[161] 原文は「Schaffung breiter Proportionalbänder anstelle der bestehenden relativ schmalen Progressionsstufen im Einkommen (Lohn)steuertarif.」(FPÖ 1983: 15)。

[162] 原文は「Steuerliche Absetzung der Vermögenssteuer von der Einkommen(Lohn)steuer, weil Vermögen einen bereits einmal versteuerten Arbeitsertrag darstellt.」(FPÖ 1983: 15)。

[163] 原文は「Staatliche Einrichtungen entbinden den Einzelnen keineswegs von seiner Verantwortung für sich selbst und von seiner sozialen Verpflichtung gegenüber dem Mitmenschen.」(FPÖ 1983: 18)。

[164] 原文は「Aufgabe einer gerechten Sozialpolitik ist nicht der totale Versorgungsstaat, sondern die Menschen bei Krankheit, Arbeitslosigkeit, Unfall

これらの主張をもとに、FPÖは、個人拠出型年金制度の構築、肥大化した高コストの社会保険管理機構の解体、《社会保険の濫用防止のために》効果的な社会保険監督法の制定、「通常裁判所」(ordentliche Gerichte)が行使できる独立した「社会裁判権」(Sozialgerichtsbarkeit)の確立を提示し、必要最低限の保障を目的とする社会保険制度の構築の重要性を訴えていた。このように、FPÖ(1983)に掲げられる社会・農業・地域政策の内容や、同党がオーストリアの労働組合とコーポラティズムに示した態度を詳細に分析すれば、一般的な認識に反して、1980年代初頭のFPÖがもはや純粋な自由主義政党ではなかったことが示される。

一方、FPÖ(1983)は緊縮財政と共に、大規模で広範囲に及ぶ減税・廃税、加えて真に困窮している者しか支援しないような必要最低限の社会保障制度の確立も主張するので、この時期のFPÖの社会経済的な主張は概して依然右翼的な特徴を維持していたことも否定できない。こうした高歳出と低税収という政策選択上の奇妙な組み合わせは、急進右翼政党ならではの「支離滅裂」(schizophrenic)な社会経済的アジェンダを浮き彫りにしているものであり(Mudde 2007: 135)、急進右翼政党が社会経済的次元において一種の「意図的な位置的模糊」(deliberate position blurring)戦略を講じることは、往々にして「ぼんやりとした」(vague)、「矛盾した」(contradictory)あるいは「はっきりとしない」(ambiguous)政策位置導くことになる^[165](Rovny 2013; Reiljan et al. 2020: 661; Rovny & Polk 2020)。

その反面、急進右翼政党が争点の組み合わせに対する選択操作を行い、争点収益力の高い橋架け争点を通じて躍進を遂げたことについては、すでに説明した通りである。FPÖは、一見して矛盾する「選択的縮減」(selective retrenchment)、すなわち労働市場のインサイダー限定の福祉拡大ならびに減税・廃税と、アウトサイダーを対象とする福祉削減というような「福祉受給の二元的形式」(dualized forms of access to welfare)(Betz & Meret 2013: 113)と、腐敗したエリートを代表する政党カルテルによる歳出の肥大化と経済運営の非効率化から、汚れなき人民の意志・利益を守るというポピュリズム的な主張を掲げていた。そこで、FPÖは、財政規律、イデオロギーの一貫性、自由主義的思想、さらに保護主義的要素との間の緊張関係(Rathgeb 2021)を解決しようとした。

こうして、過渡型／準一左翼権威主義型の選挙マニフェストFPÖ(1983)の内容から、1980年代半ば以後のFPÖの左翼権威主義が予測される。

und materieller Not zu schützen, ihnen im Alter ein Leben in Würde zu garantieren und den Bedürftigen zu helfen.」(FPÖ 1983: 18-19)。

[165] 急進右翼政党の矛盾した政策の抱き合わせとして、高歳出+低税出以外にも、自由主義的な国内経済政策+保護主義的な国際貿易政策(Mughan et al. 2003: 619)、個人の自由+「集合意識」(communal consciousness)、強い国家の建設+反中央集権・「反国家統制主義」(anti-statism)などが挙げられる(Heinisch 2003: 93-94)。

7.3 初期の左翼権威主義型急進右翼政党

7.3.1 1980年代前半の「フィンランド田園党」(SMP)

早期の左翼権威主義型急進右翼政党の選挙マニフェストの典型例が **SMP (1983)** である。SMP は、左翼ポピュリズム的／左翼権威主義的なイデオロギーが際立つ PS (Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015; Jungar 2016; Hillen Steiner 2019: 8; **【第 1.2 節】** また **【図 1.1】** を参照) の前身に相当し、1970 年代初頭と 1980 年代初頭に一定の党勢の伸張を見せた。特に SMP が 10.5% の得票と 9% の議席を獲得した 1970 年 3 月の国政選挙は、安定した選挙結果を特徴としてきた第 2 次世界大戦後のスカンディナヴィア諸国における「選挙地震」^[166] (electoral earthquake) となった。

1983 年 3 月の国政選挙では、SMP は 9.7% の得票と 8.5% の議席を獲得して第三党へと成長し、その後約 7 年間半にわたって中道左派連立政権の与党であった (Arter 2008: 101-102, 2009: 225; **【脚注 27】** また **【第 1.3 節】** を参照)。SMP (1983) は SMP の政権参画直前に打ち出された選挙マニフェストである。これまで検討を加えた他の急進右翼政党の選挙マニフェストとは異なり、SMP とその後の PS の選挙マニフェストは常に中身の薄さを特徴とする^[167]。しかし、わずか 1 頁に 21 カ条の公約しか含まないこの非常に簡潔な選挙マニフェストは、SMP の農業・左翼ポピュリズム／左翼権威主義的特徴を明確に表現している。

SMP (1983) の 21 カ条 (**【(1)】** ~ **【(21)】**) の公約は、おおよそ 6 つの主題 (**【(1)】** ~ **【(6)】**) に分類することができる。すなわち、**【(1)】** 社会保障、**【(2)】** 生活コストと税負担軽減、**【(3)】** 家族と若者への支援、**【(4)】** 政治改革、**【(5)】** 農業保護ならびに **【(6)】** 退役軍人への権利保障である。

主題 **【(5)】** は、SMP が抱える農民政党の側面を体現し、小規模・家庭経営の農場の扶植 (**【(7)】**)、森林保全 (**【(8)】**)、環境保護 (**【(14)】**)、それに原材料とエネルギーの節約 (**【(15)】**) をアピールする。主題 **【(6)】** は、単に 1 カ条の公約のみ、すなわち「退役軍人に権利を。制約や障壁からの解放」^[168] を含む。フィンランドの主流政党は、第二次世界大戦後、戦争の

[166] デンマークとアイスランドの場合は若干異なる (例えば、吉武 2015: 156; 浅井 2019: 239) が、戦後スカンディナヴィア諸国の政党システムは、長らく、優位な地位を占める社会民主主義政党と、比較的弱いが安定的な共産主義政党もしくは急進左翼政党による左派・社会主義ブロック vs. 保守主義政党、自由主義政党、農民党 (中央党) による相対的弱くて断片的な右派・ブルジョワブロックというような二大ブロックの対立図式を基礎とする 5 党制によって特徴づけられていた。しかしながら、北欧のそうした安定的な 5 党制は、1970 年のフィンランドに続いて、1973 年 9 月のノルウェー、同年 12 月のデンマークでの 3 つの選挙地震の後に動揺し始め、1991 年のスウェーデンと 1999 年のアイスランドの国政選挙以降、過去のものとなった (Petersson: 1995=1998: 35-50; Arter 2008: Chapter 3, 4, 5; 小川 2010: 213-215)。

[167] <https://finland.fi/life-society/whats-up-with-the-true-finns-party/> (2021.05.11 確認)。

[168] 原文は「Veteraaneille vihdoin oikeutta. Pois rajoitukset ja esteet.」(SMP

教訓および独立国家としての地位の確保のために、やむを得ずソ連との友好関係、少なくとも東西両陣営に対する中立的な立場を極力維持しようとした（向後・角田 1990: 307-310; Ignazi 2003: 160; Arter 2009: 特に 227-231, 2010: 486; Sassoon 2014: 108, 167; 浅井 2019: 238）。これに対して、SMP は第2次世界大戦の退役軍人、そして「冬戦争」(talvisota) と「継続戦争」(jatkosota) での敗北により、ソ連に割譲された領土からの引揚者を重要な支持基盤としていたことから、鮮明な反共・反ソ連の立場を取っていた（【脚注 27】を参照）。

主題【④】は、SMP のポピュリズム的な属性を示している。SMP (1983) は腐敗問題がもたらす国民の閉塞感（【(9)】）を指摘し、応答性の低い政党政治を改革する（【(1)】）ために、議会外政治を通じた議会主義の健全化（【(10)】）、政党助成金制度の廃止（【(12)】）に加え、「意味のある」国民投票の導入^[169]（【(20)】）を唱える。

SMP (1983) において半分以上の比重（21 カ条のうちの 11 カ条）を占めるのは、中道左派的社会経済的な主張である。第1は、社会保障（【(1)】）に関して SMP は、失業問題の解決のために労働大臣のポストの獲得を目指し（【(2)】）、低賃金労働者の消費者物価指数と連動する賃上げ制度の導入（【(17)】）、社会的な不平等の解消と社会保障の公正化（【(19)】）を主張していた。第2は、社会保障の充実を補完するもの【②】として SMP は、住居費の削減、道路使用料と廃棄物処理費の廃止（【(3)】）、公的年金の非課税化（【(4)】）、燃料価格（【(11)】）・自動車税（【(13)】）の引き下げ、物価上昇と消費税の防止（【(14)】）など、総じて国民の税負担の軽減（【(18)】）を挙げていた。第3は、SMP は特に子育て世帯と若者への支援を心がけており、前者に関して出産手当金の支給（【(6)】）、後者に関して借入に悩まない教育を受ける権利（【(21)】）を提示していた。

SMP (1983) の内容を見れば、戦後のフィンランド政治に十分に代表されてこなかった小農階級という、いわゆる「忘れられた国民」(unohdetun kansa) の利益代弁者 (Arter 2010: 486) を自認する SMP は、その反共・反ソ連の立場、それにキリスト教の伝統的価値観により、1970、80 年代のフィンランドにおける異例の反エスタブリッシュメント／ポピュリスト政党であった。同時に、SMP の社会経済的政策主張は反緊縮財政に特徴づけられ (Widfeldt 2018a: 4)、中道左派的なものであったことから、相当数の共産党の支持者も惹きつけることもできた (Jungar 2016: 115)。

1930、40 年代には、当時のファシズム政党 IKL（【脚注 17】）が「白い労働者」(white worker)、農民ならびに失業者の権益保護を囑目し、国家社会主義を掲げていた。こうして主流右派にとって、第2次世界大戦前夜の IKL は、「左翼主義」(leftism) を信奉する「労働党」となった。そればかりか、一部の社会民主主義者や共産主義者が IKL を代表して選挙に出馬した

1983)。

[169] 原文は「...Kansanäänestykset käyttöön」(SMP 1983)。フィンランドには国民投票制度があるが、政策決定の中心はあくまで国会であり、国民投票は憲法において詳細に規定されていない。また、例外的な手続きとして実施回数が極めて少ない上に、その中の多くは諮問的なものに過ぎない (吉武 2008: 特に 273-281)。

こともある (Heinonen 1980: 689, 692-694)。

IKL 以来の伝統を受け継いでいた SMP を、「社会的ポピュリズム」(Social Populism) [170] と「伝統主義」(Traditionalism) とを結合させた「非社会主義的左派政党」(Non-Socialist Left Party) と見なす研究者もいた (Arter 2010: 500, 2012: 815)。急進左翼の選挙連合「フィンランド人民民主連合」(SKDL: Suomen Kansan Demokraattinen Liitto) の凋落と SMP の台頭は、偶然かもしれないが、基本的に重なっていた (Siaroff 2019: 242)。以上のことから、SMP は紛れもなく 1990 年代以前の最も典型的な左翼権威主義型急進右翼政党である。

7.3.2 1980 年代末の「中央民主党」(CD)

1990 年代以前の左翼権威主義型急進右翼政党として、SMP の他には、オランダの CD がある。1984 年 11 月 7 日に成立した CD は、前述の CP の後継政党であり、2002 年 4 月の解散まではオランダの急進右翼政党を代表する存在であった (Dorussen 2004: 135)。CP は、1982 年の総選挙で 1 議席を獲得し、急進右翼政党として戦後オランダにおいて初めて議会進出を果たした。この唯一の議席を占めたのが、ピム・フォルタイン以前の「政治的邪悪の典型」(the personification of political evil) と見られたハンス・ヤンマート (Hans Janmaat) である (Van Holsteyn 2018: 681)。

アムステルダム大学で政治科学を履修して修士号 (社会科学) を取得したヤンマートは、社会民主主義政党である「民主社会主義者' 70」(DS' 70: Democratisch Socialisten' 70) と、社会自由主義政党である「民主 66」(D66: Democraten 66) に加入したことがあり、左派雑誌の『自由オランダ』(Vrij Nederland) に掲載された CP に関する論考は、ヤンマートが CP に入党するきっかけとなった。このように、ヤンマートにはそもそも左派的背景があった (Mudde 2000: 121; Mudde & Van Holsteyn 2000: 165, n. 3)。

しかし、CP 指導部にとって、ヤンマートと彼を取り囲む議会派は、移民問題に囚われすぎている上に、議会においても常に右派的・保守的な社会経済的な政策を支持する一群であった。結果として、1984 年 10 月に議会派は除名処分を受けた (Voerman & Lucardie 1992: 42)。1986 年の総選挙で CP が 0.4% の票を獲得したのに対して、相対的に穏健な CD はわずか 0.1% しか得票できなかったが、1980 年代末に CP が内紛に陥ってますます急進化していく中で形勢が逆転し始めた。1989 年 6 月の欧州議会選挙において 40780 票 (得票率 0.8%) で議席を得られなかった CD は、同年 9 月の総選挙で得票を倍増させ、81427 票 (得票率

[170] マーチによれば、社会的ポピュリズムは、反エスタブリッシュメントの主張と左右両翼の政策主張との融合を特徴とする。一方、社会的ポピュリスト政党はその「擬似的」(pseudo-) な急進主義と左翼主義によって、どの政党群に分類されるべきかについて未だに論争がある。この種の政党は、ラテンアメリカや東欧のような、左翼と右翼との境界線が曖昧であり社会経済的不安が高まる地域においてよく見られる (March 2011: 19; Keith & March 2016: 11-12)。ルーマニアの PSM、ブルガリアの BSP、セルビアの SPS などは、社会的ポピュリスト政党とされている (March 2011: 17-18; 【脚注 52】も参照)。

0.9%) で1議席を手に入れてヤンマートを再び国会に送り込んだ。

1989年の総選挙に向けたCDの選挙マニフェスト^[171] (CD 1989) は、「前文」(Preamble) と「前提」(Uitgangspunten) 以外、**【①】**「政体」(Staatsbestel)、**【②】**「文化」(Cultuur)、**【③】**「経済」(Economie)、**【④】**「教育」(Onderwijs)、**【⑤】**「雇用機会」(Werkgelegenheid)、**【⑥】**「開発援助」(Ontwikkelingshulp)、**【⑦】**「環境」(Milieu)、**【⑧】**「動物保護」(Dierenbescherming)、**【⑨】**「交通」(Verkeer)、**【⑩】**「社会《保障》システム」(Sociaal Stelsel)、**【⑪】**「税」(Belastingen)、**【⑫】**「マイノリティ政策」(Minderhedenbeleid)、**【⑬】**「防衛」(Defensie)、**【⑭】**「司法」(Justitie)、**【⑮】**「住宅」(Huisvesting)、**【⑯】**「エネルギー政策」(Energiebeleid)、**【⑰】**「公衆衛生」(Volksgezondheid)、**【⑱】**「農漁業」(Landbouw en Visserij)、**【⑲】**「対外事務」(Buitenlandse Zaken) の19の項目を含んでいる。

CD (1989) によれば、CDは「反オランダ政策を止めることに焦点を当て」^[172] (**【前提】**)、オランダ社会にとって本質的に重要な問題をめぐる拘束的国民投票を憲法改正によって導入すべきであるとする (**【①】**)。

廃止されるべき反オランダ政策や死活問題に関しては、CD (1989) は、3世以降の外国系オランダ人しか公務員になれないこと (**【①】**)、多文化共生社会の形成を一刻も早く止めて外国文化の発展のための補助金を廃止すること、異文化間結婚への無思慮な政策による悪果に対して政府が全責任を負うべきであること (**【②】**)、「エスニック《マイノリティ》系起業家」(ethnische ondernemers) への優遇措置の撤回、オランダ製の商品やサービスの優先的な購入と使用 (**【③】**)、「エスニック・マイノリティ」(ethnische minheden) の母語や文化教育は「本国送還」(remigratie) を条件にしてのみ提供されること、大学教育機会の平等化原則に反対すること^[173] (**【④】**)、オランダ人応募者がいない場合にのみ、マイノリティは仕事を受ける資格を有すること (**【⑤】**)、保険料を支払わない短期滞在の外国人労働者、旅客やその他の外国人は、オランダ人限定の「国民社会保険制度」(Volksverzekering) と失業給付を受けられないこと (**【⑩】** **【⑰】**)、オランダに居住しているマイノリティの本国送還を強く望むこと、失業した外国人労働者の本国送還の義務付け、第三世界国家出身の子供の養子縁組に対して厳しい基準を設けること、EC加盟国出身の人々でもオランダの社会福祉を享受できないこと、住宅・仕事・教育などにおけるマイノリティの「優先権」を廃止すること (**【⑫】** **【⑮】**)、厳罰化、警察権限の拡大 (**【⑭】**) などを挙げている。このように、CDは、反多文化主義、反移民、国民優先、法と秩序に加え、反平等主義も掲げていた。

以上の主張は、オランダの政治的・文化的アイデンティティの維持と発展を追求するとい

[171] 以下に引用したCD (1989) は原物ではなく、MARPORによって再編集されたPDFである。したがって、PDFの頁数と原物の頁数は一致しない。

[172] 原文は「De verandering van het beleid zal letterlijk worden toegespitst op het stoppen van het Anti Nederlander Beleid.」(CD 1989: 11)。

[173] 原文は「...Het principe is dat slechts meer dan gemiddeld intellectueel begaafden het weten schappelijk onderwijs volgen. Uitgesloten moet worden dat ieder kind wetenschappelijk onderwijs moet kunnen volgen.」(CD 1989: 14)。

う CD の中核的な思想・イデオロギーの 1 つを表現している。他方で、もう 1 つの核心とは、オランダの「国民連帯」(nationale saamhorigheid) を促進することである。これを成し遂げるために《国民の中の》「異なる社会集団」(maatschappelijke geledingen) の間の完全な平等という理念に基づき、異なる社会集団の間の好ましくない矛盾を避けるか、もしくはこれらの矛盾を調和的に解決する」ことが挙げられる^[174] **〔前文〕**。

CD (1989) は、国民連帯を促進するための具体的措置として、オランダを特徴づける「混合型経済システム」(gemengde economische systeem) を維持するために、民営化を可能な限り撤回すべきこと **〔②〕** を主張する。また、社会《保障》システムについては、CD (1989) は、労災によって失業した者への、障害の程度に応じた、最低限が最後の給与の 70% に相当する終身補償金の支給、保障期間が最長 1 年半で医療費の 100% 支払い可能な「疾病給付法」(ziektewet)、「就労不能者生活救済保険／障害保険法」(W. A. O) の両制度の相互補完的な運用、最低限が最後の給与の 60% で最低賃金を上回るかつ給付期間無制限の失業給付の導入、「一般老齢年金法」(AOW) に規定される夫婦の年金月額を 2000 ギルダーへと引き上げること **〔⑩〕** など、一連の福祉拡大策を提示する。

こうして、CD は、政治文化的には、反オランダ的であるように見えるもののすべてを排除し、オランダ・アイデンティティの維持と発展を追求すると同時に、社会経済的には、福祉拡大を通じて国民連帯を促進するという、2 つのイデオロギー軸に沿って選挙キャンペーンを行った。

続いて翌年に、CD は、ランドスタット地域の 8 つの都市で 11 人の市議会議員を当選させただけでなく、そのうちのオランダ 4 大都市 (アムステルダム、ロッテルダム、デン・ハーグ、ユトレヒト) では 5%~7% の支持率も獲得した。さらに 1991 年の州議会選挙においても、CD は、北ホラント州、南ホラント州およびユトレヒト州で、それぞれ 1 人の州議会議員を当選させた。

スーパー選挙年と呼ばれた 1994 年の一連の選挙を機に CD は全盛期を迎えた。3 月の市議会選挙で CD の議席は 11 から 77 議席へ激増し、6 月の欧州議会選挙でも前回と同様に議席獲得に至らなかったが、0.3%ポイント (約 2500 票) 増で 1.1% (約 43300 票) を得票した。これに先立つ同年 5 月の総選挙で CD は 1.5%ポイント (約 14 万票) 増の 2.5% を得票 (22 万票余り) して 3 人の議員を議会に送り込み、戦後オランダにおける急進右翼政党の新記録を打ち立てた (Mudde 2000: 124-126; Mudde & Van Holsteyn 2000: 147-148; Ignazi 2003:

[174] 原文は「De kern van deze ideologie omvat enerzijds het streven naar behoud en ontwikkeling van de Nederlandse staatkundige en culturele identiteit, en anderzijds het bevorderen van de nationale saamhorigheid in ons land, door te trachten ongewenste tegenstellingen tussen onderscheidene geledingen van de Nederlandse samenleving te doen voorkomen, danwel deze tegenstellingen in harmonie tot oplossing te (doen) brengen, waarbij wordt uitgegaan van de volstreekte gelijkwaardigheid van die maatschappelijke geledingen.」(CD 1989: 10-11)。

166-167; Twist 2019: 95)。この3人の当選を許した選挙は、キリスト教民主主義政党が1917年以來初めて連立与党の地位から転落したことも併せて、「オランダ歴史の中の最も暗黒の一日」であり、20世紀のオランダにおける最も「劇的な選挙」であると評されている (Mudde & Van Holsteyn 1994: 132; Irwin 1995: 72)。

この1994年の総選挙に向けたマニフェスト『我が家に勝る所はない』(Oost West, Thuis Best) (CD 1994) は、計32頁の冊子である。同マニフェストはオランダ国民の「不屈の団結と連帯」(onverbrekelijke eenheid en saamhorigheid) に基くものを自任し、1989年版 (CD 1989) を基本的に踏襲しながら、拡充と精緻化を行い、CDの主要な主張を以下の10項目に整理している。すなわち、【①】「オランダ人差別をやめる」(Stop discriminatie van Nederlanders)、【②】「死刑を導入する」(Invoeren doodstraf)、【③】「住宅費用を軽減する」(Verlagen van de woonlasten)、【④】「オランダ製品《の発展》を促進する」(Bevorderen van Nederlandse producten)、【⑤】「1リットル当たりのガソリン価格を1.5ギルダーにする」(Benzine F 1.50 per litre)、【⑥】「労働収容所にて難民を雇用する」(Asielzoekers te werk stellen in werkkampementen)、【⑦】「増税なしのより綺麗な環境」(Schoner milieu zonder belastingverhoging)、【⑧】「自分自身の文化の破壊をやめる」(Stop afbraak van de eigen cultuur)、【⑨】「国境での旅客輸送を管理する」(Controle op personenvervoer bij de grens)、【⑩】「オランダは移民国家ではない」(Nederland geen immigratieland) である。

政治文化的領域に関する【①】、【②】、【⑥】、【⑧】、【⑨】と【⑩】の6カ条の公約からは、CDの反移民・反難民の立場、法と秩序の強化の支持、権威主義的な傾向が明らかである。一方、さほど明白ではないが、社会経済的領域に関する【③】、【④】、【⑤】と【⑦】の4カ条の公約から、CDの政策の方向性が、主に国民の経済的負担の軽減と保護主義を指向していたことが推察できる。さらに、環境保護の争点が、CDの主要な主義主張の一角を占めていることは、CP/CP' 89と同様に、CDも1つの中心、3つの基本点 (Mudde 2000: 120) を掲げたことを意味する。

CD (1989) に加えられた総計37個の小項目^[175]のうち、以下の6つの主張が特筆に値する。まず、1つ目の主張は、すべて国民は法の下に平等であり、一切の差別を容認しないと

[175] すなわち、【(1)】「政体」(Staatsbestel: 8→11)、【(3)】「防衛」(Defensie: 4→5)、【(4)】「司法」(Justitie: 8→12)、【(5)】「文化」(Cultuur: 3→7)、【(6)】「教育」(onderwijs: 10)、【(7)】「経済」(Economie: 7→9)、【(8)】「農漁業」(Landbouw en Visserij: 2→3)、【(9)】「エネルギー政策」(Energiebeleid: 3→4)、【(10)】「交通」(Verkeer: 10→14)、【(11)】「雇用機会」(Werkgelegenheid: 3→4)、【(12)】「社会《保障》システム」(Sociaal Stelsel: 8→10)、【(13)】「住宅」(Huisvesting: 4→6)、【(14)】「公衆衛生」(Volksgezondheid: 9→10)、【(15)】「環境」(Milieu: 4→5)、【(16)】「動物保護」(Dierenbescherming: 7→10)、【(17)】「マイノリティ政策」(Minderhedenbeleid: 10→12)、【(18)】「税」(Belastingen: 4)、【(19)】「開発援助」(Ontwikkelingshulp: 7) および【(20)】「対外事務」(Buitenlandse Zaken: 2→3) である。

規定するオランダ憲法の第1章第1項^[176]の削除(【(1)】)である。CD (1989) の反平等主義的な傾向をさらに一歩進めるものとして、CD (1994) は、人権保障に関する様々な法律や、条約に含まれる平等原則に対して明確に否定的な立場を採る。2つ目の主張は、極刑として死刑を導入すること(【(4)】)である。続いて3つ目の主張は、政府が緊急に取り組むべき堤防補強のプロジェクトに、長期失業者と難民を雇用するべし^[177] (【(10)】)と主張するもので、これと関連する4つ目の主張では、難民向け《労働》収容所の設置^[178] (【(11)】)を提案する。大型インフラの整備のための安価な労働力として難民を扱う「労働収容所」(Werk-Kampementen)の構想は、ナチス・ドイツの「強制労働収容所」(Arbeits-Lager)を彷彿させるものであり、明らかに度を越している。こうしたことから、CDを「疑似ファシスト政党」(pseudo-fascist party)と見なす研究者もいる(Vossen 2017: 6)。最後の2つの主張は共に高齢者福祉に関連し、「養老施設」(ouderenvoorzieningen)を削減しないこと(【(12)】【(14)】)を公約する。CDは、障害者と、失業者(CD 1989)に加えて、急進右翼政党のもう1つの典型的なクライアントである高齢者にも関心を寄せるようになっていた。

上記の6つの主張以外に、義務投票制の導入、二重国籍の禁止(【(1)】)、《不法移民対策を担う》「オランダ王立保安隊」(Koninklijke Marechaussee)の権限強化(【(2)】【(17)】)、離婚と国際結婚の手続きの厳格化(【(5)】【(17)】)、被雇用者のほぼすべてがエスニック・マイノリティである企業への処罰(【(7)】)、「福祉詐欺」(fraude)に対する取り締まりの強化(【(12)】)など、CD (1994)には、反エスタブリッシュメント／ポピュリズム、反多文化主義、反移民・反難民、国民優先、法と秩序の立場をよく表すいくつものものが盛り込まれている。

CDの台頭期(1989年頃)と全盛期(1994年頃)の政策立場を対比すれば、全盛期のCDは、政治文化的次元での急進化や権威主義化が極めて顕著であり、社会経済的次元における政策立場の変化はそれほど顕著ではなかった。しかし、CD (1994)には経済・雇用・開発援助・社会保障・税制・住宅・公衆衛生・農漁業など、社会経済政策の分野が広範囲に含まれ、全政策分野の半分近くを占めており、具体的な提案の数も約20%(44→53)増加した。

これら50余りの社会経済的政策主張に共通するのは、CDの福祉排外主義的な立場である。CDは、高齢者を対象とする公的給付制度の縮減に反対し、国民優先を前提とした寛容な福祉国家を支持し、対外貿易および農業分野での保護主義および部分的な「閉鎖経済」

[176] オランダ憲法の英語版(2018年)全文を<https://www.government.nl/topics/constitution/documents/reports/2019/02/28/the-constitution-of-the-kingdom-of-the-netherlands>からダウンロードできる。また、原文は「11. Artikel 1 van de grondwet komt te vervallen.」(CD 1994: 9)。

[177] 原文は「14. De overheid moet de dijkverzwaringen en dijkverhogingen met spoed ter hand nemen. Bij deze projecten kunnen langdurig werklozen en asielzoekers worden ingeschakeld.」(CD 1994: 21)。

[178] 原文は「4. Voor asielzoekers worden kampementen ingericht. Van staatswege worden projecten opgesteld.」(CD 1994: 22)。

(autarkie) モデルに賛成し、さらに国家はオランダ経済そのものの支柱とならなければならないと訴えた。こうした CD の社会的・左派的な色彩は、1990 年代以降に非常に濃厚になった (Mudde 2000: 135-136; Mudde & Van Holsteyn 2000: 151)。

CD は、他国で成功した急進右翼政党と類似する主張を掲げ、一定規模の支持基盤を保有していた。にもかかわらず、有能や適任な活動家・党幹部の欠如、各種の反ファシズム・ナチズム社会団体による社会的防疫線および各主要政党による政治的防疫線にもたらされた極めて抑圧的な社会的・政治的環境 (van Donselaar 2017: 552-553) に直面した CD は、ジャーナリストの潜入取材、止まらない内紛による党幹部の流出にも苦しんだ。さらに、CD は、党首ヤンマートの政治的手腕の欠如と独裁的リーダーシップ、党幹部の人種主義言動や覚醒剤密売などの犯罪行為によって、常に世論の批判的になっていた。

CD は、1994 年に党勢が頂点に達すると、急速に衰退していった。同年の地方選挙で CD は合計 77 議席を獲得したものの、十分な議員適任者は見つからず、同年末に 20 人の議員が離党し、1996 年 5 月までに CD 市議員の数は 41 人に減少した。とりわけ 1998 年 3 月の地方選挙と 5 月の総選挙の 2 回の選挙戦は、CD にとっての「ワートルローの戦い」であった。前者の場合、1994 年の 45 都市に比して、CD が候補者を立てた都市の数は 22 へと下落し、前回の 77 議席のうちの 76 議席を喪失した。後者の場合、1994 年の 2.5% の得票 (22 万票余り) と 3 議席に比して、CD の得票率は 1.9% ポイント減の 0.6% (得票数は 76.3% 減の 52000 票余り) によって 1 議席も獲得できず、政党交付金の受給資格やテレビ・ラジオでの「政見放送」(Zendtijd voor Politieke Partijen) の資格もなくなった。翌年 3 月の州議会選挙で CD は 3 つの議席をすべて失い、「死にかけている CD の最後の足掻き」と評された 6 月の欧州議会選挙では、0.5% の得票 (17700 票余り) しか得られなかった (Lucardie 2000b: 6-7; Mudde 2000: 126-127; Mudde & Van Holsteyn 2000: 166, n. 5; Art 2011: 81-86)。

ヤンマートは、1998 年末に強制解散に至った CP' 86 と同じ運命を辿ることを恐れて、「万が一の備え」として新政党の「保守民主党」(CD: Conservatieve Democraten) を結成したが、ほどなく健康状態の悪化のために現実政治から引退せざるを得なくなった。最終的には、2002 年 4 月 18 日をもって CD は自主的に解散し、その約 1 ヶ月半後の 6 月 9 日にヤンマートは心不全で亡くなった。

同時期の CP/CP' 86 と同様に、こうした左翼権威主義型の CD を支持していた者のほとんどは、低学歴者・低所得者・失業者・社会保障や福祉に頼る者・社会的疎外感を抱く者といった、元来主に PvdA や CPN を支持していた「社会的被害者」(social victims) と呼ばれる一群であり、社会民主主義的なバックグラウンドのある人々であった。このように考えると、PvdA や CPN ではなく、むしろ CD を「労働者政党」と呼ぶほうが適切である (Voerman & Lucardie 1992: 49-51; Dorussen 2004: 136)。

事実、1990 年代初頭の CD の躍進の背後には、1980 年代中葉以降の失業・犯罪・難民争点の顕出性の上昇、1984 年～1986 年の所得比例失業給付の削減、1986 年～1989 年の中道右派政権による公共部門と福祉プログラムの成長の抑制、1989 年～1994 年の大連立政権の下で

の経済不況と福祉国家の縮減、中でも「障害給付金の危機」(Arbeidsongeschiktheidsuitkeringen Crisis)による労災補償と老齢年金への公的支出の凍結などの、政治的・社会的・経済的状況の悪化があった。これに対して、その後のCDの衰退と同時進行していたのは、1994年以降のPvdA、VVD、D66による「紫連合」(Purple Coalition)の下でのオランダ経済の蘇生、失業率の低下と公共支出の拡大であった。以上のことは、CDの左翼権威主義的な特徴に有力な証拠を提供したと考えられた (Irwin 1995: 76; Lucardie 2000b: 6)。

こうした中で、低所得者への配慮や福祉国家の擁護を掲げるPvdAと、程よい加減の反EU・反移民・反多文化共生社会を掲げるVVDとの連携が、国民の間に高い支持を得ていた。加えて、経済的には、D66より左翼的な「フルンリンクス」(GL: GroenLinks) (Siaroff 2019: 363)、とりわけ反エスタブリッシュメント／ポピュリズム的で、潜在的な左翼権威主義の傾向を有する急進左翼政党の「社会党」(SP) (【脚注 42】と【脚注 53】)の台頭も、CDの生存空間をさらに大いに圧縮したとされた (Irwin 1999; Thomson 2001)。

7.4 定型期としての1990年代～2010年代初頭

【第 3.4 節】と【第 4.1 節】で見たように、1990年代以降の西欧急進右翼政党は、社会民主主義政党の第三の道路線に代表される新自由主義の潮流を背景にして主流政党のプログラムの空洞化による民主主義の代表性・応答性の左翼権威主義の需給ギャップ (Betz & Meret 2013: 110; Hillen & Steiner 2019) や、政党システム上の構造的な穴 (Grande & Kriesi 2012: 22) を利用しようとし、自らの社会経済的立場の左傾化を加速した。

ヤン・ロヴニー (Jan Rovny) らによれば、1990年代以降に急進右翼政党はますます経済的争点を強調するようになり、明白に左寄りの経済的な提案を打ち出すことが多くなった。結局、社会経済的次元における急進右翼政党の変化は主流政党より大きく、とりわけ再分配政策に関しては、主流右派政党の左側への移動が顕著となった。急進右翼政党のこうした動きは専門家の伝統的知見 (例えば、【脚注 51】) を覆し、新たな政党配置図の作成を必要とするようになった (Rovny 2013: 17; Rovny & Polk 2020)。

7.4.1 「オーストリア自由党」(FPÖ)と「オーストリア未来同盟」(BZÖ)

1999年総選挙向けのFPÖの選挙マニフェスト (FPÖ 1999) は、『ザルツブルク綱領』の12年後にリンツ臨時党大会で採択された『リンツ綱領』(Linzer Programme) (FPÖ 1997=2001) の実質的な焼き直しである。しかし、それは、権勢の頂点にあったハイダーの意志の表現であることに加えて、将来におけるFPÖの政権参画の可能性を念頭に置いて、同党の政権担当能力を誇示し、政権構想を提示する点で重要な意味を持つ (Luther 2006=2007: 270; Adamson 2016: 153)。

FPÖ (1999) はFPÖ (1983) と同じく包括的なものであり、総計54頁に、【①】「最高善としての自由」(Freiheit als höchstes Gut)、【②】「人間の尊厳を侵すことができない」(Die

Menschenwürde ist unantastbar)、【③】「オーストリア第一！」(Österreich zuerst!)、【④】「故郷への権利」(Recht auf Heimat)、【⑤】「キリスト教—ヨーロッパの基盤」(Christentum - Fundament Europas)、【⑥】「運命共同体としてのヨーロッパ」(Schicksalsgemeinschaft Europa)、【⑦】「自覚を伴った外交—共通安全保障政策」(Selbstbewußte Außenpolitik - gemeinsame Sicherheitspolitik)、【⑧】「民主主義改革—自由共和国」(Demokratiereform - Freie Republik)、【⑨】「法と秩序」(Recht und Ordnung)、【⑩】「公正な市場経済」(Faire Marktwirtschaft)、【⑪】「連帯と正義」(Solidarisch und gerecht)、【⑫】「家族—諸世代のコミュニティ」(Familie - Gemeinschaft der Generationen)、【⑬】「環境」(Umwelt)、【⑭】「自由な農民・自由な土地文化」(Freie Bauern » Landeskultur)、【⑮】「宏大な文化—自由な芸術」(Weite Kultur - Freie Kunst)、【⑯】「教育を受ける権利」(Recht auf Bildung)、【⑰】「科学とその教育の自由」(Die Wissenschaft und ihre Lehre ist frei) の17項目を含む。

オーストリア第一 (【③】)、ドイツ民族の属性と、移民受け入れ反対の再三にわたる強調 (【④】)、直接民主主義の装置 (【⑧】) と法と秩序 (【⑨】) の強化、また政党カルテルによる文化 (【⑮】)・教育 (【⑯】)・学問と研究 (【⑰】) への干渉に対する批判などの内容は、政治文化的次元における FPÖ の権威主義的特徴を明らかにしている。

FPÖ (1983) では、意図的な位置的模糊戦略で選択的縮減と呼ばれる社会経済的政策主張の特徴が際立っていたに比して、FPÖ (1999) は、自由を最高善とし、その実現の表現である私有財産を可能な限りすべての国民に広く分配する必要がある (【①】)^[179]と主張する。加えて、FPÖ (1999) は、「憲法上の社会的原理」(sozialen Verfassungsprinzipien) の擁護を強調し、オーストリア国民に対して、老人や弱者への支援を通じて互いの連帯感を示すこと、社会的苦難を避けることといった国民的義務の履行 (【③】) を促す。このように、FPÖ は社会的な色彩を強めた。

FPÖ (1999) は、憲法上の社会的原理を守るために、労働と資本の平等、同一労働同一賃金、公共部門、民間部門および非営利組織の被雇用者の間の平等、抜本的で広範囲な行政改革によって生まれた財政的な余裕をもって労働者の負担軽減に取り組むことを提唱する。FPÖ (1999) は、「人間や自然を搾取する自由放任の資本主義と、勤労者を管理の対象として軽蔑する社会主義の両方に対する答え」^[180]として、社会的責任を伴った自由で公正な競争

[179] 原文は (【①】) の「第4条」(Artikel 4) 「...Privates Eigentum ist Ausdruck der Verwirklichung von Freiheit...Der sinnvolle Gebrauch der Freiheit durch alle Bürger Kann nur über ein möglichst breite Streuung privaten Eigentums gesichert werden。」(FPÖ 1999: 4)。

[180] 原文は (【⑩】) の「第1条第2項」 「Faire Marktwirtschaft ist die Antwort auf einen schrankenlosen Kapitalismus, der Mensch und Natur ausbeutet, wie auf den gescheiterten Sozialismus, der seine "Werktätigen" zu Verwaltungsobjekten herabwürdigte。」(FPÖ 1999: 31)。

を保障する第三の道^[181]、すなわち公正な市場経済を目指〔10〕し、弱者と生活困窮者を救うための国民的・社会的連帯を実現できるような「人道的社会」(humane Gesellschaft)／「リスク共同体」(Risikogemeinschaft)の建設を掲げ、カバーされるべきリスクとして、老齢・病気・事故・要介護・障害・失業などを挙げた上で、社会的福祉国家を維持するために、社会保障給付は、社会的困窮の優先順位に従って行われるべきであるとしている〔11〕。さらに、FPÖ (1999) は、従来の手厚い社会福祉政策を推進する立場を維持し、とりわけ家族政策に関しては、子育て世帯を保護するための「家族分割課税」(Familiensplitting)、「児童福祉小切手／育児小切手」(Kinderbetreuungsscheck)の導入、公共料金と賃金上の優遇措置に加え、家事労働の有償化〔12〕も主張する。

また、農業政策に関しては、FPÖ は、農耕地保全、健全な食料品の生産といった農民の公益的機能を保証するための補助金、農業政策の再国家化、家族農業に対する経営援助制度の改善、生物エネルギーの生産に対する援助を求めた〔14〕。

FPÖ が私有財産の擁護・拡大や減税のような結党以来の経済的自由主義の遺産を放棄したとまでは言えないが、以上のように「社会主義ではなく、社会的」(Sozial, aber nicht sozialistisch) (Mudde 2007: 130) というスローガンを掲げて、社会的連帯へのコミットメント、社会福祉支出の「ターゲットィング」(Treffsicherheit)、寛大な家族政策、農業政策アジェンダなど、社会経済的次元における左傾化は明らかであった。

ラインハルト・ハイニシュ (Reinhard Heinisch) らによれば、そうした FPÖ の左傾化は、1970 年から続いてきた SPÖ のヘゲモニーを打破しようとする ÖVP が連立可能な相手としての FPÖ への熱望と、この熱望に応えるために FPÖ が新たに制定した政権獲得の戦略目標という 2 つの要素の相互作用による結果であった (Heinisch & Hauser 2016: 75-76)。

こうして、左翼権威主義化を推し進めつつあった FPÖ は、1990 年代後半に至って政権獲得の機運をますます高めることになった。

1999 年 10 月の総選挙で、FPÖ は 26.9% の得票と 28.4% の議席で ÖVP を凌ぐ第 2 党の地位を獲得した。過半数の議席を得られなかった第 1 党の SPÖ と ÖVP との連立交渉が難航した結果、4 ヶ月後にヴォルフガング・シュッセル (Wolfgang Schüssel) を首班とする、ÖVP と FPÖ の黒青政権が成立し、FPÖ は 2 度目の政権参画を果たした。2000 年の黒青政権は、第 3 党党首の首相就任、ÖVP と FPÖ との連立の組み合わせや、大統領の組閣要請なしに内閣人事が決定されたことなどによって、戦後オーストリア政治史における型破りの政権であった。この政権の成立を機に、連立政権の常態化、政権獲得をめぐる二大政党の対立関係の開始、政党間競争の二大ブロック化、相互排他的双系野党「緑の党」(GRÜNE: Die Grünen-Die Grüne Alternative) と FPÖ の存在感の増大が生じ、戦後オーストリア政党システムの特徴

[181] ハイダーと FPÖ は、イギリスのニュー・レイバーから多くの啓発を受けたと指摘されている。だが、イギリス労働党の第三の道とは異なり、ハイダーと FPÖ の第三の道は、ドイツの社会的市場経済に近い公正な市場経済を支持するものである (例えば、Mudde 2007: 124; また、【脚注 75】も参照)。

は、「比例代表制+二大国民政党+大連立政権」から「比例代表制+二大ブロック間競争+小連立政権」へと転換した（大黒 2003）。

副首相兼公共サービス・スポーツ大臣、財務大臣、司法大臣、国防大臣、社会・諸世代問題担当大臣、交通大臣のポストおよび2つの次官ポストを手に入れた FPÖ は、選挙マニフェストで約束した諸社会福祉政策を実行に移すことができず、ほぼ偏執的な赤字ゼロの予算政策の制定や、新自由主義的政策の施行や、中・低所得層に有利な税制改革の延期もせざるをえなかった。

黒青政権の下での FPÖ は、財政緊縮・福祉縮減の実践や、労働会議所選挙（AK: Arbeiterkammer）での後退（-4.7%ポイント）や、一連の地方選挙での敗退（シュタイアーマルク州[-4.7%ポイント]、ブルゲンラント州[-1.9%ポイント]、ウィーン[-7.7%ポイント]）を通じて、ハイダーら有力な党内の在野派の不满を招き、ようやく党分裂の導火線を引き、2002年9月開催のクニッテンフェルト臨時党大会では、ハイダーらが FPÖ 系閣僚の全員を解任する動議を提出し、これを受けて、副首相兼 FPÖ 党首のスザンヌ・リース=パッサー（Susanne Riess-Passer）を筆頭とする財務大臣、交通大臣、議員団リーダーが辞任した。こうして、第1次黒青政権は、わずか2年間半で崩壊した（Heinisch 2003: 109-112; Luther 2006=2007: 274; 馬場 2013: 200-202）。

「自ら招いた災難」（self-inflicted disaster）と呼ばれた同年11月24日の総選挙で、FPÖ は1999年と比べて60%以上の得票と議席を失った上に、ブルーカラー労働者層からの支持率も47%から16%へと急落した。FPÖ は、最終的に連立与党の地位を確保できたものの、今度は副首相兼交通大臣以外に2閣僚ポストと1次官ポストしか獲得できなかった（Luther 2003）。「クニッテンフェルトの反乱」に成功したハイダーらは、衰勢挽回のために、それ以後は労働者階級の利益を侵害しうる税制改革と年金制度改革の延期・穏健化、富裕層への課税強化などを提案し、さらなる新自由主義的政策をブロックしようとした。そうすることが FPÖ と ÖVP との政策立場の違いをますます拡大し、社会経済的次元において再び左へと転回したのである（Heinisch & Hauser 2016: 79; Rathgeb 2021: 648-649）。

しかしながら、FPÖ は、以上のような矯正措置に着手したものの、同党に裏切られたと感じている労働者階級の信頼回復に失敗して衰退を食い止めることができず、ハイダーが州党首を務めるケルンテン州を除き、2003年～2005年のすべての州議会選挙と2004年のEU議会選挙で惨敗した^[182]。

[182] 2004年3月のケルンテン州選挙で FPÖ の得票率は0.4%増の42.4%に対して、他の州選挙における FPÖ の得票率は：①ニーダーエスターライヒ州（2003年3月）＝11.6%減の4.5%、②オーバーエスターライヒ州（2003年9月）＝12.2%減の8.4%、③チロル州（2003年9月）＝11.6%減の8.0%、④ザルツブルク州（2004年3月）＝10.9%減の8.7%、⑤フォアアールベルク州（2004年9月）＝14.5%減の12.9%、⑥ブルゲンラント州（2005年10月）＝1982年以来最悪であった6.9%減の5.8%、⑦シュタイアーマルク州（2005年10月）＝1949年以来初めてすべての議席を失った上に1974年以来最悪であった7.8%減の4.6%、⑧ウィーン（2005年10月）＝5.3%減の14.8%。また、

2005年1月の時点で、FPÖの連邦参議会議員、国民議会議員、EU議会議員の数は、5年前の同時期と比較すると、それぞれ58%、65%、80%減少しており、FPÖの全議席数は、州議会を加えて約半分になった。危機存亡の秋状況に陥っていたFPÖに再び内訌が起こり、この度は政権獲得を目指すハイダーらの穏健派 vs. 得票最大化の戦略目標への回帰を図るウィーン党支部リーダーのハインツ＝クリスティアン・シュトラヘ（Heinz-Christian Strache）をはじめとする急進派の新しい対立関係が現れた。結局、2005年4月4日にハイダーはFPÖ所属のすべての連邦大臣と次官、5人の連邦参議院議員のうちの3人、18人のうちの14人の国民議会議員、7人の州大臣のうちの3人、さらに64人の州議会議員のうちの26人（Luther 2006=2007: 274）を連れ去り、新しい政党の「オーストリア未来同盟」（BZÖ: Bündnis Zukunft Österreich）を設立した。

ハイダー率いるBZÖは、FPÖよりさらに左翼権威主義化の傾向を強めていった。2006年10月の総選挙デビューに向けた全45頁のBZÖの選挙マニフェスト（BZÖ 2006）は、序言を除き、【①】オーストリア第一、【②】経済強化・雇用創出・税金軽減（Wirtschaft stärken-Arbeit schaffen-Steuern senken）、【③】安全なオーストリア（sicheres Österreich）、【④】社会保障・家族・女性・年金（soziale Sicherheit, Familie, Frauen und Pensionen）、【⑤】社会福祉職・看護職の未来（Zukunft Sozial-und Pflegeberuf）、【⑥】未来の若者たち（Zukunft Jugend）、【⑦】転換期の教育・将来性のあるトレーニング（Bildung im Wandel-Ausbildung mit Zukunft）、【⑧】EUの中のオーストリア（Österreich in der EU）、【⑨】健康と医療システムを守るために（Gesundheit erhalten-Gesundheitssystem sichern）、【⑩】政治的コントロールの拡大と強化（Kontrolle ausbauen-Kontrollrechte stärken）および【⑪】農業・林業（Land-und Forstwirtschaft）の11項目によって構成されており、それらの半分近くは、社会経済的な政策分野と関連するものである。

BZÖがFPÖの権威主義的な遺産を継承していることは、オーストリアの社会保障と社会的同質性を確保するために3年以内に外国人の数を30%削減すること、社会福祉の受給要件であり、移民・難民のドイツ語習得や民主主義的価値観の受容を規定する「統合協定」（Integrationsvereinbarung）の厳格化と適用範囲の拡大（【①】）、国民の安心感を高めるための警察の装備改善と組織強化、生命・財産に関わる犯罪、性犯罪と財産犯に対する厳罰化、刑務所の増設、最先端の兵器の購入などを通じた国防の強化（【③】）に示されている。

一方、BZÖ（2006）は、フルタイム従業員の最低賃金の引き上げ、価格変動を考慮した公的暖房費補助、保育料の全額控除、低所得者に対する免税、介護・社会的専門職の発展促進、従業員50人以下の企業に対する補助金の支給、長期失業者の雇用のための臨時賃金補助金の導入、高齢者向けのパートタイム労働機会の拡大（【②】）を主張する。また、BZÖ（2006）は、社会的に公正な国民保護、家族と社会の利益の拡大を目指す社会保障改革の優先事項と

2004年6月のEU議会選挙でも前回（1999年）の23.4%の得票と5議席に比べて、FPÖは6.3%の票と1議席しか獲得できず、大幅に後退した（以上のデータの出典は Wikipedia）。

して、家族手当の拡大と出産手当金の導入、児童手当の拡充、障害者への賃金補助と自営業の税控除 **(【④】)** を唱えると同時に、社会的連帯を実現するために、高齢者・病人・障害者ケアに関わる介護・看護職の人材確保、長期的ケアに適した公営住宅の増加 **(【⑤】)**、健康保険支出に占める早期発見・健康増進・疾病予防の健康保険支出の割合の上昇、一般開業医による診療の範囲の拡大、病院の外来診療所の増加と営業時間の延長、高品質な治療の維持と医療システムの財政的な安定性の確保 **(【⑨】)** も訴える。さらに、**BZÖ (2006)** は、農家のための税制改革や、農業への財政支援、農村部のインフラ整備、雇用創出とレジャー施設の改善 **(【⑩】)** など、非常に広範囲にわたる寛大な社会・福祉政策を打ち出している。

ところで、2000年～2006年のFPÖ/BZÖは、「ブラック・ウィドウの餌食」として揶揄されている。というのは、第1次・第2次黒青政権に比べて、第3次・第4次黒青政権 **(【表 1.2】)** の政策パフォーマンスはは目覚しかったにもかかわらず、ジュニア・パートナーであったFPÖ/BZÖの無経験・人材不足・組織の内紛により、連立政権の成果がほとんどÖVPに窃取されるようになり、「余計な蜘蛛」(superflous spider) にあたるFPÖ/BZÖと、ブラック・ウィドウにあたるÖVPとの間に共食いが発生したからである **(Bale 2003: 85; Akkerman 2012: 520-523; Akkerman & de Lange 2012: 595)**。選挙で連敗に次ぐ連敗を喫してきたFPÖ/BZÖとは対照的に、ÖVPは、2002年の総選挙において1966年以来初めてSPÖを制圧し、15.4%ポイントの得票増と14.8%ポイントの議席増で戦後オーストリア政党政治史上における未曾有の勝利を収めた最大の勝者となった **(Heinisch 2003: 114-117)**。

こうした気まずい事態の再発を防ぐため、**BZÖ (2006)** は「もし我々が政府に参入し、《公約を》実行する粘り強さがなければ、これまでの多くの事は起こらなかつただろうし、2000年に入ってからのÖVPの業績は多くの点でSPÖと一致している」^[183]から、「《これまで実現された様々な》改革・改善に実質的に貢献をしたのは、政府に入った我々であるはずだ」と強調している。

SPÖと緑の党も批判的にされた。**BZÖ (2006)** によれば、SPÖの責任で「オーストリアは経済の不況、政府債務の激増、社会福祉の大幅な削減、国民の実質的な収入の減少、年金制度の不安定化のような奈落の底に落ち」^[184]、また、緑の党は「オーストリアの燃料価格の高止まりや、法と秩序の弱体化や、移民国家化」^[185]をもたらした。それらの政党に対して、

[183] 原文は「Ohne unseren Eintritt in die Bundesregierung und ohne unsere Zähigkeit bei der Umsetzung wäre vieles nicht geschehen...Die Leistungsbilanz der ÖVP ist bis zur Jahrtausendwende in weiten Bereichen deckungsgleich mit der SPÖ.」 **(BZÖ 2006: 4)**。

[184] 原文は「Die SPÖ hat uns damals eine Republik am Rande des Abgrunds überlassen. Wirtschaftlich an der Kippe, mit einer dramatischen Staatsverschuldung, mit tiefen Einschnitten im Sozialsystem und realen Einkommensverlusten, ohne sichere Pensionen...」 **(BZÖ 2006: 3)**。

[185] 原文は「Nicht viel besser sind die Grünen...Benzin verteuern, Gefängnistüren öffnen, lebenslang abschaffen, Drogen legalisieren, Autofahrer schikanieren, Polizei entwaffnen, die Türkei in die EU holen, Zuwanderern mehr

BZÖは「オーストリアを近代的で、社会的で、将来性のある国家にすることに必要な力と強さを与え」^[186]ることができる^と自負する（【序言】）。

内紛の後遺症から、FPÖとBZÖは2006年総選挙で共に苦戦し、それぞれ11%と4.1%の得票で、第4党と第5党の地位をしか手に入れることができなかった。その結果、2大政党の大連立が復活し、2000年代初頭に予想された二大ブロック競争の新たな局面は終焉を迎えた^[187]（古賀 2016: 14）。

一方、2000年代末頃には、BZÖの社会的な属性がついに定着した。2008年の総選挙向けのBZÖの選挙マニフェスト（BZÖ 2008）は計20頁で、**【①】**「適切な節約」（Sparen ja, aber am richtigen Fleck）、**【②】**「インフレーションとの戦い」（Kampf gegen die Teuerung）、**【③】**「社会的な道を歩む」（Den sozialen Weg gehen）、**【④】**「オーストリア人のためのオーストリア」（Österreich den Österreichern）、**【⑤】**「中産階級の救済」（Den Mittelstand entlasten）、**【⑥】**「高齢者のための正義」（Gerechtigkeit für die ältere Generation）、**【⑦】**「子供と若者への平等な機会」（Jedem Kind und Jugendlichen die gleichen Chancen）、**【⑧】**「安全性の向上」（Mehr Sicherheit schaffen）、**【⑨】**「祖国の防衛」（Schutz unserer Heimat）、**【⑩】**「二度とない赤黒連立」（Nie wieder Rot-Schwarz）の10項目を含んでいる。

BZÖ（2008）は、BZÖ（2006）と同じく、税制・社会福祉・教育・生活などの様々な分野において、子育て世代（なかでも母親と子供）、低所得層、年金生活者といった社会的弱者の保護を強く主張するが、BZÖ（2006）に比して、BZÖ（2008）は各分野の政策主張についてより具体的な計画を提示し、BZÖの社会的・護民官的性質を意図的にアピールしようとする。

BZÖ（2008）には、あらゆるレベルの国家行政の簡素化・合理化と政治家の賃上げの停止を通じて節約された税金を、家族・低所得者・年金生活者の負担を軽減するために使用すること、金融活動に対する「投機税」（Spekulationssteuer）や石油会社に対する「罰金税」（Strafsteuer）などの「金融取引税」（Robin Hood Steuer）を導入すること（**【①】**）、基本的な食料品・医薬品や家賃にかかる付加価値税と、自家用車の燃料税の引き下げ、暖房油への増税の撤回、国民1人当たり200ユーロのインフレ補償金の支給、電気・ガスの価格凍結（**【②】**）といった社会的弱者向けの減税と価格安定対策が盛り込まれる。

そして、BZÖ（2008）は、中小企業を対象とする経済刺激策の実施、1000ユーロの最低賃金と出産手当の制定、児童手当の導入、医療サービスの水準と財政状況（29億ユーロ以上

Rechte als Österreichern geben und folgerichtig Österreich zum Einwanderungsland erklären。」（BZÖ 2006: 3）。

[186] 原文は「...die Kraft und Stärke zu geben, die wir brauchen, um aus unserer Heimat einen modernen, sozialen, sicheren und zukunftsorientierten Staat zu machen。」（BZÖ 2006: 5）。

[187] 2006年に復活した大連立は「本質的あるいは戦略的なコミットメントの共有」（shared substantive or strategic commitment）に基づくものではなく、より適切な選択肢がないための強制結婚に過ぎず、二大ブロックの競争構造の終焉を意味するわけではないという見方もある（Luther 2008: 1012-1013）。

の貯金)の改善、暖房補助金(2倍)と住宅手当の大幅な増額(【③】)などのような公共支出の拡大を唱える。さらに、BZÖ(2008)は、非課税所得の範囲を年間総所得1万ユーロから1万5000ユーロへと拡大することや、年間総所得5万6000ユーロ以下の中産階級を対象とする減税措置の導入、納税者全員に対して「200ユーロ+子供1人につき50ユーロ」という「タックスボーナス」(Steuerbonus)を還元させること、残業代の非課税化、通勤手当の非課税化、同一労働同一賃金(【⑤】)などのような中産階級優遇対策を打ち出すと同時に、年間4%の年金増額、年金がない60歳以上の高齢母親へ1人につき年14回、毎回300ユーロの「母親年金」(Mütterpension)を支給すること、《年金支給開始年齢の引き下げを定めた》「働き者規定」^[188](Hacklerregelung)の延長、介護手当の10%増額と「介護基金」(Pflegefonds)の設立(【⑥】)などのような高齢者保護対策と、1年間の幼稚園義務教育化、義務教育を受ける子供1人につき50ユーロの「就学支援金」(Schulstartgeld)の支給(【⑦】)などのような児童支援対策も掲げる。以上のことから、BZÖが極めて幅広く、かつ積極的な社会経済政策を訴えていることは分かった。

BZÖは、「過去の2年間にオーストリアを争い、混乱、行き詰まりにさらした元悪は、国民に新たな負担を増加し、非社会的な政策を支持してきたÖVPとSPÖ」^[189](【⑩】)であり、撥乱反正を目指す同党が独自の第三の道を通じて、生活困窮と社会構造の硬直化の克服、雇用・業績・教育・社会正義・福祉の保障に代表される、21世紀の挑戦に勝つことへの機会を開き、しかも社会的義務を果たせる公正な市場経済(【脚注181】)を目指していると宣言した。その上、BZÖは、労働・所有権・社会的安心感といった価値を生み出す基本的需要の確保、個人の自由の基盤であって社会的な顔を持つ共同体と、社会的安全網を提供する社会(福祉)国家への支持も表明した(BZÖ 2005=2007: 208-215)。

BZÖに対して、2005年以降に野党になったFPÖは、シュトラークの主導の下に改めて得票最大化路線を採用し、ドイツ・ナショナリズムや、反移民・反難民、外国人犯罪の取り締まり、欧州懐疑主義、トルコのEU加盟への反対などの言説を強め、政治文化的次元において急進化しつつあった(例えば、Heinisch & Hauser 2016: 79-81; 古賀 2021)。

[188] オーストリアの方言で、「Hackler」は肉体労働者を指す。また、働き者規定は「長期間労働規定」(Langarbeitszeitregelung)とも称される。これは2000年に年金制度に導入された、若いうちに仕事に就いて長期間働いた労働者のための規定である。この規定によれば、年金支給開始年齢は男性65歳、女性60歳でありながら、それぞれの加入期間が45年、40年に達していれば、60歳、55歳から年金を受け取ることが可能となる。ただし、2003年の改定により、2007年1月1日以降に年金支給開始年齢は男性61.5歳、女性56.5歳へと引き上げられた([<http://www.asahi-net.or.jp/~ge3a-inys/2003.htm>](2021.06.22 確認))。

[189] 原文は「SPÖ und ÖVP... stehen für neue Belastungen, eine unsoziale Politik und haben zwei Jahre Streit, Chaos und Stillstand in Österreich zu verantworten...」(BZÖ 2008: 19)。

この点は、2006年の選挙マニフェスト（FPÖ 2006）からも読み取ることができる。FPÖ（2006）は12頁であり、【①】「労働者」（Arbeitnehmer）、【②】「家族」（Familie）、【③】「女性」（Frauen）、【④】「外国人」（Ausländer）、【⑤】「安全」（Sicherheit）、【⑥】「水」（Wasser）、【⑦】「経済」（Wirtschaft）、【⑧】「国・予算・税金」（Staat, Budget, Steuern）、【⑨】「高齢者」（Senioren）、【⑩】「教育」（Bildung）、【⑪】「健康・介護」（Gesundheit, Pflege）、【⑫】「エネルギー自立的なオーストリア」（Energieautonomes Österreich）、【⑬】「外交と欧州政策」（Außen- und Europapolitik）、【⑭】「農業」（Landwirtschaft）、【⑮】「動物福祉」（Tierschutz）、【⑯】「文化」（Kultur）、【⑰】「自動車運転手」（Autofahrer）の17項目を含む。

期間と職業分野限定の外国人雇用許可証の発行や、外国人労働者に特化した社会保険制度の創設（【①】【⑩】）、憲法における移民受け入れ禁止の明文化、外国人の本国送還のための専門機構と外国人犯罪向けの「外国人警察部隊」（Fremdenpolizei）の創設、トルコ人の「特権」の即時廃止、オーストリア社会に適応する意思が薄い帰化者の市民権の剥奪、イスラム過激主義防止のための公立学校での宗教教育への国の関与、家族再統合権利の非合法化、難民認定の厳格化（【④】）、あらゆる犯罪者のDNA登録の義務化、警察官の人数の増加と公共空間にある監視カメラの増設、麻薬犯罪の厳罰化、国防予算の引き上げ（【⑤】）、公立学校における外国人学級の設置、教育機関における「権威の原則」（Autoritätsprinzip）の回復、オーストリアの大学への外国人の入学する権利の法的根拠の否認（【⑩】）、中絶反対（【⑩】）、トルコのEU加盟の断固たる拒否、「ヨーロッパにおいて移民を積極的に推進しつつあるイスラム教とあらゆるイスラム主義の表現に強く反対する」^[190]こと（【⑬】）などに示されているように、オーストリア第一主義やドイツ・ナショナリズムや移民受け入れの反対において、FPÖ（1999）やBZÖ（2006）と比べても、FPÖ（2006）は明らかに度を越していた。

なぜなら、BZÖ（2006）は、必要最低限の移民、本当に保護・庇護を必要とする難民のみの受け入れ、移民・難民とその家族のオーストリア社会への統合強化のような、移民・難民に対して決して友好的ではない主張を掲げたが、FPÖ（2006）は移民・難民受け入れの完全禁止にとどまらず、移民・難民に対する明確な差別化を図る制度の設立、特定のエスニック集団と宗教への非難に関する内容も盛り込まれているからである。こうしてFPÖは、政治文化的次元において確実に急進化した。

他面で、FPÖ（2006）は、労働政策（【①】）に関しては、家事関連サービス支出の税額控除の上限の1人当たり3000ユーロまでの引き上げや、「非典型労働従事者」（atypisch Beschäftigten）保護のための労働法規制の統一化、労働時間と定年のさらなる引き上げへの拒否を掲げる。家族政策（【②】）に関しては、FPÖ（2006）は、フランス型の家族分割課

[190] 原文は「Dem aggressiven Zuwanderungs-Islam in Europa und allen Erscheinungsformen des Islamismus steht die FPÖ mit schärfster Ablehnung gegenüber.」（FPÖ 2006: 11）。

税^[191]とフィンランド型の民間保育費用の税控除、児童福祉小切手／育児小切手の完全実施と追加所得制限の撤廃、出産休暇の3年間までの延長、家族手当の毎年増額、家族に配慮した住宅補助金の支給を打ち出す。女性政策 【③】 に関しては、FPÖ (2006) は、育児期間中の年金の2倍計算、基礎年金が出産年金へ上乗せされること、同一労働同一賃金、産後女性のための職業訓練への支援、介護職での優先採用を提示する。労働と企業政策 【⑦】【⑧】 に関しては、FPÖ (2006) は、労働力の税負担の引き下げ、企業の税額控除額の30万ユーロへの引き上げ、最低法人税の設定、自営業者のための公的失業保険の創設、EU法による公共サービスの強制的な自由化または民営化への反対を唱える。高齢者政策 【⑨】 に関しては、FPÖ (2006) は、定年延長への反対、老齢年金の増額を主張する。健康と介護政策 【⑪】 に関しては、FPÖ (2006) は、経済力を問わずにすべてのオーストリア人が必要な医療サービスを楽しむ権利の憲法的保護、介護手当の毎年増額、健康保険の適用範囲の拡大を訴える。最後に、農業政策 【⑫】 に関しては、FPÖ (2006) は、農地面積に関わらない基本補助金の創設などを挙げる。

このように、FPÖは引き続き労働市場のインサイダーの権益増進と、家族・女性・高齢者福祉の充実と、中小企業や自営業者への税制優遇の三者によるトロイカ体制を堅持した。社会的・護民官的な側面におけるFPÖとBZÖとの競合関係は明白である。

続いて、2008年の選挙マニフェスト (FPÖ 2008) において、FPÖは社会的な故郷政党を自称し、左翼権威主義的な輪郭を定型化させた。FPÖ (2008) は16頁構成で、序言と、【①】 「オーストリア第一」(Österreich zuerst)、【②】 「社会的正義」(Soziale Gerechtigkeit)、【③】 「より多くのお金をあなたのポケットへ」(Mehr Geld in der Tasche)、【④】 「祖国のヨーロッパ」(Europa der Vaterländer)、【⑤】 「オーストリア国軍と中立性」(Bundesheer und Neutralität)、【⑥】 「わが国の人々のための安全保障」(Sicherheit für die Menschen in unserem Land)、【⑦】 「敬老の日—人生の経験を大切に」(Senioren achten - Lebenserfahrung würdigen)、【⑧】 「誰もが影響を受ける医療システム」(Unser Gesundheitssystem - jeder ist betroffen)、【⑨】 「障害者と介護の危機」(Behinderte und Pflegenotstand)、【⑩】 「バランスの取れた予算—「小さな政府」」(Ausgeglichenes Budget - schlanker Staat)、【⑪】 「中小企業—最大の雇用主」(Klein- und Mittelbetriebe - größter Arbeitgeber)、【⑫】 「労働者—経済のパートナー」(Arbeitnehmer - Partner der Wirtschaft)、【⑬】 「女性—男性—パートナーシップと家族」(Frauen - Männer - Partnerschaft und Familie)、【⑭】 「若者の未来—未来の若者」(Zukunft der Jugend - Jugend der Zukunft)、【⑮】 「学校のためではなく、人生のために」(Nicht für die Schule, für das Leben...)、【⑯】 「財務大臣の資金源となっている自動車運転手」(Der Autofahrer - Melkkuh des Finanzministers)、【⑰】 「緊急通報受理機関でのボランティア活動」

[191] 家族を課税単位として、世帯員の所得を合算して分割課税を行うことである。この方式によれば、課税所得額は世帯員の人数が増加するほど小さくなる。したがって、家族分割課税の家族負担軽減の効果が期待される (山田 2010: 4, Tbl. 1)。

(Freiwillige in Blaulichtorganisationen)、【18】「環境保護は国土安全保障である」(Umweltschutz ist Heimatschutz)、【19】「自由な農民には土地が必要」(Freie Bauern braucht das Land)、【20】「芸術の自由と責任」(Künstlerische Freiheit und Verantwortung)の20項目を含む。

FPÖ (1999) と FPÖ (2006) では、NATO や「西欧同盟」(WEU: Western European Union, 1948-2011) の正加盟国として、ヨーロッパの安全と防衛システムに積極的に参加すべきこと、EU における「純支払者」(Netto Zahler) であるオーストリアの政治的影響力の増大および純拠出金の削減などが求められている。これに対して、FPÖ (2008) は、EU への権力委譲によるオーストリアの自由と独立の制限に対する不満【序言】、EU 法より加盟国憲法の優先、EU の超国家化への拒絶、国民投票を通じたオーストリアの将来の EU 離脱の可能性、またトルコの EU 加盟がオーストリアの EU 離脱の触媒であること、あらゆる形の軍事同盟への加盟の拒否【4】【5】を訴えているように、FPÖ の欧州懐疑主義的・中立主義的な立場はますます強くなっていった。

加えて、これまでの非常に厳格な反移民・反難民、反イスラムの姿勢を基本的に踏襲しながら【序言】【1】、終身刑の適用範囲の拡大や、アフリカ系の組織犯罪が標的となること【6】、同性婚および同性カップルの養子縁組への明確な反対【13】といった新しい政策主張が加えられた点から、2000年代末のFPÖは、政治文化的次元において、相変わらず強烈な権威主義的な傾向を見せていたと判断できる。

一方、社会経済的側面においては、FPÖ (2008) は、FPÖ (2006) によって提唱された種々の政策に基いた上で、インフレ対策としての基本的な食料品や医薬品の付加価値税の引き下げ【3】、在宅介護サービスを提供する親族への年金受給権の提供【9】、「僅少労働の報酬下限額」(Geringfügigkeitsgrenze) の400ユーロから1000ユーロへの引き上げ、起業活動を奨励するための最低法人税の廃止【11】、未熟練労働者を対象とする職業訓練の費用の公的負担、残業代の非課税期間の5時間から10時間への延長【12】、国による若い母親の日常生活サポート【13】など、税制・介護・労働者・中小企業・家族分野に関連する新しい措置も追加した。

以上のように、FPÖ と BZÖ は、反移民・反難民、反 EU、法と秩序、そしてとりわけ「介入主義的」(interventionist) で公正な市場経済と社会政策を選挙キャンペーンの主軸とすることにより、2008年9月末の総選挙で、これまでの退勢に歯止めをかけ、合計28.2%の得票と30.1%の議席で1999年の記録を越える実績を上げた。

すでに述べた基本的な食料品や薬品の付加価値税の引き下げ、定年延長への反対、児童手当の拡充、年金の増額など、FPÖ と BZÖ が掲げた政策主張の中には、SPÖ の政策主張と重複する部分も少なくなかった。それだけでなく、年金問題が極めて重要な関心事であると考えられる有権者は、SPÖ と FPÖ の支持者の3分の2、BZÖ の支持者の半分近くを占め、インフレ問題については、SPÖ、FPÖ、BZÖ の支持者のそれぞれの64%、63%と60%に達した。これら3つの政党の支持者の争点関心の高度な一致性は、共に遅参者政党としての三党がかなり似

通っていたことを反映したのである。

さらに、2006年の総選挙に比べて、今回において、SPÖが失った支持者のうちの10%と4%がそれぞれFPÖとBZÖへ流出し、FPÖとBZÖのそれぞれに票を投じた有権者のうちの21%と15%は元来SPÖ支持者であった。そして、ブルーカラー労働者層におけるFPÖとBZÖの支持率は2006年に比べて、それぞれ16%ポイントと10%ポイント増加したのに対し、SPÖの支持率は22%ポイントも減少した。このことから、ブルーカラー労働者層の支持獲得をめぐる3党間の競争が、熾烈を極めたことが分かる (Luther 2009)。

左翼権威主義化の道を進んできたFPÖ(またBZÖ)は、ブルーカラー労働者層における支持率を、1979年の4%(vs. SPÖは65%)から、1986年の10%(vs. SPÖは57%)、1995年の34%(vs. SPÖは41%)へと着々と伸ばし、ついに1999年には、47%(vs. SPÖは35%)の支持率でSPÖから「労働者の第1党」の地位を奪った。

さらに、ブルーカラー労働者層におけるFPÖの支持率は、2006年までにいったん20%以下へ減少して退潮気味となったが、それ以降V字回復し、2008年に至ると、熟練労働者(34% vs. SPÖ 32%, ÖVP 19%, BZÖ 6%)、半熟練と未熟練労働者(34% vs. SPÖ 21%, BZÖ 18%, ÖVP 16%)といった社会階級での支持率が、他の諸政党を全面的に凌駕するようになった。現在では、FPÖの支持者のうちの3分の2は、産業部門とサービス部門のプロレタリアートであるとされている^[192] (Ignazi 2003: 122, Tbl. 6.5; Luther 2009: 1055-1056; Betz & Meret 2013: 107-108; Rathgeb 2021: 636-637, Fig. 1, Fig. 2)。

有権者をめぐる争奪戦以外に、地方レベルにおける連立形成をめぐる模索も、FPÖのイデオロギー的変容を鮮やかに映し出している。1983年～1986年の3年間に、FPÖとSPÖは小連立を組んだことがあったが、1980年代後半以降のFPÖの急進右翼政党化に伴って、あらゆるレベルにおけるFPÖとの(公式の)連携への拒否がSPÖの党内合意となっていた。にもかかわらず、2015年のブルゲンラント州(【表 1.3】)では、この合意がついに破棄されるに至ったのである。

同年5月31日に行われた州選挙では、SPÖとÖVPの得票率は共に下落し(41.92% [-6.34%ポイント]; 29.08% [-5.54%ポイント])、いずれも過半数の議席(それぞれ、41.67%と30.56%)を獲得できなかった。これに対して、FPÖは1949年(当時はVdU)以来の最高の得票率15%を手に入れた。結局、SPÖ所属のブルゲンラント州首相ハンス・ニースル(Hans Niessl)は、選挙の5日後にFPÖとの連立政権の成立を宣告し、世間を震撼させた。

[192] その反面、従来、急進右翼政党のもう1つの重要な支持基盤とされる小経営者／小ブルジョワ層がFPÖの支持者に占める比重は、1990年代初頭のおよそ25%から、1990年代末の33%程度までに増加したが、その後、2008年(18%)を例外として常に10%以下に留まった (McGann & Kitschelt 2005: 155-156, Tbl. 1, Tbl. 2; Rathgeb 2021: 637, Fig. 2)。こうした社会—人口統計学的な変動も、別の側面からFPÖの政策位置の変化を反映している。

そもそも社会民主主義政党と急進右翼政党との変則的な連立^[193]は、西欧では極めて稀ではあるが、それに加えて2つの特筆すべき点がある。第1に、SPÖは、1964年以降の約50年間に、赤い堡壘としてのブルゲンラント州の州選挙で常に勝利を収めてきたが、今ではその覇権的地位が揺らいでいる点である。第2に、一定の票を得た政党は、比例配分の規定に従って、少なくとも1つの州閣僚ポストを得られるはずであったが、2014年にブルゲンラント州はこの制度を廃止したことで、得票が過半数を超えられなかったSPÖは他党と連立を余儀なくされるだけでなく、いつもの連立相手としてのÖVPではなく、FPÖを意識的に選んだ点^[194]である。

とりわけ第2の点から、ブルゲンラント州におけるSPÖとFPÖによる連立政権の成立は、両党指導者の相互接近に導かれた結果であると考えられる。SPÖの党内最右派の代表格ニースルは、社会政策・経済的規制・保護主義に関する立場が酷似していることを根拠に、FPÖに対して宥和政策を取るべきだと長い間に提言し続けてきたが、そればかりか、SPÖと案外に相性が良いFPÖを、地方だけでなく国政での連立相手に押し上げようとして、大きな物議を醸したこと^[195]がある。まさに同様の理由で、FPÖの党首シュトラーヒェも、あらゆるレベルにおけるSPÖとの連携の実現に傾注していた。最終的に両党は、安全、雇用の創出、連帯といった問題をめぐって合意に達し、ブルゲンラント州で手を組むことになった(Heinisch & Marent 2016)。

以上のように、2010年頃に左翼権威主義の定型化を基本的に完成したFPÖは、「労働者の第1党」を看板に掲げ、「弱肉強食の自由主義」(jungle-liberalism)に反発する点において、ハイニシュからすれば、社会的ポピュリスト政党(【脚注170】)や中道左派政党と位置づけることさえ可能である(Heinisch 2003: 94)。

[193] 伝統的な左派政党と、ナショナリスト政党もしくは急進右翼政党による「赤褐連立」(red-brown coalition)の成立は、中東欧の旧共産主義国においてよく見られる現象である(例えば、Ishiyama 1998)。南欧のギリシャにおける左右両翼の急進政党による連立政権は、本稿の【第2.4.1節】を参照せよ。2014年のオーストリアのフォアアールベルク州(1923年に比例配分を廃止した)においては、ÖVPと緑の党による別の変則的連立政権も成立した(村松 2015: 77)。

[194] やや例外的には、ケルンテン州の第2次と第3次のハイダー政権である。比例配分の下で、FPÖ、SPÖ、ÖVPは州閣僚のポストを自動的に保有できたが、2004年～2005年にFPÖとSPÖ、2005年～2006年にBZÖとSPÖとは「協力関係」(collaboration)にあり、それぞれ青赤連合、橙赤連合、または「キャンティ連合」(Chianti Coalition)と呼ばれた([<https://www.cic-network.at/en/life/useful-facts-about-austria/contemporary-history-of-carinthia/10-red-and-blue-for-the-first-time/>]) (2021.07.05 確認)。

[195] 実際に、2000年～2008年の間にSPÖ党首を務めていたアルフレート・グーゼンバウアー(Alfred Gusenbauer)も、しばしばFPÖとの連携の可能性を示唆したことで、党内の強い不満を招いた(Luther 2009: 1050, 1060, n. 2)。また、2016年大統領選挙の惨敗を受け、SPÖの主要な支持団体であるÖGBの総裁エーリッヒ・フォグラー(Erich Fogler)も、選挙後のインタビューでSPÖが最初からFPÖとのあらゆる形式の協力を拒絶すべきではないと発言した(東原 2018: 994-995)。

7.4.2 「デンマーク国民党」(DF)

1990年代以降の急進右翼政党の左翼権威主義の定型化について説明する際に、最も有力な証拠の1つは、デンマークのDFである。DFは、反税・反福祉国家・反官僚制運動に由来する、未成熟また希釈された急進右翼政党(Kitschelt 1995: Chapter 4)、ポピュリスト／抗議政党(Petersson: 1995=1998: 45-46; 渡辺 2014: 366-367; Siaroff 2019: 224)、ネオリベラル・ポピュリスト政党(Mudde 2007: 47)、「自由主義的な反国家統制主義的ポピュリスト政党」(Liberalistic Anti-Statist Populist Party)(Jungar & Jupskås 2014: 232)、あるいはただ単に反税路線を主張していた右翼政党(小川 2018: 163)と見なされたFRPの後継政党である。

しかし、こうしたルーツを持つDFは、北欧諸国の急進右翼政党の中で最も急進的な反移民・反難民政策を掲げたことに加えて、ヨーロッパにおいて一番早い時期に、反イスラム主義、福祉排外主義、さらに親福祉国家的路線を採択した旗振り役のごとき存在(吉武 2005: 29-36; Schumacher & van Kersbergen 2014: 300; Allen 2017: 278 n. 6; Widfeldt 2018a: 7; Chueri 2020: 9)でもある。

DFは、FRPを離党したピア・ケアスゴーをはじめとする福祉重視派らによって結成され(【脚注9】)、国政への初登場は、1998年3月の国民議会(「フォルケティング」[Folketing])選挙であった。7.4%の得票と7.3%の議席を獲得したDFは、第5党の地位につけ、1980年代半ば以降のFRPの党勢低迷を脱することに成功した。DFは、この選挙に備えて12カ条の公約が書かれた2頁のパンフレット(DF 1998)を作成した。この簡略的な選挙マニフェストには、【(1)】移民政策(Udlændingepolitikken)、【(2)】EU政策(Den Europæiske Union)、【(3)】司法制度(Retssystemet)、【(4)】高齢者(Vore Ældre)、【(5)】税制(Skatten)、【(6)】健康と社会政策(Sundheds- Og Socialpolitikken)、【(7)】環境(Miljøet)、【(8)】動物(Dyrene)、【(9)】教育(Uddannelsen)、【(10)】文化(Kulturen)、【(11)】防衛(Forsvaret)ならびに【(12)】経済(Erhvervslivet)など、広範囲にわたる課題が含まれる。

DFが最も重視する移民政策【(1)】に関して、同党の願望リストの筆頭には、移民政策に関する国民投票の実施^[196]が挙げられている。DF(1998)は罪を犯した外国人の刑期満了後の即刻国外退去処分、移民禁止の維持と移民の家族再会権利の廃止、国籍取得要件の厳格化と外国人参政権の反対に加えて、「外国人は一国も早く帰国しなければならない」^[197]とも主張する。また、DF(1998)は、対外的には、デンマーク主権のEUへの委譲の可否をめぐる国民投票の実施、シェンゲン協定の廃止、EUの官僚主義に対する批判、EUからの補助金の不正使用の防止【(2)】を掲げ、対内的には、犯罪への厳罰化【(3)】を訴え、文化芸術活動に対する公的助成の削減を謳いながら、保存に値する建物や歴史のある博物館・記念碑

[196] 原文は「Øverst på ønskesedlen: Folkeafstemning om udlændingepolitikken.」(DF 1998)。

[197] 原文は「Udlændinge skal hjem igen straks, det er muligt.」(DF 1998)。

への財政支援 【⑩】 を主張する。

社会経済的政策主張に関して、DF (1998) は、すべての年金受給者がより平等性の高い公的年金、医療費・介護費の無料化、居宅介護を受けること、また老人ホームに入居する権利を享受すべきであることを主張する 【④】。これらの主張に関連して、DF (1998) は、国民が医療サービスを受けるための待機期間の短縮と手続きの簡素化を図り、しかも質の高いケアを提供できるように十分な物的・人的資源の供給を保障する 【⑥】 ことを約束する。マクロ経済政策について、DF (1998) は、国民の税負担とりわけ住宅税の軽減、少なくとも公的年金額と同額の非課税枠の設定に加え、現存の課税ルールの煩雑さの低減、税務行政の効率化と税制の簡素化のために徴税の民間委託および民営化に賛成する 【⑤】。また、DF (1998) は、企業の競争力と起業家の活動を妨害しかねない税金、法律、規則を廃止・改正するよう呼びかける。

1998年選挙での勝利に乗じて、DFは引き続き党勢拡大に邁進し、2001年、2005年、2007年の国民議会選挙で、それぞれ12%の票と12.3%の議席、13.3%の票と13.4%の議席、13.9%の票と14%の議席を獲得し、2000年代を通じて第3党の地位を確保しつつ、自由保守連立政権の閣外協力パートナーとなることで、主流化にも成功した **【表 1.2】**。

まず、2001年選挙マニフェスト (DF 2001) について、その表題「デンマークに、一息を」(Giv Danmark et pusterum) が示唆するように、DFは、移民の大量流入とEUによる支配でデンマークが窒息し、これ以上の外国人の入国と、ブリュッセルに判断を委ねることを止めるように要求した。その代わりに、「我々自身のこと、《たとえば我々の中の》老人、弱者、そして病人のこと」^[198]と、「《犯罪の》加害者ではなく、被害者のこと」^[199]へより配慮するよう求めている。DF (2001) は、EUに協力しながらも、デンマークが独自性を放棄してはならないとする立場を堅持する点で、自党が《他の政党と》かなり違うと主張している。

3つ折にされたリーフレット形式のDF (2001) は、1998年版と比較して内容は大幅に簡略化されたが、上記の諸スローガンは、DFの反移民・反EUの態度、法と秩序の強化の傾向、エスタブリッシュメントに対する差異化戦略、さらには社会的・経済的弱者保護の姿勢を明確に示している。

次に、2005年の選挙マニフェスト (DF 2005) におけるDFの左翼権威主義的イデオロギーは、一層明らかである。DF (2005) は、9カ条の公約と総括から構成される相変わらず短い文書である。9カ条の公約は、それぞれ、【①】 安全 (Vi vil have et trygt)、【②】 弱者 (De svage skal hjælpes)、【③】 若者の教育 (Børn og unge skal lære noget)、【④】 移民問題 (Danmark er ikke et indvandrerland)、【⑤】 イスラム問題 (Vi er på de allieredes side)、【⑥】 EU政策 (Vi er modstandere af Europas Forenede Stater)、

[198] 原文は「Lad os tænke mere på vore egne - vore gamle, vore svage og vore syge。」(DF 2001)。

[199] 原文は「Lad os tænke mere på ofrene - og mindre på voldsmændene。」(DF 2001)。

【(7)】 環境と動物 (Vi vil tilgodesse naturen og dyrene)、【(8)】 就職促進と減税 (Det skal kunne betale sig at arbejde) および 【(9)】 家族政策 (Familien er landets kerne) に関わるものである。

そのうち、犯罪の厳罰化 【(1)】、デンマークとヨーロッパ歴史教育の強化 【(3)】、反移民政策の継続と移民の本国帰還事業の加速 【(4)】、イスラム原理主義者、なかでも中世のイマームに対する文明の戦い^[200] 【(5)】、EU 憲法とヨーロッパ合衆国への反対 【(6)】 などを打ち出した DF は、それまでのように、政治文化的次元においては権威主義の極に位置していたと言える。

DF は、社会的・経済的困難に陥っている国民を支援する国の役割が重要であると考え、引き続き、入院の待機期間の短縮、病人に対する効率的かつ親切な治療、高齢者・年金受給者への介護と経済的支援の強化 【(2)】 を党の重要な政策目標の1つとし、これまで主張されてきた国民と企業に負担をかけるあらゆる税金の凍結・廃止を堅持する 【(8)】 ことも約束した。加うるに、DF はより多くの方が仕事に就けるように 【(8)】、そして、国民の安心で良好な家庭生活のために 【(9)】 立ち上がって努力していこうと呼びかけ、就職促進と家族への積極的支援という2つの新しい政策目標を DF (2005) に盛り込んだ。

さらに、2009年のDFは、序説と結論を含めて35項目の極めて包括的な「ワーキングプログラム」^[201] (Arbejdsprogram) (DF 2009) を作成した。このワーキングプログラムは、現在までも選挙戦のための基本綱領として有効である。

まず、「財政政策」(Finanspolitik) に関して DF (2009) は、公的債務の削減を強く要求しながら、債務返済の負担は次世代へ転嫁されてはならず、しかも政府歳出の減少は、デンマーク人が将来的に福祉、繁栄と成長を享受できる重要な前提条件であるインフラ、教育と研究への投資も妨害してはならないと主張する。そこで、DF (2009) は、社会的弱者や病人への「移転支出」(Overførselsindkomsterne) の拡大、公共部門での若年者雇用の増加、自国民の福祉の財源を確保するための移民・難民政策の厳格化に加え、高齢者介護と医療状況の改善などを通じて最も恵まれていない人々の生活条件の向上を優先すること 【(5)】 を唱える。次に、「税制」(Skat og retfærdighed) に関して DF (2009) は、持続可能な福祉制度の刷新・改善のために、税負担の軽減、より公平な配分、公正で透明かつ効率的な税務調

[200] 原文は「...civilisationens kamp mod middelalderlige imamer...」(DF 2005)。

[201] <https://danskfolkeparti.dk/medie/Dansk-Folkepartis-Arbejdsprogram-2009.pdf> (2022.12.25 確認)。序説と結論を除き、33の項目は 【(2)】 より良いデンマークを目指して、【(3)】 ガバナンス、【(4)】 キリスト教、民族、倫理観、【(5)】 財政政策、【(6)】 移民、難民、統合政策、【(7)】 法律、【(8)】 社会政策、【(9)】 健康政策、【(10)】 EU、【(11)】 外交、第三世界政策、【(12)】 教育、【(13)】 研究、【(14)】 環境、【(15)】 エネルギー政策、【(16)】 家族および消費者政策、【(17)】 スポーツ、【(18)】 食料政策、【(19)】 動物福祉、【(20)】 青少年政策、【(21)】 住宅政策、【(22)】 防衛政策、【(23)】 文化政策、【(24)】 メディア政策、【(25)】 男女平等、【(26)】 企業政策、【(27)】 農業政策、【(28)】 水産政策、【(29)】 労働市場政策、【(30)】 税と正義、【(31)】 IT政策、【(32)】 地方自治体、【(33)】 交通政策ならびに 【(34)】 移民、開発、自由である。

査を求める一方、高齢者介護、公的年金、医療、教育、研究、犯罪対策といった基本的な福祉分野を縮小する恐れがある減税に反対し^[202]、福祉制度が十分に発達して公共サービスが最適に機能してこそはじめて、所得税を主な対象として減税を支持する^[203]【(30)】、という態度を表明する。

続いて、「健康政策」(Sundhedspolitik) に関して DF (2009) は、国民に高水準の医療サービスを提供するために、以前の選挙マニフェストで挙げられた政策主張以外に、全国範囲での自治体保健センターの設立、医療従事者の培養と給与条件の改善、医療研究への投資拡大、ホスピスの増加【(9)】などを提案する。そして、「労働市場政策」(Arbejdsmarkedspolitik) に関して DF (2009) は、多くの人々が雇用され、社会に積極的に参与することを保障できるようにするものが適切な労働市場政策であると考え、このような認識に立って、定職に就けないデンマーク人を支援するための資源配分の拡大や、早期退職制度の維持と年金の早期受給の条件緩和や、雇用創出と長期失業者援助のための新しいジョブセンターの設置や、継続教育の機会確保や、働きやすい職場環境の構築などを掲げる。その上、DF (2009) は、発展途上国・非欧米系の労働移民、とりわけ未熟練労働者を、公共支出と福祉国家を圧迫・弱体化させる元凶として槍玉に挙げ、地域社会に貢献できない移民労働者より、自国民を優先採用すべきだ【(29)】と強く訴える。

他の急進右翼政党と同様に、DF も、労働組合運動の役割や存在意義に対して懐疑的であり、「労働者の政党としての役割を放棄して久しい社会民主党」^[204]を猛烈に批判する。DF は、安定した労働市場を作るための労働組合運動の努力を認めつつも、権力の集中と社会民主党との緊密関係によって、労働組合が労働者の利益との間に明らかな断絶が生じているにもかかわらず、労働者の利益を強制的な独占契約の形で代表することに反対する^[205]。

DF (2009) によれば、労働組合運動は、給与と労働条件の改善だけでなく、あらゆる側面において労働者へのコミットメントを深める必要がある。また、今日の組織労働者の中で、社会民主党の支持者はごく一部であるにもかかわらず、社会民主党への固執で多くの適任

[202] 原文は「...Dansk Folkeparti er imod skattelettelser, som forringer grundlæggende velfærdsområder som ældreomsorg, folkepension, sundhedsvæsen, uddannelse, forskning og bekæmpelse af kriminalitet...」(DF 2009: 項目 30)。

[203] 原文は「Dansk Folkeparti vil give sin parlamentariske støtte til, at det nuværende skattetryk, herunder i første række indkomstskatten, sænkes i det omfang, at velfærden er tilstrækkeligt udbygget og den offentlige service fungerer optimalt。」(DF 2009: 項目 30)。

[204] 原文は「...hvilket godt kan undre i en tid, hvor socialdemokraterne for længst har opgivet rollen som arbejderparti。」(DF 2009: 項目 29)。

[205] 原文は「Dansk Folkeparti er absolut tilhænger af retten til at organisere sig, men er modstander af monopoler i form af eksklusivaftaler...Den centralisering af magten, der er sket i hovedorganisationerne, sammenholdt med den snævre tilknytning til Socialdemokraterne, har bevirket, at afstanden mellem fagbevægelsens ledere og den enkelte lønmodtagers interesser er til at få øje på。」(DF 2009: 項目 29)。

者や有能な人材が労働組合の仕事に就けないことから、労働組合運動は社会民主党のしがらみから解放される必要がある^[206]。その代わりに、かつての左右の対立軸が過去のものとなり、労働組合運動を独占的に代表するような政党ももはや存在しない^[207]状況の中で、労働組合運動は政党や政治的問題から中立を保つべきであり、組合員の賛成がない限りは特定の政党に対して金銭的支援を行わないことが望ましい^[208] **【(29)】**とする。

上記以外に、**DF (2009)** は、公立学校の教育無償化、学生とその家族に対する経済的支援 **【(12)】**、出産・育児のための柔軟な休暇制度、「育児休業手当基金」(barselsfond) の維持と拡大、インターンシップのさらなる充実 **【(20)】**、子育て世代・高齢者・病人・ホームレス向けの適切な住宅の供給、社会的・経済的弱者への住宅支援・手当 **【(21)】** のような教育、子供・青少年育成および住宅分野における各種の社会福祉の拡大を図る。**DF (2009)** からすれば、デンマーク福祉国家の継続的な維持・改善に必要不可欠なのは、公共部門を一流の人材を惹きつけられる、しかもやりがいのある事業へと発展させること^[209]である **【(35)】**。

DF の前身である FRP は、1970～80 年代に所得税の高負担に対して西欧諸国で最も激しい「納税者の反乱」(tax-revolt) を主導した (**Kato 2003: 30**)。もともと、1980 年代末において、FRP の支持者の約半分は労働者であり、1990 年代以降は、同党は「労働者政党」として社会民主党に匹敵する存在にまで変質した。同時に、FRP は大幅減税の訴えを堅持し、基礎控除を通じた低・中間層の負担軽減、高齢年金と公共保健サービスへの予算増加、高齢者・低所得層への現金給付拡充など、選別主義的な福祉国家支持の方向にも舵を切った (**Andersen & Bjørklund 1990: 204-208, 2000: 216-218; Hainsworth 2008: 88; 倉地 2018**)。

DF も、結党当初から、FRP の低・中間層を主な対象とする減税と歳出拡大政策を基本的に

[206] 原文は「Fagbevægelsen bør acceptere, at kun en mindre del af den fagligt organiserede arbejdskraft i dag tilslutter sig Socialdemokraterne. Langt de fleste af fagbevægelsens medlemmer vælger i dag enten andre politiske partier eller ønsker at se fagbevægelsen frigjort fra partipolitiske bindinger. Fagbevægelsens ensidige fastholden ved Socialdemokraterne udelukker mange egnede og kompetente kræfter fra at gå ind i fagligt arbejde, herunder som tillidsrepræsentanter.」(**DF 2009: 項目 29**)。

[207] 原文は「...Den gamle højre-venstreskala er for længst blevet forældet, og der er ikke længere et enkelt parti, der kan tage patent på at repræsentere fagbevægelsen frem for andre partier.」(**DF 2009: 項目 29**)。

[208] 原文は「Dansk Folkeparti vil arbejde for, at de faglige organisationer forholder sig partipolitisk neutrale og alene yder økonomiske bidrag til politiske partier, hvis medlemmerne udtrykkeligt træffer beslutning herom.」(**DF 2009: 項目 29**)。

[209] 原文は「Vi har også i en lang årrække frem en stor opgave med at udvikle den offentlige sektor, således at det bliver et udfordrende og udviklende sted at arbejde, og således at sektoren kan tiltrække og fastholde de bedste hoveder og hænder. Det er nødvendigt for løbende at vedligeholde og udvikle velfærdssamfundet.」(**DF 2009: 項目 35**)。

踏襲してきた。その選挙マニフェストとワーキングプログラムの内容からは、中道権威主義化 (Jungar & Jupskås 2014: 232) と呼ばれる 2000 年代末の DF の左翼権威主義化の定着が見て取れる。

DF は、新自由主義路線を歩みつつあった社会民主党を批判し、自党こそが「親福祉的」(welfare-friendly) であり、共同体意識や連帯に象徴される社会民主主義の価値観と遺産の真摯な継承者であり、防衛者でもあることを自任している。実際に、こうした DF が労働者階級の中の支持率は、1998 年～2007 年に 9% から 19% へと急上昇し、同党の得票の半分以上が、熟練・未熟練の肉体労働者からであった。同党は、そもそも左翼権威主義的傾向のあった社会民主党 (【脚注 53】) を越えて、「デンマーク政治における正真正銘の労働者政党」(Bjørklund & Andersen 2002: 132; Meret 2009: 226-229; Betz & Meret 2013: 108, 118; Jungar & Jupskås 2014: 224; De Vries & Hobolt 2020: 32) となった。

ケアスゴーの後継者クリスチャン・テューレセン・ダール (Kristian Thulesen Dahl) 新党首は、2015 年の国民議会選挙前に、デンマークのテレビ放送局 DR2 の番組「Vi Ses Hos Clement」(5 月 1 日夜) に出演した際、経済政策に関する自らの立場は社会民主党の首相ヘレ・トーニング＝シュミット (Helle Thorning Schmidt) より左であると述べ、彼女の政権下 (2011 年 10 月～2015 年 6 月) での税制改革がもたらした深刻な社会的不平等を強く非難した。そして、もし DF が過半数を達成できれば、社会民主党政権よりも「連帯感を重視する政策」(mere solidarisk politik) を追求することになるとも断言した。

また、ダールは、公共部門のゼロ成長を唱道する中道右派政党「ヴェンスタ」(Venstre) にも異を唱え、公共部門の拡大のためには左派政党と連携する可能性があることも否定しなかった^[210]。左翼権威主義化した DF と左派政党との連携がもはや絵空事でなくなっていることは、福祉政策をめぐる DF と社会民主党との交渉や、失業給付金取得要件の緩和に関する DF と急進左翼政党 SF^[211]との協力・合意や、早期退職制度の改廃阻止をめぐる社会民主党・SF との共同歩調 (Bille 2011: 959; Christiansen 2016: 107-108) にも示されている。

総じて言えば、左翼権威主義化した DF の党勢は、一時的な停滞 (2011 年国民議会選挙、12.3% の得票と 12.3% の議席) を経ながらも、2010 年代半ばまでほぼ切れ目なく上昇の軌跡を描き、スイスの SVP やオーストリアの FPÖ にも匹敵する、西欧で最も成功した急進右翼政党の 1 つに成長したと評されている (Widfeldt 2018a: 9)。

7.4.3 「真のフィンランド人」(PS)

DF とは異なる歴史的遺産を受け継いでいるにもかかわらず、イデオロギー、党名の含意、トランスナショナルなつながりの点で DF の従兄弟政党と考えられているのが、フィンラン

[210] <https://www.dr.dk/nyheder/politik/thulesen-dahl-ligger-til-venstre-helle-thorning> (2021.05.31 確認)。

[211] SF の左翼権威主義的な傾向については【脚注 53】を参照せよ。

ドのPSである (Jungar & Jupskås 2014)。PSは、北欧諸国の急進右翼政党の中で最も「福祉指向」(welfare-oriented)の政党であるとも指摘されている (Widfeldt 2018b: 781)。

1959年に結成されたフィンランドのSMPは、1983年にスカンディナヴィア諸国の選挙史上初めての選挙地震を引き起こして第3党へと成長し、その後に7年にわたって中道左派連立政権への参画さえ実現した北欧最初のポピュリスト政党であった (【脚注 27】)。【第 7.3.1 節】ですでに触れたように、SMPは、鮮明な反共・反ソ連の立場に加えて、議会外政治の活性化や拘束的国民投票の導入の主張に見られる反エスタブリッシュメント／ポピュリスト政党であった。同時に、1990年代以前においては、小農階級の利益を代弁し、社会保障の充実、反緊縮財政といった中道左派的な社会経済的主張を掲げる典型的な左翼権威主義政党でもあった。

SMPは、1991年と1995年の2回の総選挙で、それぞれ4.8%の得票および7議席(第8党)と、1.3%の得票および1議席(第9党)という結果に終わり、深刻な財政状況に陥って党の破産を申立て、1995年5月15日に解散することになった^[212]。その4日前の5月11日に、現任の国会議員であり、元党主席のライモ・ヴィストバック(Raimo Vistbacka)、元党幹事長のティモ・ソイニをはじめとする一部の旧SMP幹部らが、PSを結成したのである。

PSは、党名 (【脚注 16】)を除いて基本的にSMPの路線を継承した (Arter 2010: 485, 2012: 813)、極めて典型的な左翼権威主義型急進右翼政党であるとされている (Jungar & Jupskås 2014: 226; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015; Jungar 2016; Hillen Steiner 2019: 8; 【第 1.2 節】また【図 1.1】を参照)。

もともと、PSは、当初の約10年間は泡沫政党として、政党システムの周縁で生きていた。例えば、1996年の地方選挙(得票率0.93%)と欧州議会選挙(得票率0.67%)、1999年の総選挙(0.99%の得票と1議席)と欧州議会選挙(得票率0.79%)、それに2000年の地方選挙(0.66%の得票と109議席)において、PSの得票率はすべて1%未満であり、解散前のSMPより選挙実績が悪かった (Jungar 2016: 114, Tbl. 6.1)。そのようなPSも、2003年頃から窮境を脱し始め、同年の総選挙では1.57%の得票で3議席を手に入れた。1995年～2002年に存続していた、急進左翼政党・緑の党・社会民主主義政党・自由主義／マイノリティ政党・保守主義政党による左右両翼を跨ぐ過大規模の「虹の連合」(Rainbow Coalition)という独特な政治的背景は、既成政党間の癒着を非難するPSにとって都合が良かった。

もともと、PSにとっては、こうした反エスタブリッシュメント／ポピュリズム的な姿勢以外に、個人的要素も重要であったと指摘されている。すなわち、人気の高い総合格闘家トニー・ホーム(Tony Halme)が第1大都市のヘルシンキ選挙区独立候補としてPSの選挙名簿に挙がったことは大きかった。特に、性犯罪者や覚せい剤密売人をロシアの刑務所に収容させるように訴えた彼の荒唐無稽な政見は、それまで選挙参加の意欲が低かった若者の間に大きな共鳴を呼んだ。こうして多くの若年層から支持を得たホームの得票数は、PSの全

[212] 法律上の公式解散日は2003年8月13日である。

国得票総数の 38%にも達した (Arter 2010: 487-488)。

上記のような需要側の要素を除き、PS 自身のイデオロギー的な変化という、供給側の要素が同党の台頭にとっての重要性も見逃されてはいけない。そもそも PS は、社会経済的には反緊縮財政を政策主軸としており、政治文化的には反移民・反難民、そして 2010 年ユーロ危機以降に反 EU も掲げていた。しかし、ソイニ指導下 (1997 年～2017 年) では、他の北欧諸国の急進右翼政党に比べて比較的穏健であり、ナショナル・ポピュリスト政党、中道権威主義政党、あるいは中道政党と認識されるほどであった (Jungar & Jupskås 2014: 232; Westinen 2014: 125; Widfeldt 2018a: 4, 6; Zur 2019: 6; また【脚注 17】を参照)。

一方、2003 年以降の PS は、社会経済的・政治文化的次元の両方で加速度的に急進化しつつあったとも指摘されている (Jungar 2016: 117, 118, Fig. 6.2)。また、【図 1.1】によれば、2000 年初頭の PS の社会経済的な立場は、中道左派的でありながらも、「フィンランド社会民主党」(SSDP: Suomen Sosialidemokraattinen Puolue) と「緑の同盟」(VIHR: Vihreä liitto) の右側に位置していた。だが、その後、PS は左傾化し始め、2000 年代中葉にはすでに SSDP の左側に移動し、急進左翼政党の「左翼同盟」(Vas: Vasemmistoliitto) にも接近していた。同様に、PS の政治文化的な立場は、2010 年代前半までに右傾化し、その結果、PS は現在でもフィンランドで最も権威主義的な政党の地位を保持している。

PS の政策的立場の変遷は、その選挙マニフェストの内容の変化にもよく表れている。2003 年の総選挙に向けた PS の選挙マニフェスト『真のフィンランド人のエドゥスクンタ議員選挙プログラム 2003』(Perussuomalaisen Eduskuntavaaliohjelman 2003) (Perussuomalaiset 2003) は、SMP の選挙マニフェストの伝統的特徴 (【脚注 167】) を継承する、わずか 9 頁の小冊子である。

また、それは【I】「フィンランドの新しい方向性—過ちの是正のために」(Uusi Suunta Suomelle - Korjauksia Epäkohtiin)、【II】「旧態依然とした政党は陳腐化している」(Vanhat Puolueet Väljähtyneet)、【III】「真のフィンランド人の基盤」(Perussuomalainen Perusta) という 3 つの大前提と、12 カ条の公約、すなわち【①】「中小企業と仕事—繁栄の保証人」(Pienyrittäjyys ja työ - hyvinvoinnin takajat)、【②】「無節操なお金は破滅を招く」(Isännätön raha vie turmioon)、【③】「人民のための正義—人間の尊厳のための正義」(Oikeutta kansalle - ihmisarvon puolesta)、【④】「薬物をコントロールする—安全性を正しく確保する」(Huumeet kuriin - turvallisuus kuntoon)、【⑤】「真のフィンランド人は NATO 加盟に反対する」(Perussuomalaiset vastustavat Natoon liittymistä)、【⑥】「持続可能な人口政策と子育て世代への支援は国民の利益を守る」(Kestävä väestöpolitiikka ja lapsiperheiden tukeminen turvaa kansamme edut)、【⑦】「人間性とは弱者に対する責任である」(Inhimillisuus on vastuuta heikommasta)、【⑧】「支払能力に応じた課税—課税による略奪の一掃—失業者への支援」(Verot maksukyvyyn mukaan - irti ryöstöverotuksesta - työttömiä tuettava)、【⑨】「持続可能な地域政策のために」(Kestävän aluepolitiikan puolesta)、【⑩】「投票権の敷居と民主主義の制限に反対する」

(Ei äänikynnyksille ja demokratian rajoittamiselle)、【11】「失業者の間の不平等—所得関連の失業給付／基本失業給付—農村／都市」(Eriarvoiset työttömät - ansiosidonnainen / peruspäiväraha - maaseutu / kaupunki)、【12】「EUでは将来、各加盟国が農業補助金を国別に支払うことになるのか?—食料自給率の回復は必要である」(EU:ssa tulevaisuudessa valtiot maksavat maanviljelystukensa kansallisesti? - Elintarvikkeiden omavaraisuus palautettava) を含んでいる。

これら12カ条の公約のうち、【4】、【5】、【9】、【10】の4カ条が政治文化的次元に関わり、残りの8カ条が社会経済的次元に関わることから考えると、社会経済的政策主張の比重は大きいことになる。

Perussuomalaiset (2003) によれば、「フィンランドは《既成政党に構成される》スカム組織と大金持ちとの合意に基づいた同盟によって統治されており」^[213]、「《こうした政権への》理性的な批判は、後知恵やポピュリズムとして排除される。ポピュリズムをもって人々を怖がらせても意味がない。《PSは》選挙で国民が望んでいる、日常生活に根ざした、いわゆるポピュリスト的なテーマを前面に押し出して選挙戦を展開する」^[214] **【I】**。党首ソイニの修士論文の内容はポピュリズムに関するものであるという逸話もある (**Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 92-93; 【脚注 167】を参照**) が、西欧の急進右翼政党の中には、敢えてポピュリストを自称するPSは、極めて特異な存在であると言える。

PSは、当時の「虹政権」(sateenkaarihallitusten) を、とりわけその構成要素をなす左派を強く非難していた。PSは、「左派は困っている人や貧しい人を見捨てている(太字原文)」^[215]として、「ユーロ社会主義の急先鋒」(eurososialistinen etujoukko) や「高所得の左派貴族」(suurituloinen vasemmistoaateli) などと比喩した。その傍らで、PSは、ブルジョワジーも槍玉に挙げ、虹政権において彼らがもはや「神聖なる感覚を失い(太字原文)、基本的な国家価値が下げられて道徳的基盤がますます深く侵食される道を開いている」^[216] **【II】**。

Perussuomalaiset (2003) は、「国民を第一に考え、社会もお金も国民に奉仕しなければ

[213] 原文は「Suomea on hallittu järjestösaurosten ja suuren rahan konsensusliitolla。」(**Perussuomalaiset 2003: 1**)。

[214] 原文は「Perusteltu arvostelu kuitataan jälkiviisaudeksi ja populismiksi. Populismilla on kansaa turha pelotella. Perussuomalaiset tulevat vaaleissa pitämään huolen siitä, että kansan kaipaamat ns. populistiset teemat, jotka kumpuavat kansalaisten arkielämästä, nousevat vaalitaistelussa esiin。」(**Perussuomalaiset 2003: 1**)。

[215] 原文は「Vasemmisto on hylännyt vaikeuksissa olevat ja köyhät。」(**Perussuomalaiset 2003: 1**)。

[216] 原文は「Porvareilta...varoin vienyt pyhyden tajun. Sateenkaarihallituksen aikana on...kansallisilta perusarvoilta nakerrettu pohjaa pois... ja avattu portit yhä syvemmälle moraaliperustan rappeuttamiselle」(**Perussuomalaiset 2003: 2**)。

ならない」^[217]と考へ、「本物の代替案と新しいアイデアを提供し（太字原文）、適切な収入、非正規雇用、失業といったフィンランド人の日常的な懸念を理解している PS に投票する」^[218]よう、呼びかけている（**【III】**）。

国民第一主義を掲げる PS の本物の代替案と新しいアイデアとは、覚せい剤の使用と所持に対して十分に厳しく効果的な制裁を与えること、警察活動の強化（**【④】**）、国防予算の削減への反対（**【⑤】**）、選挙権の敷居への反対、既成政党を優遇する選挙制度の改革、国民投票による承認を経ない EU への権力委譲や NATO 加盟の拒否、連邦国家を目指す EU 憲法の拒絶（**【⑩】**）のような、典型的な急進右翼政党の主張である。

とはいえ、「外国人に対してフィンランドを閉鎖する必要はないが、フィンランドにはどれだけの移民や難民を受け入れるかを定める権利がある」^[219]や、「《移民・難民が受容される》基本的な前提条件はフィンランド人の一員となり、わが国の法律を遵守し、公共福祉に熟練労働力を貢献し、フィンランドの言語・文化を身に付けて北欧の社会システムに服従することである」^[220]（**【⑥】**）といった表現に見られるように、**Perussuomalaiset (2003)** の移民・難民に関する言説は決して過激ではなく、急進右翼政党としてかなり穏やかであるとさえ言える。

一方、**Perussuomalaiset (2003)** は、子育て世代や年金受給者、低賃金労働者、失業者といった「弱者」(heikko) への社会福祉の拡大と税負担の軽減に特徴づけられる政策主張を掲げている。第 1 に、労働者政策については、**Perussuomalaiset (2003)** は、低賃金労働者を対象とする大幅な減税や、「強制雇用」^[221] (velvoitettyöllistämistä) の対象者の賃金の平準化（**【①】**）などを挙げる。第 2 に、家族政策については、**Perussuomalaiset (2003)** は、「母親年金」(äitien eläke) の支給（**【⑥】**）を主張する。第 3 に、福祉政策については、

[217] 原文は「...ihminen on asetettava etusijalle ja yhteiskunnan ja rahan on palveltava ihmistä.」(**Perussuomalaiset 2003: 2**)。

[218] 原文は「...aitoa vaihtoehtoa sekä uusia ajatuksia. Perussuomalaiset tarjoavat vaaleissa väylän uusille ajatuksille...Perussuomalaiset tarjoavat kansalle mahdollisuuden äänestää kansanedustajiksi ihmisiä, jotka tuntevat suomalaisten jokapäiväi en murheen riittävästä toimeentulosta, pätkätöistä ja työttömyydestä.」(**Perussuomalaiset 2003: 2-3**)。

[219] 原文は「Suomea ei tarvitse sulkea ulkomaalaisilta. Suomella on oikeus päättää siitä kuinka paljon ja mistä tänne maahanmuuttajia ja pakolaisia otetaan」(**Perussuomalaiset 2003: 5**)。

[220] 原文は「Perusedellytys on, että maahanmuuttajat tulevat osaksi Suomen kansaa, elävät maamme lakien mukaan, antavat ammattitaitoisesta työpanoksesta yhteisen hyvinvointimme luomiseen, omaksuvan kieleemme ja kulttuurimme sekä pohjoismaisen yhteiskuntajärjestelmämme.」(**Perussuomalaiset 2003: 5**)。

[221] 強制雇用とは、政府が一定の条件の下で 57 歳以上の失業者に有給の仕事などを提供しなければならないということである

([\[https://www.jyvaskyla.fi/tyollisyyspalvelut/tyonhakiljalle-0\]](https://www.jyvaskyla.fi/tyollisyyspalvelut/tyonhakiljalle-0) (2021.08.18 確認))。

Perussuomalaiset (2003) は、身体的や精神的障害によって働く能力を失った国民へのまともな「基本所得保障」(kansalaispalkkaa) の提供や、国民の十分な購買力を保証するための再分配政策の制定、高齢者ケアへのより多くの資源の投入、利用者の経済力ではなくてニーズに応じた医療サービスの提供 **(【③】【⑦】)** などを唱える。第 4 に、税制については、**Perussuomalaiset (2003)** は、燃料税・自動車税・基本的な食料品にかかる付加価値税の引き下げを提案する。第 5 に、年金政策については、**Perussuomalaiset (2003)** は、虹政権による不当な年金削減の撤回を掲げる。第 6 に、雇用と失業政策については、**Perussuomalaiset (2003)** は、若者と長期失業者へより多様性のあり、しかも収益性が高い仕事を提供することや、夜間勤務者・農村部住民・職業訓練を受けている失業者への基礎日当または通勤費の支給、職業訓練制度の簡素化 **(【⑧】【⑩】)** を提示する。最後に、農業政策については、**Perussuomalaiset (2003)** は、小規模農家や家族経営の農場への支援強化 **(【⑫】)** を打ち出す。

Perussuomalaiset (2003) によれば、PS は、人民が貪欲で無能な「統治者」(herrojen) の勘定を支払う「連帯社会主義」(solidaarisuussosialismia) を受け入れないが、それが経済活動における責任の所在を明確化した国有化の必要性^[222]は認めており **(【②】)**、すべての人の基本的ニーズの充足を国家の諸機関の最も重要な責務^[223]と見なしている **(【⑦】)**。そればかりか、**Perussuomalaiset (2003)** は一やや意味不明ではあるが一年金受給者を単なる財政のお荷物ではなく資源と富の源泉として捉えるべきである^[224]と考え、より多くの税金や社会負担金は支払い能力の高い人々によって分担されるべきである^[225]とも唱えている。

このように、社会保障・企業の国有化・富の再分配に関して、左派を激しく非難した PS は、奇妙なことに、より左派的な政策的立場を採り、実際に PS が獲得した 43816 票のうち半数以上は、SSDP や Vas に失望した労働者からのものであった (**Arter 2012: 816**)。

2004 年の地方選挙における PS のパフォーマンス (0.90% の得票と 106 議席) は、2000 年とほぼ変わらず横ばいであったが、2006 年の大統領選挙に出馬した、パーリアとして軽視されてきたソイニは、逆に得票率 3.43% (103368 票) の成績で大きく脚光を浴びていた。続く翌年の総選挙では、PS は 2.48% ポイント増の 4.05% の得票を獲得し、5 議席を手に入れた。同選挙は、フィンランド民主主義の成立 100 周年を迎える重要節目でもあったが、PS が左翼権威主義的公約のおかげで躍進した点でも、重要な意味を持つ選挙であった。選挙前の世論調査によると、有権者が大きく関心を寄せていたのは、社会経済的争点であり、特に

[222] 原文は「Valtio-omistusta tarvitaan myös yrityselämässä mutta sillä on oltava selkeät vastuusuhteet.」(**Perussuomalaiset 2003: 4**)。

[223] 原文は「Julkisen vallan tärkein tehtävä on jokaisen ihmisen perustarpeiden takaaminen.」(**Perussuomalaiset 2003: 6**)。

[224] 原文は「Eläkeläiset on nähtävä myös resurssina ja rikkautena, eikä pelkkänä taloudellisena kulueränä.」(**Perussuomalaiset 2003: 6**)。

[225] 原文は「Yhteiskunnan verot ja maksut on nykyistä enemmän suunnattava sinne, missä on veronmaksukykyä.」(**Perussuomalaiset 2003: 6**)。

医療・高齢者介護・失業・低所得者の生活問題が挙げられた。だからといって、政党間の求心的競争と連立可能性の共有がもたらす「政党システムの爆縮」(Party System Implosion)の程度が際立つフィンランドでは、本質的に「何もしなければ、何も失わない」(nothing ventured, nothing lost)を信奉する主要大政党の間の政策距離が非常に接近していた。こうして2007年の総選挙は退屈極まりないと揶揄され、67.9%という戦後最低の投票率を記録した。PSは、主要大政党との差異化を図ろうとして、「責任のあるポピュリズム」(responsible populism)や「貧困者のためのポピュリズム」(poverty populism)などのスローガンを打ち出している (Arter 2007, 2008: 118, 2010: 490; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 87)。

2007年の選挙マニフェスト『真のフィンランド人—エドゥスクンタ選挙プログラム2007—正義、繁栄、民主主義のために!』(Perussuomalaiset rp. - Eduskuntavaaliohjelma 2007: Oikeudenmukaisuuden, hyvinvoinnin ja kansanvallan puolesta!) (Perussuomalaiset 2007)は、これまでで最も厚く、11の大項目と15の小項目によって構成される、合計23頁の冊子である。また、11の大項目は、【①】「すべての国民に社会・医療サービスを保証する」(Sosiaali - ja Terveyspalvelut Turvattava Kaikille)、【②】「支払い能力に応じた税金」(Verot Maksukyvyyn Mukaan)、【③】「自治体間の協力に賛成、独断専行の政策に反対」(Kyllä Kuntayhteistyölle, Ei Sanelupolitiikalle)、【④】「国民はEUに対して直接発言すべき」(Kansan Saatava Suoraan Päättää EU: Sta)、【⑤】「人権及び法的保護」(Ihmisoikeudet ja Oikeusturva)、【⑥】「的確な教育は繁栄への道」(Oikein Suunnattu Koulutus on Tie Hyvinvointiin)、【⑦】「経済及びビジネス・ライフ」(Talous - ja Elinkeinoelämä)、【⑧】「地域および農業政策」(Alue - ja Maatalouspolitiikka)、【⑨】「秩序ある難民政策および自国なりの移民受け入れ政策」(Pakolaispolitiikka Kuntoon ja Maahanmuuttajat Maassa Maan Tavalla)、【⑩】「子供は国の未来」(Lapset Ovat Kansakunnan Tulevaisuus)、【⑪】「外交および安全保障政策」(Ulko - ja Turvallisuuspolitiikka)である。これらのうち、政治文化的政策主張と社会経済的な主張の比率は、大項目について6:5、小項目について6:9であり、(Perussuomalaiset 2003)と同じく、全体として後者の比重が大きい。

Perussuomalaiset (2003)との比較において、Perussuomalaiset (2007)の特筆すべき点は次の通りである。第1に、その反EU・反NATOの姿勢の明確化と強化である。国民投票を経過しないEUへの権力委譲、NATO加盟とEU憲法の成立に反対するPerussuomalaiset (2003)の主張を踏まえた上で、Perussuomalaiset (2007)は、EUの東方拡大、共通農業政策、選挙で選ばないEU委員会、ユーロ、共通安全保障防衛政策ならびに共通移民・難民政策への強烈な不満を表し、EUをフィンランド国内の経済的格差と農業の窮状を悪化させるもの、ひいては「貧困社会」(köyhäinhoito yhteiskunnan)の象徴であるとし、それはトルコを強制的に吸収しようとする、ソ連にも匹敵する思想的にも実践的にも非民主的な試みであると猛烈に非難する (【④】 【⑧】)。また、Perussuomalaiset (2007)によれば、NATO加盟は

フィンランド国内におけるテロ脅威の増大をもたらし、EU 防衛同盟の成立は EU の連邦国家化の第一歩である。これらは世界の警察官の役割をめぐる熾烈な競争を惹起する大国政治に他ならず、小国フィンランドとその国民は両者から距離をとるべきである (【11】)。

第 2 に、**Perussuomalaiset (2007)** では、それほど重要な位置を占めるものではないが、移民・難民問題に関する独立した章 (【9】) が結党以来初めて設けられ (Arter 2010: 498)、そこでは強い反移民・反難民の立場が示されている。移民・難民に対する **Perussuomalaiset (2003)** の穏健な態度とは対照的に、**Perussuomalaiset (2007)** は、移民・難民を、フィンランド文化を危機的状況に追い込んで国民の福祉の低下を招きかねない脅威 (【10】) と見なし、難民受け入れ枠の増加に反対する他、出身国の治安状況に関わらず、犯罪を犯した難民を直ちに本国に強制送還することや、多文化主義を育むあらゆる活動への政府援助の停止、厳格な国境管理の維持、とりわけ多くの難民を生み出すイスラム諸国からの入国者への徹底的な検査なども主張する。このように、PS の反移民・反難民の立場は一挙に強硬になった。

より重要なのは第 3 点、すなわち、社会経済的次元における PS のさらなる左傾化である。**Perussuomalaiset (2007)** では、すべての国民に社会・医療サービスを保証するという大項目が筆頭に挙げられ、しかも 7 つの小項目を含む充実した項目となっている。このことから、PS が社会経済的政策主張を極めて重視していることが窺える。とりわけ同党が伝統的な北欧型の普遍主義的な福祉国家モデルを支持することは、全文を通じて強調されている。**Perussuomalaiset (2007)** によれば、PS にとって「EU 主導下のフィンランドの広範で効果的な福祉国家モデルの縮小は明らかに間違っており」^[226]、「貧困や排除を普通の現象として受け入れるのは、国家の主な役割を単に自由市場の機能を確保することとして認識する伝統的なアングロサクソンの考え方」^[227]である。これに対して、「北欧型の福祉国家の強みは、まさにその普遍性（包括性と公平性）にある」^[228]。したがって、「充実した公共サービスがあってはじめて、すべての社会階層の幸福度の向上と社会のより一層の発展および安定が達成し、国民経済に占める公的財政の割合が大きく、最も必要とする人々への所得再分配が行われることこそ、民主主義の成立の前提条件となる」^[229]と述べられる。こうして PS は、

[226] 原文は「Tätä taustaa vasten onkin mielestämme väärin, että laajaa ja toimivaa suomalaista mallia hyvinvointivaltiosta on alettu EU:sta johdettujen erilaisten strategioiden seurauksena selvästi karsia.」(**Perussuomalaiset 2007: 2**)。

[227] 原文は「Köyhyyden ja syrjäytymisen hyväksyminen ns. normaali-ilmiönä edustaa anglosaksista ajatteluperinnettä, jossa valtion tärkeimmäksi tehtäväksi nähdään vain markkinoiden vapaan toiminnan turvaaminen.」(**Perussuomalaiset 2007: 2**)。

[228] 原文は「Pohjoismaisen hyvinvointivaltion vahvuus on ollut nimenomaan sen universaalisuus (kattavuus ja tasapuolisuus).」(**Perussuomalaiset 2007: 2**)。

[229] 原文は「Perussuomalaisten mielestä vain laajat julkiset palvelut mahdollistavat hyvinvoinnin kasvun jokaisessa tuloluokassa ja antavat

「社会・医療サービスの提供は主に公共部門で行われるべきである。したがって、補完的な役割しか果たせない民間部門ではなく、公共社会・医療サービスとその供給を第一に支援すべきである」^[230]と訴える **〔①〕**。以上のような言説からも、少なくとも福祉国家をめぐる PS の立場は、それ自身の表現を借りれば、「キリスト教の社会的価値観」(kristillissosiaaliseen arvopohjaan) に基づいたもの」であるが、明らかに左派的であると判断できる。

具体的な政策主張に関しては、2003 年頃と同じく、高齢者 **〔(1.1)〕**、障害者 **〔(1.3)〕**、年金受給者 **〔(1.6)〕** などの社会的弱者が依然として PS の大切なクライアントとして重視されていた。加えて、かつての SMP のように、退役軍人の権益保護 **〔(1.7)〕** も新たに引き上げられた。Perussuomalaiset (2007) によれば、PS にとって、高齢者介護の現状改善や、退役軍人に尊厳のある良好な生活環境を保障することが第一の課題であり、障害者も含むこれらの社会的弱者のための政府予算を削減するわけにはいかない。代わりに、PS は各自治体の財政状況に左右されない統一的な家族介護手当の支給 **〔(1.2)〕**、所得の多寡を問わず全国民が基礎年金を受給できること **〔(1.6)〕**、公共部門の雇用創出、失業者 1 人当たりの毎月最低 500 ユーロの失業給付の支給 **〔(7.1)〕**、学童のいる世帯への児童手当の増額、「扶養子女税額控除」(lapsivähennys) の復活 **〔⑩〕** など、一連の福祉拡大策を提出した。

注目に値するのは、応能課税や応能社会負担金支払いの原則を唱える Perussuomalaiset (2003) に比べて、Perussuomalaiset (2007) は、もう一步踏み込んで、富裕層をターゲットとした相続税や所得税の増税や「富裕税」(varallisuusvero) の再導入を主張し、それに対する貧困層と「中間所得者」(keskituloiset) に代表される「一般庶民」(tavallisten ihmisten)、とりわけ後者の負担を大幅に軽減すべきであると明言する。

Perussuomalaiset (2007) によれば、「PS にとって、経済成長と社会道徳の観点からすれば、とりわけ《「中央党」(KESK)、SSDP および「スウェーデン人民党」(SFP: Svenska folkpartiet) という》3 大政党の支持による富裕税の廃止は、税制のより公平かつ合理的なものへの改正を通じて是正されなければならない一大錯誤である」^[231] **〔②〕**。という

samalla vakaat ja rauhalliset edellytykset kehittää yhteiskuntaa entisestään. Julkistalouden merkittävä osuus kansantalouden kokonaistuotannosta ja tulonsiirrot niille, jotka niitä eniten tarvitsevat, ovat myös demokratian edellytys: jos julkinen sektori karsitaan minimiin, päätökset tapahtuvat markkinoiden kautta。」(Perussuomalaiset 2007: 3)。

[230] 原文は「Sosiaali- ja terveystalouden tuotanto tulee ensisijaisesti säilyttää julkisella sektorilla... Ensisijaisesti tulee siis mielestämme tukea julkisia sosiaali- ja terveystalouksia ja niiden julkista tuottamista ja vasta toissijaisesti yksityisiä palveluntarjoajia, joilla on täydentävä rooli peruspalveluissa。」(Perussuomalaiset 2007: 3)。

[231] 原文は「Taloukskasvun ja yhteiskunnallisen moraalin kannalta erityisesti kolmen suurimman puolueen tuella tehty varallisuusveron poistaminen oli

のは、「富裕層の税負担がさらに軽減されれば、公共サービスの主要な負担者である中間層も減税を要求する可能性がある。結局、フィンランドは公共サービスの削減、社会・医療福祉の悪化、所得格差の拡大、個人の社会的地位の向上の機会の大幅な減少という螺旋に陥るようになる」^[232] **【(1)】**からである。よって、富裕層向けの増税措置には引き換えに、PSは、貧困層の負担軽減を目指す、燃料税・自動車税・基本的な食料品にかかる付加価値税・テレビ視聴料の引き下げや、受益者が主に中間所得者である「地方税」(kunnallisverotusta)の税額の凍結、様々な社会・医療サービスの提供先である地方自治体への交付金の増加、さらには伝統的な北欧型の福祉国家が解体されて最も必要としている人しか助けられない「縮減された市場志向の社会」(pelkistetystä markkinayhteiskunnasta)に変容せずに済むことなどを訴えていた**【(2)】**。

2007年のPSの社会経済的政策主張は、北欧型の普遍主義的な福祉国家モデルの防衛、貧困への抵抗、富の再分配と課税正義の提唱という3つの重要な要素によって構成されていた。このような主張は、かつて1970年代の「フィンランド共産党」(SKP: Suomen Kommunistinen Puolue)のそれにも酷似する左翼的な社会正義の言説で味付けされたポピュリズム的なものであるとされた (Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 85-87, 93)。

勢力を伸ばしたPSとは対照的に、SSDPは、経済的繁栄と失業率低下の恩恵を受けた「赤一土」(Red-Earth)連合でありながら、富裕税廃止に賛成し、21.4%の票と22.5% (45)の議席しか得られず、1962年以来最も壊滅的な敗北を喫した。また、首班政党でPSと同様に左翼権威主義的な傾向のあるKESK **【脚注 53】**は、史上初めて連続した選挙で第1党の地位の獲得を実現したものの、選挙前の楽観的な見通しとは裏腹に、前回に比して得票率 (23.1%)と議席 (51)がそれぞれ1.6%ポイントと2%ポイント減少した。PSは、SSDPの伝統的な大票田であるはずの都市、特にヘルシンキといった大都市が集中する深南部の産業地域、それにKESKの牙城であるフィンランド中部と東部の農村地域への侵食に成功した (Arter 2007; Westinen 2014: 134, Tbl. 3, 144-145, Appx. 1, Appx. 2)。

2007年の総選挙におけるPSの「ブルーカラー労働者政党」の性格も鮮明となった。選挙調査の結果によれば、PS支持者の中では44歳以下の男性または労働者が圧倒的多数派であり、特に労働者階級はPS支持者の53.5%を占め、PSは最も労働者に人気のある政党とな

Perussuomalaisten mielestä suuri virhe, joka täytyy korjata ja uudistaa verotusta muutenkin oikeudenmukaisemmaksi ja järkevämmäksi.] (Perussuomalaiset 2007: 8)。

[232] 原文は「Nykyinen palvelujen maksajiksi joutuvatkin keskituloiset, ja on todennäköistä, että mikäli rikkaimpien verorasitusta yhä kevennetään, kasvavat vaatimukset verotuksen keventämisestä myös keskiluokan keskuudessa. Lopputuloksena on kierre, jossa julkiset palvelut karsitaan minimiin, sosiaalinen ja terveydellinen hyvinvointi heikkenevät, tuloerot kasvavat entisestään ja yksilöiden mahdollisuudet ns. sosiaaliseen nousuunkin kaventuvat merkittävästi」(Perussuomalaiset 2007: 2-3)。

った。加えて、この調査では、PS 支持者が KESK 支持者よりも左寄り、自分自身の支持政党を最も左派的な非社会主義政党として認識していることも判明した (Arter 2010: 501)。

「闘志満々の反対派」(combative opposition) を自負する PS の勢いは、2008 年の地方選挙においても衰えなかった。一般に政党は、国政選挙とは異なり、地方選挙では、外交や安全保障、開発援助などの有権者の身近な生活から大きくかけ離れる争点に力を注がずに済む。その代わりに、有権者と密着する衣食住をめぐる争点は選挙マニフェストの中で中心的な位置を占める。まさしくこのことが原因で、2008 年の選挙マニフェストでは、これまで責任のあるポピュリズムや貧困者のためのポピュリズムを掲げてきた PS が、左翼権威主義的な「護民官政党」のイメージをさらに鮮明にすることになった。

PS のマニフェスト『2008 年地方選挙における真のフィンランド人のプログラム—有権者の利益のために』(Perussuomalaisten kunnallisvaaliohjelma 2008 - Äänestäjän asialla) (Perussuomalaiset 2008) は、序章を除く 11 の大項目と 43 の小項目によって構成される 20 頁の冊子である。11 の大項目は、【①】「医療サービス」(Terveyspalvelut)、【②】「介護サービス」(Vanhuspalvelut)、【③】「家族・社会サービス」(Perhe- ja sosiaalipalvelut)、【④】「教育サービス」(Opetuspalvelut)、【⑤】「娯楽・文化サービス」(Liikunta- ja kulttuuripalvelut)、【⑥】「雇用サービス」(Työllistämispalvelut)、【⑦】「税」(Verotus)、【⑧】「経済的サービスと住宅」(Elinkeinopalvelut ja asuminen)、【⑨】「計画と土地利用、街路と道路」(Kaavoitus ja maankäyttö sekä kadut ja tiet)、【⑩】「公共安全と幸福」(Yleinen turvallisuus ja viihtyvyys)、【⑪】「あなたの声は真のフィンランド人に届ける」(Perussuomalaiset saa äänesi kuulumaan) である。

その中では、発展途上国の発展を犠牲にするだけでなく、フィンランド若者の雇用も脅かす安価な外国人労働力の受け入れに反対すること (【(1.7)】) や、フィンランドの家族観とキリスト教の価値観に反する健全ではない文化活動への財政支援の禁止 (【(5.2)】)、外国人による物乞いの取り締まり強化 (【(10.3)】)、フィンランド人を不利な地位に置きやすい難民支援を拒否すること (【(10.4)】)、旧政党の政策主張の収斂とそれらの政党の腐敗・傲慢・親欧州的姿勢の批判、各自治体における住民投票の実施 (【(11)】) などが訴えられている。この内容から、PS の政治文化的政策主張は、移民排斥主義／自民族中心主義、権威主義およびポピュリズムの特徴を帯びていたことが分かる。しかし、その一方では、これらの訴えの比重や急進性が低いことも否定できない。

Perussuomalaiset (2008) には、社会福祉サービス、雇用、税制といった社会経済的政策主張は依然として半分以上の比重を占めており、それらの重要性は際立っている。これまでに包括性と公平性が突出した北欧型の普遍主義的福祉国家を擁護し続けてきた PS は今回、特に平等性に重点を置いていた。

裕福な人とそうでない人 (【序章】)、異なる自治体で介護職に携わる人々 (【(3.2)】)、教育機会 (【(4.1)】)、中小企業 (【(8.1)】)、人口密集地と過疎地の社会サービス (【(10.1)】) ならびに男女の子育ての役割 (【(10.2)】) の平等を主張している Perussuomalaiset (2008)

によれば、PS の夢は「機能的で公正かつ安全な自治体」(toimivasta, oikeudenmukaisesta ja turvallisesta kunnasta) であり、そこでは「社会的地位、性別、教育、健康などに関わらず、すべての《フィンランド》人が平等である」^[233]。ただし現状では、「《2003 年～2007 年の赤土連合の下での》近年のフィンランドは急速な経済成長を遂げたからといって、経済成長の成果はすべての社会階層に行き渡ったわけではなく、繁栄と富の増加は、貧困と排除の拡大を伴っている」^[234] **【序章】**。したがって、社会福祉保障について、PS は、従来どおりに、高齢者・年金受給者・障害者・失業者・中低所得層・育児世代・退役軍人といった貧困と排除に苦しみがちな社会階層に特殊な関心を払っていた。

Perussuomalaiset (2008) は、良質な社会サービスのための地方自治体への補助金の増額 **【序章】**、医療サービス分野での予防的な健康管理への投資拡大と、保険料の引き上げ反対 **【(1.2)】【(1.3)】**、高齢者の生活向上のための予防的リハビリテーション活動、在宅介護サービスおよび介護付きホームや老人ホームの確保 **【(2.4)】【(2.5)】**、育児世帯向けの児童 1 人につき毎月 300 ユーロの「ホームケア手当」(Kotihoidon kuntalisä) と児童 1 人につき 500 ユーロの「出産奨励金／赤ちゃん手当」(Vauvaraha)、そして若いカップルへ支給される 3000 ユーロの「家族成立奨励金」(Kodinperustamispalkkion) の創設 **【(3.1)】**、「国民年金機構」(Kela: Kansaneläkelaitos) からの最低月額 500 ユーロかつ 1 人当たりの国民所得と連動する「介護者給与」(omaishoidon tukea) の支払い、介護者のためのまともな年金と法定休日の保証 **【(3.2)】**、「国庫負担金」(valtionosuuksien) を通じた自由・健康・安全な学習環境に恵まれた公平な教育の実現 **【(4.2)】**、若者の就職支援の一環としての研修期間中の最低賃金保障 **【(6.4)】**、自治体の低廉な公営賃貸住宅の保有、若いカップルが安価なマイホームを購入できる自治体住宅プログラム **【(8.2)】**、中低所得層が一戸建て住宅を購入できるような手頃な土地価格の設定 **【(9.3)】** など、様々な政策措置を掲げる。

北欧型の寛大な福祉国家の維持と貧困の解消以外に、富の再分配と課税正義の 2 つの側面も、**Perussuomalaiset (2008)** では再三力説されている。例えば、**Perussuomalaiset (2008)** は低所得層に損失を負わせる地方税の増税や、各種社会サービス料の引き上げに反対する一方、税金をもって高所得層にお金を回すべきではないこと、応能負担の課税の必要性、消費促進手段としての中低所得層の「手取り」(nettotulojen) の増額 **【(7)】** を強く唱える。また、第 2.6 項目の表題「社会は市場への反作用力である」(Yhteiskunta on markkinoiden vastavoima) に示されるように、**Perussuomalaiset (2008)** では、社会福祉サービスにおけ

[233] 原文は「...että kunnassasi kaikki olisivat tasavertaisia sosiaaliseen asemaan, sukupuoleen, koulutustaustaan, terveyteen yms」(**Perussuomalaiset 2008: 3**)。

[234] 原文は「Viime vuosina Suomessa on ollut nopea talouskasvu...Talouden kasvu ei ole ulottunut kaikkiin väestöryhmiin...Yleisen hyvinvoinnin ja varallisuuden kasvun rinnalla on yhä laajeneva köyhyys ja syrjäytyminen」(**Perussuomalaiset 2008: 3**)。

る公共部門の第一義的責任も改めて確認されている。Perussuomalaiset (2008) によれば、公的サービスは民間サービスによって補完されるが、民間サービスの品質と価格は自治体の管理・監督下に置かれなければならない。民間部門が低所得層や長期的疾患をもつ人々も利用する余裕のあるサービスを提供する必要がある一方、自治体も独自の低廉なサービスの提供に備えるべきである。要するに、PS は、「我々はヘルスケアに関わるあらゆる政治的解決策が、人々の疾病をビジネスとして利用できないようなものでなければだめだ」^[235]と考えていた (【(2.6)】)。さらに、「目下のところ、フィンランドで起こっている動きは、私たちの思考や未来への展望を狭め、大企業や大投資家などの富裕層に資本および権力を集中させる可能性がある」^[236] (【(10.1)】)とまで警告していた PS は、かねてよりの資本家や富裕層に対しての厳しい姿勢も崩さなかった。

こうして、以上のような左翼権威主義的な PS は、2004 年 (0.9%の得票と 106 議席) に比べ、2008 年の地方選挙では 5.39%の得票で 443 議席を奪うことに成功した。それだけでなく、党首ソイニはすべての候補者の中で全国第 2 位の票を獲得し、絶大な人気を誇示した (Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 87)。さらに、PS は、ウーシマー県を代表とする深南部の産業地域や、その中の都市部選挙区や高失業・低所得を特徴とする選挙区で、従来どおり躍進を続けた。興味深いことに、これらの選挙区は、伝統的に SSDP と Vas の地盤であったが、両党は多くの票を失った。なかんずく日中無料託児サービスや無料高齢者介護に見られるように、SSDP は PS と似ている主張を掲げていた。にもかかわらず、このことは SSDP の支持拡大にはあまり効果的ではなく、同党を今回の選挙での最大の敗者にまで転落させることになったのである^[237]。

地方選挙に次ぎ、翌年の欧州議会選挙で、PS は、9.79%の得票で全盛期にあった前身政党 SMP (1970 年、10.5%) の勢いに接近しただけでなく、1 議席 (党首ソイニ) をもって初めて欧州議会への進出も果たした。

ついに PS は、2011 年の総選挙をきっかけに全面開花の時代に突入した。2007 年と比較して、同年の PS の得票は、オーランド諸島を除き、全国 19 の選挙区のうち、南部の 2 つの SSDP 優勢区で、SSDP の得票を上回った。また、中部・東部・北部に位置する KESK 優勢の 5 つの選挙区でも、KESK との得票差が、10%ポイント程度にまで縮まり^[238]、都市中心部のよ

[235] 原文は「Kaikkien terveydenhuoltoon liittyvien poliittisten ratkaisujen tulee mielestämme olla sellaisia, että ihmisten sairauksilla ei voida tehdä pelkkää bisnestä.」(Perussuomalaiset 2008: 7)。

[236] 原文は「Nykyinen kehitys on omiaan kaventamaan ajatteluamme ja tulevaisuuden näkymiämme, ja keskittämään pääomia ja valtaa suuryrityksille sekä suursijoittajille ja muille raharikkaille.」(Perussuomalaiset 2008: 18)。

[237] https://www.stat.fi/til/kvaa/2008/kvaa_2008_2008-10-27_kat_002_en.html (2021.08.30 確認)。

[238] 2 つの SSDP 優勢区はキュメンラークソ県 (SSDP 23.49% vs. PS 25.27%) とパイヤト＝ハメ県 (SSDP 22.22% vs. PS 22.86%) である。また、5 つの KESK 優勢区はカインヌー県 (票差 8.73%)、中央スオミ県 (票差 3.78%)、ラッピ県 (票差 11.77%)、北カル

うな、一般に左派政党が優位の選挙区にも PS が一段と深く侵入したことで、全国で前回のほぼ 5 倍の得票率 (4.05%→19.04%) と 8 倍の議席数 (5→39) を確保した。これは投票総数と総議席数の約 5 分の 1 を獲得したことを意味し、PS は今回の総選挙における唯一の勝者として第 3 大政党へと飛躍することになった (Arter 2011: 1284; Jungar 2016: 123)。こうした PS の戦績は、西欧諸国の過去 20 年間のあらゆる総選挙の中でも最も驚くべき大勝利の 1 つに数えられるものである (Westinen 2014: 131)。

ヨーロッパ全体の景気後退や、フィンランドの政治腐敗スキャンダルによる有権者の憤怒と不信感の高まり、そして党首ソイニの現実主義的で機敏かつ陽気な人柄とカリスマ的リーダーシップも、PS の支持拡大にある程度貢献したとされている。特にソイニがユーロに関するレファレンダムと命名した 2011 年の総選挙だからこそ、ユーロ圏の救済措置に対する PS の反対は、同党の大躍進を加速したのである (Arter 2011: 1285; Westinen 2014: 142; Jungar 2016 128; Widfeldt 2018a: 15)。

だが、PS は、決して反 EU のみを掲げる単一争点政党ではなく、左翼的な社会経済的主張を維持しながら、政治文化的には反移民・反難民、反 EU、反ユーロ、ナショナリズムならびに反エスタブリッシュメント／ポピュリズム的な言説・姿勢を強化する (Westinen 2014: 140; Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 93, 97-98; Jungar 2016: 120) 左翼権威主義政党であった。こうした左翼権威主義政党の定型化こそ、PS の大躍進を可能にした、より根本的な原因であった^[239]。

2011 年の PS の総選挙マニフェスト『フィンランド人にぴったりー2011 年総選挙のための真のフィンランド人の選挙マニフェスト』(Suomalaiselle sopivin - Perussuomalaiset r.p:n eduskuntavaaliohjelma 2011) (Perussuomalaiset 2011a) は 68 頁があり、13 の大項目と 79 の小項目の他に、1 つの独立した農業プログラムから構成される膨大なものである。それ以外に、Perussuomalaiset (2011a) から「税」(Verot)、「削減」(Leikkaukset) と「構造改革」(Rakenteelliset Uudistukset) という 3 主題の要点を抽出して作成された『選挙プログラムの概要』(Yhteenveto vaaliohjelmasta) (Perussuomalaiset 2011c)、Perussuomalaiset (2011a) のフィンランド語と英語 (Perussuomalaiset 2011b) の簡略版という、3 つの補足資料が存在する。

Perussuomalaiset (2011a) の 13 の大項目とは、**【①】**「真のフィンランド人ーフィンランド人に一番ぴったり！」(Perussuomalaiset - suomalaiselle sopivin!)、**【②】**「フィンランドの文化のためにー真のフィンランド人の文化政策」(Suomalaisen kulttuurin puolesta

ヤラ県 (票差 3.05%)、北サヴォ県 (票差 4.57%) である

(https://o.nsd.no/european_election_database/country/finland/) (2021.09.12 確認)。

[239] これとは対照的に、SKL の後身である「キリスト教民主党」(KD: Kristillisdemokraatit) は経済的争点を無視し、社会問題を偏って取り上げた結果、第 6 党 (4.9% の得票、3.5% の議席) から国会内最小党の第 8 党 (4.0% の得票、3% の議席) に転落した (Arter 2011: 1293)。

- Perussuomalaisten kulttuuripolitiikka)、【③—④】「北欧型の福祉国家のために—真のフィンランド人の社会・医療政策」(Pohjoismaisen hyvinvointivaltion puolesta - Perussuomalaisten sosiaali- ja terveystalitiikka)、【⑤】「フィンランドの未来は子供と若者にある—真のフィンランド人の教育政策」(Suomen tulevaisuus on lapsissa ja nuorissa - Perussuomalaisten koulutuspolitiikka)、【⑥】「強い自治体—真のフィンランド人の自治体政策」(Vahva peruskunta - Perussuomalaisten kuntapolitiikka)、【⑦】「EUがあるところには問題がある—真のフィンランド人のEU政策」(Missä EU, siellä ongelma - Perussuomalaisten EU-politiikka)、【⑧】「真のフィンランド人の外交と安全保障政策」(Perussuomalaisten ulko- ja turvallisuuspolitiikka)、【⑨】「真のフィンランド人はより良い移民政策を」(Perussuomalaiset paremman maahanmuuttopolitiikan puolesta)、【⑩】「支払い能力に応じた税金—真のフィンランド人の租税政策」(Verot maksukyvyn mukaan - Perussuomalaisten veropolitiikka)、【⑪】「フィンランド人の仕事と企業は第一—真のフィンランド人のビジネス政策」(Ensin suomalainen työ ja yrittäminen - Perussuomalaisten elinkeinopolitiikka)、【⑫】「多様化する国内エネルギー—真のフィンランド人のエネルギー政策」(Monipuolisesti kotimaista energiaa - Perussuomalaisten energiapolitiikka)、【⑬】「正義は実行されなければならない—真のフィンランド人の法政策」(Oikeuden on toteuduttava - Perussuomalaisten oikeuspolitiikka) である。

この13の大項目のほとんどは、大体、5つの主題に分類されうる。すなわち、政治文化的次元に関わる(1)民主主義、(2)EU・NATO・ユーロ、(3)移民・難民とエスニック・マイノリティと、社会経済的次元に関わる(4)北欧型の福祉国家、(5)税と経済である。

まず、1番目の主題について、**Perussuomalaiset (2011a)** は、PSが掲げる責任のあるポピュリズムや貧困者のためのポピュリズムの具体像をより明確に示した。

Perussuomalaiset (2011a) によれば、ヨーロッパ福祉国家の危機は、無責任な政治的リーダーシップの結果であるが、フィンランド社会がよりエリート主義的で不平等な方向へ向かいつつあることに鑑み、エリート主義や官僚主義的な民主主義に対して、政策立案者に答責性を持たせる「ポピュリズムや大衆的な民主主義」(populistista eli kansan suosioon perustuvaa demokratiakäsitystä) (【(1.3) (1.4)】)、「諮問的レファレンダム」(neuvo-antavien kansanäänestysten) や「国民発議」(kansanaloitteisiin) のような直接民主主義的な手段が重要である (【(6.5) (8.3)】)。

このことに関連して、PSは、「デモクラティア」(demokratia)の変異型の1つとして「人民による統治」という意味合いをもつ「kansanvaltaa」の概念を提起した。フィンランド語において kansa は人民とネイションの両方の意味を表しうるため、kansanvaltaa は、ネイションによる統治という意味合いを持つ「ナショナリズム的なポピュリスト民主主義」(Nationalist Populist Democracy) と英訳するのが正確である。いずれにしても、PSにとってナショナリズムは真のデモクラシーの構成要件であり (**Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 94**)、ナショナリズム的なポピュリスト民主主義は、従来のデモクラティアより望ま

しいことになる 【(1.1)】。

2 番目の主題については、PS は、従来通りに NATO への加盟または欧州共同安全保障防衛への参画を拒否した 【(8.4)】。また、PS は、現実政治の中の EU の機能不全に対して、自らが「EU 批判政党」(EU-kriittinen puolue) であると宣言し、kansanvaltaa の理念からすれば、それと相性悪いエリート主義的、官僚的、超国家的かつ非民主的な EU に対して、自らが「反 EU 政党」(EU-vastainen puolue) でもある 【(7.1)】【(7.8)】 ように、初めて明確に自己規定した。そして、PS は、フィンランドが、資本によって操られている無秩序な市場経済と政策立案の中央集権化を進める EU や、《ギリシャなどの》ルール違反者を温存する「欧州連合の経済通貨統合」(EMU: Economic and Monetary Union of the European Union) が崩壊する前に、これらの 2 つの組織から離脱すべき 【(7.3)】 であると考えていた。そこで、2 億ユーロの EU への拠出金を削減する (Perussuomalaiset 2011c: 3) よう主張した。

要するに、大項目 【⑦】 のタイトル「EU があるところには問題がある」に示されるように、PS にとっては EU (そしてユーロ) が諸悪の根源といっても過言ではないから、「より良い EU ことより少ない EU」(EU:ta eli vähemmän EU:ta) というスローガンを掲げたのである。

3 番目の主題である「フィンランド性／フィンランドらしさ」(suomalaisuuden)、「愛国主義」(isänmaallisuus) は、Perussuomalaiset (2011a) におけるキーワード 【②】【(7.5)】 である。PS の党名からしても、PS は民族／ネーション／エスニシティを本質主義的に捉える傾向がある 【脚注 16】。実際に、Perussuomalaiset (2011a) によれば、「我が党名に示されているように、PS の政策主張はフィンランドの歴史と文化に基づいたものである。唯一かつ排他的な《フィンランド》ネーションは、他のネーションとは別に、独自の国家を建設」^[240] することで、PS は「スープラナショナリズム」(ylikansallisuutta) に反対し、「ナショナリズム」(kansallismielisyys) 【(1.5)】、より厳密に言えば、民族的多元主義という信条を信奉する 【脚注 7】を参照。こうした信条の下で、Perussuomalaiset (2011a) は、引き続き EU 主導下の汎ヨーロッパ的な移民・難民政策を拒絶し 【(8.6)】、廉価な外国人未熟練労働力の受け入れに反対する 【(9)】。

加えて、国営放送での外国系娯楽番組やスウェーデン語番組の数の減少と放送時間の短縮 【(2.2)】、学校でのスウェーデン語科目の非必修化 【(5.1)】、非 EU 圏・非「欧州経済領域」(EEA: European Economic Area) 圏出身の留学生からしか学費を徴収しないこと 【(5.3)】、外国人の土地所有権の制限 【(8.6)】、社会福祉受給のためのフィンランド語習得および「統合計画」(järjestelmät kotouttamiseen) への参加の義務化 【(9.1)】、

[240] 原文は「Jo puolueemme nimi Perussuomalaiset kertoo, että politiikkamme perustuu Suomen historiaan ja suomalaiseen kulttuuriin...joka merkitsee sitä, että vain ja yksinomaan kansalla, joka muodostaa oman, muista kansoista erillisen kansakunnan...」(Perussuomalaiset 2011a: 7)。

いわゆる「ダブリン規則」^[241] (Dublin-tapaukset) モデルの促進と執行の迅速化、とりわけ庇護申請者をギリシャ、イタリアまたはスペインのような難民が最初に到達した国へと送還すべきであること **(【(9.2)】)**、収入サポート、住宅サポートのような移民・難民への援助の停止 **(【(9.2)】【(9.4)】)**、移民・難民の家族再会の申請手続きの厳格化、なかでも DNA 鑑定または生物学的鑑定を通じた親子関係の確認の必須化 **(【(9.5)】)**、ネイティブ・フィンランド人、エスニック・マイノリティならびに外国人の間の刑法、公法またはヘイトクライム法の適用の公平化と無罪推定原則の堅持 **(【(13.3)】【(13.5)】)**、フィンランド国内におけるシャリーア法の絶対禁止 **(【(13.7)】)** なども訴えられている。総じて、以上のように、2011 年時点における移民・難民とエスニック・マイノリティ問題に関する PS の立場は、2007 年に比べて一層厳しくなった。一方、こうした PS の立場の変化は、過激な反移民的観点を持つ元ブロガー、ユッシ・ハッラ＝アホ (Jussi Halla-aho) に率いられる党内右派の勢力増大がもたらした結果であり、2017 年の党分裂の火種も残したと思われた (Ylä-Anttila & Ylä-Anttila 2015: 92, 96-97, 100; Widfeldt 2018a: 4, 8, 16)。

さらに、従来の包括性・公平性・平等性に加えて、今次の選挙マニフェストにおいて、社会経済的次元に関する 4 番目と 5 番目の主題を貫通する新しいキーワードは、「連帯」 (solidaarisuus/yhteisvastuu) であった。福祉国家については、**Perussuomalaiset (2011a)** は、あらゆるフィンランド国民に社会・健康サービスを平等に提供できること^[242]、国家が究極的に国民一人一人の尊厳ある生活を保障する役割を果たすこと^[243]、伝統的な北欧型の普遍主義的な福祉国家モデルを擁護することを再三再四強調する。

Perussuomalaiset (2011a) によれば、社会福祉の出発点は、「ネイション」 (kansaa) を一致団結させることでなければならない。したがって、PS の典型的なクライアントである、最も不利な経済的立場にある社会的弱者、すなわち失業者 (なかでも若年失業者)・貧困な子育て世代・高齢者・年金受給者・退役軍人・障害者・低所得層 (なかでも最貧困層) の生計により多くの関心が寄せられるべきであり、市民間の相互連帯、そして包括的で「共同体意識」 (yhteisöllisyyttä) を涵養する社会・公共医療サービスが必要である **(【(3.1)】)**。

[241] デンマークを除いた EU 加盟国と、スイスなどのいくつかの非加盟国の中、どの国が難民の庇護申請手続きに対する審査の責任と義務を負うのかを規定する「ダブリン第二規則」 (Dublin II Regulation, 2003-2013) によれば、庇護申請の提出先という申請地国は、責任国と考える他国に当該申請を審査するよう要求し、申請者を責任国へ強制送還することができる。その後、庇護申請者の人権をより良く確保するために、2013 年にダブリン第二規則が改訂され、ダブリン第三規則は発効した。詳しくは、江利川 (2018) を参照されたい。

[242] 原文は「Perussuomalaiset kannattavat perinteistä pohjoismaista hyvinvointivaltiomallia, jossa sosiaali- ja terveysturvalliset palvelut turvataan yhdenvertaisesti kaikille Suomen kansalaisille.」 (**Perussuomalaiset 2011a: 11**)。

[243] 原文は「Perussuomalaisien mielestä Suomen tulee jatkaa perinteisellä pohjoismaisella hyvinvointipolitiikalla, jossa valtiolta viime kädessä turvaa jokaiselle kansalaiselleen ihmisarvoisen elämän.」 (**Perussuomalaiset 2011a: 39**)。

PS は、補完的役割しか持たない民間部門に社会・健康サービスを大幅に委託してはならないこと、最終的目標として、利益創出ではない公共部門の発展にこそ力を入れるべきことを、以前から一貫して主張してきた。加えて、PS は、公共事業における、発注と交付の人工的切断、すなわち「契約者—生産者モデル」(tilaaja-tuottaja mallia) を、包括性の原則に反するとして拒絶した (【(3.2)】)。

Perussuomalaiset (2011a) からすれば、公共医療サービスの費用は抑制すべきであるどころか、とりわけプライマリ・ケアをめぐる国民の負担はさらに軽減される必要がある。そこで、PS は、「第三セクター」(kolmatta sektoria) への支援や、ひいてはカジノ業からの税金をもって社会福祉・保健組織を補助するなど、あらゆる手段を講じてフィンランドの社会・健康サービス領域における「過度な市場志向」(yltiömarkkinavetoisen suunnan) を逆転させようとし (【(3.2)】)、「資力調査」(tarveharkintaisuuden) や「市場中心主義」(markkinakeskeisyyden)、予算枠をもとにした現政府の社会支出 (なかでも高齢者介護 (【(3.4)】)、障害者支援 (【(3.7)】)、年金 (【(4.3)】)) の削減に代わり、同党が北欧型の福祉国家を持続可能なものにするための「十分な顧客志向のサービス」(riittävän asiakaslähtöiset palvelut) の確保 (【(3.3)】) と、福祉の格差の拡大を阻むための富の再分配 (【(4)】) を追求していると宣伝した。

こうしたことを反映して、**Perussuomalaiset (2011a)** はフィンランド福祉国家の社会・健康サービスの新しい改善策として、年金受給者の医療無償化、それ以外の人々の医療費負担の上限 (年間 700 ユーロ) の設定 (【(3.2)】)、障害者対象の自動車購入補助 (【(3.7)】)、消費者物価指数と連動する生活保護 (【(4)】) と児童手当の水準 (【(4)】)、他の社会給付の受給を妨げない月額 685 ユーロの保証付き年金 (【(4.3)】) の他、高所得家庭の児童手当の減額 (**Perussuomalaiset 2011b: 3**) なども挙げる。

福祉国家政策と関連するものとして、**Perussuomalaiset (2011a)** の 5 番目の主題である税と経済政策は、政府財政の不必要な負担の軽減や用途変更以外にも、課税基盤の拡大を特徴とする。PS は、連帯を促進するために、社会正義と応能負担原則に基づく税制を要求し、富裕層への減税に反対するどころか、すでに主要政党によって廃止された富裕税の復活を強く訴え続けてきた。また、当面の金融危機による損失は、「普通のフィンランド人」(tavallisten suomalaisten) ではなく、大企業と金融資本によって補償されるべきである (【(10.1)】) がゆえに、「黄金の卵を産むガチョウを殺さない」ことを前提にして、成功した企業への課税をさらに強化すべきである (**Perussuomalaiset 2011b: 7**) ことも主張されている。

結局、具体的な方策として、**Perussuomalaiset (2011a)** は、2 億ユーロの大企業への「補助金」(yrittystuet) と同額の「開発援助金」(kehitysapu) の削減 (**Perussuomalaiset 2011b: 6-7, 2011c: 3**) などを通じて、政府の財政赤字を縮小することや、政府の予算をより有意義に利用することを提言する一方、個人または財団・社団法人の資本所得税率の 28% から 30% への引き上げ、新たな国税「為替および証券取引税」(valuutanvaihto- ja pörssiveron)

や「銀行または信用機関にかかる税金」(pankki- ja luottolaitosveron kaltaisia) の創設 (【10.2】【10.3】)、価格が高騰する土地、遊休土地あるいは商業施設の遊休立地への課税強化 (【10.6】)、税収増加のための「灰色経済」(harmaa talous) の根絶 (【11.6】)、「配当税」(osinkovero) 増額の手段としての企業の「非課税控除額」(vähennyskelpoinen) の引き下げ (Perussuomalaiset 2011b: 7)、「給与税」(palkkaverot) (Perussuomalaiset 2011c: 1)・「法人税」(yhteisövero) (【10.4】)・「相続税」(perintöverot) (【10.6】) の減税への反対をも新たに表明した。

しかしながら、PS は、もっぱら増税や反減税のみを訴えるわけではなく、雇用創出のための労働集約型中小企業向けの減免税措置 (【11.7】) を提言し、フィンランド福祉国家の根幹を揺るがしかねないような課税の軽減も声高に主張する。例えば、**Perussuomalaiset (2011a)** は、現政府の「グリーンエネルギー税」(vihreä energiaverot)、「固定価格買取制度」(syöttötariffit)、発展途上国のための「気候変動対策費」(ilmastomaksut) と「先進国の良心基金」(teollisuusmaiden omantunnon rahasto) (【11.1】) といった、「環境税」(ympäristövero) (【11.9】) の減額と産業廃棄物排出制限の緩和 (【11.3】【11.4】) を掲げている。これらの環境政策と環境税が中低所得層の負担を増やし、工業、中小企業ならびに交通運輸にも多大なコストをかけ、生産の削減や経済成長の減速や失業率の上昇を引き起こすことによって、結果的にフィンランド福祉国家の動力源を毀損してしまう (【10】～【11】) と考えているからである。

概して言えば、PS にとって、「減税は公共部門の収入を減らし、原則として国民の残余所得の増加をもたらした結果、企業からの賃金切り下げの要求につながる可能性があるから、フィンランドの経済問題に減税による公共部門の破壊や賃金切り下げで取り組んではいけない」^[244] (【10.7】) となる。また、PS の生産主義的な観点からすれば、「フィンランド産業の生産性を向上させる必要がある。さもなければ、我が福祉社会の財政基盤は崩壊し、こうした大損失はいわゆるグリーン成長によって補われない」^[245] (【11.2】) ことにもなる。

上記の5つの主題に関連しないものとして、**Perussuomalaiset (2011a)** には、同性婚や同性カップルの養子縁組への反対 (【4.1】)、軽犯罪ひいては計画犯罪の厳罰化 (Perussuomalaiset 2011b: 8)、執行猶予と保釈制度の見直し (【13.1】) といった急進右

[244] 原文は「Veronalennusten seurauksena julkisen sektorin tulot pienenevät ja kansalaisten käteen jäävät tulot periaatteessa kasvavat, minkä seurauksena taas elinkeinoelämä saattaa vaatia palkkojen alentamista. Perussuomalaisten mielestä Euroopan talousongelmia ei pidä lähteä hoitamaan julkista sektoria romuttamalla eikä palkkoja alentamalla.」(**Perussuomalaiset 2011a: 47**)。

[245] 原文は「Teollisuutemme toimintaedellytyksiä on vahvistettava. Mikäli näin ei tehdä, nykyisenkaltaisen hyvinvointiyhteiskuntamme rahoitus pohja murenee, eikä sitä pystytä paikkaamaan ns. vihreällä kasvulla」(**Perussuomalaiset 2011a: 48**)。

翼政党の典型的な政策主張も盛り込まれている。

Perussuomalaiset (2011a) によれば、PS は、「誠実さ、公正さ、人間性、平等、仕事と起業家精神の尊重および精神的成長を行動原理とし」^[246] **【(1.1)】**、「右翼のマネー・パワーも、左翼のシステム・パワーも信じない、ナショナリストとキリスト教社会主義政党である」^[247] **【(1.2)】**。そして、PS は、自党が「価値観に基づいた政策を追求する、しかも《ハード》社会主義という 1 つの極端から、ハード資本主義というもう 1 つの極端へと移行したような《かつての》東欧諸国が歩んだ道を避けるために、わが国の《社会福祉》サービスおよび意思決定システムへ新しいアプローチを提示できる、利益団体の政党ではなく、価値観の政党である」^[248] **【(6.4)】** と規定した。

上述の PS の自己規定は、フィンランド政治の専門家デイビット・アーター (David Arter) によっても確認されている。彼によれば、国家 vs. 市場というフィンランド国内政治の主要対立軸上において左に位置する点で、PS は、キリスト教民主主義政党に比較的に接近しており、時には「中道左派ポピュリスト政党」(Centre-Left Populist Party) として認識される場合があるので、PS を「社会主義ではなく、キリスト教社会主義的」(Christian social, not socialist) な政党と定義した方が良い。実際に、議会内の PS 議員の座席は、常に左翼権威主義的傾向をもつ KESK **【脚注 53】** の左側に配置されていた (**Arter 2010: 496**)。ソイニは、PS を社会主義なき「労働者政党」(**Arter 2012: 820**) と呼んだ。そして、2011 年総選挙の前に、フィンランドの最も重要な新聞紙『ヘルシンキ新聞』(Helsingin Sanomat) が実施した候補者アンケートの結果によれば、PS と SSDP の候補者の回答は、全政党の中でも最も近いことが分かる (**【脚注 167】**)。

そうした特徴は、2011 年の総選挙における PS の得票のプロレタリアート化から見ても窺える。ユッシ・ウェスティネン (Jussi Westinen) によれば、PS の選挙支持の地理的分布は極めて均等であったが、その得票に影響を及ぼしうるマクロレベルの社会構造的な要素に関する実証分析では、人口密度、外国人・移民・難民の割合、失業率、反 EU 感情と比べて、スウェーデン語使用者の割合と、建設業・産業労働者の割合という 2 つの要素しか高い統計的有意性がない。つまり、ある地域でのスウェーデン語使用者の割合が低いほど、ま

[246] 原文は「Perussuomalaisten toiminnan perustana ovat rehellisyys, oikeudenmukaisuus, inhimillisyys, tasa-arvo, työn ja yrittämisen kunnioittaminen sekä henkinen kasvu.」(**Perussuomalaiset 2011a: 6**)。

[247] 原文は「Perussuomalaiset on kansallismielinen ja kristillissosiaalinen puolue. Emme usko oikeistolaiseen rahavaltaan emmekä vasemmistolaiseen järjestelmävaltaan.」(**Perussuomalaiset 2011a: 6**)。

[248] 原文は「Tarvitaan arvopohjaista politiikkaa...Tällaisen tien päässä hämöttää itä-blokin maiden kohtalo, jossa yhdestä ääripäästä eli sosialismista siirryttiin suoraan kovaan kapitalismiin...Lopputulemana voidaan todeta, että niin palvelu- kuin päätöksentekojärjestelmässämme tarvitaan aivan uudenlaista otetta...Perussuomalaiset ei ole eturyhmäpuolue, vaan arvopuolue...」(**Perussuomalaiset 2011a: 31**)。

た、建設業・産業労働者の割合が高いほど、この地域における PS の得票は多い。

実際に、PS とその党首ソイニは、自党を「ごく平凡な人」(average-Joe) に表現されるブルーカラー労働者の政党として紹介することに熱心であった。これにより、PS は、36%の得票率で SSDP を越え、建設業労働者の中では最も人気のある政党となり、産業労働者の中でも SSDP の人気に比肩する存在となった。また、2010 年代初頭の PS の典型的な支持者は、南部の大都市・産業地域に住み、35 歳～49 歳の職業訓練を受けたことのある熟練労働者で、主として SSDP から支持政党を乗り換えた者であったとされている (Arter 2012: 816-817)。加うるに、ある地域の失業率の高低は、当該地域における PS の得票にそれほど影響を与えなかったかもしれないが、全国における PS の得票のほぼ 3 分の 1 が、失業者もしくは過去数年間に失業した経験のある者であった (Betz & Meret 2013: 109; Westinen 2014)。

すでに 2 つの優勢区で PS に敗れた SSDP は、4 つの伝統的な赤い選挙区で辛うじて第一党の地位を維持したが、その得票率は平均 4.5%ポイント下落した。これとは対照的に、一部の SSDP に背を向けた労働者階級の支持を吸収した PS の得票は、これら 4 つの選挙区において逆に平均 18.8%ポイント上昇した (Arter 2011: 1293)。労働者階級と農民のそれぞれの利益を代弁するはずの SSDP と KESK の能力低下に対して、PS は「分配主義」(distributionism) と国家統制主義を掲げることにより、これらの社会階層に属する多くの人々の心を掴んだ。また、政治文化的次元においてより急進的な PS は、同じ右翼／保守陣営の「国民連合党」(Kok) (【脚注 27】を参照) や KESK も震撼させることになった^[249]。

PS が全面的開花を迎えた 2011 年に、KESK (15.8%の得票、17.5%の議席) は 1917 年以来最悪の、そして SSDP (19.1%の得票、21%の議席) は 1906 年以来の最悪の戦績を記録した。さらに、得票率 (20.4%) と議席率 (22%) で第 1 党の地位を奪った Kok さえも、2007 年に比べて、それぞれ 1.9%ポイントと 3%ポイント (-6) の減少となった (Arter 2011: 1292; Westinen 2014: 142)。

以上のような残念な結果を受けて、「労働者保守主義」(Working-Class Conservatism) に染まった Kok は、当初は同じ労働者政党の SSDP と PS との 3 党連立を模索し、連立が成立した暁には PS に 6 つの閣僚ポストも割り振る予定にしていた。ところが、PS 党内には閣僚適任者が不足しており^[250]、財務大臣のポストが配分されないことや、とりわけギリシャとポルトガルへの救済計画を受け入れ難いとしたことで、最終的に政権参画を断念することになった (Arter 2015: 1346; Jungar 2016: 113, 130; Widfeldt 2018a: 15, n. 40)。KESK と PS を除いた 6 つの政党による史上最大の虹連合は、こうした紆余曲折の末に、「敗者による政府」(Government of Losers) と揶揄されながらが成立したのである。

[249] SSDP、KESK、Kok の 3 つの主要政党を除き、VIHR から PS へ転籍する議員もいた。その中、元欧州議会議員、2011 年～2014 年に PS の院内幹事長を務めていたピルコ・ルオホーネン＝レルナー (Pirkko Ruohonen-Lerner) の知名度は最も高い (Arter 2012: 818-819)。

[250] 2011 年から顕在化した PS 議員のレイシズムやホモフォビア的な言動と、それらの言動が PS に与えた政治的影響について、Arter (2012: 822, n. 6) を参照されたい。

しかし一方では、在野の立場を堅持した党首ソイニの狡猾さが直ぐに証明された。2ヵ月後の世論調査では、PS が、21.2%の支持率を誇る、フィンランド第1の人気政党になっていた (Arter 2011)。2012年1月22日に行われた大統領選挙において、出馬2度目となるソイニは、2006年の大統領選挙と同じく第1回投票で敗退したとはいえ、前回から票を倍増(103368票→287571票)させ、5.97%ポイント増の得票率9.4%でSSDPの候補者(205111票、6.7%)を上回り、得票順位を前回の第5位から第4位に上げた。同年10月下旬の地方選挙においても、PSは6.95%ポイント増の12.34%の得票と、752増の1195議席で大きく躍進し、第9党(1996年)、第8党(2000年と2004年)、第6党(2008年)から第4党の位置につけるまでに順調な成長を見せた。さらに、2014年の欧州議会選挙では、PSは勢いに乗じて3.08%ポイント増の得票率12.87%を奪い、再びSSDPを退けて、今度はKokとKESKに次ぐ第3党の地位を手に入れることができた。

このように、破竹の勢いで連戦連勝を重ねるPSにも、ようやく政権参画の時機が訪れた。PSが左翼権威主義的な政党である以上は、中道左派連立か中道右派連立のいずれに参加することも可能である。他方で、PSは、左右両翼の主流大政党にとっても「中位立法者」(median legislator)となり、「政策実行可能な連合」(Policy-Viable Coalition)の形成の鍵を握る (Laver & Schofield 1992: 111)。

アン＝カトリーヌ・ユンガー (Ann-Cathrine Jungar)によれば、社会経済的次元におけるPSの政策位置はSSDPとKESKに最も接近していたが、政治文化的次元ではPSとKESKは類似の立場を取っていた。実のところ、ソイニも総選挙を目の前にして、PSとSSDPとKESKとの3党連立政権の成立が望ましいとする願望を表明した。というのは、純粋な中道右派連立政権に比べて、こうした連立政権の下でのみ、PSは自分自身の社会経済的政策主張に関して妥協せずに済むからである (Jungar 2016: 132, 138-139)。

一方、2015年の総選挙の結果は、フィンランド社会民主主義の衰退の加速を示すものであった。SSDPは16.51% (-2.59%)の得票と17% (34, -8)の議席しか得られず、第2党から第4党へ転落した。このことにより、戦後以来のフィンランドにおける社会民主主義のヘゲモニーは終結した。これに対して、PSは、引き続きSSDPから多くの男性ブルーカラー労働者の票を奪取し、17.65%の得票と19% (38)の議席でSSDPに取って代わって第2党へと躍進した (Arter 2015)。この選挙結果を受けて、「組閣担当者」(formateur)の任に当たった第1党のKESKは、連立相手としてPSと第3党のKokを選び、PSは初の政権参画を果たすことになる。

以上の考察から見れば、2010年代初頭のPSは、政治文化的次元においてフィンランド性／フィンランドらしさに代表されるような、移民排斥主義／自民族中心主義を強調し、愛国主義・(エスノ・)ナショナリズム、反移民・反難民、反EU・ユーロならびに反エスタブリッシュメント・エリートの旗を掲げ、伝統主義という、伝統的な家族観または「小企業—小農生産モデル」(small-firm-small-farm model)に根ざしたキリスト教社会の権威と正統性を擁護していた。

それと同時に、PS は、社会経済的次元において左派的、少なくとも中道左派的な経済政策を主張していた。とりわけ責任のあるポピュリズムや貧困者のためのポピュリズムという社会的ポピュリズム的な主張が示すように、PS は、「護民官政党」であると自負し、福祉排外主義的でありながら、包括性と公平性の理念に基づいた北欧型の普遍主義的な福祉国家の防衛に加え、貧困への抵抗、階層格差の是正、富の再分配、課税正義などを通じて国民の間の平等性と連帯を実現することを訴えていた (Arter 2010: 494-497, 2012: 815, 820)。

要するに、定型化した左翼権威主義が PS の成功の土台を築いたのであり、PS の主流化／与党化にも大きく貢献を与えたと言えるだろう。

7.4.4 「国民戦線」(FN)

DF に追随して左翼的な社会経済的な政策を意識的に推し進めているのが、FN である (Betz & Meret 2013: 120)。また、アレシヤンドレ・アフォンソ (Alexandre Afonso) とライン・レンヴァルド (Line Rennwald) は、FN が急進右翼政党の中で最も顕著に左傾化した政党の 1 つであると考えている (Afonso & Rennwald 2017: 2)。

ポスト産業社会の極右政党の「原型」(prototype)、古い勝利の方程式型急進右翼政党の「理想型」(ideal-type)、ポピュリスト急進右翼政党の模範 (Ignazi 1992, 2003; Kitschelt 1995; Mudde 2007) など、様々に呼ばれた FN は、西欧の急進右翼政党群において最も名高い老舗政党である^[251]。この意味で、FN への考察は、西欧急進右翼政党全体のイデオロギー的な進化を考察する上での拡大鏡の役割を果たす (Mayer 2013: 161)。

FN の最初の選挙マニフェストは、『フランスを防衛する』(Défendre les Français) と題された 1973 年の国民議会選挙向けのものであった。この中では、FN が、移民制限、法と秩序の回復、小さな政府と伝統的な価値観の防衛を擁護し、社会的・国民的・「大衆的」(popular) な新しい右翼であると形容されている。1980 年代に入ってから、FN のイデオロギーにはあまり変化がなく、1984 年に出版された政策文書『フランス第一』(Les Français d'abord) の内容は、「国民ポピュリズム」(national populism)、すなわち移民、なかでもイスラム系移民、コスモポリタニズム、グローバリゼーションなどの外的影響からフランスの国民的アイデンティティを守る、そして内なる敵である腐敗したエリートに濫用された権力を国民に取り戻すことを核とする (Mayer 2018: 620)。

一方、1980 年代半ばまでは、反マルクス主義、反税ポピュリズム、新自由主義が、FN の社会経済的政策主張の基調であった。この点について、ジャン＝マリー・ル・ペンは、ポピュリスト自由市場資本主義を率先して提唱したのが、サッチャーやレーガンではなく、実は FN であると自慢したこともある (Betz & Meret 2013: 114, 117)。前述の『フランス第一』でも、FN は、新自由主義的な立場から国家の介入を強く非難していた。

[251] フランスの FN は MSI を手本にして結成したとされる (Mayer 2018: 617)。FN の他には、1983 年に成立したドイツの REP も一時的に東欧諸国の急進右翼政党にとっての模範生であった (Mudde 2007: 275)。

そして1985年に発表された選挙プログラム『フランスのために—FNのプログラム』(Pour la France: programme du Front national)では、雇用政策への国家介入の拒否、企業による解雇と労使による賃金決定の自由化、パートタイム労働の拡大、労働時間の柔軟化、企業活動の自由化に加え、医療や社会保険の領域での競争原理の導入と民営化、減税や財政支出の削減も打ち出され、FNの新自由主義的な傾向が一層明確であった。

しかし、FNの新自由主義的な政策主張は、その強度が1980年代半ば頃に頂点に達した後には、独自の第三の道である社会的右翼・社会的ポピュリズム (**【脚注170】**) 路線によって取って代わられた。FNは、治安と移民に次ぐ第3の柱として、経済的な争点を重んじ (**Mudde 2007: 133**)、とりわけ国による市場への規制強化、社会保障と公共サービスの拡充、所得再分配と購買力の増加を訴える「経済的平等主義」(economic egalitarianism)と、反グローバル化やユーロ圏からの脱退に象徴される経済的ナショナリズムという2つの側面を強調する。こうして、FNは、結党以来の自由貿易と自由放任主義への支持を徐々に放棄し、「国民保護主義」(national protectionism)あるいは「国民優先」(préférence nationale)を社会経済的な政策の基軸として、社会主義とナショナリズムとを融合させる左傾化のプロセスを進めてきた。

この一連の動きは、FNの選挙プログラムにおける言説上の特徴からも明白である。例えば、1993年国民議会選挙に向けた400頁を超える冊子『フランスの復興に向けた300の方策：国民戦線、政府のプログラム』(300 Mesures pour la renaissance de la France: Front National, programme de gouvernement)では、「社会主義ではなく、社会的」(le social, ce n'est pas le socialisme)というスローガンが掲げられ、市場重視から国民の利益擁護に焦点を移し、障害者対策、最低賃金の保証、低賃金の改善といった、社会的色彩が濃厚な社会保障と福祉政策が提起されている (**畑山 2018a: 44-45**)。

続いて、1997年国民議会選挙に向けて発表された選挙プログラム『大変革：国民戦線のプログラム』(Le grand changement: programme du Front National)では、FNが提示した左翼的な社会経済政策と右翼的な社会経済的な政策の比例はほぼ1:1であった。このことも、当時におけるFNの社会経済的な立場の中道化を傍証している (**Ivaldi 2015: 10**)。

こうした特徴は、総計435頁の2001年出版の選挙プログラム『フランスの未来のために—FNの政府プログラム』(Pour un avenir français: le programme de gouvernement du Front National) (**FN 2001**)にも顕著である。**FN (2001)**は、**【①】**「自由フランスにしよう！」(Libérons la France)、**【②】**「主権」(Souveraineté)、**【③】**「安全」(Sécurité)、**【④】**「繁栄」(Prosperité)、**【⑤】**「友愛」(Fraternité)と**【⑥】**「自由」(Liberté)の6つの大項目をみ、政治・経済・社会・文化・環境など、多領域にわたる非常に包括的なものである。

FN (2001)では、社会党と社会主義、労働組合、「緑の党」(LV: Les Verts)、マルクス主義、共産主義、コスモポリタリズムといった左翼的・リベタリアニズム的要素が頻繁に取り上げられて強い非難にさらされた。また、社会政策縮減と緊縮財政を通じて公共支出を年間750億フラン削減することや、政府の「社会経済的介入主義」(l'interventionnisme socio-

économique) と「財政主義」(fiscalisme) に終止符を打つことや、所得税を段階的に廃止することや、さらには「中小企業」(PME/PMI: Petites et Moyennes Entreprises/Industries) 向けの大規模減税も打ち出される (【④】)。

とはいえ、FN (2001) では、《国民優先を前提として、》育児に専念する親に給付される最低賃金の 1.5 倍相当の「親の教育所得」(Revenu parental d' éducation) の導入、家族向け住宅ローンの創設と一定期間中の金利の政府負担、育児費用の 3 分の 2 をカバーできるように家族手当を引き上げること、義務教育を受ける子供への「学校小切手」(chèque scolaire) の導入 (【①】)、国家規制による「合理的な貿易保護主義」(protectionnisme raisonné)、家族農場への公的奨励金の給付、農業年金を他の年金と平準化すること (【④】)、失業の根絶と労働市場の保護、従業員の直接賃金の引き上げ、全フランス人にまともな最低賃金と最低年金を保証すること、《社会扶助制度の中心であった》「社会参入最低所得手当」^[252] (RMI: Revenu Minimum d' Insertion) をアップグレードする「国民連帯手当」(ASN: Allocation de Solidarité Nationale) の導入、障害者利益の確保 (【⑤】) など、公共支出の増加と国家介入の拡大と関連する主張も掲げられる。

要するに、FN (2001) は、急進右翼政党が意図的な位置的模糊戦略 (Rovny 2013; Reiljan et al. 2020: 661; Rovny & Polk 2020) を取ることによって、中道的な社会経済政策を提示したり、矛盾するかのように見える社会経済政策を提示したりする事例の典型である。

2002 年の大統領選挙では、4 度目に立候補したジャン＝マリー・ル・ペンが、第 1 回投票で 16.86% の得票をもって PS の候補リオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) (16.18%) を僅差で退け、中道右派の「共和国連合」(RPR: Rassemblement pour la République) のジャック・シラク (Jacques Chirac) と共に決選投票に臨むことが決まった。選挙地震とも言える第 1 回投票の結果を受けた左右両陣営の主流政党はやむを得ず手を組み、FN 大統領の誕生という未曾有の事態を阻止しようとした。また、メーデーにはフランス全土で 100 万人以上の市民が街に出て大規模の反ル・ペンデモを行った^[253] が、それでも第 2 回投票でのジャン＝マリー・ル・ペンの得票は 72 万票も増えて 17.79% に達した。

もっとも、2002 年の大統領選挙での FN の成績は一時的なものに過ぎなかった。2004 年の欧州議会選挙 (1999: 5.7% vs. 2004: 9.8%) を除き、2002 年の総選挙 (1997: 15% vs. 2002: 11.3%)、2007 年の大統領選挙 (1rd: 10.44%、4 番目) と総選挙 (4.3%) の結果に示されるように、FN は着実に衰弱してきた。主流の中道右派政党、とりわけニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 率いる「国民運動連合」(UMP: Union pour un Mouvement Populaire) や、PS (例えば 2007 年に立候補したセゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène Royal)) までもが、

[252] RMI とその改訂版「積極的連帯手当」(RSA: Revenu de Solidarité active) の紹介について https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2011_1/france_01.html (2021.07.12 確認) を参照されたい。

[253] <https://www.nytimes.com/2002/05/02/world/anti-le-pen-protest-draw-a-million-into-streets-in-france.html> (2021.07.13 確認)。

FN の主要な関心である移民・治安ならびに法と秩序問題を吸収・採択する (Downs 2001; Bale et al. 2010) ことに成功したことが、FN の衰弱をもたらした一因であると考えられている (Art 2011: 134; 土倉 2016: 117-118; Ivaldi 2016: 234; Laumond 2020: 59-60)。

一方、FN にとって結党以来の最も悲惨な 1 年であった 2007 年は、ジャン＝マリー・ル・ペン時代の閉幕と共に、彼の末女であるマリーヌ・ル・ペン時代の開幕を告げる転機の 1 年でもあった。マリーヌ・ル・ペンは、1997 年に父親の指名で初めて FN 中央委員会委員となり、自分の身近に集まったポスト 1968 年出生の若手幹部と共に、1998 年に党内改革グループとしての「ル・ペン世代」(Génération Le Pen) を結成し、そのリーダーに就任した。その後、FN が健闘を見せた 2002 年の大統領選挙では、彼女とル・ペン世代が選挙キャンペーンの宣伝役などの中心的な役割を担い、これをきっかけに彼女らは党内基盤を固めた。ジャン＝マリー・ル・ペンの高齢化と威信の低下に加え、副党首のブルーノ・ゴルニッシュ (Bruno Gollunisch) を中心とする古参幹部とル・ペン世代との対立が激化したことで、2000 年代中頃に FN では地方有力者の離党が続出し、党は再び分裂の危機^[254]に直面したが、この時期のマリーヌ・ル・ペンの目線は、フランス北部のエナン＝ボーモン市に注がれていた。パ＝ド＝カレー県第 11 選挙区にあたる同市は、旧炭鉱業の中心地であって「恵まれない有権者」(underprivileged constituencies) の集中する選挙区であり、70 年にわたって社会主義政党的の牙城でもあった。マリーヌ・ル・ペンは、同市を FN の新しい政策方向の実験室へと改造させようとし始めた (畑山 2007: 156-158; Shields 2013: 190-191; Dézé 2017: 565-566; Mayer 2018: 622-623)。実際、2014 年の地方選挙では、FN 所属の市長が選出され、その後のエナン＝ボーモン市は、FN の「旗艦自治体」(flag municipality) となった。

マリーヌ・ル・ペンが FN の新しい政策方向を目指していたことは、同年の選挙プログラムにも徴候が表れている。2007 年の FN の選挙プログラムには、国民議会選挙に向けた FN (2001) の改訂版 (FN 2007a) ^[255] と、同年の大統領選挙のための『ジャン＝マリー・ル・ペンの政府プログラム 2007』(Programme de Gouvernement de Jean-Maire Le Pen 2007) (FN 2007b) の 2 つがあった。改訂版 FN (2007a) は、序言を除き、**【①】**「フランス」(La

[254] FN の初めての深刻な危機は、1998 年 12 月のブルーノ・メグレ (Bruno Mégret) を筆頭とする党内穏健派の大量離党である。メグレは FN の発展の歴史にいて鍵となる人物である。1988 年～1998 年に副党首としてのメグレは、FN の党思想の体系化と社会的受容性の向上に大きく貢献した。また、FN が緩やかな政治団体から主流政党に匹敵できるような完備性のあるかつ強固な組織構造を持つ現代的政党へと変身したことも、まさに彼の功績である。しかし、主流右派政党との協力を主張するメグレと、対抗路線を堅持するジャン＝マリー・ル・ペンとの主導権争いが白熱化した結果、メグレ派は FN から除名された。1999 年 10 月にメグレは、新しい急進右翼政党「共和国運動」(MNR: Mouvement National Républicain) を結成した (Mudde 2007: 272; 古賀 2013a: 675-679; Mayer 2018: 620-621)。

[255] 以下に引用した FN (2007a) は原書ではなく、MARPOR によって再編集された PDF である。したがって、PDF の頁数と原書の頁数は一致しない。

France)、【②】「アイデンティティ」(Identité)、【③】「主権」(Souveraineté)、【④】「安全」(Sécurité)、【⑤】「繁栄」(Prosperité)、【⑥】「友愛」(Fraternité)ならびに【⑦】「自由」(Liberté)の7つの大項目を有し、その内容はFN(2001)と重なる部分が多い。

だが、FN(2007a)は、反共産主義・反社会主義、反EU、環境保護の重要性、キリスト教(なかでもカトリック)的価値観の防衛、自律的フランス外交の必要性、文化的自由と文化への政治的介入の撤退、さらに反エスタブリッシュメント／ポピュリズム的な言説・主張について、FN(2001)より強い口調で語り、強硬な印象を与えるものである。

加えて、FN(2007a)は、「同胞の多くは、移民と資本のグローバル化の二重の犠牲者として、情報ハイウェイを利用したことがなく、株式市場で一株も所有したこともなく、ハイパーコミュニケーションがルールとなっている社会の中で、物理的にも道徳的にも孤立したままである」^[256]と述べ、とりわけフランスの失業問題の深刻さ、「二重構造の社会」(société à deux vitesses)と排除・貧困問題、年金制度の持続不可能性を、有権者に伝達することに力を注ぐ。

これらの恵まれない有権者の利益を守るために、FN(2007a)は、(1)自由主義と国家主義の両方に対抗する社会正義^[257]、(2)労働の世界を資本主義の原子化効果と社会主義の集団化効果の両方から解放する経済的民主主義の確立^[258]と、(3)国民優先を前提としながら^[259]、(4)家族を基盤とする社会政策^[260]、(5)国民連帯の保障およびフランス共同体の礎石としてのネイションが社会的弱者を見守る義務^[261]という5つの「原則」(Les Principes)

[256] 原文は「Doublement victimes de la mondialisation, celle des migrations comme celle des capitaux, beaucoup de nos compatriotes, qui ne “surferent” pas sur les autoroutes de l’information, qui ne possèdent pas la moindre action en Bourse, demeurent isolés physiquement et moralement dans une société où l’hyper-communication semble pourtant la règle.」(FN 2007a: 153)。

[257] 原文は「LA JUSTICE SOCIALE CONTRE LE LIBÉRALISME ET L’ÉTATISME」(FN 2007a: 155)。

[258] 原文は「INSTAURER LA DÉMOCRATIE ÉCONOMIQUE La démocratie économique reste à inventer: …Ainsi, le monde du travail s’affranchira-t-il des effets conjoints du capitalisme qui atomise et du socialisme qui collectivise.」(FN 2007a: 155)。

[259] 原文は「AU TRAVAIL FRANÇAIS, TOUTE SA PLACE: LA PRÉFÉRENCE NATIONALE C’est en s’enracinant dans une communauté de travail, à la dimension du Pays, que se fonde la politique sociale. Elle s’appelle alors préférence nationale…」(FN 2007a: 155)。

[260] 原文は「PAS DE POLITIQUE SOCIALE SANS POLITIQUE FAMILIALE La politique sociale s’appuie sur des communautés naturelles et d’abord sur la première d’entre elles」(FN 2007a: 155)。

[261] 原文は「LA NATION, GARANTE DE LA SOLIDARITÉ NATIONALE En tant que clé de voûte de la communauté française et par-delà l’action propre de la communauté familiale et de la “communauté de travail”, la Nation doit veiller au sort des plus fragiles…」(FN 2007a: 155)。

【(6)】を提示した。

要するに、FN のまなざしは、社会的底辺に向けられ、国民優先を大前提としつつ、社会正義および国民連帯を掲げ、二重構造の社会で生きている恵まれない有権者の貧困と社会的排除問題の解決を訴えるようになった。この点で、FN (2007a) は、社会経済的領域では FN (2001) より左へさらなる一步を踏み出したと言える。

同様に、FN (2007a) によって示された FN の「左傾化」の動きは、FN (2007b) に見られる。FN (2007b) は、25 の項目を含み、それぞれは、【(1)】「移民」(Immigration)、【(2)】「安全と司法」(Sécurité et Justice)、【(3)】「社会保障」(Sécurité Sociale)、【(4)】「健康」(Santé)、【(5)】「家族と子供」(Famille et Enfance)、【(6)】「年金」(Retraite)、【(7)】「住宅」(Logement)、【(8)】「教育訓練」(Éducation et Formation)、【(9)】「農業—田園風景」(Agriculture-Ruralité)、【(10)】「外交政策」(Politique Étrangère)、【(11)】「防衛」(Défense)、【(12)】「文化」(Culture)、【(13)】「経済主体」(Acteurs Économiques)、【(14)】「経済と予算」(Économie et Budget)、【(15)】「研究」(Recherche)、【(16)】「環境」(Environnement)、【(17)】「エネルギー」(Énergie)、【(18)】「交通」(Transports)、【(19)】「公共サービスと制度」(Fonction Publique et Institutions)、【(20)】「海外領土」(Outre-Mer)、【(21)】「連帯」(Solidarite)、【(22)】「欧州」(Europe)、【(23)】「スポーツ」(Sport)、【(24)】「若者」(Jeunesse)、【(25)】「退役軍人」(Anciens Combattants) である。

移民の流れを逆転させるのが FN の「優先事項」(priorité) であり続けること 【(1)】、死刑の復活、刑事責任年齢の引き下げ、刑務所の増設、モスクの閉鎖 【(2)】、同性婚または同性カップルの養子縁組への反対 【(5)】、EU 憲法条約を復活させる如何なる形の手続きへの反対、EU 加盟国間で締結されている諸条約をめぐる抜本的な再交渉、EU 市民権そして「欧州刑事警察機構」(Europol) および「欧州司法機構」(Eurojust) との協力の拒否 【(22)】 などの主張が示すように、FN は、政治文化的次元においては、疑いなく右翼的あるいは権威主義的である。

他方で、社会経済的政策主張について、国民優先を原則とする FN は、高齢者・障害者・ホームレスという最も恵まれない有権者、そして国家に奉仕した退役軍人への福祉拡大に重点を置き、寛大な家族政策 【(5)】、学校小切手の導入 【(8)】、農業年金と別類の諸年金との格差の縮小 【(9)】、「超リベラルなグローバリズム」(Le Mondialisme Ultra-Libéral) または「投機・金融資本主義」(Capitalisme Spéculatif et Financier) の悪影響を制限する合理的な貿易保護主義、雇用を創出する中小企業向けの大幅な減税 【(13)】 のような、従来の主張を繰り返した。

また、病気や退職・家族・失業・介護などの異なる分野に対応するための社会保障機構の厳密な細分化 【(3)】、各種類の基本的な年金制度を国家または議会によって直接的に管理される全国単一の制度へ統合すること 【(6)】、家計の購買力と所得を高めるために、給与が最低賃金の 1.4 倍以下の人に対して毎月最大 200 ユーロの「社会負担金」(Cotisations Sociales) を支援すること、臨時的な措置でありながら、グローバル化された経済の中で危

険にさらされた一部の重要な企業を「フランチャイズ化」(Francisation)して、国による保護の下に置くべきこと 【(14)】 など、新しい主張からも明らかのように、FN は、国家介入・規制の強化と公共支出の拡大をかつてより一層強調するようになっていた。

さらに、FN にとって「社会保障《の提供》は国家の能力であり、国家は国民連帯の道具にしなければならない」^[262]。したがって、FN は、「社会的回復、そして社会的不安を解消するための国策として、経済復興、国内市場の再獲得、関税障壁の再構築、フランスの再産業化、包括的な税制改革、国民優先、家族重視ならびに移民流入の阻止」^[263] 【(3)】 を挙げた。加えて、FN は、「国民優先の原則の復元を確保するために、国民の「揺りかごから墓場まで」の需要を考慮に入れた大規模の国民連帯政策を実施する」^[264] 【(21)】 ことをも考えた。

こうして、サッチャー・レーガン流の新自由主義的な経済政策を信奉する 1990 年代以前の FN とは対照的に、現在の FN は、一転して国家統制主義的な経済政策にも親近感を示すようになっていた。ジェームズ・シールドズ (James Shields) によれば、2007 年の大統領選挙キャンペーンは、これまでの FN の選挙活動の歴史の中で最も「新奇」(novel) で、驚くべきものであった (Shields 2011: 93)。

すでに述べたように、主流政党の戦略的転換は、2007 年の選挙戦の構図を再び左右 2 大政党の対決へ回帰させた。選挙結果は FN にとって災難ではあったが、これまでの FN のイデオロギーの着実な変化、とりわけこの変化の過程において頭角を現したマリーヌ・ル・ペン は、FN の最終的な転型の基礎を築いた。

2011 年 1 月から父親のジャン＝マリー・ル・ペンに取って代わって党の指導権を実質的に握ったマリーヌ・ル・ペンは FN の極右色の払拭の一環としていわゆる脱悪魔化戦略^[265] を講じ始めた。FN の脱悪魔化プロセスと同時に起こったのは、左翼権威主義政党としての FN の定型化である。

[262] 原文は「Le Front National considère que la Sécurité sociale est... une compétence de l'État national... L'État doit devenir l'instrument de la solidarité nationale...」(FN 2007b)。

[263] 原文は「...notre politique nationale de reconquête sociale et de réponse à l'insécurité sociale ne peut s'inscrire que dans un projet global de redressement économique, de reconquête de notre marché intérieur, de rétablissement de barrières douanières, de réindustrialisation, de réforme fiscale globale, de préférence nationale et familiale et d'arrêt de l'immigration.」(FN 2007b)。

[264] 原文は「Le Front National se propose de mettre en place une politique de solidarité nationale d'envergure, qui visera à prendre en compte les besoins depuis la naissance jusqu'à la fin de vie, et veillera à rétablir le principe de préférence nationale.」(FN 2007b)。

[265] FN の脱悪魔化戦略は決して新しいものではない。1980 年代末にジャン＝マリー・ル・ペンは「理論的な反撃」(theoretical counteroffensive) という類似する戦略を採ったことがある (Mayer 2018: 624)。

まず、FNの脱悪魔化についてである。マリーヌ・ル・ペンは、1950年代後半以降のほぼすべての極右的な活動や組織の参加歴をもち、FNの顔であり続けた自分の父親を除名したことに象徴されるように、従来の不寛容な党イメージを一転させ、ドレフュス事件以来のフランスの極右に根深い反ユダヤ主義^[266]を非難し、同性愛者の権利を尊重し^[267]、フランス共和制^[268]の防衛者を自認するようになった。この脱悪魔化戦略は功を奏し、FNはかつての選挙市場におけるアウトサイダーの地位から抜け出して、一部の学者、知識人、上流階級の人々、そしてユダヤ人、カトリック教徒、中下層公務員、さらに多くの同性カップルおよび女性有権者の票さえも吸収できる(Mayer 2018: 617-628)ような包括政党的性格を強めた。

2012年5月、マリーヌ・ル・ペンはFNといくつかの小さな急進右翼政党的を糾合し、同年6月に予定された総選挙に備えて、「マリーヌ青連合」(RBM: Rassemblement Bleu Marine)と称する選挙連合を成立させた。彼女はRBMのマニフェストで「より高い累進税率」(≡ progressiveness)を強く提唱し、社会正義を実現するために、商品と食料価格のコントロール、老齢年金と手当の増額、定年の引き下げ、富裕層と法人への課税強化、奢侈品販売税の引き上げ、賃金のインフレに応じる自動調整、銀行の公的支配、全国民対象の公共サービスの充実など、様々な措置を求めた。

これと同じような主張は、『フランスとフランス人のための我がプロジェクトーマリーヌ・ル・ペン：人民の声、フランスの精神』(Mon Project Pour la France et les Français - Marine Le Pen: La Voix du Peuple, L' Esprit de la France)と題された、同年の大統領選挙に向けた選挙マニフェスト(FN 2012)にも見られる。FN(2012)は、【①】「購買力ー経済の活性化」(Pouvoir D' Achat - Relance de L' Économie)、【②】「ユーロー金銭的自由の回復」(Euro - Retrouver Notre Liberté Monétaire)、【③】「雇用ービジネスと貿易へのサポート：経済的愛国主義」(Emploi - Soutien aux Entreprises et Commerces: Le

[266] 反ユダヤ主義をFNの重荷として考えるマリーヌ・ル・ペンは、反ユダヤ主義に関する要素の掃蕩を脱悪魔化戦略の核心にしていた(Mayer 2018: 624)。

[267] マリーヌ・ル・ペン指導下のFNを除き、オーストリアのFPÖ、オランダのPVV、スウェーデンのSDも同性愛に対して開放的な態度を示している(Adamson 2016: 44-45, 46, n. 6)。伝統的価値観に固執すると見られがちな急進右翼的な政党的・政治家・思想家は、同性愛への賛否をめぐって二分される。【脚注 54】で紹介したように、同性愛者である急進右翼政党的もいれば、メンシウス・モールドバグ(Mencius Moldbug)、グレッグ・ジョンソン(Greg Johnson)、ジャック・ドノヴァン(Jack Donovan)など、同性愛を個人的自由として容認し、それを賛美さえする新興の急進右翼思想家もいる(Lyons 2019; Macklin 2019; Tait 2019; 譚 2020b: 65-64)。

[268] 共和政を受容することは、FNが体制的価値を受容する象徴であり、その中心的価値は世俗主義・政教分離主義の擁護(=ライシテ)である。フランスの極右はかねてよりフランス革命に由来する共和制やライシテを拒絶してきたが、FNは、マリーヌ・ル・ペンとPCFからの転向者であるアラン・ソラル(Alain Soral)の画策により、2000年代半ば頃から共和主義的転換を開始した。それ以降のFNは、共和主義の普遍的価値と西欧文明の守護者を自任し、ライシテの堅持を繰り返し強調していた(Ivaldi 2016: 237; 畑山 2018b: 50)。

Patriotisme Économique)、【④】「債務—金融市場の束縛を免れる」(Dette - Se Libérer des marchés Financiers)、【⑤】「年金—年金の再評価と被扶養者へのサポート」(Retraite - Revalorisation des Pensions et Prise en Charge de la Dépendance)、【⑥】「課税—累進性と税の正義」(Fiscalité - Progressivité et Justice Fiscale)、【⑦】「移民—トレントの逆転を！」(Immigration - Inverser la Tendence !)、【⑧】「安全—無寛容」(Sécurité - Tolérance Zéro)、【⑨】「ライシテ—唯一不可分の共和国」(Laïcité - La République une et Indivisible)、【⑩】「司法—独立かつ堅固」(Justice - Indépendance et Fermeté)、【⑪】「民主主義と公衆道徳—フランス人に敬意を払い、奉仕する」(Démocratie et Morale Publique - Respecter et Servir les Français)、【⑫】「公共サービス—誰でも、どこでも、アクセス可能」(Services Publics - Accessibles, Pour Tous et Partout)、【⑬】「防衛—自由の手段」(Défense - Les Moyens de la Liberté)、【⑭】「健康—すべてのフランス人がどこでもアクセス可能なケア」(Santé - Accès Aux soins Partout, Pour Tous les Français)、【⑮】「家族—家族支援と出産政策」(Famille - Soutien Aux Familles et Politique Nataliste)、【⑯】「学校—知識の伝授、実力主義と規律」(École - Transmission des Savoirs, Méritocratie et Discipline)、【⑰】「文化—遺産の保護とクロニズムの終結」(Culture - Protection du Patrimoine et Fin du Copinage)、【⑱】「農業と田園風景—自主的な農業政策のために」(Agriculture & Ruralité - Pour une Politique Rurale Volontaire)、【⑲】「エコロジー—なるべく近くで生産し、現場で再加工する」(Écologie - Produire au Plus Près, Retraiter sur Place)、【⑳】「海外領土—戦略的ビジョンと市民間の平等」(Outre-Mer - Vision Stratégique et Égalité Entre les Citoyens)、【㉑】「ヨーロッパの条約—自由な国によるヨーロッパのために」(Traités Européens - Pour une Europe des Nations Libres) の 21 項目を含む、計 16 頁の小冊子である。

マリーヌ・ル・ペンが提示した社会経済的政策主張は、相変わらず以下の 3 つの点によって特徴づけられていた。すなわち、第 1 は、年金と家族政策に重点を置いていることである。第 2 は、雇用、住宅および社会扶助制度の国民優先と国民連帯原則である。第 3 は、合理的な貿易保護主義と経済的愛国主義である (FN 2012: 16)。

一方、FN (2012) は、輸入品への 3%増税を原資として給与 1500 ユーロ以下の国民に 200 ユーロの給付金を支給すること、ガス代・電気代・鉄道運賃の価格低減 (【①】)、財政出動を通じた競争力維持 (【②】)、政府がフランス産商品を優先的に購入することを定める『レッツ・バイ・フレンチ法』(loi «Acheteons Français») の制定 (【③】)、完全雇用の追求、国民連帯の原則に該当するあらゆるサービスに資金を提供するために年金制度の財政基盤を資本所得へ拡大すること、社会保障システムにおいて長期介護のための専有部門の設置、公的に運営される低廉な老人ホームの維持と発展 (【⑤】)、最低賃金の 80%に相当する「親所得」(revenu parental) の導入とその受給者の社会的権利の保証、生活費指数の変動に応じた家族手当の再評価および大家族給付金の増額、障害者手当の増額、保育所の増設、ひとり親家族の貧困問題の改善 (【⑮】)、農業年金のアップグレード (【⑱】) なども掲げる。

2012 年総選挙と大統領選挙のための選挙マニフェストに散見されるケインズ主義的レトリックからも明らかなように、2012 年時点で、社会経済的次元における FN の左傾化はすでに完成した^[269]と考えられる (Ivaldi 2015: 10-12, 12, n. 10)。

さらに、支持者構成の社会—人口統計学的な属性からも、FN のイデオロギー的変容は明らかである。例えば、FN が台頭し始めた 1980 年代中葉には、主要な支持者は右翼的傾向のある裕福なブルジョワジーであり、その中にはカトリック教徒が多く含まれていた。1980 年代末までに、FN の主要な支持基盤は、小経営者や手工業者を中心とする小ブルジョワジー・伝統的中間層によって構成されるようになった。2002 年の大統領選挙では、農民層からの支持が倍増し (22%)、FN は農村地域においても強いプレゼンスを確立した (Mayer 2013: 170-171; 畑山 2018a: 44)。

さらに、FN の支持者の中には、いわゆる「左翼ル・ペン主義者」(gaucho-lepénisme) もしくは「労働者ル・ペン主義者」(ouvriéro-lepénisme) と呼ばれる労働者が大量に現れた。1988 年の大統領選挙において労働者の 19% はジャン＝マリー・ル・ペンの支持者であったが、1995 年に 30%、2002 年の第 1 回投票では 30%、第 2 回投票では 31%、2012 年に 33%、さらに 2017 年の第 1 回投票では 39%、第 2 回投票では 56% が FN に票を投じた (Ivaldi 2003: 140; Shields 2018: 543-545)。こうして、1995 年以来、FN は、常に「労働者の第 1 党」^[270]の地位を保持してきた (Gougou & Mayer 2013: 161-162)。

以上のように、支持基盤の重心は底辺へと移動しつつあり、とりわけ労働者からの厚い支

[269] ジャン＝マリー・ル・ペンとマリーヌ・ル・ペンの側近の個人的背景の差異も、FN の路線転換を導いた原因の 1 つであると考えられる (Ivaldi 2015: 15)。例えば、長年の FN 副党首とジャン＝マリー・ル・ペンの経済アドバイザーであるジャン＝クロード・マルティネス (Jean-Claude Martinez) は、パリ第 2 大学の租税法と政治学専攻の名誉教授であり、1988 年に自由主義経済学者を表彰するための Renaissance de l' économie 賞を得た人物である。これに対して、2011 年からマリーヌ・ル・ペンの大統領選挙対策委員長、また 2012 年から 2017 年までに FN 副党首を担っていたフロリアン・フィリップポ (Florian Philippot) は、2000 年代初頭にジャン・ピエール・シュヴェーヌマン (Jean-Pierre Chevènement) やジャン＝リュック・メランション (Jean-Luc Mélenchon) などの左派政治家を支持していた学生活動家であった ([https://fr.wikipedia.org/wiki/Jean-Claude_Martinez], [https://fr.wikipedia.org/wiki/Florian_Philippot] (共に 2021. 03. 19 確認))。

[270] 実際、フランス労働者階級の右派への強い支持は、19 世紀末のブーランジェ運動に遡ることができる。ブーランジェ運動の牙城はパリ市内の労働者が集中する地域であった (Mayer 2018: 616; Berman 2006: 82, 2019: 113)。また、エピソードでありながら、1969 年の大統領選挙では、強い PCF の存在にもかかわらず、フランスの労働者の約 3 分の 1 は、右派の「共和国防衛連合」(UDR: Union pour la défense de la République) 所属のジョルジュ・ポンピドゥー (Georges Pompidou) に投票した (Damhuis 2020: 192, n2)。1960 年代末頃の労働者階級の右派支持の原因は「グルネル協定」(Grenell Agreements) のような、ゴーリスト派の親労働者的な政策に帰することができる。また、1980 年代中葉までに左右両陣営に対する労働者の支持が拮抗することは、階級投票が主導的な投票行動パターンである時代におけるフランスの特異性の 1 つとされる (Gougou & Mayer 2013: 161)。

持も、FNの左翼権威主義化の一側面を示している。

また、2012年の大統領選挙で、FNの支持者の社会経済的な立場は極左派の「左翼戦線」(FG: Front de Gauche)の支持者ほど左翼的ではなかったが、中道右派のUMPの支持者の左側に位置していた。他方、反グローバリゼーションに関しては、FNとFGの支持者の態度はむしろ一致するようになったとの指摘があった(Mayer 2013: 167, 167, n. 9)。そして、2015年の地方選挙後の世論調査によれば、FNの支持者うちの11%が、自らを左右イデオロギーの座標軸上の左の極に位置づけた。以上のようなFNの支持者のイデオロギー的な特徴から、左右両翼の急進政党が類似した有権者層を惹きつけられるとの観察(Guth & Nelsen 2019)は妥当である。

ギレス・イバルディ(Gilles Ivaldi)によれば、それ以降のFNは、社会主義—権威主義の競争空間に突入し(Ivaldi 2015: 16)、本研究で言う左翼権威主義政党に転身した。このことにより、FNとフランスの左派陣営との間にある種の「機能代替」^[271](substitution fonctionnelle)関係が生じた。すなわち、FNは、失業や非正規雇用による生活困窮、産業の空洞化と地域社会の衰退といった苦境に陥った社会的弱者の「護民官政党」となり、元来左派政党の責任を代行^[272]するようになりつつある、ということである(Rydgren 2004: 127-

[271] 政党組織に関するFNとPCFとの類似性も言及に値する。フランスの政党の中、綱領、ピラミッド型組織、機関紙、党員規律などが完備する組織政党は、FNとPCFのみである。また、元PCF党員がFNの組織政党化に大きな貢献をしたと考えられる(長部 2006: 188)。

[272] FNの左翼代行的政党への転身は、同党と労働運動・労働組合との関係の変化からも窺われる。従来、労働運動を敵視していたFNは、1990年代中葉から一転して労働組合に好意を示すようになり、FNの姿勢転換は主に2つのパターンがある。1つは、労働組合への浸透であり、もう1つは自らの労働組合の結成である。1990年代中葉にFNに加入した労働組合員は6000人以上を超えていた。2002年の大統領選挙ではFNは労働者の力(FO)から15%、労働総連合(CGT)から12%の支持率を得、PS(それぞれ18%と24%)やPCF(CGT: 18%)と肩を並べた。また、いくつかの地域ではFNの幹部がFOやフランス・キリスト教労働者連合(CFTC)の指導部に参入することもできた。一方、FNは「反失業戦線」(FAC: Front anti-chômage, 1987年)、「フランス連帯」(FF: Fraternité française, 1988年)、「警察国民戦線」(FNP: Front National de la Police, 1995年)、「公務員全国連盟」(FNF: Fédération Nationale des Fonctionnaires, 1995年5月)、「国民教育運動」(MEN: Mouvement pour un Enseignement National, 1995年10月)、「国民戦線・パリ市交通公社」(FN-RATP: FN-Régie Autonome des Transports Parisiens, 1996年3月)、「国民戦線・リヨン公共交通労組」(FN-TCL: FN-Tanports en Commun Lyonnais, 1996年4月)、「国民戦線・郵政労組」(FNp: Front National de la poste, 1996年10月)、「国民戦線・看守労組」(FN-P: Front National-Pénitentiaire, 1996年12月)といった自らの労働組合も結成した。さらに、FNは1996年6月に労働運動活動家の統合組織として「賃金労働者全国サークル」(CNTS: Cercle National des Travailleurs Salariés)を設立した(長部 2006: 175; 畑山 2007: 95-102, 119, n. 6; 古賀 2013a: 674; Schain 2017: 466-467)。FNの他には、イタリアのAN、特にAN党内の経済的左翼にあたる「社会的右翼」(Destra Sociale)が、イタリアの「労働総連合」(UGL: Unione Generale del Lavoro)との間に緊密な関係を持っていた。現在のUGLはL(N)と協力していると指摘される

128; Mayer 2013; 菊池 2015: 109; 土倉莞爾 2015: 3, 2016: 113-125, 2020: 123-128; Ivaldi 2015, 2016: 241-242; 畑山 2018a: 44-47, 2018b: 38-41; Shields 2018; 吉田 2020: 40-42)。

7.4.5 「スウェーデン民主党」(SD)

イデオロギー、党名の含意、トランスナショナルなつながりの点で、DF と PS のもう 1 人の従兄弟は、スウェーデンの SD である。SD は、同じく中道権威主義政党として認識されている (Jungar & Jupskås 2014: 232) が、【図 3.3】が示すように、SD は PS と共に、明確に中道左派的な位置に立っている。

SD の前身は、1968 年に成立した「進歩党」(FsP: Framstegspartiet) にまで遡ることができる。FsP は、デンマークの FRP とノルウェーの FrP の姉妹政党を自認していた。1986 年 11 月に、FsP は、「スウェーデンをスウェーデンとして保て」(BSS: Bevara Sverige Svenskt) をはじめとする複数の人種主義的で極右的な政治結社と合併し、「スウェーデン党」(SvP: Sverigepartiet) を結成した。しかし、1 年にも至らず、1987 年 10 月に SvP は分裂した。SvP に残した残党は、翌年の 2 月に、党名を「スウェーデン民主党」に変更した。

このように、ネオ・ファシズム/ネオ・ナチズムのサブカルチャーの系譜を引いた SD は、その誕生の時から「世評の庇護」を欠いてきた (Ivarsflaten 2006; 清水 2011: 13; Hohenstedt 2017: 7; Widfeldt 2018b: 776-777; Salo & Rydgren 2021: 38)。

もともと、こうした SD は、1991 年の地方選挙で初めて市議会への進出を果たした。その後、市議会レベルにおける SD の議席数は、1991 年の 2 議席から、1994 年の 5 議席、1998 年の 8 議席、2002 年の 49 議席にまで増加した。さらに、2006 年の地方選挙では、SD は、市議会レベルにおいて一挙 280 議席を奪っただけでなく、ランスティング議会レベルにおいても初めて議席を獲得し、そこに 16 名の議員を送り込んだ。

地方選挙に対して、2000 年代半ばまでの約 20 年間に、国政レベルにおける SD の成績は、それほど良くなかった。1991 年の議会選挙デビューでは、SD は 0.1% の票しか得られず、第 10 党であった。それ以降、SD の得票率は、1994 年の 0.3% (第 9 党)、1998 年の 0.4% (第 8 党)、2002 年の 1.4% (第 8 党)、2006 年の 2.9% (第 8 党) へと上昇したが、依然として 4% の阻止要項を突破できなかった。

他方、SD は、最大の議会外野党として、2006 年総選挙を契機に、その知名度が一層高まり、世間においてますます注目を集める存在となっていくた。なぜなら、今回の選挙におけ

([\[https://wikipedia.org/wiki/National_Alliance_\(Italy\)\]](https://wikipedia.org/wiki/National_Alliance_(Italy))),
[\[https://wikipedia.org/wiki/General_Labour_Union_\(Italy\)\]](https://wikipedia.org/wiki/General_Labour_Union_(Italy)) (共に 2021.03.14 確認))。このように、急進右翼政党は、労働運動への積極的関与を通じて、かつて社会主義政党や共産党が伝統的に独占していた「パトロネージ機能」(patronizing function) を奪取するようになりつつある (Oesch 2008: 353; 【脚注 127】も参照)。

る SAP の失敗 (-4.9%得票、-14 議席) は、SD が労働者階級から数多くの票を奪ったことによることだからである (Hellström et al. 2012: 186, 197)。

2001 年 10 月、内紛に苦しんでいる SD は分裂し、党内の過激派が離党して新たに極右政党「国民民主党」(ND: Nationaldemokraterna) を立ち上げたことにより、SD のネオ・ナチズムのイメージは一定程度希釈された。そして、2005 年 5 月に開催された全国党大会では、26 歳の SD 青年部長のジンミ・オーケソン (【脚注 54】を参照) が新党首に選出されたことで、SD の執行部も 10 年ぶりに刷新された。さらに、総選挙前の 2006 年 2 月に、SD の公式ホームページのサーバーは、外務省と「安全保障警察」(Säkerhetspolisen) によって突如に閉鎖されたため、SD の言論の自由に対して政府が不当に介入したという世論の批判が強まり、社会における SD に対する同情も高まった。

組織の刷新と外部からの同情に比べて、より注目を集めたのは、オーケソン指導下の SD のイデオロギーの左翼権威主義化である (Hohenstedt 2017: 7)。2005 年に SD は、新しい『基本綱領』(Sverigedemokraternas principprogram) を採択した。この『基本綱領』はただ 10 頁があり、非常に簡潔なものであった。また、その主題は、「伝統」(Tradition) と「安心」(Trygghet) であった。

1 番目の主題である伝統に関しては、SD は、自らを民主主義的なナショナリスト政党と自己規定し、「一国家一国民原則」(principen om en stat, en nation) を信奉し、移民と、EU に象徴される「超国家性」(överstatlighet) に反対し、「スウェーデンをスウェーデンのままに」(Låt Sverige förbli Sverige) するために、スウェーデン人の強固なアイデンティティの構築と、多文化社会への拒絶を掲げた。

より注目に値するのは、2 番目の主題である安心である。SD は、福祉政策の重要性を訴え、スウェーデン福祉国家の根源が、「スウェーデン社会民主労働党」(SAP) に由来する「国民の家」^[273] (Folkhemmet) にあることをさえ唱えた。そして、SD は、自らの政治主張が、社会民主主義と「国民保守主義」(nationalkonservatism) とを融合させ、社会的公正と伝統的な価値観の両方を実現させようとするものであるとした。したがって、SD の政治目標は、安心・「調和」(harmoni)・「連帯」(solidaritet) によって特徴づけられる国民の家の具現化であると主張された。実際に、SD の『基本綱領』の中によく見られる、安心・調和・連帯などの言葉は、1960、70 年代の SAP の代表的なスローガンであった。

しかしながら、スウェーデン社会民主主義を生み出しただけでなく、戦後西欧社会民主主義の構想の基礎、ヨーロッパ戦後秩序の中核的な特徴、ひいては戦後栄光の 30 年における支配的な政治経済秩序の礎石も築いた SAP は、1980 年代初頭に新自由主義路線に乗り出し、

[273] 1928 年に SAP 党首に就いたペール・アルビン・ハンソン (Per Albin Hansson) は、ある演説では初めて国民の家の理念を提示した。国民の家は、コミュニティと連帯感を基礎として、平等・気遣い・協調・助けになることを強調し、国民の分断を招きかねないあらゆる政治的・社会的・経済的障壁の撤廃を目指す。国民の家は、戦後長年の SAP のヘゲモニーの確立と、スウェーデンの普遍主義的・社会民主主義的な福祉国家の形成に多大な影響を与えた (例えば、Berman 2006: 163)。

皮肉にも新自由主義化した左翼の最も重要な革新者となった（【第 3.4 節】【第 6.1 節】を参照）。こうして、伝統的な社会民主主義政党の理念とレトリックを使った SD は、2006 年の総選挙では議席を獲得できなかったが、地方出身の低学歴の若い労働者階級、とりわけ SAP 最大の支持母体である「スウェーデン労働総同盟」（LO）から多くの票を吸収した。結果として、SD が得た 16 万強の票の中に 60%以上占めたのは、労働者階級からのものであり、この割合はすでに SAP と急進左翼政党「左翼党」（V: Vänsterpartiet）より高い数値を示している。また、その中、LO 加盟者の割合も 41%に達したため、この数値は SAP の数値と同数であった。要するに、すでに 2006 年の時点で、社会経済的地位について、SD と SAP の投票者が共通する点は多かった（清水 2011: 14-20）。

2007 年 11 月に行われた世論調査によれば、18 歳～34 歳の産業労働者の中の 8.2%は、SD へ投票する傾向がある。さらに、2008 年に至ると、SD は、すでに SAP に次ぐ、熟練ブルーカラー労働者が 2 番目に最も支持する政党となり、「下層の販売・サービス業労働者」（lower sales and service workers）、熟練ブルーカラー労働者、ルーティンワーク従事者が SD の支持者の 70%以上を占めていた（Oskarson & Demker 2013: 177-179）。これを受けて、これまで SD に対して、沈黙化・無関心・無視戦略（【脚注 82】）を採ってきた SAP と LO は、「道徳的敵対」（morally adversary）戦略を採り始め、SD の人種主義、ゼノフォビア／外国人嫌悪、反自由民主主義の傾向を批判することを通じて、労働者階級の SD へのさらなる流出を阻止しようとした。

しかしその一方では、SAP は、目線を大都市の中産階級に移し、この階級を最も大いなる成長性が潜んでいる有権者集団と見なしていたため、党の政策を徐々に親中産階級的な方向へと調整した。SAP のこうした動きは、最大のブルーカラー労働者組織である LO との親密な関係を育むという同党の長い伝統に齟齬をきたすものであるとも考えられる。結局、SD は、SAP の両面的な計略を口実に、SAP をスウェーデン労働市場の規制基準の崩壊と賃金水準の下落をもたらした張本人、スウェーデンの労働者階級の利益を損なった裏切り者として非難していた。それだけでなく、SD は、LO をも槍玉に挙げ、LO がますます自らの組織基盤である労働者から遠ざかりつつあると批判した。サンナ・サロ（Sanna Salo）とヤンス・ライドグレン（Jens Rydgren）によれば、労働者階級の票をめぐる競争意識を強くした SD は、2009 年の年末に、初めて自らが真のスウェーデン労働者の政党であると明確に宣言した（Salo & Rydgren 2021: 38-41）。

翌年の 2010 年は、SD にとっての党勢発展の分水嶺であった。というのは、SD は、同年 9 月の市議会選挙では 612 議席（+332 議席、+118.6%）、そして同月のランスタング議会選挙では 70 議席（+54 議席、+337.5%）を獲得し、それぞれ第 7 党と第 8 党の地位を手に入れたからである。さらに、議会選挙では、1991 年の「新民主党」（NyD）による選挙地震（【Appendix 4】または【脚注 166】を参照）以来、19 年ぶりに急進右翼政党が再び議会進出を実現した。

SD は、5.7%の得票と 5.73%の議席（20 議席）で、「キリスト教民主党」（KD）（第 8 党）と V（第 7 党）を越えて、第 6 党へと躍進した。得票数と議席数からすれば、SD は、かつての NyD にやや遜色があるにもかかわらず、左（「赤—緑」（De rödgröna）：173 議席、議席率 49.6%）右（「同盟」（Alliansen）：156 議席、議席率 44.7%）の 2 大ブロックのいずれも過半数（175 議席）の議席を得られなかったために、同党が結局、連立形成上のかなめ政党となったことは、極めて意義深かった。

マリア・オスカーソン（Maria Oskarson）とマリー・デンカー（Marie Demker）らによれば、スウェーデンは、(1)「固定化」（solid）した階級投票、(2) 社会経済的次元における左翼と右翼の間の「単極的」（uni-polar）なイデオロギー的闘争パターン、(3) 非分極的政治環境、(4) 社会民主主義的な福祉レジーム、(5) 大量の移民労働者受け入れに関する長い歴史を持つこと、(6) 時代とともに社会の移民・難民への態度はより寛容になってきていること、(7) 歴史的原因でファシズム・ナチズムにとって瘠せ地であったこと（【脚注 23】を参照）などを特徴としてきたがゆえに、ネオ・ナチズムの DNA を引く SD が議会に進出し、ひいてはかなめ政党の地位が得られたことは、スウェーデン政治の 1 つの大きなパラドックスであると言えざるを得ない（Oskarson & Demker 2013: 173, 177, 180; 【脚注 39】を参照）。

その上、1991 年に NyD が獲得した 36 万余りの票の約 40%は、SAP に不満を持つ労働者からのものであると指摘された（Hainsworth 2008: 97）。同様に、2010 年の議会選挙では、SD を最も支持したのも労働者階級であった（Oskarson & Demker 2015: 635-636）。SD が労働者階級から獲得した票の具体的数値は不明であるとはいえ、L0 所属のブルーカラー労働者が SD に投票した割合は、2006 年に比べて 2.6%ポイント増加したと言われた。加えて、労働者階級の中に SD の人気ますます高くなっていくという現実の下、SD とはいかに付き合えば良いのかをめぐって、スウェーデン労働運動の内部にも意見分岐が生じた。結果として、スウェーデン最大規模の労働組合「スウェーデン自治体労働者連合」（SKAF: Svenska Kommunalarbetareförbundet）は、SD 党員の加入を承認するようになった（Salo & Rydgren 2021: 41-44）。

SD とは対照的に、SAP は、2010 年選挙における最大の敗者であり、30.7%の得票と 112 議席（議席率 32.09%）をもって第 1 党の地位を保ったものの、この成績は、1920 年以来の最悪のものでもあった。そればかりか、SAP を支持する労働者階級の割合は、1988 年には 46%であったが、2010 年に至ると、27%へと下落した（Oskarson & Demker 2015: 636）。また、1956 年に L0 組合員の 80%は SAP に投票したが、今回の選挙では、その割合は 3.7%ポイント減で、52%となった。（Rydgren & van der Meiden 2019: 442）。言い換えれば、従来、SAP とは同じ木の 2 つの枝であると見なされてきた L0 組合員は、同党にとって、もはや信頼できる有権者ではなくなった（Jansson 2017: 222）。

さらに、1991 年の NyD の躍進の背景には、当時の移民・難民争点の高い顕出性があったことに対して、今度、SD の躍進の背景には、2008 年の世界金融危機と 2010 年の欧州債務危

機があった。つまり、政治文化的な要素が大きな影響力を発揮した1991年の議会選挙とは異なり、2010年の議会選挙では、社会経済的な要素は決定的であった（Hohenstedt 2017: 10; Widfeldt 2018a: 11, 14, 17）。

2010年の議会選挙に向けたSDの選挙マニフェスト『より良いスウェーデンのための99の提案—スウェーデン民主党と有権者との約束2010～2014』（99 förslag för ett bättre Sverige: Sverigedemokraternas kontrakt med väljarna 2010–2014）（SD 2010）は、わずか8頁の小冊子であり、【(1)】「雇用の増加と労働者の保護」（Fler jobb och trygga löntagare）、【(2)】「安心で尊厳のある老後を」（En trygg och värdig ålderdom）、【(3)】「犯罪の撲滅」（Krafttag mot brottsligheten）、【(4)】「責任のある移民政策の実現」（En ansvarsfull invandringspolitik）、【(5)】「すべての人への尊厳のあるケアの提供」（En värdig vård för alla）、【(6)】「安全で知識指向の学校」（En trygg och kunskapsinriktad skola）、【(7)】「スウェーデンの強固で近代的な防衛力」（Ett starkt och modernt svenskt försvar）、【(8)】「強くて自立した家族」（Starka och självständiga familjer）、【(9)】「責任のある、しかも持続可能な環境・エネルギー政策」（En ansvarsfull och hållbar miljö och energipolitik）、【(10)】「スーパナショナリズムによらない欧州各国の緊密な協力関係」（Ett nära europeiskt samarbete utan överstatlighet）、【(11)】「ジェンダー平等と、この国の女性のための安全保障の強化」（Jämställdhet och ökad trygghet för landets kvinnor）、【(12)】「人々に根ざしたスウェーデンの文化」（En folkligt förankrad svensk kultur）、【(13)】「生き生きとした田園と動物に優しい社会」（En levande landsbygd och ett djurvänligt samhälle）の13の大項目と、これらに関する99カ条の具体的な提案を含む。

ただ単に上記の大項目のタイトルからも、2010年時点のSDの左翼権威主義的特徴が窺える。というのは、SD（2010）は、社会経済的政策については、労働者と高齢者を同党の主要なクライアントとして取り上げ、政策の重点を、雇用増加、労働者保護、高齢者優遇、国民が受ける医療の質の改善、家族を中心とする福祉拡大などの左翼的な側面に置いている一方、政治文化的政策については、反移民・反難民、国防強化、反EU、国内安全保障の強化、厳罰化、スウェーデン文化の保護といった、典型的な急進右翼的争点も掲げているためである。

さらに詳しく見ると、第1に、労働者保護策として、SD（2010）は、労働市場における差別の撤廃（【(1.4)】）を掲げている。第2に、雇用増加策として、SD（2010）は、中小企業やイノベーターを支援するための「ソブリン・ウェルス・ファンド」（statlig riskkapitalfond）の導入（【(1.5)】）、「勤労所得税額控除」（jobbskatteavdragen）の維持（【(1.10)】）、「スウェーデン経済・地域成長庁」（Tillväxtverket）の起業家プログラム（【(1.11)】）と介護・技術分野における人手不足の職種に的を絞った職業訓練（【(1.12)】）への支援強化などを打ち出している。第3に、高齢者優遇策として、SD（2010）は、年金受給者に対する免税（【(2.1)】）と、高齢者介護利用者の生活の質および「社会的インセンテ

イブ」(sociala stimulansen)の向上に向けた取り組み(【(2.6)】)などを約束している。第4に、医療の質の改善策として、SD(2010)は、「傷病手当金」(sjukpenningen)の上限額の引き上げ(【(5.2)】)、医学部の定員増と高度専門看護師への投資拡大(【(5.3)】)、若年者歯科健康診断の拡充(【(5.8)】)などを提示している。

とりわけ第5に、家族を中心とする福祉拡大策として、SD(2010)は、強制的な規制がない無料の「親の保険」(föräldraförsäkring)の導入(【(8.1)】)、給与の90%への「両親給付」(föräldrapenning)の増額(【(8.2)】)、「育児手当」(vårdnadsbidrag)の倍額支給(【(8.4)】)、保育の質の向上のための資源の投入増加(【(8.5)】)、ひとり親家庭を対象とする「家族維持助成金」(underhållsstödet)と「住宅手当」(bostadsbidrag)の増額(【(8.7)】)、子供のいる学生への「児童手当」(barntillägget)の増額(【(8.8)】)といったような、極めて寛大な政策提案を出している。以上のように、2010年の議会選挙に臨んでいたSDもまた、雇用の促進と高齢者保護を前提とする減税と、社会福祉の質の向上と規模の拡充という、高歳出と低税収との政策的組み合わせを掲げていた。

他方、他の急進右翼政党と同様に、高歳出であれ、低税収であれ、上記のSDの諸政策の対象は、移民・難民を含まなかった。SD(2010)によれば、SDが「スウェーデンの文化遺産を守り、共通の価値観とスウェーデン独自の文化を発展させる権利に基づいて築かれた国民の家(強調記号は筆者)を守り、スウェーデン人の福祉と国の幸福を第一に考えており、責任のある移民政策を行う」^[274]。

したがって、SDは、不法移民への無料のヘルスケアや歯科診療の廃止(【(5.6)】)のような福祉排外主義的な主張を掲げたことに加え、移民労働者に関する規制の厳格化(【(1.3)】)、重大犯罪をしたすべての外国人の国外強制送還(【(3.3)】)、「同化政策」(assimileringspolitiken)の再導入(【(4.2)】)、スウェーデン社会の「イスラム化」(islamiseringen)を阻止すること(【(4.5)】)、公共の場で顔を覆う服装の厳禁(【(4.6)】)、国籍取得要件の厳格化(【(4.7)】)、新入国の移民が健康診断を受けることの義務化(【(5.7)】)、スウェーデン語が学校での唯一の会話言語であること(【(6.5)】)、税金を使った《移民に対する》母国語教育の廃止(【(6.6)】)など、政治文化的次元における反移民・反難民、自民族中心主義的な主張も展開した。

それ以外、SD(2010)には、重大な罪を犯した犯罪者に対する仮釈放や恩赦の可能性のない真の終身刑の導入(【(3.2)】)、警察への大幅な予算増額(【(3.9)】)、刑事責任年齢を12歳に引き下げること(【(3.12)】)のような法と秩序の強化を求める政策主張や、スウェーデンのEU加盟に関する再交渉(【(10.1)】)、トルコのEU加盟への反対(【(10.2)】)、引き続きEMU加盟に反対すること(【(10.3)】)、シェンゲン協定をめぐる再交渉と税関・沿岸警備隊

[274] 原文は「...värnas det svenska kulturarvet, ett folkhem byggt på en gemensam värdegrund och svenskarnas rätt att utveckla sin kultur på egna villkor...den svenska välfärden och landets välbefinnande kommer i första hand...förs en ansvarsfull invandringspolitik.」(SD 2010: 5)。

への資源投入を通じた国境管理の回復 **【(10.4)】** のような反 EU・ユーロの政策主張や、ジェンダー教育への税制上の支援の廃止 **【(11.3)】** のような伝統的な価値観の堅守を呼びかける政策主張なども盛り込まれている。

こうして、SD (2010) の内容から、2010 年代初頭の SD の左翼権威主義化は、すでに定型化したことが分かる。一方、SD の政治文化的政策主張、なかでも反移民・反難民の立場は、それほど過激的ではなかった。この点は、新党首オーケソン指導下の SD の脱悪魔化・穏健化路線の効果も一定程度反映した **【第 1.3 節】を参照**。

2010 年の各レベルの選挙における成功を受けて、SD の左翼権威主義化戦略は一層強化した。SD は、明確に国民の家の理念に基づいた独自の社会的アジェンダを作り、自党が、国民の家と一般庶民の真の防衛者、ペール・アルビン・ハンソンの思想的遺産の真の継承者、伝統的な社会民主主義的アジェンダの真の実行者をもって自任した。

その上、SD は、主流政党、特に SAP 主導下の、スウェーデンの国民の家／福祉国家の多文化主義化や、国民の家／福祉国家に「環境配慮的な視点」(environmentally-conscious perspective) / 脱物質主義的な要素を加えることに猛反発し、自分自身のイデオロギーのルーツならびにスウェーデン国民に背いた SAP は、目下のスウェーデン福祉国家の危機に対してすべての責任を負わなければならないと主張する。また、レトリックでは、SD は、社会民主主義のより伝統的なバージョンを堅持し、自らの政策提案こそが、唯一のスウェーデンに友好な議会活動であると誇った。最終的に、SD 指導部は、国民の家を、一種の「社会保守主義的ナショナリストプロジェクト」(socially conservative nationalism project) として再定義し、SAP から国民の家の理念の所有権も奪取しようとした (Hellström et al. 2012: 190-191, n. 19, 196; Norocel 2016: 373, 375-376, 386; Hohenstedt 2017: 11-14)。

他方、SD から激しい攻撃を受けている SAP も、路線転換を迫られた。まず、組織の側面では、2012 年 1 月に、ステファン・ロベーン (Stefan Löfven) は新党首に選出された。産業労働者の労働組合「IF メタル」(IF Metall: Industrifacket Metall) の初代代表 (2006 年～2012 年) を務めたロベーンの当選は、労働者の支持を取り戻し、スウェーデン労働運動とのつながりを再強化しようとする SAP の狙いによる結果であった。そして、戦略の側面では、SAP は、かつての道徳的敵対戦略を変え、現実政治の場で、SD が提示した諸政策提案の低信頼性や実行不可能性を強調すると同時に、様々なアンチ SD キャンペーンを行うという、SD との正面对決を重んじる「政治的敵対」(politically adversary) 戦略を採るようになった (Hellström et al. 2012: 194, 201-203; Salo & Rydgren 2021: 45-46)。

しかしながら、SAP の組織と戦略の転換は、SD のさらなる躍進を阻止できなかった。2014 年 9 月に行われた総選挙では、SD は、市議会レベルにおいて 116.34% 増 (712 議席) の 1324 議席、ランスタング議会レベルにおいて 130% 増の 161 議席、さらに、国会レベルにおいて 7.16% ポイント増の 12.86% の得票と 145% 増 (29 議席) の 49 議席を獲得したことにより、3 つのレベルにおいて共に第 3 大政党へと成長した。これと対照的に、左右 2 大ブロッ

クの赤—緑と同盟は、それぞれ 159 議席（議席率 43.62%）と 141 議席（議席率 39.42%）を獲得し、2010 年と同じくいずれも過半数を超えられなかったため、議席率 14.04%の SD は、再びかなめ政党の地位を取得した。

かなめ政党としての SD は、同年 12 月に行われた新政権の予算審議で反対票を投じたため、スウェーデンは、同月末に解散総選挙を行う必要があるような政治的危機に直面するようになっていた。結果としては、SD の影響力をできるだけ抑え、それを引き続き連立構成から排除するように、2 大ブロックは、いわゆる「12 月協定」(Decemberöverenskommelsen) を結んで、SAP のロベーン党首を首班とする、SAP と「緑の党」(MP: Miljöpartiet) との少数与党政権を安定させた。こうして、かつての「フラッシュ・パーティー」(Flash Party) の NyD のような一時的な成功（【Appendix 4】を参照）ではなく、SD の党勢が優れた強靱性を示しているがゆえに、スウェーデンは、強い急進右翼政党が存在する点では、もはやスカンディナヴィア諸国の中の例外ではなくなった（Widfeldt 2018b: 771）。

2014 年の議会選挙に向けた SD の選挙マニフェストは、『我々は福祉を選びます！：スウェーデン民主党の選挙マニフェスト—2014 年選挙』（Vi Väljer Valfärd!：Sverigedemokratiskt valmanifest - valet 2014）（SD 2014）と題した。

SD (2014) は、序言を除き、【(1)】「より安全なスウェーデンのために」(Ett tryggare Sverige)、【(2)】「老後の安心と尊厳のために」(Trygghet och värdighet på ålderns höst)、【(3)】「団結と繁栄を促進する移民政策」(En invandringspolitik som befrämjar sammanhållning och välfärd)、【(4)】「安全で健康な従業員」(Trygga och friska löntagare)、【(5)】「失業者への支援強化」(Ökat stöd till arbetslösa)、【(6)】「新規雇用のためのビジネス環境の改善」(Ett förbättrat företagsklimat för nya jobb)、【(7)】「良質で公平、かつ利用しやすい医療の提供」(En god, rättvis och lättillgänglig sjukvård)、【(8)】「安全で、スウェーデン的な、知識を重視する学校」(En trygg, svensk och kunskapsinriktad skola)、【(9)】「スウェーデンは守られる価値がある！」(Sverige är värt att försvara!)、【(10)】「強く、自立した家庭と安全な子供のための政策」(En politik för starka, självständiga familjer och trygga barn)、【(11)】「現実的で持続可能な環境・エネルギー政策」(En realistisk och hållbar miljö- och energipolitik)、【(12)】「現実主義者のための男女平等政策」(En jämställdhetspolitik för verklighetens folk)、【(13)】「幅広く、スウェーデン的で、利用しやすい文化生活」(Ett brett, svenskt och tillgängligt kulturliv)、【(14)】「生き生きとした田園と動物に優しい社会」(En levande landsbygd och ett djurvänligt samhälle)、【(15)】「スープレナショナリズムによらない欧州各国の緊密な協力関係」(Ett nära europeiskt samarbete utan överstatlighet)、【(16)】「世界におけるスウェーデンの強力で、民主的で独立した声のための政策」(En politik för en stark, demokratisk och självständig svensk röst i världen)、【(17)】「特に弱い立場の人々への支援を強化するための政策」(En politik för stärkt stöd till särskilt

utsatta grupper)、【(18)】「より多くの住宅、より良い成長、結束力のあるスウェーデンのためのインフラストラクチャー」(Infrastruktur för fler hem, bättre tillväxt och ett sammanhållet Sverige) の18の項目を含む、計24頁の冊子である。

SD (2014) について、いくつかの点は注目に値する。まず、1番目の点は、**SD (2010)** に比べて、法と秩序 【(1)】 や移民・難民 【(3)】 などに関する政策主張が選挙マニフェストにおける位置はより前出しされていることに加えて、安全やスウェーデン／スウェーデン的といった単語もより頻出するという点である。この点は、それら政治文化的争点、**SD (2014)** における重要度の増大を意味する。

次に、2番目の点は、政治文化的争点の重要度は増大したが、法と秩序 【(1)】 や移民・難民 【(3)】 や学校教育 【(8)】 や EU 【(15)】 などの項目には、**SD (2010)** の内容と重複するものが多い一方、互いに矛盾した主張や、極めて穏健的な主張もよく見られることである。例えば、法と秩序については7つの政策主張のうちの6つ、移民・難民については9つの政策主張のうちの5つ、学校教育については7つの政策主張のうちの5つ、EU については5つの政策主張のうちの3つは、**SD (2010)** の内容と重複するものである。

そして、**SD (2014)** は、海外でのテロ訓練や戦闘部隊に参加した二重国籍者のスウェーデン国籍の剥奪 【(1.6)】、一般的な移民労働者の受け入れの停止とスウェーデン労働市場に不足している技能をもつ有資格者のみを対象とする、いわゆる「ブルーカード・モデル」(blåkort-modell) の採用 【(3.2)】、新規入国の不法移民の入国後数年間の給付制度へのアクセスを制限すること 【(3.5)】、徴兵制の復活 【(9.2)】、NATO に取って代わる北欧防衛同盟の結成 【(9.4)】、キリスト教文化遺産への支援強化 【(13.4)】、EU 離脱是非を問う国民投票の実施 【(15.1)】、EU 予算とスウェーデンの拠出金の両方の削減 【(15.3)】、全体主義的イデオロギーとしてのイスラム主義への明確な反対 【(16.3)】 などの新しい政策主張を打ち出し、政治文化的次元における SD の右派的な特徴を鮮明に描き出している。

にもかかわらず、**SD (2014)** は、「「国連難民高等弁務官事務所」(UNHCR) や、紛争地域から脱出する手段と資源を持たない、世界で最も貧困な数百万人の難民への支援を大幅に強化し、滞在許可を与えられる亡命者のうちの難民の割合を増やす」^[275] 【(3.4)】 ことや、「新規に入国した移民は社会適応のための最も基本的な手段を身に付けられるよう支援されるべきだが、それ以外はスウェーデン人と同じように社会的支援を受けるべきである。それ以上でも以下でもない」^[276] こと 【(3.9)】、外国生まれの人々の労働市場参入の障壁の低減 【(6.3)】 などのような、移民・難民と外国人に友好的な政策主張も提示している。

[275] 原文は「Ett kraftigt utökat stöd till FN:s flyktingorgan, UNHCR, och de miljontals mest nödlidande flyktingarna i världen som saknar möjligheter och resurser att ta sig ifrån konfliktområdenas närhet samt ett utökande av andelen kvotflyktingar bland de asylanter som vi beviljar uppehållstillstånd.」(**SD 2014: 7**)。

[276] 原文は「Nyanlända invandrare skall få hjälp med att skaffa sig de mest

さらに、SD (2014) によれば、「スウェーデン民主党は、性別、民族的背景、年齢、性的指向、障害の有無によって差別されることのないスウェーデンを目指して活動している」^[277] **【(12)】**。これにより、SD (2014) は、男女賃金格差の解消 **【(12.5)】**、子宮内膜症のような性別に特化した病気の研究・治療への助成金の増加 **【(12.6)】**、女性・名誉に基づく暴力の被害者・LGBT などのグループのための特別シェルターの設置 **【(12.8)】**、少数民族であるサーミ人の文化と母語教育への支援強化を通じたサーミ文化遺産の保存と振興 **【(13.6)】**、シリアやイラクの紛争による人的被害を軽減するために対外援助の予算を一時的に高めること **【(16.1)】**、世界中の児童、迫害を受けているキリスト教徒・女性・LGBT の人々への支援強化と、最貧途上国の環境悪化により効果的に戦うこと **【(16.2)】** などのような、決して急進右翼政党に見えない政策主張すらも提示している **【脚注 267】を参照**。

もともと、SD (2014) には、性別や民族的背景を理由としたあらゆる形の割り当て制やいわゆる積極的差別に終止符を打つこと **【(12.4)】**、男性への差別を拒否すること **【(12.10)】**、移民受け入れのための援助資金の廃止 **【(16.1)】** などのような、上記の諸政策主張と矛盾するものも盛り込まれている。

要するに、以上のような相互に矛盾する政策主張は、ある面では、進行中の SD の政治文化的次元における脱悪魔化・穏健化を反映していたと言えるだろう。

続いて、3 番目の点は、社会経済的政策主張が占める割合は、2010 年の 30.77% (4 つ) から 50% (9 つ) へと増加したのみならず、SD (2010) の「雇用の増加と労働者の保護」項目が今度、3 つの項目 **【(4)】【(5)】【(6)】** に分割されており、新しく加わった項目 **【(17)】【(18)】**、そして、SD (2014) のタイトルにも示されるように、雇用の保護と創出、社会福祉の充実、公共支出の拡大は、SD (2014) の社会経済的政策主張の 3 つの柱をなしていることである。

SD (2014) によれば、「スウェーデン民主党は、スウェーデン国民に良好な生活環境、安全、福祉を保証することが第一の任務であることを決して忘れてはならない。他の政党が、雇用を確保し、スウェーデンの福祉の穴を修復するための資源がないと諦めている時、スウェーデン民主党は、その代わりに、これらの分野に巨額の投資をする」^[278] **【序言】**。したがって、「権力を握っている政治家ら」(styrandepolitikerna) がこの数十年間には、スウ

grundläggande verktygen för samhällsanpassning, men i övrigt ha samma samhällsstöd som infödda svenskar. Varken mer eller mindre.」(SD 2014: 7)。

[277] 原文は「Sverigedemokraterna arbetar för...Ett Sverige där ingen diskrimineras på grund av sitt kön, sin etniska bakgrund, sin ålder, sin sexuella läggning eller sin funktionsnedsättning.」(SD 2014: 17)。

[278] 原文は「...sverigedemokrater...vi dock aldrig på att vår främsta uppgift är att garantera människorna i Sverige goda levnadsförhållanden, trygghet och välfärd. När andra partier uppgivet konstaterar att det inte finns några resurser till att säkra jobben och laga hålen i den svenska välfärden, så gör vi istället enorma satsningar på just dessa områden.」(SD 2014: 3)。

スウェーデンの美しさと素晴らしさを毎年少しずつ減らしてきた【序言】と考える SD (2014) は、2010 年と比較して、以下の新しい主張を提示している。

第 1 に、高齢者と年金政策については、SD (2014) は、公的年金の大幅な増額 (【(2.1)】)、自力で生活できない高齢者を対象とする保護施設や特別な住宅の建設への投資の大幅な増加 (【(2.3)】)、家族介護者への支援の強化 (【(2.5)】)、85 歳以上の高齢者全員の医療費の自己負担の廃止、年金受給者全員の歯科医療費の充実 (【(2.6)】) を打ち出している。

第 2 に、労働者保護政策については、SD (2014) は、公共部門における非自発的な非正規雇用者全員の正規雇用への転換 (【(4.1)】)、医療・社会福祉分野での業務量が多いすべての公共部門従業員を対象とする「健康手当」(friskvårdspeng) の支給 (【(4.2)】)、国内労働者の安全の強化のために「スウェーデン労働環境局」(AV: Arbetsmiljöverkets) へより多くの資源を投入すること (【(4.6)】)、労働組合の安全担当者の訓練に対する国の支援の再導入 (【(4.7)】)、「レックス・ラヴァル」^[279] (Lex Laval) の廃止と、スウェーデンの労働協約およびスウェーデン人労働者の利益に対する保護の強化 (【(4.8)】) などを掲げている。

第 3 に、失業者対策については、SD (2014) は、「スウェーデン民主党が、完全雇用のスウェーデンを目指して活動している」^[280] と宣言し、失業保障を充実させるための失業保険の強制加入、無料化と上限の引き上げ (【(5.1)】)、労働市場における障害者保護への取り組みを強化するための賃金補助の増加や社会的企業への奨励 (【(5.2)】) を提案している。

第 4 に、失業者対策を除き、完全雇用の実現に不可欠な雇用創出策については、SD (2014) は、従業員 9 人以下の小規模事業者を対象とする「一般賃金税」(allmän löneavgift) の完全廃止 (【(6.1)】)、あらゆる企業の「傷病手当負担金」(sjuklöneansvar) の軽減、その中で、中小企業の傷病手当負担金の完全廃止 (【(6.2)】)、農村部の雇用を促進するための観光業・農林水産業・鉱業への大規模な投資を行う「農村アップリフト」(landsbygdslyft) プログラムの制定 (【(14.1)】) や「特別農村基金」(särskild Landsbygdsfond) の設立 (【(14.6)】) などを提唱している。

第 5 に、女性と児童福祉政策については、SD (2014) は、不便な時間帯に働くひとり親の子供に夜間保育所を提供することを目的とする国家奨励金の増額 (【(10.4)】)、「妊娠手当」(graviditetspeng) の充実 (【(12.3)】) などを主張している。

[279] 2010 年に修正されたレックス・ラヴァルの下で、派遣労働者へのスウェーデンの労働協約の適用を拒否した外国企業に対して、スウェーデンの労働組合が争議行為を行う権利は大幅に制限されるようになった。2017 年 4 月にレックス・ラヴァルは赤緑連立によって廃止された。レックス・ラヴァルの廃止は、スウェーデンの労働協約の効力強化と、スウェーデンの労働運動の力の増強を意味することで、レックス・ラヴァルの廃止を掲げる SD は、この意味でスウェーデンの労働運動に協力的姿勢を取っていたと言える。レックス・ラヴァルの成立の背景、内容、そ廃止の意義などについては、<https://www.eurofound.europa.eu/publications/article/2017/sweden-the-repeal-of-lex-laval> (2022.02.22 確認) を参照されたい。

[280] 原文は「Sverigedemokraterna arbetar för ett Sverige med full sysselsättning.」(SD 2014: 9)。

第6に、農民政策については、SD (2014) は、スウェーデンの農民の競争力を強化するための「動物福祉手当」(djurvälstånd) の導入 (【(14.2)】) を申し立てている。

第7に、若者政策については、SD (2014) は、学生寮の建築基準の簡素化や、賃貸併用住宅とサブレットの非課税化を通じて国内の若者へより多くの住宅を提供すること (【(18.4)】) を求めている。

第8に、「社会的弱者」(utsatta grupper) に対する保護政策については、SD (2014) は、前の「ブルジョワ政権 (強調記号は筆者)」(borgerliga regeringen) による高額医療費の復元 (【(17.1)】)、「放置子」(vanvårdade barnen) への補償の強化 (【(17.2)】) を唱えている。

第9に、都市交通政策については、SD (2014) は、国による投資の増額を通じて首都ストックホルムの地下鉄運営システムを改善すること (【(18.2)】)、ストックホルムと第2大都市ヨーテボリを連結する高速道路の拡幅整備、ヴェストラ・イエータランド地方の道路整備 (【(18.3)】) を提示している。

最後に、地方振興策については、SD (2014) は、地方住民の生活コスト削減のために自動車税の増税への反対と「走行手当」(milersättning) の増額への賛成 (【(14.4)】) や、鉱業や林業を基幹産業とするスウェーデン北部の成長を促進するためにそのインフラへの包括的な投資を行うこと (【(18.1)】) などを訴えている。

以上から、社会経済的側面では、SD (2010) に比して SD (2014) は極めて多種多様で充実した社会福祉政策を掲げる一方、国によるインフラ投資の拡大のような拡張的な財政政策への支持をも初めて旗幟鮮明にすることが分かる。

とりわけ前者については、SD は、引き続き高齢者と労働者を核心的なクライアントとして認識し、これら集団の福祉の充実を強調していた。その上、SD は、青年、農民、失業者、殊に貧困者や放置子を代表とする社会的弱者への福祉拡大をも視野に入れるようになった。SD が以上の諸社会集団の福祉のために提示した施策の特徴を、同じく高歳出と低税収との政策的組み合わせとして概括することができる。

さらに興味深いのは、SD が完全雇用の目標を掲げ、労働組合に好意を示し^[281]、中道右派ブロックのブルジョワ政権を批判した点である。これはSDが労働運動への浸透を図り、労働者階級からさらなる支持を得ようとする有力な証拠である。挙句の果てに、SD の努力は奏効した。2014年の議会選挙では、SD は、SAP に次ぐ、LO 組合員から2番目に多い票を獲得した (Salo & Rydgren 2021: 50)。そして、2014年11月のスウェーデン統計局の公式調査によれば、翌日に選挙があれば、12.5% (vs. SAP の 47.5%) の非熟練労働者と 11.9% (vs. SAP の 45.3%) の熟練労働者、すなわち労働者階級全体の 12.2% (vs. SAP の 46.5%)

[281] 親SDのスウェーデン労働運動家は2013年12月に独自の労働組合「従業員」(Löntagarna) を結成した。しかし、組合員の人数不足と財政難の原因で翌年の10月に解散させられた ([<https://www.arbetaren.se/2014/10/24/lontagarna-facket-som-forsvann/>] (2022.02.23 確認))。

は SD に票を投じる可能性がある。これに対して、SD に投票する傾向のある小経営者・「自営業者」(ensamföretagare) の割合は、わずか 9.6% (vs. SAP の 24.3%) であった^[282]。また、LO 組合員の 13.2% (vs. SAP の 43.5%) は SD 支持層であった。(SCB 2014: 41, 50)。

その後、労働者階級、特に LO 組合員における SD 支持者が占める割合も継続して増加した。2015 年 5 月に、労働者階級全体の 16.3% (vs. SAP の 44.5%)、LO 組合員の 15.2% (vs. SAP の 49.1%) は、SD を支持していた。同年 11 月に、それぞれの数値は、21.7% (vs. SAP の 41.3%) と、24.2% (vs. SAP の 41.6%) へと大幅に増加した。加えて、1.7% の元 SAP 支持者は SD へ転向したため、SD は SAP 支持者の最大の流出先となっていた (SCB 2016: 10, 55, 68)。こうして、SD がいつか SAP を越えて伝統的な社会民主主義的有権者との間に忠誠的なる絆を築けることは、もはやあり得ないわけではないとさえ指摘された (Hohenstedt 2017:14)。

さらに、政策主張の他に、国会における SD の投票行動パターンにも変化が見られる。SD (2014) でのブルジョワ政権批判が示すように、SD は、中道右派ブロックからも距離を置こうとした。実際に、2010 年から 2014 年にかけては、社会経済的な議案をめぐって、SD は、主として中道右派ブロックを支持していたが、2014 年の議会選挙以降、SD が赤一緑ブロックの発案に賛成票を投じた事例の数はますます増えているということも観察されている (Lindvall et al. 2019: 15-17)。また、党首オーケソンが公共ラジオ局「スウェーデン・ラジオ AB」(SR: Sveriges Radio) からのインタビューを受けた際に、福祉や経済に関しては、SD は中道政党であり、もしかしたら左寄りであるとも述べた^[283]。

勢力が日増しに増大しつつある SD を封じ込めることはますます困難になりつつあることを意識するようになった M の指導部には、SD との正式な接触を一切拒否するというような従来の強固な態度の軟化が見られた (【第 1.4 節】を参照) ことに対して、SD の脅威に直面している SAP は、SD が自称するスウェーデン労働者の政党の位置づけに直接的に反撃し始めた。SAP によれば、SD は、労働者対資本家の階級闘争ではなく、異なるエスニック集団の間の対立を労働市場政策の制定の基礎としているため、偽者の労働者の政党であるばかりか、反労働者の政党でさえある。SD の労働運動への浸透をこれ以上座視できない LO も、SD が反労働者の政党であるばかりか、反スウェーデンの政党でさえあると、さならる一撃を加えた (Salo & Rydgren 2021: 51-52)。

さらに、政党戦略の面では、政治的敵対戦略があまり効果的でないため、とりわけ 2015 年の欧州難民危機を契機として、SAP は、代わって表面上での沈静化・無関心・無視戦略と、水面下での協調的・吸収・採択戦略というような、二重戦略を採択し始めた。表面上での沈静化・無関心・無視戦略とは、移民・難民争点の高い顕出性が SAP にとって不利になるので、

[282] 経営者／使用者の中の SD 支持者は多くなかったが、2014 年の選挙結果を受けてスウェーデン企業連合 (SN) の組織内部では将来の SD との協力可能性を検討した (Salo & Rydgren 2021: 52)。

[283] <https://sverigesradio.se/artikel/7021114> (2022. 02. 26 確認)。

SAP は、なるべく公共の場で移民・難民問題を頻繁に議論することを避けようとした。その代わりに、SAP は、スウェーデン社会における関心事の焦点を、自党の中心的な政策分野にあたる雇用と福祉に移しようとした。水面下での SAP の協調的・吸収・採択戦略は、より注意に値する。一方では、SAP は、欧州難民危機をきっかけに、移民・難民政策の引き締めに着手し始め、他方では、SD の経済と福祉政策を徹底的に調べ、排外主義の要素なしでの福祉崩壊を食い止める対策を立てようとした。SAP の戦略転換に追随する形で、LO も SD に提示された福祉と労働市場政策を重視し、SD に社会経済的右翼政党というラベルを貼り付けると同時に、2016 年の全国大会では、LO は、自らの核心的な政策目標を、完全雇用から、格差是正に置き換えた。

ついに、2018 年 9 月の総選挙を目の目に、LO は前年の 6 月に選挙キャンペーンの幕を開け、LO 指導部は、前回の選挙において SD が SAP から多くの票を奪った地域に特別な関心を寄せ、SAP に背を向けた不満の労働者たちとの対面交流を目的とする、いわゆる「不平等の旅」を展開した。2018 年 2 月から、SAP も、LO の協力を得て自党の選挙キャンペーンを行い始め、法と秩序、より良い統合、より良い福祉を、今回のキャンペーンの 3 つの中核主題とし、福祉国家の維持と充実を強調しながら、従来の非常に寛容な移民・難民政策を著しく厳格化し、さらには、移民・難民問題と労働市場政策とを結びつけて議論するような、SD が選好する視点をさえ採っていた。言うまでもなく、SAP のこうした左翼権威主義化の動きは、SD からの差し迫った脅威と緊密不可分な関係があり、なかでも移民・難民問題を前面に出すことは、SAP の、表面上の沈静化・無関心・無視戦略の最終的な破産と、水面下での協調的・吸収・採択戦略の公開化と全面的採択をも帯びた (ibid.: 55-56, 58-59)。

それにもかかわらず、2018 年の総選挙の結果は、再び SAP と LO を失望させた。まず、市議会レベルにおいて、SD は、36.4%増 (482 議席) の 1806 議席を獲得し、第 3 大政党の地位を保つだけでなく、SAP の以外、全国 290 市議会のすべてに議員を送り込めた唯一の政党ともなった。次に、ランスティング議会レベルにおいて、SD は、39.13%増 (63 議席) の 224 議席を獲得し、市議会と同じく第 3 大政党の地位を維持できた。より重要なのは、地方レベルにおける SD に対する政治的防疫線の崩壊である。というのは、2018 年総選挙の以後、SD は、セルベルボリ (2018 年～現在)、ビューブ (2020 年～現在)、ブルームツラ (2018 年～2020 年)、ヘービー (2018 年～現在)、スタッファンストルプ (2018 年～現在)、スヴァーレーヴ (2019 年～現在)、スラハマル (2021 年～現在) の 7 つの都市では、続々と政権参画を果たしたからである^[284]。さらに、議会選挙では、SD は、4.67%ポイント増の 17.53% の得票と、26.53%増 (13 議席) の 62 議席を獲得し、第 3 大政党の地位を確保できた上に、3 度目になかめ政党 (=赤一緑: 144 議席、議席率は 40.7%; 同盟: 143 議席、議席率は 40.3%) となった。

[284] https://sv.wikipedia.org/wiki/Lista_över_kommun-och_regionstyren_i_Sverige_2018-2022 (2022.02.28 確認)。

SDとは対照的に、SAPは、2010年の敗績よりも悪い、1908年以来の最低得票率の28.3%しか得られず、議席数も2014年に比べて13議席を減らし、100議席にとどまった。それに加えて、スウェーデン統計局が選挙前の同年5月に行われた公式調査によれば、2017年に比べて、2.5%の元SAP支持者は、SDへ転向したために、SDはSAPの支持者の最大の流出先であり続けていた。そして、SD支持者が労働者階級全体に占める割合は、2015年11月に頂点(21.7%、vs. SAPの41.3%)に達し、2018年5月の時点で、0.4%ポイント縮小して21.3%(vs. SAPの39.3%)となっていたが、労働者階級におけるSD支持者とSAP支持者の数的な格差は、19.6%ポイントから18%ポイントまで縮まった。さらに、2018年5月の時点では、SD支持者がLO組合員に占める割合は、2015年11月(24.2%、vs. SAPの41.6%)に比べて0.7%ポイント微増して24.9%(vs. SAPの38.5%)となっていた。また、SDとSAPとの差も、17.4%ポイントから13.6%ポイントまで減少した(SCB 2018: 7, 72, 91)。結局、以上の事実を受けて、労働組合系非営利シンクタンク「触媒」(Katalys)の報告書も、SDは、スウェーデンの「真の労働者政党」(verkliga arbetarpartiet)としてSAPに本気で挑戦していると承認した(Gerin et al. 2018: 7)。

SDの『選挙マニフェスト—スウェーデン民主党の選挙マニフェスト2018』(Valplattform: Sverigedemokraternas valplattform 2018) (SD 2018) は、計23ページがあり、21の大項目を含んでいる。21の大項目は、**【(1)】**「健康政策—より健康なスウェーデンのために」(Sjukvårdspolitik: För ett friskare Sverige)、**【(2)】**「凝集力—結束したスウェーデンのために」(Sammanhållning: För ett Sverige som håller samman)、**【(3)】**「移民政策—現代的な難民法」(Migrationspolitik: En modern asylrätt)、**【(4)】**「刑事政策—新時代の安全保障、犯罪、刑罰」(Kriminalpolitik: Trygghet, brott och straff i en ny tid)、**【(5)】**「労働市場と起業家精神—安全性、柔軟性、そして実質的な仕事」(Arbetsmarknad och företagande: Trygghet, flexibilitet och riktiga jobb)、**【(6)】**「インフラストラクチャー—21世紀のインフラと交通」(Infrastruktur: Infrastruktur och trafik för det 21 århundradet)、**【(7)】**「住宅政策—移動性、便利性、拡張性」(Bostadspolitik: Rörlighet, tillgänglighet och utbyggnad)、**【(8)】**「教育と研究—生活のための学習」(Utbildning och forskning: Att lära för livet)、**【(9)】**「家族政策—強くて自立した家庭と子供の安全のための政策」(Familjepolitik: Politik för starka, självständiga familjer och trygga barn)、**【(10)】**「障害者権利—すべての人の参加の権利と意義のために」(Funktionsrätt: För allas rätt till deltagande och mening)、**【(11)】**「高齢者政策—尊厳のある公平な高齢者介護と老後の経済的保障」(Äldrepolitik: En värdig, rättvis äldreomsorg och ekonomisk trygghet på ålderns höst)、**【(12)】**「男女平等—平等・公平・公正な社会のために」(Jämställdhet: För ett jämställt, rättvist och likvärdigt samhälle)、**【(13)】**「外交政策—世界の中のスウェーデンの役割」(Utrikespolitik: Sveriges roll i världen)、**【(14)】**「援助政策—最も弱い立場にある人への寛容さと資源の効率的な活用」(Biståndspolitik: Generositet mot de mest utsatta och effektiv resursanvändning)、

【(15)】「欧州連合—スーパナショナリズムによらない欧州各国の緊密な協力関係」(Den europeiska unionen: Ett nära europeiskt samarbete utan överstatlighet)、【(16)】「防衛—戦争に適応した総合的な防衛力が国家の自由を保障する」(Försvar: Ett krigsanpassat totalförsvar garanterar nationens frihet)、【(17)】「気候とエネルギー—クリーンで持続可能、かつ長期的なエネルギー供給のために」(Klimat och energi: För en ren, hållbar och långsiktig energiförsörjning)、【(18)】「農村部—生き生きとした田園のために」(Landsbygden: För en levande och livskraftig landsbygd)、【(19)】「文化—スウェーデンの文化と教育に焦点を当てて」(Kultur: En erkänd svensk kultur - med bildning i fokus)、【(20)】「若者政策—良い人生は、良い教育から始まる」(Ungdomspolitik: Ett bra liv börjar med en bra uppväxt)、【(21)】「北欧の協力—最も身近な隣国との関係を深める」(Nordiskt samarbete: Fördjupade relationer med våra närmaste grannar)である。

SD (2014) に比して、SD (2018) は4つの新しい特徴を呈している。まず、1つ目は、抽象的また曖昧な SD (2014) に反して、SD (2018) の中の法と秩序【(4)】、外交【(13)】、防衛【(16)】に関する諸主張は、より具体的、明確的、強硬で的を絞ったものとなったことである。例えば、法と秩序をより強化するために、SD (2018) は、市民間の「人間的責任」(medmänskliga ansvaret) を明確化するための『市民責任法』(civilkuragelag) の制定^[285]【(2.2)】や市民の兵役・市民サービス・社会奉仕の参加を促進するための「市民的義務」(medborgarplikt) の導入【(2.3)】、警察の賃上げ【(4.5)】と正当防衛権の拡大【(4.6)】、警察の勤務外での武器携帯を容易にすること【(4.7)】、警察官の大幅増員や予備警察にあたる「緊急警察」(Beredskapspolisen) 制度の復活【(4.8)】、また、学校教育における秩序維持のための教師の権限強化【(8.2)】、水をさして教育を蔑視する左翼リベラル派の影響を阻むこと【(19)】などを要求している。

外交政策については、SD (2018) は、昔のオスマン帝国、イラクとシリアによる世俗的またはキリスト教の少数民族に対する迫害と虐殺への責任追及を強く望んでいる【(13.1)】。ことに加えて、ソマリランドとイラクのクルド人の独立を支持し、イラクのニネベ平野の自治権の拡大を求め、そしてエルサレムをイスラエルの首都として承認する【(13.2)】。さらに、SD (2018) は、ロシアの対外的な挑発的行動を名指しで非難し、ロシア国内の人権と自由の改善のための長期的戦略の策定【(13.4)】をも訴えている。防衛政策については、SD (2018) は、フィンランドとは直ちに防衛同盟を結成しようとすると同時に、国防予算を10年以内にGDPの2.5%へ漸増すること、軍人と部隊数の増加【(16.1)】や、最新の戦略的な防空システムの構築【(16.3)】や、警察を支援するための軍隊の能力の増加【(16.4)】などを掲げている。

[285] 2018年にSDが国会に提出した、「市民責任法」の制定に関する動議については、https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/motion/civilkuragelag_H602331 (2020.03.07 確認) を参照されたい。

次に、2つ目は、2015年欧州難民危機の後の政治情勢に呼応するように、SDの移民・難民政策は一層厳しくなったことである。SD(2018)によれば、非常に高いレベルの難民とその家族の受け入れは、社会を分断し、排除を助長し、スウェーデンの福祉を蝕んできたため、SDは、許可なくスウェーデンで働いたり住んだりすることをかなり難しくすると考えている(【(3)】)。したがって、一方では、SD(2018)は、国際的な難民支援に多額の投資を行い、母国の再建と復興のための自主帰還に対する手厚いサポートを主張している(【(14)】)。他方では、SD(2018)は、滞在許可を取得したすべての人に社会的オリエンテーションを受けることを義務づけること(【(2.8)】)、近隣諸国からの難民のみを受け入れるように難民法を変更し、近隣諸国が安全である限り、すべての難民の受け入れを停止すること(【(3.1)】)、家族移住と市民権取得の要件の厳格化と市民権剥奪の可能(【(3.3)】【(3.4)】)、不法滞在者を対象とする拘置所の数の増加と拘置所での滞在期間の延長(【(3.6)】)、より多くの人を国外へ追放するために他国との協定を模索すること(【(3.7)】)、《デンマークを手本として》国際結婚に対する「24年要件」^[286](24-årsregel)を導入すること(【(12.2)】)なども唱えている。

特にイスラム教とイスラム教徒は、SD(2018)の一連の反移民・反難民政策の主要な標的である。前に触れられたオスマン帝国、イラク、シリアへの批判を除き、24年要件の導入の理由に関してSDが挙げたのも、《イスラム教徒による》名誉に基づく抑圧や強制結婚を防止することである。また、SD(2018)によれば、無制限の移民の結果として、戦争経験のあるテロリストがスウェーデンの街や広場を自由に歩き回っているだけでなく、スウェーデンにおける反ユダヤ主義も強まり、ユダヤ人がスウェーデンから逃げ出している^[287](【(4)】)。これを受けて、SD(2018)は、スウェーデンがイスラムにおける救済やパレスチナ自治政府のような腐敗した組織(【(14.3)】)、または反民主的で、暴力を助長し、《人間同士の》離間を起こすような宗教団体や協会(【(19.4)】)への援助を断つべきであると考えている。

[286] 2002年にデンマークはいわゆる「24年要件」(24-års-reglen)を導入した。24年要件は、海外に居住している配偶者は夫婦双方が24歳に達したときにのみ、デンマークに居住している配偶者と再統合・同居することができるような、外国人家族再統合を厳しく制限する規定である。移民統合政策指数(MIPEX)によれば、デンマークは、西欧とOECD諸国の中で最も制圧的な移民・難民政策を進めている国である

([\[https://www.mipex.eu/denmark\]](https://www.mipex.eu/denmark) (2022.03.05 確認))。SDが2015年に国会に提出したスウェーデン版の24年要件の導入に関する動議については、

https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/motion/starkt-skydd-mot-tvangsaktenskap-och-barnaktenskap_H3022795 (2022.03.05 確認) を参照されたい。

[287] 原文は「Till följd av den okontrollerade invandringen går terrorister med krigserfarenhet fritt på gator och torg och utnyttjar vårt välfärds- och asylsystem. Judar flyr svenska städer medan antisemitismen växer sig starkare.」(SD 2018: 5)。

続いて、3つ目は、SDが自らの反EUの立場をより明らかにした上で、北欧諸国間の緊密な協力関係の形成を強く訴えていたことである。SD (2018)によれば、SDが各国の民主的自決権を守るために、スウェーデンのEU離脱と欧州各国の政府間協力を望みながら、スウェーデンの労働者と納税者の状況を第一に考える「北欧協力」(nordiskt samarbete) 【(15)】、共通の言語と文化、福祉国家と「社会的安全網」(sociala skyddsnet)をめぐる価値観の共有を特徴とする「北欧モデル」(den nordiska modellen)を大切にしており、特に「北欧アイデンティティ」(den nordiska identiteten)の強化に取り組もうとしている。要するに、SDは、EUの連邦主義に取って代わる文化的、社会的、経済的、それに安全保障上の北欧統合を支持していた 【(21)】。北欧モデルの擁護と関連して、SD (2018)の4つ目の新しい特徴は、「連帯に基づく福祉モデル」(solidariskt finansierad välfärdsmodell) 【(19)】へ全面的にコミットメントするようになったことである。

SD (2014)と比較すれば、社会経済的政策主張がSD (2018)に占める割合は、やや下降した(50%→38%)が、健康政策は選挙マニフェストの第1番の位置にあるのみならず、農村政策 【(18)】を除き、残りの6つの社会経済的政策主張 【(5)】【(6)】【(7)】【(9)】【(10)】【(11)】が選挙マニフェストでの位置は全体として前面に出ている。つまり、2014年より、2018年の時点での社会経済的争点の重要度は大きくなっていてと考えられる。

争点重要度の上昇の以外、社会経済的政策主張をめぐるSD (2018)のレトリックにも新しい変化が見られる。つまり、SD (2018)によれば、SDは、「公的事業」(offentligfinansierad verksamhet)の運営 【(1)】【(10)】【(11)】、国民の共通利益の保護 【(5)】、インフラストラクチャーの発展と維持管理 【(6)】などの面では、古典的な右翼または左翼的政策を追求したり、特定の「イデオロギー的な価値観」(ideologiska värderingar)に執着したりせず、社会福祉サービスの選択肢の増加、質の向上、利用者の満足度の上昇を規矩準繩としている。

よって、一方では、SD (2018)は、「社会的パートナーと、失業時の社会保障と、中小企業の状況の改善と、雇用安全と、高い費用対効果とのバランスを目標として出発し」^[288]、引き続き減税や負担金軽減といった措置を通じた中小企業優遇 【(5.1)】を唱えている。他方、「スウェーデンでは、すべての国民が暮らしている場所や予算に関係なく、合理的な時間内に最善の医療を提供される必要がある」^[289]と考えるSD (2018)は、健康政策については、国家の規制の明確化を通じて医療をより平等にし、最終的に医療の全部または一部の責任を国家へ移転すること 【(1.5)】、また、障害者政策については、「国家の指導基準」

[288] 原文は「Vi utgår i stället från en målbild baserad på balans mellan arbetsmarknadens parter, trygghet i tider av arbetslöshet, förbättrade villkor för små- och medelstora företag, trygga arbetsplatser och en kostnadseffektiv matchning.」(SD 2018: 6)。

[289] 原文は「I Sverige ska alla medborgare erbjudas bästa möjliga sjukvård inom rimlig tid, oavsett hemort eller plånbok.」(SD 2018: 2)。

(nationella riktlinjer) を通じた《医療費用の》償還・補助器具《の使用》・家族介護サポートにおける公平性の向上 【(10.2)】 などを主張している。

その上、「スウェーデン政府は数十年にわたり、必要な公共インフラの拡張と維持を資金不足のまま先送りしてきた」^[290]と批判する SD (2018) は、インフラ政策については、鉄道線路容量の戦略的拡張と鉄道整備のための債務の完済 【(6.3)】 などを掲げている。このように、2018 年時点の SD は、社会福祉領域における国家の役割の増大を新たに打ち出しつつ、従来からの拡張的な財政政策も継承していた。

さらに、SD は、スウェーデン福祉国家のさらなる拡大を目指し、SD (2014) をもとにして、SD (2018) においては、いくつかの新しい政策構想を示した。例えば、住宅政策に関しては、SD (2018) は、学生寮や各種の高齢者住宅への奨励金の支給 【(7.2)】 を提案している。教育政策に関しては、SD (2018) は、教師の賃上げ 【(8.3)】 を挙げている。家族政策に関しては、SD (2018) は、「わが党は、あらゆるタイプの家族に完全な社会サービスを提供するように努力し、スウェーデン民主党の家族政策の中心的な出発点は、子供の最善の利益を常に第一に考えるということである」^[291]と表明し、初産婦への新たな一時的補助金の支給 【(9.2)】 を打ち出している。障害者政策に関しては、SD (2018) は、労働市場における障害者または肢体不自由者の地位を強化するために、《同一労働同一賃金の原則の下で障害者雇用を目的とする国営企業の》「サムハル」(Samhall) へより多くの資金を投入することや、恒久的障害を持つ人々のための「フレックス・ジョブ」^[292] (Flex-jobb) の導入、職場を障害者に合わせる中小企業への奨励金の提供 【(10.3)】 を掲げている。高齢者政策に関しては、SD (2018) は、労働市場に留まっている高齢者を対象とする税額控除とパートタイム労働の法的権利の提供 【(11.4)】 を唱えている。女性政策に関しては、SD (2018) は、保証年金・住宅手当の強化と年金受給資格の譲渡手続きの簡素化を通じた女性の家計状況の改善 【(12.4)】 を図っている。農村政策に関しては、SD (2018) は、農村や人口過疎地に暮らしている人々の生活と仕事を容易にするための特別な住宅ローンの創設 【(18.4)】 を提唱している。

[290] 原文は「Under årtionden har svenska regeringar underfinansierat och framskjutit nödvändiga utbyggnader och underhåll av vår gemensamma infrastruktur.」(SD 2018: 7)。

[291] 原文は「...vi strävar därför efter att erbjuda fullgod samhällsservice till alla typer av familjer...Den centrala utgångspunkten för Sverigedemokraternas familjepolitik är att barnens bästa alltid sätts i första rummet.」(SD 2018: 10)。

[292] フレックス・ジョブは、1998年にデンマークに導入されたものであり、職業リハビリテーションを受けても通常の就労条件では職が得られない65歳未満の永続的で重度な障害者に、労使双方と自治体の合意に基づいて柔軟な就労条件での仕事を提供するものである

([\[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/hikaku/matsui091130/6_105.html\]](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/hikaku/matsui091130/6_105.html) (2020.03.08 確認))。

要するに、以上から、政治文化的次元においては、法と秩序の強化を訴え、強硬な外交・防衛政策と鮮明な反 EU の立場を持つことに加えて、強い反移民・反難民感情、とりわけイスラム教への敵視を隠さない SD は、社会経済的次元においては、国家の役割の重視、拡張的な財政政策ならびに社会福祉の充実を訴えていることが分かる。こうして、SD は疑いなく、典型的な左翼権威主義政党となっている。

2010 年の国会進出以降に党勢が絶えずに伸びてきた SD と対照的なのは、急進左翼政党の V である。2008 年の世界金融危機と 2010 年の欧州債務危機の以降、失業者や未熟練労働者のような、経済的に困窮している有権者が、より多くの再分配を要求する傾向があることから、これらの人々が左翼政党、特に急進左翼政党を支持する可能性は高いと考えられる。このような背景の下で、前身が共産党であり、民主的社會主義政党として、伝統的左翼的な社会経済政策を掲げる (March 2011: 19) と同時に、長い間、スウェーデン政党政治における反グローバリゼーション、反 EU、経済的ナショナリズムおよび貿易保護主義の旗振り役であった V は、理論上では、2000 年代末からは、より多くの経済的困窮者から支持を得られ、選挙での飛躍を経験してきたはずである。

しかしながら、事実としては、市議会、ランスティング議会、国会の 3 つのレベルにおける V の得票率と議席数は、2010 年の総選挙^[293]で共に減少した。2014 年^[294]と 2018 年^[295]の総選挙では、V は、得票率と議席数が一定程度回復したものの、SD ばかりか、3 つのレベルにおいて共に第 3 大政党であった 1998 年の最盛期^[296]に比べても劣り、決して良い成績を取めたとはいえない。

シルス・デーダリ (Sirus Dehdari) によれば、その原因としては、以下の 2 つが重要である。1 つ目の原因は、2010 年から赤—緑ブロックの一角を占めてきた V は、長らく、SAP と MP とともに、政治的エスタブリッシュメントの一部と見なされていることである。殊に V は 2014 年～2018 年の第 1 次ロベーン政権の閣外協力政党であったがゆえに、金融・債務危機と難民危機による一連の国内問題にうまく対処できなかった連立政権への有権者の不満は、当然ながら、V にも向かって噴出していった。

[293] それぞれは、第 6 党 (-0.41%ポイント=得票率 5.57%、-70 議席=703 議席)；第 6 党 (-0.38%ポイント=得票率 5.76%、-9 議席=98 議席)；第 7 党 (-0.24%=得票率 5.61%、-3 議席=19 議席) である。

[294] それぞれは、第 7 党 (+0.87%ポイント=得票率 6.44%、+47 議席=750 議席)；第 5 党 (+1.32%ポイント=得票率 7.08%、+23 議席=121 議席)；第 6 党 (+0.11%ポイント=得票率 5.72%、+2 議席=21 議席) である。

[295] それぞれは、第 5 党 (+1.25%ポイント=得票率 7.69%、+58 議席=808 議席)；第 5 党 (+1.54%ポイント=得票率 8.62%、+20 議席=141 議席)；第 5 党 (+2.28%ポイント=得票率 8.00%、+7 議席=28 議席) である。

[296] それぞれは、得票率 10.2%と 1334 議席、得票率 10.8%と 187 議席、得票率 11.99%と 43 議席である。

2つ目の原因は、政治文化的次元におけるVのリバタリアン的な立場である。Vのフェミニズム、多文化主義、インターナショナリズム、コスモポリタニズムへの肯定的な姿勢は、失業者や未熟練労働者にとっては、あまり魅力的ではない (Dehdari 2021: 5-6, 22-23)。

特に移民・難民・統合問題について、Vは、MPと同様に比較的開放的な態度を取っている。移民問題に関しては、Vは、「要塞化したヨーロッパ」(fästning Europa)に反対し、移民労働者を有益なものとして歓迎し、国籍を問わずにすべての労働者が労働組合に包摂されることと団体交渉によって保護されること、また、移民が直面している種々の不平等を解消するための社会政策の制定などを主張している。そして、難民問題に関しては、Vは、スウェーデン政府の難民政策を批判し、国外強制送還させられる難民の数の減少や、地方自治体の難民事業のための予算増額や、難民が人並みの生活を送れるための福祉支給額の引き上げなどのような、より寛容な難民政策を訴えている。さらに、統合問題に関しては、Vは、異なるエスニック・コミュニティ間の相互交流の促進を訴え、市民権の獲得を目的とする文化テストに反対し、移民雇用への奨励や移民が各自のコミュニティにおいて母国語を学習できる機会の増加などを掲げている。

総じて言えば、Vは、政治文化的次元において自らと対極的な位置に立っているSDを主要な敵として認定し、政策的には、SDと正反対のものを唱えながら、組織的には、カウンターデモやパラメンタリーディベートやソーシャル・メディアを通じてSDと対決する路線を採っている。にもかかわらず、SDに対するVの立場が強硬であるほど、SDへの社会的注目度が上がるだけでなく、右派陣営全体もより利されるようなパラドックスが生じると指摘されている。

以上のような左翼リバタリアンの政策主張を持っているVは、2000年代以来の諸危機による有利な局面を把握できず、自らの支持基盤を拡大できなかった。結局、支持者の中で労働者階級が約34%しか占めていないVは、「ブルーカラー労働者のための政党」の地位をSDに譲り、「中間層、学生と公務員のための政党」となっている (McGowan & Keith 2016: 93-101, 104; Siaroff 2019: 452)。

2018年の議会選挙の結果は、将来、スウェーデンの政権形成が大連立か少数派政権かという二者択一を迫られることの定式化を意味する。主流左派政党に関しては、SAPは、SDを無責任・無能・非専門的な政党として非難した一方、自らこそ、国政運営を天職として責任を担える政党であるとアピールした。よって、SAPにとってSDとの協力は到底、受け入れられないことであるため、2019年1月11日に締結されたいわゆる「1月協定」(Januariavtalet)に示されたように、SDを孤立させ続けようとしたSAPは、紆余曲折を経て^[297]、社会経済的次元において自党とほとんど対極的な「中央党」(C: Centerpartiet)

[297] 「連立形成難易度指数」(ICD: Index of Coalition Difficulty)によれば、スウェーデンの連立形成の困難度は、2000年代に入ってから上昇の一途を辿り、2002年に24.85、2006年に26.04、2010年に30.83、2014年に33.74、2018年に40.17となった (Siaroff 2019: 32, 66-67)。

および「自由党」(L)からの閣外協力が不可欠な、史上最弱の少数与党政権を樹立せざるを得なかった^[298] (Salo & Rydgren 2021: 64-67)。

他方、主流右派政党に関しては、すでに【第1.4節】で考察されたように、二者択一のジレンマからの脱出を図ろうとしたMは、早くも2017年にSDとの協力可能性を模索し始めた。Mと同様な動きは、「キリスト教民主党」(KD)にも見られた。さらに、かつてSDを封じ込めることに大きな貢献を果たしたLも、ようやく2021年3月末に開催された党大会では、将来、政府の各政策、中でも毎年度の予算案をめぐるSDとの交渉可能性に道を開いた。こうして、2001年のデンマークとノルウェー、2015年のPSに次ぎ、2020年代に入ってから、SDの政権入りや閣外協力の現実味も一層高まっている。

実際には、SDは、左右の2大ブロックのいずれもにとって魅力的な社会経済的立場を占めており、SDの主流化／与党化を阻む重大な要因の1つは、その、依然として急進的な政治文化的立場であるとされている (Backlund 2022: 8, 12)。つまり、もし、オーケソン指導下のSDが従来の脱悪魔化・穏健化路線を堅実に進めていくなれば、SDの政治文化的立場は、最終的に主流右派政党に許容されることが十分あり得る、ということである。要するに、急進右翼政党の主流化／与党化に関する、北欧諸国の中のスウェーデンの例外性も、いつかなくなるのであろう。

2017年4月から5月にかけてのフランス大統領選挙では、マリーヌ・ル・ペンは、父親のジャン＝マリー・ル・ペンの跡を継ぎ、15年ぶりに再び急進右翼政党の候補者として決選投票に突入した。決選投票では、ル・ペンは33.90%の得票で中道的自由主義政党「共和国前進」(LREM: La République En Marche!)を代表するエマニュエル・マクロンに敗れたが、左右両翼の主要政党の候補者を退けた点では、依然として意義が大きかったのである。

それに加えて、ル・ペンの支持者の社会—人口統計学的な属性から、フランスのラストベルトと比喩される北東部地域や、産業空洞化が進んでいる南東部地域に暮らしている、教育と収入の水準が比較的低い肉体労働者やサービス部門の低技能従業員は、ル・ペンの主要な支持基盤を構成していることが観察された。とりわけ第1回投票で急進左翼政党「不服従のフランス」(FI: La France insoumise)のジャン＝リュック・メランションに投票した有権者の中の10%は、決選投票でル・ペンを支持した。また、決選投票に参加した人々を対象とした調査によれば、極左と自認する有権者のル・ペン支持の割合は、単に左派か左寄りと自認する有権者より高かった^[299]。

[298] 連立政権の強弱を判断する基準は、「議会ベース」(parliamentary base)、すなわち連立与党の議席率の和である (例えば、Siaroff 2019: 104, 160-161)。

[299] <https://www.ft.com/content/62d782d6-31a7-11e7-9555-23ed563ecf9a>、
<https://www.bloomberg.com/graphics/2017-french-election-maps/> (共に2022.03.26確認)。

こうした支持層構造の形成の背後には、FNの左翼権威主義化の定型化がある。FNは2017年の大統領選挙に向けた選挙マニフェスト（FN 2017=2017）において、資産をフランスに戻し、中間層と大衆を貧しくしてきた社会的・財政的政策を改変することを、大統領任期内の計画の第1目的（【(巻頭言)】）とし、国家役割の強化と公共支出の拡大、社会福祉の充実化、社会的弱者への保護に関する一連の政策主張を打ち出した。FN（2017=2017）は、マクロ経済政策として、再工業化計画の実行（【(34)】）、国家から有望な企業に出資する任務を負う最高の基金の創設（【(39)】）、財務省の管轄部門としての経済的変動に対応する事務局の創設と、それによる公正な競争を保つための新しい規制の設定（【(40)】）、研究と技術革新の公的予算を30%増やすこと（【(41)】）、「水ビジネス」（l' économie de l' or bleu）に関する広大な投資計画の推進（【(42)】）、農村部のインフラへの投資支援の強化、高速道路会社の再国営化、公営企業が保有する主力部門の売却の拒否（【(144)】）などを主張している。

そして、労働と福祉政策として、FN（2017=2017）は、労働者の労働条件の悪化や雇用の不安定化を招く懸念のある「エル・コムリ（El Khomri）法」として知られている労働法の撤回（【(53)】）、「寡婦・寡夫手当」（demi-part des veuves）の復活と退職年金の増額（【(54)】）、フランス国籍の家族専用の「家族手当」（allocations familiales）のより一般化と充実化（【(55)】）、フランス全土の老齢年金（ASPA）の最低金額の引き上げ（【(58)】）、低所得者や低年金者を対象とする購買力助成金（PPA）の設立（【(59)】）、直ちにガスおよび電気料金を5%下げること（【(60)】）、時間外労働の完全な手当と賃金の非課税化、また残業代の増額（【(63)】）（【(64)】）、すべての国民に対する社会保険と、あらゆる疾病治療費の医療保険による払い戻しを保障すること（【(65)】）、ジェネリック薬品の割合の増加を通じて高価な薬の価格を下げること（【(71)】）、富裕税の維持（【(74)】）、低所得者を対象とする税制優遇（【(75)】）、成人の障害者への手当（AAH）の引き上げ（【(88)】）、障害者雇用の促進（【(89)】）、退役軍人の年金支給額を上げること（【(94)】）、公の発注によって農民や漁民を直ちに支援すること（【(125)】）、誰もが住居を持てるように融資助成制度の強化と社会住宅の買い取り条件の改善（【(140)】）、最貧者を対象とする住居税の引き下げや住宅手当（APL）支給の永続化、また「若者住宅保護制度」（protection-logement-jeunes）を作ること（【(141)】）などを掲げている。

FN（2017=2017）は、「国内の平等性を確かなものに」（assurer l' égalité sur tout le territoire）（FN 2017=2017: 22）しようとし、国内全域、特に地方の公的なサービス（行政・憲兵・水道・健康・交通機関・地域病院・保健センター）に《フランス国民としての》誰もがアクセスできるようにする（【(138)】）と訴えている。こうして、エリー・ミッシェル（Elie Michel）によれば、2017年のル・ペンの大統領選挙キャンペーンにおける争点顕出性を分析すれば、FNの左傾化は確認された。ル・ペンはメランションの支持層に直接的にアピールし、社会経済的次元におけるFNとFIとの収斂を強調した。結局のところ、中道

右派政党「共和党」(LR: Les Républicains) のフランソワ・フィヨン (François Fillon) は、ル・ペンを度々急進左派とさえ呼んでいた。

最終的には、保護主義的であって左翼的な特徴が目立つ (Rovny & Polk 2020: 257) 選挙マニフェストを掲げていたル・ペンが、第1回得票で36%、決選投票で56%のブルーカラー労働者の票を獲得したように、左翼ル・ペン主義者／労働者ル・ペン主義者が過剰代表されている FN のプロレタリアート化はすでに確実になっている^[300] (Michel 2018: 243-244, 252; Shields 2018: 543-545)。

フランスの他、同年10月に行われたオーストリア総選挙でも、FPÖは、26.0%の得票と51議席(議席率は27.87%)という1999年に次ぐ史上2番目の好成績で、急進右翼政党化と左翼権威主義化以後(【第7.2.3節】または【第7.4.1節】を参照)の3回目の政権参画を実現した。

「公平」(fairness)への強調に終始するFPÖの2017年選挙マニフェスト(FPÖ 2017)は、家族政策に関しては、FPÖが家族優先とし、家族の経済的負担の軽減と気楽な生活の実現を第一に考えているため、家族優遇税制の導入(【(7.1)】【20.4】)、「家族手当」(familienbeihilfe)・「児童控除」(kinderabsetzbetrag)・「育児手当」(kinderbetreuungsgeld)がインフレ率の変動に応じて調整されること(【(7.2)】)などを主張している。高等教育政策に関しては、FPÖ(2017)は、高等教育の無料化(【(10.1)】)と研究費の増額(【(10.4)】)を要求している。高齢者政策に関しては、FPÖ(2017)は、家賃の値上げや物価の高騰によって社会的貧困にさらされている高齢者が尊厳のある老後生活を送れるために、保険期間40年の老齢年金の最低月額が1200ユーロへ引き上げられること(【(12.1)】)などを打ち出している。社会福祉と労働市場政策に関しては、FPÖ(2017)は、FPÖがオーストリアの福祉国家にコミットし、われわれの連帯的共同体が老齢・障害・疾病・事故・失業・非運によるリスクの軽減を約束する^[301]と明記し、月額1500ユーロの最低賃金の導入(【(13.2)】)などを訴えている。住宅政策に関しては、FPÖ(2017)は、社会的に不利な立場にある人々へ手頃な価格で住宅を提供し、若者や家族や高齢者や特別な需要を持つ人々の要望に応じて非営利住宅の建設を考慮しなければならないため、「会計検査院」(Rechnungshof)による「住宅共同組合」(Wohnbaugenossenschaften)への監査を通じた社会住宅建設の確保(【(14.2)】)、上下水道料金や廃棄物処理料金の値上げに反対すること(【(14.4)】)などを挙げている。医療と介護政策に関しては、FPÖ(2017)は、FPÖの基本理念がすべての国民に質の高い医療を提供することであるとして、健康保険基金の統一

[300] 2022年大統領選挙の決選投票の結果を見れば、ル・ペンは2017年より得票を約265万票増加し、引き続きラストベルトとしての北東部地域において優位を保ったのみならず、67%の労働者の票も獲得した。

[301] 原文は「Die FPÖ bekennt sich zum Sozialstaat Österreich. Unsere Solidargemeinschaft hat sich verpflichtet, Risiken bedingt durch Alter, Behinderung, Krankheit, Unfall, Arbeitslosigkeit und schwere Schicksalsschläge zu mildern.」(FPÖ 2017: 15)。

本化 **【(15.1)】**、医療・介護分野における全職種の給与改善と質の向上 **【(15.2)】**、「介護手当」(pflegegeldes) の年次評価と入院施設の拡充 **【(15.4)】**などを掲げている。インフラ政策に関しては、FPÖ (2017) は、オーストリアのインフラへの投資は、経済と雇用の刺激となるものであるため、道路・鉄道・航空・水運などの交通インフラの拡充に加え、郵便・情報通信技術・エネルギー・研究などの分野への投資も必要であると考え、2030年までを視野に入れたオーストリアの総合的なインフラ戦略の策定 **【(22.4)】**などを提案している。

FNと同じく、公共支出の拡大、社会福祉の充実化、社会的弱者への保護を看板にしたFPÖは、2017年総選挙では、59%のブルーカラー労働者の票 (vs. SPÖの19%、ÖVPの15%、自由主義の「新オーストリアとリベラルフォーラム」(NEOS: Das Neue Österreich und Liberales Forum)の4%、急進左翼の「イエッツトーリスト・ピルツ」(JETZT - Liste Pilz)の2%、GRÜNEの1%) **(Zandonella & Perlot 2017: 9)**を獲得したために、名実ともにオーストリアの「労働者の第1党」であり続けていた。

前に考察された通り、西欧における大規模な左翼権威主義的な有権者層の存在と、こうした有権者を代表する政党の欠如という時代背景の下で、FNとFPÖをはじめとする西欧の主要な急進右翼政党は、特に1990年代以来、主流政党のプログラムの空洞による民主主義の代表性・応答性の左翼権威主義の需給ギャップ、または政党システムの三極化にもたらされた左翼権威主義の構造的な穴を利用してきた。

これらの政党は、程度の差がありながら、政治文化的政策主張については、移民排斥主義／自民族中心主義、反多文化主義、反エスタブリッシュメント／ポピュリズム、反EU、法と秩序の強化、伝統的な倫理と価値観の防衛、国境管理の厳格化、国防と軍隊の増強などを堅持する一方、社会経済的政策主張については、連帯、結束／団結、平等、正義、公平といったスローガンを常用し、かつての新自由主義路線を放棄した上で、基本方針を社会福祉の充実、公共支出の拡大、国家役割の増大などのような、1960、70年代の伝統的な左派政党に馴染み深いものに転換した。その挙句に、左翼権威主義化した急進右翼政党は、多くの高齢者／年金受給者、失業者・低所得者／貧困者、障害者、労働者（なかでもブルーカラー労働者）のような、いわゆる社会的弱者の心を掴むことに成功し、「護民官政党」や「労働者政党」として、党勢を伸長させた **【表 7.2】**。

表 7.2 本稿で詳しく考察された 18 の急進右翼政党の自他規定

オーストリア	①	オーストリア自由党 (FPÖ)	「社会主義ではなく、社会的」、「社会的故郷政党」、「労働者の第1党」、「社会的ポピュリスト」、「中道左派政党」
	②	オーストリア未来同盟 (BZÖ)	「社会的」
ベルギー	③	フラームス・ブロック (VB)	「保護主義的なナショナル・ポピュリスト政党」
デンマーク	④	デンマーク国民党 (DF)	「社会民主主義の価値観と遺産の真摯な継承者と防衛者」、「真正正銘の労働者政党」、「中道権威主義政党」
フィンランド	⑤	フィンランド 田園党 (SMP)	「社会的ポピュリスト」、「非社会主義的左派政党」、「左翼ポピュリスト」、「農業ポピュリスト」
	⑥	真のフィンランド人 (PS)	「中道権威主義政党」、「中道政党」、「中道左派ポピュリスト政党」、「ブルーカラー労働者政党」、「貧困者のためのポピュリスト」、「左翼的な社会正義の言説で味付けされたポピュリスト」、「社会主義ではなく、キリスト教社会主義的」、「社会主義なき労働者政党」、「最も左派的非社会主義政党」
フランス	⑦	国民戦線 (FN)	「社会的右翼」、「社会的ポピュリスト」、「労働者の第1党」、「社会主義ではなく、社会的」、「護民官政党」、「左翼代行的政党」
ドイツ	⑧	国民民主党 (NPD)	「ナチス左派」、「社会的故郷政党」
	⑨	ドイツ民族同盟 (DVU)	「国民革命派」、「左翼的右翼人」
	⑩	共和党 (REP)	「高い社会的義務を負う国民政党」、「労働者政党」、「社会的・愛国的・エコロジカル政党」
イタリア	⑪	イタリア社会運動 (MSI)	「労働者政党」、「労働者の第1党」、「イタリア共産党(PCI)より左翼的」、「イタリアに残存する唯一の左翼」
	⑫	新イタリア社会運動—国民右翼 (Nuovo MSI-DN)	「MSI党内の社会派の路線の忠誠な実行者」
	⑬	イタリアの同胞 (Fdi)	「社会的右翼」
オランダ	⑭	中央党／中央党'86 (CP/CP'86)	「国民革命的政党」、「社会民主主義的なバックグラウンド」、「労働者政党」
	⑮	中央民主党 (CD)	「社会民主主義的なバックグラウンド」、「労働者政党」
スウェーデン	⑯	スウェーデン民主党 (SD)	「中道権威主義政党」、「スウェーデン労働者の政党」、「真の労働者政党」、「国民の家」の真の防衛者、「ペール・アルビン・ハンソンの思想的遺産の真の継承者」、「伝統的な社会民主主義的アジェンダの真の実行者」、「ブルーカラー労働者のための政党」、「左寄りの中道政党」
イギリス	⑰	国民戦線 (NF)	「社会主義的ファシスト」
	⑱	イギリス国民党 (BNP)	「祖父母世代の労働党」

出典：筆者作成

実際、本稿で詳しく考察された 18 の急進右翼政党の以外、従来、一般的に左派的な社会経済政策と無縁であるとは思われてきたいくつかの有名な急進右翼政党にさえ、近年、同じく左翼権威主義的な動きが見られるようになっている（【図 3.3】を参照）。

7.5 補論：親市場的な急進右翼政党の底流に蠢き始めた左翼権威主義的動き

(1) 「ドイツのための選択肢」(AfD)

第1は、ギリシャ債務危機救済への反対運動に由来し、最初は反ユーロ政党また柔軟な欧州懐疑主義政党として有名であったドイツのAfD (Arzheimer 2015) が挙げられる。結党当初のAfDは、もともとドイツ政党政治におけるFDPの位置を奪おうとし、政府財政規律の強化、市場競争の促進、税制の簡素化、小さな政府をめぐることは、両党が基本的に同じ立場を取っていた。また、常にFDPに似たレトリックを用いたAfDは、主に中産階級の票の獲得を目指していた (Adorf 2018: 31, 36-37)。

しかし、2015年には、党内の新自由主義陣営とナショナル保守・右派陣営との権力闘争の熾烈さが頂点に到達した結果、同年7月に党分裂が起こった（【脚注18】を参照）。それ以後、AfDの路線方針も転換した。例えば、2017年のAfDの選挙マニフェスト（AfD 2017）には、税制上の低・中所得者への救済措置の導入（【(10.1)】）、低賃金労働者の状況を改善して貧困のコストを社会化するための法定最低賃金への賛成や、派遣労働などのような不安定な雇用形態の制限（【(10.3)】）、長期失業者のための週に30時間で社会保険に加入する「市民労働」（Bürgerarbeit）の創設（【(10.4)】）、家族優遇税制、また、家族の住宅取得のための無利子ローンや補助金の導入、子育て期間中の親の年金額の増加（【(11.2)】）、雇用期間に応じた「失業給付」（Arbeitslosengeld）の受給期間の段階的な延長と控除額の増加（【(11.8)】）、医療コスト上昇による被雇用者のリスクの低減（【(11.9)】）、全国規模の「インフラ経済刺激プログラム」（KPI: Konjunkturprogramm Infrastruktur）の策定（【(14.1)】）などの政策主張が盛り込まれている。

政策主張の変化とともに、AfDの支持層の構造も変わりつつあった。2013年には、AfDはわずか6%のブルーカラー労働者と3%の失業者の支持を獲得したが、2017年に至ると、この2つの数値は共に21%へと激増した。他方、2013年には、27%のブルーカラー労働者と26%の失業者はSPDに投票したが、2017年に至ると、それぞれの割合は共に23%へ下降した。また、DLも同じくブルーカラー労働者と失業者の中での支持減を経験し、それぞれの数値は、2013年の13%と23%から、2017年の10%と11%へ激減した。さらに、2013年から2017年の間にAfDはDLから約40万票を奪い取り、2016年の世論調査によれば、SPD支持者とDL支持者が自分をブルーカラー労働者に分類する割合は、それぞれ17%と22%であったことに対して、AfD支持者が自分をブルーカラー労働者に分類する割合は、34%であった。

AfDのテューリンゲン州党支部リーダーのビョルン・ヘッケ^[302]（Björn Höcke）が2017年メーデーに行った極めて左翼的な演説によれば、SPDはもはや勤勉で質素な人々の利益を代表しなくなり、裕福で権勢のある人々のための政党となっているため、非社会的なSPDの福祉政策は本質的に新自由主義的なものである。ヘッケは、AfDの社会福祉政策を古い社会民主主義に取って代わる「社会的愛国主義」（Solidarischen Patriotismus）と名づけた。事実、ヘッケに率いられるAfDのテューリンゲン州党支部は、自らを新しい「労働者政党」と自称している。

類似する事は、前AfD党首ペトリーの発言や、ザクセン州でも見られた。ペトリーは、AfDが新しいSPDになりたいと公言した（Mudde 2019b）。さらに、2017年にAfDのザクセン州議員団の社会政策スポークスパーソンのアンドレ・ウェント（André Wendt）は、同州の貧

[302] ヘッケはAfD党内の最右翼派閥にあたる「翼」（Der Flügel）の領袖である。当該派閥は2020年3月に憲法擁護庁によって極右団体と認定された結果、同年4月に解散させられることになった。

困問題をめぐる AfD と DL との協力は非常に意義深いことであるという声明すらを発表した [303]。

要するに、新自由主義的な経済政策を掲げる政党として発足した AfD は、2015 年の党分裂を分水嶺にして、それから、NPD のような急進的な反資本主義（【第 6.3.1 節】を参照）とは距離を置きつつ、社会的保護の実行者と資本主義の批判者を自称するようになってきた (Backes 2018: 648)。こうして、フィリップ・アドルフ (Philipp Adorf) によれば、左翼権威主義というドイツ政党政治の中のイデオロギー的な空洞を埋めている AfD は、すでに教授政党から、ドイツにおける主要な「労働者政党」へと転身した (Adorf 2018: 38-40, 45)。

(2) 「(北部) 同盟」 (L (N))

AfD の他、第 2 は、ヨーロッパ史上の最も成功した地域政党 L (N) である。ダニエーレ・アルベルタッツィ (Daniele Albertazzi) とダンカン・マクドネル (Duncan McDonnell) によれば、「エスノ地域主義ポピュリスト政党」 (Ethnoregionalist Populist) としての L (N) のイデオロギーは、連邦主義と、移民反対・安全保障の推進という 2 つの主軸を持ち、必ずしも社会経済的争点に大きな関心を寄せていなかった (Albertazzi & McDonnell 2015: 43-48) が、イニャーツィによれば、初期の L (N) は、多かれ少なかれ親市場的な姿勢を取っていた。また、L (N) を典型的なネオリベラル・ポピュリスト政党と考えている研究者もいる (例えば、Mudde 2007: 131)。もっとも、1990 年代末には、北部における約 40% のブルーカラー労働者が L (N) を支持する傾向があり、ブルーカラー労働者は、すでに小経営者／小ブルジョワ層を越えて、L (N) の最も重要な支持基盤をなしていた (Ignazi 2003: 58, 60)。

新左翼・共産主義団体出身で、L (N) 党内左派の若手指導者として頭角を現したサルヴィーニ (伊藤 2020: 144) が 2013 年に党首に就任し、L (N) の国民政党化を推し進めた (【脚注 12】を参照)。支持基盤をさらに拡大させるために、サルヴィーニに率えられる L (N) は、より社会経済的争点に力を注ぐようになると同時に、ますます左傾化しつつあった (Berman & Snegovaya 2019: 10)。

例えば、低税収および中小企業優遇に特徴づけられる 2018 年の L (N) の選挙マニフェスト (L (N) 2018) は、税制としては、収入が年間 35000 ユーロ以下の低所得家庭の成員 1 人当たりの 3000 ユーロ控除額の設定 (【①】)、年金政策としては、《非政党内閣であるランベルト・ディニ (Lamberto Dini) 政権によって廃止された》年齢に関係なく拠出期間が 40 年以上であれば誰でも受給できるような「社会年金」 (Pensioni di Anzianità) の再導入 (【②】)、労働市場政策としては、法定最低賃金の導入 (【⑤】)、健康・医療政策としては、公的資金を中心とする現行の医療サービスの運営モデルの維持と、「普遍主義的原則」 (principio universalistico) の厳守 (【⑬】)、インフラ・運輸政策としては、イタリアの主要な港湾へ

[303] <https://www.nd-aktuell.de/artikel/1086836.armutsfrage-von-rechts-afd-versucht-es-mit-sozialem-patriotismus.html> (2022.03.31 確認)。

5年間で220億ユーロを投資すること、また5年以内に少なくとも国土の80%を鉄道運輸網・高速道路網でカバーすること **(【14】)**、家族政策としては、扶養家族と見なされる収入基準を2840ユーロから6500ユーロへと引き上げること、新生児1人につき18歳までの月額400ユーロの非課税給付金の支給、託児所の無料化、家族のための政府予算のGDPに占める割合が1%から3%へ増加すること **(【17】)**、障害者政策としては、障害者・非自立者への経済的支援の全面的強化、尊厳ある生活を保証できる「障害年金」(pensione d' inabilita)の創設 **(【21】)** などをも掲げている。殊に第21項の「社会政策:障害者」(Politiche Sociali: Disabilità) (5頁)は、第12項の「環境」(Ambiente) (7頁)と第6項の「安全」(Sicurezza) (6頁)に次いで3番目の紙幅を占めており、L(N)にとっての非常に重要な関心事であることが窺える。

結果として、サルヴィーニ指導下のL(N)は、一定程度の社会福祉充実と公共支出拡大を支持する方向に舵を切り、2018年総選挙では、12%の失業者 (vs. 「民主党」(PD: Partito Democratico) の11%、M5S の57%)、20%のブルーカラー労働者 (vs. PD の11%、M5S の43%)、15%の年金受給者 (vs. PD の40%、M5S の38%) の票を獲得した。これにより、いわゆる「労働者およびそれと関係する者」(operai e affini) がL(N)の第1支持層となっている (Broder 2020: 58, Tbl. 2.2, 173)。

(3) 「自由党」(PVV)

第3は、オランダのPVVである。2006年に成立したPVV **(【脚注11】【脚注78】を参照)**の党是は、反イスラム主義、ポピュリズム、ナショナリズム、法と秩序という4つの柱によって構成されている (Vossen 2017: Chapter 2)。だが、党首ウィルデルスの職歴により、PVVには、反コーポラティズム的な傾向が潜んでいると指摘された (水島 2012: 170-171)。それに加えて、ウィルデルスは、新自由主義を強烈に信奉するオランダの大物政治家であつて時には物議も醸したフリッツ・ボルケスタイン (Frits Bolkestein) の弟子であると同時に、PVVの結成直前に、彼はアメリカへ渡航し、「ヘリテージ財団」(Heritage Foundation)、アメリカンエンタープライズ研究所といった機構との経験交流も行ったことから、PVVは、労働市場の規制緩和や自由市場資本主義も擁護した (Afonso & Rennwald 2017: 2)。

その反面、近年のPVVが徐々に左翼権威主義化しつつあることも観察された (Lefkofridi et al. 2014: 82, n. 12; Hillen & Steiner 2019: 8)。その上、シモン・オッチェス (Simon Otjes) によれば、2006年から2014年までの短い間、西欧の急進右翼政党の中で、PVVは、社会経済的立場が最も劇的に左傾化した政党であったため、2010年代後半に至ると、それに左翼政党か、あるいは右翼政党というラベルを簡単に貼り付けることは、もはやありえないこととなった (Otjes 2019: 87, 94)。

つまり、得票最大化を図るウィルデルスは、デンマークのDFからインスピレーションを受け、「安全保障と移民に厳しく、ケアに甘い」という方針を採っている。こうした方針に従うPVVの社会経済的な立場は次第に左翼的となってきた。とりわけ社会福祉に関する議

案への賛否をめぐって、PVV と急進左翼政党の SP (【脚注 42】【脚注 53】を参照) は、常に同じ立場を取っている (Akkerman 2016: 147-154, 164, n. 11) だけでなく、貧困者支援や企業エリートへの攻撃などに関しては、互いにとって相手が理想的な盟友でさえあるとされている (Otjes 2019: 98)。

具体的には、2012 年の PVV の選挙マニフェスト (PVV 2012) は、経済政策に関しては、小さな政府、低い税金、できるだけ少ない規則、均衡財政、企業負担の軽減、経済的自由といった明らかに右翼的な信条を掲げている (【②】) にもかかわらず、福祉政策に関しては、PVV (2012) によれば、PVV が福祉国家を守ることに明確に賛成し、「社会的なオランダ」(sociaal Nederland) を好み、「一般老齢年金法」(AOW: Algemene Ouderdomswet) と老齢年金のために戦っている^[304]。したがって、PVV (2012) は、失業給付の水準と受給期間、保育への公的支出、解雇に対する保護、退職金の水準、《障害者就業の促進と保護を目的とする》「社会雇用法」(WSW: Wet Sociale Werkvoorziening)、《税を財源とする》「若年時障害援助法」(Wajong)、住宅ローン利息控除と家賃手当、などのような、社会福祉制度のあり方の変更に対する (【③】)。

それ以外、健康・医療政策に関しても、PVV (2012) は、医療の費用軽減と質の向上、老人ホームの維持、《老人虐待の防止、ヘルスケア監査機関の運営、介護人材の増加のために PVV 所属の議員フルール・アゲマ (Fleur Agema) によって提案された総額が約 10 億ユーロのいわゆる》「アゲマ・マネー」(Agema-gelden) の持続 (【⑦】) などを唱えている。

さらに、2017 年に至ると、かつての新自由主義的な経済政策は、すでに同年の PVV の選挙マニフェスト (PVV 2017) の 11 の主要な理念の中から姿を消した。その代わりに、健康保険の「強制的免責額」(Eigen risico) の完全撤廃 (【④】)、家賃の引き下げ (【⑤】)、公的年金支給年齢の引き上げへの反対と、「追加年金がインフレ率に応じて調整されること」(aanvullende pensioenen wél indexeren) (【⑥】)、在宅医療・介護の細工ゲンの撤回と介護人材の増加 (【⑧】) は強調されている。とりわけ 4 番目の理念について、事実、PVV は、右派陣営ではなく、中道左派の PvdA、緑の党の GL、急進左翼政党の SP、単一争点政党の「動物党」(PvdD: Partij voor de Dieren)、ひいてはトルコ・イスラム系エスニック政党「デルク」(DENK) という左派陣営の政党と歩調を合わせた^[305]。

結局、2010 年以来、左翼権威主義化の動きが見られる PVV は、PvdA と SP の支持基盤を絶えずに揺るがしてきた (Bale et al. 2013: 95-96)。自らをオランダにおける唯一の「真の労働者の擁護者」と誇っている PVV は、2017 年の第二院/下院選挙で、13.06% (+2.98%) の得票と 20 議席 (+5 議席、議席率は 13.3%) をもって第 2 大政党へ躍進したのみならず、

[304] 原文は「Daarom kiest de Partij voor de Vrijheid onomwonden voor de verdediging van onze verzorgingsstaat...De Partij voor de Vrijheid kiest liever voor een ‘sociaal Nederland...De Partij voor de Vrijheid vecht daarom voor de AOW en de pensioenen」 (PVV 2012: 22-23)。

[305] <https://www.lhv.nl/actueel/nieuwsberichten/wat-zeggen-politieke-partijen-over-het-eigen-risico/> (2021.04.04 確認)。

労働者階級の中での PvdA と SP の優位も崩した。つまり、労働者が支持者の 7 割を占めている PVV は、合計 50%未満の PvdA と SP より、「労働者政党」の名に値するようになった (Afonso & Rennwald 2017: 1, 4)。

(4) 「進歩党」 (FrP)

第 4 は、ノルウェーの進歩党である。前述したように、FrP の性質は、反税・反福祉国家・反官僚制の小ブルジョワ層の抗議運動もしくは新自由主義政党によって概括されうる一方、FrP が急進右翼政党であるかどうかをめぐっては、現在でも研究者の間に未だ定論が存在しない (【第 1.1.3 節】を参照)。ところが、こうした FrP は、早くも 1980 年代末から福祉国家への攻撃を緩和し、主流の新自由主義と異質なものを掲げていた結果、1990 年代以後に、「労働党」 (AP: Arbeiderpartiet) からは、「労働者の第 1 党」の身分すらも奪取できた (Andersen & Bjørklund 1990: 204-208, 2000: 216-218; Hainsworth 2008: 88)。

北欧諸国の急進右翼政党の中で労働者階級からの支持を最も意識的に追求している政党である (Salo & Rydgren 2021: 90) と見なされた FrP は、1990 年代中頃から、「石油基金」 (Oljefondet) を介して社会福祉への公共投資を拡大することなどを主張するように、社会経済的次元における左傾化は、さらに突出した (Jungar & Jupskås 2014: 223-224, Tbl. 1)。例えば、1997 年の総選挙では、FrP が「ヘルスケアと高齢者介護—仕事第一主義」を掲げていた一方、AP のスローガンは「高齢者・ヘルスケア第一」であった。4 年後の 2001 年総選挙でも、FrP と AP は、それぞれ「福祉は最も重要である。FrP に一票を」と「もし福祉が最も重要であれば、AP に一票を」というほとんど同じスローガンを使用していた。結局、アンネシュ・ラビク・ユプスコース (Anders Ravik Jupskås) によれば、争点顕出性が最も高いのは福祉政策であった 2001 年の総選挙では、高齢者介護に関する争点の所有権は、伝統的な所有者の AP から、FrP へと譲り渡された (Jupskås 2016: 172-174, 183)。

また、1999 年のメーデー演説では、当時の FrP 党首カール・ハーゲン (Carl Hagen) は、今後の FrP が共通利益をめぐって「ノルウェー労働総同盟」 (LO: Landsorganisasjonen i Norge) との協力に前向きであると表明した。ハーゲンの演説に象徴されたように、この時点での FrP は、すでに反移民と左翼的な経済的立場を結合させるような福祉排外主義路線を強めた。

FrP の態度に応える形で、自由な国際労働移動に反対する点で FrP と一致する LO のリーダー、ゲルト・リーヴ・ヴァラ (Gerd-Liv Valla) も、招請を受けて 2002 年の FrP 党大会で演説を行った。FrP 党大会へのヴァラの出席は、FrP の労働運動との協調的な戦略行動における里程標的な出来事であり、翌年のメーデー演説では、ハーゲンは、FrP が新しい労働党であるとさえ宣言した。

その後、2005 年の総選挙では、FrP は、法と秩序の強化や移民・難民規制の厳格化などのような古典的な急進右翼政党の姿勢と、競争および民営化に関する中道右派政党の立場と、公共サービスの改善や、インフラならびに高齢者・ヘルスケアといった中核的な福祉分野へ

の財政支出の拡大を求めるような、左翼政党の政策主張を組み合わせる選挙キャンペーンを行った (Sitter 2006: 578)。さらに、2006年には、FrPは、APとLOの組織構造を模倣して、労働組合マニフェストの制定および人材の育成を主要任務とする「労働組合政策委員会」(Fagpolitiske Utvalg)をも設置した。

このように、2010年代初頭のFrPには、本論で考察された、いわゆる過渡型／準—左翼権威主義型の急進右翼政党のいくつかの特徴が見えるようになった。つまり、FrPが「労働者政党」を自認すると同時に、冒険心に富む資本家も賞賛し、労働市場の諸問題に対して、民間的かつ雇用者に優しい解決策を提唱している。その上、FrPは、高歳出と低税収という、定型化した左翼権威主義型の急進右翼政党によく見られる政策選択上の奇妙な組み合わせをも多かれ少なかれ取り入れている。

さらに、2010年中葉以降、福祉排外主義的なFrPは、社会福祉や仕事といった、伝統的にAPが強い政策分野においては、徐々に争点の所有権を手に入れるようになりつつあった。他方、APも、移民・難民問題についてますます自党の立場を厳しくしてきた。これを受けて、FrPとAPが一体、どこに違いがあるのかという疑問は、多くの人々の間で生じた (Salo & Rydgren 2021: 91–113)。この点については、2017年のFrPの選挙マニフェスト (FrP 2017) の内容を見れば分かる。

FrP (2017) は、低税収や、公的規制の廃止・緩和や、経済的自由と効果的競争の強調や、官僚機構の簡素化や、自由貿易の強化や、公有制の縮小や、中小企業への保護・優遇や、一時雇用の規制緩和や、「労働環境法」(Arbeidsmiljøloven)の柔軟化や、社会的給付の受給額上限の設定 (【(1.5)】【(1.11)】【(1.12)】【(1.13)】【(1.14)】【(1.15)】【(10.1)】【10.2】【(10.6)】【(10.10)】といったような、典型的な右翼的か、あるいは新自由主義的経済政策を唱えている。

一方、FrP (2017) は、家族政策としては、公的支援制度がより多く提供すること (【(8.1)】、医療・介護政策としては、看護・介護サービスに関する国の財政責任の確認 (【(9.1)】、労働・福祉政策としては、重病の場合に扶養家族を対象とする「期限付きの傷病手当」(tidsbegrenset sykelønn)の復活と、重病のための「拡大的な疾病給付制度」(utvidet sykelønnsordning)の創設 (【(10.3)】、低技能労働者をより就労させるための「柔軟な賃金補助」(fleksibelt lønstilskudd)の導入 (【(10.5)】、障害者のために国費で賄われる交通計画を制定すること (【(10.14)】などのような公共支出拡大、または福祉充実を特徴とする政策主張も掲げている。

要するに、他の西欧諸国の急進右翼政党に比べて、古い勝利の方程式、すなわち右翼権威主義的な傾向が依然として強いFrPも、上記のような、親福祉的な主張を多く取り入れている。結果として、2017年総選挙後のFrPは、APに取って代わって「労働者政党」の衣鉢を継ぎ、最も庶民的な政党になったと指摘されている (Salo & Rydgren 2021: 112)。

(5) 「イギリス独立党」(UKIP) と「スイス国民党」(SVP)

第5と第6は、イギリスのUKIPとスイスのSVPである。すでに述べたように、本稿で考察された数十の急進右翼政党の中、UKIPとSVPは、福祉国家をますます支持しなくなり、右翼的な経済政策に固執する最も例外的存在であるとされている。にもかかわらず、こうした例外的なUKIPとSVPにしても、近年、何らかの左翼的か、あるいは福祉排外主義的な要素を吸収した（【脚注50】を参照）。

①UKIP

1993年成立のUKIPの創設者のうちの1人は、昔の「自由党」(Liberal Party)と淵源が深く、自由主義的な歴史学者アラン・スグッド(Alan Sked)であった。長い間、UKIPは、強硬な欧州懐疑主義を掲げる自由主義右派で反EUを最も重要な主張とする単一争点政党と見なされていた。また、UKIPが最初に台頭した地域は、一般的に保守党が優位であった南西部地域であり、「レイトペイヤー」(ratepayer)と呼ばれる小経営者／小ブルジョワ層または旧中間層はUKIPの支持基盤をなしていた。

しかし、2004年に行われた地方選挙と欧州議会選挙において、労働党とUKIPに票を分割した有権者がすでに一定数存在し、地方選挙で労働党に投票した有権者にとって、UKIPは欧州議会選挙では労働党に次ぐ第2の選択肢となり、それに対して、地方選挙でUKIPに投票した有権者にとっても、労働党は欧州議会選挙でUKIPに次ぐ第2の選択肢となった。

それのみか、2004年の欧州議会選挙において、UKIPの顔として選挙戦の先頭に立ったのは、労働党の下院議員を務めたことのある有名な司会者ロバート・キルロイ＝シルク(Robert Kilroy=Silk)であった。さらに興味深いのは、同年には、元労働党員、オールド・レイバーであって急進左派のデリック・ハックフィールド(Derrick Huckfield)によって結成された地元政党「ケアリング党」(Caring Party)が、UKIPに合流した。結局、2000年代後半から、UKIPは労働党の地盤でも躍進し始めた(若松 2013)。

UKIPの主要な支持基盤も、南西部地域に集中するレイトペイヤーや旧中間層から、ミッドランドや北部地域のマーケットタウンに住む高齢者、低学歴者、労働者、とりわけブルーカラー労働者階級へと変化しつつあり、これらの有権者は、1997年のニュー・レイバー政権以降に起こったイギリスの一連の社会変化に深い不満を抱く傾向がある(Goodwin & Dennison 2018: 750)。

2014年に行われた世論調査によれば、16%の労働党支持者が翌年の総選挙においてUKIPに投票する意向を示し、「イングランド・ウェールズ緑の党」(GPEW: Green Party of England and Wales)に投票しようとする労働党支持者の割合(21%)との差は、わずか5%であった^[306]。また、2015年の時点で、約60%のUKIP支持者は、労働者階級に分類されていた(Afonso & Rennwald 2017: 3-4)。また、ロバート・フォード(Robert Ford)とマシュー・

[306] <https://www.businessinsider.com/labours-leaked-strategy-document-2014-12> (2021.04.12 確認)。

J・グッドウィン (Matthew J. Goodwin) の計算によれば、社会—人口統計学的な観点から UKIP が最も獲得しやすい 50 議席のうちの 42 は、労働党議員によって占有されており、これらの議席のほとんどは、伝統的に労働党の牙城であったイングランド北部の産業地域に分布している。要するに、2 人は、UKIP が労働党にダメージを与えられる真の実力を持っているという結論を下した (Ford & Goodwin 2016: 483, 486-487, 489)。

2016 年 6 月 23 日に開催された EU 離脱是非を問う国民投票の結果を受けて、イギリスの EU 離脱が決まった。悲願を成就したナイジェル・ファラージ (Nigel Farage) はやがて党首を辞任し、後任のダイアン・ジェームス (Diane James) もわずか 18 日後に辞職した。同年 11 月末の副党首ポール・ナットル (Paul Nuttall) の党首就任によって、UKIP の混乱はようやく一段落した。ナットルに率いられる UKIP の社会経済的次元における左傾化は一段と顕著となった。彼は、ファラージが訴えた NHS の民営化や、逆進性の均等税や、国家年金システムの撤廃などに反し、NHS の公的性質の維持や、累進課税や、社会的給付の保護などを唱えていた (Afonso & Rennwald 2017: 2-3)。

2017 年の総選挙に向けた UKIP の選挙マニフェスト (UKIP 2017) も、ナットル指導下の UKIP の左傾化をよく反映した。UKIP (2017) は、増税しないことを前提とする 350 億ポンドの公共支出の増加、NHS への毎年 110 億ポンドの追加投資、所得税納付の閾値を 13500 ポンドへ引き上げること、若者へ毎年 10 万戸の新築住宅を提供すること、すべての年金給付と年金の「トリプルロック／3 重保障」^[307] (Triple Lock) の維持、障害者・介護者給付の保護 (【(Introduction)】) を主要原則としている。UKIP (2017) によれば、コネも市場支配力も持たない「置き去りにされた人々」(the left behind) ならびに「仲間はずれにされた人々」(the left out) のために声を上げようとする UKIP の経済的アジェンダは、「勤労大衆」(the working people) の生活負担の軽減を目指し、エネルギー・ファーストフード・女性用生理用品の付加価値税の廃止、個人の手当を少なくとも 13500 ポンド増額することなどの内容を含んでいる (【(2)】)。

次に、労働政策について、UKIP (2017) は、労働党の前首相ゴードン・ブラウンが 2010 年総選挙のために掲げた物議を醸した公約、「イギリスの仕事はイギリスの労働者に」(creat British jobs for British workers) を引用し、イギリスの労働者を支援する唯一の政党である UKIP がブラウンの公約を実現し、それを法律上に意味のあるものにするに約束している (【(3)】)。そして、健康・医療政策について、UKIP (2017) は、労働党と保守党政権の下で支出の削減や民営化の試みなどによって NHS はすでに破綻寸前であると述べ、前述の毎年 110 億ポンドの追加投資の以外、医療保健・介護省^[308] (Department for Health

[307] 年金のトリプルロック／3 重保障とは、年金給付額の伸び率を①賃金上昇率、②インフレ率、③2.5%のうちの最大値にするような制度である。

[308] 2018 年にイギリスは従来の「保健省」(Department of Health) と「社会的ケア省」(Department of Social Care) を合併し、新しい「保健・社会的ケア省」(DHSC: Department of Health and Social Care) を設立した。

and Care) の設立や、NHS へ統合された、持続的に資金が供給される社会保障システムの構築も提唱している 【(6)】。続いて、高齢者・障害者政策について、UKIP (2017) は、前述の年金給付と年金の3重保障の維持を除き、介護予算の削減を撤回した上で、社会保障に毎年最大20億ポンドを投入すること、介護者手当を週62.7ポンドから週73.1ポンドへと引き上げることなどを掲げている 【(10)】。

また、開発援助政策について、UKIP (2017) は、対外援助予算の削減を通じて節約された毎年100億ポンドの資金を NHS や他の公共サービスに再分配すべきであると主張している 【(16)】。さらに、交通・運輸政策について、UKIP (2017) は、「伝統的に労働党の牙城としての産業地域である」北部イングランドの経済復興と産業再生のために鉄道、空港などのインフラ整備への投資強化を訴えている 【(17)】。最後に、UKIP (2017) は、2017年から2022年までの5年間の財政支出計画をも立てている。UKIP (2017) によれば、UKIP が目指している財政支出の増額は、2017年～2018年の115.1億ポンドから、2021年～2022年の333.4億ポンドとなり、5年間に約189.67%の成長を達する (UKIP 2017: 63)。

こうして、福祉の充実と財政支出の拡大を唱えていた2010年代後半のUKIPは、自由主義右派と見なされた結党当初のUKIPとは大きくかけ離れる。

②SVP

UKIP と同じく西欧急進右翼政党の中で最も例外的存在であると考えられたのは、スイスのSVPである。【第1.1.3節】で考察された通り、1990年初頭からクリストフ・ブロッハー (Christoph Blocher) に率いられる急進派としてのチューリッヒ州支部が徐々に党内の指導権を奪い取っていたことにより、SVPは、2000年代初頭までに、従来の農本主義・保守主義の福音派農民政党内から急進右翼政党へと脱皮しつつあった (Mazzoleni 2016; 田口 2016)。また、SVPは、急進右翼政党群の中の最も反国家介入で親自由市場的政党であり、社会保障より個人的責任を強調し、減税および経営者指向の強い政党であるため、ネオリベラル・ポピュリスト政党か、あるいは保守主義的ポピュリスト政党であると定義されている (Mudde 2007: 123, 128, 131; Albertazzi & McDonnell 2015: 59-65)。

一方、1990年代初頭のSVPの主要な支持基盤は、「専任主婦」(homemaker、約19.4%)、小経営者・農民層(約18.6%)であり、ブルーカラー労働者階級とホワイトカラー労働者階級からそれぞれ11%と10%ぐらいの支持を獲得できていたが、1990年代末に至ると、小経営者／小ブルジョワ層(約36%)とブルーカラー労働者階級(約31%)と年金受給者(約28%)は明らかにSVPの支持者の3つの柱となっていた (McGann & Kitschelt 2005: 155-157, Tbl. 1, Tbl. 2)。2000年代に入ってから、約40%の産業労働者と約34%のサービス業労働者はSVPの支持者であり、労働者階級はすでに小経営者／小ブルジョワ層(約38%)を越えてSVPの第1支持層となっていた (Oesch 2013: 40-41, Fig. 2.1)。さらに、2010年代前半のSVPの支持者の中、約33%は産業とサービス業労働者であり、「スイス社会民主党」(SP: Sozialdemokratische Partei der Schweiz、約22%)よりも「労働者政党」の名

に値するようになり (Rennwald 2020: 60)、【表 3.2】が示すように、2020 年頃の SVP は、中間・低所得層に支持されている筆頭の政党ともなった。SVP が労働者階級と中間・低所得層、または労働市場の「負け組」の中で大人気を誇っていることは、一見ねじれた状況である (【脚注 58】を参照)。というのが、SVP は長らく新自由主義の旗振り役と、富裕層や労働市場の「勝ち組」の代弁者と認識されてきたからである。

この点は、2019 年の総選挙に向けた SVP の選挙マニフェスト (SVP 2019) によってうまく反映されている。SVP (2019) は、自由とより少ない規制 (【(4.2)】)、国による経済への妨害に反対すること (【(4.3)】)、賃金以外の人件費の削減 (【(4.11)】)、労働市場と労働時間の柔軟化 (【(4.14)】)、個人と法人向けの減税措置の実施、新税導入への反対、税制の簡素化 (【(5.1)】 【(5.11)】 【(6.6)】)、財政支出の減少と財政赤字の解消と政府債務の削減 (【(5.3)】 【(5.4)】 【(5.8)】)、公務員数の減少 (【(5.6)】)、福祉国家の拡大の否定 (【(11.1)】)、社会的サービスの再編のためのいかなる増税や負担金の増加の拒否 (【(11.2)】)、定年退職年齢の引き上げ (【(11.5)】)、中央集権化と国家のさらなる拡大より「民兵の原則」^[309] (Milizprinzip) の堅持、また社会福祉分野での地方自治体の自律性の強化 (【(11.10)】)、医療サービスにおける個人責任の強化 (【(12.6)】) といったような、典型的な右翼的か、あるいは新自由主義的な社会経済的主張を擁護している。

他方、近年の SVP も一定程度の左傾化または福祉排外主義化の傾向が見られると指摘した研究者がいる。人種差別に対する刑罰の基準を撤廃しようとした (【(23.11)】) SVP は、労働市場における既存の移民支援策の縮小 (【(4.15)】) や、貧困移民による福祉国家の侵食を防止するためにすべての社会福祉制度に最低拠出期間を設定すること (【(11.4)】) などを主張したことから、確かに排外主義的な政党であるとはいえ、従業員として使えるお金の増加と仕事の安定を享受できること (【(5)】)、家族の生活費の増加と勤労者の税負担の軽減 (【(6)】)、年金生活者として安心できる年金を受給すること、若者として長期的に安心できる社会保障を受けること、生活困窮者として他人の悪用で状況がより悪くならないような安心感を覚えること (【(11)】)、患者として質の高い医療サービスを利用できること、被保険者として手頃な医療保険料を支払うこと (【(12)】) のような具体性のない約束、また、基本健康保険料の全額税額控除 (【(12.16)】) や医療費が保険料支払者の賃金より早く成長しないこと (【(12.17)】) のような僅少の主張を除けば、SVP の親福祉的な姿勢はほとんど見当たらない。

したがって、SVP が西欧における主要な急進右翼政党の中での最も例外的な存在であるという言い方は、まさにその通りである。

[309] スイスにおける「民兵の原則」の国家安全保障・政治・社会への浸透について、<https://www.swissinfo.ch/eng/participatory-democracy-switzerland-s-militia-system---a-tradition-under-threat-/45369326> (2022.04.18 確認) を参照されたい。

第三部

急進右翼政党の責任と能力

第8章 急進右翼政党の主流化／与党化をどう説明すれば良いのか

第2部では、西欧における主要な急進右翼政党が、左翼権威主義的な橋架け争点を媒介として、社会経済的次元における左右両翼の主流政党の政策的収斂によって、とりわけ社会民主主義政党の新自由主義化・右傾化によって疎外された有権者を惹きつけようとしたことを考察した。また、これまでの分析から、近年における西欧急進右翼政党の台頭と躍進は、左翼権威主義への路線転換と緊密に関係することが分かった。本章においては、急進右翼政党の主流化／与党化が左翼権威主義化とどのように関係していたのかという問題に焦点を定める。

8.1 新興政党の主流化／与党化に関する2つの既存の理論

8.1.1 「包摂＝穏健化理論」(Inclusion-Moderation Thesis)

急進右翼政党の台頭と並行して、過去10年の政党研究において急成長した分野の1つは、ニッチ政党に関するものである(Zons 2016: 1205; 【脚注32】と【脚注82】を参照)。ニッチ政党の主流化／与党化問題を考察する際の理論的出発点の1つは、包摂＝穏健化理論である。この理論によれば、ニッチ政党の穏健化は、民主主義的手続きと制度への関与によって説明することができる。

包摂＝穏健化理論をもとに、ニッチ政党が主流化／与党化を達成するまで、少なくとも4つの道のいずれかを歩んだことになる(Paxton & Peace 2020: 2-3)。1つ目の道は、既述ブラックの中位投票者定理とダウンズの空間競争モデルである(Black 1948; Downs 1957)。この理論によれば、急進右翼政党は、新たに選挙市場に参入した政党として、得票最大化または政権獲得のために政策主張を穏健化させる必要に迫られることになる。2つ目の道は、政党組織の専門職化に関する学説であり、アンジェロ・パネビアンコ(Angelo Panebianco)の選挙—プロフェッショナル政党論がその代表である。パネビアンコによれば、党官僚とイデオロギー信奉者を中心に組織された「大衆官僚政党」(Mass Bureaucratic Party)は、選挙コンサルタントや世論調査・宣伝に従事する「プラグマティックな専門家」(pragmatic careerist)にますます依存するようになり(Panebianco 1988; Pettitt 2014: 54-55; 吉野 2015b: 52-53)、このような専門職化が結果として党の穏健化を促す。

3つ目の道は、政権連合の成立に関して特に政策実現モデルを基礎とする理論である(Leiserson 1966; Axelrod 1970; De Swaan 1973)。論者によって多少の力点の違いはあるものの、政権参画を通じて自らの政策選好を実現しようとするので、相互の政策距離が短い政党同士による連立のほうが望ましいという点で共通している。したがって、主流の大政党と連立する可能性があるニッチ政党は、自党の政策立場をなるべく主流大政党のそ

れに接近させることになる。4つ目の道は、バーマンが言う民主主義の「くぼみ理論」(pothole theory)である。バーマンによれば、民主主義的手続きと制度への関与にコミットした革命志向の政党は、有権者に、自らがきちんと約束を守って仕事を成し遂げたよう納得させる必要があるため、くぼみの補填や、ひび割れた歩道の補修や、生活排水の処理などのような、市民の日常生活でよくあるトラブルの解決に忙殺される中、イデオロギー、「政治的硬直性」(political rigidity)、急進主義のようなものに割ける時間はほとんどない。結局、これらの政党は、否応なしに穏健化していく (Berman 2008: 6)。

しかしながら、包摂＝穏健化理論自体には、少なくとも4つの問題がある。第1の問題は、あるニッチ政党が政治的包摂を通じて穏健化するのか(例えば、1990年代以降のイスラム主義政党に関しては、Schwedler 2011)、穏健化後に政治的に包摂されるのか(例えば、19世紀後半以降のカトリック政党に関しては、Kalyvas 1996: 特に241-264)について、既存研究の解釈が一致していないことである。第2の問題は、もしあるニッチ政党が穏健化後に政治的に包摂されるならば、その穏健化が、積極的で主動的なのか(例えば、20世紀初頭の社会民主主義政党に関しては、Przeworski & Sprague 1986)、あるいは消極的で受動的なのか(例えば、戦後の共産主義政党に関しては、Berman 2008)は、政党内部または外部にあるさまざまな要素によって決まることである。

第3の問題は、急進右翼政党を見ると、この政党群の穏健化と政治的包摂との関係は、未だ明瞭ではないことである。政治的排除は急進右翼政党を急進化させないが、政治的包摂は確実に急進右翼政党を穏健化する効果を持つことに加えて、急進右翼政党が主流化／与党化するための最初の一步は、自らの政策主張をより受け入れられやすいものにするということである、という結論を下した研究 (Van Spanje & Van der Brug 2007; Van Spanje 2010)がある。一方、政治的排除は急進右翼政党の政策的変化を引き起こさない上に、政治的包摂も急進右翼政党の穏健化をもたらさず、イデオロギーの急進性もしくは穏健さというより、むしろ過激主義・急進主義の世評の有無こそ、急進右翼政党の主流化／与党化の成否を左右する要素であるため、包摂＝穏健化理論と「排除＝急進化理論」

(Exclusion-Radicalisation Thesis)は根拠がない (Akkerman & Rooduijn 2015)とする研究も存在する。

実際に、本稿で検討された内容から、西欧12カ国の主要な急進右翼政党は、少なくとも5つのグループに分類できる。すなわち、1番目のグループは、オーストリアのFPÖやノルウェーのFrPを代表とする、自らの政策主張を穏健化すると同時に主流化／与党化を果たした一群である。2番目のグループは、ベルギーのVB、ドイツのAfD、オランダのPVVといったような、政治的に排除される一方で急進化の一途を辿りつつある一群である。3番目のグループは、フランスのFNとスウェーデンのSDが典型的な、政治的に排除されるにもかかわらず、穏健化しつつある一群である。4番目のグループは、デンマークのDF、フィンランドのPS、イタリアのL (N)を筆頭とする、急進化しつつあるにもかかわらず、主流化を成し遂げた一群である。5番目のグループは、主流政党ではありなが

ら、急進化しつつある一群であり、その典型は、スイスの SVP^[310]である。こうして、以上のような急進右翼政党の多様性からすれば、包摂＝穏健化理論は、この政党群の主流化の成否を十分に説明できないと言える。

最後に、第4の問題は、包摂＝穏健化理論の基礎をなしている、得票最大化・政権獲得・政策実現という政党の3つの戦略的行為モデル (Strøm 1990a; Müller & Strøm 1999) から急進右翼政党の主流化／与党化の成否を説明する試みも必ず妥当ではないことである。

2大政党制の下での得票最大化を図る戦略的行為は、2大政党間の中道への政策的収斂をもたらすとされる。これに対して、主に多党制の形をとる大陸ヨーロッパ諸国の政党政治では、急進右翼政党の政策の中道化は逆に中核的支持者の離反を招く恐れがある。すなわち、得票最大化を最優先目標とする急進右翼政党は、急進的で非妥協的な政党と見なされ、主流化が極めて困難であると推論される。しかしながら、上述の4番目のグループに属する DF、PS、L(N)の事例は、重大な反証となる。これらの政党の事例は、急進化と並行して支持基盤を大幅に拡大し、主流化を成し遂げることが決して不可能ではないことを示唆する。

これに対して、ウィリアム・ライカー (William Riker) は、あらゆる合理的アクターとしての政党の目標が「勝利」(winning) であるとした (Riker 1962: 22)。政党・選挙政治での究極の勝利とは、政権獲得であろう。論理的に考えれば、政党間の連合が日常化している欧州政治の文脈の中で、政権獲得を重視するならば、連立可能な相手とされるために、急進右翼政党は中核的主張に関してさえも何らかの譲歩をする可能性がある。そうした政党は、急進右翼政党の中で最も主流化しやすいタイプであると考えられる。ところが実際には、すでに考察されたように、3番目のグループ、とりわけフランスの FN は、政権獲得を明確に第一目標として掲げ、党のイメージと政策方針の転換のために尽力しているにもかかわらず、この目標を未だ実現できていない。

さらに、急進右翼政党は政策実現を第一目標とする政党でもあり得る。だが、急進右翼政党が「純粋政策追求者」(policy purifier) であろうとするのか、あるいは「政策影響追求者」(policy influencer) を目指すのかによって、その行動様式は異なると考えられる。前者の場合、急進右翼政党は政策の純粋さを最も重視するため、政党間交渉の過程における妥協はあまり期待されず、それどころか、ネオ・コーポラティズムや、多元主義や、レファレンダムなど、いわば自由民主主義の基本的な特徴と理念にさえ反対し、高度な「政党政府」^[311] (party government) を志向するきらいがある (Katz 1987: 18-21;

[310] 1959年～2003年のスイスの閣僚ポストは、4大政党の「自由民主党」(FDP: Freisinnig-Demokratischen Partei. Die Liberalen)、CVP、SP、SVPの間に、2:2:2:1の比率で配分されていたが、PPDの衰退とSVPの台頭により、2003年以降の比率は、2:1:2:2となっている。こうした閣僚配分の比率は、戦後スイスの合意型民主主義の安定性の象徴であり、「魔法の公式」(magic formula)と名づけられる。

[311] リチャード・カツ (Richard Katz) によれば、政党政府は3つの特徴を有す

Strøm 1990a: 569)。したがって、この点から見れば、純粋政策追求者たる急進右翼政党の主流化／与党化はそもそも不可能であると言えるだろう。他方、後者の場合、政策実現という目標自体の優先度が低くなり、かえって政権獲得に従属する二次的な目標となってしまう可能性がある。

8.1.2 抑圧的な政治環境

以上で紹介された諸研究では、急進右翼政党をはじめとするニッチ政党の興亡に極めて重要な影響を与えてきた政治的環境 (Art 2011: 43-49) が、常に見逃されている。連立形成の「乱雑化」(promiscuity) と「一般的連立自由」(allgemeine Koalitionfreiheit) の普遍化による「革新的政権構成」(innovative governing formulae) の頻出は、ここ数十年間の西欧の政党政治の変動を示す最も重要な指標の1つであり、こうした革新的政権構成を導いた原因の1つは、政党システムに根付いた「機会の数理的な構造」(numerological structure of opportunities) である (Mair 1997: 211-223; Bartolini 1998: 37, 50; Deschouwer 2008: 1)。とりわけユーロ危機以降、議会断片化、選挙変易性および政党システムの分極化による政党システムの脱編成は、政党間の競争構造の開放度を高めて新興政党の政権参画に道を開いたとされている (Lisi 2018)。

これを受けて、譚 (2019) は西欧 11 カ国における 17 の主要な急進右翼政党の主流化／与党化の成否を従属変数として、政党システムの分極化と競争度、議会における急進右翼政党の規模と断片化ならびに国政レベルの防疫線の有無という 5 つの指標を独立変数とする。結局、対応のない 2 標本 t 検定と 2 項ロジスティック分析の結果によれば、急進右翼政党の主流化／与党化の成否を規定する要因は、これらの政党の規模と国政レベルの防疫線の有無の 2 つしかない。ただし、譚 (2019: 248, 255) が承認したように、第 2 次世界大戦以降に西欧においてこれら 17 の主要な急進右翼政党が参加した国政選挙の標本数は 115 であり、そのうち、急進右翼政党の主流化／与党化自体が相対的に新しい現象であるがゆえに、標本の数は 24 しかない。したがって、事例数や使用可能なデータの量の不足によって実証分析の手段が物理的に制約されており、国際比較は極めて難しい。

これに対して、ラージ N 統計分析の限界を認識し、少数事例研究を補完的手段として急進右翼政党の主流化／与党化問題を分析したのは、Backlund (2022) である。Backlund (2022) はスウェーデンの SD に関する事例分析から、譚 (2019) と類似する結論を得た。Backlund (2022) によれば、急進右翼政党が主流化／与党化を実現するために、他のすべての類型の政党と同様に、①相手にとっての魅力的な政策立場を持つこと、②勝利連

る。すなわち、(1) 政府の意思決定は、選挙で選出された党幹部、またはこれらの党幹部の部下によって行われること、(2) 政府の政策は政党内部で立案され、政党は一丸となって政策を遂行すること、(3) 政党によって任命された国家官僚は政党に対して答責性を果たすことである (Katz 1987: 7)。

合の形成に寄与できる十分な議席を持つことの2つの基準を満たすことが必要である。これら2つの基準を満足したSDが未だ主流化／与党化できない理由は、ネオ・ファシズム／ネオ・ナチズムのサブカルチャーの系譜を引いたSDが「世評の庇護」を欠いており（【第7.4.5節】を参照）、主流政党がSDの周囲で防疫線を構築していることにあると考えられる。

にもかかわらず、【第1.3節】で見たように、近年こうした防疫線が決壊する兆候も表れつつある。Backlund (2022: 13)によれば、SDの主流化／与党化は必ずしも不可能ではなく、SDを政治的に排除するコストが耐え難いほど高くなれば、主流政党は本意ながらもSDを連立相手として受け入れることが予想される。

実際に、スウェーデンだけではなく、フランスやイタリア（【表1.4】【表1.5】）、そして最も強固な防疫線が存在するベルギー^[312]とドイツでさえ、地方レベルにおいては、主流右派政党が躍進する急進右翼政党との連携を模索する光景がしばしば見られる（例えば、Jacobs & Swyngedouw 2002: 331-333; 【第1.3節】）。結局、ある国では、いつか急進右翼政党が「大きすぎて排除できない」存在となり、主流政党が防疫線の維持に固執するあまり、政党構成は極めて複雑な大連立が出現するのではないかとの予測もある（Abts 2015: 670）。

また、急進右翼政党の主流化／与党化と防疫線との関係に関する観点も二分されることになる。一方では、比例代表制の下で主流政党による政治的防疫線が3つの側面から急進右翼政党の成功を阻むことができ、すなわち、(1) 一部の急進右翼政党の支持者の戦略的投票行動を触発し、(2) 急進右翼政党が「政治的に不適正」(politically illegitimate)であることを示し、(3) 急進右翼政党の適任な党成員を募る能力を阻害することである。そして、メディアによる社会的防疫線も3つの方法を通じて急進右翼政党成功を阻むことができ、すなわち、(1) 急進右翼政党に不利なアジェンダ設定を行い、(2) 有権者の急進右翼政治家を判断する基準に影響を与え、(3) 急進右翼政党にとってのネガティブなニュース・フレーム（＝物事を解釈する枠組み）を構築することである。さらに、市民社会による大規模で頻繁的な抗議活動のような社会的防疫線も急進右翼政党に重大な組織的・人事的問題を起こしやすい。したがって、社会的・政治的防疫線のような、主流政党、メディアならびに市民社会による抑圧的な政治環境こそが、急進右翼政党

[312] 急進右翼政党を対象とする政治的防疫線の中、最も有名なのはベルギーの「民主宣言」(democratic charter)であろう。1988年のアントウェルペン市議会選挙でVBは過去最高の得票(17.7%)と議席(10)を記録した。翌年の5月10日にフランデレン地域の主要政党は防疫線協定を締結し、それ以後各レベルにおけるVBとの交渉を拒否することに合意したが、7週間後にこの協定は事実上に破棄された(Mudde 2000: 88-89)。さらに、1991年の連邦議会選挙でVBが党勢(6.6%、12議席)を持続したことを受けて1993年に新たな防疫線協定、いわゆる民主宣言が署名され、VBを各レベルの政権から排除する合意が成立した(Dézé 2017: 570; 【第7.2.2節】と【脚注144】も参照)。

の主流化／与党化の成否を決める鍵であると考えられている (Art 2006: 205-211; Art 2007: 334-337; 譚 2019: 255)。

他方では、ヨースト・ファン・スパニェ (Joost Van Spanje) とワウテル・ファン・デル・ブリュグ (Wouter Van der Brug) によれば、主流政党による防疫線の効果は、議会進出の敷居の高低といった制度的背景、とりわけ防疫線の構築のタイミングによって大きく左右される。というのは、阻止要項の低い国では、急進右翼政党が議会に進出しやすく、防疫線はすでに議会において一定の影響を持つ急進右翼政党を封じ込めるというより、むしろそれら政党のさらなる伸長の一助とさえなりうるからである (Van Spanje & Van der Brug 2009)。

結局のところ、防疫線が必ずしも急進右翼政党の伸長に消極的な影響を与えないばかりか、主流政党にとっては、急進右翼政党の影響力を抑えようとする試みそのものに大きな政治的リスクが潜んでおり、急進右翼政党が最も興隆している国では、主流政党が主にそれらの政党をボイコットし、孤立させ、追放し、非合法化しようとしてきたことに引き換え、急進右翼政党が低迷している国では、主流政党がまず地方レベルでそれらの政党と連立を組んで協力をしてきたとも指摘された (Downs 2002: 48-49; Widfeldt 2018a: 26)。

以上から、包摂＝穏健化理論にしろ、抑圧的な政治環境にしろ、国際比較の視点から急進右翼政党の主流化／与党化の成否について 100%満足できる解釈を提供できないことが明らかになった。一方、すでに主流化／与党化を果たした急進右翼政党のすべてが、他の諸類型の連立与党と同様に、魅力的な政策立場を持つことと、十分な議席を有することという 2つの基本条件を同時に満足したことも分かった。

デ・ランゲによれば、1990年代前半から 2000年代末までに、オーストリア、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェーの 5カ国においては、急進右翼政党が参画した 10回の連立政権のうち、60%は「最小勝利連合」(minimal winning coalitions) である (de Lange 2017b: 595, Tbl. 2)。急進右翼政党の主流化／与党化がますます常態化しつつある現在 (【表 1.2】を参照) に至ると、これらの連立政権は、少なくとも 4つの類型に分類されうる。すなわち、「少数与党政権」(multi-party minority coalition government) (11回、40.74%)、最小勝利連合 (10回、37.04%)、「過大規模連合」(multi-party oversized coalition) (5回、18.52%)、「少数単独政権」(single-party minority government) (1回、3.70%) である (【図 8.1】)。

ライカーの「サイズ原則」(the size principle) によれば、「付帯的な報酬」(side-payment) のあるゼロサムゲームの中で、完全な情報を持つ合理的アクターの間では、最小勝利連合のみ形成する。なぜならば、いったん勝利連合が形成すれば、連立与党ができるだけ多くの勝利の成果を享受するために新しい連立相手を受け入れる意欲がなくなるた

めである (Riker 1962: Chapter 2)。イタリア、オランダ、特にオーストリアの急進右翼政党が参画した連立政権は、この類型に属する。

図 8.1 1990 年代以来に急進右翼政党が参画した連立政権の類型

少数与党政権	最小勝利連合
第1次A.F.ラスムセン内閣(DF*)	第1次シュツセル内閣(FPÖ)
第2次A.F.ラスムセン内閣(DF*)	第2次シュツセル内閣(FPÖ)
第3次A.F.ラスムセン内閣(DF*)	第3次シュツセル内閣(FPÖ)
第1次L.ラスムセン内閣(DF*)	第1次クルツ内閣(FPÖ)
第3次L.ラスムセン内閣(DF*)	第4次シュツセル内閣(BZÖ)
第1次ルッテ内閣(PVV*)	第1次シピラ内閣(PS)
第2次ボンデヴィック内閣(FrP*)	第1次ベルルスコーニ内閣(LN, AN)
第1次ノルベルグ内閣(FrP)	第1次コンテ内閣(L)
第2次ノルベルグ内閣(FrP)	第1次バルケネンデ内閣(LPF)
第3次ノルベルグ内閣(FrP)	第2次バルケネンデ内閣(LPF)
第4次ノルベルグ内閣(FrP)	
第2次ベルルスコーニ内閣(LN, AN)	第2次L.ラスムセン内閣(DF*)
第3次ベルルスコーニ内閣(LN, AN)	
第4次ベルルスコーニ内閣(LN)	
第1次ドラギ内閣(L)	
スイス(SVP)	

過大規模連合

少数単独政権

* 閣外協力

出典：Siaroff (2019: 120-162) をもとに筆者作成。

大陸ヨーロッパ諸国でよく見られる最小勝利連合に対して、フィンランドを除き、北欧諸国における急進右翼政党を含む連立政権のほとんどは、少数与党政権もしくは少数単独政権である。カーレ・ストロム (Kaare Strøm) によれば、少数派政権の形成は、当事政党の指導者の合理的行為の結果として理解されることができ、政治システムの構造的な特徴に大きな影響を受ける (Strøm 1990b: 23)。また、スカンディナヴィア諸国の政治システムは、競争度の高い選挙と、野党が強い政策的影響力を振るえることを特色とする「包摂的」(inclusionary) なものであるため、少数派政権の形成のための絶好の条件となる (ibid.: 90-91)。

最後に、スイスを例外として (【脚注 310】を参照)、イタリアの急進右翼政党が参画した連立政権は、第1次ベルルスコーニ政権および第1次コンテ政権を除き、すべてが過大規模連合である。ユンガーによれば、過大規模連合の形成は、政府能力の確保の前提条件である。つまり、最大与党また連合内部の凝集性が低い場合に「特定立法多数決」

(qualified legislative majority) に勝利するためか、あるいは政治的・経済的・社会的な非常事態を乗り越えるために、過大規模連合の形成が必要とされるようになる

(Jungar 2002: 58-59)。第2次、第3次と第4次ベルルスコーニ政権の成立は、相性が悪いANとLN、ベルルスコーニの指導権に対するAN党首フィーニの不断の挑戦、年金政策や北部自治権をめぐる連合内部の分岐、ベルルスコーニとL(N)党首ウンベルト・ボッシ(Umberto Bossi)との緊張関係(Hopkin & Ignazi 2008: 58-59; Albertazzi & McDonnell 2015: 18-19, 35-37)などにより、特定立法多数決に勝利するためであるという理由とは密接に関係すると考えられる。これに対して、2021年2月に成立した、欧州中央銀行(ECB)の前総裁マリオ・ドラギ(Mario Draghi)を首班とする、左右両陣営を横断する(準)実務家内閣は、新型コロナウイルス感染拡大と景気低迷による政治危機の産物(八十田 2021)と言える。さらに、小選挙区制を主体とした第2共和制の新しい選挙制度も、過大規模連合の成立を促進する効果があるともされる(de Lange 2017b: 601-602)。

こうして、急進右翼政党の主流化/与党化が必ずしもある特定類型の連合の下でのみありうるわけではない点からも、急進右翼政党が連立形成理論の中の例外ではないことが見て取れる。

8.2 左翼権威主義化と急進右翼政党の主流化/与党化

代表性の危機という時代背景の下で、西欧における主要な急進右翼政党のほとんどが、社会経済的次元における左右両翼の主流政党の政策的収斂、とりわけ社会民主主義政党の第三の道に代表される左派政党の新自由主義化・右傾化によって置き去りにされた者を惹きつけようとし、左翼権威主義的な橋架け争点を掲げて大きく躍進した。そして、【第8.1節】で検討されたように、急進右翼政党が主流化/与党化するためには、魅力的な政策立場の保有ならびに一定の議席の取得が必要となる点について、他の諸類型の政党と同じである。

高い応答性を示せる左翼権威主義的な政策立場は、急進右翼政党の議席の大量取得に役に立ったが、こうした政策立場は急進右翼政党の主流化/与党化にとって、魅力的な政策立場であるのか。

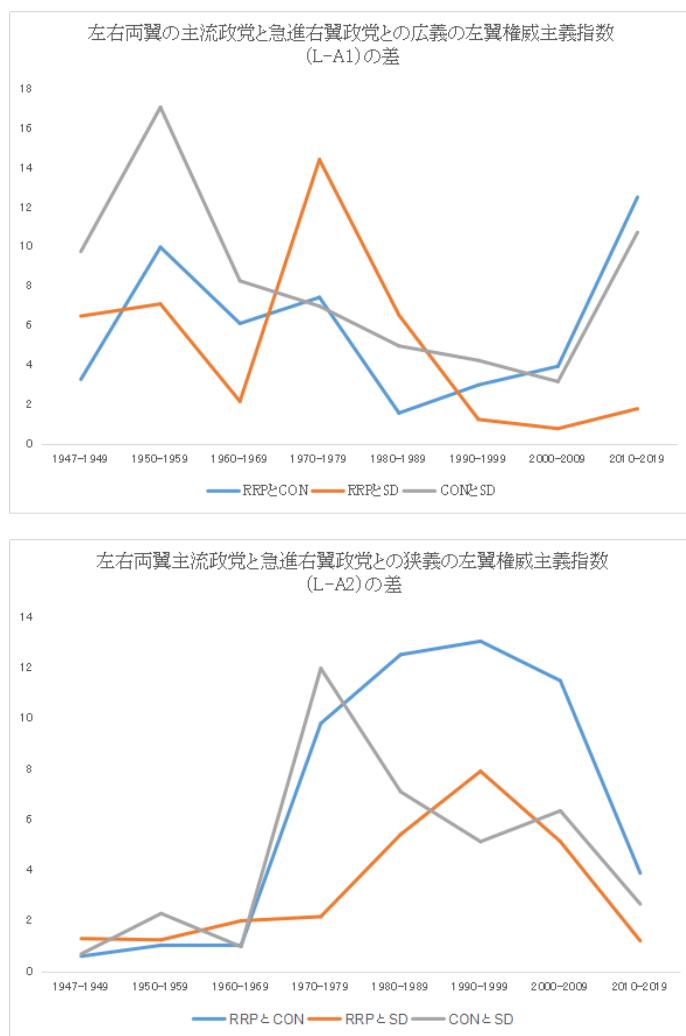
8.2.1 仮説

ローレンス・ドッド(Lawrence Dodd)によれば、2党間交渉、2党間連合形成を制限・抑制する先験的制約は存在せず(Dodd 1976=1977: 56)、各政党は、選挙結果や政党の政策位置などのパラメータが決まるまで、他のすべての政党を潜在的な連立相手と見なしている。ごく一部の西欧諸国においては、オーストリアのブルゲンラント州のように地方レベルで伝統的な左派政党と急進右翼政党による赤褐連立(【表1.3】、また【第7.4.1節】を参照)が成立したことがある。国政レベルにおいては、このような変則的な連立を考えることは依然として難しい(【脚注193】を参照)。

それにしても、なぜ主流右派政党が、社会民主主義政党や他の主流左派政党ではなく、急進右翼政党との連立を選択するようになったのか。デ・ランゲによれば、2つの最も重要な原因があり、1つは、左右両翼の主流政党の右傾化であり、もう1つは急進右翼政党の中道化 (de Lange 2017b: 590-591, 597; 【脚注 15】を参照)、すなわち本稿で考察された左翼権威主義化である。【図 8.2】は、左右両翼の主流政党と急進右翼政党との左翼権威主義指数 (【第 5.2 節】を参照) の差を示したものである。

広義の左翼権威主義指数に関して、急進右翼政党と保守主義政党との差は 1980 年代以来拡大してきたが、2000 年代以降そのペースは加速した。また、保守主義政党と社会民主主義政党との差は、2000 年代末までに縮小したが、2010 年代に入ると拡大する傾向が見られた。

図 8.2 左翼権威主義指数に関する左右両翼の主流政党と急進右翼政党の差の絶対値

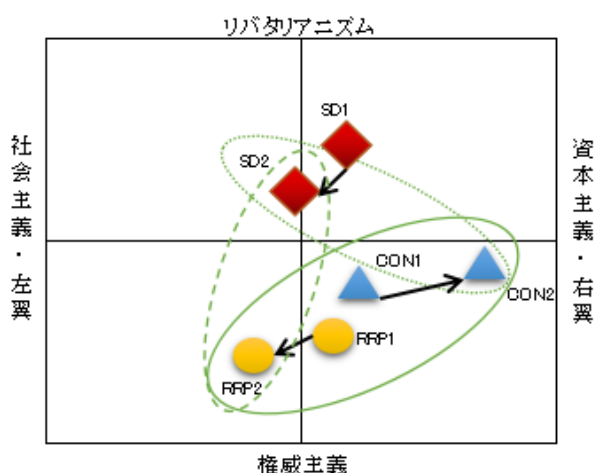


出典：筆者作成

これと並行して見られたのが、急進右翼政党と社会民主主義政党との関係の推移である。両党の差は、1970年代から1980年代末まで急激に縮小してきた。1990年代以降にその縮小の速度が緩慢になり、2000年代にやや拡大する傾向が見られたものの、両党の差は依然として小さいままである。

以上の傾向を踏まえて、広義の左翼権威主義指数に関する3種類の政党の間の差の変化を表示する【図8.2】の上半部と【Appendix 2】の【図A2a】とを合わせて見ると、【図8.3】のような概念図が浮かび上がる。

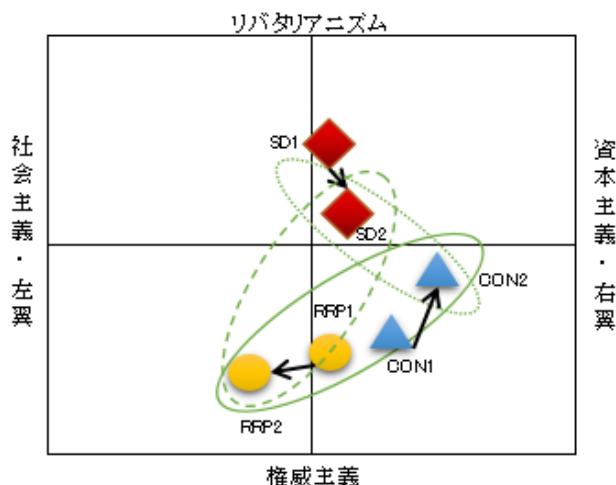
図8.3 左右両翼の主流政党および急進右翼政党の政策立場の移動と連立形成の可能性に関する概念図（その1）



出典：筆者作成

狭義の左翼権威主義指数に関する急進右翼政党と保守主義政党との差、急進右翼政党と社会民主主義政党との差は、1990年代以来に共に縮小してきた。保守主義政党と社会民主主義政党との差は、1990年代から2000年代末までにやや拡大したが、それ以降に再び縮小する傾向も見られた。

図 8.4 左右両翼の主流政党および急進右翼政党の政策立場の移動と連立形成の可能性に関する概念図（その 2）



出典：筆者作成

さらに、急進右翼政党と社会民主主義政党との差は、急進右翼政党と保守主義政党との差や保守主義政党と社会民主主義政党との差に比べて、小さいことが見て取れる。

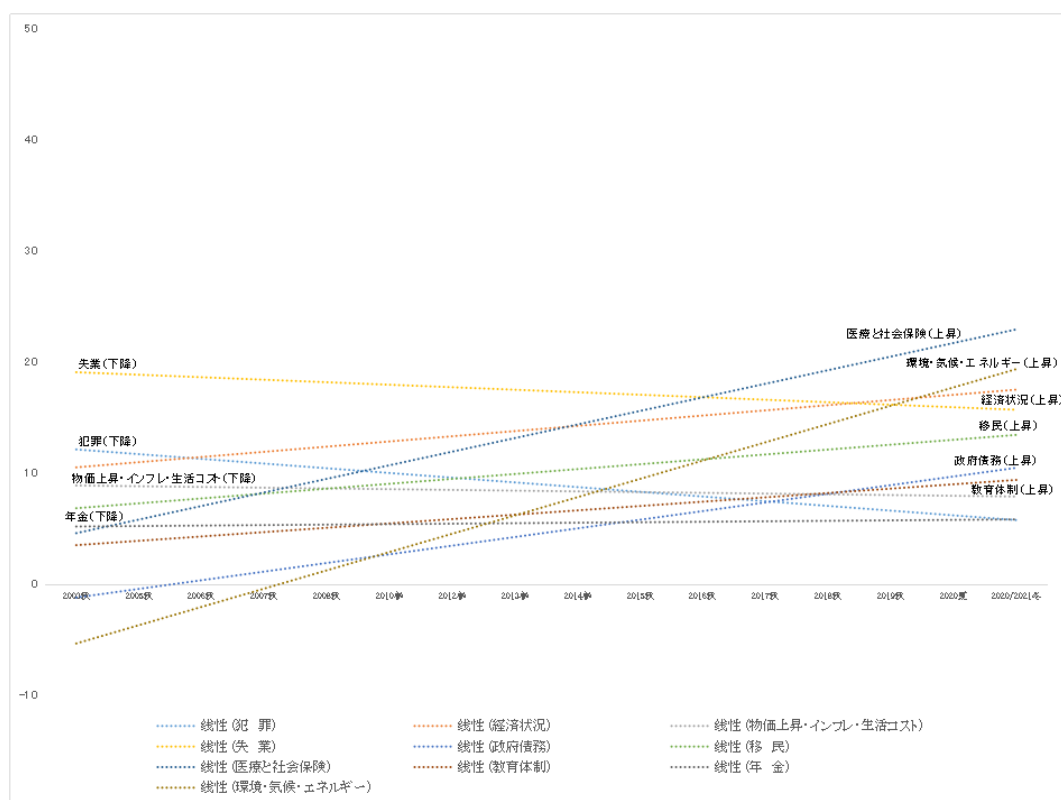
したがって、狭義の左翼権威主義指数に関する 3 類型の政党の間の差の変化を表示する【図 8.2】の下半部と【Appendix 2】の【図 A2a】とを合わせて見ると、【図 8.4】のような概念図となる。【図 8.3】と【図 8.4】の中の点線、破線、実線の楕円は、それぞれ社会民主主義政党と保守主義政党、急進右翼政党と社会民主主義政党、急進右翼政党と保守主義政党による連立を表示している。

広義の、とりわけ狭義の左翼権威主義指数に関する差異からすれば、主流右派政党が、社会民主主義政党との「中道右派的な経済連合」（＝【図 8.3】と【図 8.4】の右半分）か、もしくは急進右翼政党との「権威主義的な文化連合」（＝【図 8.3】と【図 8.4】の下半分）を組むかの二者択一を迫られる状況にある。したがって、主流右派政党の連立選好は、社会経済的次元と政治文化的次元のいずれがより重要なのかによって左右されるように見える。

異なる時期において異なる争点次元の重要性は異なる（Stokes 1963: 372）。【図 8.5】は、2003 年以來、ノルウェーとスイスを除き、西欧の 10 カ国の国民に列挙された自国が直面している最も重要な争点の趨勢変化を反映したものである。それらの国々の国民に最も重要であると思われる争点の中で、長年にわたり上位 10 位を占めてきたのは、①犯罪、②経済状況、③物価上昇・インフレ・生活コスト、④失業、⑤政府債務、⑥移民、⑦医療と社会保険、⑧教育体制、⑨年金ならびに⑩環境・気候・エネルギーである。そのうち、社会経済的次元における③、④、⑨と政治文化的次元における①の重要度は、時間と共に下降してきたことに対して、社会経済的次元における②、⑤、⑦と政治文化的次元における⑥、⑧、⑩の重要度は、上昇の趨勢を見せてきた。

また、2008年の世界金融危機、2015年の欧州難民危機、2020年の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、それぞれの年に経済状況（2007年の6%から2008年の20%へ、2007年の第6位から2008年の第1位へ；2019年の6%から2020年の33%と2021年の32%へ、2019年の第8位から2020年の第1位と2021年の第2位へ）、移民（2014年の8%から2015年の24%へ、2014年の第4位から2015年の第1位へ）、医療と社会保険（2020年の31%から2021年の44%へ、2020年の第2位から2021年の第1位）の争点の重要度は急激に上昇した。

図 8.5 現在あなたの国が直面している最も重要な争点は何か？（西欧 10 カ国の平均値）



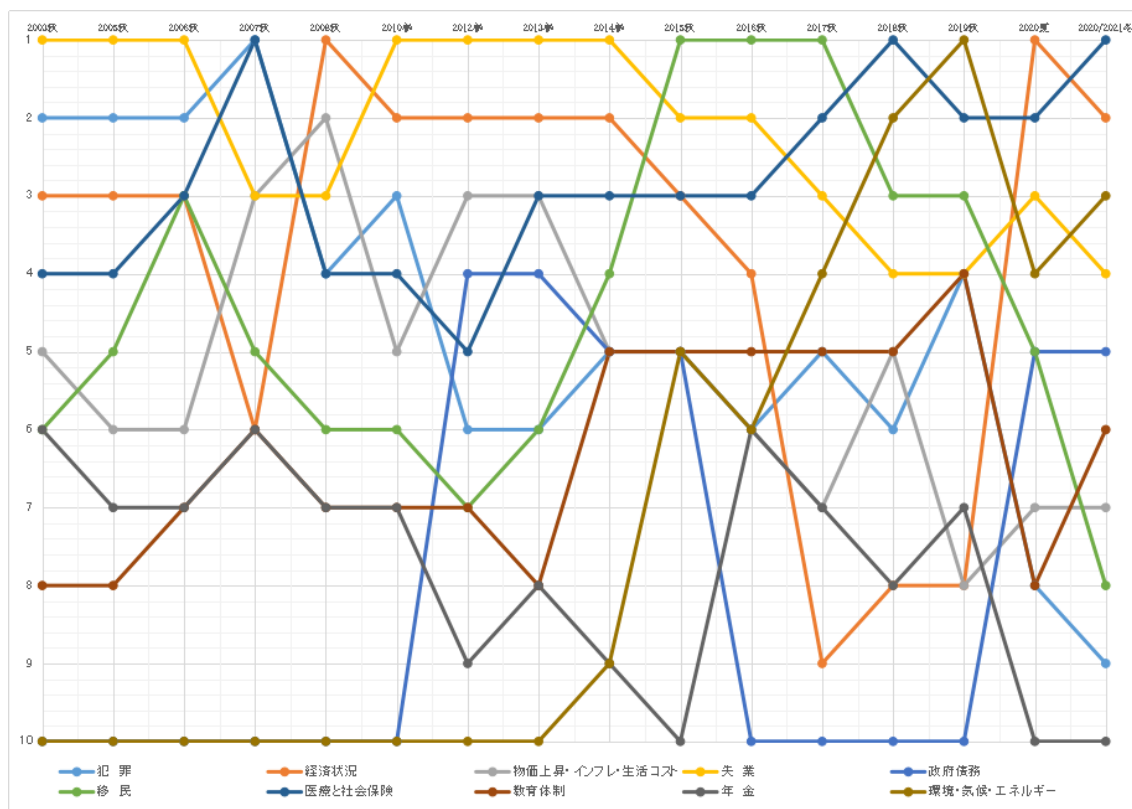
注：趨勢線（単位%）。西欧 10 カ国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、イギリスである。

出典：Eurobarometer Trend lines (<https://europa.eu/eurobarometer/about/other>) に基づいて筆者作成。

2003年以來の西欧 10 カ国における争点重要度に注目すれば、大きく 4 つの時期区分が可能である。【図 8.6】が示すように、第 1 期とは、社会経済的争点と政治文化的争点の重要度の順位分布のばらつきが比較的にかさかった 2003 年～2007 年の時期である。第 2 期とは、社会経済的争点の重要度が上昇して政治文化的争点の重要度が下降した 2008 年～2014 年の時期である。第 3 期とは、社会経済的争点と政治文化的争点の重要性の変化が逆

転し、前者が下降して後者が上昇した 2015 年～2019 年の時期である。第 4 期とは、コロナウィルスの感染拡大によって医療・社会保険および経済状況を中心とする社会経済的争点の重要性が急上昇している時期である。

図 8.6 10 の主要な争点の重要度の順位の推移



2003年～2007年: ①失業>②犯罪>③医療と社会保険>④経済状況>⑤移民>⑥物価上昇・インフレ・生活コスト>⑦年金>⑧教育体制>⑨政府債務>⑩環境・気候・エネルギー
 2008年～2014年: ①失業>②経済状況>③物価上昇・インフレ・生活コスト>④医療と社会保険>⑤犯罪>⑥移民>⑦政府債務>⑧教育体制>⑨年金>⑩環境・気候・エネルギー
 2015年～2019年: ①移民>②医療と社会保険>③失業>④環境・気候・エネルギー>⑤教育体制>⑥犯罪>⑦物価上昇・インフレ・生活コスト>⑧経済状況>⑨年金>⑩政府債務
 2020年～2021年: ①医療と社会保険>②経済状況>③失業>④環境・気候・エネルギー>⑤政府債務>⑥移民>⑦物価上昇・インフレ・生活コスト>⑧教育体制>⑨犯罪>⑩年金

出典：Eurobarometer Trend lines (<https://europa.eu/eurobarometer/about/other>) に基づいて筆者作成。

【表 1.2】で挙げられている諸連立政権の中、第 1 期で成立したのは、オーストリアの第 3 次と第 4 次シュッセル政権、デンマークの第 2 次と第 3 次 A.F. ラスムセン政権、イタリアの第 3 次ベルルスコーニ政権であり、計 5 つの連立政権である。第 2 期で成立したのは、デンマークの第 1 次 L.L. ラスムセン政権、イタリアの第 4 次ベルルスコーニ政権、オランダの第 1 次ルッテ政権、ノルウェーの第 1 次ソルベルグ政権であり、計 4 つの連立政権である。第 3 期で成立したのは、オーストリアの第 1 次クルツ政権、デンマークの第 2 次と第 3 次 L.L. ラスムセン政権、フィンランドの第 1 次シピラ政権、イタリアの第 1 次コンテ政権、ノルウェーの第 2、第 3 と第 4 次ソルベルグ政権であり、計 8 つの連立政権で

ある。最後に、第4期で成立したのは、イタリアのドラギ政権というただ1つの連立政権である。

こうして、急進右翼政党の主流化／与党化は、社会経済的争点が相対的に重要であった第2と第4段階に比べて、社会経済的争点と政治的文化的な争点の重要度の順位のばらつきが比較的小さかった第1段階と、政治文化的争点の重要度の順位が上昇した第3段階においては、より頻繁に起こる傾向がある。これを受けて、本稿では、下記のような仮説を立てている。すなわち、

ネオリベラル・コンセンサスがすでに確立している政党政治（【第3.4節】を参照）では、急進右翼政党の挑戦に直面する主流右派政党にとって、主流左派政党と政治文化的次元を横断する「中道右派的な経済連合」を組むことが合理的であるものの、もし政治文化的争点の重要度が増大すれば、急進右翼政党と社会経済的次元を横断する「権威主義的な文化連合」を構築することも望ましい。

実際の状況は、果たして予想通りであろうか。次節では、定量的分析を通じて、上記の仮説を検証する。

8.2.2 変数・データ・分析方法

<従属変数>

本章における従属変数は、「急進右翼政党の主流化／与党化の成否」であり、ある国政選挙の後には、急進右翼政党が連立政権の一角を占めていたか、閣外協力の形で与党連合を支持していたならば（【表1.2】）、当該選挙を「主流化／与党化した標本」と見なす。

<説明変数>

本章における説明変数は、4つの組に分けられる（【第5.2節】を参照）。

第1組は、急進右翼政党の広義の左翼指数（以下、「L1指数」）、狭義の左翼指数（以下、「L2指数」）と権威主義指数（以下、「A指数」）である。第2組は、急進右翼政党の広義の左翼権威主義指数（以下、「L-A1指数」）と狭義の左翼権威主義指数（以下、「L-A2指数」）である。本章の分析では、この2つの組の説明変数をもって、急進右翼政党自身の左翼化や、権威主義化や、左翼権威主義化が、自らの主流化／与党化の成否に影響を及ぼしうるのかを検証する。

第3組は、L1指数、L2指数、A指数のそれぞれに関する急進右翼政党と主流右派政党の数値の差の絶対値である（=L1RRPCON、L2RRPCON、ARRPCON）。本章の分析では、第3組の説明変数をもって、社会経済的次元または政治文化的次元における急進右翼政党と主流右

派政党との政策距離が、急進右翼政党の主流化／与党化の成否に影響を及ぼしうるのかを検証する。

第4組は、L-A1 指数と L-A2 指数のそれぞれに関する急進右翼政党と主流右派政党の数値の差の絶対値である（=L-A1RRPCON、L-A2RRPCON）。本章の分析では、第4組の説明変数をもって、二次元的な政治空間における急進右翼政党と主流右派政党との政策距離が、急進右翼政党の主流化／与党化の成否に影響を及ぼしうるのかを検証する。

さらに、本章の仮説によれば、ある国の主流右派政党が、主流左派政党と急進右翼政党のいずれとの連立政権を選択するのかは、当該国の社会経済的争点と政治文化的争点のいずれがより重要なのかということによって左右される。これを受けて、本章の分析では、4つの組の説明変数のそれぞれと、争点重要度指数との交差項をもって、上記の仮説の正否を検証する。また、争点重要度指数の計算式は、 $E-P = (\text{社会経済的争点の重要度}) - (\text{政治文化的争点の重要度})$ である（【第8.2.1節】を参照）。4つの組の説明変数と争点重要度指数の記述統計は、【表8.1】である。

表 8.1 説明変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Max
L1	138	1.767	13.692	-66	35.714
L2	138	4.467	5.845	-13.334	27.381
A	138	13.455	11.972	-8.5	56.25
L-A1	138	15.222	20.228	-74.5	81.25
L-A2	138	17.922	13.987	-10.7	81.25
L1RRPCON	138	10.274	11.123	0	78.55
L2RRPCON	138	5.314	4.967	0	30.298
ARRPCON	138	10.104	9.181	0	39.958
L-A1RRPCON	138	15.396	13.857	0	93.4
L-A2RRPCON	138	11.408	9.587	0	55.536
E-P	38	-1.782	8.605	-34.286	14.46

< 統制変数 >

本章における統制変数は、6つがある。1つ目の統制変数は、急進右翼政党の政党規模であり、すなわち議席の占有率である。すでに考察されたように、他の諸類型の政党と同様に、急進右翼政党が主流化／与党化を果たすために、魅力的な政策立場の保有ならびに一定の議席の取得が必要である。したがって、より多くの議席を占有すれば、急進右翼政党の主流化／与党化の確率が上がることは予想されうる。

2つ目の統制変数は、政党規模と関連する、政党の交渉力であり、すなわち急進右翼政党の「シャープレイ＝シュービク投票力指数」^[313]（Shapley-Shubik Power Index）

[313] シャープレイ＝シュービク投票力指数の自動計算サイトは、<https://homepages.warwick.ac.uk/~ecaae/ssdirect.html>（2022.05.26 確認）である。

(Shapley & Shubik 1954) である。ある政党の投票力は必ずしもその政党の議席占有率に比例しない。シャープレイとシュービックは、政党の投票力を、その政党が勝利連合の成功にとってどれくらい重要なのか、として定義している (ibid.: 787)。もしある急進右翼政党が、ある可能な失敗連合を勝利連合へと転換させる投票力を持つかなめ政党であれば、その急進右翼政党の主流化／与党化の可能性は極めて大きいであろう。

3つ目の統制変数は、政党システムの分極化程度を観測するための「分極化指数」^[314] (Index of Polarization) である。政党システムの分極化の程度が高いほど、政党間の遠心的な競争が激化する。結局、中道政党による連立政権の形成はますます困難になりつつあるのに対して、イデオロギー熱の高揚と「せり上げの政治」による政治的不安定 (Sartori 1976=1995: 229-243) の状況の下で、急進右翼政党は主流化／与党化する可能性が増大するだろう。

4つ目の統制変数は、「議会断片化指数」^[315] (PFRG Index: Parliamentary Index) である。議会の断片化が進むほど、議会における安定的な多数派の形成は難しくなる。こうした状況は、急進右翼政党に対して有利に働くと考えられる。なぜなら、特に小党乱立の議会では、連立政権交渉に臨む主流右派政党が、従来、排除してきた、一定勢力を誇る急進右翼政党の協力や支持を得る必要に否応なく直面するためである。

5つ目の統制変数は、議会断片化指数と関連する、「組閣難易度指数」^[316] (ICD Index: Index of Coalition Difficulty) である。組閣難易度の高低は、議会における政党の数および第1政党の議席率によって決められる。小党乱立や主要政党の支持低下に招かれた組閣困難の状況の下で、局面打開を図る第1政党としての主流右派政党が一定勢力を誇る急進右翼政党と連携・協力することは、十分あり得る。

最後に、6つ目の統制変数は、政党システムの競争度を反映する、「完全変易性」^[317] (TVOL: Total Volatility) 指数である。政党間競争が激しいほど、与党の政権維持の不確実性が上昇し (Przeworski 2018: 6)、急進右翼政党を含むような、従来の連立政権の構成を刷新する革新的なパターン (Mair 1997: 211-223) が出現する可能性は大きい。

<データの出所>

以上の政党規模 (議席の占有率)、議会断片化指数、組閣難易度指数、完全変易性指数は Siaroff (2019) から抽出されたものである。分極化指数は Casal Bértoa (2020) によって作成されたものである。シャープレイ＝シュービック投票力指数は、【脚注 313】で示

[314] 分極化指数＝すべての反エスタブリッシュメント政党の得票率の合算。

[315] 議会断片化指数＝ $1 - \sum (\text{政党}_i \text{の議席率})^2$ 。本章の分析で使用される議会断片化指数は、【第 4.1.3 節】で紹介した議会有効政党数 ($= 1 / \sum (\text{政党}_i \text{の議席率})^2$) とはやや異なるが、両者の相関関係は極めて高いため、ほぼ同一のものである (Siaroff 2019: 29-31)。

[316] 組閣難易度指数＝議会有効政党数* (100-第1党の議席率) / 10。

[317] 完全変易性指数＝ $\sum |\text{政党}_i \text{の得票率}_y - \text{得票率}_{y-1}|$ 。

されているサイトを通じて計算されたものである。また、【表 8.2】は、6つの統制変数の記述統計を示している。

表 8.2 統制変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Max
Seat Ratio	138	0.093	0.081	0	0.575
PFRG	133	0.759	0.09	0.498	0.892
ICD	133	32.341	14.736	7.46	76.62
TVOL	131	11.863	7.575	0.5	44.8
Polarization	138	20.591	12.968	1	78.4
Voting Power	138	0.117	0.114	0	0.47

<分析方法>

本章では、4つの組の説明変数と6つの統制変数の中、急進右翼政党の主流化／与党化の成否に影響を及ぼしうるのは何かを考察するために、2項ロジスティック回帰分析を行う。

8.3 分析結果、含意と検討

【表 8.3】は、2項ロジスティック回帰分析の結果を示している。第1組の説明変数（【モデル 1】）としての急進右翼政党のL1指数（ $B=0.062$ 、 p 値 <0.1 ）、L2指数（ $B=-0.106$ 、 p 値 <0.1 ）とA（ $B=0.038$ 、 p 値 <0.1 ）指数のすべては、統計的に有意である。だが、市場規制や計画経済や保護主義やケインズ主義的経済政策などへの賛否を反映できる、急進右翼政党の広義の左翼指数と、政治文化的次元における急進右翼政党の権威主義指数の増加は、これらの政党の主流化／与党化の実現に有利であることに対して、福祉国家への態度を示せる、急進右翼政党の狭義の左翼指数が下がるほど、これら政党は主流化／与党化しやすいという結果が得られた。

【Appendix 2】の【図 A2a】を見れば、L1指数とA指数に比べて保守主義政党のL2指数は2000年代以来、明らかに下降の一途を辿ってきたことが分かる。つまり、福祉国家に関しての保守主義政党の立場は、大幅に右傾化した。これにより、組閣担当者としての保守主義政党にとっては、福祉国家の拡大を強く擁護する急進右翼政党が当然、魅力的な連立相手ではない。換言すれば、福祉国家という特定の政策分野に関する右翼的な立場は、急進右翼政党の主流化／与党化の実現を促進する。

表 8.3 2 項ロジスティック回帰分析の結果

急進右翼政党の主流化／与党化の成否									
	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	(7)	(8)
L1	0.062* (0.033)				L1*E-P	2.456 (2.92)			
L2	-0.106* (0.061)				L2*E-P	-3.764 (4.67)			
A	0.038* (0.022)				A*E-P	-1.369 (1.334)			
L-A1		0.055* (0.032)			L-A1*E-P		2.464 (2.884)		
L-A2		-0.036 (0.04)			L-A2*E-P		-3.817 (3.609)		
L1RRPCON			-0.023 (0.029)		L1RRPCON*E-P			2309.519 (385401)	
L2RRPCON			0.007 (0.058)		L2RRPCON*E-P			-3063.711 (511828.2)	
ARRPCON			-0.00005 (0.027)		ARRPCON*E-P			-676.544 (116406.2)	
L-A1RRPCON				0.005 (0.024)	L-A1RRPCON*E-P				1.083 (2.164)
L-A2RRPCON				-0.045 (0.037)	L-A2RRPCON*E-P				-2.929 (3.075)
Seat Ratio	16.355*** (5.69)	14.749*** (5.394)	13.970*** (5.103)	13.472*** (5.181)	Seat Ratio	45.333** (22.481)	45.379** (22.353)	11647.92 (2128367)	38.043* (20.945)
PFRG	4.922 (7.89)	6.645 (7.72)	5.684 (7.19)	5.785 (7.26)	PFRG	-22.276 (24.376)	-22.164 (23.544)	-9432.225 (1898772)	-23.258 (23.959)
ICD	-0.001 (0.04)	-0.01 (0.039)	0.003 (0.036)	0.008 (0.035)	ICD	0.081 (0.118)	0.081 (0.117)	57.287 (11078.22)	0.075 (0.111)
TVOL	0.007 (0.045)	0.008 (0.044)	-0.014 (0.045)	-0.025 (0.044)	TVOL	-0.093 (0.242)	-0.094 (0.237)	-48.513 (9105.692)	0.001 (0.199)
Polarization	-0.072** (0.032)	-0.067** (0.03)	-0.052* (0.027)	-0.046* (0.026)	Polarization	0.048 (0.121)	0.048 (0.121)	33.513 (5898.397)	-0.015 (0.106)
Voting Power	3.422 (3.313)	4.319 (3.183)	4.735 (3.124)	4.909 (3.171)	Voting Power	-14.029 (18.5)	-14.08 (18.305)	-7464.774 (1346965)	-0.765 (13.495)
Constant	-5.71 (4.818)	-6.857 (4.707)	-6.143 (4.501)	-6.125 (4.557)	Constant	10.143 (13.576)	10.075 (13.019)	4726.878 (994687.2)	10.477 (13.082)
Observations	131	131	131	131	Observations	34	34	34	34
Log Likelihood	-54.056	-55.34	-57.997	-57.171	Log Likelihood	-10.437	-10.437	0	-10.644
Akaike Inf. Crit.	128.112	128.68	135.994	132.342	Akaike Inf. Crit.	40.874	38.874	20	39.287

Note:

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

第 2 組の説明変数（【モデル 2】）としての急進右翼政党の L-A1 指数と L-A2 指数のうち、前者のみ統計的有意性（B=0.055, p 値<0.1）を持っている。つまり、急進右翼政党の広義の左翼権威主義化が進むほど、これら政党の主流化／与党化の実現可能性が高い。これは、前述の【モデル 1】の結果と一致している。また、有意水準をともかくとして（【脚注 88】を参照）、L-A2 指数の回帰係数は-0.036 であり、つまり、急進右翼政党の狭義の左翼権威主義化が進むほど、これら政党の主流化／与党化の実現可能性が高い。これもまた、前述の【モデル 1】の結果と一致している。

要するに、【モデル 1】と【モデル 2】によれば、急進右翼政党自身の左翼化、権威主義化と左翼権威主義化が、確かに自らの主流化／与党化の成否に影響を及ぼしうる。その

中、急進右翼政党の狭義の左翼化、権威主義化、狭義の左翼権威主義化が進むほど、これら政党が主流化／与党化しやすい。これに対して、福祉国家という特定の政策分野に関しては、左翼化というより、むしろ右翼化が急進右翼政党の主流化／与党化に有利である。

図 8.7 L1 指数、L2 指数、A 指数と L-A1 指数の平均限界効果

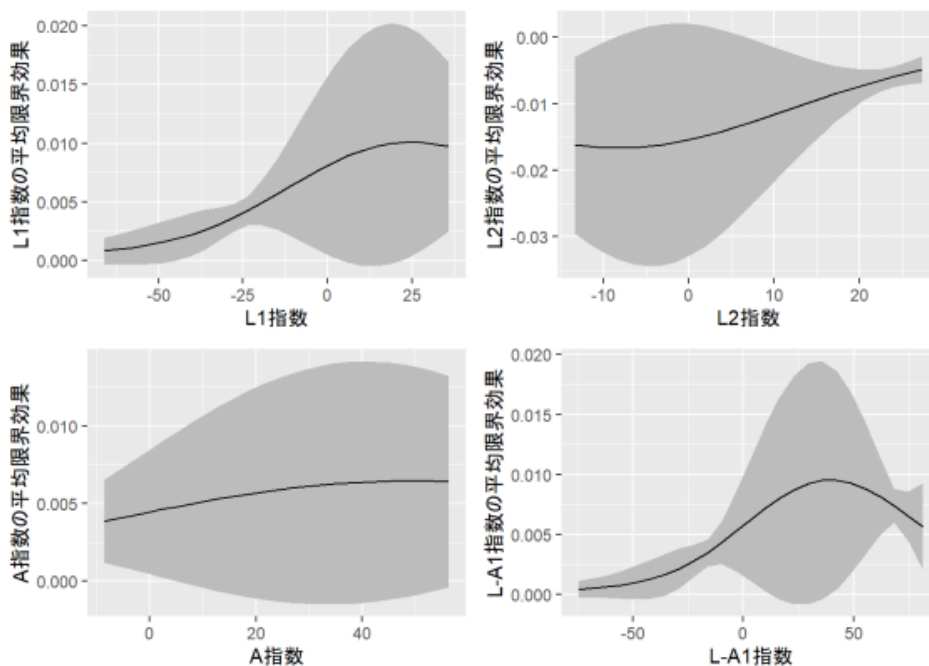
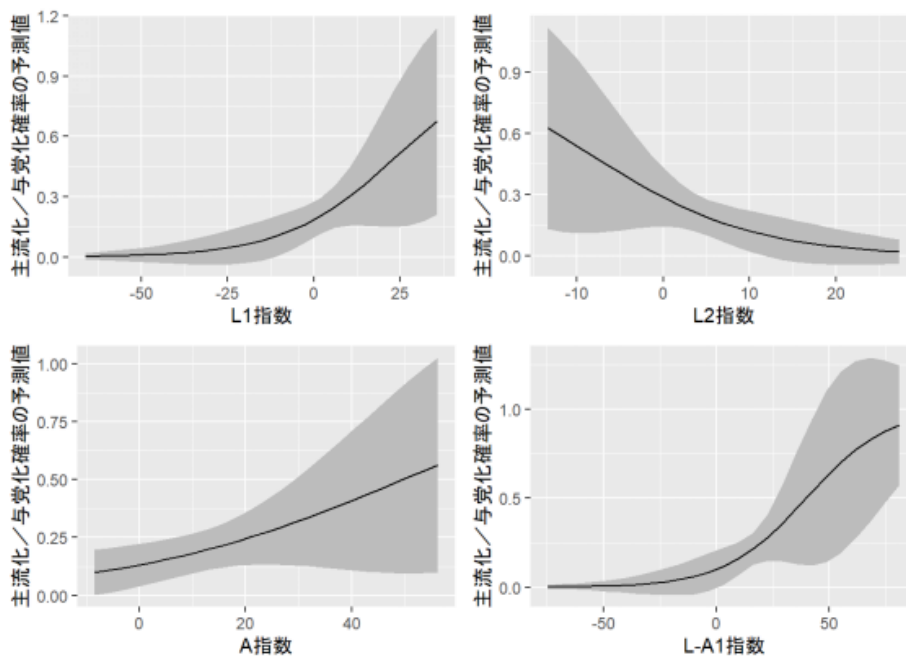


図 8.8 急進右翼政党の主流化／与党化確率の予測値



一方、【モデル1】と【モデル2】の以外、統計的に有意である説明変数は皆無となっている。社会経済的次元または政治文化的次元における急進右翼政党と主流右派政党との政策距離を表示できる第3組の変数のL1RRPCON、L2RRPCONとARRPCON（【モデル3】）、それに二次元的な政治空間における急進右翼政党と主流右派政党との政策距離を表せる第4組の変数のL-A1RRPCONとL-A2RRPCON（【モデル4】）は、少なくとも統計上には、急進右翼政党の主流化／与党化に影響を与えないことが示唆されている。

【第8.1.3節】で議論されたように、連立交渉に際しては、組閣担当者にとって理論上に理想的かつ合理的な結果は、最小勝利連合の形成である。しかしながら、最終的にどのような連立政権が成立するかは、主要政党の指導者の戦略的行動と、競争度や包摂度といったそれぞれの国の政治的システムの構造的特徴にも大きな影響を受ける。これにより、スカンディナヴィア諸国において最小勝利連合より、少数派政権の成立は頻繁的である。

さらに、最大与党や連合内部の凝集性という政党政治の特徴に加え、コロナ危機というような政治的・経済的・社会的な非常事態も、ある国の連立政権の構成に影響を与え、イタリアの事例に示されるように、過大規模連合の形成も十分あり得る（【図8.1】を参照）。結局、以上のような種々の不確定性により、連立交渉の過程においては、急進右翼政党と主流右派政党との政策距離が、必ずしも重要ではないと考えられる。

続いて、各国の社会経済的争点と政治文化的争点との相対的重要性を考慮した上で、争点重要度指数と4つの組の説明変数のそれぞれとの交差項を2項ロジスティック回帰分析に投入した。しかしながら、【モデル5】～【モデル8】の分析結果に示されるように、統計的に有意な説明変数が存在しない。

既述した通り、本章の分析では、急進右翼政党の主流化／与党化の成否を判断する基準を、ある選挙後に急進右翼政党は政権に入ったかどうか、もしくは閣外協力の地位にあったかどうか、として設定した。一方、争点重要度指数の作成に際して依拠されたデータベースは、2003年春から2020年／2021年冬にかけてユーロバロメーターによって行われた、ノルウェーとスイスを除いた西欧10カ国を対象とする世論調査である。これにより、説明変数としての選挙ごとの急進右翼政党の各指数と争点重要度指数との交差項は、34個に過ぎなくなった。

したがって、技術的側面からすれば、標本数サイズの小ささは、2項ロジスティック回帰分析の結果の信頼性を低下させる可能性がある。言い換えれば、時間と共に標本数が増加すれば、異なる分析結果が得られる可能性は高いと考えられるが、現時点では、客観的条件の制限により、争点重要度の変動の下での急進右翼政党の各指数が、これら政党の主流化／与党化に統計的に有意な影響を与えなかったという結論を下さざるを得ない。

他方、約18年の間には、ユーロバロメーターが西欧10カ国に対して行った31回の世論調査の中、ドイツの2015年2月～2017年8月と2020年夏、デンマークの2005年春～2008年春と2009年8月と2015年2月と2015年8月～2020年夏、オランダの2007年春

～2008年春と2017年春と2019年8月、スウェーデンの2016年春と2017年8月～2020年／2021年冬、イギリスの2005年春～2007年8月という少数の例外を除き、西欧10カ国の有権者にとっては、社会経済的争点は常に政治文化的争点より重要である^[318]。

2019年6月に行われたデンマークの総選挙も興味深い。上記のユーロバロメーターの調査が示したように、当時のデンマークにおいては、政治文化的争点の重要度が社会経済的争点の重要度を上回り、とりわけ移民・難民問題は依然として中心的な選挙争点であった（Green-Pedersen 2020: 91-92）ものの、有利な状況にあったはずのDFは、逆に予想に反して結党以来の最も大きな惨敗を喫したからである。

DFの惨敗を導いたのは、社会民主党の左翼権威主義化（【脚注53】を参照）、なかでも社会民主党が福祉国家と再分配に関して第三の道路線からより強く伝統的な左翼的立場に転換したということである。結局、移民・難民問題ではなく、福祉国家と再分配への関心こそ、労働者と農民を主とした、多くの元DF有権者が社会民主党に転向した最重要原因であり、左翼権威主義化は社会民主党の返り咲きの原動力であったとされている（Etzerodt & Kongshøj 2022）。

こうして、以上のようなデンマークの事例から、ある国における社会経済的争点と政治文化的争点との相対的重要性が、急進右翼政党の選挙パフォーマンスや主流化／与党化の成否にとっては、必ずしも重要ではないことも窺える。

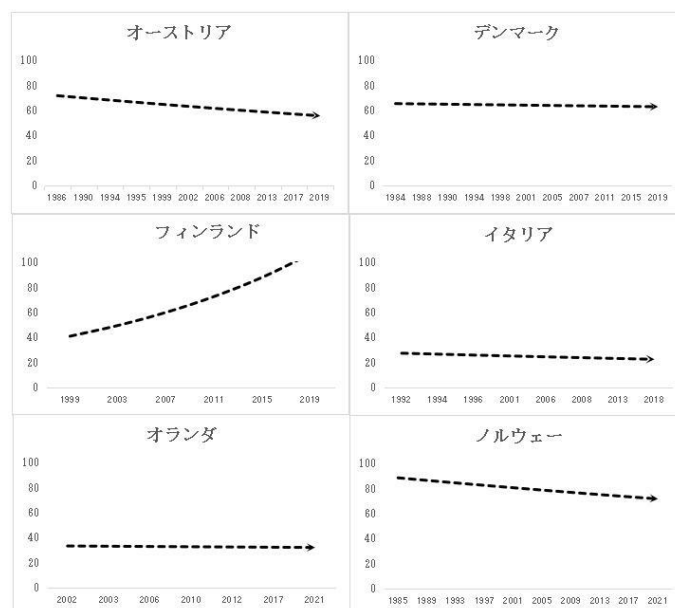
最後、統制変数について、統計的有意性を有しているのは、急進右翼政党の議席占有率（【モデル7】を除く）と政党システムの分極化指数（【モデル1】～【モデル4】）である。急進右翼政党の議席占有率が大きいほど、これら政党の主流化／与党化の確率が高いという分析結果は、あらゆる種類の政党と同じく一定の政党規模の保有が急進右翼政党の主流化／与党化の必要条件であるという、ここまでの議論の正しさを証明した。

ところが、予想とは逆に、政党システムの分極化程度が低いほど、急進右翼政党の主流化／与党化の実現可能性が高いという結果が得られた。本章の分析で使用された分極化指数は、左右を問わずにそれぞれの国におけるすべての反エスタブリッシュメント政党の得票率の合算を通じて算出されたもの（【脚注314】を参照）であるため、ある国の分極化指数の変化は、左右両翼の急進政党から同時に影響を受けることになる。

【図8.9】は、スイスを除いた（【脚注310】を参照）、急進右翼政党が主流化・与党化を果たした6カ国の分極化指数に占める急進右翼政党の比重の推移の趨勢線を示している。政党規模と同じく、分極化指数に占める急進右翼政党の比重が大きいほどこれら政党の主流化／与党化の実現可能性が高いと考えられるが、現実には、フィンランドを例外としてこれらの国における急進右翼政党の比重は、趨勢的に低下している。

[318] Eurobarometer Trend lines (<https://europa.eu/eurobarometer/about/other>) に基づいて筆者計算。

図 8.9 分極化指数に占める急進右翼政党の比重の推移の趨勢線



出典：Casal Bértoa (2020) から抽出されたデータに基づいて筆者作成。

それに、第4章の【図4.2】が示すように、西欧12カ国における政党システムの分極化レベルは、1960年代以来に上昇してきた。つまり、急進右翼政党以外の反エスタブリッシュメント政党の党勢もますます伸びてきた。それゆえ、分極化指数に占める比重が趨勢的に低下傾向にある急進右翼政党の主流化／与党化にとってより有利なのは、政党システムの分極化レベルの上昇というより、むしろその下降である。

ところで、政党規模と比較して、政党システムの分極化指数は小さな標本数サイズに大きな影響を受けやすいかもしれず、【モデル5】から【モデル8】では、統計的有意性がなくなった。それに加えて、本章の分析では、これまで予想された、急進右翼政党の主流化／与党化に影響力を及ぼしうる他の統制変数、すなわち政党の投票力、議会の断片化、組閣の難易度と政党システムの競争度も、統計的有意性を持たない。

要するに、以上の2項ロジスティック回帰分析は、2つの既存の重要な観点を再確認した（【第8.1節】を参照）。つまり、1つ目は、急進右翼政党を包摂する革新的政権構成を導いた原因は、（政党システムの分極化は例外的であるかもしれないが）確かに政党システムに根付いた機会の数理的な構造ではないことである。2つ目は、他の諸類型の連立与党と同様に、主流化／与党化を果たした急進右翼政党も、魅力的な政策立場の保有と一定の議席数の獲得という、連立形成理論の中の2つの最も一般的な基準を明白に満たしたことである。さらに、事実の再確認に加えて、本章の分析では、L1指数とL-A1指数が統計的に有意な変数であることから、（広義の）左翼化または左翼権威主義化は急進右翼政党の主流化／与党化の成功を確実に促進できるという、重要な知見も得られた。

8.4 急進右翼政党に責任を担わせる左翼権威主義

これまでの分析から、代表性の危機という時代背景の下で、高い応答性を示せる左翼権威主義的な橋架け争点は、急進右翼政党の選挙での躍進のみならず、これらの政党の主流化／与党化の実現にも一役買えることが分かった。現代欧米先進諸国における急進右翼政党の主流化／与党化は、有権者の既成政治への不満を解消する政府の能力の欠如と、責任のある主流政党、とりわけ社会民主主義政党の「戦略的不利」(strategic disadvantage)を目立たせた。

しかし一方では、急進右翼政党に責任を負わせる左翼権威主義は、それ自体が果たして責任のあるものなのであろうか。人民の名義に依拠して正当化された急進右翼政党の左翼権威主義的な政策主張が、結局、無責任なものである可能性は、否定できない。なぜなら、これらの政党は、そうした政策主張の実行可能性を十分に熟慮しなかったか、あるいはそうした政策主張にもたらされうる長期的な政策的帰結ではなく、自らの短期的な選挙的利益にのみ関心を持っているからである。

他方、急進右翼政党の政策主張が、政治的に成立できるかどうかはともかくとして、実質を伴った政治的提案であり、それを単に有権者の情熱を燃やせる、ポピュリズム的な蠱惑や、空虚な見世物と矮小化するわけにはいかず、急進右翼政党と責任のある政策主張との間に一線を画すること自体は、議論されるべき現実問題を隠蔽しようとする試みだけであるとも指摘されている (Müller 2016: 13-14=2017: 19-20; Kurer 2020: 1826)。

また、【第2.2節】で議論された通り、代表制民主主義の下での政党の理想像は、政党が集团的選好を具体的な政策へと転換させる代表的機能と、国家機構の組織や管理などのような統治の機能を同時にうまく担えることである。しかしながら、現実政治においては、主流政党がますます統治の機能しか強調しないようになりつつあることに対して、代表的機能は急進右翼政党を代表とする挑戦者政党の手に入れられた。こうした主流政党と挑戦者政党との機能的分業は、現代政党の応答性と責任のジレンマおよび政党政治の分岐化現象の反映であり、政府の民主性と効率性の両立困難、政策決定の脱政治化、民主主義そのものに対する懐疑論の盛り上がりさえ招く恐れがある。

さらに、【第2.3節】においては、急進右翼政党は、分岐化が進んでいる政党政治の下で、主流政党が無視・回避しようとしてきた争点を敢えて取り上げているため、ある意味で民主的に包摂的な政党であり、かねてより政治的に十分に代表されておらず、周縁化され続けてきた有権者の再編成に貢献した点で客観的に政党システム全体の応答性の向上に貢献したことから、代表制民主主義の包摂性への民主的な矯正装置でさえあることも、検討された。

以上を踏まえて、以下では、高い応答性を示したおかげで主流化／与党化を果たした急進右翼政党は、与党として自らが選挙マニフェストで誓約した政策主張を忠実に貫徹したのか、そして、急進右翼政党の政策主張は本当に責任のあるものなのか、要するに、急進

右翼政党は応答性と責任のバランスを取れる、能力のある与党なのかを、定性的手法と定量的手法を同時に用いて検証する。

第9章 国政レベルにおける急進右翼政党は責任のあるかつ有能な 政権与党なのか？

9.1 急進右翼政党の政策的影響力

代表制民主主義に関する諸理論は「選挙公約と実際の政策とのリンケージ」(programme to policy linkage)を極めて重要視する。なぜなら、政府を形成する政党は、その選挙公約を実際の政策に反映させることを有権者から委任されることになるからである(Thomson 2001: 171)。

ある政党が与党として統治の機能を果たすと同時に有権者の利益(=選挙公約)も忠実に代表できれば、この政党は代表制民主主義の「制度的正統性の重要な代理人」(the crucial agency of institutional legitimation)となる(Wildenmann 1986: 6; Mair 2013: 81)。したがって、主流政党から代表制民主主義の代理人の立場を奪おうとするために急進右翼政党が利用する常套手段は、「腐敗した政治的エリートら」が「汚れなき人民」の意志を蔑視し、勤労大衆の利益に反する政策を立案・決定していると非難することである。

翻って、急進右翼政党が主流化／与党化した時に、これまで痛烈に批判してきた「腐敗した政治的エリートら」の行為を是正し、自らの誓約を現実の政策に忠実に反映させることができるのか。

ロバート・トムソン(Robert Thomson)は、1986年から1994年のオランダの3つの連立政権の分析を通じて、与党の選挙公約が実行される確率は野党の選挙公約に比べて顕著に高いと述べている(Thomson 2001: 190)。だが、与党としての急進右翼政党の政策的影響力そのものの評価については研究者の間でも見解が分かれ、明確な結論が得られていないのが実情である。

9.1.1 急進右翼政党は無能な与党であるのか？

ポール・タガート(Paul Taggart)はポピュリスト政治家・運動・政党を常に一過性の現象に過ぎないと見ており、そうした政党とも重なるところの多い急進右翼政党の政策的影響力に対してそもそも否定的である(Taggart 2004: 270)。また、マーガレット・カノヴァン(Margaret Canovan)によれば、主流化／与党化した急進右翼政党が選挙公約に違反して政策的影響力の限界を直ちに露呈することが多い原因は、急進右翼政党の本質的性質によるものである。すなわち、急進右翼政党は、どんな政府も手を焼くような劣悪な社会経済的条件の下でこそ、ポピュリズム的手法を通じて支持を拡大して躍進する傾向にある(Canovan 1999: 12)。その他に、急進右翼政党の地位の弱さ、すなわち連立政権内で一般的にジュニア・パートナーに留まることを、政策的影響力の弱さの原因であるとす

る説もある (McDonnell & Newell 2011: 448-449)。

ミュデによれば、急進右翼政党の政策的影響力が限定的である理由は、上記のカノヴァン説の他にも4つあり、(1) 問題関心をいくつかの政策分野にのみ集中させること、(2) 政策立案・決定の過程において他の様々なアクターに制約されること、(3) 連立政権の形成・維持のために常に主流右派政党に対して政策上の譲歩をせざるを得ないこと、(4) 自らの反エスタブリッシュメントの色彩を保持するために常に「付かず離れず」(one foot in, one foot out) 戦略を採用することであるとされる (Mudde 2013: 13-14)。

ハイニシュも急進右翼政党自身に原因を求める。彼によれば、急進右翼政党はそもそも党内紛争解決のメカニズムと経験のある政治家を欠如させているという問題があるのだが、このような本質的な欠陥を増幅するのが、急進右翼政党にしばしば付随するポピュリズムである。こうした重要な構造的弱点のおかげで、首尾よく与党としての地位に就いた場合であっても、急進右翼政党は多岐にわたる支持者の利益を反映するような政策を策定することができない (Heinisch 2003: 123-124)。同様に、ホプキンとイニャーツィは、新しく与党となった急進右翼政党が様々な難題を抱えており、これらの難題のほとんどは、急進右翼政党がよく採用する、本質的に対抗的でポピュリズム的な選挙動員戦略に起因すると考えている。こうして急進右翼政党が野党として成功するものの、与党として失敗するのが一般的なパターンとなり (Hopkin & Ignazi 2008: 61)、常にポピュリズム的な性格を持つ急進右翼政党は、耐久性のある与党でも持続可能な与党でもなく、その運命は、主流政党に統合されるか、消滅するか、永遠に野党にとどまるかである (Mény & Surel 2002: 18) と一部の研究者に認識されている。

ところが、実際には、急進右翼政党がフラッシュ・パーティーとして主流政党に統合・消滅されたということや、万年野党の地位に甘んじてきたということは寡聞にして聞かない。逆に急進右翼政党の主流化／与党化が目下、常態化しつつある。この意味において、多くの急進右翼政党を執政の素人であるとはもはや言えなくなった。また、与党が選挙に直面する際に常に「現職効果」(incumbency effect) によって不利な立場に置かれる

(Strøm 1990b: 45-47)。というのは、【第2.1節】で考察したように、有権者が特に現職与党の過去の執政パフォーマンスを振り返り、回顧投票を行ってそれを再選させるかどうかを決めるからである (Przeworski 2018: 93-97)。この論理に従えば、急進右翼政党は与党としての政策的影響力や能力が低いので、その再選の確率はかなり低くなるはずである。だが逆に、与党となった経験がすでに何度もある急進右翼政党は、ある程度の政策的影響力を持っていることが推察される。

9.1.2 急進右翼政党は有能な与党であるのか？

前節で見たように、多くの先行研究は、急進右翼政党の与党としての政策的影響力を低く見積もっているが、政策的影響力には間接的なものも多く、必ずしも即座に現れるもの

ではない (Williams 2018: 461-462)。アルベルタツツィとマクドネルによれば、いくつかの急進右翼政党は、自らの核心的イデオロギーや選挙公約と一致するような重要な政策を与党として立案・決定できた。そして、連立内で政策上の譲歩が避けられないにもかかわらず、「妥協の技」は必ずしも急進右翼政党の支持層の離反を招かなかった

(Albertazzi & McDonnell 2015: 3)。急進右翼政党の政策的影響力は他の主流政党の戦略的行動にも左右される。主流政党の封じ込め政策によって政策的影響力が弱められていたドイツのREP・DVU、フランスのFN、イタリアのMSIのような政党もあれば、オーストリアのFPÖのような、議会と政府、中央と地方など、様々なレベルで大きな政策的影響力を發揮した政党もある (Minkenberg 2017b: 455)。

実際に、急進右翼政党は、連立与党であろうがなかろうが、連立政権内における地位がどうであろうが、政策的影響力を様々なレベルにおいて直接的に發揮したり、主流右派政党や中道左派政党への影響を通じて間接的に發揮したりできると考えられている。とりわけ急進右翼政党が主流化／与党化した状況の下では、移民・難民政策と統合政策の厳格化 (Bale et al. 2010; Akkerman 2012; Akkerman & de Lange 2012; Schain 2017; Van Spanje 2017) の他にも、言語・教育・文化政策の保守化、対外政策の強硬化、メディア規制の強化、「自主管理」(self-administration) の制限 (Minkenberg 2015)、刑事政策の厳格化、福祉悪用への取り締まりの強化 (Bale 2003)、反多文化主義的政策の導入、福祉諸制度の受給資格要件の厳格化、アウトサイダーへの公共支出の減少 (Schumacher & van Kersbergen 2016; Falkenbach & Greer 2018; Chueri 2020) などがもたらされた。また、連立政権内の急進右翼政党が、特定宗教の信徒・少数民族・同性愛者といった少数派の権利の制限や、司法権の独立に対する妨害や、出版・表現・集会の自由の侵害など、自由民主主義の原則に反する行為に加担する場合もしばしば見かけられる (Albertazzi & Mueller 2013)。

政策の道徳的正否はともかくも、少なくとも選挙公約の実現や、政策立案・決定の過程と結果からすれば、急進右翼政党を総じて有能な与党であると評価することは、十分に可能である。実際に、デンマークのクリスチャン・テューレセン・ダール (元 DF 党首: 2012 年～2022 年)、フィンランドのティモ・ソイニ (元 PS 党首: 1997 年～2017 年)、ノルウェーのシーヴ・イエンセン (Siv Jensen, 元 FrP 党首: 2006 年～2021 年) など、最近の有名な急進右翼政党の指導者の多くが、高度な能力のある政治家として認められている (Widfeldt 2018a: 23)。

9.1.3 社会経済的政策をめぐる言行一致の重要性

選挙公約の実現は閣僚ポストの配分や連立与党間の政策協定・合意などの連立政権の特徴から影響を受けると考えられている (Thomson 2001) が、与党としての急進右翼政党は、初めから失敗政党であることを運命づけられておらず、大きな政策的影響力を發揮して自らの選挙公約を実行することさえできる。本節における既存研究の考察を通じて、与

党としての急進右翼政党の能力は、少なくとも①客観的な社会経済的条件、②急進右翼政党の連立政権内の地位の強弱、③党内構造、④イデオロギーの特徴、⑤政党戦略、⑥他の主流政党の戦略的行動という6つの要素から影響を受けることが分かった。

次節に見るように、与党としての急進右翼政党が自らの選挙公約、中でも社会経済的政策主張をどれくらい実現したかは、将来の自党の党勢拡大の成否に緊密に関係するからである。なぜなら、現在、社会経済的争点は急進右翼政党の躍進にとってますます重要になりつつある（【第5.4節】を参照）だけでなく、これらの政党が連立政権に参画すると、社会経済的争点はこの連立政権の最重要課題とさえなる（Afonso 2015: 272）からである。

第6章と第7章においては、急進右翼政党の社会経済的政策主張がある種の二重性に特徴づけられていることを確認した。すなわち、急進右翼政党は、移民・難民といったいわゆるアウトサイダーをターゲットにして福祉支出の削減や福祉サービスの受給資格要件の厳格化のような福祉排外主義的な政策の施行を主張する一方、インサイダーとしてのネイティブの失業者・高齢者・年金受給者・ブルーカラー労働者・障害者・低所得者を対象とする高歳出と低税出という政策選択上の奇妙な組み合わせを掲げる。

現実には、従来の中道右派連立政権に比べて、急進右翼政党が参画した連立政権は、連立相手の中道右派政党が望む福祉国家の縮減を緩和し、緊縮財政の下でも手厚い子供手当とネイティブ労働者を対象とする社会保険制度の擁護を優先させ（Rathgeb 2018: 26, 2021: 639）、長期的に見れば、これらの政権はより再分配的な経済政策の追求に向かい、規制緩和を支持する傾向も低い（Röth et al. 2018）とされている。さらに、西欧の最も例外的な急進右翼政党のSVP（【脚注50】または【第7.5節】を参照）でさえ、ブルーカラー労働者や年金受給者といった核心的なクライアントを念頭に、福祉政策に関する自らの立場をなるべく隠そうとした上で、スイスにおける年金制度に対する一連の新自由主義的改革では、インフレ調整のための年金給付の削減や早期退職の拡大などに対して反対の立場を取っていた（Afonso 2015: 287-288; Afonso & Papadopoulos 2015: 630）。

以下では、与党としての急進右翼政党が自らの社会経済的政策主張を具現化できるという、言行一致の政党であるかどうかは、実際にこれらの政党の今後の発展に多大な影響を及ぼしうることを考察する。

9.2 急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力および執政パフォーマンス

9.2.1 地方レベルにおける急進右翼政党の政権参画

一般に地方政治は、日常生活に密着している点で中央政治と比してプラグマティズムの色彩が濃く、政党間競争のダイナミクスや各種の行政機関または議会の複雑な審議過程などからの影響を受けにくく、有権者の要望、とりわけ与党の選挙公約を反映させやすい特徴がある。近年、こうした地方での急進右翼政党の主流化／与党化の頻度が高まる傾向

にある。西欧 12 カ国の中では、とりわけフランス、イタリア、オーストリアにおいて、急進右翼政党の地方での主流化／与党化が常態化しつつある（例えば、【表 1.3】【表 1.4】【表 1.5】）。

(1) フランス

地方政治における FN の主流化／与党化は 1990 年代後半に遡る。1995 年の地方選挙では、FN 籍のジャン・マリー・ル・シュヴァリエ (Jean-Marie Le Chevallier)、ジャック・ボンパール (Jacques Bompard) とダニエル・シモンピエリ (Daniel Simonpieri) は、それぞれがフランス南東部のトゥーロン市、オランジュ市とマリニャーヌ市という 3 つの地方自治体の首長の座を奪い、そして 1997 年には、カトリーヌ・メグレ (Catherine Mégret) も同じ南東部に位置するヴィトロール市の市長選挙で勝利した。

FN 主導下の市政は、法と秩序の強調（地元の警察力の強化など）、権威主義的・移民排斥主義／自民族中心主義的な施策（多文化主義を推進する各種の社会団体に対する補助金の削減または活動許可の取り消し、国際結婚の妨害や、反 FN 市民活動の抑圧など）が特徴的であった。これに対して、社会経済的次元において、FN は、社会的・経済的・文化的サービスへの公的資金の投入を停止する傍ら、増税を推進し、社会的給付を配分する際に国民優先の原則を徹底した。増税の措置は FN の選挙前の主張に違背したが、全体的に見れば、FN が自らの選挙公約を比較的忠実に市政に反映させ、その行動力は、具体的政策を実行するためにたとえ合憲性の限界を超えても恐れないほど、強かったと評された (Shields 2014: 497-498; Minkenberg 2017b: 448)。

【第 7.4.4 節】で考察したように、この時期の FN は過渡型／準一左翼権威主義型の急進右翼政党であったが、FN の比較的高いレベルの言行一致は、その後の地方選挙で実を結んだ。前述したトゥーロン市長のル・シュヴァリエは、2001 年選挙で中道右派陣営の候補者に敗れたが、他の 3 人のいずれも再選を果たした。

地方での FN の執政能力は、時間の経過とともに高まる傾向が見られる。例えば、2015 年にフランス世論研究所 (IFOP) が実施したある世論調査^[319]によれば、FN 所管下の地方自治体の 74% の住民が、FN に運営される市政に満足していた。

また、フランス北部のエナン＝ボーモンにおける FN の市政も好例を提供した。すべて述べたように、エナン＝ボーモンは、かつての社会主義政党の牙城であったが、2000 年代後半からは、FN の左翼権威主義の実験室およびル・ペンのリーダーシップと選挙での勝利の象徴となりつつあった。現在、エナン＝ボーモンはすでに FN の旗艦自治体として知られている（【第 7.4.4 節】を参照）。

2014 年に行われた地方選挙では、FN 所属のスティーブ・ブリオワ (Steeve Briois) が第 1 回投票の 50.25% の得票でエナン＝ボーモン市長に当選した。彼の主導下のエナン＝

[319] <https://www.ifop.com/publication/le-regard-des-habitants-des-communes-fn-un-an-apres-les-elections-municipales/> (2022.06.16 確認)。

ボーモン市政は、政治文化的側面においては、キリスト教、とりわけカトリックの色彩が濃厚な祭典や大衆集会への財政補助の強化や、CCTV カメラ設置の増加と警備強化などによって特徴づけられていた。社会経済的側面においては、ブリオワは税率の軽減を行いつつ、インフラ投資の拡大をも推進し、特に聖堂、公会堂などの歴史的建造物とパブリックスペースの整備や美化に力を注いでいた (Paxton & Peace 2020: 7-9)。これらの社会経済的政策は、高歳出と低税収という急進右翼政党特有の政策的特徴と合致する。

2020年3月に行われた市選挙では、ブリオワは6年前と同じく決選投票を経ず、約25%ポイントを積み増して74%の高得票率で当確を確実にしたのである。

(2) イタリア

フランスと同様に、地方自治体における急進右翼政党の主流化／与党化現象がますます顕著化しているのがイタリアである。イタリア北東部に位置するコムーネのサンターガタ・ボロニエーゼは、高級自動車メーカーのランボルギーニの本拠地として有名であり、歴史的にはPCIの牙城として、1991年のPCI解散後も中道左派勢力が引き続き優位にあった。だが、2014年に行われたコムーネ選挙の結果、(2018年以降に) L (N) 所属のジュゼッペ・ヴィチネッリ (Giuseppe Vicinelli) がわずかに100票余りの僅差で市長に選出されたことにより、事態は大きく変化した。

ヴィチネッリ市政は自らを地域社会に具体的な改革をもたらす「公益の守護者」と位置付け、2つの新しい環状交差路の建設や、自転車道路網の拡張や、ランボルギーニ社の設立者フェルッチオ・ランボルギーニ (Ferruccio Lamborghini) の功績を顕彰する記念広場の設置など、種々の大型公共事業を実施した。これらの大型公共事業は、非排他的な公共財の提供を通じて、ヴィチネッリ市政がコムーネ全体の利益代表であることを前面に押し出そうとしたものである。

ところが、毎年イタリア解放記念日 (4月25日) に記念活動を主催してきた「4月21日センター」 (Centro 21 Aprile) がコムーネ政府による月額賃料の大幅な引き上げにより廃業を余儀なくされた。つまり、ヴィチネッリの主張とは裏腹に、ヴィチネッリと彼のコムーネ政府にとって都合の悪い者は住民と見なされていなかったのである。公共事業の拡大と特定の市民団体への弾圧とを併存させる左翼権威主義的な市政が、ヴィチネッリの再選に貢献した。2019年に行われたコムーネ選挙において、ヴィチネッリは75%の高得票率によって市長の座を確保した (Kim 2022)。

イタリア中西部のトスカーナ州ピサ県に位置するもう1つのコムーネ、カシーナは、サンターガタ・ボロニエーゼと同じように、過去70年にわたって絶えず左派政党の支配下に置かれてきたが、地場産業の衰退にも苦しんできた。住民の政治的・経済的現状への不満は、ようやく2016年6月のコムーネ選挙で爆発し、L (N) に籍を置く弱冠29歳のスザンナ・チェッカルディ (Susanna Ceccardi) を市長の座に就かせた。

市長に就任したチェッカルディは、少数派権利の侵害に相当する大量のロマ人集落の退去や、モスクの新規建設の禁止といった信教の自由の抑圧を推し進め、防犯のための「夜警隊」(sentinelle di notte) の導入など、法と秩序の強化にも取り込んだ。

チェッカルディは移民・難民問題を中心的争点の1つに据え、厳しい反移民・反難民の姿勢によって多くの支持を獲得した。当選後は、チェッカルディは、市民へのトウガラシスプレーの無料配布^[320]や無料護身術教室の開催に加えて、一般公開されているすべての役場の入り口にイタリア語とアラビア語で「カシーナ市政は、女性に対するあらゆる暴力を否定します：女性を尊重せよ！」^[321]と書かれた特別な看板の設置をも命じた。チェッカルディ市政の反移民・反難民政策の中で最も象徴的なのは、2016年11月の「亡命者・難民保護制度」(SPRAR: the System for the Protection of Asylum Seekers and Refugees) からの脱退決定および2018年8月の難民センターの強制閉鎖である。

以上の政治文化的次元での政策に比べて、チェッカルディ市政の社会経済的政策の中に特筆に値するものは少なかったが、公営住宅の供給における国民優先原則の適用に見られる福祉排外主義的政策が挙げられる (Paxton 2021)。

チェッカルディ市政は法と秩序の強化、移民・難民受け入れの停止といった選挙公約を確実に実現するものとなり、自民族中心主義／移民排斥主義と権威主義の色彩が濃厚であった。しかし一方では、チェッカルディ市政は社会経済的視点が比較的希薄であり、地場産業の復興や住民の社会経済的状況の改善を狙った政策をほとんど展開することがなかった。

カシーナ住民による回顧投票の結果を基準としてチェッカルディとL(N)の執政パフォーマンスを評価すれば、その結果は両義的なものとなる。というのは、2020年9月～10月に行われたコムネ選挙では、L(N)の候補者が中道左派のPDの候補者に敗北したことからチェッカルディとL(N)の執政パフォーマンスはそれほど良好でなかったが、L(N)の候補者の得票(第1回投票: 2520票増、増幅は約46%)からすれば、チェッカルディとL(N)の執政パフォーマンスはそれほど悪くなかったからである。

(3) オーストリア

フランスとイタリアの事例に比べて、地方レベルで主流化／与党化した急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスなどの様々な側面を考察する際に見本となるのは、オーストリアの「ケルンテン・モデル」(Das Modell Kärnten)であり、「ハイダー体制」(System Haider)である。

[320] <https://www.lanazione.it/firenze/cronaca/donne-lega-1.4299109> (2022.06.21 確認)。

[321] 原文は「l'Amministrazione Comunale di Cascina ripudia ogni forma di violenze sulle donne: tratta anche tu le donne con rispetto!」

(<https://www.lanazione.it/pisa/cronaca/stupri-spray-cascina-cartelli-arabo-1.3381798>) (2022.06.21 確認)。

オーストリアの最南部に位置する小さな規模のケルンテン州は長年にわたり第三陣営（【脚注 145】を参照）の牙城であった。FPÖ の急進右翼政党化の立役者であるハイダー（【第 7.2.3 節】を参照）は、1989 年～1991 年と 1999 年～2008 年の通算約 12 年にわたってケルンテン州首相の地位にあり、党の理念と主張を十分に実践できる絶好の機会を手に入っていた。党の州支部代表でもあったハイダーは、ケルンテン州を地盤として強固な地方組織を構築し、後の党首就任と FPÖ の全国範囲での党勢拡大の基礎を築いた（古賀 2013b）。彼の執政経験と成果は、それ以降に中央・地方で主流化・与党化した西欧の急進右翼政党の多くが参照するところとなった（Schain 2017: 458）。

ハイダー州首相期のケルンテン州では、移民・難民政策の厳格化はもとより、進歩的な劇場の強制閉館、FPÖ に非友好的な独立的文化組織やプロジェクトに対する資金援助の減額・停止、保守主義的・伝統主義的な公共団体やイベントへの支援強化、ドイツ語とスロベニア語の 2 言語表記による道路標識や市町村名の表示の禁止などのように、権威主義的および自民族中心主義的な文化政策が実行されていた。加えて、ハイダーは、官僚機構のフラット化、一部の官職名の廃止、いくつかの行政機関の再組織化と行政活動の民営化、行政手続の簡素化ないし公務員の服装規定のカジュアル化など、反エスタブリッシュメント的世論に迎合するかのような地方行政改革にも着手した（Heinisch 2003: 120-123）。

ハイダー州首相期の州政の中で最も脚光を浴びたのは、社会経済的政策、とりわけ公共事業の拡大と福祉政策の充実である。ケルンテン州政府は、イタリアのベルルスコーニに倣って「SK アウストリア・ケルンテン」（SK Austria Kärnten）と呼ばれるサッカークラブを設立した。また、ケルンテン州政府は、2008 年 UEFA 欧州選手権の開催のために特大サッカー場を建設し、都市景観や市民娯楽活動の改善などを理由に湖畔の浮き舞台を建造した。ハイダー支配下の州政府はこうした様々な公共事業に莫大な資金を投入し、財政赤字を膨張させた。

ハイダー州政は、地代・家賃と水道光熱費への補助金、60 歳以上の高齢母親を対象とする年金、出産手当、6 歳以下の児童 1 人あたりに月額平均 5700 シリングを支給する児童小切手、年金受給者を対象とするインフレ給付金ならびに補償金などを導入した。これらを通じて、オーストリア第 2 の貧困州であったケルンテン州は、オーストリアで最も充実した家族手当制度を備えるまでに至った（Heinisch & Marent 2016: 13-19; Röth et al. 2018: 343-344）。このように、ハイダー州首相期にはバラマキ政策が極めて顕著であった。

こうしたハイダーの「パンとサーカス」（panem et circenses）型のガバナンス手法は数々の無駄な公共事業を作り出したと批判された。だが、①移民・難民流入の規制強化＋②権威主義的な文化政策＋③行政システムの効率化＋④公共事業の拡大＋⑤手厚い社会福祉の成功により、ハイダーが高い人気を維持し続けることができたのは確かである。同時にこのことは、急進右翼政党が有能な与党として大きな政策的影響力を持ち、高い政策立

案・決定能力を発揮して良好な執政パフォーマンスを示す場合があることを例証する具体例となった。

ケルンテン州以外で興味深いのは、オーストリアの東端に位置し人口が最も少ない（約30万人）ブルゲンラント州の事例である。同州は、1964年以来一貫してSPÖが州首相の座を占有する赤い堡壘であった。【第7.4.1節】で考察したように、2015年の州選挙の結果、SPÖの党内最右派の代表格ニースルが州首相に就任し、社会政策・経済的規制・保護主義について相性の良いFPÖと社会保障・雇用の創出・連帯といった問題をめぐって合意に達し、SPÖとFPÖの変則的政権連合である赤青連合が成立することとなった（【脚注195】を参照）。

ケルンテン州とは異なり（【脚注194】を参照）、ブルゲンラント州のFPÖは赤青連合の中のジュニア・パートナーであったため、その政策的影響力と政策立案・決定能力は、シニア・パートナーのSPÖによって大きく制約されていた。だが一方では、FPÖの影響下で、ニースルを首班とするブルゲンラント州政府の移民・難民政策はかなり厳格化し、社会福祉政策が福祉排外主義に傾斜しつつあることも観察された（Falkenbach 2021a）。

赤青連合が打ち出した賃金政策と医療・介護政策は注目に値する。赤青連合は、国有・国営企業の従業員を対象とする1700ユーロの手取り最低賃金額を設定したが、野党ÖVPはこれを「共産主義的な政策」として非難した。また赤青連合は、医療・介護施設での病床数を倍増し、NPO（非営利団体）しか介護事業を運営できないことを規定した。それに加えて、赤青連合は、社会保障を提供しながら生計を補助する「介護サービス・ブルゲンラント有限公司」^[322]（PSB: Pflegeservice Burgenland GmbH）を設立し、家族介護者の雇用を可能にする新しい介護者雇用モデルである「ブルゲンラント・モデル」（Das Modell Burgenland）を導入した。ブルゲンラント・モデルは、民間の中小介護企業に不利であることを理由に、野党ÖVPや緑の党（GRÜNE）にも強く反対された。

一連の政策の立案と決定の過程においてFPÖは常にSPÖに対して協力的であったため、赤青連合期のFPÖとSPÖとの関係は非常に調和が取れていたと考えられている^[323]。だが、【第7.4.1節】で見た2000年代初頭の黒青政権と同様に、移民・難民政策の厳格化や、福祉排外主義による社会福祉サービスの充実に伴う政治的ボーナスは、SPÖにほぼ独占され、FPÖはここでも再び「ブラック・ウイドウの餌食」と化した。

左翼権威主義政策の中でも、有権者に大きく歓迎されたのは賃金と医療・介護政策であった。しかし、あくまでも連立政権のジュニア・パートナーに過ぎないFPÖの輝きは、SPÖの存在の前に色褪せたものとなった。また、ブルゲンラント州選挙でのFPÖの失敗の

[322] PSBのホームページは、<https://www.pflegeserviceburgenland.at>（2022.06.28確認）である。

[323] https://www.meinbezirk.at/burgenland/c-politik/oevp-ortet-schwaechster-landesregierung-aller-zeiten_a3622920、https://www.meinbezirk.at/burgenland/c-politik/tuerkise-kritik-am-rot-blauten-pflegeplan_a3609570、<https://burgenland.orf.at/stories/3002334/>（共に2022.06.28確認）。

もう1つの原因は、2019年5月に起こったイビサ・スキャンダル・ビデオ流出事件^[324]であるとも考えられる^[325]

こうして、2020年の州選挙の結果、SPÖは、49.9% (+8%) の得票と過半数の議席（19議席／36議席）で2005年以来の好成績を収め、単独政権を成立させたのに対して、FPÖは5.2%ポイント減の9.8%の得票しか得られず、その議席数も前回より2議席減の4議席に留まった。このような選挙結果からすれば、ブルゲンラント州の事例は疑いなく急進右翼政党の主流化／与党化の失敗例である。しかし一方では、赤青連合の政権運営や政策の特徴と効果の点において、連立政権内のジュニア・パートナーであるとしても、急進右翼政党は一定の政策的影響力と協調性を持つことによって責任ある政党たり得る。

9.2.2 国政レベルにおける急進右翼政党の政権参画

表 9.1 国政レベルにおける急進右翼政党の政権参画直後の選挙結果

国	政党	政権参画の初めて実現	政権参画直後の選挙結果				
			2002年(↓+与党)	2006年(↑+野党)	2019年(↓+野党)		
オーストリア	FPÖ	1999年*	2002年(↓+与党)	2006年(↑+野党)	2019年(↓+野党)		
デンマーク	DF	2001年	2005年*** (↑+与党)	2007年*** (↑+与党)	2011年*** (↓+野党)	2019年*** (↓+野党)	
フィンランド	PS	2015年	2019年(↑+野党)				
イタリア	AN	1994年	1996年(↓+野党)	2006年(↓+野党)			
	L(N)	1994年	1996年(↓+野党)	2006年(↓+野党)	2013年(↓+野党)		
オランダ	LPF	2002年	2003年(↓+野党)				
	PVV	2010年	2012年*** (↓+野党)				
ノルウェー	FrP	2001年	2005年*** (↑+野党)	2017年(↓+与党)	2021年(↓+野党)		
スイス	SVP	1999年**	2003年(↑+第1党)	2007年(↑+第1党)	2011年(↓+第1党)	2015年(↑+第1党)	2019年(↓+第1党)

注：*急進右翼政党化後の初めての政権参画；**1999年に初めて第1党の地位を取った。また、スイス政治制度の特殊性については、【脚注315】を参照されたい。

***その前は、閣外協力である。

出典：筆者作成。

[324] 2017年7月にスペインのイビサ島のある高級な別荘で隠し取られたビデオの中に、当時のFPÖ党首のシュトラヘとウィーン市の副市長のヨハン・グデヌス（Johann Gudenus）は、ロシア人投資家を偽装した女性に、オーストリアの有名な『クロネン・ツァイトゥング』（Kronen Zeitung）紙を買収してFPÖに有利な選挙キャンペーンを展開するように勧誘していた。その見返りとして、将来、このロシア人投資家がオーストリアの公共事業を受注すれば、政権入りに成功したFPÖは便宜を供与できるとシュトラヘが誓った。これに加え、シュトラヘがハンガリーのオルバーン政権のように、メディアを再編して政府のプロパガンダ機関にすること、いわゆるメディア環境のオルバーン化も望んでいた。この事件の詳細については、

<https://www.sueddeutsche.de/projekte/artikel/politik/caught-in-the-trap-e675751/>（2022.06.29 確認）を参照されたい。

[325] <https://nuewesterneurope.eu/2021/04/07/a-red-blue-wave-in-austria/>（2022.06.29 確認）。

【第 9.2.1 節】の内容から、地方レベルにおいて政権参画を果たした一部の急進右翼政党は、確かに有能な与党として大きな政策的影響力、高い政策立案・決定能力ならびに良い執政パフォーマンスを発揮できることが分かった。その中には、ケルンテン・モデルや、ブルゲンラント・モデルなどは、他の急進右翼政党にとって優れた手本になる統治・政策モデルも現れた。だが、視点を地方レベルから国政レベルに移せば、与党としての急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスの構図は一層複雑となる。なぜなら、すでに述べたように、有権者が常に与党の執政パフォーマンスに対する回顧投票を行ってそれら政党の再選・落選を決めるが、全体的に見れば、特殊例としての SVP を除き、急進右翼政党の回顧投票の結果は厳しかったからである。

【表 9.1】が示すように、急進右翼政党が政権参画を果たした直後の選挙の結果は、大きく 4 つのタイプに分けられる。すなわち、1 番目のタイプ (A) は、1999 年の FPÖ と 2017 年の FrP のように、急進右翼政党は選挙で失敗しながら政権内に残留した場合である。2 番目のタイプ (B) は、2006 年の FPÖ、2019 年の PS、2005 年の FrP のように、急進右翼政党が議席を増やししながら下野を余儀なくされた場合である。3 番目のタイプ (C) は、急進右翼政党が議席を減らして下野した場合であり、スイスを除いた西欧 6 カ国における 18 回の選挙の中の 11 回はこのタイプに属する。4 番目のタイプ (D) は、急進右翼政党が与党の地位を維持しつつ勢力伸長も達成した場合であり、このタイプに当てはまるのは 2005 年と 2007 年の DF のみである。

(A1) 「統治能力の欠如」＝オーストリアの第 1 次シュツセル政権 (2000 年～2002 年)

【第 7.4.1 節】で見たように、1999 年の総選挙で 26.9% の得票と 28.4% の議席で第 2 党の地位を獲得した FPÖ は、第 3 党の ÖVP の党首シュツセルを首班とする黒青政権に参画した。FPÖ は副首相と 6 つの大臣のポストを手に入れたが、政権発足後最初の 1 年間にスキャンダルや能力不足が原因でその半分の交代を余儀なくされるなど、有能な閣僚の確保に苦勞した。そして、タバコ・車・エネルギーに対する増税、公共サービス利用費の増加、早期年金受給年齢の引き上げに加えて、2002 年末までに政府財政のゼロ赤字を実現するために災害補償への課税、子供のいない世帯への無料健康保険の廃止、失業手当の削減、大学授業料の増額など、新政権の一連の政策は、野党 SPÖ と労働組合の他に、欧州委員会、経済学者、親 ÖVP 労働者団体からも猛烈な批判を受けた。

FPÖ も強いプレッシャーを感じた。FPÖ は自らを政権内の「社会的良心」と位置づけようとしたため、FPÖ 所属の社会・諸世代問題担当大臣のヘルベルト・ハウプト (Herbert Haupt) は、出産後 3 年間のすべての母親を対象とする有給出産休暇の導入を提案した。しかし、ÖVP は、この提案を財政的に不可能であるとして拒否し、より低い水準の修正案にしか同意しなかった (Fallend 2001: 245-249)。

第 1 次シュツセル政権の与党 FPÖ は、「オーストリア社会保険機構の中央協会」(Hauptverband der Österreichischen Sozialversicherungsträger) や国営持株会社

ÖIAG やオーストリア放送協会 (ORF) への浸透を強化するためにいくつかの制度改革を進めた。同政権は地方分権と財政削減を目的とする行政改革も行った。また、政治文化的次元における FPÖ の核心的な関心事である移民・難民問題については、移民・難民受け入れ枠が縮小され、新規移民と無職の外国人居住者にドイツ語課程の受講を義務づける「統合協定」も制定された (Fallend 2002: 906-911 ; 統合協定の制定は 2006 年の BZÖ の主張でもあり、【第 7.4.1 節】を参照)。だが、全体として見れば、FPÖ は選挙公約に掲げられた社会福祉関連の諸政策を実行に移すことができず、ゼロ赤字政府予算案の成立、新自由主義的経済政策の施行、中・低所得者に有利な税制改革の延期をもせざるを得なかった。

FPÖ が黒青政権の財政緊縮と福祉削減の片棒を担いだことは、有権者への裏切りと見られた。これに加えて、ハイダーのイラク訪問や FPÖ 系政治家の飲酒運転などの一連のスキャンダル、大学・健康保険基金・司法改革の難航 (Fallend 2003: 887-889, 897)、地方選挙での敗北が党分裂の導火線を加速させた。こうした状況の下で開催された 2002 年 9 月の臨時党大会において、副首相リース＝パッサーを含む FPÖ 所属の財務大臣、交通大臣、院内幹事長が辞任したことにより、第 1 次黒青政権はわずか 2 年間半で崩壊することになった。同年 11 月の総選挙で、「統治能力なし」(Regierungsunfähigkeit) と見なされた FPÖ は、前回総選挙から 60%以上の票と議席を失い、とりわけ大量のブルーカラー労働者の支持 (47%から 16%) を喪失した。79 議席を持つ ÖVP が過半数 (92) を確保するには、理論上、SPÖ (69 議席)、FPÖ (18 議席)、GRÜNE (17 議席) の 3 党のうちいずれかを連立パートナーとして選択することができた。しかしイデオロギーの近接性や力関係から、同じ右派政党であるとともに、党内闘争で弱体化した FPÖ が再度招かれ、第 2 次黒青政権が発足したのである。

(A2) 「及第点に達した」 = ノルウェーの第 1 次ソルベルグ政権 (2013 年～2017 年)

ヨースタイン・アシュクム (Jostein Askim) らによれば、ノルウェーの連立政権内における FrP 系政治家は、思考または行動が左右両翼の主流政党の政治家のそれとほぼ同じである。それだけでなく、FrP は、他の諸政党に比べても遜色のない十分な職業経験のある人材を議員や閣僚に登用し、連立政権における合議制の意思決定を堅持し、政治的に応答的であると考えられる (Askim et al. 2021: 18)。連立与党としての FrP は、レトリックや政策の面でかつてのような反エスタブリッシュメント・反移民的な色彩を薄め、ほぼすべての議案に関して首班政党の「保守党」(H: Høyre) と一致する立場を取り、自らを責任のある与党としてアピールした。

気候変動懐疑主義の立場を取る FrP の影響で、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの利用拡大は連立政府綱領の中でトーンダウンせざるを得なかったのに対して、石油基金を社会福祉拡大の財源として活用することを主張してきた FrP は、石油・天然ガス田の拡大に積極的であった 2016 年には、FrP 所属の石油・エネルギー省大臣が、従来石

油・ガスの採掘が禁止されていた北極圏のバレンツ海を開放した。こうした FrP の政策影響力や政策立案・決定能力は高く評価された (Četković & Hagemann 2020: 5)。

他方、移民・難民問題に関しては、FrP の従来の強硬な政策主張が連立政府綱領に含まれず、むしろノルウェーの経済的発展と文化的多様性に対する移民の貢献を肯定するかのような、左翼リバタリアンの言説さえ盛り込まれていた。加えて、移民・難民の規制強化ではなく、統合政策の改善を重視していたのである。だが、FrP の「専門化」

(professionalisation) による穏健化は、党内で不満の声を上げて従来の強硬路線を堅持しようとする議員派と、政府責任を第一とする閣僚派との関係をしばしば緊張させた。このように FrP がいくつかの選挙公約を犠牲にし (Jupskås 2016: 178-179, 185)、従来の反エスタブリッシュメント的姿勢を後退させたことは、党自身に悪影響を招いた。2015 年の地方選挙では、FrP はわずか 9.5% の得票しか獲得できず、2011 年の地方選挙 (11.4%)、殊に 2013 年の総選挙 (16.3%) に比べて大きく後退した。

だが、2017 年の総選挙で得票率を 1.1% ポイント下落させ、議席を 2 つ減らしただけに留まったことから考えれば、FrP は連立与党としてそこそこ健闘したと言って良い。総選挙後の分析によれば、比較的良好な経済状況と低い失業率に加えて、任期中の 4 年間に大きな政治的危機やスキャンダルもなく、FrP が参画した第 1 次ソルベルグ政権は及第点に達した (Aardal & Bergh 2018)。

(B1) 「鎧ホルター無力さの痛感」= オーストリアの第 2 次～第 3 次シュツセル政権 (2002 年～2006 年)

2002 年の選挙災難を生き延びた FPÖ は、ÖVP と SPÖ の選挙後の連立交渉が相互不信によって破綻した状況において、ほぼすべての実質的な問題に関して ÖVP に譲歩する用意があったため、政権与党の座を辛うじて維持した。だが、第 2 次シュツセル政権期に FPÖ はさらに弱体化した。FPÖ の救急車利用料廃止の要求は ÖVP によって公然と拒否され、鉄鋼会社「フェスト」(Voest) の完全民営化を阻止するために ÖVP を説得しようとして失敗した。かつて FPÖ の公約であった、年収 14500 ユーロ以下の国民に対する免税措置は実現されず、石油・エネルギー税の増税によって国民の税負担は逆に大きくなった。さらに、第 2 次シュツセル政権による年金改革と連邦鉄道会社の再編成は、異例の全国規模のストライキを起こしたが、それらの改革をめぐる攻防の過程で反対の立場を取っていた FPÖ の無力さが際立つことになった (Fallend 2004)。

FPÖ は、2003 年に行われた一連の地方選挙で完敗するとともに、2004 年の欧州議会選挙でも得票率 17.09% (=6.31%) と 4 議席 (=1 議席) を減らして、戦後オーストリア政党政治における史上最大の敗北を喫した。そして、このように党勢が持続的に衰退しつつあったためか、FPÖ はますます ÖVP に軽視されるようになった。2005 年 1 月、ÖVP 所属の国防大臣が FPÖ との事前相談もなく、FPÖ の立場に反する兵役期間の短縮を一方的に行った。FPÖ は、この決定を連立パートナーの軽視であるとして ÖVP への復讐を宣言したものの、実際

には屈辱に堪えるしかなかったのである。

このようなことから、FPÖはÖVPの「鎧ホルター」(Steigbügelhalter)に過ぎないと揶揄されるようになったが、それでも党指導部が連立政権に対して協力的で従順な態度を取り続けたことが、再び党分裂の引き金となった。2005年4月、ハイダーをはじめとするプラグマティズム派とシュトララーヒェに率いられた原理主義派が対立した末に、最終的に分裂し、ハイダーによって新たにBZÖが創設された。BZÖは旧FPÖから黒青政権の与党の座を受け継いだ。ÖVPへの従属的立場と党の弱体化に対して依然打つ手がなかった。

この時期のオーストリア上院(=「連邦参議院」[Bundesrat])の議長を務めていたのは、BZÖ所属のジークフリート・カンプル(Siegfried Kampl)である。彼は2005年4月に上院で行った演説の中で、第2次世界大戦中にドイツ国防軍の脱走兵を「同志を殺した者」と呼び、戦後におけるナチス党員に対する「残忍な迫害」を嘆いたため、朝野各界から強い非難を受けた。与党としてのBZÖの乏しい実績として挙げられるのは、BZÖ所属の法務大臣カリン・ガスティンガー(Karin Gastinger)の提案で庇護申請悪用の教唆が刑法に記載されるようになったことくらいであった。

2005年の3つの州議会選挙は、連立与党BZÖの実績に対する事実上の審判が下される場であった。しかし、同党はブルゲンラント州ではそもそも選挙に参加せず、シュタイアーマルク州やウィーンでは阻止要項を超えられずに議席を得ることができなかった(**Fallend 2006**)。このようにBZÖが党の弱体化とスキャンダル攻撃に苦しんでいたのに対して、FPÖは、2005年のウィーン議会選挙において得票率を5.33%ポイント(=14.83%)、議席を8つ失ったものの、これは予想以上の成績であった。このような成績を得られた原因は、FPÖが党の存立のために新党首シュトララーヒェの指導下に再び得票最大化を追求する路線に戻ったことである。

すでに見たように、2006年総選挙に向けた選挙マニフェスト(**FPÖ 2006**)では、FPÖは、ドイツ・ナショナリズム、反移民・反難民、外国人犯罪の取り締まり、欧州懐疑主義、トルコのEU加盟への反対などを強調することで、政治文化的次元における急進化が進んだ。一方、FPÖは、労働市場のインサイダーの権益増進と家族・女性・高齢者福祉の充実と中小企業や自営業者への税制優遇のトロイカ体制を引き続き掲げていた。こうして、社会経済的次元においては、FPÖは、自らの社会的・護民官的な一面をもアピールしていた(**【第7.4.1節】を参照**)。シュトララーヒェ指導下のFPÖの原点回帰は、一定程度功を奏した。2006年の総選挙におけるFPÖは、2002年に比べて1%ポイントの得票率(=11%)と3議席(=21議席)を増やし、退勢に歯止めをかけた。他方、BZÖは4.1%の得票と7議席しか獲得できなかった。

(B2)「妥協と譲歩の悪果」=フィンランドの第1次シピラ政権(2015年~2017年)

2015年4月のフィンランド総選挙で、PSは社会民主主義政党SSDPから第2党の座を奪い、労働者保守主義政党Kokと共に、同じく左翼権威主義的な傾向を持つKESKのユハ・シピラ

(Juha Sipilä) を首班とする連立政権への参画を果たした (【第7.4.3節】と【脚注53】を参照)。コランタン・ポジェ (Corentin Poyet) とタピオ・ラウニオ (Tapio Raunio) らによれば、PSが第1次シピラ政権の欧州政策、移民・難民政策および開発援助政策に影響を及ぼしたことは明らかである。第1次シピラ政権下のフィンランドは、ギリシャに対するEUの新しい救済計画に最も激しく反対する国の1つとなり、2015年9月末にEU理事会で12万人の難民の移住が決定された際に棄権した。その上、フィンランドにおける難民家族の再統合はほぼ不可能となり、政府の開発援助予算も削減された (Poyet & Raunio 2021: 823-824; Turtiainen & Kokkonen 2021: 129)。

一方、PSが北欧型の普遍主義的な福祉国家の防衛、貧困への抵抗、階層格差の是正、富の再分配、課税正義などを通じて国民の間の平等性と連帯の実現を訴えてきたことから考えると、社会経済的政策に対するPSの影響は微小であったように見える。第1次シピラ政権は、公共財政の持続可能性を確保するため、厳しい緊縮財政政策を行ったからである。国債による資金調達中止、公共支出の削減を目的とする社会・医療保険改革ならびに年金改革、非公式な支援の強化、フルタイム保育を享受する普遍的権利の制限、公共サービスへの民間参入の拡大、地方自治体における保健・医療・保育の利用料の引き上げ、公的保育制度の縮小が行われた。

第1次シピラ政権は社会扶助を除くあらゆる基本的社会的給付の増額を凍結した。この改革は、フィンランドの社会政策が普遍主義的なものからより制限的なものへと徐々に変化していることを意味した (Kangas 2019: 160-164)。また、第1次シピラ政権は、労働市場政策に関しても新自由主義的な改革を導入した。フィンランドの国際競争力を向上させるために、労働者の年間法定労働時間と社会保険負担金をそれぞれ24時間と2.1%ポイント増加させ、これとの引き換えで経営者の社会保険負担金を軽減した。加えて、フィンランドの失業率を下げ、失業者の再就職を促進するために、失業給付金の削減と受給資格の厳格化も進めた。

こうして、野党時代を通じて責任のあるポピュリズムや貧困者のためのポピュリズムを標榜してきたPSは、政権に参画したことによって経済低迷への対応が迫られ、疾病手当の削減をはじめとする福祉削減に賛成することを余儀なくされた (Widfeldt 2018b: 778, 790)。PSが参画した連立政権が一連の新自由主義的な社会経済政策に加担したことは、PSを支持する有権者の多くの目に紛れもない裏切りと映った。

また、合意型デモクラシーに接近するフィンランドでは、PSのようなポピュリズム的で反エスタブリッシュメント的な色彩を有する政党は、他の主流政党と協調する傾向があり、PS籍の閣僚や政治家は連立政権の標準的な運営方式と議会内の議事規則を遵守し、議会を経由しない方法による法案処理を避けようとする点では、他の諸主流政党と異なるところはなく、議会の監視機能の強化にさえ貢献することが証明された (Poyet & Raunio 2021)。

だが、このように政権内で妥協と譲歩を重ねたPSも、やがて党内外に蓄積された不満に

よって自壊し始めた。2017年4月の地方選挙でPSは5年前に比べて3.5%ポイント低い8.8%の票しか獲得できず、議席数も425減の770にまで落ち込んだ。同年6月に、長年にわたってPSを率いてきたソイニが党首を辞任した。新しい党首に選出されたのは、PS党内のタカ派、かつて宗教的礼拝に対する妨害と人種的憎悪の扇動で有罪判決を受けたユッシ・ハラ＝アホ（Jussi Halla-aho）である。ソイニをはじめとする20人のハト派議員は離党して新しい政党「青改革」（SIN: Sininen tulevaisuus）を結成し、シピラ首相もPSとの連立の中止を決断した。一連の内紛の影響で、2017年6月時点でのPSの支持率は、2011年以来最低の、わずか7%を記録した^[326]。PSは結党以来の最大の危機に瀕していた。

しかし、2018年12月に暴かれた「オウル市集団少女誘拐・レイプ事件」^[327]（Oulun seksuaalirikokset 2018）は、ハラ＝アホの指導下で反移民・反難民強固路線へと舵を切ったPSに起死回生の好機を与えた。2019年4月の総選挙で、PSは前回から得票率を0.22%ポイント減らした（＝17.48%）ものの、議席数では1議席を追加し（＝39議席）、第2党の地位を維持することができたのである。

(B3) 「付かず離れず」＝ノルウェーの第2次ボンデヴィック政権（2001年～2005年）

ノルウェーでは、2001年10月、「キリスト教人民党」（KrF: Kristelig Folkeparti）のヘル・マグネ・ボンデヴィック（Kjell Magne Bondevik）を首班とする少数派政権（＝第2次ボンデヴィック政権）が発足した。同政権はいくつかの点で興味深い特徴を示している。ノルウェーで1969年以来初めて議会任期（4年）を全うした政権であると同時に、急進右翼政党の閣外協力に支えられたノルウェー憲政史上初の政権であった点で特筆に値する政権であった。

2001年総選挙直後の組閣交渉の過程において、FrPは自党に政権参画の打診があったH、KrF、「自由党」（V: Venstre）に、政策に関する54項目の質問状を送付した。3政党は、これに対して公式に回答し、特定の政策分野でFrPと協定を結ぶ意思があることを表明した。FrPとの正式な協力関係の構築に消極的であったはずの3政党は、FrPの社会問題担当ジョン・アルブハイム（John Alvheim）を社会問題委員会委員長に選出しただけでなく、議会内の最重要委員会として伝統的に連立与党が占めてきた財政委員会委員長の座をFrPに譲り渡す前代未聞の行動にまでに出た。

[326] <https://www.politico.eu/europe-poll-of-polls/finland/>（2022.07.11 確認）。

[327] 2018年12月から、同年4月以来にオウル市で起こった一連の集団少女誘拐・レイプ事件に関する報告は続々と公開された。これらの事件の被害者全員は未成年の少女であり、そのうちの1人は事件発生後に自殺した。2019年1月までに検挙された16人の容疑者は全員が難民である。同年2月末に至ると、容疑者数はさらに29人に上昇し、そのうちの20人は外国出身者であることから、フィンランド全土を震撼させた。

付かず離れずの戦略は、FrPにとって非常に有利であった。対外的には、政権担当能力をアピールしながら、非公式の与党の立場を利用して、公式の与党が現職効果によって被る不利益を比較的容易に回避できるからである (Narud & Strøm 2011)。第2次ボンデヴィック政権のノルウェー病院改革は、このような閣外協力の利点をよく表していた。1990年代のノルウェーの医療部門は、「ソフトな予算制約」^[328] (soft budget constraint) と財政赤字の深刻化に直面していた。同政権は病院財政の規律強化を目論んで、公立病院の所有権を地方自治体から中央政府に移転させようとした。改革案は2001年6月に労働党 (AP) と FrP の支持を得て成立した。

だが一方で、同政権の改革案は、「福祉は最も重要である。FrP に一票を」 (**【第7.5節】を参照**) として選挙で医療支出の拡大を訴えていた FrP の立場と齟齬していた。FrP は、政府の改革案に賛成しつつも、財政年度終了の1ヶ月前になって、明らかに議会通過が不可能な法案 (20億ノルウェー・クローネを医療部門に追加投資するもの) を提出し、有権者に対して自らの政策主張の一貫性をアピールしようとしたため、支持者の中にほとんど批判の声がなかった。さらに、アルブハイム社会問題委員会委員長は、病院はいくら費用がかかろうとできるだけ多くの患者を治療すべきであるという趣旨の発言を行い、FrP 党首カール・ハーゲンは、病院への支出減少が継続すれば保健省大臣の弾劾罷免案を提出すると迫った。FrP 自身も常に閣外協力の立場を利用して、政府による病院への大幅な追加資金の投入を実現させようとした。こうして、改革案の実現にもかかわらず、病院予算が減少するどころか、病院の財政規律は最終的に崩壊するに至ったのである (Tjerbo & Hagen 2009)。

非公式の閣外協力政党としての FrP の振る舞いは責任あるものとは言えなかったが、公式の与党との付かず離れずの戦略は確実に FrP に利益をもたらした。2005年の総選挙では、V は得票率と議席において2%ポイントと8議席を増加させたが、H (-7.1%ポイント、-15議席) と KrF (-3.7%ポイント、-8議席) がいずれも後退した。労働党、「社会主義左翼党」 (SV: Sosialistisk Venstreparti)、「中央党」 (Sp: Senterpartiet) による赤青連合が中道右派連合に取って代わった。こうした中には、FrP は得票率と議席をそれぞれ7.5%ポイントと12議席追加し、H から第2党の地位を奪うことに成功した。

(C1) 「リップサービスと象徴的政治」 = 与党としてのイタリア急進右翼政党

国政レベルにおける急進右翼政党の主流化／与党化の常態化の先駆けはイタリアの事例である。1994年5月10日、中道右派連合を基盤とする第1次ベルルスコーニ政権が成立し

[328] 「ソフトな予算制約問題とは、民間企業ならば倒産するところを政府や自治体の補填によって事業の継続が可能であるような企業体において、予算への制約が上手く働かずに補填による救済が際限なく行われた結果、企業体の経営者のやる気を低下させる問題である」 (<https://www.japan-systems.co.jp/column/ゲーム理論で俯瞰する公的部門の問題①「ソフト/」> (2022.07.13 確認))。

た。同政権におけるL (N) とANの参画は、戦後イタリア政治の大義として歴代政権に正統性を付与してきた反ファシズムという大前提の意味喪失を象徴するものであり、国内外で激しい批判にさらされることになった。

窮地に陥ったベルルスコーニ政権は、小さな政府の下で経済の自由化と効率化を目指しながら、社会的連帯を促進することによって、「第2のイタリアの奇跡」を目指す包括的プログラムを打ち出し、現状打破を図った (Sznajder 1995)。だが、同政権が展開した、自営業者・中小企業・小売店に対する非公式・臨時の税制優遇措置を含む再分配政策はそれほど具体的な成果を上げられず、連立内部では北部問題や年金政策をめぐる与党間の対立、ベルルスコーニ、フィーニ、ボッシという御三家の間の内紛 (Hopkin & Ignazi 2008: 59-60; Albertazzi & McDonnell 2015: 19, 35) が生じて、L (N) の連立離脱を引き金としてわずか半年後に崩壊に至った。トム・ギャラガー (Tom Gallagher) が言うように、「第1次ベルルスコーニ政権がどうやって政権担当の責任を果たしたら良いのかが分かっていなかった」 (Gallagher 2000: 80) のである。

2001年6月、ベルルスコーニは、再び「イタリアに経済的奇跡をもたらす」と宣言して首相の座に返り咲き、第2次 (～2005年4月) および第3次 (2005年4月～2006年5月) 政権を指導した。マルコ・タルキ^[329] (Marco Tarchi) によれば、ベルルスコーニの新政権は、選挙公約に比べればやや穏健化しつつ、支持者が関心を持ついくつかの問題に堅実に取り組んだ。「制度改革・地方分権」 (Riforme istituzionali e devoluzione) 担当大臣のボッシは移民法の厳格化に着手し、L (N) 籍の法務大臣ロベルト・カステリ

(Roberto Castelli) は物議を醸す司法改革^[330]を断行した。同じくL (N) に所属するロベルト・マローニ (Roberto Maroni) は「労働と社会政策」 (Lavoro e politiche sociali) 担当大臣として、年金削減、高齢者層の就業率の向上、定年の引き上げなどを目指す年金改革 (Natali & Rhodes 2004: 182-184) と、労働組合の弱体化を図る労働市場改革を推進した。

ベルルスコーニ政権下では、不法移民の摘発と国外追放を強化する「ボッシ=フィーニ法」 (Bossi-Fini Law) も施行された (Tarchi 2008: 91, 97; Falkenbach 2021b: 84-85)。だが、数十万人の不法移民の正規化や、欧州以外の国からの雇用契約を持つ移民の年間割当数の設定や、イタリア国内のムスリム・コミュニティとの交流の強化や、国際自由貿易の堅持や、EU活動への積極的な参与といった政策は、とりわけL (N) の選挙公約と

[329] イタリア「新右翼」(Neue Rechte) (【脚注7】も参照) の重要人物であるタルキは、青年時代にMSIの前途有望な活動家であると見られた (Gallagher 2000: 78)。その後、彼はMSIを離脱し、1987年にフィレンツェ大学で博士号(政治学)を取得した。現在、彼はフィレンツェ大学政治学部の教授であり、イタリアにおける急進右翼・ポピュリズム研究の代表的な学者でもある。

[330]

https://www.corriere.it/Primo_Piano/Politica/2004/12_Dicembre/01/giustizia.shtml (2022.07.17 確認)。

齟齬するものであった。

また、防犯対策の強化・家族と小企業への減税・地方分権・「反政党支配体制的」(anti-partitocrazia) 改革(【脚注 34】を参照)など、ベルルスコーニ政権が有権者に約束した政策の多くは、単に部分的に実現されるに留まったか、完全に見送られることになった(Tarchi 2008: 97-98)。

第1次ベルルスコーニ政権と第2次・第3次ベルルスコーニ政権との大きな違いは、後者において2つの主要な連立与党L(N)とFIの、とりわけボッシとベルルスコーニという党首の間に親密な関係が築かれ、これによって多少なりとも実効性が向上した点にある。だがその一方で、L(N)と、もう2つの連立与党すなわち「キリスト教中道民主連合」(UDC: *Unione dei Democratici Cristiani e di Centro*)およびANとの対立はより先鋭化した(Albertazzi & McDonnell 2005)。

任期(4年)を全うした戦後2人目の首相(1人目はキリスト教民主党のアルチーデ・デ・ガスペリ[Alcide de Gasperi])となる名誉に浴したベルルスコーニの政権では、選挙公約の後退や、連立内部の軋轢などの影響で、2006年総選挙では、中道右派連合(49.4%)が中道左派連合(49.7%)に0.3%の僅差で敗北を喫することになった。しかし、政権の座を奪った「ルニオーネ」(L'Unione)は極めて異質な12の政党を包括する大選挙連合であり、政権基盤はそもそも非常に流動的であった。約2年後にこの中道左派連合が崩壊したことによって、ベルルスコーニは4度目の首相となった。

第4次ベルルスコーニ政権ではL(N)の核心的な公約の1つである「財政連邦主義」(Federalismo Fiscale)が部分的に実現され、地方政府の財政的効率性がある程度向上した。また、法と秩序に関して、同政権は、落書きから公務員への侮辱、組織犯罪に至るまで、様々な犯罪に対してより重い刑罰を導入し、自警団を合法化した。これらの政策との因果関係は不明であるが、2008年から2010年までの犯罪の検挙数は確かに減少した。

移民・難民政策について、L(N)は、移民の子供を対象とする特別学級の設置や、不法移民の社会サービスを利用する権利の制限や、イタリア上陸を試みるアフリカ難民の拒絶や、ロマ人コミュニティに対する人口調査と指紋採取など、移民・難民と少数派の人権侵害にあたるような議案を多く提出した。これらの議案が成立する見込みはほぼなかったが、国内外から抗議・非難を受けたL(N)は、移民・難民問題に関する争点所有権を誇示することで注目を集め、選挙を挟んだ期間における首尾一貫性を公的に主張することができた。だが、実際には、イタリア在住の外国人数は着実に増加し、2009年には再び30万人の不法移民が正規化された。この事実は、L(N)の選挙公約と強硬姿勢に矛盾するものであった。

さらに、第4次ベルルスコーニ政権は、経済危機に対処するために最貧困層に対する月40ユーロの「買い物カード」(*carta acquisti*)の交付、生活困窮家庭への一時給付金の支給、固定金利型の住宅ローンを持たない人への支援などを行った。ベルルスコーニはリップサービスに長け、種々の象徴的な行動を取ったが、「第2のイタリアの奇跡の実現」

という年来の公約を達成するには至らず、アルベルタツツィとマクドネルによれば、2008年から2011年にかけて、イタリア人はむしろ貧しくなり、負債を抱え、国際競争力を失い、失業する可能性が高くなった (Albertazzi & McDonnell 2015: 105-112)。このような選挙公約の未達によってフィーニとボッシと反目を強め、とりわけイタリアの債務危機に対する無策が原因となって、2011年11月16日にベルルスコーニは辞任を余儀なくされたのである。

その7年後にあたる2018年3月の総選挙ではL (N) が17.35%を得票し、125議席を獲得して5度目の政権参画を果たした。今回のL (N) の連立相手は新興のM5S (【脚注57】を参照) であった。ジュゼッペ・コンテ (Giuseppe Conte) を首班とする連立政権はこれら2つのポピュリスト政党に支持されていたので、執政パフォーマンスが大きな注目を集めていた。第1次コンテ政権は政治の刷新を掲げ、とりわけイタリア経済の「金融化」(Financialization) の問題を解決しようとした。だが、この同政権が採用した解決策は前政権と基本的に差異がなく、それゆえに構造的に無力であると批判された^[331]。

一方、副首相兼内務大臣を務めるL (N) 党首のサルヴィーニは、選挙前にイタリア政府の移民・難民政策および治安政策を抜本的に改革すべきことを有権者に強く訴えていた。このような文脈から、大臣就任直後のサルヴィーニは、2018年6月に難民救助団体「SOS地中海」(SOS Méditerranée) と「国境なき医師団」(MSF: Médecins sans frontières) が運航するアクエリアス号の入港を拒否し、同年8月には、イタリア沿岸警備隊のディチョッティ号が運ぶ移民177人のうち、親の同伴がない子供の上陸を認めた。サルヴィーニとL (N) は、2018年10月にアフリカ難民を乗せた民間救助船の接岸を拒否し、難民認定制度を見直し、公共の安全と秩序の維持の厳格化を盛り込んだ緊急法律命令第113号 (通称「治安政令」または「サルヴィーニ政令」) の制定に突き進んだ。翌年の8月、サルヴィーニは、NGOの救助船に乗る重篤患者が仮病であるとして同船の入港を拒否し、不当監禁と職務放棄の疑いで書類送検された。その同じ月には、NGOの人命救助活動の阻止を可能にする国家安全保障追加法案 (通称「サルヴィーニ法」) が議会を通過したのである。

このように、L (N) が参画する第1次コンテ政権は、移民・難民問題に関してより強硬な姿勢を示した。国内世論もサルヴィーニの移民への対応をある程度まで支持したが、一方では、副首相・内相就任後のサルヴィーニは、一連の反移民・反難民的政策における一貫性を欠き、前政権の施策に本質的な変更を加えたわけではなかった。サルヴィーニは、移民・難民問題に真摯に取り組むというより、事あるごとに大げさに言い募ることで、この問題をEUとの交渉カードとして利用していた節さえあったと指摘されている (Palm & Barana 2019; 八十田 2020)。

[331] <https://socialeurope.eu/radical-right-populists-finance/> (2022.07.20 確認)。

移民・難民政策、インフラ政策、財政運営など、様々な政策分野において意見の衝突が頻発したL (N) とM5Sは、イタリアとフランスを結ぶ高速鉄道建設計画の是非をめぐる激しい対立を直接の引き金として、第1次コンテ政権は2019年8月20日に終焉を迎えた。

次期の総選挙は2022年9月25日に行われた。近年、人気がサルヴィーニに比肩できるメローニに率いられるFdIは、イタリアの第1大政党に成長した。メローニはイタリア史上初めての女性首相であるが、彼女を首班とする連立政権は、西欧史上初めての急進右翼多数派政権でもある（【第6.2.3節】と【おわりに】を参照）。

以上のように、イタリアは急進右翼政党の主流化／与党化の沃土であり、イタリアは急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスに関する研究に対して極めて有益な素材を提供している。

(C2) 「権力闘争の茶番劇」＝オランダの第1次バルケネンデ政権（2002年～2003年）

2002年5月のオランダの総選挙では、左派出身の社会学教授フォルタイン（【脚注54】を参照）率いるLPFが、反移民・反難民を中心的な政策主張として掲げ、結成からわずか3ヶ月で17%の票を獲得し、いきなり第2党の地位に登り詰めたことで注目された。組閣担当者である第1党のCDAと第3党のVVDは、公共支出の削減と固定資産税の低減を来るべき新政権の主要目標としていたが、選挙結果を踏まえれば、LPF抜きで連立政権であっても、両党がこれらの目標に関して大きな譲歩・妥協を迫られることになる。このような状況の下で、ヤン・ペーター・バルケネンデ（Jan Peter Balkenende、CDA）を首班とする両党とLPFとの連立政権が成立した。

LPFの協力を得るための交換条件として、CDAとVVDは、不法移民の雇用に対する厳罰化、家族再統合の要件の厳格化、有料で強制的な統合・言語課程の導入を約束し、移民・難民と治安問題を担当する司法・安全省大臣に加えて、副首相、健康・福祉・スポーツ省大臣（～2002年10月）、運輸・公共事業・水利省大臣（2002年10月～）、経済・気候省大臣に加えて、5つの次官ポストもLPFに提供した（Twist 2019: 87）。だが、約3分の1の大員ポストの配分を受けたLPF側には首尾一貫した政策綱領も正式な党組織もなく、選挙直前に党首が暗殺されたことで指導者すらもなく、政権参画に向けての準備不足は明らかであった。

選挙の9日前にフォルタインが過激な環境保護活動家に暗殺されて間もなく、LPFは党の指導権をめぐる内紛に陥った。こうした状態の中で、党の執行部は事実上無力であり、新たに選出された国会議員団のみが、何らかのリーダーシップを発揮することができた

（Lucardie & Voerman 2007: 252）。連立政権の成立後におけるLPF内部の権力闘争は、新党首マット・ハーベン（Mat Herben）とそのライバルだけでなく、LPF出身の閣僚にも及び、副首相兼健康・福祉・スポーツ省大臣エドワード・ボムホフ（Eduard Bomhoff）と経済・気候省大臣ヘルマン・ハインスブルック（Herman Heinsbroek）の間で党の主導権をめぐる争奪戦が繰り返された。LPF党内の一連の茶番劇が政府機能を麻痺させている

ことに不満を感じたVVDが連立政権への支持を撤回したことで、第1次バルケネンデ政権は成立からわずか87日後の2002年10月16日に崩壊し、暫定政権として第2次バルケネンデ政権（～2003年1月）が発足した。これは、政策上の問題ではなく、個人的な仲たがいが原因で政権が倒れたオランダ史上初の事例であった（Irwin & Van Holsteyn 2004: 554-555）。

2003年1月22日の総選挙では、LPFが5.7%（-11.3%ポイント）の得票で8議席（-18議席）しか得られず、第5党に転落することになった。3年後の総選挙では、わずか0.21%の得票しかなかったLPFは全議席を失い、最終的に同党は2008年1月1日に正式に解党することに至った。

(C3)「責任のある連立相手としての信頼性を失った」＝オランダの第1次ルッテ政権（2010年～2012年）

LPFの凋落と並行して台頭を遂げたのが、ウィルデルスの率いるPVVである。PVVの党は反イスラム主義、ポピュリズム、ナショナリズム、法と秩序という4つの柱によって構成されていた（【第7.5節】を参照）。2006年2月の結成直後の総選挙デビュー（同年11月）で5.89%の票と9議席の好成績を得たPVVは、4年後の総選挙でさらに党勢を伸ばし、15.45%の得票と24議席で第3党へと躍進した。

税制改革、特に政府の歳出削減を巡って連立交渉が難航した結果、組閣担当者としての第1党のVVDは、当初予想した中道左派政党のPvdA、自由主義政党の民主66、緑の党のフルンリンクスとの紫連合を断念し、目線をCDAや、とりわけ新興政党のPVVに移していった。VVD、CDA、PVV3党による連立交渉の結果、PVVは移民・統合、財政、安全保障、高齢者介護という4つの分野において連立政権に閣外協力を提供することを約束した。

ウィルデルスは、年金受給年齢の引き上げに反対する従来の立場を180度回転し、VVDが望む、国民年金の受給年齢の65歳から67歳への引き上げに賛同するようになった。こうしたPVVの閣外協力に対する見返りとして、VVDとCDAは、帰化要件と家族再統合要件の厳格化など、PVVの中核的な政策目標を支持することを認めた。こうして、2010年10月に、VVDとCDAとPVVは「寛容協定」(Gedooakkoord)を結び、マルク・ルッテ(Mark Rutte)を首班とする連立政権を発足させた。第1次ルッテ政権の政権基盤は、PVVを含めてもちょうど過半数(76/150)であったので、1946年以来の最弱の政権であると評された(Twist 2019: 91-93)。

この政権に対して閣外協力を行ったPVVは、対外政策やイスラム問題など、寛容協定に含まれない分野に関して過去の急進的なイメージを保持しながら、自らが信頼できる連立相手であると見せかけようとした。PVV議員らは、寛容協定に基づくあらゆる政府法案に賛成票を投じた。また、野党時代とは異なって今回は不信任案を提出せず、他政党との協力姿勢を強め、政策との引き換えに妥協も厭わなかった。このようにして、閣外協力の地位にあるPVVは、より大きな政策的影響力を発揮して、より多くの修正案を提出するよ

うになっただけでなく、それらの修正案を他党に吞ませることに成功するケースも多くなった。だが、責任ある与党の地位にあることの代価も少なくなかった。すでに述べた政府歳出の削減や年金受給年齢の引き上げなどの政策は、社会経済的次元における PVV の左翼的イメージに一定の打撃を与え、「治療的保健政策」(curative care policy) に関する連立政権の緊縮策への支持も、ヘルスケアを利益至上主義でないより安価なものにするという公約を裏切るものであった。

PVV は、党のさらなるイメージダウンを阻止するために、もう 1 つの重要な政策分野、すなわち高齢者介護における予算削減を極力阻止しようとした。例えば、公共医療とヘルスケアに関わる政策分野を担当する PVV 籍議員フルール・アゲマの要請により、政府は、高齢者介護や介護人材の質の向上や長期介護領域における雇用創出などのために 10 億ユーロを割り当てた。これは、「アゲマ・マネー」とも呼ばれ、PVV は常にこれを社会福祉分野に関する重要な成果として宣伝した (【第 7.5 節】を参照)。その他にも、PVV の尽力により、歩行補助具を基本的な医療保険の対象とする法案が政府に承認された。特筆すべきは、高齢者介護に関する諸法案の審議と決定において、PVV が、VVD と CDA ではなく、常に緑の党のフルンリンクス、そして急進左翼政党の社会党と歩調を合わせていた点である。

PVV はオランダの医療システムにおける「管理第一主義」(managerialism) と民営化を逆転させるという約束を実現できなかったものの、全体として見れば高齢者介護の争点所有権を掌握し、第 1 次ルッテ政権の政策実施における高齢者介護に関する諸政策の優先順位に対して大きな影響力を発揮した。この点で、PV は選挙公約を履行したと評価された (Rinaldi & Bekker 2021: 62-67)。

だが、第 1 次ルッテ政権の持続的な財政緊縮政策は、最終的に PVV の忍耐の限界を超えた (Akkerman 2016: 151, 156-157)。2012 年 4 月に、ウィルデルスは、経済危機に対応するための新たな緊縮策への署名を拒絶した上で、連立政権に対する支持をも撤回し、第 1 次ルッテ政権を崩壊へと追い込んだ。PVV は、2012 年 9 月の総選挙で得票率を 5.37%ポイント (10.08%)、議席を 9 議席 (=15 議席) 減らした。また、第 1 次ルッテ政権の崩壊を導いた元凶である PVV は、VVD と CDA にとってもはや信頼できる連立相手ではなかった (van Kessel 2021: 211)。

2017 年の総選挙で PVV は第 2 党の地位を奪い、23 組の可能な連立構成のうち 16 組 (69.6%) に含まれていただけでなく、さらにその中で実現可能な連立構成のうちの 5 組は、議席占有率が他の組み合わせより大きいにもかかわらず、組閣担当者の VVD は PVV との協力可能性を一切排除し、最終的に他の政党と最小勝利連合を組んだ。しかし、下院における与党の議席数はただ過半数を 1 議席上回っていたため、この連立政権は不安定的でもあった (Twist 2019: 100, Tbl. 5.8)。

(C4) 「政治スキャンダルに苦しんでいた」＝ノルウェーの第2次～第4次ソルベルグ政権（2017年～2020年）

すでに見たように、2013年から2017年まで存続した第1次ソルベルグ政権は、及第点に達した。2017年9月の総選挙において、与党HとFrPは、得票と議席を共に微減させながらも連立政権を維持した。そして、VとKrFも、それぞれ2018年（第3次ソルベルグ政権）と2019年（第4次ソルベルグ政権）に連立与党として参画することになった。

第1次ソルベルグ政権におけるFrP系閣僚は、思考や行動の点で左右両翼の主流政党の政治家と共通する部分が多いが、第2次ソルベルグ政権以降のFrP系閣僚は、時にスキャンダルに陥ってメディアの大きな注目を集めると同時に、ポピュリスト政治家を連立政権に包摂すべきかどうかをめぐる社会的議論を引き起こした。FrP所属の法務・公共安全大臣シルヴィ・リスクハウグ（Sylvi Listhaug）は、2018年3月に「労働党は国の安全よりテロリストの人権の方を大切にする」とフェイスブックに書き込んで物議を醸した結果、辞職に追い込まれた。また、FrPの筆頭副党首兼漁業大臣のパー・サンドバーグ（Per Sandberg）は、離婚後2ヶ月の2018年7月、首相に報告せずに彼女とイランに休暇に出かけた上に、イラン滞在中に安全でない携帯電話で政府の仕事をしていたために激しく非難され、同年8月13日に辞任を余儀なくされた。こうして、2018年中に2人のFrP閣僚が過激で未熟な行為や無責任な行為で失脚に追い込まれた（Bergh & Karlsen 2019）。

2019年に入ると、1月にKrFの正式な入閣によって第4次ソルベルグ政権が発足した。中道右派連立政権は2013年以来初めてノルウェー議会（＝「ストーティング」[Storting]）において過半数の議席を確保できた。「有料道路」（bomvei）をめぐる是非は、2019年のノルウェーにおける最重要争点の1つとなり、「道路通行料の増額に反対する人民の行動」（FNB: Folkeaksjonen Nei til Mer Bompenger）という新しい単一争点政党の結成にもつながった。

FNBはFrPにとって脅威であった。なぜなら、FrPは長年、ノルウェーの自動車運転者の利益を擁護する反有料道路政党と見なされており、ソルベルグ政権下では運輸省大臣の座をも握っていたからである。特に2013年以降にノルウェー全土で道路通行料が大幅に引き上げられ、高速道路の整備やノルウェー人の車離れを促すための様々なプロジェクトの財源として利用されてきた。このような変化に当然責任を負うべきFrPは、大きな圧力のために党の分裂すら起こしそうになった。FrPは連立相手のVや野党「緑の党」

(Miljøpartiet De Grønne) に強く反対されながら、連立離脱を仄めかすことで^[332]、有料道路利用者の負担軽減のための国庫支出をある程度増やす妥協案の成立を求めた^[333]。

[332] <https://www.newsinenglish.no/2019/06/02/road-tolls-threaten-the-government/> (2022. 07. 31 確認)。

[333] <https://www.theguardian.com/world/2019/sep/08/road-rage-norway-goes-to-polls-split-over-environmental-policies> (2022. 07. 31 確認)。

有料道路をめぐる対立の他に、同年には、FrP 所属の閣僚に関わるもう 1 つの事件が世論の注目を浴びた。2018 年 4 月にリスクハウグを継いで法務・公共安全大臣に就任したトア・ミッケル・ワラ (Tor Mikkel Wara) は様々な嫌がらせを受けてきたが、その頂点は 2019 年 3 月の自家用車放火事件であった。しかし、警察は後にこの事件を捏造した嫌疑でワラのパートナーを逮捕し、ワラ自身も同年 3 月 28 日に引責辞任し、ワラのパートナーは 2021 年 1 月に懲役 1 年 8 ヶ月の実刑判決を受けた (Bergh & Karlsen 2020)。

以上のような政策的妥協とスキャンダルが FrP に政治的代償を支払わせることになった。2019 年 9 月の市議会選挙では、FrP は 2015 年選挙から 1.2%ポイントを減らして 8.3%を得票し、これに伴って議席は 188 減の 701 議席に留まったため、第 3 党から第 4 党に転落した。同時に行われた県議会選挙でも、平均得票率こそ 9.8%から 9.68%へのごくわずかな変化でしかなかったものの、FrP の議員数は 83 名から 55 名に大幅に減少し、同じく第 3 党から第 4 党へと後退した。

2020 年 1 月、第 4 次ソルベルグ政権は、シリア出身のノルウェー人でありながら「イスラム国」(ISIS) に加担したためにテロ行為で起訴された女性をノルウェーに帰国させるかどうかの判断に迫られた。最終的に政府は FrP の反対を押し切ってこの女性の帰国許可を下すことを決定した。この政府決定を受けて、FrP は、党内審議を経たのちに同年 1 月 23 日付で連立を離脱した。

中道右派連立政権は、過去の 8 年間にわたって石油基金を財政均衡に活用してきたため、2020 年から世界を席卷した新型コロナウイルス感染拡大がノルウェー経済に与えた影響はかなり弱く、政府のパンデミック対応への支持も概して高かった。それにもかかわらず、2021 年 9 月の総選挙の結果は、全体の傾向としてのノルウェー政治の左傾化を象徴するものであった (Aardal & Bergh 2022)。FrP 系閣僚を巻き込んだスキャンダルの頻発も加わって、FrP は得票率と議席数をそれぞれ 3.5%ポイント (=11.7%) と 6 議席 (=21 議席) 失い、H に次ぐ 2 番目の敗者となった。

(C5) 「信頼に足り責任のあるパートナーになる代償」 = デンマークの第 3 次 A. F. ラスムセン政権 (2007 年～2009 年) と第 1 次 L. L. ラスムセン政権 (2009 年～2011 年)

2007 年 11 月の国民議会選挙の結果、ヴェンスタ党首アナス・フォー・ラスムセン (Anders Fogh Rasmussen) を首班とする中道右派連立政権の続投が決定した。連立政権の選挙公約は、社会経済的次元において福祉拡大と減税によって特徴づけられていたが、第 3 次 A. F. ラスムセン政権の新年度の財政政策は逆に緊縮的なものであったため、野党はこぞって連立政権の選挙公約が単なる虚勢に過ぎないことを強く批判した。

このような中で、従来は社会的・経済的困難に陥った国民を支援する国家の役割を強調し、国民と企業に負担をかけるあらゆる税金の凍結・廃止を唱えてきた DF (【第 7.4.2 節】を参照) は、この新しい政府案に同意した。また、第 3 次 A. F. ラスムセン政権が移民・難民政策について行った、家族再統合の規制緩和などのいくつかの修正・調整に対し

て、DFは当初は反対であったものの、最終的に政府の決定に譲歩せざるを得なかった (Bille 2009: 947-948)。

2009年4月4日、NATO事務総長に任命されたラスムセンはデンマーク首相を辞任した。その翌日、ヴェンスタ副党首兼財務大臣のラス・ロッケ・ラスムセン (Lars Løkke Rasmussen) が後継首相に就任し、第1次L. L. ラスマセン政権が発足した。同政権は金融危機の早期解決、労働力不足問題の解消、財政赤字の削減などのために、2010年6月にDFの支持を得た上で「回復法案」 (GenopretningsPakke) を成立させた。この法案は、2013年まで総公共支出を凍結すること、失業手当の受給期間を4年から2年に短縮すること、家族給付金を5%削減してその上限を年間4700ユーロとすること、未熟練労働者を対象とする職業訓練の期間を年間80週間から40週間へ短縮することなどを規定するものであった。

この中でも、財政赤字の削減に関する政策は、2009年に発表されたDFのワーキングプログラム (【第7.4.2節】を参照) の主張と合致するが、失業手当と家族給付金の削減は明らかにDFの労働市場政策と家族政策に違反する。だが、党首ケアスゴーは、特に家族給付金の削減をDFが支持することについて福祉排外主義的な立場を取り、多子世代の傾向がより強い移民に対してこそ影響するのだと主張し、この給付金削減を正当化しようとしたのである。

一方、政府はDFからの強い反対を受け、主として年金生活者を直撃すると予測される生活保護費の自動引き上げの中止案を取り下げた。加えてDFは、自らが「救済に値する」 (deserving) と考える人々の社会的権利の擁護者であることを自負するかのようになり、ワーキングプログラムの主張に沿って早期退職金のさらなる削減にも反対票を投じた (Chueri 2020: 9-10)。

ところが、2011年春になると、DFは、犯罪対策と国境管理の強化に関する政府の対応と引き換えに、一転して早期退職制度廃止案への賛成に回り、有権者に支持されていたはずの「部分的退職」 (delpension) 制度を財政的持続可能性がないとして段階的に廃止することについても、連立政権と合意に達した。党首ケアスゴーによれば、DFが不人気政策の典型とも言えるこの包括的な回復法案を支持することこそ、DFが統治責任を適切に果たしていることの証明に他ならなかった (Bille 2011)。しかし、このようにして政府と歩調を合わせたDFは、自らの支持者、とりわけ社会民主党 (A) から勝ち取った多くの有権者に幻滅を与えた (Kosiara-Pedersen 2012: 416, 421; Widfeldt 2018a: 9)。

2001年以降10年にわたり閣外協力を続けてきたDFは、2011年9月の国民議会選挙においてDFは第3党の地位を確保したものの、得票率を1.54%ポイント (=12.32%)、議席数を3 (=22議席) 減らして結党以来の歴史的後退を経験することになり、ついには純粋な野党に転落した。

(C6) 「政党正常化と相対的穏健化による悪影響」＝デンマークの第2次～第3次L.L. ラスムセン政権 (2015年～2019年)

長年にわたり DF 党首を務めてきたケアスゴーは、2012年9月に辞任し、2015年7月にはデンマーク史上初めて女性として国民議会議長に就任した。ケアスゴーの後任であるダールは、有能な政治家として党内外を問わず広く尊敬を集めた存在であった (Widfeldt 2018a: 23)。これらのことに象徴されるように、DF は新指導部の下で主流右派政党の信頼を勝ち取り、右派陣営中の第1党の地位にまで上り詰めたのである。

2015年6月の国民議会選挙では、難民危機に乗じた DF が最大勝者となり、21.08%の得票と37議席の獲得によって社会民主党に次ぐ第2党の地位を確保した。この選挙を通じて少数単独政権として発足した第2次L.L. ラスムセン政権は、新しい政府プログラム『未来へ向けて、ともに』(Sammen for fremtiden) には、開発援助・環境規制の削減、移民・難民に関する規制強化、国境管理の厳格化などの公約を盛り込んだ。これは明らかに DF の政策主張を意識した対応に他ならない。これらの公約はすべて1年足らずの間に実現に至り、加えて DF に有利な地方分権改革すら一部実行に移された (Kosiara-Pedersen 2016: 80)。

2016年11月には「保守国民党」(KF: Det Konservative Folkeparti) と「自由同盟」(LA: Liberal Alliance) の連立参画に伴い、第3次L.L. ラスムセン政権が発足した。安定した第2次L.L. ラスムセン政権に比べて、第3次L.L. ラスムセン政権は、政府予算案、特に減税の賛否をめぐる賛成派のLAと反対派のDFとの激しい対立によって不安定化し、何度も崩壊寸前まで追い込まれた (Kosiara-Pedersen 2018: 83-84)。

政府予算案をめぐる両党の対立は最終的にDFの勝利をもって終わりを告げた。2018年の政府予算案はLAが強く要求した最高税率の引き下げを認めなかった。そして、2019年の政府予算案を通過させるために、政府のDFへの譲歩は著しかった。その中でも最も実質的で象徴的なのは、有罪判決を受けた難民や難民認定得られない申請者を、将来的にある1つの島に収容するという計画案が承認されたことである。その他には、社会問題・犯罪・失業が多い地域の住宅の一部を取り壊し、公営住宅の割合を制限し、住民に特殊な規則を課すという、DF発案の「ゲッター計画」も採択された (Kosiara-Pedersen 2019: 82)。

このように、閣外協力政党でありながら、DFは大きな政策的影響力を発揮し、殊に移民・難民を代表とするいくつかの政策分野においては、小さくない成果を獲得できた。DF自身によれば、2015年から2019年までの5年間に、DFの強力な働きかけによって、移民・難民政策の引き締めに関する法案が少なくとも146本可決された^[334]。

しかしながら、2019年はそうしたDFにとって不運な1年であった。まず、DF所属の欧州議会議員であるモルテン・メッサーシュミット (Morten Messerschmidt、2022年1月からDF党首) が経済詐欺の疑いで告発されたことがDFの党イメージに打撃を与えた。次に、

[334] <https://danskfolkeparti.dk/politik/stramninger-paa-udlaendingepolitikken/> (2022.08.13 確認)。

「ハードライン」(SK: Stram Kurs) と「新右翼」(Nye Borgerlige) という2つの新興急進右翼政党がDFよりさらに急進的な反移民・反難民と反EUの立場を取ることで大きく注目され、右方からDFを脅かす存在となりつつある。それだけでなく、移民・難民問題に関しては、2015年以降の社会民主党も、新党首メッテ・フレデリクセン (Mette Frederiksen) の下で右傾化しつつあった。こうして相対的に穏健化したDFは、左右両方からの圧迫を受けるようになったのである。

このような状況の下で、DFは、2019年の総選挙で第3党の地位を維持したにもかかわらず、2015年総選挙から得票率を12.34%ポイント(=8.74%)、議席数を21(=16議席)減らして最大の敗者となった。興味深いのは、DFに次ぐ2番目の敗者が、第3次L.L. ラスムセン政権期において常にDFと激しく対立したLAであったことである。今回のLAは、2015年に比べて得票率を5.2%ポイント(=2.33%)、議席数を9(=4議席)減らして第5党から第10党に転落し、辛うじて2%の阻止要項を超えることができた。このように、DFとLAとの間の争いも、それぞれの選挙パフォーマンスに悪影響を及ぼしたと考えられる (Kosiara-Pedersen 2020)。

(C7) 「決して過小評価されてはならない」=オーストリアの第1次クルツ政権(2017年～2019年)

2005年の党分裂が原因で下野することになったFPÖは、新党首シュトラウヘの指導下で党勢を徐々に回復させ(本節の【B1】を参照)、2017年10月の総選挙では、25.97%の得票率で51議席を獲得して第3党の地位を確保し、第1党ÖVPの党首セバスティアン・クルツ(Sebastian Kurz)を首班とする連立政権への参画を果たした。

第1次クルツ政権のプログラムは、減税と移民の不法入国の阻止という2つの公約を前面に打ち出すものであった。そのうちの反移民・反難民的な内容にはFPÖの影響やクルツ率いるÖVP自体の右傾化の影響も窺える。だが一方で、減税案は、行財政改革を掲げて所得税の最高税率の引き下げとフラット税制の導入を進めようとするÖVPの重要な政策主張の1つであった。この提案は、労働者と家族に対する減税を支持し、緊縮財政を批判し、福祉排外主義を唱える護民官を自任するFPÖの主張と必ずしも相容れるものではない。したがって、移民・難民問題をめぐって両党は協調的であり得るが、社会経済的政策に関しては両党の間に齟齬が生じる可能性が十分にあった (Twist 2019: 75; 古賀 2020b: 157, 169-170, 175-176)。

反移民・反難民政策については、第1次クルツ政権は難民に対する社会扶助の水準を引き下げ、さらにEU加盟国からの移民が社会扶助の受給資格を獲得する要件として、永住権取得から少なくとも5年を超えることを要求した。これに対して福祉政策に関しては、選挙前にFPÖが強く主張したような単純な福祉拡充(例えば、勤続年数40年以上の労働者に月1500ユーロの最低年金を提供)の他に、第1次クルツ政権においては、一連の移民排斥主義/自民族中心主義的色彩が濃い政策も導入された (Rathgeb 2021: 650-651)。

社会政策分野においては、以下の3つの重要改革が、FPÖが参画する第1次クルツ政権の福祉排外主義的特徴を際立たせるものとなっていた。

第一に、2019年1月1日付ですべての家族が18歳未満の子供1人につき年間1500ユーロの税控除を受けられる「家族ボーナスプラス」(Familienbonus Plus)制度が2018年7月に創設された。しかし、この制度の恩恵を享受するためには、親がオーストリアで働き、子供がEU圏(スイスも含む)に居住することが条件として求められる。いずれかの条件が満たされなければ、税控除額は減額されるのであり、このことは、とりわけ非オーストリア国民に不利であると批判された。

第二に、同年11月にFPÖ所属の労働・社会・健康・消費者保護省大臣ベアテ・ハルティンガー＝クライン(Beate Hartinger-Klein)が、新たな最低賃金政策を提案した。この提案によれば、従業員1人につき毎月の最低賃金は863ユーロであるが、従業員は全額を受け取るために、ドイツ語かせめて英語を流暢に話せなければならない。さもなければ、支給金額は月563ユーロに減額される。加えて、移民家族を念頭に、最低賃金は子供数の増加につれて減少すると規定する。さらに、犯罪者、不法移民、難民は、政策の適用対象から除外される。要するに、ハルティンガー＝クラインによれば、この新しい最低賃金政策の趣旨は、「オーストリア人優先、他の人は待たされる」ということである^[335]。

第三に、「家族負担均等法」(Familienlastenausgleichsgesetz)修正案も2018年11月末に可決され、翌年1月に施行された。この修正案によれば、親がオーストリアで働いており、子供が外国に居住している場合、親に支給する子供手当の水準は、子供が居住している国の水準に合わせて調整される。この法案の意図は、経済移民に対するオーストリアの魅力を下げることにありと指摘された。

上記の3つの重要改革の他には、FPÖ主導下の労働・社会・健康・消費者保護省は、『社会保険組織法』(SV-OG: Sozialversicherungs-Organisationsgesetz)を成立させ、従来の21の社会保険機構を5つに統合させた。この法案は、社会保険機構の再編がオーストリアの社会保険システムの効率化と現代化に貢献できると公言したが、実際の効果としては、社会保険システムにおける不平等を是正するどころか、逆に経営者に有利なパワーシフトおよび労働組合の役割低下を導いた(Falkenbach & Heiss 2021: 30-34)。

加えて、FPÖは、ドイツのハルツIV法(【第4.2節】を参照)に代表されるような労働市場改革に反対しつつ、労働組合からの激しい抗議を押し切って労働時間規制の自由化を強行した。これにより、経営者は今後、労働契約とは無関係に1日12時間、週60時間の労働を被雇用者に要求できるようになった。その後、この改革をめぐる世論の反発が激しくなると、FPÖは、被雇用者が個人的理由で労働時間の延長を拒否することができる新しい条項を追加したが、その「護民官政党」のイメージはすでに傷つけられた(Rathgeb 2021: 652)。

[335] 7ヶ月後に第1次クルツ政権はイビサ・スキャンダル・ビデオ流出事件(【脚注324】も参照)で崩壊したため、この新しい最低賃金政策は実行されなかった。

第1次クルツ政権のFPÖ系閣僚の言動も物議を巻き起こすものであった。その最も典型的な人物は、内務大臣を務めたヘルベルト・キクル (Herbert Kickl) である。彼は、難民をある種の「収容所」に集中させようといった、ナチスの強制収容所を彷彿とさせる発言をしたり、難民のための受け入れ支援センターの名称を「出発センター」へと変更したり、ウィーンに騎馬警察を導入しようとしたりしたため、世論の強い批判を浴び、嘲笑にさらされた。

彼に関わるもう1つのより深刻な事件は「BVT スキャンダル」である。2018年2月28日、ウィーン市の1つの警察隊は、キクルから許可を得、FPÖ 党員の隊長の指揮下に、内務省に管轄される国内情報機関、連邦憲法擁護・テロ対策庁 (BVT) の一部の事務所を捜査し、資料を押収した。それらの事務所の中の1つには、オーストリア国内の右翼過激主義勢力に関する機密データが保管されていた。キクルはBVT 長官を停職処分にしたが、この決定は直後に行政裁判所によって取り消され、半年後に高等裁判所も捜査の妥当性を否定した。キクルが主導したBVT への捜査と干渉はメディアと野党に激しく非難されただけでなく、BVT スキャンダルの発覚後に、欧州27カ国の諜報機関間の情報共有フォーラム「クラブ・ド・ベルン」(Club de Berne) が、オーストリアとの情報交換を一時的に制限するようになった (Jenny 2019: 25)。

キクルを代表とするFPÖ 籍の政治家を巻き込む一連のスキャンダルに加えて、いわば「駱駝の背骨を折った最後の一本の藁」は、前述のイビサ島事件 (【脚注 324】を参照) の暴露である。事件暴露直後の2019年5月18日にシュトラヘは副首相を辞任し、9日後に首相クルツも不信任案の可決を受けて総選挙の早期実施を宣言した。FPÖ は、同年9月29日の繰上げ総選挙において、2017年から得票率を9.8%ポイント (=16.17%)、議席数を20 (=31 議席) 減らして惨敗を喫した。

こうして第1次クルツ政権は2年間で終わりを告げたが、それでもなお、第1次～第3次シュツセル政権と比較すれば、FPÖ の政策的影響力および政策立案・決定能力は顕著に増大したと言える。加えて、すべての政策がFPÖ の意に沿うものではなかったとはいえ、オーストリアの政治を反移民・反難民あるいは福祉排外主義の方向へと誘導したという点において、第1次クルツ政権に対するFPÖ の政策的影響力は決して過小評価されてはならない。

(D1) 「ログローリングをこなせた有能な与党」=デンマークの第1次～第2次A.F. ラスムセン政権 (2001年～2007年)

DF は、スカンディナヴィア諸国の急進右翼政党の模範であるのみならず、西欧で最も成功した急進右翼政党の1つであると評価されている (Widfeldt 2018a: 2, 9)。このような評価の妥当性は、第一に、DF が1995年に結党して以来2015年の総選挙までにはほぼ持続的に成長し、第二に、閣外協力政党として政府の経済政策を支持する見返りに統合政策と移民政策に関する多くの譲歩を獲得し、第三に、2001年から2011年にかけて中道右派連

立政権が採択した広範囲に及ぶ政策に対して大きな影響力を及ぼした点に由来する (Kosiara-Pedersen 2012: 416; Widfeldt 2018b: 792)。

「ブリティッシュ・カウンシル」(British Council) が EU 加盟国を中心とした 33 カ国の移民・統合政策を国際比較のために作成した移民統合政策指標 (MIPEX) によれば、デンマークは移民の統合へのコミットメントを大幅に後退させた数少ない国の 1 つであり、デンマークに居住する移民は、他の国での移民に比べてより大きな不安と、権利を利用するための障壁に直面している。要するに、デンマークは、2020 年時点において 33 カ国中で MIPEX スコアが最下位であり、最も制圧的な移民・難民政策を進めている国と位置付けられている^[336]。

移民・統合政策分野において近年デンマークを大幅に後退させた最も重要な要素の 1 つは DF である。第 1 次 A. F. ラスムセン政権が採択した、国際的にも不評を買った 2002 年の改正外国人法の 24 歳要件 (**【脚注 286】を参照**) は、DF の政策的影響力を端的に示す例である。この 24 歳要件によれば、外国から配偶者を呼び寄せる場合、その年齢は 24 歳以上でなければならず、トラスナショナルな養子縁組に際しても同様の年齢制限が課せられ、家族呼び寄せの条件の厳格化を通じて移民流入を制限することにもつながる。このルールは、強制結婚・一夫多妻などのイスラムの慣習を狙い撃ちにしたものと考えられ、国際人権上大いに問題のある制度とされている (竹田 2017: 87)。

その他に、デンマークにおける社会福祉サービスの受給資格の厳格化、庇護申請に失敗した庇護希望者のより効率的な国外追放、非正規労働市場への庇護希望者の参入を防ぐための一連の措置の導入も、DF からの直接的な影響によって実現されたと指摘されている (Widfeldt 2018a: 19)。

DF の大きな政策的影響力は、移民・難民を除いた他の政策分野においても観察された。労働所得税の減税と選別主義的な高齢者手当の導入をもたらした 2004 年の税制改革が挙げられる。税制改革の最初の草案である 2003 年度政府予算案に関して、第 1 次 A. F. ラスムセン政権は、政府債務の削減、増税の凍結、緊縮財政政策の継続をめぐって DF と合意に達したが、DF は、それと引き換えに、満額受給のためにデンマークに 40 年間以上居住することを必要とする、選別主義的な高齢者手当の導入を強く要求したのである。この要求は、同政権により受け入れられた。

続いて 2003 年 2 月に、DF は、特にホワイトカラー層の税負担の軽減を狙って第 1 次 A. F. ラスムセン政権が発表した公式の税制改革案を、連立政権との交渉において承認し、その代わりに、移民・難民を除く低所得者の減税と高齢者手当の恒久化、その他の医療ケアに関する支出の増加などの要求を政府に飲ませることに成功した。この税制改革による減税効果は、第 1 世代・第 2 世代の非欧州諸国系移民を除く賃金労働者全般に及んだ。また、高齢者手当の導入と恒久化は、ある意味でデンマークの年金制度の普遍主義的な特徴

[336] <https://www.mipex.eu/denmark> (2022.08.12 確認)。

を強めたが、DF の主要な支持基盤たる低所得層は最も受益を受けることになった（倉地 2018: 6-8）。

第 2 次 A. F. ラスムセン政権下で着手された 2006 年福祉改革の過程の中でも DF の大きな政策的影響力が窺われる。高齢化が進行するデンマークでは、年金給付総額の膨張によって国家財政が逼迫しつつある。第 2 次 A. F. ラスムセン政権は「福祉協定」

（Velfærdsaftalen, 2006）の採択によりこれに対応しようとした。「福祉協定」は、高齢者の定年延長（65 歳から 67 歳へ）、早期退職年齢の引き上げ（60 歳から 62 歳へ）と雇用促進を目標としていた^[337]。高齢者への経済的支援の強化を党の重要な政策目標として掲げる DF（【第 7.4.2 節】を参照）は、他の主要政党と同様にこの事実上の緊縮案に賛成の票を投じた。その一方で、DF は、早期退職年齢引き上げへの移行期を 10 年とし、平均寿命の変化に合わせて定年年齢を調整する仕組みを導入しようとした社会民主党には反対し、移行期の延長を唱えて年金制度に関する他の一切の緊縮策を拒絶した。当時の党首ケアスゴーが、定年年齢の調整ルールの導入を図る社会民主党を労働者の裏切り者と非難したように、DF は「福祉協定」採択の責任を極力他の政党に転嫁しようとした。その結果、移行期は DF の要求通りに 12.5 年へと延長された。ケアスゴーは、これを DF の重要な政策的成果と位置付け、DF が年金受給者の利益を防衛していることの証でもあるとした。

また、DF の要望によって、「福祉協定」には移民・難民の統合問題に関する 1 つの章「移民の未来に関する合意」が含まれることになった。この章によれば、今後は移民・難民が現金給付を受ける要件として 2 年半以上の常勤労働の経験があり、デンマーク語を流暢に話せることも必要となる。他の章とは異なり、この章の内容は政府と DF の二者間での排他的折衝によって決定されたものであったため、DF は、移民・難民の福祉受給に対する新たな制限の導入が完全に自党の手柄であると主張し、この章への署名を拒否した社会民主党などを、福祉国家の持続可能性に対する移民・難民の脅威を無視していると非難することができた（Chueri 2020: 9）。

フレミング・ユール・クリスティアンセン（Flemming Juul Christiansen）によれば、DF が閣外協力政党でありながら大きな政策的影響力を行使できた原因は、連立政権内の与党にとって DF が信頼に足り責任のあるパートナーであることにある。というのは、DF は、2001 から 2011 年にかけての毎年度の政府予算案と、20 本の政府提出法案のうちの 19 本を支持しただけでなく、それが参与した膨大な数の法案の審議の過程では、議会の基本条例や規範に違反する行動を一度も取ったことがないからである。

EU 政策という、DF と他の既成政党を分断する最重要争点である EU 政策に関しても、DF は EU 規制の国内法化を意図した法案の 87% に賛成票を投じた。さらに、2001 年から 2007 年にかけての期間における最も重要な政治的決定、例えば、イラクへの軍隊派遣や地方自

[337] 「福祉協定」の詳細については、<https://www.centreforpublicimpact.org/case-study/2006-welfare-agreement-denmark>（2022.08.15 確認）を参照されたい。

治体の再編についても、A.F. ラスムセン政権を一貫して支持してきた政党はDFの他になかった。このように、この時期のDFは純粋な反エスタブリッシュメント政党とは言えず、せいぜい部分的な反エスタブリッシュメント政党と位置付けるのがふさわしい存在であった (Kosiara-Pedersen 2008: 1046-1047; Christiansen 2016: 100)。

こうして、DFのおかげで、A.F. ラスムセン政権、とりわけその第1期目は、かなり高い政策的生産性を誇り (Akkerman 2012: 519)、DFの断固たる支持は、6年間にわたる第1次～第2次ラスムセン少数派政権を安定的な多数派政権に比肩できるものにした (Hansen 2020: 111) と評された。税制改革と移民・難民に対する規制強化で高い人気を集めていた第1次A.F. ラスムセン政権は、2005年2月の総選挙において首班政党のヴェンスタが現職効果のためか2.22%ポイントと4議席を減らしたものの、連立相手のKF (得票率1.2%ポイント、議席数2の増加) と閣外協力のDF (得票率1.25%ポイント、議席数2の増加) の伸長によって、主要なライバルである社会民主党と自由主義政党の「ラディケーリ」(RV: Det Radikale Venstre) による赤陣営を制圧し、政権維持に成功した (Pedersen 2005: 1102-1103, 1105)。

第2次A.F. ラスムセン政権は、6年間続いた無増税を減税という選挙公約を忠実に守った証拠として大いに宣伝していた。このような中で、2007年11月の総選挙ではヴェンスタが2回連続で退潮を喫した (得票率2.77%ポイント、議席数6の減少) もの、KFが2005年総選挙とほぼ同じ成績を獲得し、とりわけDFが社会経済的次元において着実に左傾化して多くの福祉拡大策の実現に貢献し、党勢を維持した (得票率0.61%ポイント、議席数1の増加) ことで、ラスムセンは連立政権の延命に成功した (Kosiara-Pedersen 2008: 1041, 1043)。

総じて言えば、DFは連立政権に対する継続的かつ積極的な協力により、連立相手から信頼に足り責任のあるパートナーとして評価された。一方、DFは、ほぼ同じ時期の隣国のFrP (本節の【B3】を参照) と類似する付かず離れずの戦略を採りながら、法案の取引を意味する「ログローリング」(logrolling) 戦略も巧みに駆使することによって、大きな政策的影響力を発揮でき、数多くの政策的成果を獲得できた。この点から考えれば、DFは有能な与党としての急進右翼政党の典型である。

(D2) 「西欧急進右翼政党の中の最も特異なもの」=与党としてのスイス国民党

与党としての急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスを考察する際に、スイスは2つの点で独特である。1つ目の点は、戦後スイスの合意型民主主義の象徴にあたり、閣僚配分の比率を決めた魔法の公式である (【脚注310】を参照)。魔法の公式の存在により、スイスのSVPは、その前身である「農民・小営業・市民党」(BGB: Bauern- Gewerbe- und Bürgerpartei) の時代から連綿と続く与党である。2つ目の点は、国民投票をはじめとする直接民主主義制度の定着である。国民投票は、憲法改正や法律制定などのような、現状を変更する提案の可否を問う機会を国民に与えるもの

でありため、国民投票制度を持たない国と比較すれば、現状変更を図る提案が挫折する可能性が高い。この意味で国民投票制度は保守的機能を持ち、それが常に進歩的な政策を葬り去ることができることから、保守派、とりわけSVPのような急進右翼政党にとっては、貴重な武器にもなると指摘されている（水島 2015）。

以上の2点により、SVPは長年にわたって与党の座に安住し、しかも国民投票制度という武器を活用できることから、莫大な数の政策的成果を得ることができた。実際に、SVPが1990年初頭から全国的に有権者の支持を急増させた一因は、スイス独自の直接民主主義、中でも国民投票制度であるとされた。例えば、SVPの急進右翼政党化を促した鍵となる人物のクリストフ・ブロッハーは、SVPの別動隊としての「スイスの独立と中立のための行動委員会」（AUNS: Aktion für eine unabhängige und neutrale Schweiz）を立ち上げ、スイスのEEA加入の是非に関する国内世論を二分化させることに成功し、1992年末に行われた国民投票におけるスイスのEEA加入の否決に大きく貢献した。この国民投票におけるSVPの成功によりブロッハーの名前は全国で知られるようになり、彼が率いる急進派のチューリッヒ州党支部が、4年後に党の指導権を奪取することを可能にするための基礎も築かれた（田口 2016: 90-91）。

SVPの直接民主主義制度の巧みな利用に関する他の典型例は、2009年11月に行われたミナレット建設禁止の賛否を問う国民投票が挙げられる。SVPはミナレット建設禁止を憲法に明記するために2017年5月から署名活動を開始し、2ヶ月の短い期間で11万強の署名を集めた。SVPと若干の小政党以外のすべての政党と主要な利益団体は、信教の自由の侵害と人種差別という2点において違憲であるとして、SVPの発案の否決を国民に勧告したが、結果的に投票率は53.4%という予想以上のものとなり、賛成票の割合が57.5%に達したことに加えて、26のカントンのうちの22でも賛成票が過半数を得ることになった。

SVPは、国民投票を通じて一連の法と秩序の強化および反移民・反難民に関するイニシアティブをも成立させた。例えば、2004年2月に「治療不可能な極度の暴力犯罪者と性犯罪者への終身刑の適用」というイニシアティブは56.2%の賛成率で承認された。2010年11月の「外国人犯罪者の国外追放」というイニシアティブは52.6%の投票率と52.9%の賛成率で成立した。2014年2月に「大量移民反対」というイニシアティブは56.6%の投票率と53.3%の賛成率で可決された（Albertazzi & McDonnell 2015: 120; 田口 2020: 225-228）。このように、SVPは国民投票において巨大な動員力を誇示し、常に他の主要政党の反対を押し切って自らのイニシアティブに対する承認を勝ち取ることができたのである。

直接民主主義制度の活発な利用の他に、SVPが政府内でも積極的な役割を果たしていたことは強調に値する。アルベルタッツィとマクドネルは、選挙公約・政党文書への分析、党幹部へのインタビューを通じて、急進右翼政党化した後のSVPの新しいイデオロギーが主に2つの部分によって構成されていると述べた。第1の部分は、スイス国民の秩序のあ

るかつ豊富な生活と文化を、内部の「敵」であるエリートおよび外部の「敵」である移民・難民から守ることである。第2の部分、スイス国家の独立・自律・繁栄・中立・独特性を、EUやUNというような国際機関ならびにドイツやアメリカに代表される「覇権主義」から守ることである。

2003年の総選挙の結果を受けて、第1党のSVPは7つの連邦閣僚のうちの2つを持つようになった。1つは、2001年以来に保有してきた連邦防衛・国民保護・スポーツ省大臣のポストであり、もう1つは、ブロッハーがキリスト教民主人民党（CVP）から奪った連邦法務・警察省大臣のポストである。2004年に大臣に就任したブロッハーは、行政改革と選挙公約で掲げられた難民受け入れの厳格化に素早く着手した。

行政改革に関してブロッハーは、自らの管轄下にある連邦移民局と連邦難民局という2つの機構を合併して1つの新しい入国管理局を設立した。ブロッハーの行政改革は、移民と難民との区別をさらに曖昧にしたということで左派陣営から批判されたが、行政コストの削減に貢献したとして右派陣営には賞賛された。また、難民受け入れの厳格化に関して、ブロッハーは新難民法の制定を実現した。新難民法は、庇護希望者が公式に発行された政府文書をもって身分証明を行うことの義務付け、難民認定をより難しくする措置、難民不認定処分の上告期限の極端な短縮、難民不認定を受けた庇護希望者への福祉給付金の廃止などを規定するものであった。以上の行政改革と新しい難民法の制定は、SVPのイデオロギーの第1の部分をよく表現している。

これに対して第2の部分に関するSVPの政策的成果は少なく、2003年から2007年にかけてSVPが発起したか、あるいは支持したイニシアティブはすべてが失敗に終わったとされている。だが、いずれにしても、アルベルタツィとマクドネルによれば、移民・難民とEU問題について21世紀最初の10年間において、SVPは、とりわけ連邦閣僚としてのブロッハーは、明らかに選挙公約に沿って政策立案を行っていた。そして、それらの提案の多くが移民・難民の権利を侵害するものであったとしても、また、EUに関する提案のほとんどが最終的に失敗したとしても、少なくともこの間のSVPが言行一致の政党であったことは確実である（Albertazzi & McDonnell 2015: 117-122, 194）。

一方、社会福祉政策に関してSVPは常に進退両難に陥っていた。というのは、SVPは、西欧急進右翼政党の中の最も反国家介入で親自由市場的政党でありながら、2000年代に入ってから、福祉拡大を支持する傾向のあるブルーカラー労働者や年金受給者といった中・低所得層の第一党にもなってきたからである（【第7.5節】を参照）。

1993年の党大会において、当時の党首ハンス・ユールマン（Hans Uhlmann）は、SVPが福祉国家のさらなる拡大に反対し、国がある種の「援助の文化」（Kultur der Hilfeleistung）を導入して貯蓄の方法を学び直す必要であると宣言した。緊縮姿勢を示したSVPは、2年後の第10次「国民老齢・遺族基礎年金」（AHV: Alters- und Hinterlassenenversicherung）改革プロジェクトにおいて、財政再建を口実に女性の定年年齢の引き上げを支持した。そして、SVPは、2000年の党大会で定年年齢の68歳への引

き上げ、賦課方式の段階的廃止、年金の給付水準の引き下げ、私的年金制度の拡大などの原則を定めた改革プログラムを承認した。この改革プログラムは、これまでの党の立場とは大きく異なるものであり、年金受給者を重要な支持基盤とする SVP にとって非合理で危険な戦略であるため、世論による激しい批判を受けた SVP は内容修正を余儀なくされた。こうした SVP は、2003 年の第 11 回 AHS 改革プロジェクトにおいて進退両難の局面を迎え始めた。SVP が賛成した第 11 回 AHS 改革プロジェクトは、定年年齢の 65 歳への引き上げや年金を賄うための付加価値税の増税を規定したが、左派陣営と労働組合から強い抗議を引き起こした挙句、国民投票に付された。投票結果では 59% の SVP 支持者が党の立場に對抗して反対票を投じ、改革プログラムは否決されたのである。

これと同様の事態が 2010 年に再演された。まず、3 月には、企業年金の換算利率の引き下げの是非を問う国民投票が行われた。投票では引き下げ案が否決され、73% の SVP 支持者が党と異なる立場であることが判明した。続いて、同年の第 12 回 AHS 改革プロジェクトにおいても、SVP は、従来どおりに定年年齢の引き上げと柔軟化を主張し、新しい年金制度の財政状況と連動する年金給付額のインフレ調整を望んだが、福祉縮減をめぐる同じく党エリートと支持者との分裂に直面した。この改革プロジェクトも最終的には国民投票によって否決される確率が高かった。とりわけ翌年の次期総選挙を見据えて有権者の離反を避けたい SVP は、長引く交渉の末に、下院（＝国民議会）での採決で、自ら発議した改革案に反対票を投じざるを得なかった (Afonso 2015: 285-288)。

年金改革の行き詰まりに対して、失業対策、なかでも「救済に値しない人々」への財政支出の縮小に関して SVP は一定の成果を挙げたと指摘された。失業対策は、公的介入ではなく、主に規制緩和によって行われるべきであると主張する SVP は、2001 年の第 3 次失業保険改革プロジェクトにおいて、給与拠出金の軽減、失業給付の対象となるための最低拠出期間の延長、失業給付の受給期間の縮減を掲げた一方、高所得者に課される「連帯拠出金」(Solidaritätsbeitrag) の維持を支持した。それまでの一連の年金改革プロジェクトとは異なり、移民・難民といった「救済に値しない人々」の失業保険への濫用を防ぐものと宣伝された失業保険改革プロジェクトは、2002 年 11 月の国民投票において 56.1% の賛成率で可決された。2010 年の第 4 次失業保険改革プロジェクトにおいても、SVP は失業保険のさらなる縮小ならびに 30 歳未満の労働者をターゲットとする受給資格要件の厳格化を唱えたが、第 3 次失業保険改革プロジェクトと同様にこれらの措置は「救済に値しない人々」による制度の濫用の防止に役立つと目されたため、9 月の国民投票において 53.4% の賛成率で可決された (Afonso & Papadopoulos 2015: 627)。

経済学者ジュリアーノ・ボノーリ (Giuliano Bonoli) によれば、スイスの発達した直接民主主義制度は経済・政治エリートの新自由主義的野心にとって手ごわい障害である。サッチャー流の新自由主義革命は国民投票で敗北する可能性が極めて高いため、右派政党が緊縮策を可決させるには、左派政党や労働組合の要求を改革案に盛り込む必要がある。したがって、最終的に国民投票に付される改革案は往々にして拡大と緊縮の両方の要素を

含むことになる。このように、広く合意が得られている拡大策と議論を呼ぶ緊縮策との組み合わせが、国民投票での成功を確実にし、1990年代初頭以来、年金や失業保険などの改革に際して右派政党に頻繁に用いられてきた (Bonoli 2000: 2, 86)。

ところが、2010年の第4次失業保険改革プロジェクトの可決はボノーリ説に対する重大な反証である。というのは、純粋な緊縮策しか含まない改革プロジェクトさえも、国民投票を通過することが決して不可能でないことが示されたからである。アレシヤンドレ・アフォンソとヤニス・パパドプーロス (Yannis Papadopoulos) によれば、第4次失業保険改革プロジェクトの成功は、「救済に値しない人々」に対する有権者の不安を煽る SVP の強い政治的手腕と緊密不可分な関係にあった。また、第4次失業保険改革プロジェクトの成功は、ある一面で福祉削減に対する SVP 支持者の「選択的選好」(selective preference) を反映していた。つまり、SVP 支持者は失業保険の削減を支持するものの、年金制度に関しては、実に左派政党の支持者よりもその拡大を選好するということである (Afonso & Papadopoulos 2015: 625, 628)。

老舗与党としての SVP は、全体としては大きな政策的影響力と政策立案・決定能力を行使できた。とりわけ移民・難民および EU 政策の立案・決定の過程において SVP は常に中心的な役割を果たした。

一方、執政パフォーマンスに関しては、長年にわたって党の主導権を握ってきたブロッハーをはじめとする急進派は、SVP を反体制的な野望を持たず、完全に合意型民主主義に組み込まれた主流の中道右派政党から急進右翼政党へと転身させた。加えて、閣僚に就任して以来のブロッハーは、スイス政治の合議制原則に事あるごとに挑戦したり、法治主義を軽視したりした。ただし、SVP は「分権的連邦制」を特徴とする党の組織構造、殊に党内の穏健派による権力の抑制と、党指導部に対する院内会派の高度な自律性によって、政府に対して常に協調的な姿勢を取っているのであり、それを単なる抗議政党やアウトサイダーと安易に判断してはならない。なぜなら、SVP は「政策上の純粋主義」(policy purism) をめったに追求せず、経済と外交問題をめぐって常に他の中道右派政党と歩調を合わせ、いくつかの議題に関しては時に中道左派政党や緑の党とまでも、一種の戦術的同盟を形成し、責任ある連立与党として振る舞うことで、正統性を長らく享受してきたからである。

このように SVP は、西欧の急進右翼政党の中では、イデオロギー面で極めて稀有な存在であり、同時に、選挙で成功した挑戦者政党であって有能な与党であるという点でも、極めて特異な存在である (Mazzoleni & Skenderović 2007: 87, 92-93, 105, 109; Albertazzi & McDonnell 2015: 100; Mazzoleni 2016: 197-199, 201; 田口 2016: 99)。

9.2.3 成功した野党から有能な与党へ

本節は、与党としての急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力、執政パフォーマンスを考察する上で、【表 9.1】が示すように、有権者による回顧投票の結果を用いて

政権参画を果たした急進右翼政党を4つのタイプに分類した。すなわち、選挙で失敗したが政権内に留まれるタイプ (A)、議席を増やしたものの下野を余儀なくされるタイプ

(B)、議席を減らして下野するタイプ (C)、与党の地位を維持できると同時に勢力を伸長するタイプ (D) である。続いて、各タイプに属する事例を分析した。

ハイニシュは、急進右翼政党は野党として成功し、与党として失敗するという見方を示した (Heinisch 2003)。確かに、本節の分析からも分かるように、与党としての急進右翼政党は、閣僚の個人的・政治的スキャンダル (例えば、A1 の FPÖ、B1 の BZÖ、C4 の FrP、C7 の FPÖ)、閣僚の能力・経験の不足 (例えば、A1 の FPÖ、C2 の LPF)、連立内部での交渉力の弱さや無力化 (例えば、A1 の FPÖ、B1 の FPÖ、C2 の LPF) といった問題にしばしば悩まされていた。

一部の急進右翼政党 (例えば、A2 の FrP、C3 の PVV、D1 の DF、D2 の SVP) は、政権参画後に反エスタブリッシュメント的色彩を薄め、自らの思考と行動の様式を他の主流政党に収斂させる傾向を示し、こうした穏健化の動きが自党あるいは連立政権内部の分裂を引き起こすことがあった (例えば、A1 の FPÖ、B2 の PS、C1 の L (N) と AN、C2 の LPF)。

多くの急進右翼政党は、与党化した以後に選挙公約の一部もしくは大部分を犠牲にして支持者を裏切った (例えば、A1 の FPÖ、A2 の FrP、B1 の FPÖ と BZÖ、B2 の PS、B3 の FrP、C1 の L (N) と AN、C3 の PVV、C4 の FrP、C5 の DF)。一部の急進右翼政党の連立政権内における行動は無責任であった (例えば、病院 (B3) と有料道路改革 (C4) の中の FrP)。民主主義の原則に反する急進右翼政治家の言動も見られた (例えば、FPÖ のヘルベルト・キクル、SVP のクリストフ・ブロッハー)。

これらは否定できない事実である。

しかし他方では、与党としての急進右翼政党が十分な経験と能力のある人材を登用したり (例えば、A2 の FrP、B2 の PS、C5 と C6 の DF)、民主主義のルールと精神を尊敬・遵守したり (例えば、A2 の FrP、B2 の PS、D1 の DF)、ログローリングをはじめとする議会戦術を巧妙に運用したり (例えば、B3 の FrP、D1 の DF) といった事例が、多数存在することも本章において明らかとなった。

全体として、連立政権におけるジュニア・パートナーとしての急進右翼政党の公約実現度はそれほど高くない。しかしながら、社会経済に比べて政治文化的な公約の実現度が比較的高かった急進右翼政党 (例えば、B2 の PS、C5 の DF、C6 の DF、C7 の FPÖ、D2 の SVP) もある。また、それとは逆に、政治文化に比べて社会経済的な公約を一定程度果たした急進右翼政党 (例えば、A2 と C4 の FrP) もある。さらに、イタリアの L (N) と AN のように、政権参画に何度も成功したにもかかわらず、政策的影響力、政策立案・決定能力と執政パフォーマンスが全体的に低かった急進右翼政党 (C1) もあれば、1990 年代初頭以来のスイスの SVP (D2)、とりわけ 2001 年から 2009 の 8 年間のデンマークの DF (D1) のような、信頼に足り責任のあるパートナーという好評を博し、高い政策的影響力と優れた政策立案・決定能力を持ち、良い執政パフォーマンスを発揮できた急進右翼政党もある。

それ以外には、ノルウェーの第1次ソルベルグ連立政権に参画したFrP (A2) とオーストリアの第1次クルツ連立政権に参画したFPÖ (C7) を代表とする急進右翼政党も注目に値する。これらの政党は、政権参画を実現した後、かつての反エスタブリッシュメントの姿勢を緩和し、選挙公約をめぐって何らかの譲歩・妥協を行ったが、執政経験を重ねて一層成熟し、それぞれの連立政権に政策的影響力を与えたことは、決して過小評価されるべきではないからである。

要するに、前記のハイニシュの観点は正確さを欠く。これに対して、約10年前にミュデに予測された、急進右翼政党が第二次世界大戦前の社会民主主義政党や1990年代の緑の党のように成功した野党から有能な与党へと成長する (Mudde 2013: 15) シナリオは、今現在進行中の事態である。

9.3 与党としての急進右翼政党が「政府の質」にいかなる影響を及ぼしたのか

【第9.2.2節】では、デンマークのDFならびにスイスのSVPを代表としての急進右翼政党が政権参画を果たした後に「入力側」(input-side)の政治過程において大きな政策的影響力と政策立案・決定能力および良い執政パフォーマンスを発揮できたことを考察した。それでは、与党としての急進右翼政党は、政策運営・遂行といった「出力側」(output side)の政治過程に如何なる影響を揮うことができるのか。

9.3.1 出力側の政治過程から見る「政府の質」

出力側の政治過程は政治体制の安定性と機能性を規定するとされている (Easton 1965: 363-364; North et al. 2013: 112-115)。ダニエル・カウフマン (Daniel Kaufmann) によれば、出力側の政治過程において政府が質の高い公共サービスを効率的に提供・遂行できれば、そのガバナンスは良好であると判断される (Kaufmann et al. 2010: 4)。ドナテッラ・デッラ・ポルタ (Donatella Della Porta) によれば、「良いガバナンス」(good governance) は市民が政府機関や公務員に対して高い政治的信頼感を寄せることにつながる (Della Porta 2000: 205, Fig. 9.2)。こうした出力側の政治過程における良いガバナンスは、「政府の質」の優劣を判断する際に最も広く使用される基準の1つであり、「政府の質」の「政治的特性」(political characteristic) と呼べる。

しかし、良いガバナンスはあまりにも曖昧な概念であり、その対象となる問題が多すぎるとの批判もある (Rothstein 2011: 8)。実際、良いガバナンスの他には、「国家の脆弱性」^[338] (state fragility) や「国家の腐敗度」^[339] (corruption of state) などの別の政治的特性があり、いずれも「政府の質」の評価基準として使用することができる。

[338] 平和基金会の「脆弱国家指数」(fragile states index)

(<https://fragilestatesindex.org>) を参照されたい。

[339] トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) の「腐敗認識指数」

(Corruption Perceptions Index) (<https://www.transparency.org/en/cpi/2021>) を参

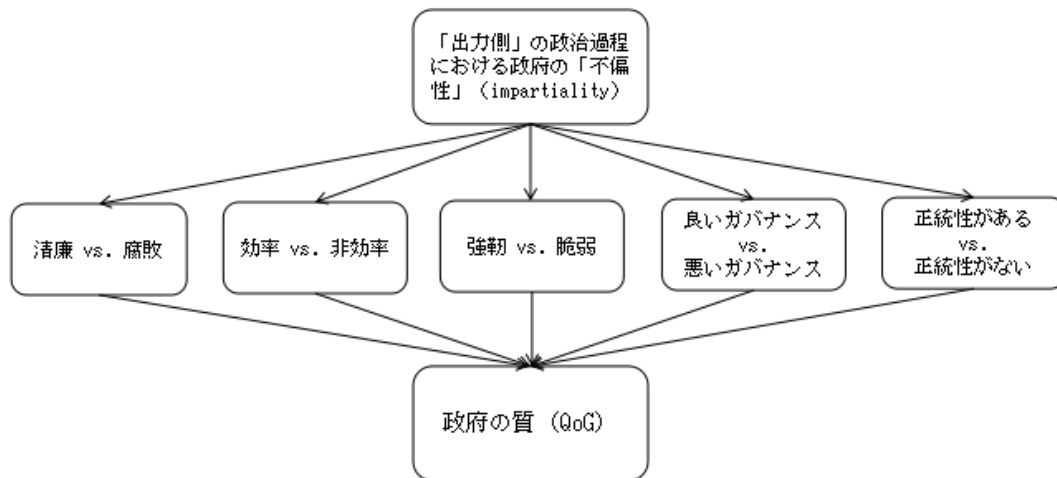
したがって、「政府の質」の政治的特性に代わり、その「経済的特性」(economic characteristic)を強調する研究もある。ラファエル・ラ・ポルトらによれば、ある政府の質の高低は、その政府がどれほど経済発展を促進できるかに大きく左右されている。政府が国民の財産権を確実に保障し、公共財をうまく供給し、財政を効率的に利用し、経済発展に必要な不可欠な公共サービスを適切に提供することができれば、この政府の質は高いと考えられる (La Porta et al. 1999: 225-226)。

だが、ラ・ポルトらの研究にも問題がある。彼らは「民族言語的な細分化」(ethnolinguistic fractionalization)、「法制度の由来」(legal origin)、宗教などの影響を考慮する一方で、社会的信頼感、「主観的幸福度」(subjective well-being)、公衆衛生といった重要な非経済的要素を見逃したままであった。また、高い「政府の質」を経済発展の促進能力として定義すれば、「経済発展のために高い政府の質が必要である→高い政府の質は経済発展を促進できることを意味する→経済発展のために高い政府の質が必要である→。。。。。」というように、無限の循環が生じる可能性があるとも指摘されている (Rothstein 2011: 9)。

以上から、「政府の質」の定義の偏狭性を回避しつつ、実証分析における使用可能なデータの多様性を確保するために、これからの分析では、より包括的な上位概念としての「政府の質」の定義を採用したい。【図 9.1】が示すように、「政府の質」は、出力側の政治過程における政府の「不偏性」(impartiality)の程度によって規定されており、不偏性の程度が高いほど、「政府の質」が優れていると予測される。この不偏性とは、かつてマックス・ヴェーバーが理想した「官僚制の脱人間化」(de-humanization of bureaucracy)に他ならない (Weber 2015)。すなわち、官僚機構(政府)が「人的」(personal)もしくは「感情的」(emotional)な要素に影響されず、既存のルールを厳格に遵守しつつ、政策を実行し、あるいは公共サービスを提供するならば、こうした官僚機構(政府)の不偏性の程度は高いと考えられる (Barry 1995: 13-19)。その結果、高い不偏性を通じて腐敗や非効率の問題が改善できた官僚機構(政府)は「質」が高く、正統性を獲得する。したがって、不偏性は、「政府の質」の「制度的特性」(institutional characteristic)と言える。

照されたい。

図 9.1 不偏性と「政府の質」



出典：筆者作成。

もつとも、「政府の質」があくまで出力側の政治過程に関わる概念であることには、やや注意を要する。というのは、「政府の質」に関する議論は、政策運営・遂行にまつわる「手続き的正義」(procedural justice)を強調する反面、必ずしも政策内容などに関する「実質的正義」(substantial justice)の存否から影響を受けないからである^[340]。

ジョン・ロールズ (John Rawls) によれば、政策運営・遂行上の正義は政策結果の公平性の前提である (Rawls 1999: 73-78)。ジェフリー・プレスマン (Jeffrey Pressman) とアーロン・ウィルダフスキー (Aaron Wildavsky) は、ある政策やプロジェクトがどれほど望ましいとしても、また、どれほど充実した財源を持つとしても、その実施過程における政府の失敗や無能によって頓挫するか、当初の目的とはかなりかけ離れた結果を生み出す可能性があることを明らかにした。その典型例は、1960年代中葉の「オークランド・プロジェクト」(The Oakland Project)であり、このプロジェクトの失敗はアメリカ政府の能力に対する深刻な疑念を生み、批判の矛先は連邦制度にまで向かった (Pressman & Wildavsky 1974)。

ボー・ロートスタイン (Bo Rothstein) が紹介する事例も興味深い。彼によれば、1991年に旧ユーゴスラビア連邦から独立したばかりの新生クロアチア共和国は、建国にあたって域内少数民族のセルビア人に対する極めて差別的な政策を設けた。元来セルビア人は、自らの集住地域での文化的自治権と市民権と引き換えに妥協的姿勢を取って差別的待遇を

[340] 理論とは別に、現実において「政府の質」が入力側の政治過程における実質的正義との関係はもちろん深い。例えば、常に公正・公平な政策を立案・決定できる政府の質が逆に低下する、ということは想像し難いのである。その上、そもそも入力側と出力側の政治過程は相互に影響を及ぼしあうものであり、両者が一種の無限の循環過程を生成するとされている (秋山・上岡 2018: 86-87)。

甘受するつもりであった。にもかかわらず、その後にセルビア人を標的とする一連のテロ事件において、クロアチア人警察がセルビア人に十分な保護を提供せず、官僚組織がセルビア人を公平に扱わないことも明らかになった。セルビア人に対するこうした手続き的正義の不在が、内戦の勃発を加速させる重要な要因の1つとなった (Rosthstein 2011: 88-93)。

このように、手続き的正義による高い「官僚制／政府の質」は、国家内部の紛争発生の危険を抑え、既成の政治体制の正統性と安定性を促進できる (Öberg & Melander 2010)。以下では、西欧において与党化した急進右翼政党が「政府の質」に対して、どのような影響を与えるのかを考察する。

9.3.2 ポピュリズムと「政府の質」

すでに議論したように、ポピュリズムはもはや現代の急進右翼政党と主流政党との間の本質的な違いではない。しかし一方では、ポピュリズムが依然として多くの急進右翼政党を特徴づけることができる重要な要素の1つであることも否めない。また、ポピュリズムと「政府の質」の上位概念である「民主主義の質」^[341] (Quality of Democracy) との関係論を論じる研究は枚挙に暇がなく、政権参画を果たしたポピュリスト政党がその国の「民主主義の質」を低下させることはしばしば指摘されている。したがって、文脈がやや異なるとはいえ、ポピュリスト政権がその国の「民主主義の質」に与えた影響から、本稿の目的に照らして参考となる何らかの重要な知見が得られるかもしれない。

(1) 中東欧の右翼ポピュリスト政権

【第2.4.3節】でも考察した、ハンガリーにおけるオルバーンの右翼ポピュリスト政権は、強権的な政治手法を通じて、同性婚禁止といったカトリックの伝統的な価値観の憲法への盛り込み、司法と中央銀行の独立性の侵害、マスコミによる報道の自由の規制強化、大学や研究機関の学術的な活動への介入などの一連の反動を繰り返した。加えて、オルバーン政権は、参加型ガバナンスの濫用の常套化を通じて、「民主主義のバックスライディ

[341] ラリー・ダイヤモンド (Larry Diamond) とレオナルド・モーリーノ (Leonardo Morlino) によれば、民主主義の下でもし市民が高度な自由と政治的・社会的・経済的平等を享受し、安定的な政府機構の正統的で合法的な機能を通じて公共政策と政策立案者をコントロールすることができれば、この民主主義の質は高い。この意味で「民主主義の質」は「政府の質」の上位概念である。また、ダイヤモンドとモーリーノが提示した「民主主義の質」を計測する指標は、8つがある。すなわち (1)「法の支配」(rule of law)、(2)「参加」(participation)、(3)「競争」(competition)、(4)「水平的答責性」(horizontal accountability) (5)「垂直的な答責性」(vertical accountability)、(6)「市民的・政治的自由への尊重」(respect for civil and political freedoms)、(7)「政治的・社会的・経済的平等性の漸進的な向上」(the progressive implementation of greater political, social and economic equality)、(8) 応答性である。(Diamond & Morlino 2005: xi-xii; 【脚注150】を参照)。

ング」という自由民主主義の根幹にある多元主義の理念の後退と、ハンガリーの「民主主義の質」の顕著な低下を招いた^[342] (荻野 2018: 53-55; Batory & Svensson 2019; Norris & Inglehart 2019: 183-185)。

ハンガリーのオルバーン政権は決して特殊な事例ではなく、ポーランド (2005年～2007年、2015年～現在) (【第2.4.2節】を参照) やスロバキア (2006年～2010年、2016年～2020年) などの中東欧国家においても、右翼ポピュリスト政権が「民主主義の質」を後退させたことは観察されている (Rosenbluth & Shapiro 2018: 214-228)。

(2) ラテンアメリカの左翼ポピュリスト政権

ロベルト・フーバー (Robert Huber) とクリスティアン・シンプ (Christian Schimpf) は、1995年～2009年のラテンアメリカ18カ国を対象に、左翼ポピュリスト政権の存否が「民主主義の質」にどう影響するかを考察した。彼らによれば、ラテンアメリカの左翼ポピュリスト政権はそれぞれの国の「民主主義の質」に二重の影響を与えうる。すなわち、左翼ポピュリスト政権は、従来、疎外されてきた社会集団の包摂、幅広い社会階層間の政治的・社会的連携の形成、見落とされている争点の政治化といった点において積極的な役割を果たす場合があるが、こうした政権の指導者は常に抑制と均衡の原則を破って権力の集中化を進め、ひいては法律改正と政府機関の改組などを恣意的に行う傾向も有している (Huber & Schimpf 2016)。

メキシコの代表的なポピュリスト政治家アンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール (Andrés Manuel López Obrador) とベネズエラのウゴ・チャベス (Hugo Chávez) 大統領に関する研究も、フーバーとシンプの結論を裏付けた。例えば、キャスリーン・ブルーン (Kathleen Bruhn) によれば、2000年～2005年の間にメキシコシティ市長を務めたオブラドールは、政治家と有権者との直接的な接点を作るために市政府の政策立案の先に住民投票を頻繁に行い、中下層、特に高齢者といった従来、十分に代表されていなかった諸階層の政治的・社会的包摂をやり遂げた (Bruhn 2012: 90, 99-102)。しかし一方、ベネズエラに目を転じれば、1990年代末からのチャベス政権の下では、多くの周縁的な社会集団が政治的に包摂・動員されたものの、行政部門への権力集中化が進み、反対勢力に対する抑圧が強まり、立法・司法機関の審査を迂回する方法として国民投票が濫用され、大統領権限の巨大化を目的とする憲法改正ができた。そして、「チャベス主義」(Chavismo) の草の根の性格はチャベス本人のカリスマ性と相俟って、ベネズエラにおけるクライエンテリズムの浮上と政治的パトロネージ・ネットワークの形成をもたらし、ベネズエラの社会的分極化を深刻化させたと思われる (Roberts 2012)。

前述のハンガリーの事例と同様に、ラテンアメリカの左翼ポピュリスト政権もそれぞれの国の「民主主義の質」を著しく下げた。

[342] <https://balkaninsight.com/2019/06/10/hungarian-academics-in-last-stand-over-prestigious-science-body/> (2022.09.01 確認) も参照されたい。

(3) 南欧の左右両翼ポピュリスト政党の同棲政権

【第 2.4.1 節】でも見たように、2010 年の欧州債務危機以降にデモクラシーの縮退を経験していたギリシャでは、急進的な反緊縮政策を唱える SYRIZA と移民排斥主義を掲げる ANEL によるヨーロッパ史上初の左右両翼のポピュリスト政党を包含する連立政権が成立し、国内外に衝撃を与えた。

閣僚の議事運営手続きに対する非尊重や議会議事所有物の私物化、財政緊縮策への賛否を問う国民投票の質問文と結果を操作した容疑、中央銀行の独立性を侵害する目論見、ジャーナリストの報道・表現の自由を脅かした言動など、この連立政権の下での一連の事件はギリシャの民主主義の「退化」(degeneration) に対する社会の不安感を煽ったと指摘された (Aslanidis & Kaltwasser 2016)。

もちろん、憂慮された事態は起こらなかったが、それでもハンガリーとラテンアメリカのポピュリスト政権のように、SYRIZA と ANEL の連立政権は、ギリシャの「民主主義の質」を脅かす可能性が常に潜んでいたことも否定できない。

(4) アメリカのトランプ政権

2016 年のいわゆるトランプ現象とポピュリズムとの関係について、研究者の間では未だ合意がない (例えば、Bartels 2016; Kazin 2016)。だが、その中心人物であるトランプ自身が歴代アメリカ大統領の中でも極めて特殊な人物であったことは間違いない。猛烈なメディア攻撃、露骨な人種差別と女性蔑視の発言、規範やルールの意図的な違反といった彼の政治指導の特徴には、フランスのジャン＝マリー・ル・ペンや、イタリアのベルルスコーニといった、西欧の代表的なポピュリスト政治家との共通点が多々見られる。

トランプは大統領に就任して間もなく、裁判所、諜報機関、法執行機関、倫理機関への攻撃おとびマスメディアへの圧迫を始め、選挙の健全性に関する大統領諮問委員会

(PACEI) を設置して共和党に有利な選挙制度の改革を目論み、有効な運転免許証や政府発行の写真付き身分証明書の提示を投票所で求めるといった投票者 ID 法を設定し、民主党支持の傾向が強い、所得の低い少数民族の有権者の投票を抑制しようとした。

スティーブン・レビツキー (Steven Levitsky) とダニエル・ジブラット (Daniel Ziblatt) によれば、トランプ大統領の言動は、非民主的な国でしばしば観察されるものでもある。現状ではアメリカの民主主義が即座に衰退するほどではないが、民主主義の後退が進行しつつあることは確かであるとされている (Levitsky & Ziblatt 2018=2018: 215-228)。トランプ政権の 4 年間でアメリカにもたらした最も深刻な問題は社会契約の崩壊であり、それによる社会的・政治的分断が、アメリカという国の在り方そのものに対する疑念をもたらし、民主的手続きに対する不信を高めている (西山 2021: 60-67)。

以上の 4 つの事例から、政権を握ったポピュリスト勢力がそれぞれの国の「民主主義の質」を低下させたことは明らかである。にもかかわらず、「民主主義の質」の低下は必ず

しも「政府の質」を意味しない。「民主主義の質」の悪化を招く可能性があるポピュリスト勢力が、「政府の質」の悪化を必然的に引き起こすわけではない。

フランシス・フクヤマ (Francis Fukuyama) は近年の民主主義国家のパフォーマンスに失望を抱く。彼はイラク、アフガニスタン、ウクライナ、ブラジル、コロンビア、メキシコ、特に世界中の最大の民主主義国家のインドを、中国、ロシア、シンガポールといった権威主義国家と比較した上で、多くの民主主義国家より、むしろ権威主義国家が、国民に対してより質が高く、脱人間化した政府サービスを提供できるという結論を下した (Fukuyama 2015)。フクヤマが言う脱人間化とは不偏性の意である。

フクヤマの観点をある程度実証的に裏付けるのが、ダヴィデ・グラッシ (Davide Grassi) らの研究である。グラッシらは、世界銀行の世界ガバナンス指標 (WGI) の6つの評価項目、すなわち①「国民の発言力と説明責任」(voice and accountability)、②「政治的安定と暴力の不在」(political stability and absence of violence)、③「政府の有効性」(government effectiveness)、④「汚職の抑制」(control of corruption)、⑤「法の支配」(rule of law)、⑥「規制の質」(regulatory quality) を用い、世界中の33カ国のポピュリスト政府が「政府の質」に与えた影響を国際比較により分析した。

彼らの分析によれば、ラテンアメリカの左翼ポピュリスト政権に代表される「包摂的ポピュリスト」(Inclusive Populist) 勢力は、すべての評価項目において得点の低下を招いた。一方、日本の小泉政権や、ペルーのアルベルト・フジモリ (Alberto Fujimori) 政権、台湾の陳水扁政権のような、いわゆるネオリベラル・ポピュリスト勢力が得点の低下をもたらしたのは、④汚職の抑制と⑤法の支配という2つの評価項目のみである。

ハンガリーのオルバーン政権や、ブラジルのジャイール・ボルソナーロ (Jair Bolsonaro) 政権や、トルコのレジェップ・タイイップ・エルドアン (Recep Tayyip Erdoğan) 政権のような「排他的なポピュリスト」(Exclusive Populist) 勢力または右翼ポピュリスト勢力が得点の減少を経験したのは、②政治的安定と暴力の不在という評価項目のみであったことは興味深い。インドのナレンドラ・モディ (Narendra Modi) 政権とイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ (Benjamin Netanyahu) 政権をはじめとするアジアの右翼ポピュリスト勢力が、それぞれの国のガバナンスにむしろ有益な影響を与えたという発見も得られた (Grassi et al. 2022: 403-404)。

グラッシらの研究は、広範な地域にわたって固定化した民主国家と未熟な民主国家の両方を含み、しかも異なる種類のポピュリスト政権が「政府の質」に及ぼしうる影響に対して国際比較研究を行った点では高く評価されるべきである。だが、残念なことに、イタリアを除き、排他的ポピュリストや急進右翼政党の主流化／与党化が常態化しつつある西欧諸国は含まれていない。

西欧諸国は社会経済的に比較的豊かであり、「政府の質」も非常に高いはずである。したがって、こうした先進的な地域において排他的ポピュリストや急進右翼政党が政権に参

画したとしても、その国の「政府の質」に直接的な影響を与えるかどうかは、大いに疑問が残る。また、多党制が一般的な西欧の政党政治においては、排他的ポピュリストや急進右翼政党は通常ジュニア・パートナーであるので、常に連立相手に制約されている。これにより、厳しい行動の制約の中で、これらの排他的ポピュリストや急進右翼政党が「政府の質」に及ぼしうる影響についても議論の余地がある。

グラッシらによれば、ポピュリスト政権が「政府の質」に悪影響をもたらす原因は、それらの政権の成員が政治に必要な専門的経験・技術・知識を欠くために、往々にして自らの選挙公約を首尾一貫性のある効率的な公共政策に転換させる能力を持たないという点にある (ibid.: 414)。だが、これまで縷々述べてきたように、与党としての急進右翼政党の多くは十分な経験と能力を有する人材を登用することができ、一部の政党においては、高い政策的影響力と優れた政策立案・決定能力さえ備えていた。この点からすれば、グラッシらの見方は、西欧の急進右翼政党に関する限り、必ずしも当てはまらない。

それでは、西欧における急進右翼政党と「政府の質」との関係は一体、何なのか。

9.3.3 与党としての西欧急進右翼政党が「政府の質」に与えた影響

(1) 仮説

急進右翼政党と「政府の質」との関係に関して行われた研究は今のところごくわずかであるが、その中には「政府の質」が急進右翼政党の興亡に大きく影響することを指摘したものがある。マティアス・アガーヴェルク (Mattias Agerberg) によれば、「政府の質」の低い地域では有権者の政治的信頼感が低下する。そして政府に失望した有権者は反エスタブリッシュメント／反エリート主義を標榜するポピュリスト政党^[343]に親近感を持つようになり、これらの政党の選挙での躍進を後押しした。こうした「政府の質」とポピュリスト政党の勢力伸長との間にある強い負の相関関係は、国家間の相違だけでなく、一国内におけるポピュリスト政党の支持率の地域的偏差をも説明する (Agerberg 2017)。

ヨーロッパの急進右翼政党の成功と政治的腐敗との関係を分析したコンラート・ツィラー (Conrad Ziller) とトーマス・シューベル (Thomas Schübel) も、アガーヴェルクの結論と似た知見を得た。彼らの分析の結果によれば、政治的腐敗行為に遭遇した個人的経験を持つ有権者は、政治制度全般への信頼を傷つけられたことにより、急進右翼政党を支持する傾向が強まる (Ziller & Schübel 2015)。

[343] アガーヴェルクの研究対象は左右両翼の急進右翼政党でありながら、彼が扱った37のポピュリスト政党の中の29は、右翼ポピュリスト政党である。また、彼によれば、左派と右派のポピュリスト政党の間には、「政府の質」との関係について何の差異もない。詳しくは、Online Appendix E

(<https://ejpr.onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.111/1475-6765.12203>) (2022.09.04 確認) を参照されたい。

また、レンカ・ブスティコワ (Lenka Bustikova) は、考察対象を東欧の急進右翼政党に絞って、2000年代以降にそれらの政党が東欧諸国で大きな支持を獲得した原因を探究した。深刻な腐敗問題、政治的答責性の不在、法の支配の弱さを原因とする「政府の質」の低下が急進右翼政党の党勢に拍車をかけたという彼女の発見は、アガーヴェルクとツィラーの結論とも合致する^[344] (Bustikova 2009)。

上記の3つの論考の指摘は、ある意味で自明のことであろう。というのも、急進右翼政党は、常に「高潔で道徳的に純粋な人民」と「腐敗的で道徳的に墮落的なエリート」とを対置し、陳腐化した政治の刷新を標榜するため、既成政治への信頼感が低い有権者を動員する可能性が高いと見られるからである。いずれにしても、「政府の質」の低下が野党としての急進右翼政党の勢力伸長を促すという因果関係は大いに成り立ちそうである。もっとも、急進右翼政党が政権の舵取りをするようになった時に、これらの政党が「政府の質」に如何なる影響を与えるのかという疑問は、依然として残る。

本稿では、与党としての急進右翼政党が「政府の質」に対する悪影響を与える可能性は、総じて高いと予想する。そのように判断するには、少なくとも3つの根拠がある。第1に、与党としての急進右翼政党は、特定の社会集団や、自らが「救済に値する」と思い描く人々に対して多くの利益を移転する傾向がある。このことが「福祉最適化財政政策」(welfare-optimizing fiscal policy)ではなく「親景気循環的財政政策」(pro-cyclical fiscal policy)へとつながる。結果的に公共財の供給を悪化させる可能性が高いということである。

第2に、【第9.2.3節】で検討したように、急進右翼政党の多くは政権参画を果たした後には自らの選挙公約を完全に守れない状況に陥る。このことは党を支持した有権者に対する裏切りに当たり、政権公約の信憑性の低下につながるため、「政府の質」の低下を引き起こしやすいと考えられる (Keefe et al. 2021: 253-257)。

第3に、ハイニシュによれば、伝統的に既存の政治システムから排除されてきた急進右翼政党は、主流化／与党化を達成するや否や、これまで得られなかった政治的・経済的・社会的資源を貪欲に追求する傾向を示す^[345]。このような資源獲得の過程を通じて、急進

[344] 東欧の諸EU新規加盟国における「政府の質」の「向上→停滞→低下」という変動は、EUそのものが内包する機能不全性とは密接な関係があり、EUはこれらの新規加盟国の「政府の質」に悪影響を与えたことでそれらの国における急進右翼政党の台頭を間接的に促進したというブスティコワの指摘は言及に値する。

[345] 未だ与党化・主流化していない急進右翼政党も決して腐敗問題と無縁ではない。例として挙げられるのは、ドイツのAfDである。同党は近年、政治献金スキャンダルに苦しんでいた。共同党首を務めていたイェルク・モイテン (Jörg Meuthen) をはじめとして院内幹事長のワイデル、2019年欧州議会選挙の2番目の筆頭候補のグイド・ライル (Guido Reil) などのAfDの大物らは、海外から莫大な金額の不正献金を受け取ったことが相次いで発覚した。結果として、2019年4月16日にAfDは40万ユーロの罰金を議会の監視機関によって課せられることになった ([<https://jp.reuters.com/article/us-germany-politics-afd/german-parliament-fines-afd-for-breaching-party-donation->

右翼政党は清廉・正直という自らが築いた対外イメージを壊してしまう恐れがある

(Heinisch 2003: 102)。【第 9.2.2 節】で考察した (A1) の FPÖ、(B1) の BZÖ、(C4) の FrP、(C7) の FPÖ、とりわけ 2019 年 5 月のオーストリアに起こったイビサ・スキャンダル・ビデオ流出事件 (【脚注 324】) は、与党としての急進右翼政党の腐敗・不正の典型例である。

これまでの考察を踏まえ、本稿では、西欧の急進右翼政党が近年、中央と地方の 2 つのレベルにおいて主流化／与党化しつつある事実を踏まえて以下の 2 つの仮説を立て、それぞれの妥当性について検証する。

仮説 1 : 中央レベルにおいて主流化／与党化した急進右翼政党の存在は、その国の「政府の質」を低下させる。

仮説 2 : 地方レベルにおいて主流化／与党化した急進右翼政党の存在は、その地方の「政府の質」を低下させる。

(2) 分 析

①従属変数：「政府の質」

以下の分析においては「政府の質」を従属変数とする。すでに述べたように、ここでの「政府の質」は、出力側の政治過程における政府の不偏性と定義されるが、そもそも不偏性は、「政府の質」を測定することができる現存の諸指標を包括する最も上位的な概念であり、これに対する具体的な測定はありえない。その反面、不偏性という概念の包括性であるからこそ、その「代理変数」(proxy variable) の多様性も確保される。

また、本稿で利用するデータは、スウェーデンのヨーテボリ大学政治学部所属の「政府の質」研究所^[346]が収集・整理・作成した、中央レベルの「政府の質基礎データセット」(The QoG Basic Dataset 2022) と、地方レベルの「政府の質 EU 地域別データセット」(The QoG EU Regional Dataset 2020) である。2 つのデータセットはそれぞれ約 400 ほどの指標を網羅するが、人口動態指標といった「政府の質」と無関係のものも多く、非時系列的データや、調査期間の幅が狭いデータなど、分析に役立たない指標も少なくもない。そこで本稿では、「政府の質」に関わるものと明確に認定でき、かつ時系列的に多国籍間の比較に用いることのできる指標のみを採用する (【表 9.2】)。

rules-idUSKCN1RS1XG] (2022.09.05 確認)。

[346] <https://www.gu.se/en/quality-government> (2022.09.09 確認)。

表 9.2 「政府の質」の基礎と EU 地域別データセットから抽出した指標の一覧表

	指標		コード	測定対象	データの元出所
中央 レ ベ ル	ベイジアン 腐敗指数	The Bayesian Corruption Index	bci_bci	私利私欲のための公権力の濫用 という汚職・腐敗の程度	Standaert (2015)
	国家の脆弱 性指数	State Fragility Index	cspf_sfi	国家の脆弱性・有効性・正統性	Marshall & Elzinga- Marshall (2017)
	国家の機能 性指数	Functioning of Government	fh_fog	自由に選出された政府の首脳や 議員の政策決定能力	Freedom House (2021)
	法の支配指 数	Rule of Law	fh_rol	司法機関の独立性、文民統制・ 法の下での平等の程度	
	財産権保護 指数	The Property Right Protection Index	prp_prp	個人財産権の安全度	Quattara & Standaert (2020)
	腐敗認識指 数	Corruption Perceptions Index	ti_cpi	公共部門の腐敗度に対する経営 者・リスクアナリスト・一般大衆の 認識	Transparency International (2021)
	腐敗の制御 指数	Control of Corruption	wbgi_cce	国家の汚職・腐敗の程度	Kaufmann et al. (2010)
	政府の有効 性指数	Government Effectiveness	wbgi_gee	公共サービス・官僚機構の質、公 務員の能力と自律性、政府公約 の信憑性	
	政治的安定 性と暴力・テ ロリズムの不 在指数	Political Stability and Absence of Violence/Ter rorism	wbgi_pve	政治的不安定と政治的に動機付 けられる暴力が起こる可能性	
	法の支配指 数	Rule of Law	wbgi_rle	社会的ルールに対する政府の信 頼度と遵守度	
	透明性指数	Transparency Index	diat_ti	政府の情報の透明性と答責性	
	HRV指数	HRV Index	hrv_index	国による信頼できる経済統計デー タの入手可能性	Hollyer et al. (2014)
地方 レ ベ ル	標準化され たEQI指数	European Quality of Government Index, standardized	eqi_norm_eqi	EU加盟国を中心として地方レ ベルにおける「政府の質」	Charron et al. (2014) (2015) (2019)

以上の諸データの出所: Charron et al. (2020)、Dahlberg et al. (2022)

中央レベルのデータに関しては、1990年から2020年までの30年間を分析期間の範囲とする。また、地方レベルのEQI指数は、EU地域発展委員会 (REGIO) (2010年、2017年)と第7次欧州開発フレームワーク計画 (2013年)に助成され、EU規模で計3回に実施された世論調査の結果であり、EUの地方レベルの「政府の質」に関する唯一のデータセットである。

表 9.3 従属変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Max
bci_bci	335	20.212	9.861	7	51
cspf_sfi	288	0.566	0.73	0	2
fh_fog	192	11.635	0.665	9	12
fh_rol	192	14.75	1.126	12	16
prp_prp	258	58.694	1.716	53	61
ti_cpi	108	78.537	11.224	42	92
wbgi_cce	264	1.701	0.583	0	2
wbgi_gee	264	1.765	0.514	0	2
wbgi_pve	264	0.894	0.457	0	2
wbgi_rie	264	1.701	0.57	0	2
diat_ti	251	73.147	3.541	61	82
hrv_index	231	4.558	1.988	-1	8
eqi_norm_eqi_nuts2	204	60.23	21.838	1.766	100

②独立変数：「与野党ダミー」

従属変数の特徴に照らして、本稿では、1990年から2020年にかけて西欧の中央・地方レベルにおける急進右翼政党の主流化／与党化の有無を「与野党ダミー」（与党の場合を「1」とする）とし、独立変数とする。

【表 1. 2】【表 1. 3】【表 1. 4】【表 1. 5】が示す通り、中央レベルとの比較において、急進右翼政党が地方レベルで主流化／与党化した事例は少なく、一部の国に限られた現象のようにも見受けられる。また、ここで言う地方レベルとは、EUの「統計用地域単位基準」（NUTS）の中の第1種（ドイツ）か、第2種（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、イギリス）か、あるいは第3種（フィンランド、スウェーデン）地域統計分類単位（NUTS1、NUTS2、UNTS3）に該当するものである。フィンランドとスウェーデンの国内の最上位自治体は共にNUTS3の「県」（maakunta、län）ではあるが、政府の質EU地域別データセットは、フィンランドの場合に2009年までに存在してきたNUTS2の「州」（läänit）レベル、スウェーデンの場合に行政機能のないNUTS2の「国家地域」（Riksområden）レベルのデータしか含まない。加えて、ノルウェーやスイスのような非EU加盟国のデータはもとより、ベルギー、ドイツ、スウェーデン、イギリスのNUTS1、またNUTS2レベルに関する標準化されたEQI指数も存在しない。以上を受けて、本稿では、地方レベルの「政府の質」に関する分析対象国として、オーストリア（「州」（Bundesländer））、デンマーク（「地域」（regioner））、イタリア（「州」（Regione）または「自治県」（Provincia Autonoma））、フランス^[347]（「地域圏」（région））ならびにオランダ（「州」（provincie））という5カ国を選択する。

[347] フランスの場合、5つの海外領土を含まない。加えて、2016年の地域圏改革により、ヨーロッパ本土に位置する従来の22の地域圏は13に再編されたため、2017年の標準化されたEQI指数の一部は欠損することになる。

③統制変数

表 9.4 統制変数の一覧表

	指標		コード	測定対象	データの元出所
中央レベル	急進右翼政党の議席占有率	Share of seats in parliament: right	cpds_lr	下院における急進右翼政党の議席占有率	Armingeon et al. (2021)
	1人あたり実質GDP	Real GDP per Capita	mad_gdppc	1人あたり実質GDP	Bolt & van Zanden (2020)
	ジニ係数	Gini index	wdi_gini	ジニ係数	World Bank (2021)
	難民・国内避難民指数	Refugees and IDPs	refugee_idp	政治的・経済的・社会的原因による難民・国内避難民の国家に対する圧力	Fund for Peace (2022)
地方レベル	急進右翼政党の議席占有率	Share of seats in parliament: right	rrp_seat_local	地方議会における急進右翼政党の議席占有率	Wikipedia
	統計的に調整された粗純移動率	Crude rate of net migration plus statistical adjustment	eu_cnmigratrt	ある年の統計的に調整された純移動数の、その年の平均人口に対する比率	European Commission (2020)
	地域内GDP(1人当りの購買力平価)	Regional gross domestic product (PPS per inhabitant)	eu_gdp_pps_hab	地域内GDP(1人当りの購買力平価)	
	20歳から64歳の失業率(全体)	Unemployment rate for 20-64 years old, total	eu_unemp_2064t	男女を問わず、調査月に失業中、2週間以内に就職見込み、過去の4週間に積極的に就職活動をしたという3つの条件を同時に満たした20歳から64歳の人々	

以上の諸データの出所: Charron et al. (2020)、Dahlberg et al. (2022)

本稿では、「与野党ダミー」以外に「政府の質」に影響を与えうる要因として、以下の統制変数を用いる。経済的な統制変数については、中央レベルにおける「1人あたり実質GDP」と「ジニ係数」、地方レベルの「地域内GDP(1人当たり購買力平価)」と「20歳から64歳の失業率(全体)」を投入する。

すでに述べたように、「政府の質」の経済的特性に着目する研究は、経済発展の促進の可否を「政府の質」の高低を判断する基準として強調する傾向にあり、したがってある種の解釈の無限の循環に陥りがちとなる(【第9.3.1節】を参照)。だが、高い経済発展の水準と高い「政府の質」との間に相関関係がある前提自体は間違っておらず、経済的平等も社会的信頼および「政府の質」とある程度連動している。つまり、高い経済的不平等は社会的信頼を低下させ、そうした政府への国民の信頼と支持は低くなる。国民の信頼と支持を欠く政府は効率的に政策を実施することができず、経済的不平等がさらに深刻化する「社会的な罠」(social trap)に陥ってしまう(Rothstein 2011: 161-163)。そうであるとすれば、経済的不平等が「政府の質」に一定の影響を与えると考えerことは不自然ではない。

政治的な統制変数については、国会(下院)と地方議会における「急進右翼政党の議席率」を投入する。国会(下院)と地方議会における急進右翼政党の議席占有率が高いほど、他の主流政党に対する「脅迫の可能性」(blackmail potential)が大きくなる

(Sartori 1976=1995: 214)。こうして、これらの政党は政策運営・遂行という出力側の政治過程において他の主流政党により大きな圧力をかけ、最終的に「政府の質」に影響を及ぼす可能性を持つことになる。

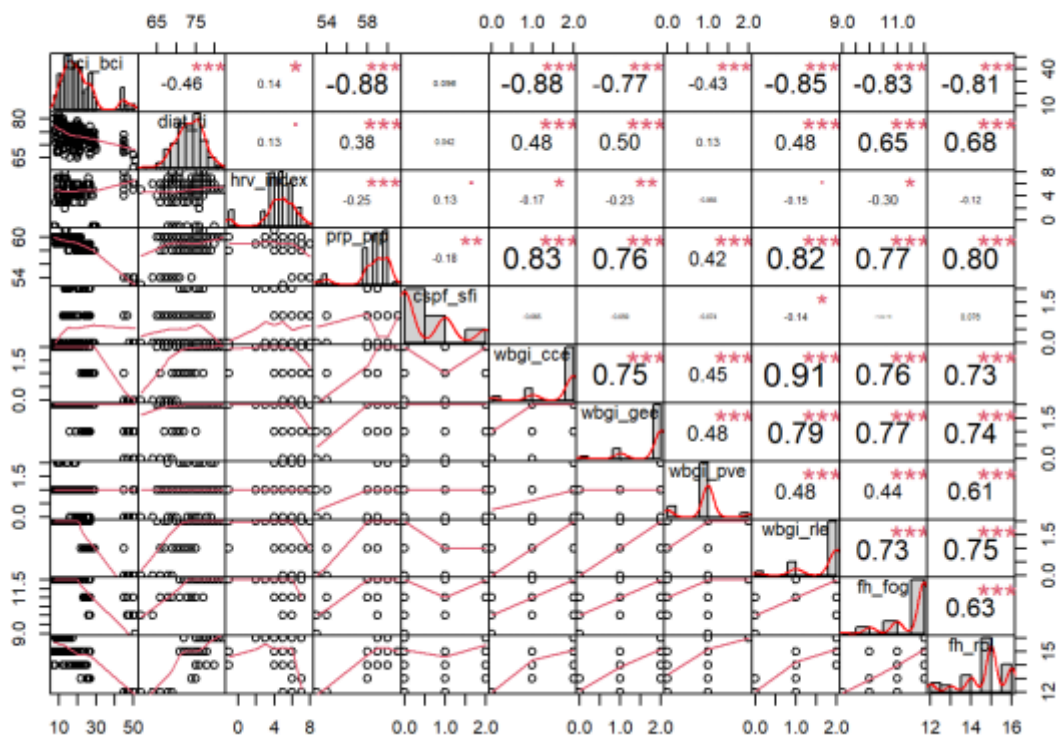
社会的統制変数については、中央レベルの「難民・国内避難民指数」と地方レベルの「統計的に調整された粗純移動率」を投入する。民族言語的多様性は、政府のパフォーマンスに負の影響を与える可能性がある。すなわち、民族的多様性が高い国は介入主義的傾向が強く（＝財産権や規制の悪化など）、政府の有効性が低下し（＝汚職・腐敗の増加など）、公共財の質が劣化し（＝インフラの質の低下）、最終的に政治的自由が制限する傾向にあるということである（La Porta et al. 1999: 245）。このように考えれば、移民・難民の流入による民族的な多様性の増大は、移民・難民受け入れ国の「政府の質」に影響を与えるかもしれない。

表 9.5 統制変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Max
cpds_lr	359	8.457	9.87	0	36
mad_gdppc	347	38,676.56	11,165.70	23,944	84,580
wdi_gini	231	30.117	3.184	23	38
refugee_idp	180	2.782	1.132	1.3	6.1
rrp_seat_local	173	10.159	8.835	0	47.22
eu_cnmigratrt	204	3.407	6.093	-5.3	55.2
eu_gdp_pps_hab	162	30,191.36	7,791.12	16,300	52,900
eu_unemp_2064t	204	7.956	3.923	2.6	22

④結果と討論：「破壊者」と「促進者」という急進右翼政党の2つの顔

図 9.2 従属変数間の相関関係



【図 9.2】は、中央レベルの諸従属変数^[348]の間の相関関係を示したものである。55組の従属変数の中の20組と14組はそれぞれ、統計的に有意な「強い相関関係」(** $p < 0.01$, $r > 0.7$ もしくは $r < -0.7$)と、統計的に有意な「かなり強い相関関係」(** $p < 0.01$, $0.7 > r > 0.4$ もしくは $-0.7 < r < -0.4$)を表している。全体として、55組の従属変数の半数以上(61.82%)は強い相関関係にある。より詳しく検討すれば、「フリーダム・ハウス」(Freedom House)による指数(fh)と世界銀行による指数(wbgi)との間には強い正の相関関係があるが、ベイジアン腐敗指数(bci_bci)は他のほぼすべての指数と強い負の相関関係があり、国家の脆弱性指数(cspf_sfi)は他のほぼすべての指数と統計的に有意ではない弱い相関関係が見られる。

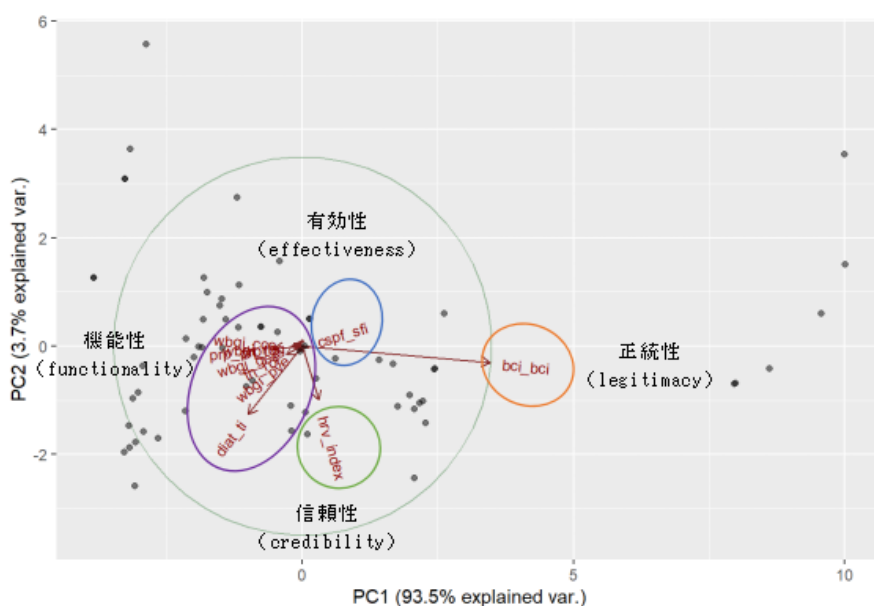
当然ながら、異なる研究機関が異なる判断基準やデータ収集方法に基づいて作成した指標の含意は一致しない。実際に、フリーダム・ハウスの法の支配指数(fh_rol)と世界銀行の法の支配指数(wbgi_rle)、ベイジアン腐敗指数(bci_bci)と腐敗認識指数(ti_cpi)と腐敗の制御指数(wbgi_cce)、国家の脆弱性指数(cspf_sfi)と政府の有効

[348] 腐敗認識指数(ti_cpi)は含まれない。その理由としては、腐敗認識指数の調査期間が他の指数の調査期間と被らないケースが多いため、腐敗認識指数と他の諸指数との相関関係をうまく計算できないことが挙げられる。

性指数 (wbgi_gee)、透明性指数 (diat_ti) と HRV 指数 (hrv_index) のように、ほぼ同じ測定対象に関して複数の指数が存在する場合が多い。これらの似て非なる従属変数の特徴を深く掘り下げるための手法として、「主成分分析」^[349] (principal component analysis) は有用である。

【図 9.3】は主成分分析の結果を示している。【表 9.2】の各指数の定義・内容と合わせて見れば、11 の従属変数は 4 つのカテゴリーに分類されうると推察できる。すなわち、国家の脆弱性指数 (cspi_sfi) によって表現される「政府の有効性」、ベイジアン腐敗指数 (bci_bci) によって表現される「政府の正統性」、HRV 指数 (hrv_index) によって表現される「政府の信頼性」と、透明性指数 (diat_ti) や世界銀行とフリーダム・ハウスによって作成された諸指標によって表現される「政府の機能性」という 4 つのカテゴリーである。

図 9.3 主成分分析



Importance of components:

	PC1	PC2	PC3	PC4	PC5	PC6
Standard deviation	11.8345	2.3592	1.57001	0.8028	0.7031	0.5189
Proportion of Variance	0.9346	0.03714	0.01645	0.0043	0.0033	0.0018
Cumulative Proportion	0.9346	0.97176	0.98821	0.9925	0.9958	0.9976
	PC7	PC8	PC9	PC10	PC11	
Standard deviation	0.40928	0.2811	0.19829	0.19829	0.11598	
Proportion of Variance	0.00112	0.00053	0.00026	0.00026	0.00009	
Cumulative Proportion	0.99872	0.99925	0.99991	0.99991	1	

[349] 欠損値を削除するために腐敗認識指数 (ti_cpi) を含まない。その上、主成分分析に投入されたデータの数も、2909 (欠損値を含む) から 726 まで大幅に減少したが、残り 11 の従属変数の全体的な特徴にあまり影響を与えない。

上図では国家の脆弱性指数 (cspf_sfi) の矢印が非常に短いため、主成分との相関関係は弱いですが、世界銀行とフリーダム・ハウスによる諸指標はほぼ同じ方向に矢印が伸びるため、両機構の指標はほぼ同じ意味を持つ。さらに、ベイジアン腐敗指数 (bci_bci) の矢印は最も長いために主成分との相関関係は極めて強いが、その向きは国家の脆弱性指数 (cspf_sfi) と HRV 指数 (hrv_index) 以外のすべての指標に対して反対になる。こうして、主成分分析の結果は、【図 9.2】の相関分析から得られた諸従属変数の特徴をより直観的に反映するものとなっている。

表 9.6 重回帰分析の結果（中央レベル）

	従属変数											
	bci_bci (1)	diat_ti (2)	hrv_index (3)	prp_prp (4)	cspi_sfi (5)	wbgi_cce (6)	wbgi_gee (7)	wbgi_pve (8)	wbgi_rle (9)	fh_fog (10)	fh_rol (11)	ti_cpi (12)
与野党ダミー	0.188 (1.998)	-2.244* (1.254)	-2.682*** (0.563)	-0.648 (0.419)	-0.103 (0.138)	-0.156 (0.124)	-0.312*** (0.108)	-0.05 (0.076)	-0.246* (0.126)	-0.078 (0.132)	-0.864*** (0.185)	1.274 (3.166)
ジニ係数	1.871*** (0.276)	-0.391** (0.186)	0.247*** (0.085)	-0.238*** (0.062)	0.035* (0.019)	-0.087*** (0.017)	-0.079*** (0.015)	-0.063*** (0.011)	-0.072*** (0.017)	-0.075*** (0.018)	-0.196*** (0.025)	-2.191*** (0.382)
急進右翼政党 の議席占有率	-0.095 (0.086)	-0.002 (0.063)	0.033 (0.028)	0.046** (0.019)	-0.015** (0.006)	0.010* (0.005)	0.015*** (0.005)	0.014*** (0.003)	0.016*** (0.005)	0.0002 (0.006)	0.028*** (0.008)	0.223* (0.122)
1人あたり実質 GDP	-0.0001 (0.0001)	-0.00003 (0.00005)	-0.00003 (0.00002)	0.00002 (0.00001)	0.00004*** (0)	0.00001*** (0)	0.00001*** (0)	0 (0)	0.00001*** (0)	0.00001** (0)	0.00003** (0.00001)	0.0001 (0.0001)
難民・国内避 難民指数	1.803** (0.748)	-0.921 (0.625)	0.118 (0.339)	-0.07 (0.226)	-0.197*** (0.049)	-0.001 (0.045)	0.001 (0.039)	0.038 (0.027)	0.021 (0.045)	-0.135*** (0.047)	-0.032 (0.066)	-1.619* (0.857)
Constant	-36.292*** (9.254)	91.128*** (5.91)	-1.373 (2.642)	65.027*** (2.007)	-1.509** (0.637)	3.777*** (0.573)	3.665*** (0.498)	2.359*** (0.352)	3.136*** (0.58)	13.868*** (0.609)	19.475*** (0.852)	141.420*** (12.835)
Observations	143	60	55	120	152	152	152	152	152	152	152	80
R ²	0.435	0.261	0.485	0.259	0.425	0.287	0.319	0.34	0.272	0.292	0.517	0.532
Adjusted R ²	0.415	0.192	0.433	0.227	0.405	0.262	0.296	0.317	0.247	0.267	0.501	0.5
Residual Std. Error	8.195 (df = 137)	3.433 (df = 54)	1.533 (df = 49)	1.586 (df = 114)	0.582 (df = 146)	0.523 (df = 146)	0.456 (df = 146)	0.322 (df = 146)	0.531 (df = 146)	0.557 (df = 146)	0.779 (df = 146)	8.238 (df = 74)
F Statistic	21.114*** (df = 5; 137)	3.808*** (df = 5; 54)	9.247*** (df = 5; 49)	7.969*** (df = 5; 114)	21.562*** (df = 5; 146)	11.741*** (df = 5; 146)	13.692*** (df = 5; 146)	15.044*** (df = 5; 146)	10.905*** (df = 5; 146)	12.023*** (df = 5; 146)	31.264*** (df = 5; 146)	16.802*** (df = 5; 74)

Note:

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

【表 9. 6】は重回帰分析の結果を示している。与野党ダミーは、中央レベルにおける「政府の質」と関連する 12 の指標のうちの 5 つに対して、統計的に有意な負の影響を及ぼすと見られる。つまり、中央レベルで政権参画を果たした急進右翼政党は、当該国の (1) 「透明性指数 (diat_ti)」(モデル 2, $B=-2.244$, $p<0.1$)、(3) 「HRV 指数 (hrv_index)」(モデル 3, $B=-2.682$, $p<0.01$)、(3) 「政府の有効性指数 (wbgi_gee)」(モデル 7, $B=-0.312$, $p<0.01$)、(4) 「法の支配指数 (wbgi_rle)」(モデル 9, $B=-0.246$, $p<0.1$) および (5) 「法の支配指数 (fh_rol)」(モデル 11, $B=-0.864$, $p<0.01$) を悪化させる可能性がある。

実際に、有意水準の問題を脇に置くとすれば (【脚注 88】を参照)、中央レベルでの急進右翼政党の主流化／与党化は、ベイジアン腐敗指数 (bci_bci, $B=0.188$)、財産権保護指数 (prp_prp, $B=-0.648$)、腐敗の制御指数 (wbgi_cce, $B=-0.156$)、政治的安定性と暴力・テロリズムの不在指数 (wbgi_pve, $B=-0.05$)、国家の機能性指数 (fh_fog, $B=-0.078$) ならびに腐敗認識指数 (ti_cpi, $B=1.274$) の 6 つの指数を悪化させる可能性がある^[350]。また、統計的に有意な 5 つの指標は、主成分分析の中の政府の機能性と信頼性という 2 つのカテゴリに属する。

主流化／与党化した急進右翼政党は、ある特定の社会集団や、自らが「救済に値する」と考える人々に対してより多くの利益を移転しようとする。このことは当然、公共サービスの提供、官僚機構の不偏性、公務員の自律性などに代表される政府の有効性 (wbgi_gee) を傷つけがちである。同様に、急進右翼政党は移民排斥主義／自民族中心主義を掲げ、国籍・民族・言語・宗教を問わず、すべての人が法の下で平等であるという平等原則を侵害し、先に述べたオーストリアの FPÖ の BVT スキャンダル (【第 9. 2. 2 節】の (C7) を参照) のように司法機関の独立性を破壊するなど、法の支配 (wbgi_rle, fh_rol) に違反することも十分あり得る。さらに、同じく FPÖ にまつわるスキャンダル、イビサ・スキャンダル・ビデオ流出事件 (【脚注 324】を参照) は、与党としての急進右翼政党が政府の透明性と公正性 (diat_ti, hrv_index) を損なう典型例であった。

重回帰分析の結果から分かるのは、統治の不偏性、公務員の自律性、法の下での平等を含む政府の機能性と、政府の透明性と公正性に関する政府の信頼性の 2 側面に対して、与党としての急進右翼政党が悪影響を及ぼす可能性が高いということである。

また、統制変数については、1 人当たり実質 GDP や難民・国内避難民指数が西欧諸国の「政府の質」にあまり影響しないことは言うまでもないが、高いジニ係数は悪影響を与える可能性がある^[351]。

[350] しかしながら、もし有意水準を考慮しなければ (【脚注 88】を参照)、中央レベルにおける急進右翼政党の主流化／与党化は、国家の脆弱性指数の下降 (cspf_sfi, $B=-0.103$) をもたらすことができる。言い換えれば、急進右翼政党の主流化／与党化は国家をより強靱にすることになる。この結果に対する解釈を今後の課題としたい。

[351] ある国のベイジアン指数 (bci_bci) と国家の脆弱性指数 (cspf_sfi) が高いほど、その国の汚職・腐敗の程度と脆弱性が高い。ある国の HRV 指数が高いほど、その国の

より興味深いのは、急進右翼政党の議席占有率の高さが、財産権保護指数 (prp_prp, $B = 0.046$, $p < 0.05$)、国家の脆弱性指数 (cspf_sfi, $B = -0.015$, $p < 0.05$)、腐敗の制御指数 (wbgi_cce, $B = 0.010$, $p < 0.1$)、政府の有効性指数 (wbgi_gee, $B = 0.015$, $p < 0.01$)、政治的安定性と暴力・テロリズムの不在指数 (wbgi_pve, $B = 0.014$, $p < 0.01$)、法の支配指数 (wbgi_rel, $B = 0.016$, $p < 0.01$; fh_rol, $B = 0.028$, $p < 0.01$) といった「政府の質」の指標に対して、悪影響というよりむしろ好影響を与えることである^[352]。

急進右翼政党がより多くの有権者を包摂していけば、それがあつ種の矯正装置 (Kaltwasser 2012; Immerzeel & Pickup 2015) として作用し、かえつて民主主義の再活性化が促されるかもしれない (Schmitter 2006)。また、急進右翼政党の強大化に怯える主流政治家が、自らの権力と地位を守るためにさまざまな改革を能動的・自発的に行い、結果的に政府の質が向上するという、別の楽観的なシナリオを想定することもできる。とすれば、急進右翼政党は与党としては「政府の質」の「破壊者」でありながら、野党としては「政府の質」の「促進者」であることになる。

次に、地方レベルで主流化／与党化した急進右翼政党がその地方の「政府の質」に影響を与えるかどうかについて見てみよう。

【表 9.7】は重回帰分析の結果である。地方レベルで政権参画を果たした急進右翼政党は、その地方の標準化された EQI 指数、すなわち「政府の質」に悪影響を及ぼしうる ($B = -7.923$, $p < 0.05$)。

統制変数に目を転じれば、経済発展の水準を示す地域内 GDP (1 人あたり購買力平価) ($B = 0.0001$, $p > 0.1$) や、移民・難民の水準を表す統計的に調整された粗純移動率 ($B = -0.286$, $p > 0.1$) といった変数は、共に統計的に有意ではない。

政府による信頼できる経済統計データの入手可能性が高い。しかし、本章の重回帰分析の結果からすれば、ジニ係数が高いほど HRV 指数が高い。この結果に対する解釈を今後の課題としたい。

[352] 言及に値するのは、急進右翼政党の議席占有率の増加が腐敗認識指数 (ti_cpi, $B = 0.223$, $p < 0.1$) の上昇を促すことである。この結果から、急進右翼政党の勢力伸長につれてエスタブリッシュメントの腐敗問題に関するこれらの政党の扇動力も増強するということが窺われる。

表 9.7 重回帰分析の結果（地方レベル）

	従属変数 標準化されたEQI指数
与野党ダミー	-7.923** (3.533)
20歳から64歳の失業率（全体）	-3.707*** (0.414)
地域内GDP（1人あたり購買力平価）	0.0001 (0.0002)
急進右翼政党の議席占有率	0.321* (0.190)
統計的に調整された粗純移動率	-0.286 (0.212)
Constant	82.725*** (9.146)
Observations	133
R ²	0.609
Adjusted R ²	0.594
Residual Std. Error	15.843 (df=127)
F Statistic	39.593*** (df = 5; 127)
Note:	*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

これに対して、経済的不平等の代理変数としての20歳～64歳の失業率（ $B=-3.707$, $p<0.01$ ）と、急進右翼政党の勢力を示す地方議会における議席占有率（ $B=0.321$, $p<0.1$ ）は、共に統計的に有意な変数である。これは、失業率が高いほどその地方の「政府の質」が低いこと、急進右翼政党の議席占有率が高いほどその地方の「政府の質」が高いことを意味する。与党としての急進右翼政党が「政府の質」の「破壊者」であるのに対して、野党としての急進右翼政党が「政府の質」の「促進者」であるという興味深い発見が、ここでも確認された。

9.4 急進右翼政党の責任と能力を客観的で真剣に評価する重要性

本章では、まず、地方と中央において主流化／与党化した急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力ならびに執政パフォーマンスを考察した。急進右翼政党の与党としての有能さをめぐっては、長年にわたって研究者の間で論争があった。【第9.2.1節】では、既存研究を踏まえた上で、まず、急進右翼政党が参画した地方政権を検討した。

フランス、イタリア、オーストリアという3カ国の6つの事例において、急進右翼政党は、政策内容や行動の正否はともかくも言行一致の点で高く評価され、有権者による回顧

投票において比較的良い成績を得られたケースは少なくない。オーストリアのケルンテン・モデルやブルゲンラント・モデルが示すように、地方政権を掌握する急進右翼政党は、有能な与党として、大きな政策的影響力、高い政策立案・決定能力ならびに良い執政パフォーマンスを発揮することができる。

次に、中央政府の与党としての急進右翼政党のパフォーマンスを評価するため、【第9.2.2節】では、急進右翼政党が政権参画を果たした直後の選挙結果に基づいて、分析対象となる急進右翼政党を4つの事例群に分類した。すなわち、①与党の地位を維持すると同時に勢力を伸長させた事例、②議席を失って下野した事例、③選挙で失敗したが政権内に留まった事例、④議席を増やしながらかつて下野を余儀なくされた事例である。

計14の事例を見る限りでは、急進右翼政党が野党として成功して与党として失敗するというような伝統的な観点は必ずしも適切でないようである。

与党としての急進右翼政党は、十分な経験と能力のある人材の登用、民主主義のルールと精神の尊敬・遵守、ログローリングをはじめとする議会戦術の巧みな運用によって信頼に足り責任のあるパートナーとの評価を得る可能性がある。実際に、具体的事例の中には、デンマークのDFやスイスのSVPのように、高い政策的影響力と優れた政策立案・決定能力によって良好な執政パフォーマンスを発揮した政党や、ノルウェーのFrPやオーストリアのFPÖのように、執政経験を蓄積するにつれてパフォーマンスを向上させつつある政党も存在する。2000年代以来の急進右翼政党は、成功した野党から有能な与党へと着実に変貌しつつある。

最後に、【第9.3節】では、入力側の政治過程（＝政策立案・決定）における急進右翼政党のパフォーマンスだけでなく、政治体制の安定性・機能性・正統性を規定する出力側の政治過程（＝政策運営・遂行）に対して急進右翼政党が与える影響について分析した。

計量分析を通じて、中央で主流化／与党化した急進右翼政党は、政府の機能性と透明性に対して悪影響を及ぼす可能性があることが分かった。これらの政党は移民排斥主義／自民族中心主義を掲げ、より多くの利益を特定の社会集団や自らが「救済に値する」と見なした人々に移転しようとする。また、政権参画に成功した後に、公共サービスの提供、官僚機構の不偏性、公務員の自律性などに代表される政府の有効性を低下させ、法の下での平等、司法機関の独立性といった法の支配原則を侵害し、政府の透明性ならびに公正性を損なう傾向がある。さらに、地方で政権参画を果たした急進右翼政党が、標準化されたEQI指数、すなわち地方における「政府の質」に悪影響を及ぼすという結果も得られた。

もちろん、以上の結論はやや断定的に過ぎるかもしれない。というのは、主流化／与党化した急進右翼政党が「政府の質」を測定するすべての指標に対して統計的に有意な影響を与えるわけではなく、また、現段階で解釈できない統計分析の結果もいくつか存在するからである（【脚注351】と【脚注352】を参照）。加えて、急進右翼政党の主流化／与党化自体が相対的に新しく、珍しい現象であるため、時系列で国際比較分析のためのデータの欠損値も多いため、本章で使われた計量分析の手法も比較的簡素なものに留まらざる

を得ない。さらに、「政府の質」は、政治・社会・経済のようなマクロレベルにおける長期的な変動に伴って変化しつつあるもののはずではあるが、急進右翼政党の主流化／与党化というミクロレベルにおける短期的な要素によって急速に変化するかどうかについても議論の余地があり、本稿の未解決問題の1つである。

いずれにしても、中央・地方において主流化／与党化した急進右翼政党が、その国または地方の「政府の質」の悪化をもたらしようという本稿の仮説の正しさが、以上の計量分析を通じて確認された。

他方で、中央・地方議会における急進右翼政党の議席占有率の増加が、それぞれのレベルの「政府の質」に対してむしろ好影響を与えうるという発見は特筆に値する。なぜなら、この発見は、腐敗したエリートの打倒と政治の刷新を掲げる急進右翼政党が勢力を伸長させたことに対して、主流政治家らが自らの権力と地位を守るためにさまざまな改革を能動的・自発的に行った結果、政府の質が向上するという、楽観的なシナリオを描いたからである。言い換えれば、与党としての急進右翼政党は「政府の質」の「破壊者」でありながら、野党としての急進右翼政党はかえって「政府の質」の「促進者」となる。こうした「諸刃の剣」のような急進右翼政党の特徴は、急進右翼政党の政策主張と行動を矮小化せず、これらの政党の責任と能力を客観的かつ真剣に評価する重要性を再確認させる。

しかし、現在の西欧において、左右両翼の主流政党が急進右翼政党の主流化／与党化を阻止するために提示した解決策は急進右翼政党に対する一種の宥和策であり、その政策主張を安易に取り入れることに過ぎない。こうした主流政党の「準忠誠的」な行動が「政府の質」をさらに貶め、長期的には民主主義の正統性を傷つける可能性がある^[353]。とりわけ中国とロシアに代表される権威主義が世界を席卷しつつある現代では、自由民主主義の「非忠誠的反対派」である急進右翼政党^[354]とどう向き合えばいいのかは、喫緊の課題となりつつある (Linz 1978=2020)。

[353] リンスによれば、主流政党の準忠誠を特徴づける性質の最たるものは、非忠誠的な政党を体制に統合しようとするためにそれらの政党との協力に対して前向きになることである。結局のところ、非忠誠的な政党の主張や行動を奨励・容認・庇護・寛容・弁明し、ひいては正当化するような主流政党の準忠誠的な姿勢と行動様式は、民主主義の崩壊過程において決定的な役割を果たすと考えられる (Linz 1978: 28, 32-33=2020: 79, 89-91)。

[354] リンスによれば、非忠誠的反対派とは、国家の権威の存在、すなわち強制力を持つ何らかの中央政府の存在に基礎を置く政治システムを明示的に否定する政党、運動もしくは組織である (Linz 1978: 28=2020: 79)。急進右翼政党はもちろん、民主主義そのものを明示的に拒否するわけではないものの、これまでの考察が示したように急進右翼政党は自由民主主義の非忠誠的反対派であると言える (例えば、Mudde 2007: 155-157; 中井 2021: 22-25)。

結 論

2021年1月にドイツのSPD系フリードリヒ・エーベルト財団は政策報告書「左翼の転換」(Transformation of the Left) 3部作を発表した。同報告書の第1部によれば、西欧諸国の社会民主主義政党から流出した支持者のうち、2000年代に約10%、そして2010年代に約15%は急進右翼政党に吸い込まれた。また、フィンランド(24%)、フランス(17%)、オランダ(15%)、イタリア(14%)、スウェーデン(14%)などの国では、かなりの社民党支持者が将来において急進右翼政党に投票する可能性を示唆した(Häusermann et al. 2021: 1, Fig. 1, 5, Tbl. 1)。同報告書の第2部は、オーストリアとドイツの社会民主党の分析を通じて、いわゆる左翼ナショナリストがそれぞれの政党の非常に重要な潜在的な支持者(SPÖ: 第2位~第3位; SPD: 第2位)であることを確認した(Häusermann et al. 2021: 4, Fig. 3, Fig. 4)。以上を受けて、同報告書の第3部は、現代西欧社会民主主義政党が直面している新しいジレンマ(【脚注64】【脚注74】を参照)を提示した。つまり、社会民主主義政党はもはや包括政党の地位を確保できず、自党の得票最大化を目指すか、左派陣営全体の政策影響力の拡大を図るかの二者択一に迫られている。

得票最大化を目指す社会民主主義政党は、社会経済的にはより左翼的、政治文化的にはよりリバタリアン的な立場を取り、急進左翼政党や緑の党から有権者を奪うべきである(【脚注77】を参照)。だが、こうした社会民主主義政党は左派陣営の内部対立を激化させることから、右派陣営が「漁夫の利」を狙う恐れがある。これに対して、左派陣営全体の影響力の拡大を図る社会民主主義政党は、穏健化・中道化路線を掲げることによって支持者の一部を急進左翼政党や緑の党に流出させるが、より多くの無党派層、とりわけ中道右派の有権者の票を吸収することで右派陣営の力を弱体化させることも可能である。しかし、こうした社会民主主義政党はライバルでもある急進左翼政党や緑の党の勢力伸長に貢献した「贖罪の羊」となる。さらに、この2つの戦略が奏功するかどうかは、主流右派政党の戦略にも大きく左右される(Kitschelt & Häusermann 2021)。

このように、社会民主主義政党自らのシンクタンクは、左右両翼の政党から挟撃されているという厳しい事態(【第4.2節】を参照)をようやく重く受け止め、対策に苦慮している。

一方、社会民主主義政党の苦境に乗じて左翼権威主義化しつつある急進右翼政党は、2020年代に入ってから選挙での勝利が相次いでいる。2022年9月11日のスウェーデン総選挙においてオーケソン率いるSDは、4年前に比べて得票率と議席は、それぞれ3.01%ポイントと11議席を増やし、Mを越えて右派陣営内での第1大政党、またSAPに次いで国政レベルでの第2大政党までに成長した。SDは、選挙マニフェスト(SD 2022)において犯罪と処罰(【(1)】【(2)】【(3)】)・警察(【(4)】)・テロ(【(5)】)・統合(【(6)】)・移民と難民(【(7)】【(8)】【(9)】)問題の重要性を前面に出し

ながら、スウェーデン国民の経済利益を優先し、移民・難民による福祉制度の悪用を難しくすると同時により多くの公共支出を社会福祉に振り向け、全国民が経済的繁栄を分かち合う（【(10)】）よう訴え、雇用促進、賃上げ（【(11)】）、失業保険の国有化（【(20)】）、住宅建設と青年による住宅購入の機会の増加（【(25)】）、全国道路・鉄道網の整備（【(26)】）、年金の引き上げと高齢者への経済的支援の強化（【(30)】）、最低賃金水準以上の「傷病手当」（sjukepenningsgrundande inkomsten）の改善（【(33)】）、最低水準が設定される「ハビリテーション手当」（habiliteringsersättningen）の確保（【(34)】）、「国民健康保険制度」（nationellt patientjournalssystem）の導入（【(35)】）なども掲げている。このように、2022年の総選挙に臨んだSDは、過去と同じ、政治文化的次元においては、権威主義的で反移民・反難民の立場に立っていた一方、社会経済的次元においては、福祉排外主義的とはいえ、公共支出の拡大、とりわけ失業者・高齢者・障害者といった社会的弱者を主要な対象とする福祉充実など、いわば左派的な姿勢を取っていた。

今回の選挙において右派陣営の5政党は、合計176議席を獲得し、3議席の僅差で左派陣営に勝ったものの、安定的な多数派政権を維持するために、少なくともSDの閣外協力は必要不可欠になる。こうして、ネオ・ファシズム／ネオ・ナチズムのサブカルチャーの系譜を引いたSDの主流化／与党化も、いよいよ現実味を帯びつつある^[355]（【第1.3節】を参照）。

スウェーデンのみならず、同じ月に行われたイタリアの総選挙も注目に値する。選挙前の世論調査^[356]によれば、ロシアのウクライナ軍事侵攻による物価高騰への有権者の怒りなどの原因で、かつてのMSIの党内のファシズム右派・穏健派・体制派に由来するFdI（【第6.2.3節】を参照）の支持率は、主要な急進右翼政党のL(N)を遥かに凌駕していたばかりか、中道左派のPDを越えて最も高い人気をも維持していた。家族政策を重視するという従来の党姿勢を継承しているFdIは、2022年の選挙マニフェスト（FdI 2022）では、出産・家族へのサポートを最優先課題として、出産促進のための税制改革、21歳までの月260ユーロから300ユーロの単一で普遍的な児童手当の導入、無料の託児所の確保（【(1)】）、家庭の税負担の軽減、企業福祉の強化などを通じた購買力の保護、貧困者を対象とする上限3000ユーロの免税（【(2)】）を訴えている。家族政策の以外、FdIは、雇用奨励策としての企業減税、男女同一賃金の促進（【(6)】）、若者の自立支援基金と若い夫婦の住宅ローンに対する国家保証基金の強化（【(7)】）、すべての労働者のための普遍的な社会保障モデルの構築、年金の引き上げ（【(9)】）、年金生活者への税制優遇（【(10)】）、国土全体をつなぐ高速鉄道ネットワークの建設（【(18)】）、イタリア南部地域への公共投資

[355] <https://www.theguardian.com/world/2022/sep/19/far-right-sweden-democrats-poised-to-wield-influence-in-new-government> (2022.09.23 確認)。

[356] <https://www.politico.eu/europe-poll-of-polls/italy/> (2022.09.23 確認)。

の拡大 (I(20)) といった、積極的な労働市場・青年・社会福祉・インフラ政策をも掲げている。

政治文化的次元においては、FdI は、すべてのマフィア・テロ・腐敗・麻薬・女性や未成年者に対する暴力と絶え間なく戦うことを宣言し、EU 加盟国間の難民受け入れの負担の公平な分担や、不法移民の国外追放や、不法移民を助長する NGO の活動への対抗などを主張する一方、あらゆる形態の反ユダヤ主義、人種差別主義、イスラム原理主義を明確に拒絶する (I(21))。このように、すべての急進右翼政党とは同様、FdI も法と秩序の強化や移民・難民受け入れの厳格化などを唱えているが、他の国の政党に比べて明らかに穏健である。その上、2022 年の選挙マニフェストは 25 の項目を含んでいるが、その中の約 3 分の 2 は、社会経済的項目であるため、目下の政治・経済・社会情勢を反映するように、FdI は、政治文化的次元より、社会経済的次元を重んじている。

9 月 25 日に投開票の結果として、下院こと代議院で前回より 87 議席増の 119 議席、上院こと元老院で前回より 47 議席増の 65 議席を一挙に奪取した FdI は、党首メローニを首相の座に送り込むことができた。結局、FdI 党首メローニはイタリア史上初めての女性首相になるばかりでなく、FdI は、代議院でそれぞれ 66 議席と 45 議席を持つ L (N) と FI と共に、戦後西欧史上初めての、急進右翼政党がシニア・パートナーである連立政権をさえ発足させたことにもなる。こうして、1994 年に、L (N) (ならびにある意味での AN) が起こした、戦後西欧史上初めての急進右翼政党の政権参画という画期的事件以来 28 年、急進右翼多数派政権の「パンドラの箱」を開けたメローニと彼女の FdI は再び歴史を創ったため、イタリアは疑いなく急進右翼政党の沃土である。

一方、イタリアの文化的アイデンティティと愛国心を大切にし、長年にわたる左派の失政による、長期的な経済危機、高まっている財政圧力、許容できないレベルに達している貧困率、苦しんでいる中産階級、激しい社会的対立、競争力を失っている製造業などからイタリアを取り戻す (I(序言)) という FdI の宣誓は、ただ単に過去のベルルスコーニ政権の「第 2 のイタリアの奇跡の実現」のようなリップサービスであろうか、それとも真の行動指南として真剣に守られるのであろうか、FdI は、無能な与党というこれまでのイタリアの急進右翼政党を縛ってきた呪いを解けるかどうかについては、これからの進展を静観した上で分かるしかない。

本稿は、1990 年代以降に西欧 12 カ国の中央・地方レベルにおける急進右翼政党の躍進と主流化／与党化のメカニズム、政権参画を果たした急進右翼政党の政策的影響力、政策立案・決定能力ならびに執政パフォーマンス、さらにそれらの政党が「政府の質」に与える影響を定性的手法と定量的手法で分析した上で、急進右翼政党の応答性・責任・能力を検討した。

本稿の内容からすれば、左翼権威主義を掲げ、高い応答性を示した急進右翼政党は、特に社会民主主義政党をはじめとする従来の主流左派政党に取って代わり、いわゆる社会的弱者の護民官となって選挙での大躍進を遂げた。この党勢伸長の結果として、中央・地方

レベルにおいて急進右翼政党が政権参画を果たす事例もますます増えつつある。この中の一部の政党は、連立相手に高く評価され、大きな政策的影響力と優れた政策立案・決定能力を持ち、良い執政パフォーマンスを発揮することさえできた。

一方で主流化／与党化した急進右翼政党は、中央レベルにおける政府の機能性と透明性、地方レベルにおけるEQI指数に対しては悪影響を与える可能性があり、その意味においてこれらの政党は「政府の質」の「破壊者」であると言える。しかし他方では、中央・地方レベルにおいて野党としての急進右翼政党の勢力拡大は、かえって「政府の質」の向上をもたらすという意外な結果も得られた。こうして、これらの政党は、「政府の質」の「促進者」であるとも言える。急進右翼政党が有するこうした「諸刃の剣」のような特徴を踏まえて、この政党群の政策主張と行動を矮小化せず、急進右翼政党の責任と能力を客観的で真剣に評価する肝要さが本研究を通じて再確認されたものとする。

さらに、多くの急進右翼政党の政治活動の復活、選挙での躍進、政党システムへの定着、政権参画の実現などを支えてきた左翼権威主義的な有権者の声を真摯に傾聴することの重要性 (Taggart & Kaltwasser 2016b: 359-360) も、本稿の考察によって明らかになったのである。急進右翼政党の伸長は代表制民主主義がうまく機能していないことの表れの1つだからである (【第2.3節】を参照)。もし主流政党・政治家、マスメディア、研究者が福祉国家や再分配や移民・難民などに関するこれらの有権者の要求を真剣に検討し、自由民主主義の枠の中で関連する政策を制定できなければ、急進右翼政党を代表とする非寛容な政治勢力の撃退はあくまで幻想である。

戦間期のヨーロッパにおけるファシズム・ナチズムの台頭の過程から類似する教訓を学べる (【第6章】を参照)。すでに述べたように、大恐慌を頂点とする戦間期のヨーロッパの政治的・社会的・経済的な混乱の中、政治的権力をもって社会と経済を積極的に改造し、共同体の連帯感と集団的利益を強調し、国民・人民政党を自認し、さらに資本主義と社会主義の間の第三の道を模索しようとする政治勢力として、社会民主主義政党とファシズム・ナチズム政党が共存していた。だが、資本主義を制御するが、破壊しないという革命成就のために民主主義と人権を犠牲にせず済んだのは、ファシズムのPNFでも国民社会主義のナチ党でもなく、社会民主主義のスウェーデンのSAPのみである。

SAPは、うまく機能する資本主義・民主主義・社会的安定という従来、相互に抵触すると考えられてきた3要素の和解を実現させたことで、現代の西欧社会民主主義思想の基礎とヨーロッパ戦後秩序の中核的特徴だけでなく、戦後栄光の30年において支配的な政治経済秩序も築いた。しかし皮肉にも、こうしたSAPは1980年代初頭に新自由主義路線に乗り出し、新自由主義化した左翼の最も重要な革新者となった (【第3.4節】を参照)。さらに、西欧の社会民主主義政党は新自由主義化・右傾化に加えて、近年深刻化しつつある移民・難民問題に対しても効果的な政策方針を打ち出すことができなかった。こうして、かねてより社会民主主義政党が謳歌してきた資本主義の制御と共同体の連帯感が動揺し始めたからこそ、この時代にはうまく機能する資本主義・民主主義・社会的安定の3要素間の

新たな和解が求められるようになりつつある。

急進右翼政党はまさにこれを好機と捉え、左翼権威主義的な政策主張を独自の解決案として掲げて躍進・主流化／与党化を遂げている。左右両翼の主流政党も有効な対抗案の提示に踏み切る必要がある。

最後に、今後の急進右翼政党研究については、以下のようないくつかの課題への取り組みは迫られている。第1は、急進右翼政党の進歩的・脱物質主義的な政策主張である。急進右翼政党は長い間、「静かなる対抗革命」(silent counter-revolution) 中の反脱物質主義の旗手として注目されてきた (Ignazi 1992)。しかし実際には、第6章および第7章の分析を見れば、環境保護、動物福祉、反原発、省エネなどの進歩的・脱物質主義的な価値観を強調する政党は決して少なくはないことが分かる。フランスのFN、とりわけ前に考察されたスウェーデンのSDは、2022年選挙マニフェストにおいてLGBTQの権利促進・支援 (【(39)】) をさえ明確に掲げている (【脚注54】【脚注267】を参照)。したがって、伝統主義・物質主義・生産主義を信奉するはずの急進右翼政党はなぜ、これらのような政策主張を取り入れたのか、急進右翼政党の進歩的・脱物質主義的な政策主張は、急進左翼政党、殊に静かなる革命から生まれた脱物質主義の象徴の1つとも言える緑の党の政策主張との類似点または相違点とは何かについては、興味深い。

第2は、急進右翼政党の外交政策であり、とりわけ、急進右翼政党と権威主義国家との関係については、深く研究する意味がある。フランスのFN、イタリアのL (N)、ドイツのAfDを代表とする西欧の急進右翼政党とロシアおよびプーチンとの親密な関係はよく指摘されている^[357]。一方、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、西欧の急進右翼政党とその支持者らのロシアとプーチンに対する比較的良好な印象は急激に下落したという調査もある^[358]。また、デヴィッド・シャンボー (David Shambaugh) によれば、権威主義の筆頭格と見なされている中国も、1970年代末から1980年代初頭の短い期間中にソ連の拡張主義に対抗するために統一戦線工作の一環としてヨーロッパの急進右翼政党との交流を盛んに行っていた (Shambaugh 2009: 98)。しかしながら、近年では、中独関係の強化を訴えるドイツのNPD (【第6.3.1節】を参照) や中国の「一帯一路」政策に好意を示すL (N) を除

[357] 例えば、<https://www.nytimes.com/2022/02/26/world/europe/russia-putin-matteo-salvini-marine-le-pen.html> (2022.09.26 確認) と <https://www.washingtonpost.com/world/2022/09/20/germany-afd-ukraine-russia-luhansk-donetsk/> (2022.09.27 確認)。

[358] 例えば、<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2022/09/23/among-european-right-wing-populists-favorable-views-of-russia-and-putin-are-down-sharply/> (2022.09.26 確認)。

き、上記のスウェーデンのSD^[359]とイタリアのFdI^[360]をはじめとして、西欧におけるほとんどの急進右翼政党とその有権者は、中国に対してかなり否定的態度を取っている。

実際に、プーチン政権が民族ボルシェヴィズムとネオ・ユーラシア思想から多くの影響を受けていることや、習近平体制下の中国社会が急速な「急進右翼化」を経験していることも指摘されている（例えば、Laruelle 2019; Zhang 2019, 2020; 譚 2020b; また【脚注 119】と【脚注 143】を参照）。それゆえ、なぜ三者は互いに相性が良いはずであるが、ロシアと中国に対する急進右翼政党の態度・立場は異なるのか、権威主義と自由民主主義との対抗がますます激化しつつあるという国際政治の現実の下での急進右翼政党は果たして後者に潜伏している「第5列」か、主流化／与党化が常態化しつつある急進右翼政党の対外政策は、それぞれの国の政治・経済・社会に如何なる影響を与えうるのかに関する研究の意義は大きい。

第3は、急進右翼政党の国または地方における具体的行動への考察も重要である。例えば、これらの政党が提出した議案の内容と特徴は何であるのか、これらの政党が賛成または反対した他党の議案の内容と特徴は何であるのか、これらの政党の議案はどのくらい他党に賛成または反対されたのか、などに関する単一事例あるいは国際比較分析は、急進右翼政党の体質を徹底的に診断することに非常に有益である。

以上の各課題を今後の研究において解決することにしたい。

[359] 例えば、<https://www.aa.com.tr/en/europe/swedish-parties-call-for-expulsion-of-chinese-envoy/1709421> (2022.09.27 確認)。

[360] 例えば、<https://focustaiwan.tw/politics/202209230009> (2022.09.27 確認)。

Appendix

【Appendix 1】

保守主義政党のジレンマ

アメリカの政治学者ジェイコブ・S・ハッカー (Jacob S. Hacker) とポール・ピアソン (Paul Pierson) は、2020年の共著 *Let Them Eat Tweets: How the Right Rules in an Age of Extreme Inequality* (Liveright Publishing Corporation) の中で以下の疑問を投げかけた。すなわち、極めて不平等な現在のアメリカ社会において、なぜ、金権政治から莫大な不利益を被っている普通の人々とりわけ白人ブルーカラー労働者の、大企業と超富裕層を代弁する共和党に対する忠誠心が、低下するどころか、ますます強まっているのか、ということである (Hacker & Pierson 2020: 3)。

この疑問を解決するために、いわゆる保守主義政党のジレンマ論は有益な視点を提供してくれる。

常にジレンマに陥っている社会民主主義政党 (【脚注 74】を参照) と同様に、保守主義政党も、早くも 19 世紀中葉には、旧体制の政治と経済エリートの世界を守りながら、より幅広い支持基盤の構築に努める必要に直面していた。ダニエル・ジブラット (Daniel Ziblatt) はこれを「保守主義政党のジレンマ」と呼んでいる (Ziblatt 2017: 33)。

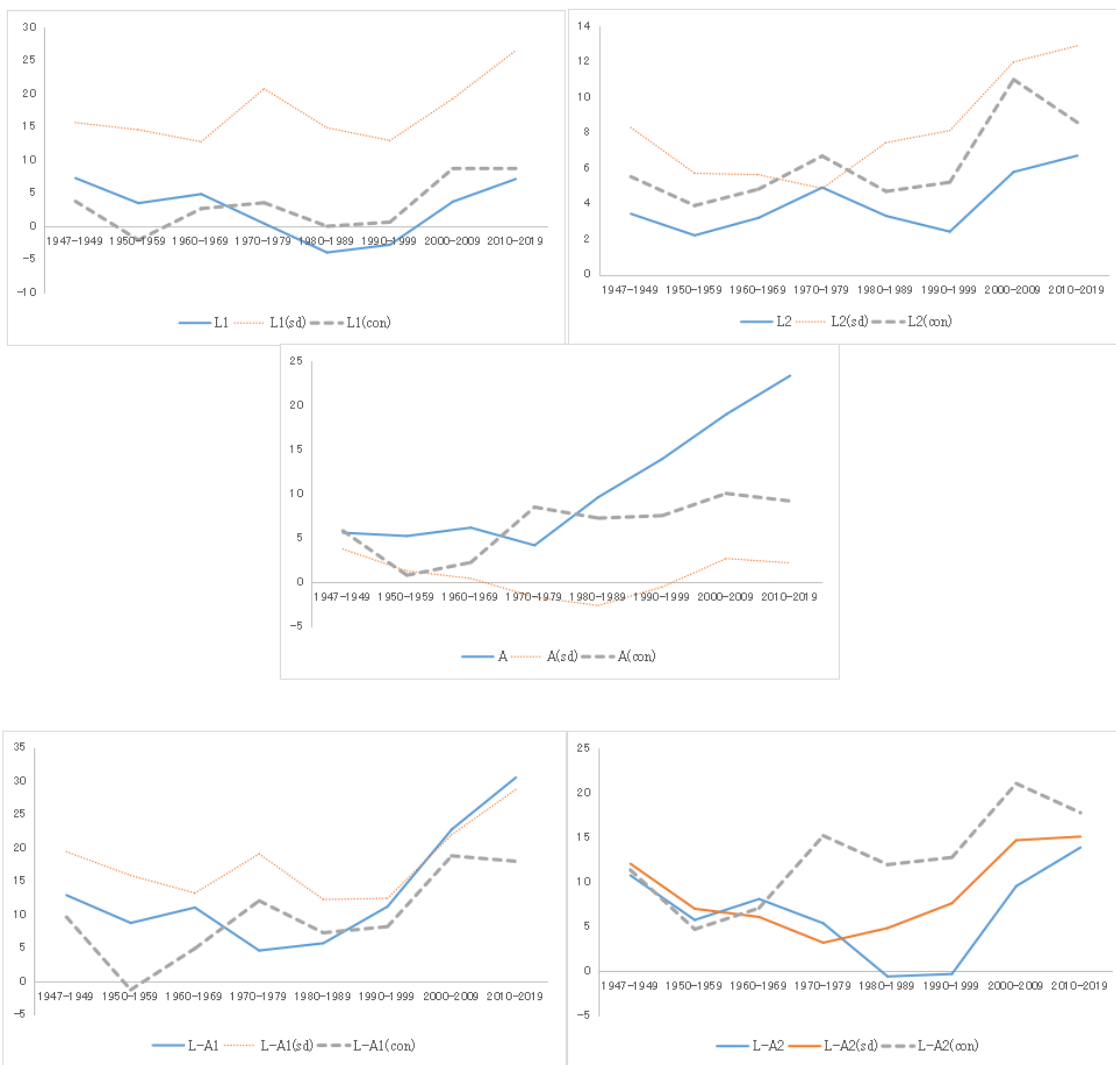
ハッカーとピアソンによれば、社会の深刻な不平等と左派陣営からの挑戦にさらされた保守主義政党は、社会経済的次元において不利な立場に立たされている。したがって、社会経済的政策主張を穏健化・中道化させるというより、移民・難民問題、宗教問題、外交問題などの政治文化的争点を取り上げ、一種の迂回戦略を採ることで自らのジレンマを解消しようとする。現在の共和党の成功^[361]は、まさにこの迂回戦略の成果である (Hacker & Pierson 2020)。

さらに現在では、社会経済的次元における社会民主主義政党の右傾化は、保守主義政党にとって左側からのプレッシャーの軽減を意味し、このことで保守主義政党は、ジレンマを意識せずに政党間競争で優位を獲得することができている。

[361] 2020年のアメリカ合衆国大統領選挙では、トランプがジョー・バイデン (Joe Biden) に敗れた。コロナウィルス感染拡大の影響で、郵便投票の利用者は前回総投票数の47%にあたる6500万人に上った。郵便投票によって若者やマイノリティのような親民主党の人々の投票率が上昇したことは今回の結果に大きく貢献した。しかし一方では、トランプの得票は、前回の大統領選(約6300万票、得票率45.93%)に比べて、1100万票余増の7421万6747票に達し、得票率も0.93%の微増となった。トランプ政権発足以来の国内外からの大きな批判・非難を考えれば、今回の選挙ではトランプと共和党がかなり善戦したと言えるだろう。

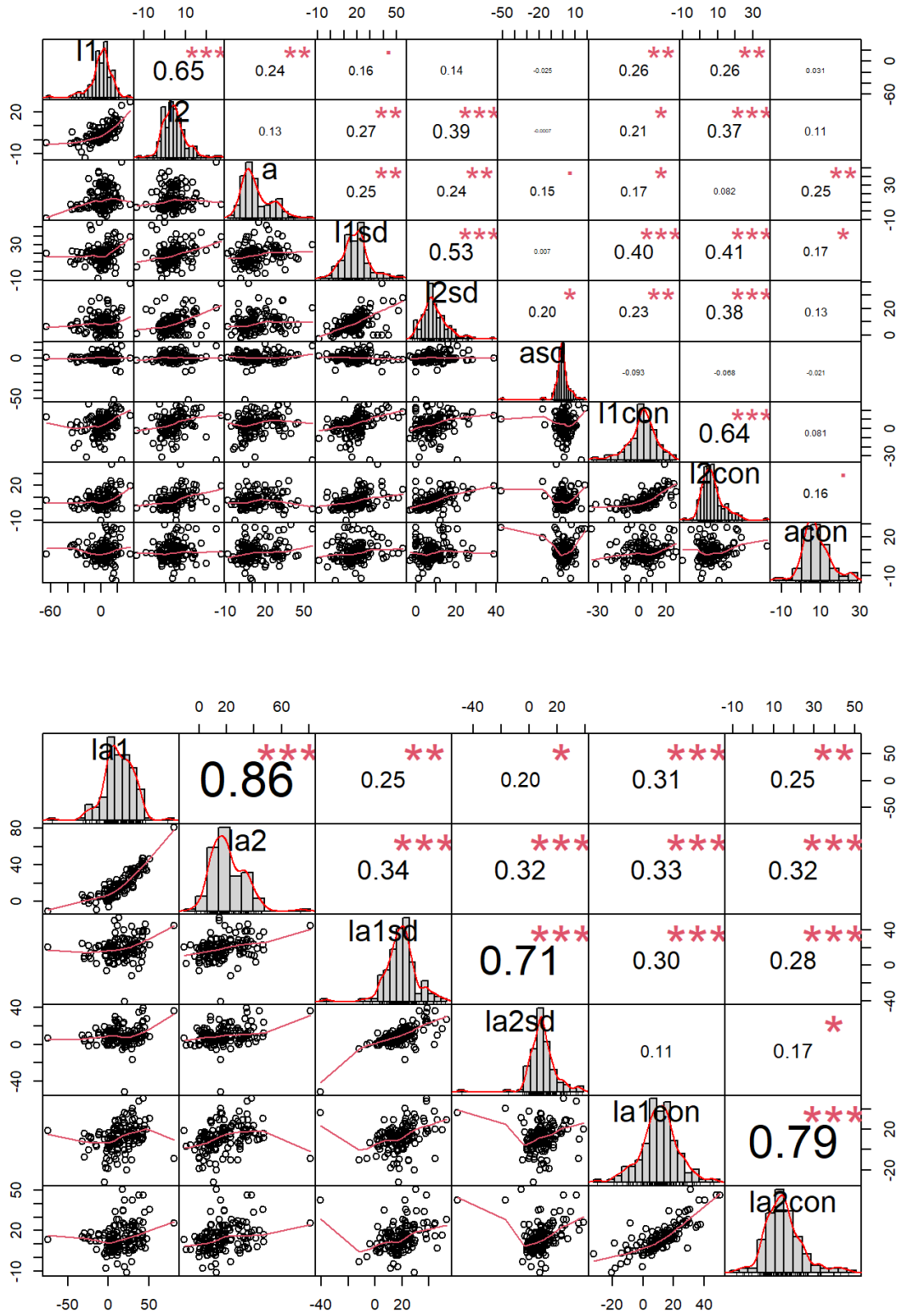
【Appendix 2】

図 A2a 急進右翼政党、社会民主主義政党、保守主義政党の L1、L2、A、L-A1 と L-A2 指数の趨勢変化



出典：Volkens et al. (2020) をもとに筆者作成

図 A2b 急進右翼政党、社会民主主義政党、保守主義政党の L1、L2、A、L-A1 と L-A2 指数の相関関係



【Appendix 3】

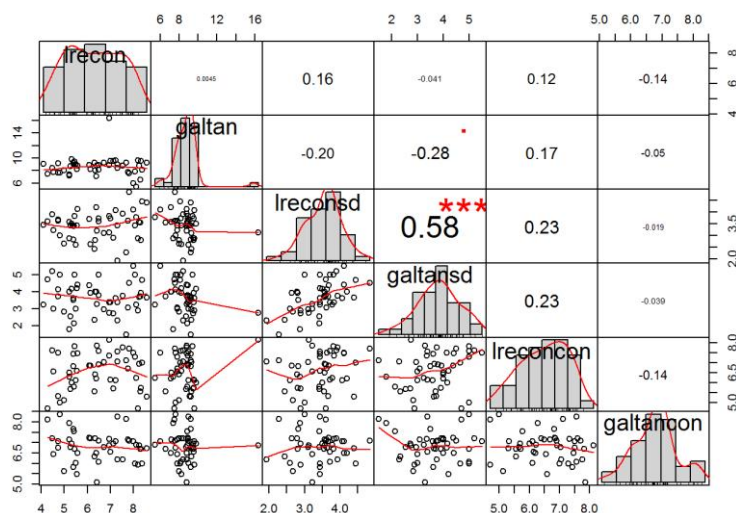
表 A3a 説明変数と統制変数の記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Pctl (25)	Pctl (75)	Max
irecon	48	6.426	1.299	4.111	5.383	7.569	8.571
galtan	48	8.617	1.503	5.44	7.795	9.241	16.411
irecon(sd)	48	3.422	0.586	1.941	2.975	3.731	4.846
galtan(sd)	48	3.633	0.911	1	3	4.2	6
irecon(con)	47	6.574	0.911	4.7	5.89	7.382	8.125
galtan(con)	47	6.811	0.719	5.071	6.389	7.16	8.38
redistribution	35	5.401	1.428	2.5	4.638	6.298	8.4
redistribution(sd)	35	2.752	0.687	1.588	2.194	3.2	4.38
redistribution(con)	34	6.118	1.081	3.56	5.975	6.81	7.63
Overall unemployment Rate	45	6.694	2.313	2.554	4.849	8.292	12.566
Gini Index	34	29.968	2.93	23.8	27.875	31.825	35.95
RD Index	30	2.92	1.126	1.6	2.1	3.575	5.4

補足として、本研究では空間競争モデルに基づく専門家調査 CHES (Bakker et al. 2020b) を使って、相関分析と重回帰分析を行った。【表 A3a】は説明変数と統制変数の記述統計を示している。また、CHES に含まれている各変数の意味は以下の通りである。

- ①irecon: 政党の経済的立場 (0=極左 vs. 10=極右)
- ②galtan: 政党の社会的および文化的立場 (0=リバタリアニズム/脱物質主義 vs. 10=伝統主義/権威主義)
- ③redistribution: 富の再分配に関する政党の立場 (0=再分配を強く支持 vs. 10=再分配に強く反対)

図 A3 相関分析



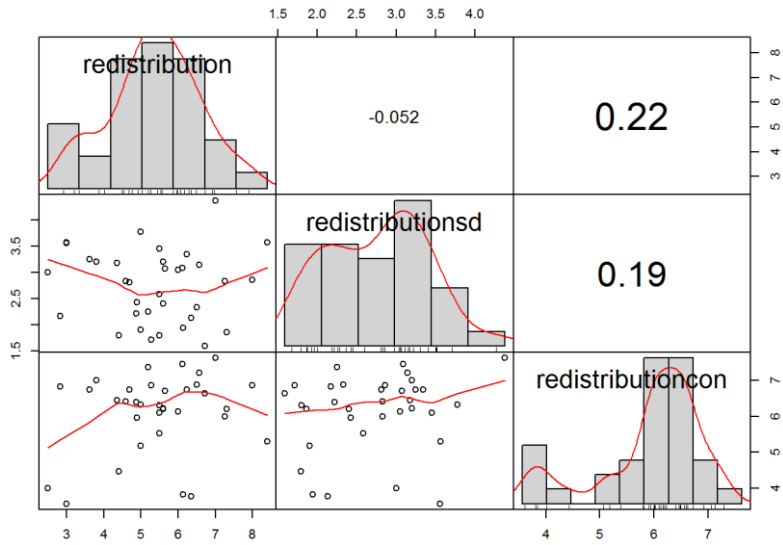


表 A3b 重回帰分析

	従属変数			
	Vote Share of RRP			
	(1)	(2)	(3)	(4)
lrecon	-0.6 (0.851)	1.582 (1.255)		
galtan	-0.128 (0.737)	-0.669 (0.85)		
lrecon(sd)	-0.005 (2.277)	-6.41 (4.275)		
galtan(sd)	-1.199 (1.568)	-0.638 (2.415)		
lrecon(con)		4.756** (1.669)		
galtan(con)		3.895 (2.776)		
Unemployment		-1.289 (1.279)		-2.729*** (0.786)
Gini Index		-0.174 (0.786)		0.082 (0.613)
RD Index		-1.219 (2.608)		-4.777** (1.994)
redistribution			0.05 (0.819)	1.527 (1.134)
redistribution(sd)			-1.617 (1.713)	-3.007 (2.289)
redistribution(con)				3.892** (1.336)
Constant	21.341* (11.571)	-9.035 (26.808)	16.108** (6.787)	16.658 (17.166)
Observations	45	21	34	21
R ²	0.029	0.636	0.028	0.583
Adjusted R ²	-0.068	0.338	-0.034	0.404
Residual Std. Error	6.957 (df = 40)	5.371 (df = 11)	6.789 (df = 31)	5.099 (df = 14)
F Statistic	0.301 (df = 4; 40)	2.136 (df = 9; 11)	0.452 (df = 2; 31)	3.257** (df = 6; 14)
Note:	*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01			

相関分析の結果からは、急進右翼政党と社会民主主義政党の経済的立場 (lrecon) の間に、L1 指数、L2 指数、L-A1 指数または L-A2 指数と同じく、正の相関関係が見取れるが、この相関は統計的に有意ではない。加えて、両政党群の福祉国家に対する立場^[362] (≡再分配への賛否 (redistribution)) の間に、統計的に有意ではないが、負の相関関係が見られる。これは【第 5.2 節】の相関分析の結果と正反対になっている。

そして、CHES データを使った重回帰分析でも、本論と対立した結果が出た。つまり、急進右翼政党自体や社会民主主義政党ではなく、かえって保守主義政党は急進右翼政党の得票率に有意な影響を及ぼすようになり、この政党群の経済的立場 (「モデル 2」) と福祉国家 (「モデル 4」) に対する立場のそれぞれが右翼的な方向へ移動するほど、急進右翼政党の得票率は上昇する。

さらに、本論での有意な統制変数の完全失業率は、【表 A3b】の重回帰分析のモデル 2 でその統計的有意性は確認されず、逆にそもそも本論では有意でない RD 指数は、【表 A3b】の重回帰分析のモデル 4 で有意性をもつようになっている。

総じて言えば、本論で使われている MARPOR は政党の選挙マニフェストの機械的な単語・センテンス抽出作業に基づくものである一方、CHES のデータは各国の政党専門家の比較的主観的な判断・評価によるものであるために、【脚注 50】で述べたように、MARPOR と CHES を別々に使った計量分析の結果が正反対であることが興味深い。データベースの選択が、政党政治の分析に与える影響については、今後の課題としたい。

[362] CHES に含まれている社会経済的項目は再分配への賛否、「公共支出の拡大 vs. 減税」(spendvtax)、「市場緩和」(deregulation)、「経済への国家介入」(econ_interven) の 4 つである。そのうち、福祉国家と最も緊密に関係するのは再分配への賛否である。一方、他の 3 つの項目のそれぞれに関する両政党群の相関関係は、すべてが統計的に有意でない負のもの (spendvtax=-0.30; deregulation=-0.052; econ_interven=-0.13) である。

【Appendix 4】

表 A4 専門家調査における急進右翼政党の社会経済的立場の推移

国家	政党	1999	2002	2006	2010	2014	2019	変化
フィンランド	PS	5.4		4.82	4.3	4.11	6.43	+1.03
デンマーク	DF	7.29	6.08	4.75	5.45	4.5	4.43	-2.86
オランダ	PVV			8.29	5.23	4.55	6.46	-1.83
スウェーデン	SD				5.55	5.4	5.59	+0.04
オーストリア	FPÖ	6.4	7.31	4.83	5	5.5	6.5	+0.1
ベルギー	VB	8.76	7.9	7.13	7.93	5.5	5	-3.76
フランス	FN	8.71	6	6.63	6.5	5.91	6.875	-1.835
イタリア	LN	8.83	7.28	8.14	7.33	7.29	7.68	-1.15
ノルウェー	FrP					7.5	7.9	+0.4
スイス	SVP					7.5	8.18	+0.68
ドイツ	AfD					8.33	7	-1.33
イギリス	UKIP	7.81		8.38	8.17	8.57	7.73	-0.08
平均		7.6	6.914	6.621	6.162	6.222	6.648	-0.952

図 A4a 専門家による「国家—市場」次元における急進右翼政党の位置づけ

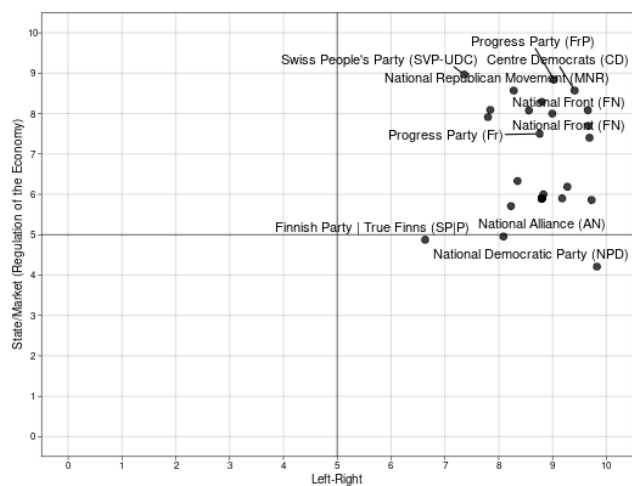


図 A4b 専門家による「リバタリアニズム—権威主義」次元における急進右翼政党の位置づけ

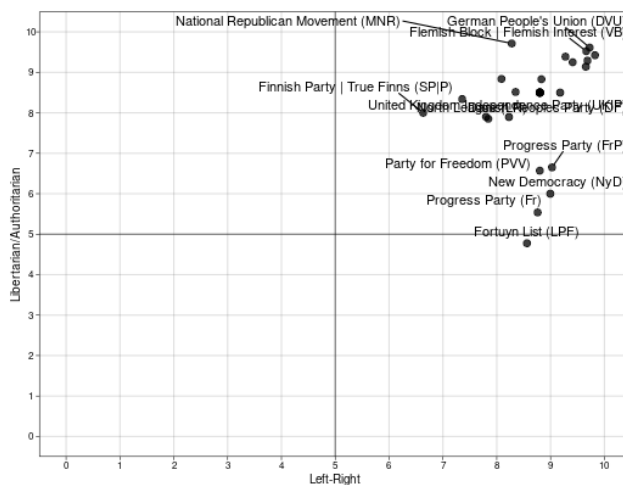
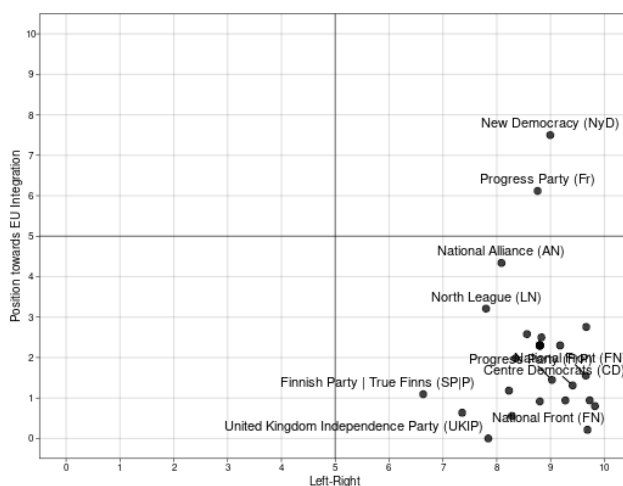


図 A4c 専門家による「親欧州統一—反欧州統合」次元における急進右翼政党の位置づけ



出典： ParlGov Dashboard (https://lukas-warode.shinyapps.io/ParlGov_Dashboard/)

【表 A4】は、CHES データベースに基づいて算出された西欧 12 カ国の主要な急進右翼政党の社会経済的立場の変化を示したものである。【図 A4a】～【図 A4c】は、専門家調査 ParlGov (Döring & Manow 2019) のオンライン可視化サービスに描かれた、国家—市場、リバタリアニズム—権威主義、親欧州統一—反欧州統合という 3 つの次元における、29 の急進右翼政党の政策立場を反映したものである。また、これらの数値は、ParlGov データベースが CHES データベース (Bakker et al. 2015, 2020a, 2020b; Polk et al. 2017) から抽出したものである。

本論の【図 3.3】の (1) からは、2000 年代中葉に入ってから、FPÖ、AfD、L (N)、SVP、

PVV の左右イデオロギー全般は穏健化しつつあるのに対して、他の急進右翼政党は左傾化しつつあり、なかんずく SD と PS は明らかに中道左派的な位置に立っていることが分かる。そして、(2) ~ (6) からは、市場への国家介入、福祉国家、計画経済、市場規制について、急進右翼政党が中道的位置を維持しつつあるか、左の方向に移りつつあることが分かる。さらに、1980 年代半ば頃に比べて、急進右翼政党の自由市場への支持はかなり弱まっている。

しかしながら、【表 A4】に欠損値が多いばかりか、それに反映された社会経済的次元における FPÖ、FrP、PS、SD、SVP の右傾化も、本論の【図 3.3】や選挙マニフェストの分析の結果と大きく矛盾する。また、【図 A4a】においては、座標軸上の各政党の位置がほぼ固定的であり、それらの政党の政策的変化が反映されていない。そして、【図 A4b】の中にあるオランダの LPF は、リバタリアン政党に分類されている。

LPF はキリスト教に代表される西洋的文明、人権・自由・政教分離・男女平等などの近代的価値、啓蒙主義の理念による普遍的価値観に立脚し、いわゆる啓蒙主義的排外主義を掲げ、とりわけ同性愛者への寛容な態度を示す。このように、LPF にもリバタリアン的な要素がないわけではない（水島 2016a: 114-115 ; 【脚注 54】を参照）。だからといって、その反多文化主義的、なかでも強烈的な反イスラム教的な色彩を有するという点で、LPF をリバタリアン政党と呼ぶことは決して正しくない。

最後に、【図 A4c】の親欧州統一反欧州統合次元について、ノルウェーの FrP とスウェーデンの NyD は親欧州統合に分類される。FrP は、最初に反国家統制主義的・親自由市場的な観点においては、欧州統合に対して中立的や積極的な姿勢を見せていたが、とりわけマーストリヒト条約の発効後に立場を 180 度転換させ、欧州のさらなる統合に反対する欧州懐疑主義的政党となった（Andersen & Bjørklund 2000: 213-214; Jupskås 2016: 177）。他方、1991 年のスウェーデン総選挙で 6.7% の得票と 7.2% の議席（25 議席）をもって選挙地震（【脚注 166】を参照）を起こした、レコード会社経営者のベルト・カールソン（Bert Karlsson）と、実業家のイアン・ワッチマイスター伯爵（Count Ian Wachtmeister）によって結成されたフラッシュ・パーティーの NyD は、スウェーデンの EEA と EU の加盟を支持した（Leruth 2014: 112）。しかし、NyD は、2 人の指導者間の激しい対立によって迅速に衰え（Arter 2008: 107）、1994 年の総選挙ではわずか 1.2% の得票を得、すべての議席を失った。

ミュデによれば、EU 争点の性質の変化や顕出性の増大の重要な転換点は、1992 年マーストリヒト条約の調印であった。それ以降、ほぼすべての急進右翼政党にとって EU はますます超国家的な組織へと変わり、国民国家の存立そのものを脅かすものになりつつあった（Mudde 2007: 159-160）。結局、急進右翼（および急進左翼）政党群の中に「EU 熱心的」（Euroenthusiastic）な政党は姿を消し、少数の「EU 実用的」（Europramatic）な政党以外、残りのほとんどは、「EU 懐疑的」（Euroseptic）、「EU 批判的」（Eurocritic）、「EU 拒否的」（Eurorejective）な政党であるとされている（Mudde 2007: 161-165; Rodríguez-Aguilera de Prat 2013: 133-134）。

要するに、顕出性理論に基づいた MARPOR は、データの量の膨大さにおいて、CHES のような専門家調査の比ではなく、しかも各政党の政策位置の変化を、CHES より速やかに、かつ正確に反映できる。

引用文献

- Aardal, B. & Bergh, J. (2018). “The 2017 Norwegian election.” *West European Politics*, 41(5), 1208–1216.
- Aardal, B. & Bergh, J. (2022). “The 2021 Norwegian election.” *West European Politics*, Online First.
- Abou-Chadi, T. (2016). “Niche Party Success and Mainstream Party Policy Shifts: How Green and Radical Right Parties Differ in Their Impact.” *British Journal of Political Science*, 46(2), 417–436.
- Abts, K. (2015). “Attitudes Towards a Cordon Sanitaire vis-à-vis Extremist Parties: Instrumental Pragmatism, Affective Reactions, and Democratic Principles.” *Ethical Perspectives*, 22(4), 667–698.
- Adams, J. (2001). *Party Competition and Responsible Party Government: A Theory of Spatial Competition Based upon Insights from Behavioral Research*. The University of Michigan Press.
- Adamson, G. (2016). *Populist Parties and the Failure of the Political Elites: The Rise of the Austrian Freedom Party (FPÖ)*. Peter Lang.
- Adorno, T. W., Frenkei-Brunswik, E., Levinson, D. J. & Sanford, R. N. (1950). *The Authoritarian Personality (Studies in Prejudice), volume 1*. Harper & Brothers.
- Adorf, P. (2018). “A New Blue-Collar Force: The Alternative for Germany and the Working Class.” *German Politics and Society*, 36(4), 29–49.
- AfD. (2017). *Programm Für Die Wahl Zum Deutschen Bundestag Am 24. September 2017 (Beschlissen auf dem Bundesparteitag in Köln am 22./23. April 2017)*. Alternative für Deutschland.
- Afonso, A. (2015). “Choosing whom to betray: populist right-wing parties, welfare state reforms and the trade-off between office and votes.” *European Political Science Review*, 7(2), 271–292.
- Afonso, A. & Papadopoulos, Y. (2015). “How the Populist Radical Right Transformed Swiss Welfare Politics: From Compromises to Polarization.” *Swiss Political Science Review*, 21(4), 617–635.
- Afonso, A. & Rennwald, L. (2017). “The Far Right’s Leftist Mask: The European far right has cynically appropriated left-wing and pro-worker talking points for its own purposes.” *Jacobin*. [<https://www.jacobinmag.com/2017/03/far-right-ukip-fn-welfare-immigration-working-class-voters/>] (2022.04.05 確認)。
- Agerberg, M. (2017). “Failed expectations: Quality of government and support for populist parties in Europe.” *European Journal of Political Research*, 56(3), 578–

600.

- Ágh, A. (2016). "The Decline of Democracy in East-Central Europe: Hungary as the Worst-Case Scenario." *Problems of Post-Communism*, 63(5-6), 277-287.
- Akkerman, T. (2012). "Comparing Radical Right Parties in Government: Immigration and Integration Policies in Nine Countries (1996-2010)." *West European Politics*, 35(3), 511-529.
- Akkerman, T. & de Lange, S. L. (2012). "Radical Right Parties in Office: Incumbency Records and the Electoral Cost of Governing." *Government and Opposition*, 47(4), 574-596.
- Akkerman, T. & Rooduijn, M. (2015). "Pariahs or Partners? Inclusion and Exclusion of Radical Right Parties and the Effects on Their Policy Positions." *Political Studies*, 63(5), 1140-1157.
- Akkerman, T. (2016). "The Party for Freedom: Balancing between mission, votes and office." in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 144-168.
- Alapuro, R. (1980). "Mass Support for Fascism in Finland." in Larsen, S. U., Hagtvet, B. & Myklebust, J. P. (eds.). *Who Were the Fascists: Social Roots of European Fascism*. Universitetsforlaget, 678-686.
- Albertazzi, D. & McDonnell, D. (2005). "The Lega Nord in the Second Berlusconi Government: In a League of Its Own." *West European Politics*, 28(5), 952-972.
- Albertazzi, D. & McDonnell, D. (2015). *Populists in Power*. Routledge.
- Albertazzi, D. & Mueller, S. (2013). "Populism and Liberal Democracy: Populists in Government in Austria, Italy, Poland and Switzerland." *Government and Opposition*, 48(3), 343-371.
- Allen, T. J. (2017). "All in the party family? Comparing far right voters in Western and Post-Communist Europe." *Party Politics*, 23(3), 274-285.
- Allern, E. H., Bale, T. & Otjes, S. (2017). "The Relationship between Left-of-Centre Parties and Trade Unions in Contemporary Democracies." in Allern, E. H. & Bale, T. (eds.). *Left-of-Centre Parties and Trade Unions in the Twenty-First Century*. Oxford University Press, 280-309.
- Alonso, S. & Kaltwasser, C. R. (2015). "Spain: No Country for the Populist Radical Right?." *South European Society and Politics*, 20(1), 21-45.
- Altemeyer, B. (2006). *The Authoritarians*. University of Manitoba Press.
- American Political Science Association (APSA). (1950). "Toward a More Responsible Two-Party System: A Report of the Committee on Political Parties." *The American*

- Political Science Review*, 44(3, Part2, Supplement), 1-99.
- Andersen, J. G. & Bjørklund, T. (1990). "Structural Change and New Cleavages: The Progress Parties in Denmark and Norway." *Acta Sociologica*, 33(3), 195-217.
- Andersen, J. G. & Bjørklund, T. (2000). "Radical right-wing populism in Scandinavia: from tax revolt to neo-liberalism and xenophobia." in Hainsworth, P. (ed.). *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*. Pinter, 193-223.
- Andreadis, I. & Stavrakakis, Y. (2017). "European Populist Parties in Government: How Well are Voters Represented? Evidence from Greece." *Swiss Political Science Review*, 23(4), 485-508.
- Arendt, H. (1968a). *The Origins of Totalitarianism (Part Two: Imperialism)*. Harcourt, Brace & World, Inc. (大島通義・大島かおり訳 (1990) 『全体主義の起原 2—帝国主義—』みすず書房。)
- Arendt, H. (1968b). *The Origins of Totalitarianism (Part Three: Totalitarianism)*. Harcourt, Brace & World, Inc. (大久保和郎・大島かおり訳 (1990) 『全体主義の起原 3—全体主義—』みすず書房。)
- Armingeon, K., Engler, S. & Leemann, L. (2021). *Comparative political data set 1960-2019*. [<http://cps-data.org/>].
- Art, D. (2004). "The Wild, Wild East: Why the DVU Doesn't Matter and Why the NPD Does." *German Politics and Society*, 22(4), 122-133.
- Art, D. (2006). *The Politics of the Nazi Past in Germany and Austria*. Cambridge University Press.
- Art, D. (2007). "Reacting to the Radical Right: Lessons from Germany and Austria." *Party Politics*, 13(3), 331-349.
- Art, D. (2011). *Inside the Radical Right: The Development of Anti-Immigrant Parties in Western Europe*. Cambridge University Press.
- Arter, D. (2007). "The End of the Social Democratic Hegemony? The March 2007 Finnish General Election." *West European Politics*, 30(5), 1148-1157.
- Arter, D. (2008). *Scandinavian politics today (Second edition)*. Manchester University Press.
- Arter, D. (2009). "From a Contingent Party System to Party System Convergence? Mapping Party System Change in Postwar Finland." *Scandinavian Political Studies*, 32(2), 221-239.
- Arter, D. (2010). "The Breakthrough of Another West European Populist Radical Right Party? The Case of the True Finns." *Government and Opposition*, 45(4), 484-504.

- Arter, D. (2011). "Taking the Gilt off the Conservatives' Gingerbread: The April 2011 Finnish General Election." *West European Politics*, 34(6), 1284-1295.
- Arter, D. (2012). "Analysing 'Successor Parties' : The Case of the True Finns." *West European Politics*, 35(4), 803-825.
- Arter, D. (2015). "A 'Pivotal Centre Party' Calls the Shots: The 2015 Finnish General Election." *West European Politics*, 38(6), 1345-1353.
- Arzheimer, K. & Carter, E. (2006). "Political opportunity structures and right-wing extremist party success." *European Journal of Political Research*, 45(3), 419-443.
- Arzheimer, K. (2013). "Working-class parties 2.0? Competition between centre-left and extreme right parties." in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 75-90.
- Arzheimer, K. (2015). "The AfD: Finally a Successful Right-Wing Populist Eurosceptic Party for Germany?." *West European Politics*, 38(3), 535-556.
- Arzheimer, K. (2017). "Electoral sociology - who votes for the Extreme Right and why - and when?." in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 277-289.
- Arzheimer, K. (2020). "The Eclectic, Erratic Bibliography on the Extreme Right in Western Europe." *Kai Arzheimer's Blog*. [<https://www.kai-arzheimer.com/extreme-right-western-europe-bibliography/>] (2022.09.21 確認) .
- Askim, J., Karlsen, R. & Kolltveit, K. (2021). "Populists in Government: Normal or Exceptional?." *Government and Opposition*, Online First.
- Aslanidis, P. & Kaltwasser, C. R. (2016). "Dealing with populists in government: the SYRIZA-ANEL coalition in Greece." *Democratization*, 23(6), 1077-1091.
- Axelrod, R. (1970). *Conflict of Interest: A Theory of Divergent Goals with Applications to Politics*. Markham.
- Azmanova, A. (2004). "The Mobilisation of the European Left in the Early 21st Century." *European Journal of Sociology*, 45(2), 273-306.
- Backer, S. (2000). "Right-wing extremism in unified Germany." in Hainsworth, P. (ed.). *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*. Pinter, 87-120.
- Backes, U. (2018). "The Radical Right in Germany, Austria, and Switzerland." in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 641-677.
- Backlund, A. (2022). "Government Formation and the Radical Right: A Swedish Exception?." *Government and Opposition*, Online First.

- Bakke, E. & Sitter, N. (2020). “The EU’ s Enfants Terribles: Democratic Backsliding in Central Europe since 2010.” *Perspectives on Politics*, Online First. [https://doi.org/10.1017/S1537592720001292].
- Bakker, R., de Vries, C., Edwards, E., Hooghe, L., Jolly, S., Marks, G., Polk, J., Rovny, J., Steenbergen, M. & Vachudova, M. A. (2015). “Measuring party positions in Europe: The Chapel Hill expert survey trend file, 1999–2010.” *Party Politics*, 21(1), 143–152.
- Bakker, R., Hooghe, L., Jolly, S., Marks, G., Polk, J., Rovny, J., Steenbergen, M. & Vachudova, M. A. (2020a). “2019 Chapel Hill Expert Survey.” *Version 2019. 1. Available on chesdata.eu*. Chapel Hill, University of North Carolina.
- Bakker, R., Hooghe, L., Jolly, S., Marks, G., Polk, J., Rovny, J., Steenbergen, M. & Vachudova, M. A. (2020b). “1999–2019 Chapel Hill Expert Survey Trend File.” *Version 1.0. Available on chesdata.eu*. Chapel Hill, University of North Carolina.
- Bale, T. (2003). “Cinderella and her ugly sisters: the mainstream and extreme right in Europe’ s bipolarising party systems.” *West European Politics*, 26(3), 67–90.
- Bale, T. & Blomgren, M. (2008). “Close but no cigar?: Newly governing and nearly governing parties in Sweden and New Zealand.” in Deschouwer, K. (ed.). *New Parties in Government: In power for the first time*. Routledge, 85–103.
- Bale, T., Green-Pedersen, C., Krouwel, A., Luther, K. R. & Sitter, N. (2010). “If You Can’ t Beat Them, Join Them?: Explaining Social Democratic Responses to the Challenge From the Populist Radical Right in Western Europe.” *Political Studies*, 58(3), 410–426.
- Bale, T., Hough, D. & van Kessel, S. (2013). “In or out of proportion?: Labour and social democratic parties’ responses to the radical right.” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 91–106.
- Bardi, L. Bartolini, S. & Trechsel, A. H. (2014). “Responsive and Responsible? The Role of Parties in Twenty-First Century Politics.” *West European Politics*, 37(2), 235–252.
- Barry, B. (1995). *A Treatise on Social Justice Volume II: Justice as Impartiality*. Oxford University Press.
- Bartels, L. (2016). “2016 was an ordinary election, not a realignment.” *The Washington Post*. [https://www.washingtonpost.com/news/monkey-cage/wp/2016/11/10/2016-was-an-ordinary-election-not-a-realignment/] (2022. 09. 01 確認)。
- Bartolini, S. & Mair, P. (1990). *Identity, Competition and Electoral Availability:*

- The Stabilisation of European Electorates, 1885-1985*. Cambridge University Press.
- Bartolini, S. (1998). “Coalition Potential and Governmental Power.” in Pennings, P. & Lane, J-E. (eds.). *Comparing Party System Change*. Routledge, 36-56.
- Batory, A. (2016). “Populists in government? Hungary’s ‘system of national cooperation’ .” *Democratization*, 23(2), 283-303.
- Batory, A. & Svensson, S. (2019). “The use and abuse of participatory governance by populist governments.” *Policy & Politics*, 47(2), 227-244.
- Bayer, L. (2020). “Jourová raises concerns as Hungarian reporters resign.” *POLITICO*. [<https://www.politico.eu/article/commissioner-vera-jourova-raises-concerns-as-hungarian-reporters-resign/>] (2020.09.18 確認) .
- Béland, D. & Lecours, A. (2008). *Nationalism and Social Policy: The Politics of Territorial Solidarity*. Oxford University Press.
- Bell, D. (1960). *The End of Ideology: On the Exhaustion of Political Ideas in the Fifties*. The Free Press. (岡田直之訳 (1969) 『イデオロギーの終焉—1950年代における政治思想の枯渇について—』東京創元新社。)
- Bell, D. (ed.). (1963). *The Radical Right*. Doubleday.
- Bell, D. (1999). *The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting*. Basic Books.
- Bell, D. S. (1994). “The French National Front.” *History of European Ideas*, 18(2), 225-240.
- Benedetto, G., Hix, S. & Mastroiocco, N. (2020). “The Rise and Fall of Social Democracy, 1918-2017.” *American Political Science Review*, 114(3), 928-939.
- Benoit, K. & Laver, M. (2007). “Estimating party policy positions: Comparing expert surveys and hand-coded content analysis.” *Electoral Studies*, 26, 90-107.
- Bergh, J. & Karlsen, R. (2019). “Norway: Political Developments and Data in 2018.” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 58, 212-216.
- Bergh, J. & Karlsen, R. (2020). “Norway: Political Developments and Data in 2019.” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 59, 279-285.
- Berman, S. (2006). *The Primacy of Politics: Social Democracy and the Making of Europe’s Twentieth Century*. Cambridge University Press.
- Berman, S. (2008). “Taming Extremist Parties: Lessons From Europe.” *Journal of Democracy*, 19(1), 5-18.
- Berman, S. & Snegovaya, M. (2019). “Populism and the Decline of Social Democracy.” *Journal of Democracy*, 30(3), 5-19.
- Berman, S. (2019). *Democracy and Dictatorship in Europe: From the Ancien Régime to the Present Day*. Oxford University Press.

- Bernhard, L. & Kriesi, H. (2019). "Populism in election times: a comparative analysis of 11 countries in Western Europe." *West European Politics*, 42(6), 1188-1208.
- Betz, H-G. (1994). *Radical Right-Wing Populism in Western Europe*. Macmillan.
- Betz, H-G. & Meret, S. (2013). "Right-wing populist parties and the working-class vote: What have you done for us lately?." in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 107-121.
- Beyens, S., Deschouwer, K., van Haute, E. & Verthé, T. (2017). "Born again, or born anew: Assessing the newness of the Belgian New-Flemish Alliance (N-VA)." *Party Politics*, 23(4), 389-399.
- Bille, L. (2009). "Denmark." *European Journal of Political Research*, 48(7-8), 945-950.
- Bille, L. (2011). "Denmark." *European Journal of Political Research*, 50(7-8), 955-959.
- Birch, A. H. (1964). *Representative and Responsible Government: An Essay on the British Constitution*. George Allen and Unwin Ltd.
- Bischof, D. (2017). "Towards a renewal of the niche party concept: Parties, market shares and condensed offers." *Party Politics*, 23(3), 220-235.
- Bjørklund, T. & Andersen, J. G. (2002). "Anti-Immigration Parties in Denmark and Norway: The Progress Parties and the Danish People's Party." in Schain, M. A., Zolberg, A. & Hossay, P. (eds.). *Shadows over Europe: The Development and Impact of the Extreme Right in Western Europe*. Palgrave Macmillan, 107-136.
- Bjørklund, T. (2007). "Unemployment and the Radical Right in Scandinavia: Beneficial or Non-Beneficial for Electoral Support?." *Comparative European Politics*, 5(3), 245-263.
- Black, D. (1948). "On the Rationale of Group Decision-making." *Journal of Political Economy*, 56(1), 23-34.
- Blair, T. & Schröder, G. (1998). "Europe: The Third Way/Die Neue Mitte." *Working Document No. 2 (Friedrich Ebert Foundation South Africa Office)*, 1-12.
- Blondel, J. (1968). "Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies." *Canadian Journal of Political Science*, 1(2), 180-203.
- BNP. (2020). *The Constitution of the British National Party (15. Edition)*. British National Party. [<https://bnp.org.uk/wp-content/uploads/2020/12/EDITION-15-BNP-Constitution.pdf>] (2022. 01. 07 確認) .
- BNP. (2021). *Policies*. British National Party. [<https://bnp.org.uk/policies/>] (2021. 01. 08 確認) .

- Bobbio, N. (1997). *Left and Right: The Significance of a Political Distinction*. University of Chicago Press.
- Boix, C. (2019). *Democratic Capitalism at the Crossroads: Technological Change and the Future of Politics*. Princeton University Press.
- Bolt, J. & van Zanden, J. L. (2020). *Maddison project database (version 2020) [Maddison style estimates of the evolution of the world economy: A new 2020 update]*. [<https://www.rug.nl/ggdc/historicaldevelopment/maddison/research>].
- Bonoli, G. (2000). *The Politics of Pension Reform: Institutions and Policy Change in Western Europe*. Cambridge University Press.
- Bornschieer, S. & Kriesi, H. (2013). “The populist right, the working class, and the changing face of class politics.” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 10-30.
- Bornschieer, S. (2018). “Globalization, Cleavages, and the Radical Right.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 311-347.
- Bos, L. & Brants, K. (2014). “Populist rhetoric in politics and media: A longitudinal study of the Netherlands.” *European Journal of Communication*, 29(6), 703-719.
- Braskén, K. (2021). “‘Make Scandinavia a Bulwark Against Fascism!’ : Hitler’ s seizure of power and the transnational anti-fascist movement in the Nordic countries.” in Braskén, K., Copsey, N. & Featherstone, D. (eds.). *Anti-Fascism in a Global Perspective: Transnational Networks, Exile Communities, and Radical Internationalism*. Routledge, 96-114.
- Bruhn, K. (2012). “‘To hell with your corrupt institutions!’ : AMLO and populism in Mexico.” in Mudde, C. & Kaltwasser, C. R. (eds.). *Populism in Europe and the Americas: Threat or Corrective for Democracy?*. Cambridge University Press, 88-112.
- Broder, D. (2020). *First They Took Rome: How the Populist Right Conquered Italy*. Verso.
- Budge, I. (2015). “Issue Emphases, Saliency Theory and Issue Ownership: A Historical and Conceptual Analysis.” *West European politics*, 38(4), 761-777.
- Burgoon, B., van Noort, S. Rooduijn, M. & Underhill, G. (2019). “Positional deprivation and support for radical right and radical left parties.” *Economic Policy*, 34(97), 49-93.
- Bustikova, L. (2009). “The Extreme Right in Eastern Europe: EU Accession and the Quality of Governance.” *Journal of Contemporary European Studies*, 17(2), 223-

- BZÖ. (2005). *Bündnispositionen*. Bündnis Zukunft Österreich. (東原正明 (2007) 「極右政党としてのオーストリア自由党 (7・完) : ハイダー指導下の台頭期を中心に—資料2 翻訳 オーストリア未来同盟 (Bündnis Zukunft Österreich) 綱領『同盟の立場 (Bündnispositionen)』』『北海学園大学法学研究』43 (1), 143-245 頁。)
- BZÖ. (2006). *Liste Westenthaler - BZÖ - Liste 5*. Bündnis Zukunft Österreich.
- BZÖ. (2008). *Deinetwegen. Österreich. Das Wahlprogramm des BZÖ*. Bündnis Zukunft Österreich.
- Caiani, M. (2018). “Radical Right Cross-National Links and International Cooperation.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 561-585.
- Calise, M. (1994). “The Italian Particracy: Beyond President and Parliament.” *Political Science Quarterly*, 109(3), 441-460.
- Camus, J-Y. (2019). “Alain de Benoist and the New Right.” in Sedgwick, M. (ed.). *Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 73-90.
- Canovan, M. (1999). “Trust the people! Populism and the Two Faces of Democracy.” *Political Studies*, 47(1), 2-16.
- Caramani, D. (2017). “Will vs. Reason: The Populist and Technocratic Forms of Political Representation and Their Critique to Party Government.” *American Political Science Review*, 111(1), 54-67.
- Carter, E. (2005). *The Extreme Right in Western Europe: Success or Failure?*. Manchester University Press.
- Carter, E. (2017). “Party Ideology.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 28-67.
- Carvalho, J. (2019). “Mainstream Party Strategies Towards Extreme Right Parties: The French 2007 and 2012 Presidential Elections.” *Government and Opposition*, 54(2), 365-386.
- Casal Bértoa, F. & Mair, P. (2012). “Party system institutionalisation across time in post-communist Europe.” in Keman, H. & Müller-Rommel, F. (eds.). *Party Government in the New Europe*. Routledge, 85-112.
- Casal Bértoa, F. & Enyedi, Z. (2016). “Party system closure and openness: Conceptualization, operationalization and validation.” *Party Politics*, 22(3), 265-277.
- Casal Bértoa, F. (2020). *Database on WHO GOVERNS in Europe and beyond, PSGO*. Available at: whogoverns.eu.

- CD. (1989). *Partij Programma 1989*. Centrumdemocraten.
- CD. (1994). *Oost West, Thuis Best: CD Partijprogramma Verkiezingen Tweede Kamer 1994*. Centrumdemocraten.
- Četković, S. & Hagemann, C. (2020). “Changing Climate for populists? Examining the influence of radical-right political parties on low carbon energy transitions in Western Europe.” *Energy Research & Social Science*, 66, Article 101571.
- Charron, N., Dijkstra, L. & Lapuente, V. (2014). “Regional Governance Matters: Quality of Government within European Union Member States.” *Regional Studies*, 48(1), 68–90.
- Charron, N., Dijkstra, L. & Lapuente, V. (2015). “Mapping the regional divide in Europe: A measure for assessing quality of government in 206 European regions.” *Social Indicators Research*, 122(2). 315–346.
- Charron, N., Lapuente, V. Annoni, P. (2019). “Measuring quality of government in EU regions across space and time.” *Papers in Regional Science*, 98(5), 1925–1953.
- Charron, N., Dahlberg, S., Sundström, A., Holmberg, S., Rothstein, B., Pachon, N. A. & Dalli, C. M. (2020). *The Quality of Government EU Regional Dataset (version Nov20)*. University of Gothenburg: The Quality of Government Institute. [<https://www.gu.se/en/quality-government>].
- Christiansen, F. J. (2016). “The Danish People’s Party: Combining cooperation and radical positions.” in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 94–112.
- Chueri, J. (2020). “Social policy outcomes of government participation by radical right parties.” *Party Politics*, Online First.
- Coffé, H. (2008). “Social Democratic parties as buffers against the extreme right: the case of Belgium.” *Contemporary Politics*, 14(2), 179–195.
- Cohen, N. (2019). “When ‘respectable’ conservatives bow to the far right it’s always disastrous: The Conservatives are abandoning their principles in their pursuit of power, but there will be a reckoning.” *The Guardian*. [<https://www.theguardian.com/commentisfree/2019/jul/06/far-right-invited-conservatives-boris-johnson>] (2020. 10. 21 確認) .
- Costa Pinto, A. (2012). *The Nature of Fascism: Revisited*. Social Science Monographs.
- CP. (1982). *Partijprogramma: samengevat in 10 punten*. Centruumpartij.
- Crouch, C. (1997). “The Terms of the Neo-Liberal Consensus.” *Political Quarterly*, 68(4), 352–360.

- Dahl, R. A. (1972). *Polyarchy: Participation and Opposition*. Yale University Press.
(高島通敏・前田脩訳 (2018) 『ポリアーキー』岩波文庫。)
- Dahlberg, S., Sundström, A., Holmberg, S., Rothstein, B., Pachon, N. A. & Dalli, C. M. (2022). *The Quality of Government Basic Dataset (version Jan22)*. University of Gothenburg: The Quality of Government Institute.
[<http://www.gu.se/en/quality-government> doi:10.18157/qogbasjan22].
- Dahrendorf, R. G. (1965). “Das nationalsozialistische Deutschland und die soziale Revolution” in *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland*. R. Piper, 431-448.
(古田雅雄訳 (1998) 「ナチス・ドイツと社会革命」加藤秀治郎編・監訳『ラルフ・ダーレンドルフ 政治・社会論集—重要論文選—』晃洋書房, 34-62 頁。)
- D’Alimonte, R., De Sio, L. & Franklin, M. N. (2020). “From issues to goals: a novel conceptualisation, measurement and research design for comprehensive analysis of electoral competition.” *West European Politics*, 43(3), 518-542.
- Dalton, R. J. (2018). *Political Realignment: Economics, Culture, and Electoral Change*. Oxford University Press ([Kindle version]. Retrieved from Amazon.com).
- Damhuis, K. (2020). *Roads to the Radical Right: Understanding Different Forms of Electoral Support for Radical Right-Wing Parties in France and the Netherlands*. Oxford University Press.
- De Felice, R. (1980). “Italian Fascism and the Middle Classes.” in Larsen, S. U., Hagtvet, B. & Myklebust, J. P. (eds.). *Who Were the Fascists: Social Roots of European Fascism*. Universitetsforlaget, 312-317.
- Dehdari, S. H. (2021). “Economic Distress and Support for Radical Right Parties - Evidence From Sweden.” *Comparative Political Studies*, Online First.
- de Lange, S. L. (2017a). “A new winning formula?: The programmatic appeal of the radical right.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 83-102.
- de Lange, S. L. (2017b). “New alliances: Why mainstream parties govern with radical right-wing populist parties.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 590-608.
- Della Porta, D. (2000). “Social Capital, Beliefs in Government, and Political Corruption.” in Pharr, S. J. & Putnam, R. D. (eds.). *Disaffected Democracies: What’s Troubling the Trilateral Countries?* Princeton University Press, 202-228.
- De Rugt, S., Mortelmans, D. & Smits, T. (2011). “Left-wing authoritarianism is not myth, but a worrisome reality. Evidence from 13 Eastern European countries.” *Communist and Post-Communist Studies*, 44(4), 299-308.

- Deschouwer, K. (ed.). (2008). *New Parties in Government: In power for the first time*. Routledge.
- De Sio, L. & Weber, T. (2014). “Issue Yield: A Model of Party Strategy in Multidimensional Space.” *American Political Science Review*, 108(4), 870–885.
- De Sio, L., Angelis, A. D. & Emanuele, V. (2018). “Issue Yield and Party Strategy in Multiparty Competition.” *Comparative Political Studies*, 51(9), 1208–1238.
- De Sio, L. & Lachat, R. (2020). “making sense of party strategy innovation: challenge to ideology and conflict-mobilisation as dimensions of party competition.” *West European Politics*, 43(3), 688–719.
- De Swaan, A. (1973). *Coalition Theories and Cabinet Formations: A Study of Formal Theories of Coalition Formation Applied to Nine European Parliaments after 1918*. Elsevier Scientific Publishing.
- De Vries, C. E. & Hobolt, S. B. (2020). *Political Entrepreneurs: The Rise of Challenger Parties in Europe*. Princeton University Press.
- Dézé, A. (2017). “Between adaptation, differentiation and distinction: Extreme right-wing parties within democratic political systems.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 558–574.
- DF. (1998). *Stem Dansk: Her Er Hvad Pia Og Dansk Folkeparti Svarer På 12 Væsentlige Spørgsmål*. Dansk Folkeparti.
- DF. (2001). *dit land, dit valg: Giv danskerne en ny mulighed. Giv danmark et pusterum*. Dansk Folkeparti.
- DF. (2005). *Valgmanifestet for Dansk Folkeparti*. Dansk Folkeparti.
- DF. (2009). *Dansk Folkepartis Arbejdsprogram*. Dansk Folkeparti.
- Diamond, L. & Morlino, L. (2005). “Introduction.” in Diamond, L. & Morlino, L. (eds.). *Assessing the Quality of Democracy*. The Johns Hopkins University Press, ix–xliii.
- Dodd, L. C. (1976). *Coalitions in Parliamentary Government*. Princeton University Press. (岡沢憲英訳 (1977) 『連合政権考証—政党政治の数量分析—』政治広報センター。)
- Dolezal, M., Ennser-Jedenastik, L., Müller, W. C. & Winkler, A. K. (2014). “How parties compete for voters: A test of saliency theory.” *European Journal of Political Research*, 53(1), 57–76.
- Döring, H. & Manow, P. (2019). *Parliaments and governments database (ParlGov): Information on parties, elections and cabinets in modern democracies*. Development version.
- Döring, H. & Manow, P. (2020). *Parliaments and governments database (ParlGov): Information on parties, elections and cabinets in modern democracies*. Development

version.

- Dorussen, H. (2004). "Pim Fortuyn And The 'New' Far Right in The Netherlands" *Representation*, 40(2), 131-145.
- Dostal, J. M. (2017). "The German Federal Election of 2017: How the Wedge Issue of Refugees and Migration Took the Shine off Chancellor Merkel and Transformed the Party System." *The Political Quarterly*, 88(4), 589-602.
- Downs, A. (1957). *An Economic Theory of Democracy*. Harper and Row.
- Downs, W. M. (2001). "Pariahs in their Midst: Belgian and Norwegian Parties React to Extremist Threats." *West European Politics*, 24(3), 23-42.
- Downs, W. M. (2002). "How Effective is the Cordon Sanitaire?: Lessons from Effort to Contain the Far Right in Belgium, France, Denmark, and Norway." *Journal für Konflikt- und Gewaltforschung*, 4(1), 32-51.
- Duverger, M. (1954). *Political Parties: Their Organization and Activities in the Modern State*. Methuen & Co Ltd. (岡野加穂留訳 (1976)『政党社会学—現代政党の組織と活動—』潮出版社。)
- DVU. (1993). *Partei-Programm*. Deutsche Volksunion. [https://web.archive.org/web/20061110190646/https://www.bundeswahlleiter.de/bundestagswahl2005/downloads/parteien/deutschevolksunion.pdf] (2021. 12. 16 確認) . (東原正明訳 (2000)「資料(翻訳) ドイツ民族同盟 (DVU) 綱領」『法学研究科論集(北海学園大学大学院)』1, 140-144 頁。)
- Easton, D. (1965). *A Systems Analysis of Political Life*. John Wiley & Sons, Inc.
- Eatwell, R. (2017). "Ten theories of the extreme right." in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 404-423.
- Ejrnæs, A. & Greve, B. (2019). "Populism, welfare chauvinism and hostility towards immigrants." in Greve, B. (ed.). *Welfare, Populism and Welfare Chauvinism*. Policy Press, 137-151.
- Ellinas, A. A. (2020). *Organizing Against Democracy: The Local Organizational Development of Far Right Parties in Greece and Europe*. Cambridge University Press.
- Emanuele, V., Marino, B. & Angelucci, D. (2020). "The congealing of a new cleavage? The evolution of the demarcation bloc in Europe (1979-2019)." *Italian Political Science Review*, Online First.
- Engler, S. & Weisstanner, D. (2020). "Income inequality, status decline and support for the radical right." in Careja, R., Emmenegger, P. & Giger, N. (eds.). *The European Social Model under Pressure: Liber Amicorum in Honour of Klaus Armingeon*. Springer, 383-400.

- Ennsner, L. (2012). "The homogeneity of West European party families: The radical right in comparative perspective." *Party Politics*, 18(2), 151-171.
- Epstein, G. A. (2005). "Introduction: Financialization and the World Economy." in Epstein, G. A. (ed.). *Financialization and the World Economy*. Edward Elgar, 3-16.
- Erk, J. (2005). "From Vlaams Blok to Vlaams Belang: The Belgian Far-Right Renames Itself." *West European Politics*, 28(3), 493-502.
- Esping-Andersen, G. (1990). *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Polity Press.
- Etzerodt, S. F. & Kongshøj, K. (2022). "The implosion of radical right populism and the path forward for social democracy: Evidence from the 2019 Danish national election." *Scandinavian Political Studies*. Online First.
- European Commission. (2020). *Eurostat 2020*. [http://ec.europa.eu/eurostat/data/database].
- Evans, J. & Ivaldi, G. (2021). "Contextual Effects of Immigrant Presence on Populist Radical Right Support: Testing the 'Halo Effect' on Front National Voting in France." *Comparative Political Studies*, 54(5), 823-854.
- Ezrow, L. & Hellwig, T. (2014). "Responding to Voters or Responding to Markets? Political Parties and Public Opinion in an Era of Globalization." *International Studies Quarterly*, 58(4), 816-827.
- Falkenbach, M. & Greer, S. L. (2018). "Political parties matter: the impact of the populist radical right on health." *European Journal of Public Health*, 28(Supplement 3), 15-18.
- Falkenbach, M. (2021a). "Parties Matter: The Consequences of PRR Parties in Subnational Governments on Health Policy." *Government and Opposition*, Online First.
- Falkenbach, M. (2021b). "The Evolution of the Populist Radical Right and Their Impact on Health in Italy." in Falkenbach, M. & Greer, S. L. (eds.). *The Populist Radical Right and Health: National Policies and Global Trends*. Springer, 79-94.
- Falkenbach, M. & Heiss, R. (2021). "The Austrian Freedom Party in Government: A Threat to Public Health?." in Falkenbach, M. & Greer, S. L. (eds.). *The Populist Radical Right and Health: National Policies and Global Trends*. Springer, 25-45.
- Fallend, F. (2001). "Austria." *European Journal of Political Research*, 40(3-4), 238-253.
- Fallend, F. (2002). "Austria." *European Journal of Political Research*, 41(7-8), 906-914.
- Fallend, F. (2003). "Austria." *European Journal of Political Research*, 42(7-8),

- 887-899.
- Fallend, F. (2004). "Austria." *European Journal of Political Research*, 43(7-8), 934-949.
- Fallend, F. (2006). "Austria." *European Journal of Political Research*, 45(7-8), 1042-1054.
- Fangen, K. & Vaage, M. (2018). "'The Immigration Problem' and Norwegian Right-Wing Politicians." *New Political Science*, 40(3), 459-476.
- FdI. (2018). *Il Voto Che Unisce L' Italia: Il Programma le Priorità in 15 Punti*. Fratelli d' Italia.
- FdI. (2022). *Il Programma Pronti: a risolvere I' Italia Elezioni politiche 25 settembre 2022*. Fratelli d' Italia.
- Federico, C. M., Fisher, E. L. & Deason, G. (2017). "The Authoritarian Left Withdraws from Politics: Ideological Asymmetry in the Relationship between Authoritarianism and Political Engagement." *The Journal of Politics*, 79(3), 1010-1023.
- Ferrera, M. (2014). "Ideology, Parties and Social Politics in Europe." *West European Politics*, 37(2), 420-438.
- Ferraresi, F. (1996). *Threats to Democracy: The Radical Right in Italy After the War*. Princeton University Press. (高橋進監訳 (2003) 『現代イタリアの極右勢力—第二次世界大戦後のイタリアにおける急進右翼—』大阪経済法科大学出版部。)
- FN. (2001). *Pour un avenir français: le programme de gouvernement du Front National*. Ed. Godefroy de Bouillon.
- FN. (2007a). *Pour un avenir français: le programme de gouvernement du Front National (New Edition)*. Ed. Godefroy de Bouillon.
- FN. (2007b). *Programme de Gouvernement de Jean-Maire Le Pen 2007*. Front National. [<https://www.vie-publique.fr/discours/166209-programme-electoral-de-jean-marie-le-pen-president-du-front-national-et>] (2021.07.14 確認)。
- FN. (2012). *Mon Project Pour la France et les Français - Marine Le Pen: La Voix du Peuple, L' Esprit de la France*. Front National.
- FN. (2017). *144 Engagements Présidentiels: Marine 2017*. Front National. (木村三浩編 (2017) 「第4章 国民戦線 (FN) 公約 144」『自由なフランスを取りもどす—愛国主義か、グローバリズムか』花伝社, 115-146 頁。)
- Ford, R. & Goodwin, M. J. (2010). "Angry White Men: Individual and Contextual Predictors of Support for the British National Party." *Political Studies*, 58(1), 1-25.
- Ford, R. & Goodwin, M. J. (2016). "(Debate) Different Class? UKIP' s Social Base

- and Political Impact: A Reply to Evans and Mellon.” *Parliamentary Affairs*, 69(2), 480-491.
- FPÖ. (1983). *Freie Argumente Freiheitliche Zeitschrift für Politik: Die Wahlplattform 1983*. Freiheitliche Partei Österreichs.
- FPÖ. (1997). *Linzer Programme*. Freiheitliche Partei Österreichs. (東原正明 (2001) 「翻訳・紹介 オーストリア自由党綱領 (臨時連邦党大会決議 1997年10月3日 リンツ)」『法学研究科論集 (北海学園大学大学院)』2, 198-240 頁。)
- FPÖ. (1999). *Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs*. Freiheitliche Partei Österreichs.
- FPÖ. (2006). *Wahlprogramm der Freiheitlichen Partei Österreichs FPÖ: Nationalratswahl 2006*. Freiheitliche Partei Österreichs.
- FPÖ. (2008). *Österreich im Wort - WIR für EUCH Deshalb FPÖ - HC Strache: Auswahl und Zusammenfassung inhaltlicher Ziele der Freiheitlichen Partei Österreichs für die neue Legislaturperiode*. Freiheitliche Partei Österreichs.
- FPÖ. (2017). *Österreicher verdienen Fairness: Freiheitliches Wahlprogramm zur Nationalratswahl 2017*. Freiheitliche Partei Österreichs.
- François, S. (2019). “Guillaume Faye and Archeofuturism.” in Sedgwick, M. (ed.). *Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 91-101.
- Freedom House. (2021). *Freedom in the world 2021*. [<https://freedomhouse.org/report/freedom-world>].
- FrP. (2017). *Prinsippogram og Handlingsprogram 2017-2021*. Fremskrittspartiet.
- Fuchs, D. & Klingemann, H-D. (1998). “Citizens and the State: A Relationship Transformed.” in Klingemann, H-D. & Fuchs, D. (eds.). *Citizens and the State*. Oxford University Press, 419-443.
- Fukuyama, F. (2015). “Why is Democracy Performing so Poorly.” *Journal of Democracy*, 26(1), 11-20.
- Fund for Peace. (2022). *Fragile States Index*. [<https://fragilestatesindex.org>].
- Gallagher, M. (1991). “Proportionality, Disproportionality and Electoral Systems.” *Electoral Studies*, 10(1), 33-51.
- Gallagher, T. (2000). “Exit from the ghetto: the Italian far right in the 1990s.” in Hainsworth, P. (ed.). *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*. Pinter, 64-86.
- Gerin, E., Stöber, N. & Suhonen, D. (2018). *Analys av valet 2018: När kapitalet vann valet (No. 66)*. Katalys.
- Gianfrancesco, A. (2017). “Music helped Swedish subculture become nationalist

- political movement. ” *Colorado Arts and Sciences Magazine*.
 [https://www.colorado.edu/asmagazine/2017/05/02/music-helped-swedish-subculture-become-nationalist-political-movement] (2020.04.11 確認)。
- Giddens, A. (1994). *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*. Polity Press.
- Gidron, N. & Ziblatt, D. (2019). “Center-Right Political Parties in Advanced Democracies.” *Annual Review of Political Science*, 22, 17-35.
- Giersch, H. (1985). “Eurosclerosis.” *Kieler Diskussionsbeiträge No. 112 (Institut für Weltwirtschaft)*, 1-18.
- Goodwin, M. J. (2010). “Activism in Contemporary Extreme Right Parties: The Case of the British National Party (BNP).” *Journal of Elections, Public Opinion and Parties*, 20(1), 31-54.
- Goodwin, M. J. & Cutts, D. (2013). “Mobilizing the workers?: Extreme right party support and campaign effects at the 2010 British general election.” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 190-205.
- Goodwin, M. J. & Dennison, J. (2018). “The Radical Right in the United Kingdom.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 738-769.
- Gougou, F. & Mayer, N. (2013). “The class basis of extreme right voting in France: generational replacement and the rise of new cultural issues (1984-2007).” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 156-172.
- Grande, E. & Kriesi, H. (2012). “The transformative power of globalization and the structure of political conflict in Western Europe.” in Kriesi, H., Grande, E., Dolezal, M., Helbling, M., Höglinger, D., Hutter, M. & Wüest, B. *Political Conflict in Western Europe*. Cambridge University Press, 3-35.
- Grassi, D., Memoli, V. & Abouzied, A. E. (2022). “Populist Governments and the Quality of Governance: A Worldwide Comparison.” *Partecipazione e Conflitto*, 15(2), 390-421.
- Green-Pedersen, C. & Otjes, S. (2019). “A Hot Topic? Immigration on the Agenda in Western Europe.” *Party Politics*, 25(3), 424-434.
- Green-Pedersen, C. (2020). “Issue Competition in the 2019 Danish General Election.” *Scandinavian Political Studies*, 43(2), 90-95.
- Gregor, A. J. (1979). *Italian Fascism and Developmental Dictatorship*. Princeton University Press.
- Griffin, R. (1993). *The Nature of Fascism*. Routledge.
- Guth, J. L. & Nelsen, B. F. (2019). “Party choice in Europe: Social cleavages and

- the rise of populist parties.” *Party Politics*, Online First.
- Hacker, J. S. & Pierson, P. (2020). *Let Them Eat Tweets: How the Right Rules in an Age of Extreme Inequality*. Liveright Publishing Corporation.
- Haerpfer, C., Inglehart, R., Moreno, A., Welzel, C., Kizilova, K., Diez-Medrano, J., Lagos, M., Norris, P., Ponarin, E. & Puranen, B. (eds.). (2020). *World Values Survey: Round Seven- Country-Pooled Datafile*. JD Systems Institute & WWSA Secretariat. [Version: <http://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV7.jsp>].
- Hainsworth, P. (2008). *The Extreme Right in Western Europe*. Routledge.
- Hall, P. A. (1989). “Introduction.” in Hall, P. A. (ed.). *The Political Power of Economic Ideas: Keynesianism across Nations*. Princeton University Press, 3-26.
- Hall, S. (1979). “The Great Moving Right Show.” *Marxism Today*, 23(1), 14-20.
- Han, K. J. (2015). “The Impact of Radical Right-Wing Parties on the Position Regarding Multiculturalism.” *West European Politics*, 38(3), 557-576.
- Hansen, M. E. (2020). “The Government and the Prime Minister: More than Primus Inter Pares?.” in Christiansen, P. M., Elklit, J. & Nedergaard, P. (eds.). *The Oxford Handbook of Danish Politics*. Oxford University Press, 107-123.
- Harris, G. (1994). *The Dark Side of Europe: The Extreme Right Today (New edition)*. Edinburgh University Press.
- Harsch, D. (1993). *German Social Democracy and the Rise of Nazism*. The University of North Carolina Press.
- Harteveld, E. (2016). “Winning the ‘losers’ but losing the ‘winners’? The electoral consequences of the radical right moving to the economic left.” *Electoral Studies*, 44, 225-234.
- Häusermann, S. (2012). “The Politics of Old and New Social Policies.” in Bonoli, G. & Natali, D. (ed.). *The Politics of the New Welfare State*. Oxford University Press, 111-132.
- Häusermann, S., Kitschelt, H., Abou-Chadi, T., Ares, M., Bischof, D., Kurer, T., van Ditmars, M. & Wagner, M. (2021). *Transformation of the Left: The Myth of Voter Losses to the Radical Right (Policy brief 1)*. Friedrich-Ebert-Stiftung.
- Häusermann, S., Kitschelt, H., Abou-Chadi, T., Mitteregger, R., Mosimann, N., Rehm, P. & Wagner, M. (2021). *Transformation of the Left: The Resonance of Progressive Programs among the Potential Social Democratic Electorate (Policy brief 2)*. Friedrich-Ebert-Stiftung.
- Heidar, K. & Wauters, B. (2019). “Representativeness of parties: Old problems, new challenges.” in Heidar, K. & Wauters, B. (eds.). *Do Parties Still Represent?:*

- An Analysis of the Representativeness of Political Parties in Western Democracies*. Routledge, 169–181.
- Heinisch, R. (2003). “Success in opposition – failure in government: explaining the performance of right-wing populist parties in public office.” *West European Politics*, 26(3), 91–130.
- Heinisch, R. & Hauser, K. (2016). “The mainstreaming of the Austrian Freedom Party: the more things change....” in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 73–93.
- Heinisch, R. & Marent, V. (2016). “Populism in Public Office: The Case of the Austria Freedom Party.” *Paper presented at the ECPR General Conference*, September 7–10, Prague.
- Heinonen, R. E. (1980). “From People’s Movement to Minor Party: The People’s Patriotic Movement (IKL) in Finland 1932–1944.” in Larsen, S. U., Hagtvet, B. & Myklebust, J. P. (eds.). *Who Were the Fascists: Social Roots of European Fascism*. Universitetsforlaget, 687–701.
- Hellström, A., Nilsson, T. & Stoltz P. (2012). “Nationalism vs. Nationalism: The Challenge of the Sweden Democrats in the Swedish Public Debate.” *Government and Opposition*, 47(2), 186–205.
- Hillen, S. & Steiner, N. D. (2019). “The consequences of supply gaps in two-dimensional policy spaces for voter turnout and political support: The case of economically left-wing and culturally right-wing citizens in Western Europe.” *European Journal of Political Research*, Online First.
- Hinsliff, G. (2004). “It feels like the BNP – only in blazers.” *The Guardian*. [<https://www.theguardian.com/politics/2004/may/30/otherparties.immigrationandpublicservices>] (2022.01.09 確認) .
- Hobolt, S. B. & De Vries, C. E. (2015). “Issue Entrepreneurship and Multiparty Competition.” *Comparative Political Studies*, 48(9), 1159–1185.
- Hohenstedt, M. (2017). *Welfare Chauvinism in radical right-wing populist parties: The reframing of the Sverigedemokraterna as “true” social democrats*. Grin Verlag.
- Hollyer, J. R., Rosendorff, B. P. & Vreeland, J. R. (2014). “Measuring transparency.” *Political Analysis*, 22(4), 413–434.
- Holmes, L. (2009). *Communism: A Very Short Introduction*. Oxford University Press.
- Hopkin, J. & Ignazi, P. (2008). “Newly governing parties in Italy: Comparing the PDS/DS, Lega Nord and Forza Italia.” in Deschouwer, K. (ed.). *New Parties in Government: In power for the first time*. Routledge, 45–64.

- Hopkin, J. (2020). *Anti-System Politics: The Crisis of Market Liberalism in Rich Democracies*. Oxford University Press.
- Howell, C. (2011). "The End of the Relationship Between Social Democratic Parties and Trade Unions?" *Studies in Political Economy: A Socialist Review*, 65(1), 7–37.
- Huber, R. A. & Schimpf, C. H. (2016). "Friend or Foe?: Testing the Influence of Populism on Democratic Quality in Latin America." *Political Studies*, 64(4), 872–889.
- Huber, R. A. & Ruth, S. P. (2017). "Mind the Gap! Populism, Participation and Representation in Europe." *Swiss Political Science Review*, 23(4), 462–484.
- Huntington, S. P. (1991). *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. University of Oklahoma Press.
- Ignazi, P. (1992). "The Silent Counter-revolution. Hypotheses on the Emergence of Extreme Right Parties in Europe." *European Journal of Political Research*, 22(1), 3–34.
- Ignazi, P. (2003). *Extreme Right Parties in Western Europe*. Oxford University Press.
- Immerzeel, T. & Pickup, M. (2015). "Populist radical right parties mobilizing 'the people' ? The role of populist radical right success in voter turnout." *Electoral Studies*, 40, 347–360.
- Immerzeel, T., Lubbers, M. & Coffé, H. (2016). "Competing with the radical right: Distances between the European radical right and other parties on typical radical right issues." *Party Politics*, 22(6), 823–834.
- Inglehart, R. (1971). "The Silent Revolution in Europe: Intergeneration Change in Post-Industrial Societies." *The American Political Science Review*, 65(4), 991–1017.
- Inglehart, R. (1977). *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles Among Western Publics*. Princeton University Press.
- Inglehart, R. F. & Norris, P. (2016). "Trump, Brexit, and the rise of populism: Economic have-nots and cultural backlash." *HKS Working Paper*, No. RWP16-026, Harvard University.
- Irwin, G. A. (1995). "The Dutch Parliamentary Election of 1994." *Electoral Studies*, 14(1), 72–77.
- Irwin, G. A. (1999). "The Dutch parliamentary election of 1998." *Electoral Studies*, 18(2), 271–276.
- Irwin, G. A. & Van Holsteyn, J. (2004). "The 2002 and 2003 parliamentary elections

- in The Netherlands.” *Electoral Studies*, 23(3), 545-571.
- Ishiyama, J. T. (1998). “Strange bedfellows: explaining political cooperation between communist successor parties and nationalists in Eastern Europe.” *Nations and Nationalism*, 4(1), 61-85.
- Ivaldi, G. (2003). “The FN split: party system change and electoral prospects.” in Evens, J. (ed.). *The French Party System*. Manchester University Press, 137-151.
- Ivaldi, G. (2015). “Towards the median economic crisis voter?: The new leftist economic agenda of the Front National in France.” 1-21. [<https://halshs.archives-ouvertes.fr/halshs-01385779>].
- Ivaldi, G. (2016). “A new course for the French radical right?: The Front National and ‘de-demonisation’ .” in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 225-246.
- Ivarsflaten, E. (2005). “The vulnerable populist right parties: No economic realignment fuelling their electoral success.” *European Journal of Political Research*, 44(3), 465-492.
- Ivarsflaten, E. (2006). “Reputational Shields: Why Most Anti-Immigrant Parties Failed in Western Europe, 1980-2005.” *Paper Prepared for the Annual Meeting of the American Political Science Association*, August 31-September 3, Philadelphia.
- Iversen, T. & Soskice, D. (2019). *Democracy and Prosperity: Reinventing Capitalism through a Turbulent Century*. Princeton University Press.
- Jacobs, D. & Swyngedouw, M. (2002). “The Extreme-Right and Enfranchisement of Immigrants: Main Issues in the Public “Debate” on Integration in Belgium.” *Journal of International Migration and Integration*, 3(3), 329-344.
- Jansson, J. (2017). “Two Branches of the Same Tree?: Party-Union Links in Sweden in the Twenty-First Century.” in Allern, E. H. & Bale, T. (eds.). *Left-of-Centre Parties and Trade Unions in the Twenty-First Century*. Oxford University Press, 206-225.
- Jenny, M. (2019). “Austria: Political Developments and Data in 2018.” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 58, 21-29.
- Jungar, A-C. (2002). “A Case of a Surplus Majority Government: The Finnish Rainbow Coalition.” *Scandinavian Political Studies*, 25(1), 57-83.
- Jungar, A-C. & Jupskås, A. R. (2014). “Populist Radical Right Parties in the Nordic Region: A New and Distinct Party Family?.” *Scandinavian Political Studies*, 37(3), 215-238.

- Jungar, A-C. (2016). "From the mainstream to the margin? The radicalisation of the True Finns." in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 113-143.
- Jupskås, A. R. (2016). "The taming of the shrew: How the Progress Party (almost) became part of the mainstream." in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 169-192.
- Jylhä, K. M., Rydgren, J. & Strimling, P. (2019). "Radical right-wing voters from right and left: Comparing Sweden Democrat voters who previously voted for the Conservative Party or the Social Democratic Party." *Scandinavian Political Studies*, 42(3-4), 220-244.
- Kaufmann, D., Kraay, A. & Mastruzzi, M. (2010). "The Worldwide Governance Indicators: Methodology and Analytical Issues." *World Bank Policy Research working paper*, no. WPS 5430.
- Kaltwasser, C. R. (2012). "The ambivalence of populism: threat and corrective for democracy." *Democratization*, 19(2), 184-208.
- Kalyvas, S. N. (1996). *The Rise of Christian Democracy in Europe*. Cornell University Press.
- Kangas, O. (2019). "Finland: From the Deep Crisis of the 1990s to the Great Recession." in Ólafsson, S., Daly, M., Kangas, O. & Palme, J. (eds.). *Welfare and the Great Recession: A Comparative Study*. Oxford University Press, 154-174.
- Karremans, J. & Lefkofridi, Z. (2020). "Responsive versus responsible? Party democracy in times of crisis." *Party Politics*, 26(3), 271-279.
- Karyotis, G., Rüdiger, W. & Judge, D. (2014). "Representation and Austerity Politics: Attitudes of Greek Voters and Elites Compared." *South European Society and Politics*, 19(4), 435-456.
- Kato, J. (2003). *Regressive Taxation and the Welfare State: Path Dependence and Policy Diffusion*. Cambridge University Press.
- Katz, R. S. (1987). "Party Government and Its Alternatives." in Katz, R. S. (ed.). *Party Governments: European and American Experiences (Volume 2)*. Walter de Gruyter, 1-26.
- Katz, R. S. & Mair, P. (1995). "Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party." *Party Politics*, 1(1), 5-28.
- Kaufmann, D., Kraay, A. & Mastruzzi, M. (2010). "The worldwide governance indicators: A summary of methodology, data and analytical issues." *World Bank*

- Policy Research Working Paper*, 5430.
- Kazin, M. (2016). "Trump and American Populism: Old Whine, New Bottles." *Foreign Affairs*, 95(6), 17-24.
- Keefer, P., Scartascini, C. & Vlaicu, R. (2021). "Trust, Populism, and the Quality of Government." in Bågenholm, A., Bauhr, M., Grimes, M. & Rothstein, B. (eds.). *The Oxford Handbook of the Quality of Government*. Oxford University Press, 249-267.
- Keith, D. & March, L. (2016). "Introduction." in March, L. & Keith, D. (eds.). *Europe's Radical Left: From Marginality to the Mainstream?*. Rowman & Littlefield International, Ltd, 1-23.
- Kennedy, D. (2019). "Authoritarian constitutionalism in liberal democracies." in García, H. A. & Frankenberg, G. (eds.). *Authoritarian Constitutionalism: Comparative Analysis and Critique*. Edward Elgar Publishing, 161-184.
- Kim, Seongcheol. (2022). "Far-Right Local Governments and Civil Society: Findings from France and Italy." *Political Studies Review*, Online First.
- Kirchheimer, O. (1966). "The Transformation of the Western European Party System." in LaPalombara, J. & Weiner, M. (eds.). *Political Parties and Political Development*. Princeton University Press, 177-200.
- Kitschelt, H. (1986). "Political Opportunity Structures and Political Protest: Anti-Nuclear Movements in Four Democracies." *British Journal of Political Science*, 16(1), 57-85.
- Kitschelt, H. (1988). "Left-Libertarian Parties: Explaining Innovation in Competitive Party Systems." *World Politics*, 40(2), 194-234.
- Kitschelt, H. (1994). *The Transformation of European Social Democracy*. Cambridge University Press.
- Kitschelt, H., in collaboration with McGann, A. J. (1995). *The Radical Right in Western Europe: A Comparative Analysis*. The University of Michigan Press.
- Kitschelt, H. (2006). "Movement Parties." in Katz, R. S. & Crotty, W (ed.). *Handbook of Party Politics*. Sage, 278-290.
- Kitschelt, H. & Häusermann, S. (2021). *Transformation of the Left: Strategic Options for Social Democratic Parties (Policy brief 3)*. Friedrich-Ebert-Stiftung.
- Knigge, P. (1998). "The ecological correlates of right-wing extremism in Western Europe." *European Journal of Political Research*, 34(2), 249-279.
- Kolinsky, E. (1992). "A Future for Right Extremism in Germany?" in Hainsworth, P. (ed.). *The Extreme Right in Europe and the USA*. Pinter, 61-94.
- Koning, E. A. (2019). *Immigration and the Politics of Welfare Exclusion: Selective*

- Solidarity in Western Democracies*. University of Toronto Press.
- Korpi, W. (1983). *The Democratic Class Struggle*. Routledge.
- Kosiara-Pedersen, K. (2008). “The 2007 Danish General Election: Generating a Fragile Majority.” *West European Politics*, 31(5), 1040–1048.
- Kosiara-Pedersen, K. (2012). “The 2011 Danish Parliamentary Election: A Very New Government.” *West European Politics*, 35(2), 415–424.
- Kosiara-Pedersen, K. (2016). “Denmark.” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 55, 76–83.
- Kosiara-Pedersen, K. (2018). “Denmark: Political development and data for 2017” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 57, 81–85.
- Kosiara-Pedersen, K. (2019). “Denmark: Political development and data in 2018” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 58, 79–83.
- Kosiara-Pedersen, K. (2020). “Denmark: Political Data and Developments in 2019” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 59, 110–118.
- Krause, W. & Giebler, H. (2019). “Shifting Welfare Policy Positions: The Impact of Radical Right Populist Party Success Beyond Migration Politics.” *Representation*, Online First.
- Kriesi, H., Grande, E., Lachat, R., Dolezal, M., Bornschier, S. & Frey, T. (2008). *West European Politics in the Age of Globalization*. Cambridge University Press.
- Kriesi, H. (2014). “The Populist Challenge.” *West European Politics*, 37(2), 361–378.
- Krouwel, A. (2012). *Party Transformations in European Democracies*. State University of New York Press.
- Kurer, T. (2020). “The Declining Middle: Occupational Change, Social Status, and the Populist Right.” *Comparative Political Studies*, 53(10–11), 1798–1835.
- Laakso, M. & Taagepera, P. (1979). “‘Effective’ Number of Parties: A Measure with Application to West Europe.” *Comparative Political Studies*, 12(1), 3–27.
- Lachat, R. & Dolezal, M. (2008). “Demand side: dealignment and realignment of the structural political potentials.” in Kriesi, H., Grande, E., Lachat, R., Dolezal, M., Bornschier, S. & Frey, T. *West European Politics in the Age of Globalization*. Cambridge University Press, 237–266.
- Lachat, R. & Kriesi, H. (2008). “Supply side: the positioning of the political parties in a restructuring space.” in Kriesi, H., Grande, E., Lachat, R., Dolezal, M., Bornschier, S. & Frey, T. *West European Politics in the Age of Globalization*. Cambridge University Press, 267–295.
- Laclau, E. (2005). *On Populist Reason*. Verso. (澤里岳史・河村一郎訳、山本圭解説)

- (2018) 『ポピュリズムの理性』明石書店。)
- La Porta, R., Lopez-de-Silanes, F., Shleifer, A. & Vishny, R. (1999). “The Quality of Government.” *The Journal of Law, Economics, & Organization*, 15(1), 222-279.
- Laqueur, W. (1996). *Fascism: Past, Present, Future*. Oxford University Press. (柴田敬二訳 (1997) 『ファシズム—昨日・今日・明日—』刀水書房。)
- Laruelle, M. (2019). “Alexander Dugin and Eurasianism.” in *Sedgwick, M. (ed.). Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 155-169.
- Laumond, B. (2020). *Policy Responses to the Radical Right in France and Germany: Public Actors, Policy Frames, and Decision-Making*. Routledge.
- Laver, M. & Schofield, N. (1992). *Multiparty Government: The Politics of Coalition in Europe*. Oxford University Press.
- Lee, B. (2000). *Die DVU. Geschichte, Aufbau, Parteiprogramm*. GRIN. [<https://www.grin.com/document/98280>].
- Lefkofridi, Z., Wagner, M. & Willmann, J. E. (2014). “Left-Authoritarians and Policy Representation in Western Europe: Electoral Choice across Ideological Dimensions.” *West European Politics*, 37(1), 65-90.
- Lefkofridi, Z. & Nezi, R. (2020). “Responsibility versus responsiveness... to whom? A theory of party behavior.” *Party Politics*, 26(3), 334-346.
- Lehmbruch, G. (2004). *European Political Development: Comparative Studies*. University of Tokyo Press. (平島健司編訳『ヨーロッパ比較政治発展論』東京大学出版会。)
- Leiserson, M. (1966). *Coalitions in Politics: A Theoretical and Empirical Study*. Yale University Press.
- Leruth, B. (2014). *Differentiated Integration in the European Union: a Comparative Study of Party and Government Preferences in Finland, Sweden and Norway*. PhD thesis, The University of Edinburgh.
- Levitsky, S. & Ziblatt, D. (2018). *How Democracies Die*. Crown. (濱野大道訳・池上彰解説 (2018) 『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道』新潮社。)
- Lindvall, J., Bäck, H., Dahlström, C., Naurin, E. & Teorell, J. (2019). “Sweden’s Parliamentary Democracy at 100.” *Parliamentary Affairs*, Online First.
- Linz, J. J. (1978). *The Breakdown of Democratic Regimes: Crisis, Breakdown, & Reequilibration*. The Johns Hopkins University Press. (横田正顕 (2020) 『民主体制の崩壊—危機・崩壊・最均衡—』岩波書店。)
- Linz, J. J. (1980). “Political Space and Fascism as a Late-Comer: Conditions Conducive to the Success or Failure of Fascism as a Mass Movement in Inter-War

- Europe.” in Larsen, S. U., Hagtvet, B. & Myklebust, J. P. (eds.). *Who Were the Fascists: Social Roots of European Fascism*. Universitetsforlaget, 153-189.
- Lipset, S. M. (1960). *Political Man: The Social Bases of Politics*. William Heinemann Limited.
- Lipset, S. M. & Rokkan, S. (1967). “Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments.” in Lipset, S. M. & Rokkan, S. (eds.). *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*. Free Press, 1-64. (白鳥浩・加藤秀治郎訳 (2007)「クリヴィジ構造、政党制、有権者の連携関係」加藤秀治郎・岩渕美克編『政治社会学 (第3版)』一藝社, 174-265頁。)
- Lisi, M. (2018). “The Impact of the European crisis on party system change: Some comparative reflections.” in Lisi, M. (ed.). *Party System Change, The European Crisis and the State of Democracy*. Routledge, 310-333.
- L(N). (2018). *Elezioni 2018 • Programma di Governo-Salvini Premier: La Rivoluzione del Buonsenso*. Lega.
- Local. (2021a). “Swedish opposition leader: ‘Why I’ m prepared to work with the Sweden Democrats’ .” [<https://www.thelocal.se/20210121/swedish-opposition-leader-why-im-prepared-to-work-with-the-sweden-democrats/>] (2021.04.09 確認)。
- Local. (2021b). “Working with the far-right? What a watershed vote means for Swedish politics.” [<https://www.thelocal.se/20210329/working-with-the-far-right-what-a-watershed-liberal-party-vote-means-for-swedish-politics/>] (2021.04.09 確認)。
- Local. (2021c). “ANALYSIS: Has the far-right become normalised in Sweden?.” [<https://www.thelocal.se/20210406/analysis-has-the-far-right-become-normalised-in-sweden/>] (2021.04.09 確認)。
- Loxton, J. (2018). “Introduction: Authoritarian Successor Parties Worldwide.” in Loxton, J. & Mainwaring, S. (eds.). *Life After Dictatorship: Authoritarian Successor Parties Worldwide*. Cambridge University Press, 1-49.
- Lubbers, M., Gijsberts, M. & Scheepers, P. (2002). “Extreme right-wing voting in Western Europe.” *European Journal of Political Research*, 41(3), 345-378.
- Lucardie, P. (2000a). “Prophets, Purifiers and Prolocutors: Towards a Theory on the Emergence of New Parties.” *Party Politics*, 6(2), 175-185.
- Lucardie, P. (2000b). “Right-Wing Extremism in the Netherlands: Why it is still a marginal phenomenon.” *Paper presented at the Symposium Right-Wing Extremism in Europe*, 3-5 November, Berlin.
- Lucardie, P. & Voerman, G. (2007). “The List Pim Fortuyn and the Government: a love-hate relationship.” in Delwit, P. & Poirier, P. (eds.). *Extrême droite et*

- pouvoir en Europe*. Editions de l' Université de Bruxelles, 247-263.
- Lucardie, P., Akkerman, T. & Pauwels, T. (2016). "It is still a long way from Madou Square to Law Street: The evolution of the Flemish Bloc." in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 208-224.
- Luce, E. (2017). *The Retreat of Western Liberalism*. Atlantic Monthly Press.
- Luebbert, G. M. (1991). *Liberalism, Fascism, or Social Democracy: Social Classes and the Political Origins of Regimes in Interwar Europe*. Oxford University Press.
- Luther, K. R. (1988). "The Freiheitliche Partei Österreichs: protest party or governing party?." in Kirchner, E. J. (ed.). *Liberal Parties in Western Europe*. Cambridge University Press, 213-251.
- Luther, K. R. & Müller, W. C. (1992). "Consociationalism and the Austrian Political System." in Luther, K. R. & Müller, W. C. (eds.). *Politics in Austria: Still a Case of Consociationalism?*. Frank Cass, 1-15.
- Luther, K. R. (2003). "The self-destruction of a right-wing populist party? The Austrian Parliamentary Election of 2002." *West European Politics*, 26(2), 136-152.
- Luther, K. R. (2006). "Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ) und das Bündnis Zukunft Österreich (BZÖ)." (東原正明訳 (2007) 「(翻訳・紹介) クルト・リヒャルト・ルター「オーストリア自由党とオーストリア未来同盟」『開発論集』第 79 号, 251-283 頁。)
- Luther, K. R. (2008). "The 2006 Austrian Parliamentary Election: From Bipolarism to Forced Marriage." *West European Politics*, 31(5), 1004-1015.
- Luther, K. R. (2009). "The Revival of the Radical Right: The Austrian Parliamentary Election of 2008." *West European Politics*, 32(5), 1049-1061.
- Lyons, M. N. (2019). "Jack Donovan and Male Tribalism." in *Sedgwick, M. (ed.). Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 242-258.
- Macklin, G. (2019). "Greg Johnson and Counter-Currents." in *Sedgwick, M. (ed.). Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 204-223.
- Mair, P. (1997). *Party System Change: Approaches and Interpretations*. Oxford University Press.
- Mair, P. & Mudde, C. (1998). "The Party Family and Its Study." *Annual Review of Political Science*, 1(1), 211-229.
- Mair, P. (2009). "Representative versus Responsible Government." *MPIfG Working*

- Parter, 09(8), 1-19.
- Mair, P. (2013). *Ruling the Void: The Hollowing of Western Democracy*. Verso.
- Manin, B. (1997). *The Principles of Representative Government*. Cambridge University Press.
- Mann, M. (2013). *The Sources of Social Power (Volume 4): Globalizations, 1945-2011*. Cambridge University Press.
- March, L. (2011). *Radical Left Parties in Europe*. Routledge.
- March, L. (2016). “Radical Left ‘Success’ before and after the Great Recession: Still Waiting for the Great Leap Forward?” in March, L. & Keith, D. (eds.). *Europe’s Radical Left: From Marginality to the Mainstream?*. Rowman & Littlefield International, Ltd, 27-50.
- Margulies, B. (2018). “Nativists are populists and not liberals.” *Democratic Audit UK*. [<https://www.democraticaudit.com/2018/03/28/nativists-are-populists-and-not-liberals/>] (2020.08.21 確認) .
- Marshall, M. G. & Elzinga-Marshall, G. (2017). *Global report 2017: Conflict, governance, and state fragility*. Center for Systemic Peace.
- Mayer, N. (2013). “From Jean-Marie to Marine Le Pen: Electoral Change on the Far Right.” *Parliamentary Affairs*, 66(1), 160-178.
- Mayer, N. (2018). “The Radical Right in France.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 614-640.
- Mazzoleni, O. & Skenderović, D. (2007). “The Rise and Impact of the Swiss People’s Party: Challenging the Rules of Governance in Switzerland.” in Delwit, P. & Poirier, P. (eds.). *Extrême droite et pouvoir en Europe*. Editions de l’Université de Bruxelles, 85-116.
- Mazzoleni, O. (2016). “Staying away from the mainstream: the case of Swiss People’s Party.” in Akkerman, T., de Lange, S. L. & Rooduijn, M. (eds.). *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Into the Mainstream?*. Routledge, 193-207.
- McDonnell, D. & Newell, J. L. (2011). “Outsider parties in government in Western Europe.” *Party Politics*, 17(4), 443-452.
- McGann, A. J. & Kitschelt, H. (2005). “The Radical Right in the Alps: Evolution of Support for the Swiss SVP and Austrian FPÖ.” *Party Politics*, 11(2), 147-171.
- McGowan, F. & Keith, D. (2016). “The Radical Left and Immigration: Resilient or Acquiescent in the Face of the Radical Right?.” in March, L. & Keith, D. (eds.). *Europe’s Radical Left: From Marginality to the Mainstream?*. Rowman & Littlefield.
- Meadows, D., Randers, J. & Meadows, D. (2004). *Limits to Growth: The 30-Year Update*.

- Chelsea Green Publishing. (枝廣淳子訳 (2005) 『成長の限界—人類の選択—』ダイヤモンド社。)
- Meguid, B. M. (2005). “Competition Between Unequals: The Role of Mainstream Party Strategy in Niche Party Success.” *American Political Science Review*, 99(3), 347–359.
- Meguid, B. M. (2008). *Party Competition between Unequals: Strategies and Electoral Fortunes in Western Europe*. Cambridge University Press.
- Mény, Y. & Surel, Y. (2002). “The Constitutive Ambiguity of Populism.” in Mény, Y. & Surel, Y. (eds.). *Democracies and the Populist Challenge*. Palgrave Macmillan, 1–21.
- Meret, S. (2009). *The Danish People’s Party, the Italian Northern League and the Austrian Freedom Party in a Comparative Perspective: Party Ideology and Electoral Support (PhD dissertation)*. Institute of History and International Social Studies AMID, Aalborg University.
- Merrill, S. & Grofman, B. (2019). “What are the effects of entry of new extremist parties on the policy platforms of mainstream parties?.” *Theoretical Politics*, 31(3), 453–473.
- Michel, E. (2018). “The Front National in the 2017 French Election: An Electoral Impasse?.” in Laffan, B. & Cicchi, L. (eds.). *2017: Europe’s Bumper Year of Elections*. European University Institute, 241–256.
- Michels, R. (1911). *Zur Soziologie des Parteiwesens in der modernen Demokratie: Untersuchungen über die oligarchischen Tendenzen des Gruppenlebens*. Verlag von Dr. Werner Klinkhardt. (森博・樋口晟子訳 (1974) 『現代民主主義における政党の社会学—集団活動の寡頭制的傾向についての研究— (I、II)』木鐸社。)
- Minkenberg, M. (2004). *From Party to Movement? The German Radical Right in Transition*. Workshop Papers of the Institute for Political Studies at the Autonomous University of Barcelona.
- Minkenberg, M. (2015). “Pattern, Process, Policies: Conceptualizing Radical Right Impact.” *Paper prepared for ECPR General Conference*, August 26–29, Montréal.
- Minkenberg, M. (2017a). “The radical right in postsocialist Central and Eastern Europe: Comparative observations and interpretations.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 386–403.
- Minkenberg, M. (2017b). “The radical right in public office: Agenda-setting and policy effects.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 443–457.
- Moore, B. (1993). *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant*

- in the Making of the Modern World. Beacon Press. (宮崎隆次・森山茂徳・高橋直樹訳 (2019)『独裁と民主政治の社会的起源—近代世界形成過程における領主と農民(下)—』岩波文庫。)
- Moreau, P. (2018). “Strasserism in Germany: In Search of an anti-Western Alliance with Stalin’s USSR and Putin’s Russia.” in Laruelle, M. (ed.). *A Russian-European Intellectual Romance in the Twentieth Century*. University of Pittsburgh Press, 154-176.
- Morgan, K. O. (1998). “The Historical Roots of New Labour.” *History Today*, 48(10), 15-17.
- Morrow, D. (2000). “Jörg Haider and the new FPÖ: beyond the democratic pale?.” in Hainsworth, P. (ed.). *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*. Pinter, 33-63.
- Mosca, L. & Tronconi, F. (2019). “Beyond left and right: the eclectic populism of the Five Star Movement.” *West European Politics*, 42(6), 1258-1283.
- Mosimann, N., Rennwald, L. & Zimmermann, A. (2019). “The radical right, the labour movement and the competition for the worker’s vote.” *Economic and Industrial Democracy*, 40(1), 65-90.
- Mouffe, C. (2018). *For A Left Populism*. Verso. (山本圭・塩田潤訳 (2019)『左派ポピュリズムのために』明石書店。)
- Mudde, C. & Van Holsteyn, J. (1994). “Over the Top: Dutch Right-Wing Extremist Parties in the Elections of 1994.” *Politics*, 14(3), 127-134.
- Mudde, C. (1996). “The war of words defining the extreme right family.” *West European Politics*, 19(2), 225-248.
- Mudde, C. (1999). “The single-issue party thesis: Extreme right parties and the immigration issue.” *West European Politics*, 22(3), 182-197.
- Mudde, C. (2000). *The ideology of the extreme right*. Manchester University Press.
- Mudde, C. & Van Holsteyn, J. (2000). “The Netherlands: explaining the limited success of the extreme right.” in Hainsworth, P. (ed.). *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*. Pinter, 144-171.
- Mudde, C. (2004). “The Populist Zeitgeist.” *Government and Opposition*, 39(4), 541-563.
- Mudde, C. (2007). *Populist Radical Right Parties in Europe*. Cambridge University Press.
- Mudde, C. (2010). “The populist radical right: A pathological normalcy.” *West European Politics*, 33(6), 1167-1186.
- Mudde, C. (2013). “Thirty Years of Populist Radical Right Politics in Western

- Europe: So What? The 2012 Stein Rokkan Lecture.” *European Journal of Political Research*, 52(1), 1-19.
- Mudde, C. (2016a). “Europe’ s Populist Surge: A Long Time in the Making.” *Foreign Affairs*, 95(6), 25-30.
- Mudde, C. (2016b). “The Study of Populist Radical Right Parties: Towards a Fourth Wave.” *C-REX Working Paper Series*, No. 1, 1-23.
- Mudde, C. & Kaltwasser, C. R. (2017). *Populism: A Very Short Introduction*. Oxford University Press. (永井大輔・高山裕二訳 (2018) 『ポピュリズム—デモクラシーの友と敵』白水社。)
- Mudde, C. & Kaltwasser, C. R. (2018). “Studying Populism in Comparative Perspective: Reflections on the Contemporary and Future Research Agenda.” *Comparative Political Studies*, 51(13), 1667-1693.
- Mudde, C. (2019a). *The Far Right Today*. Polity.
- Mudde, C. (2019b). “Why copying the populist right isn’ t going to save the left: Social democratic parties have been losing ground for more than two decades – but pandering to rightwing anxieties about immigration is not the solution.” *The Guardian*. [<https://www.theguardian.com/news/2019/may/14/why-copying-the-populist-right-isnt-going-to-save-the-left>] (2020.10.21 確認) .
- Mudge, S. L. (2018). *Leftism Reinvented: Western Parties from Socialism to Neoliberalism*. Harvard University Press.
- Mughan, A., Bean, C. & McAllister, I. (2003). “Economic globalization, job insecurity and the populist reaction.” *Electoral Studies*, 22(4), 617-633.
- Müller, J-W. (2016). *What Is Populism?*. University of Pennsylvania Press. (板橋拓己訳 (2017) 『ポピュリズムとは何か』岩波書店。)
- Müller-Rommel, F. (1989). “Green Parties and Alternative Lists under Cross-National Perspective.” in Müller-Rommel, F. (ed.). *New Politics in Western Europe: The Rise and Success of Green Parties and Alternative Lists*. Westview Press, 5-19.
- Müller-Rommel, F. (1998). “Explaining the electoral success of green parties: A cross-national analysis.” *Environmental Politics*, 7(4), 145-154.
- Müller-Rommel, F. (2002). “The Lifespan and the Political Performance of Green Parties in Western Europe” in Müller-Rommel, F. & Poguntke, T. (eds.). *Green Parties in National Governments*. Frank Cass, 1-16.
- Müller, W. C. (1996). “Political Parties.” in Lauber, V. (ed.). *Contemporary Austrian Politics*. Routledge, 59-102. (ミュラー・ウォルフガング (1997) 「政党」ラウバー・ヴォルクマール編 (須藤博忠訳) 『現代オーストリアの政治』信山社, 69-120 頁。)

- Müller, W. C. & Strøm, K. (eds.). (1999). *Policy, Office, or Votes?: How Political Parties in Western Europe Make Hard Decisions*. Cambridge University Press.
- Munck, G. L. (2009). *Measuring Democracy: A Bridge Between Scholarship & Politics*. The Johns Hopkins University Press.
- Narud, H. M. & Strøm, K. (2011). “Coalition bargaining in an unforgiving environment: the case of Bondevik II in Norway.” in Andeweg, R. B., De Winter, L. & Dumont, P. (eds.). *Puzzles of Government Formation: Coalition theory and deviant cases*. Routledge, 65–87.
- Natali, D. & Rhodes, M. (2004). “The Berlusconi Pension Reform and the Emerging “Double Cleavage” in Distributive Politics.” *Italian Politics*, 20(1), 172–189.
- NEOpress. (2018). “CSU fängt an, sich bei der AfD anzubiedern.” [https://neopresse.com/politik/csu-faengt-an-sich-bei-der-afd-anzubiedern] (2020.07.23 確認) .
- Newell, J. L. (2000). “Italy: The Extreme Right Comes in from the Cold.” *Parliamentary Affairs*, 53(3), 469–485.
- Nolte, E. (1963). *Der Faschismus in seiner Epoche: Action française, Italienischer Faschismus, Nationalsozialismus*. Piper. (Translated by Vennewitz, L. (1969). *Three Faces of Fascism: Action Française, Italian Fascism, National Socialism*. A Mentor Book.)
- Norocel, O. C. (2016). “Populist radical right protectors of the folkhem: Welfare chauvinism in Sweden.” *Critical Social Policy*, 36(3), 371–390.
- Norris, P. (ed.). (1999). *Critical Citizens: Global Support for Democratic Governance*. Oxford University Press.
- Norris, P. (2011). *Democratic Deficit: Critical Citizens Revisited*. Cambridge University Press.
- Norris, P. & Inglehart, R. (2019). *Cultural Backlash: Trump, Brexit, and Authoritarian Populism*. Cambridge University Press.
- Norris, P. (2019). *The Global Party Survey, 2019. V1.0*. www.GlobalPartySurvey.org.
- North, D. C., Wallis, J. J. & Weingast, B. R. (2013). *Violence and Social Orders: A Conceptual Framework for Interpreting Recorded Human History*. Cambridge University Press.
- NPD. (2010). *Arbeit, Familie, Vaterland: Unser Programm für Deutschland*. [https://npd.de/themen/] (2021.12.01 確認) .
- Nuovo MSI-DN. (2003). *Programma Politico MSI-Destra Nazionale*. [https://www.destranazionale.org/programma-politico-msi-destra-nazionale/] (2021.11.24 確認) .

- Öberg, M. & Melander, E. (2010). “Autocracy, Bureaucracy, and Civil War.” *Paper prepared for the Annual Meeting of the American Political Science Association*, September 2-5, Washington DC.
- Oesch, D. (2008). “Explaining Workers’ s Support for Right-Wing Populist Parties in Western Europe: Evidence from Austria, Belgium, France, Norway, and Switzerland.” *International Political Science Review*, 29(3), 349-373.
- Oesch, D. (2013). “The class basis of the cleavage between the New Left and the radical right: An analysis for Austria, Denmark, Norway and Switzerland.” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 31-51.
- Oesch, D. & Rennwald, L. (2018). “Electoral competition in Europe’ s new tripolar political space: Class voting for the left, centre-right and radical right.” *European Journal of Political Research*, 57(4), 783-807.
- Oskarson, M. & Demker, M. (2013). “Another kind of class voting: The working-class sympathy for Sweden Democrats.” in Rydgren, J. (ed.). *Class Politics and the Radical Right*. Routledge, 173-189.
- Oskarson, M. & Demker, M. (2015). “Room for Realignment: The Working-Class Sympathy for Sweden Democrats.” *Government and Opposition*, 50(4), 629-651.
- Otjes, S., Ivaldi, G., Jupskås, A. R. & Mazzoleni, O. (2018). “It’ s not Economic Interventionism, Stupid!: Reassessing the Political Economy of Radical Right-wing Populist Parties.” *Swiss Political Science Review*, Online First.
- Otjes, S. (2019). “What Is Left of the Radical Right?: The Economic Agenda of the Dutch Freedom Party 2006-2017.” *Politics of the low Countries*, 1(2), 81-102.
- Ouattara, B. & Standaert, S. (2020). “Property rights revisited.” *European Journal of Political Economy*, 64, 101895.
- Oxenham, S. (2017). “The rise of political apathy in two charts.” *Nature*, <https://www.nature.com/news/the-rise-of-political-apaty-in-two-charts-1.22106>. (2020.07.24 確認).
- Palm, A. & Barana, L. (2019). “Italy’ s Migration Policy: A Self-Defeating Approach Spells Marginalisation in Europe.” *IAI Commentaries*, 19(44), 1-5.
- Panbianco, A. (1988). *Political Parties: Organization and Power*. Cambridge University Press.
- Pappas, T. S. (2018). “What makes nativists and populist distinct?” . *Democratic Audit UK*. [<https://www.democraticaudit.com/2018/03/28/what-makes-nativists-and-populists-distinct/>] (2020.08.21 確認) .
- Passmore, K. (2014). *Fascism: A Very Short Introduction (Second Edition)*. Oxford University Press. (福井憲彦訳 (2016) 『ファシズムとは何か』 岩波書店。)

- Pauwels, T. (2014). *Populism in Western Europe: Comparing Belgium, Germany and the Netherlands*. Routledge.
- Paxton, F. & Peace, T. (2020). “Window Dressing? The Mainstreaming Strategy of the Rassemblement National in Power in French Local Government.” *Government and Opposition*, Online First.
- Paxton, F. (2021). “With a Little Help from Their Friends: The Consequences of Populists in National Government for Policymaking in Local Government.” *Government and Opposition*, Online First.
- Paxton, R. O. (1972). *Vichy France: Old Guard and New Order 1940-1944*. Alfred A. Knopf ([Kindle version]. Retrieved from Amazon.com) .
- Pedersen, K. (2005). “The 2005 Danish general election: A phase of consolidation.” *West European Politics*, 28(5), 1101-1108.
- Pedersen, M. N. (1990). “Electoral Volatility in Western Europe, 1948-1977.” in Mair, P. (ed.). *The West European Party System*. Oxford University Press, 195-207.
- Pelizzo, R. (2003). “Party positions or party direction? An analysis of Party Manifesto Data.” *West European Politics*, 26(2), 67-89.
- Pelizzo, R. (2010). “Party Direction: The Italian Case in Comparative Perspective.” *Party Politics*, 16(1), 51-67.
- Pels, D. (1993). “The dark side of socialism: Hendrik de Man and the fascist temptation.” *History of the Human Sciences*, 6(2), 75-95.
- Perussuomalaiset. (2003). *Perussuomalaisten Eduskuntavaaliohjelma 2003*. Perussuomalaiset.
- Perussuomalaiset. (2007). *Perussuomalaiset rp. - Eduskuntavaaliohjelma 2007: Oikeudenmukaisuuden, hyvinvoinnin ja kansanvallan puolesta!*. Perussuomalaiset.
- Perussuomalaiset. (2008) . *Perussuomalaisten kunnallisvaaliohjelma 2008 - Äänestäjän asialla*. Perussuomalaiset.
- Perussuomalaiset. (2011a). *Suomalaiselle sopivin - Perussuomalaiset r.p:n eduskuntavaaliohjelma 2011*. [https://www.perussuomalaiset.fi/wp-content/uploads/2013/04/Perussuomalaisten_eduskuntavaaliohjelma_2011.pdf] (2021. 09. 12 確認) .
- Perussuomalaiset. (2011b). *Fit for the Finns-The Finns Party' s Election Programme for the Parliamentary Election 2011/summary*. [https://www.perussuomalaiset.fi/wp-content/uploads/2013/04/Perussuomalaisten_eduskuntavaaliohjelma_2011-english_summary_2.0.pdf] (2020. 08. 24 確認) .

- Perussuomalaiset. (2011c). *Yhteenveto vaaliohjelmasta*.
 [https://www.perussuomalaiset.fi/wp-content/uploads/2013/04/Perussuomalaisten_eduskuntavaaliohjelma_2011-lyhennelma.pdf] (2021.09.12 確認) .
- Perussuomalaiset. (2015). *The Finns Party. The Finnish Parliament Elections of 2015. The Finns Party's Immigration Policy*.
 [https://www.perussuomalaiset.fi/kielisivu/in-english/] (2020.08.24 確認) .
- Perussuomalaiset. (2019). *The Finns Party's Election Program 2019*.
 [https://www.perussuomalaiset.fi/kielisivu/in-english/] (2020.08.24 確認) .
- Petersson, O. (1995). *Nordisk politik, Upplaga 3:1*. Fritzes Förlag AB. (岡沢憲英監訳・斉藤弥生・木下淑恵訳 (1998) 『北欧の政治—デンマーク・フィンランド・アイスランド・ノルウェー・スウェーデン—』早稲田大学出版部。)
- Petrocik, J. R. (1996). “Issue Ownership in Presidential Elections, with a 1980 Case Study.” *American Journal of Political Science*, 40(3), 825–850.
- Pettitt, R. T. (2014). *Contemporary Party Politics*. Palgrave Macmillan.
- Phillips, A. W. (1958). “The Relation between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rates in the United Kingdom, 1861–1957.” *Economica*, 25(100), 283–299.
- Pierson, P. (2001). “Post-Industrial Pressures on the Mature Welfare States.” in Pierson, P. (ed.). *The New Politics of the Welfare State*. Oxford University Press, 80–104.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. (1984). *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*. Basic Books. (山之内靖・永易浩一・菅山あつみ訳 (2016) 『第二の産業分水嶺』ちくま学芸文庫。)
- Pirro, A. LP. & van Kessel, S. (2018). “Populist Eurosceptic trajectories in Italy and the Netherlands during the European Crises.” *Politics*, 38(3), 327–343.
- Pitkin, H. F. (1967). *The Concept of Representation*. University of California Press. (早川誠訳 (2017) 『代表の概念』名古屋大学出版会。)
- Plasser, F., Ulram, P. A. & Grausgruber, A. (1992). “The Decline of ‘Lager Mentality’ and the New Model of Electoral Competition in Austria.” in Luther, K. R. & Müller, W. C. (eds.). *Politics in Austria: Still a Case of Consociationalism?* Frank Cass, 16–44.
- Plescia, C., Kritzinger, S. & De Sio, L. (2019). “Filling the Void? Political Responsiveness of Populist Parties.” *Representation*, 55(4), 513–533.
- Poguntke, T. Scarrow, S. E. & Webb, P. D. et al. (2016). “Party rules, party resources and the politics of parliamentary democracies: How parties organize in

- the 21st century. *Party Politics*, 22(6), 661-678.
- Polk, J., Rovny, J., Bakker, R., Edwards, E., Hooghe, L., Jolly, S., Koedam, J., Kostelka, F., Marks, G., Schumacher, G., Steenbergen, M., Vachudova, M. A. & Zilovic, M. (2017). "Explaining the salience of anti-elitism and reducing political corruption for political parties in Europe with the 2014 Chapel Hill Expert Survey data." *Research & Politics*, 4(1), 1-9.
- Pop-Eleches, G. & Tucker, J. A. (2020). "Communist Legacies and left-Authoritarianism." *Comparative Political Studies*, 53(12), 1861-1889.
- Poyet, C. & Raunio T. (2021). "Confrontational but Respecting the Rules: The Minor Impact of the Finns Party on Legislative-Executive Relations." *Parliamentary Affairs*, 74(4), 819-834.
- Prentoulis, M. (2020). "Left Populism as a Political Project." in Eklundh, E. & Knott, A. (eds.). *The Populist Manifesto*. Rowman and Littlefield International, 95-106.
- Pressman, J. L. & Wildavsky, A. (1974). *Implementation: How Great Expectations in Washington are Dashed in Oakland; Or, Why It's Amazing that Federal Programs Work at All, This Being a Sage of the Economic Development Administration as Told by Two Sympathetic Observers Who Seek to Build Morals on a Foundation of Ruined Hopes*. University of California Press.
- Przeworski, A. & Sprague, J. (1986). *Paper Stones: A History of Electoral Socialism*. University of Chicago Press.
- Przeworski, A. (2008). *Capitalism and Social Democracy*. Cambridge University Press.
- Przeworski, A. (2018). *Why Bother with Elections?*. Polity.
- PVV. (2012). *Hún Brussel, óns Nederland: Verkiezingsprogramma 2012-2017*. Partij voor de Vrijheid.
- PVV. (2017). *Nederland Weer Van Ons! (Concept): Verkiezingsprogramma PVV 2017-2021*. Partij voor de Vrijheid.
- Qvortrup, M. (2018). "Germany's radical left is fueling anti-immigrant sentiment." *CNN*. [<https://edition.cnn.com/2018/09/07/opinions/sahra-wagenknecht-opinion-intl/index.html>] (2020.10.06 確認) .
- Rathgeb, P. (2018). *Strong Governments, Precarious Workers: Labor Market Policy in the Era of Liberalization*. Cornell University Press.
- Rathgeb, P. (2021). "Makers against takers: the socio-economic ideology and policy of the Austrian Freedom Party." *West European Politics*, 44(3), 635-660.
- Ravndal, J. A., Lygren, S., Jupskås, A. R. & Bjørgo, T. (2020). *RTV Trend Report 2020: Right-Wing Terrorism and Violence in Western Europe, 1990-2019*. Center for

- Research on Extremism: The Extreme Right, Hate Crime and Political Violence (University of Oslo).
- Rawls, J. (1999). *A Theory of Justice (Revised Edition)*. Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press.
- Reiljan, A., Kutiyski, Y. & Krouwel, A. (2020). "Mapping parties in a multidimensional European political space: A comparative study of the EUvox and euandi party position data sets." *Party Politics*, 26(5), 651-663.
- Rennwald, L. (2020). *Social Democratic Parties and the Working Class: New Voting Patterns*. Palgrave Macmillan.
- REP. (2019). *Bundesparteiprogramm*. Die Republikaner.
- Rhodes, M. (2013). "Labour Markets, Welfare States and the Contemporary Dilemmas of European Social Democracy." in Keating, M. & McCrone, D. (eds.). *The Crisis of Social Democracy in Europe*. Edinburgh University Press, 140-155.
- Rieselbach, L. N. (1995). *Congressional Politics: The Evolving Legislative System (Second Edition)*. Westview Press.
- Riker, W. H. (1962). *The Theory of Political Coalitions*. Yale University Press.
- Riker, W. H. (1982). "Implications from the Disequilibrium of Majority Rule for the Study of Institutions." in Ordeshook, P. C. & Shepsle, K. A. (eds.). *Political Equilibrium*. Kluwer • Nijhoff Publishing, 3-24.
- Riker, W. H. (1986). *The Art of Political Manipulation*. Yale University Press.
- Rinaldi, C. & Bekker, M. (2021). "Populist Radical Right Influence on Health Policy in the Netherlands: The Case of the Party for Freedom (PVV)." in Falkenbach, M. & Greer, S. L. (eds.). *The Populist Radical Right and Health: National Policies and Global Trends*. Springer, 59-77.
- Roberts, K. M. (2012). "Populism and democracy in Venezuela under Hugo Chávez." in Mudde, C. & Kaltwasser, C. R. (eds.). *Populism in Europe and the Americas: Threat or Corrective for Democracy?*. Cambridge University Press, 136-159.
- Rochon, T. R. (1985). "Mobilizers and Challengers: Toward a Theory of New Party Success." *International Political Science Review*, 6(4), 419-439.
- Rodríguez-Aguilera de Prat, C. (2013). *Euroscepticism, Europhobia and Eurocriticism: The Radical Parties of the Right and Left vis-à-vis the European Union*. Peter Lang.
- Rohrschneider, R. & Whitefield, S. (2012). *The Strain of Representation: How Parties Represent Diverse Voters in Western and Eastern Europe*. Oxford University Press.
- Rooduijn, M. (2013). *A Populist Zeitgeist? The Impact of Populism on Parties, Media*

- and the Public in Western Europe*. PhD thesis, University of Amsterdam.
- Rooduijn, M., de Lange, S. & van der Brug, W. (2014). "A Populist Zeitgeist? Programmatic Contagion by Populist Parties in Western Europe." *Party Politics*, 20(4), 563-575.
- Rooduijn, M., Van Kessel, S., Froio, C., Pirro, A., De Lange, S., Halikiopoulou, D., Lewis, P., Mudde, C. & Taggart, P. (2019). *The PopuList: An Overview of Populist, Far Right, Far Left and Eurosceptic Parties in Europe*. www.populist.org.
- Rose, R. (2014). "Responsible Party Government in a World of Interdependence." *West European Politics*, 37(2), 253-269.
- Rosenbluth, F. M. & Shapiro, I. (2018). *Responsible Parties: Saving Democracy from Itself*. Yale University Press.
- Röth, L., Afonso, A. & Spies, D. C. (2018). "The impact of Populist Radical Right Parties on socio-economic policies." *European Political Science Review*, 10(3), 325-350.
- Rothstein, B. (2011). *The Quality of Government: Corruption, Social Trust, and Inequality in International Perspective*. The University of Chicago Press.
- Rovny, J. (2013). "Where do radical right parties stand? Position blurring in multidimensional competition." *European Political Science Review*, 5(1), 1-26.
- Rovny, J. & Polk, J. (2020). "Still blurry? Economic salience, position and voting for radical right parties in Western Europe." *European Journal of Political Research*, 59(2), 248-268.
- Ruggie, J. G. (1982). "International regimes, transactions, and change: embedded liberalism in the postwar economic order." *International Organization*, 36(2), 379-415.
- Russo, L., Riera, P. & Verthé, T. (2017). "Tracing the electorate of the Movimento Cinque Stelle: an ecological inference analysis." *Italian Political Science Review*, 47(1), 45-62.
- Ruzza, C. (2018). "The Radical Right in Southern Europe." in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 717-737.
- Rydgren, J. (2004). *The Populist Challenge: Political Protest and Ethno-Nationalist Mobilization in France*. Berghahn Books.
- Rydgren, J. & van der Meiden, S. (2019). "The radical right and the end of Swedish exceptionalism." *European Political Science*, 18(3), 439-455.
- Sainsbury, D. (2012). *Welfare States and Immigrant Rights: The Politics of Inclusion and Exclusion*. Oxford University Press.

- Salo, S. & Rydgren, J. (2021). *The Battle Over Working-Class Voters: How Social Democracy Has Responded to the Populist Radical Right in the Nordic Countries*. Routledge.
- Sartori, G. (1976). *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*. Cambridge University Press. (岡沢憲英・川野秀之訳 (1995) 『現代政党学—政党システム論の分析枠組み— [新装版]』早稲田大学出版部。)
- Sassoon, D. (2013). *Contemporary Italy: Economy, Society and Politics since 1945*. Routledge.
- Sassoon, D. (2014). *One Hundred Years of Socialism: The West European Left in the Twentieth Century*. I. B. TAURIS.
- SCB. (2014). *Partisymptiundersökningen (PSU) november 2014*. Statistics Sweden. [<https://www.scb.se/en/fingding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/political-party-preferences/party-preference-survey-psu/>].
- SCB. (2016). *Partisymptiundersökningen (PSU) maj 2016*. Statistics Sweden. [<https://www.scb.se/en/fingding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/political-party-preferences/party-preference-survey-psu/>].
- SCB. (2018). *Partisymptiundersökningen (PSU) maj 2018*. Statistics Sweden. [<https://www.scb.se/en/fingding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/political-party-preferences/party-preference-survey-psu/>].
- Schain, M. A. (1988). “Immigration and changes in the French party system.” *European Journal of Political Research*, 16(6), 597-621.
- Schain, M. A. (2017). “The extreme-right and immigration policy-making: Measuring direct and indirect effects.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 458-473.
- Schedler, A. (1996). “Anti-Political-Establishment-Parties.” *Party Politics*, 2(3), 291-312.
- Schmitter, P. C. (2006). “A Balance Sheet of the Vices and Virtues of ‘Populisms’.” *Paper prepared for “The Challenge of the New Populism” Conference*, May 10-11, Sofia.
- Schumacher, G. & van Kersbergen, K. (2016). “Do mainstream parties adapt to the welfare chauvinism of populist parties?.” *Party Politics*, 22(3), 300-312.
- Schwedler, J. (2011). “Review Article. Can Islamists Become Moderates? Rethinking the Inclusion-Moderation Hypothesis.” *World Politics*, 63(2), 347-376.
- Schwörer, J. (2018). “‘Populistization’ of Mainstream Parties? Evidence for populist contagion in Italy.” *Paper Prepared for the ECPR General Conference*, August 22-25, Hamburg.

- SD. (2010). *99 förslag för ett bättre Sverige: Sverigedemokraternas kontrakt med väljarna 2010–2014*. Sverigedemokraterna.
- SD. (2014). *Vi Väljer Välfärd!: Sverigedemokratiskt valmanifest - valet 2014*. Sverigedemokraterna.
- SD. (2018). *Valplattform: Sverigedemokraternas valplattform 2018*. Sverigedemokraterna.
- SD. (2022). *Sverigedemokraternas Valplattform 2022: Inriktningsprogram för Sverigedemokraternas inflytande över svensk politik under nästa mandatperiod*. Sverigedemokraterna.
- Seeleib-Kaiser, M. (2003). "The Welfare State: Incremental Transformation." in Padgett, S., Paterson, W. E. & Smith, G. (eds.). *Developments in German Politics* 3. Duke University Press, 143–160.
- Shambaugh, D. (2009). *China's Communist Party: Atrophy and Adaptation*. University of California Press.
- Shapley, L. S. & Shubik, M. (1954). "A Method for Evaluating the Distribution of Power in a Committee System." *The American Political Science Review*, 48(3), 787–792.
- Shields, J. (2011). "Radical or not so Radical? Tactical Variation in Core Policy Formation by the Front National." *French Politics, Culture & Society*, 29(3), 78–100.
- Shields, J. (2013). "Marine Le Pen and the 'New' FN: A Change of Style or of Substance?." *Parliamentary Affairs*, 66(1), 179–196.
- Shields, J. (2014). "The Front National: From Systematic Opposition to Systemic Integration?" *Modern & Contemporary France*, 22(4), 491–511.
- Shields, J. (2018). "Electoral Performance and Policy Choices in the Front National." *Parliamentary Affairs*, 71(3), 538–557.
- Siaroff, A. (2019). *Comparative European Party Systems: An Analysis of Parliamentary Elections Since 1945*. Routledge.
- Sidoti, F. (1992). "The Extreme Right in Italy: Ideological Orphans and Countermobilization." in Hainsworth, P. (ed.). *The Extreme Right in Europe and the USA*. Pinter, 151–174.
- Sitter, N. (2006). "Norway's Storting election of September 2005: Back to the Left?." *West European Politics*, 29(3), 573–580.
- SMP. (1983). *Lahjomaton Voima: n 21 Vaaliteesiä*. Suomen Maaseudun Puolue.
- Spies, D. (2013). "Explaining Working-Class Support for Extreme Right Parties: A Party Competition Approach." *Acta Politica*, 48(3), 296–325.

- Spoon, J-J. (2015). *Political Survival of Small Parties in Europe (New Comparative Politics)*. University of Michigan Press.
- Standaert, S. (2015). "Divining the level of corruption: A bayesian state-space approach." *Journal of Comparative Economics*, 43(3), 782-803.
- Standing, G. (2011). *The Precariat: The New Dangerous Class*. Bloomsbury Academic.
- Sternhell, Z. (1976). "Fascist Ideology." in Laqueur, W. (ed.). *Fascism: A Reader's Guide: Analyses, Interpretations, Bibliography*. University of California Press, 315-376.
- Sternhell, Z., with Sznajder, M. & Asheri, M. (1989). *Naissance de l' idéologie fasciste*. Librairie Arthème Fayard. (Translated by Maisel, D. (1994). *The Birth of Fascist Ideology: From Cultural Rebellion to Political Revolution*. Princeton University Press.)
- Stokes, D. E. (1963). "Spatial Models of Party Competition." *The American Political Science Review*, 57(2), 368-377.
- Stolle, D., Hooghe, M. & Micheletti, M. (2005). "Politics in the Supermarket: Political Consumerism as a Form of Political Participation." *International Political Science Review*, 26(3), 245-269.
- Stöss, R. (1988). "The Problem of Right-Wing Extremism in West Germany." in von Beyme, K. (ed.). *Right-Wing Extremism in Western Europe*. Frank Cass, 34-46.
- Stöss, R. (translated from German by Lindsay Batson). (1991). *Politics Against Democracy: Right-Wing Extremism in West Germany*. Berg Pub Limited.
- Streeck, W. (1995). "German Capitalism: Does It Exist? Can It Survive?." *MPIFG Discussion Paper*, 95/5, 1-28.
- Strøm, K. (1990a). "A Behavioral Theory of Competitive Political Parties." *American Journal of Political Science*, 34(2), 565-598.
- Strøm, K. (1990b). *Minority Government and Majority Rule*. Cambridge University Press.
- Strøm, K. (1997). "Democracy, Accountability, and Coalition Bargaining: The 1996 Stein Rokkan Lecture." *European Journal of Political Research*, 31(1-2), 47-62.
- SVP. (2019). *Frei und Sicher. Ich will' s, Ich wähl' s: Parteiprogramm 2019 bis 2023*. Schweizerische Volkspartei.
- Sznajder, M. (1995). "Italy' s right-wing government: legitimacy and criticism." *International Affairs*, 71(1), 83-102.
- Taggart, P. (2004). "Populism and representative politics in contemporary Europe." *Journal of Political Ideologies*, 9(3), 269-288.
- Taggart, P. & Kaltwasser, C. R. (eds.). (2016a). "Special Issue: Dealing with

- Populists in Government.” *Democratization*, 23(2).
- Taggart, P. & Kaltwasser, C. R. (eds.). (2016b). “Dealing with populists in government: some comparative conclusions.” *Democratization*, 23(2), 345-365.
- Taggart, P. (2017). “New populist parties in Western Europe.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 159-171.
- Tait, J. (2019). “Mencius Moldbug and Neoreaction.” in *Sedgwick, M. (ed.). Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 187-203.
- Talmon, J. L. (2017). *Myth of the Nation and Vision of Revolution: Ideological Polarization in the Twentieth Century (With a New Introduction by Irving Louis Horowitz)*. Routledge.
- Tálos, E. (1996). “Corporatism- The Austrian Model.” in Lauber, V. (ed.). *Contemporary Austrian Politics*. Routledge, 103-123. (ターロシュ・エマリヒ (1997) 「コーポラティズム—オーストリア・モデル」ラウバー・フォルクマール編 (須藤博忠訳) 『現代オーストリアの政治』信山社, 121-145 頁。)
- Tarchi, M. (2008). “Italy: A Country of Many Populisms.” in Albertazzi, D. & McDonnell, D. (eds.). *Twenty-First Century Populism: The Spectre of Western European Democracy*. Palgrave Macmillan, 84-99.
- Tarrow, S. G. (2011). *Power in Movement: Social Movements and Contentious Politics (Revised and Updated Third Edition)*. Cambridge University Press.
- Teitelbaum, B. (2017). *Lions of the North: Sounds of the New Nordic Radical Nationalism*. Oxford University Press.
- Teitelbaum, B. (2019). “Daniel Friberg and Metapolitics in Action.” in *Sedgwick, M. (ed.). Key Thinkers of the Radical Right: Behind the New Threat to Liberal Democracy*. Oxford University Press, 259-275.
- Teorell, J., Sundström, A., Holmberg, S., Rothstein, B., Pachon, N. A. & Dalli, C. M. (2021). *The Quality of Government Standard Dataset (version Jan21)*. University of Gothenburg: The Quality of Government Institute. [<http://www.qog.pol.gu.se>][doi:10.18157/qogstdjan21].
- Thomassen, J. (2011). “The blind corner of political representation.” *Paper presented at the workshop on “Inequality and Representation in Europe”*, January 13-14, Basel.
- Thomson, R. (2001). “The programme to policy linkage: The fulfilment of election pledges on socio-economic policy in the Netherlands, 1986-1998.” *European Journal of Political Research*, 40(2), 171-197.
- Tilly, C. (1978). *From Mobilization to Revolution*. Addison-Wesley. (堀江湛監訳・

- 小林良彰他訳 (1984) 『政治変動論』 芦書房。
- Tjerbo, T. & Hagen, T. P. (2009). “Deficits, Soft Budget Constraints and Bailouts: Budgeting after the Norwegian Hospital Reform.” *Scandinavian Political Studies*, 32(3), 337–358.
- Transparency International. (2021). *Corruption perception index 2020 [Licensed under CC-BY-ND 4.0]*. [https://www.transparency.org/cpi].
- Tronconi, F. (2018). “The Italian Five Star Movement during the Crisis: Towards Normalisation?” *South European Society and Politics*, 23(1), 163–180.
- Turtiainen, K. & Kokkonen, T. (2021). “Citizenship, populism and social work in the Finnish welfare state.” in Noble, C. & Ottmann, G. (eds.). *The Challenge of Right-Wing Nationalist Populism for Social Work: A Human Rights Approach*. Routledge, 122–134.
- Twist, K. A. (2019). *Partnering with Extremists: Coalitions between Mainstream and Far-Right Parties in Western Europe*. University of Michigan Press.
- UKIP. (2017). *Britain Together: UKIP 2017 Manifesto*. UK Independence Party.
- Upchurch, M., Taylor, G. & Mathers, A. (2009). *The Crisis of Social Democratic Trade Unionism in Western Europe: The Search for Alternatives*. Ashgate.
- van de Wardt, M., De Vries, C. E. & Hobolt, S. B. (2014). “Exploiting the Cracks: Wedge Issues in Multiparty Competition.” *The Journal of Politics*, 76(4), 986–999.
- Van der Brug, W., Fennema, M. & Tillie, J. (2005). “Why Some Anti-Immigrant Parties Fail and Others Succeed: A Two-Step Model of Aggregate Electoral Support.” *Comparative Political Studies*, 38(5), 537–573.
- Van der Brug, W. & Van Spanje, J. (2009). “Immigration, Europe and the ‘new’ cultural dimension.” *European Journal of Political Research*, 48(3), 309–334.
- van Donselaar, J. (2017). “Patterns of response to the extreme right in Western Europe.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 543–557.
- Van Haute, E., Barberà, O., Bennie, L., Bolin, N., Christophorou, C., Cross, W., Delwit P., den Ridder, J., Enyedi, Z., Ennsner-jedenastik, L., Espirito Santo, P., Gauja, A., Heidar, K., Ikstens, J., Indridason, I., Ionascu, A., Jastramskis, M., Jupskås, A.R., Kenig, O., Kocijan, B., Koole, R., Kosiara-Pedersen, K., Krasovec, A., Ladner, A., Linek, L., Paczesniak, A., Paulis, E., Pettai, V., Rahat, G., Ribeiro, P.F., Rodriguez Teruel, J., Sandri, G., Sierens, V., Soare, S., Spier, T., van Holsteyn, J., Voerman, G., Weeks, L., Westinen, J. & Zemanik, M. (2015). “MAPP: Party Membership Figures in 32 countries. 1945–2014” . *MAPP*

- Project Data Archive*. [www.projectmapp.eu].
- Van Holsteyn, J. (2018). “The Radical Right in Belgium and the Netherlands.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 678–715.
- Van Kessel, S. (2021). “The Netherlands: How the Mainstream Right Normalized the Silent Counter-Revolution.” in Bale, T. & Kaltwasser, C. R. (eds.). *Riding the Populist Wave: Europe’s Mainstream Right in Crisis*. Cambridge University Press, 193–215.
- Van Spanje, J. & Van Der Brug, W. (2007). “The Party as Pariah: The Exclusion of Anti-Immigration Parties and its Effects on their Ideological Positions.” *West European Politics*, 30(5), 1022–1040.
- Van Spanje, J. & Van Der Brug, W. (2009). “Being intolerant of the intolerant: The exclusion of Western European anti-immigration parties and its consequences for party choice.” *Acta Politics*, 44(4), 353–384.
- Van Spanje, J. (2010). “Parties beyond the pale: Why some political parties are ostracized by their competitors while others are not.” *Comparative European Politics*, 8(3), 354–383.
- Van Spanje, J. (2017). “Contagious parties: anti-immigration parties and their impact on other parties’ s immigration stances in contemporary Western Europe.” in Mudde, C. (ed.). *The Populist Radical Right: A reader*. Routledge, 474–491.
- VB. (1985). *Programma Parlementsverkiezingen 1985*. Vlaams Blok.
- VB. (1987). *Programma Parlementsverkiezingen 1987*. Vlaams Blok.
- Visser, J. (2019). *ICTWSS Database. Version 6.0*. Amsterdam Institute for Advanced Labour Studies (AIAS), University of Amsterdam. [http://ictwss.org/downloads].
- Voerman, G. & Lucardie, P. (1992). “The extreme right in the Netherlands: The centrists and their radical rivals.” *European Journal of Political Research*, 22(1), 35–54.
- Volkens, A. (2007). “Strengths and weaknesses of approaches to measuring policy positions of parties.” *Electoral Studies*, 26(1), 108–120.
- Volkens, A., Burst, T., Krause, W., Lehmann, P., Matthieß, T., Merz, N., Regel, S., Weßels, B. & Zehnter, L. (2020). *The Manifesto Data Collection. Manifesto Project (MRG/CMP/MARPOR)*. Version 2020b. Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung (WZB). [https://doi.org/10.25522/manifesto.mpbs.2020b].
- von Beyme, K. (1985). *Political Parties in Western Democracies*. St. Martin’s Press.
- von Beyme, K. (1988). “Right-Wing Extremism in Post-War Europe.” in von Beyme, K. (ed.). *Right-Wing Extremism in Western Europe*. Frank Cass, 1–18.

- Vossen, K. (2017). *The Power of Populism: Geert Wilders and the Party for Freedom in the Netherlands*. Routledge.
- Wagner, M. & Meyer, T. M. (2017). “The Radical Right as Niche Parties? The Ideological Landscape of Party Systems in Western Europe, 1980–2014.” *Political Studies*, 65(1S), 84–107.
- Walgrave, S., Lefevere, J. & Tresch, A. (2012). “The Associative Dimension of Issue Ownership.” *Public Opinion Quarterly*, 76(4), 771–782.
- Wandruszka, A. (1954). “Österreichs Politische Struktur: Die Entwicklung der Parteien und politischen Bewegungen.” in Benedikt, H. (ed.). *Geschichte der Republik Österreich*. R. Oldenbourg Verlag · München, 289–485.
- Weber, M. (2015). “Bureaucracy.” in *Weber’s Rationalism and Modern Society: New Translations on Politics, Bureaucracy, and Social Stratification (Edited & Translated by Tony Waters & Dagmar Waters)*. Palgrave Macmillan, 73–127.
- Weiß, V. (2017). *Die autoritäre Revolte: Die Neue Rechte und der Untergang des Abendlandes*. Klett-Cotta. (長谷川晴生訳・解説 (2019) 『ドイツの新右翼』新泉社。)
- Westinen, J. (2014). “True Finns: A Shock for Stability? Testing the Persistence of Electoral Geography in Volatile Elections.” *Scandinavian Political Studies*, 37(2), 123–148.
- Widfeldt, A. (2018a). *The Growth of the Radical Right in Nordic Countries: Observations from the Past 20 Years*. Migration Policy Institute.
- Widfeldt, A. (2018b). “The Radical Right in the Nordic Countries.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 770–797.
- Wildenmann, R. (1986). “The Problematic of Party Government.” in Castles, F. G. & Wildenmann, R. (eds.). *The Future of Party Government (Volume 1): Visions and Realities of Party Government*. Walter de Gruyter, 1–30.
- Williams, A. (2015). “A global index of information transparency and accountability.” *Journal of Comparative Economics*, 43(3), 804–824.
- Williams, M. H. (2018). “The Political Impact of the Radical Right.” in Rydgren, J. (ed.). *The Oxford Handbook of The Radical Right*. Oxford University Press, 439–467.
- Williamson, J. (1990). “What Washington Means by Policy Reform.” in Williamson, J. (ed.). *Latin American Adjustment: How Much Has Happened?*. Peterson Inst for intl Economics, 90–120.
- Wodak, R. (2015). *The Politics of Fear: What Right-Wing Populist Discourses Mean*. Sage. (石部尚登・野呂香代子・神田靖子編訳 (2019) 『右翼ポピュリズムのディスコース

—恐怖をあおる政治はどのようにつくられるのか』明石書店。)

- World Bank. (2021). *World development indicators*.
[<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>].
- Worth, O. (2019). *Morbid Symptoms: The Global Rise of the Far-Right*. Zed Books.
- Ylä-Anttila, T. & Ylä-Anttila, T. (2015). “Exploiting the Discursive Opportunity of the Euro Crisis – The Rise of The Finns Party.” in Kriesi, H. & Pappas, T. S. (eds.). *European Populism in the Shadow of the Great Recession*. ECPR Press, 57-72.
[https://www.researchgate.net/publication/312023689_Exploiting_the_Discursive_Opportunity_of_the_Euro_Crisis_The_Rise_of_The_Finns_Party, 80-103.].
- Zalan, E. (2020). “Hungary heads EU anti-fraud investigation list – again.” *euobserver*. [<https://euobserver.com/justice/149405>] (2020.09.18 確認) .
- Zandonella, M. & Perlot, F. “Election Day Survey: Austrian Parliamentary Election 2017.” *SORA Institute for Social Research and Consulting, ISA Institut für Strategieanalysen*. [https://www.sora.at/fileadmin/downloads/wahlen/2017_aust-national-election_charts.pdf].
- Zhang, C. C. (2019). “Right-Wing Populist Discourse on Chinese Social Media: Identity, Otherness, and Global Imaginaries.” *Brussels Working Paper*, 3/2019.
- Zhang, C. C. (2020). “Right-wing populism with Chinese characteristics? Identity, otherness and global imaginaries in debating world politics online.” *European Journal of International Relations*, 26(1), 88-115.
- Ziblatt, D. (2017). *Conservative Parties and the Birth of Democracy*. Cambridge University Press.
- Ziller, C. & Schübel, T. (2015). “‘The Pure People’ versus ‘the Corrupt Elite’? Political Corruption, Political Trust and the Success of Radical Right Parties in Europe.” *Journal of Elections, Public Opinion and Parties*, 25(3), 368-386.
- Zons, G. (2016). “How Programmatic profiles of niche parties affect their electoral performance.” *West European Politics*, 39(6), 1205-1229.
- Zulianello, M. (2014). “Analyzing party competition through the comparative manifesto data: some theoretical and methodological considerations.” *Quality & Quantity*, 48(3), 1723-1737.
- Zulianello, M. (2019a). *Anti-System Parties: From Parliamentary Breakthrough to Government*. Routledge.
- Zulianello, M. (2019b). “Varieties of Populist Parties and Party Systems in Europe: From State-of-the-Art to the Application of a Novel Classification Scheme to 66 Parties in 33 Countries.” *Government & Opposition*, Online First.

- Zur, R. (2019). "Stuck in the middle: Ideology, valence and the electoral failures of centrist parties." *British Journal of Political Science*, Online First.
- 秋山和宏・上岡敦 (2018) 「6章 政治過程の概説」秋山和宏・照屋寛之編著『新編現代政治過程』三和書籍, 83-96頁。
- 浅井亜希 (2019) 「北欧」松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房, 229-252頁。
- 浅古泰史 (2016) 『政治の数理分析入門』木鐸社。
- 石田徹 (2013) 「新しい右翼の台頭とポピュリズム—ヨーロッパにおける議論の考察」高橋進・石田徹編『ポピュリズム時代のデモクラシー—ヨーロッパからの考察』法律文化社, 44-69頁。
- 石田徹 (2016) 「福祉政治における「再国民化」の言説—福祉ツーリズム、福祉ポピュリズムをめぐって」高橋進・石田徹編『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ』法律文化社, 42-60頁。
- 伊藤武 (2014) 「イタリア」網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー [改訂第2版]』ナカニシヤ出版, 225-276頁。
- 伊藤武 (2016) 『イタリア現代史—第二次世界大戦からベルルスコーニ後まで』中公新書。
- 伊藤武 (2020) 「イタリアにおける同盟の挑戦—「主流化」をめぐるジレンマへの対応—」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 135-153頁。
- 今井貴子 (2009) 「イギリスの労働と福祉国家—「社会的なるもの」をもとめて—」新川敏光・篠田徹編『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の国際比較—』ミネルヴァ書房, 137-156頁。
- 上西秀明 (1998) 「ベルギーのオランダ語地域に見る民族地域主義の歴史的変遷と極右現象」山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書, 273-312頁。
- 宇野重規 (2016) 『保守主義とは何か—反フランス革命から現代日本まで』中公新書。
- 江利川悟 (2018) 「ダブリン規則と欧州人権条約上の送還国の義務」『六甲台論集 (国際協力研究編)』19, 1-21頁。
- 小川有美 (2010) 「北欧諸国—スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・アイスランド—」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック [第2版]』東京大学出版会, 209-225頁。
- 小川有美 (2018) 「多文化主義と福祉排外主義の間—オランダ、スウェーデン、デンマーク—」宮島喬・木畑洋一・小川有美編『ヨーロッパ・デモクラシー—危機と転換—』岩波書店, 151-172頁。
- 荻野晃 (2018) 「オルバーン政権と欧州難民危機 (2015-2017)」『法と政治』68 (4), 49-70頁。
- 長部重康 (2006) 『現代フランスの病理解剖』山川出版社。

- 梶原克彦 (2019) 「オーストリア」松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房, 115-132 頁。
- 加藤雅俊 (2020) 「福祉国家論からみる自由民主主義体制の存立構造—政治システムのインプット、アウトプット、前提に注目して—」日本政治学会編『自由民主主義の再検討 (年報政治学 2020-II)』筑摩書房, 15-36 頁。
- 菊池恵介 (2015) 「岐路に立つヨーロッパ—EU 議会選挙における極右躍進の背景—」『同志社グローバル・スタディーズ』5, 99-118 頁。
- 北原敦 (1995) 「二〇世紀のイタリア」森田鉄郎編『世界各国史 15 イタリア』山川出版社, 421-513 頁。
- 北村貴 (2018) 「オーストリアにおける政党システムと憲法政治—二大政党制から多党制への変遷の背景と帰結—」『法政論叢』54 (2), 207-223 頁。
- 倉地真太郎 (2018) 「デンマーク国民党による排外主義的福祉・税制—2004 年税制改革をめぐって—」『北ヨーロッパ研究』14, 1-11 頁。
- 向後英一・角田文衛 (1990) 「第二編 第一次世界大戦後の北欧」角田文衛編『世界各国史 6 北欧史』山川出版社, 220-321 頁。
- 古賀光生 (2008) 「「カリスマ」の誕生—現代西欧の極右政党における指導者権力の拡大過程—」日本比較政治学会編『リーダーシップの比較政治学 (日本比較政治学会年報第 10 号)』早稲田大学出版部, 171-190 頁。
- 古賀光生 (2012) 「オーストリア自由党の組織編成と政策転換」『立教法学』86, 217-249 頁。
- 古賀光生 (2013a) 「戦略・組織・動員 (2) —右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織—」『国家学会雑誌』126 (7・8), 635-687 頁。
- 古賀光生 (2013b) 「戦略・組織・動員 (4) —右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織—」『国家学会雑誌』126 (11・12), 997-1063 頁。
- 古賀光生 (2016) 「西欧保守における政権枠組の変容」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム—』岩波書店, 3-24 頁。
- 古賀光生 (2020a) 「「主流化」するポピュリズム?—西欧の右翼ポピュリズムを中心に—」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 2-25 頁。
- 古賀光生 (2020b) 「オーストリアにおけるクルツ政権の誕生—主流政党のポピュリズム化とポピュリズム政党の主流化—」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 154-179 頁。
- 古賀光生 (2021) 「自由党は、なぜ、再び急進化したのか?—議員候補者のリクルーティングが及ぼす影響—」『法学新報 (新井誠先生退職記念論文集)』127 (5・6), 241-271 頁。
- 近藤康史 (2008) 『個人の連帯—「第三の道」以後の社会民主主義—』勁草書房。
- 近藤康史 (2016) 『社会民主主義は生き残れるか—政党組織の条件—』勁草書房。
- 斎田温子 (2009) 「ドイツの確定拠出型個人年金制度 (リースター年金) の現状—金融危機

- 下でも投資信託商品の契約件数は増加—』『資本市場クォーターリー（野村資本市場研究所）』秋号, 1-10 頁。
- 佐藤良輔（2019）「イタリア」松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房, 175-192 頁。
- 塩川伸明（2008）『民族とネイション—ナショナリズムという難問』岩波新書。
- 篠原一（1986）『ヨーロッパの政治 [歴史政治学試論]』東京大学出版会。
- 清水謙（2011）「スウェーデンの 2006 年議会選挙再考—スウェーデン民主党の躍進と 2010 年選挙分析への指標」『ヨーロッパ研究』10, 7-27 頁。
- 清水謙（2019）「スウェーデンにおける移民・難民の包摂と排除—スウェーデン民主党の中道政党化をめぐる」宮島喬・佐藤成基編『包摂・共生の政治か、排除の政治か—移民・難民と向き合うヨーロッパ—』明石書店, 83-110 頁。
- 白石和幸（2019）「ギリシャ、シリア政権に終止符。新首相は減税と賃上げを打ち出す」
[https://www.excite.co.jp/news/article/Harbor_business_197050/]（2020.09.16 確認）。
- 新川敏光（2009）「21 世紀型労働運動を展望する」新川敏光・篠田徹編『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の国際比較—』ミネルヴァ書房, 1-13 頁。
- 進藤久美子（2014）『市川房江と「大東亜戦争」—フェミニストは戦争をどう生きたか—』法政大学出版局。
- 仙石学（2017）「ポーランド政治の変容—リベラルからポピュリズムへ?—」『西南学院大学法学論集』49 (2・3), 271-302 頁。
- 仙石学（2020）「ポピュリスト政権の経済政策—ヴィシエグラード諸国の比較から—」『比較経済研究』57 (2), 15-24 頁。
- ゾンマー、モニカ（2014）「ドイツ・ハルツ改革の功罪」労働政策研究・研修機構
[https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2014_10/german_01.html]
（2020.12.27 確認）。
- 大黒太郎（2003）「2000 年政権交代とオーストリア・デモクラシー—「連合形式」転換の政治過程—」『レヴァイアサン』32, 147-174 頁。
- 高橋進（1998）「イタリア極右の穏健化戦略—イタリア社会運動から国民同盟へ—」山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書, 131-177 頁。
- 高橋進（2013）「ポピュリズムの多重奏—ポピュリズムの天国：イタリア」高橋進・石田徹編『ポピュリズム時代のデモクラシー—ヨーロッパからの考察』法律文化社, 165-189 頁。
- 高橋秀寿（1998）「ドイツ「新右翼」の構造と「政治の美学」」山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書, 45-86 頁。
- 田口晃（2016）「国民党の興隆とスイスの民主政」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム—』岩波書店, 81-110 頁。
- 田口晃（2020）「直接民主主義（国民投票）とポピュリズム—スイスの事例で考える—」水

- 島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 202-234 頁。
- 竹田昌次 (2017) 「北欧福祉国家と移民政策—ジェンダー平等政策との関わりで—」『総合政策論叢 (中京大学)』第 8 号, 85-102 頁。
- 田端博邦 (2010) 『グローバリゼーションと労働世界の変容—労使関係の国際比較—』旬報社。
- 譚天 (2017) 「西欧における急進右翼ポピュリスト政党と左派政党の競争関係に関する一考察—一九八〇年代中葉以降の塊、仏、独および伊を中心に—」『法学 (東北大学法学研究科紀要)』81 (4), 511-583 頁。
- 譚天 (2019) 「選挙勢力から政権勢力へ—西欧における極右政党の主流化に関する比較分析—」日本政治学会編『成熟社会の民主政治 (年報政治学 2019-II)』筑摩書房, 233-263 頁。
- 譚天 (2020a) 「与党としての急進右翼ポピュリスト政党は「政府の質」に如何なる影響を与えるか—西欧の事例を中心として—」『公共研究』16 (1), 237-286 頁。
- 譚天 (2020b) 「(書評) 現代欧米急進右翼の思想的源流と発展を探って—「虎に乗ろう」から「虎を絞め殺せ」へ—」『東北法学』54, 46-74 頁。
- 津田由美子 (2017) 「ベルギーにおけるポピュリズムと地域主義政党: フラームス・ブロック (フラームス・ベラング) を中心に」『関西大学法学論集』66 (5-6), 1543-1566 頁。
- 津田由美子 (2018) 「連邦化をめぐる政治史」津田由美子・松尾秀哉・正峯朝香・日野愛郎編『現代ベルギー政治—連邦化後の 20 年—』ミネルヴァ書房, 15-32 頁。
- 坪郷實 (1993) 「戦後ドイツの極右主義と共和党」『思想』833, 40-62 頁。
- 坪郷實 (2016) 「Pegida 現象と「現実にある市民社会」論」高橋進・石田徹編『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ』法律文化社, 104-124 頁。
- 土倉莞爾 (2015) 「パスカル・ペリノーのフランス FN (国民戦線) 論」『関西法学』65 (3), 1-45 頁。
- 土倉莞爾 (2016) 「変貌するフランス「国民戦線」(FN)」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム—』岩波書店, 111-133 頁。
- 土倉莞爾 (2020) 「フランス選挙政治—エマニュエル・マクロンとマリーヌ・ルペンの対決」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦—岐路に立つ現代デモクラシー—』岩波書店, 111-134 頁。
- 中井遼 (2021) 『欧州の排外主義とナショナリズム—調査から見る世論の本質』新泉社。
- 中木康夫 (1990) 「現代フランスの政治」中木康夫・河合秀和・山口定著『現代西ヨーロッパ政治史』有斐閣ブックス, 131-234 頁。
- 中島晶子 (2016) 「左翼ポピュリズムという幻影—ギリシアの急進左派連合とスペインのポデモスから—」日本政治学会編『政党研究のフロンティア (年報政治学 2016-II)』木鐸

- 社, 144-162 頁。
- 中谷猛 (1990) 「19 世紀末フランス・ナショナリズムの境位—プレ・ファシズム思想の視点から—」『立命館経済学』39 (5), 162-213 頁。
- 中谷猛 (2007) 「思想としてのフランス共和主義とジャコバン主義の問題—フランスの政治文化の特徴についてのノート—」『同志社法学』59 (2), 161-194 頁。
- 中谷毅 (2017) 「結党 3 年の「ドイツのための選択肢」—3 州議会選挙結果および基本綱領の分析を中心に—」『法学研究 (愛知大学)』58 (1・2), 135-162 頁。
- 中田瑞穂 (2020) 「東中欧における「民主主義の後退」—「民主主義」と立憲主義の分断と接合—」日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性 (日本比較政治学会年報)』22, 89-120 頁。
- 西山隆行 (2021) 「アメリカの分断と 2020 年大統領選挙」『立教アメリカン・スタディーズ』43, 55-74 頁。
- 野川忍 (2006) 「ハルツ第Ⅲ法—就労促進制度と実施機関の改革」労働政策研究・研修機構編『労働政策研究報告書』No. 69, 15-26 頁。
- 野口悠紀雄 (2010) 『増補版 1940 年体制—さらば戦時経済—』東洋経済新報社。
- 畑山敏夫 (2007) 『現代フランスの新しい右翼—ルペンの見果てぬ夢—』法律文化社。
- 畑山敏夫 (2018a) 「マリーヌ・ルペンとフランスの右翼ポピュリズム—変容するフランス政治と「国民戦線 (FN)」について考える (2)」『佐賀大学経済論集』50 (4), 23-65 頁。
- 畑山敏夫 (2018b) 「マリーヌ・ルペンとフランスの右翼ポピュリズム—変容するフランス政治と「国民戦線 (FN)」について考える (4)」『佐賀大学経済論集』51 (2), 33-71 頁。
- 馬場優 (2013) 「オーストリアのポピュリズム—ハイダーからシュトラッヘへ—」高橋進・石田徹編『ポピュリズム時代のデモクラシー—ヨーロッパからの考察』法律文化社, 190-207 頁。
- 東原正明 (2006) 「極右政党としてのオーストリア自由党 (3) : ハイダー指導下の台頭期を中心に」『北海学院大学法学研究』42 (1), 173-218 頁。
- 東原正明 (2011) 「オーストリア—協調民主主義体制の発展と変容—」津田由美子・吉武信彦編『世界政治叢書 3 北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房, 169-190 頁。
- 東原正明 (2018) 「2016 年大統領選挙とオーストリアの極右政党—難民危機が与えた影響—」『法学論叢 (福岡大学)』62 (4), 959-1010 頁。
- 日野愛郎 (2018) 「政党政治のダイナミズム」津田由美子・松尾秀哉・正躰朝香・日野愛郎編『現代ベルギー政治—連邦化後の 20 年—』ミネルヴァ書房, 49-76 頁。
- 平島健司 (2017) 『ドイツの政治』東京大学出版会。
- 平田武 (2014) 「ハンガリーにおけるデモクラシーのバックスライディング」日本比較政治学会編『体制転換／非転換の比較政治学 (日本比較政治学会年報第 16 号)』ミネルヴァ書房, 101-127 頁。
- 星野智 (1998) 『現代ドイツ政治の焦点 (中央大学現代政治学双書 14)』中央大学出版部。

- 前田朗 (2014) 「ヘイトクライム禁止法 (64) ベルギー」前田朗 Blog[https://maeda-akira.blogspot.com/2014/03/blog-post_1739.html] (2021.03.16 確認)。
- 増田正勝 (2010) 『ドイツ経営パートナーシップ史』 森山書店。
- 水島治郎 (2012) 『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』 岩波書店。
- 水島治郎 (2015) 「「理想の国」のポピュリズム—スイス国民党と国民投票」『千葉大学法学論集』 第 29 巻第 3 号, 1-21。
- 水島治郎 (2016a) 『ポピュリズムとは何か—民主主義の敵か、改革の希望か』 中公新書。
- 水島治郎 (2016b) 「「自由」をめぐる闘争—オランダにおける保守政治とポピュリズム—」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム—』岩波書店, 135-159 頁。
- 宮本太郎 (2009) 「スウェーデンの福祉国家と労働運動—未完のプロジェクト—」新川敏光・篠田徹編『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の国際比較—』ミネルヴァ書房, 249-267 頁。
- 村上信一郎 (1989) 『権威と服従—カトリック政党とファシズム—』名古屋出版会。
- 村松恵二 (1998) 「オーストリアの新右翼—「合意民主主義」の危機とオーストリア自由党の躍進」山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書, 179-225 頁。
- 村松恵二 (2015) 「右翼的ポピュリズム政党の成功・凋落・再生の政治的メカニズム」『青森法政論叢』 16, 64-77 頁。
- 安井宏樹 (2009) 「ドイツの労働運動と政治—戦後福祉国家下の成功とその動揺への苦悩」新川敏光・篠田徹編『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の国際比較—』ミネルヴァ書房, 178-196 頁。
- 安井宏樹 (2020) 「ドイツにおけるポピュリスト政党の台頭とその影響」『神戸法学年報』 第 34 号, 39-57 頁。
- 八十田博人 (2019) 「左派ポピュリスト政党としての「五つ星運動」」『公研』 第 670 号, 82-83 頁。
- 八十田博人 (2020) 「イタリアの移民政策の転換—2017 年以降の規制強化」『上智ヨーロッパ研究』 第 12 号, 47-64 頁。
- 八十田博人 (2021) 「イタリア財政の展望—「経営者国家」の復活?—」科研費基盤研究 (A) 財政再建国家化による政治変容の国際比較—民主的サブシステムの連続性と多様性, オンライン研究会, 6 月 19 日。
- 山岡龍一 (2006) 「政治におけるアカウントビリティー—代表, 責任, 熟議デモクラシー—」『早稲田政治経済学雑誌』 364, 20-33 頁。
- 山口定 (2014) 『ファシズム』 岩波書店。
- 山田千秀 (2010) 「フランス及びドイツにおける家族政策—海外調査報告」『立法と調査 (参議院調査局)』 310, 3-12 頁。
- 山之内靖 (2015) 『総力戦体制』 ちくま学芸文庫。

- 横田正顕 (2015) 「南欧政治における代表と統合の背理—欧州債務危機とデモクラシーの縮退—」日本政治学会編『代表と統合の政治変容 (年報政治学 2015-II)』木鐸社, 100-129 頁。
- 横田正顕 (2016) 「危機の中のスペイン自治州国家—再集権化とカタルーニャ独立問題—」『法学 (東北大学法学研究科紀要)』80 (1), 1-46 頁。
- 横田正顕 (2018) 「ポルトガルは「反緊縮」路線に転じたのか?—2015 年総選挙と社会党少数派政権の意味—」SYNODOS [<https://synodos.jp/international/22044>] (2020.09.23 確認)。
- 吉田徹 (2008a) 「『選択操作的リーダーシップ』の系譜—ミッテランとサッチャー—」日本比較政治学会編『リーダーシップの比較政治学 (日本比較政治学会年報第 10 号)』早稲田大学出版部, 61-80 頁。
- 吉田徹 (2008b) 『ミッテラン社会党の転換—社会主義から欧州統合へ—』法政大学出版局。
- 吉田徹 (2011) 『ポピュリズムを考える—民主主義への再入門—』NHK 出版。
- 吉田徹 (2020) 『極右に投票する労働者—階級ヘゲモニー政治の崩壊と再生—』日本政治学会編『自由民主主義の再検討 (年報政治学 2020-II)』筑摩書房, 37-54 頁。
- 吉武信彦 (2005) 「デンマークにおける新しい右翼—デンマーク国民党を事例として—」『地域政策研究』8 (2), 21-50 頁。
- 吉武信彦 (2008) 「北欧の国民投票制度—代表制民主主義と国民投票—」『慶應の政治学 地域研究—慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集— (慶應義塾大学法学部)』259-289 頁。
- 吉武信彦 (2015) 「デンマーク」池谷知明・河崎健・加藤秀治郎編『新・西欧比較政治』一藝社, 152-159 頁。
- 吉野孝 (2015a) 「政党システムの安定と変化」川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子著『現代の政党と選挙』有斐閣アルマ, 263-285 頁。
- 吉野孝 (2015b) 「政党組織」川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子著『現代の政党と選挙』有斐閣アルマ, 43-68 頁。
- 労働政策研究・研修機構 (2019) 「ハルツ IV の改正をめぐる議論が活発化」 [https://jil.go.jp/foreign/jihou/2019/08/germany_01.html#link_01] (2020.12.27 確認)。
- 若松邦弘 (2013) 「自由主義右派の政党組織化—連合王国独立党 (UKIP) の展開と政党政治上の意味—」『国際関係論叢 (東京外国語大学国際関係研究所)』2 (2), 115-158 頁。
- 渡辺博明 (2014) 「北欧諸国」網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー [改訂第 2 版]』ナカニシヤ出版, 333-382 頁。
- 渡辺博明 (2015) 「スウェーデンにおける代表と統合の変容—選挙連合政治の出現と右翼ポピュリスト政党の台頭—」日本政治学会編『代表と統合の政治変容 (年報政治学 2015-II)』木鐸社, 80-99 頁。
- 渡辺博明 (2016) 「スウェーデンにおける「再国民化」と民主政治のジレンマ」高橋進・石

田徹編『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ』法律文化社，205-222 頁。